第五編　行政史

第一章　行政制度の変遷

第一節　開拓使と勇払

一　明治維新と勇払

明治新政府の成立と箱館裁判所の設置　慶応三年（一八六七）十月十五日、二六五年の政権を維持し続けてきた江戸幕府も時代の流れに抗しきれず十五代将軍徳川慶喜の大政奉還によって崩壊し、同年十二月九日王政復古の大号令により維新政府が成立し、蝦夷地いっさいの政治も幕府の手をはなれ、新政府に帰属することになった。

当時の北辺の情勢はロシアの南下政策が活発化し、樺太まで進出しており、着々と地域拡大に努めようとしていた。新政府においては旧幕府側の残存勢力による反乱の平定など重要問題を抱えて未だ内政も整わない状況下にあった。しかし、世論は北辺の重大なることを訴える声が大きく、早くも明治元年二月清水谷公考、高野保建による建議書の提出となった。

その内容は、第一に奥羽戦争が拡大し、徳川・荘内などの賊徒の安居は失われるべく、ここに今や民夷の制度もなくなった。蝦夷地の不軌の輩と相通じ、また声援をなすなどのおそれがあること。第二に、ロシアは元来の蚕食の念が盛んで、この内乱と蝦夷の状況の虚に乗じ、久春古丹を占拠するのみか、さらにどのような挙動をおこすかもはか

り知れない状態であること。第三に、蝦夷地は漁業の利おびただしい場所で、この地を確保することによって軍費の一助ともなりうること、などであったが、一日も早く適当な人を選び、蝦夷地に派遣することを懇願している。

この建議によって、新政府は、はじめて北辺の問題を知ることとなり、同年三月二十五日には次の三点が論議されることになり、蝦夷地問題がとりあげられ、その解決に努めようとした。

一、箱館裁判所取建てられること。

二、同所総督、副総督、参謀等人選のこと。

三、蝦夷名目改められ南北二道立置されては如何。

かくして、明治元年四月十二日、新政府がこの問題をとりあげてからわずか一カ月後にして箱館裁判所設置が確定された。(裁判所の呼称は今日の司法上の意味ではなく、一般民政を担当する特定の地方行政機関をさしている。新政府は江戸を除き各地に同様の裁判所を設けている。)そして、仁和寺宮嘉彰親王を総督に、清水谷公考、土井利恒を副総督に任じたのであるが、嘉彰親王は総督を固辞したので、清水谷が総督に任命された。また、当初決定された蝦夷地経営の大綱は次の七項目からなっており、これは新政府が蝦夷地対策および開拓問題に関してだした最初のものであった。

覚

一、箱館裁判所総督へ蝦夷地開拓之御用トモ御委任有之候事

一、追テ蝦夷ノ名目被相改、南北二道ニ御立被成、早々測量家ヲ差遣、山川ノ形勢ニ随ヒ新ニ国ヲ分チ名目ヲ御定有之候事

一、列藩ヨリ土地開拓之事等相心得候ハ於朝廷御借リ上ケ被成、尽ク総督ノ管轄ニ相成、現地ノ形勢情実得ト御詮議ノ上、次第被為立候テ御手下シ可有之候事　従来蝦夷地探索其形勢情実相弁候、乍去御召出ノ儀勿論ニ候、猥リニ浮浪ノ徒ヲ遣ヒ候儀ハ不宜候事

一、従来蝦夷ヨリ出シ候諸税、蝦夷地開拓ノ入費ニ相用、屹度開墾ノ目的相立候迄ハ他ノ入用ニ不致候事
一、開墾ヲ相望ノ諸候有之候ハハ、御詮議ノ上土地御渡シ被仰付、開墾ノ目的相立候上ニテ検察イタシ、相応ノ貢税朝廷へ相納候様被仰候事
速ニ利ヲ求メス真ニ廃物ヲ興スノ御主意ニテ開墾ノ目的相立可申事
一、サウヤ辺カラフトへ近ク相望候場所ニテ一府ヲ被立置度候事
一、蝦夷地開拓ノ規模大略相立候上ニテ、北蝦夷開拓ノ手段ヲ被為尽度候事

（『新北海道史』―第三巻　昭和四十六年　北海道）

この開拓条項は箱館裁判所から箱館府、さらに開拓使初期にいたるまで蝦夷地（樺太を含み）開拓の基本とされたもので注目すべき点が多い。

さて、清水谷公考を総督とする一行一〇〇名は明治元年閏四月十四日京都を出発、敦賀港から海路をとり江差に上陸し、同年二十六日に五稜郭にはいった。そして、五月一日をもって旧箱館奉行杉浦勝誠から事務引き継ぎを受け、旧幕府奉行所の役人も人材に応じてそれぞれ任用することにし、ここに蝦夷地全島が名実ともに新政府の統治下に属することになった。

政府は同年閏四月二十四日、箱館裁判所を箱館府と改称していたが、清水谷総督一行が箱館に到着したのは同月の二十六日のことであり、しかも中央政府からの官制改革の通達は未着であって、同年五月一日の開庁時には箱館裁判所であった。そして、管内にこの裁判所を府に改称した旨の告示は七月十七日のことであった。これにより清水谷総督も箱館府知事（知府事が正式で一般的に府知事）と改称されたが、その職務権限、内容にはなんら異なるところはなかった。

ところが、同年十月二十日になって、榎本武揚ら旧幕府脱走軍による箱館戦争のぼっ発となり、箱館府は青森に移

転し形式的には府務をとっていたとはいえ、翌年の五月十八日までは実質的に脱走軍によって全道は占領されていた。十一月脱走軍は箱館に上陸すると箱館奉行所を置き、十二月には公選による榎本武揚を総裁とする蝦夷島政権を樹立したが、もとよりこれは正式な統治または行政機関とは認められないものであった。彼らが望んでいたのは、徳川家の一人を大総督に迎え、天皇のもとで、蝦夷地に再度徳川家の復活を夢みていたのであった。

さらにまた、東北諸藩の動揺などがあって、蝦夷地を警備していた東北諸藩はそれぞれ引き揚げるということもあって、白老には仙台陣屋、勇払には同勤番所のあった当地方は極めて不安な状態であった。

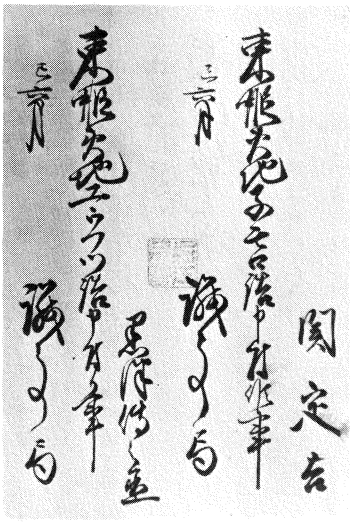
しかし、約八カ月におよんだ箱館戦争も政府軍の武力鎮圧により明治二年五月十八日、榎本らは五稜郭を開城し政府軍の軍門に降った。

勇払役所の設置　箱館戦争が終結すると箱館府は再び五稜郭に戻ったが、これは明治二年五月十九日、つまり榎本らが開城した翌日であった。

清水谷府知事は同年六月兼務していた軍職を免ぜられ府知事本務となって、戦争による被害、損害を立直し、民生安定に主力を注ぐことになった。そしてまた、地方行政を進めるため、蝦夷地数カ所に同府出先機関としての役所を設け、北辺警備と地方開発を推進しようとした。

明治二年六月、箱館府は勇払越え、千歳越えとしての要地であった東蝦夷地の中心地である勇払にも役所を置き、元官軍士官大砲隊々長で箱館戦争で活躍した黒沢傳之丞（正吉）[1]をその責任者として、東蝦夷地ユウフツ詰を申付けたのであった。

このほか同月中に三好兵馬、西村定蔵、佐嶋倫蔵を東蝦夷地ユウフツ詰に申付け、井手誠造など七名を「東蝦夷地ユウフツ詰申付候条黒沢傳之丞随従可致事」（辞令簿箱館府）とし、勇払詰は一一名となった。



箱館府勇払詰辞令（明治２年）
〔道行政資料課蔵〕

箱館戦争が終結し蝦夷地は一応の平定をみたとはいえ、外部ではロシア船の接近、内部では東北諸藩の動乱の影響をうけまだまだ不安な状態が残っていた。こうした中で勇払役所が置かれたが、箱館府自身としても拡大すぎる蝦夷地の開拓には、その方策さえ明確に打ち出すことのできない状況下にあったので、勇払役所においても東蝦夷地の中央部一帯を管轄地域としたから、この地域の掌握につとめる程度であった。だが、不安な状況下の蝦夷地では、住民の訴訟、罪人などの取扱いなどがあって、この方面では多忙を極めていたと、慶応年間に勇払に来た八戸伊代吉は伝えている。(2)

こうした中にあって、太政官の制札が会所前に高々と掲げられていたことを、後の高知藩は報告している。なお、当時勇払役所が使用した建物は仙台藩使用の勤番所で、これを一部増築し玄関には鉄砲が並べられ、ものものしい警戒ぶりであったといわれる。

当時の住民生活についてみると、覚生の水島彦右衛門、錦多峰の川村善右衛門、小糸魚の白島萬吉、苫小牧の白沢亥之松、木村亀太郎、相馬善右衛門、中山相馬などの永住人とその家族など一九世帯八二人が海岸沿いに居住し、漁業と一反から五反程度の畑地をもって耕作し生計をたてていた。また、勇払村の場所請負人には植田甚蔵、八戸伊代吉などが幹部となってアイヌ三〇〇人を使役する大漁場経営に従事していた。また、これとは別に、別々から真小牧の海岸にかけてイワシ出稼人が一二人前後入って漁をしており、海岸線には三三の納屋が建ち並び、一漁場三〇人から四〇人の漁夫が働いていたから、春の漁期には大変なにぎわいを見せ、出稼漁夫同志のけんか、とばくが絶えな

かった。だが、夏に入ると次第に出稼人の数は減り、秋には越年する番人と永住人だけが残り全くさびしいところに変わってしまった。

こうした中では、箱館府の役人と漁夫たちでは全く別世界の人間であったといえる。ただ、治安関係、税関係では請負人、支配人、実力者などはかなりみじかな関係にあった。そして、その後において、植田甚蔵のように勇払千歳白老三郡戸長に、水島彦右衛門、木村亀太郎などは総代人となり、苫小牧地方の末端行政、自治を担当する人たちもいた。

注(1)『開拓使職員録』明治七年　北海道行政資料課蔵
(2)『苫小牧町史』昭和十五年　苫小牧町

二　開拓使の設置と高知藩の支配

開拓使の設置と勇払役所　明治二年七月、新政府は箱館府を廃し、新たに開拓使を設置し、元佐賀藩主・中納言鍋島直正を津田正臣、岩村通俊、岡本監輔、松浦武四郎を任じ陣容を一新し、いよいよ画期的な蝦夷地経営を指向してその第一歩を踏み出した。初代開拓使長官に任じ、清水谷公考は次官となったが、同年九月に辞任した。さらに判官に島義勇

開拓使は太政官に直属する機関であったが、その外局ともいうべき存在であった。これらの外局は特殊的あるいは臨時的政務を担当する機関であったから、同年までには開拓使を除き廃止されたり、他の機関へ吸収されたりした。開拓使だけが残されたことは中央政府においていかに蝦夷地に対して重大な関心を寄せていたかを示すものである。明治二年九月には箱館に開拓使出張所を設け、これは後に業務が進展し整備されると本庁となり、東京は出張所とな

った。

こうして蝦夷地の開拓は開拓使長官に『開拓』に関するすべてを総判するという役割を与えた。しかし、開拓の内容、範囲、長官の権限、委任条項などは示されなかった。これらの具体的問題に関しては、その都度太政官の指示、あるいは太政官へ伺いをたてて決裁をあおぐという形態をとっていたから、中央政府の判断、施策によるところが大きかった。

開拓使は場所請負制度の改革、海官所、産物会所の設立など諸政の刷新をはかるとともに、北辺や要地に重点をおき、その地の官員の官祿（給料）の割増、一部地区への増員をはかり北辺警備と開拓業務、さらに地方行政を進めようとした。

箱館府時代に設置された勇払役所は、開拓使時代になってもそのまま引き継がれた。しかしながら、明治二年八月になって山越内、クスリ（釧路）、アッケシ、トカチ、ウスなどの東蝦夷地にそれぞれ詰員を申付けているところから、八月ころには勇払役所の統轄地域は西はホロベツから東は様似に至るまでに縮小されたものと思われる。[1] さらに、このころには、新地へのひんぱんな詰員の発令が行われていることが当時の辞令簿等から知られるので、開拓使としても地方行政区画の再編成を考えていたものであろう。これは次の蝦夷地の国郡分割となってあらわれている。

ところが、この八月、本道は各省藩、士族、寺院などの分領支配による開拓を進めることになり分領地の引き渡しが行われたが、勇払役所においてもこの引き渡し事務を行っていたことが、幌別の『片倉家北海道移住顚末』から知ることが出来る。

また、勇払外二郡も高知藩の支配地となり、分領支配地の引き渡しが完了すると、明治三年勇払役所は廃止となった。

北海道の命名と国郡分割　新政府は明治元年四月十七日に達した蝦夷地開拓七項目のなかで、後日蝦夷の名称を改めて南北二道とし、国を分けて名目を定めることを明確にうたったが、開拓使は弘化年間以来六回にわたり全道を調査している判官松浦武四郎の意見を徴した。

松浦は明治二年七月十七日、道名に関する意見書を提出して、日高見国、北加伊道（ほっかいどう）、海北道、海島道、東北道、千島道の六つの道名候補を提示して、歴史的理由に重点をおきその由来を説明している。すなわち、あらえぞ、にぎえぞ、津軽えぞの古名から、えぞはもともと地名でないことを論じ、北加伊道については「夷人みずからその国を呼ぶに加伊という」とし、土人たちはたがいにカイノと呼び、これがなまってアイノとも近ごろでは呼んでいると説明した。この結果北加伊道が採用されることになったが、『加伊』が『海』となり、ここにはじめて『北海道』という名称が生まれた。

松浦はつづいて国名および郡名に関する意見書をもそれぞれ提出したが、これは武四郎自著の『東西蝦夷山川地理取調図』が参考にされたもので、由来を述べている。

かくして明治二年八月十五日にいたり「蝦夷地自今北海道ト被称、十一箇国ニ分割、国名郡名等別紙之通被仰出候事」（太政官公文録）と公布し北海道は一一国八六郡に区画された。この国、郡の設置は北海道の行政を推進するため大いに役立ち、諸般を刷新するところとなった。

胆振国及び勇払郡については、松浦は山越内からサル境までを一国とし、その中心地を勇払としている。また、さもなくばもっと小さくし山越内からホロヘツまでを一とし宇須としては、とそれぞれその由来を述べている。郡名についても同様の意見を述べている。

国名之儀

胆振（イブリ）

西山越内ニ始リ、東サル境ニ及ヒ、海岸五十九里二丁ヲ一局ニ仕度候、右地名相考候ニ別ニ心当モ無御座候得共、古典ニ右之文字モ見当リ候間如何ト奉存候

斉明天皇三月阿倍臣簡集飽田渟代二郡蝦夷二百四十一人、其虜（とりこ）三十一人、津軽郡蝦夷一百十二人、其虜四人、胆振鉏の蝦夷廿人を一所、日本記（注、日本書記のこと）

ユウフツ訳シテ温泉尻ニ相成申候。ユウハ温泉ニテ、フツハフツウト申水口ト申儀ニ御座候。此場所此辺大場所ニテ土人モ多分御座候間、元地ニ仕候テ如何ト奉存候

右イフツヲ是ヨリ奥之方ニ付、山越内ヨリホロヘツ迄ヲ一局ニ取候ハハ、宇須之号如何ニ御座候哉。ウスハウシヨロ之俗ニテ入輪ニシテ懐ノ儀ナリ。此辺エトモ之岬ヨリ向沙原ニ向テ懐之如ク湾ニナリシヲ号シナリ。依テ此湾局之名ニ仕候ハハ、相応ト奉存候

郡　七郡

但　宇須之方ニ仕候ハハ五郡ニ割候方ト奉存候

郡名之儀ニ付申上候書付

勇払郡

西白老領東サル領分界フイハフ迄テ海岸十一里廿六丁ヲ一郡ニ仕候

夷言イフトハ温泉ノ┐（コト）ブットハブツウト申水口ト申事湯之尻ト訳シ申候間譯テ温泉ニテ相應仕候

（『郡名之儀ニ付申上候書付』）

開拓使はこのようにして松浦武四郎の上申により国郡に分割したが、当地方は胆振国勇払郡に属した。なお、当初の胆振国は千歳郡、山越郡のうち西北部を含んでいた。

高知藩の蝦夷地開発　高知藩が蝦夷地に関心を示したのは安政年間からであった。安政元年（一八五四）三月の

計画と分領支配　神奈川条約によって長崎、下田、箱館の三港が開かれ、同四年（一八五七）五月改正下田条約によって箱館、下田にアメリカ領事館の設置を認めると同時に、幕府は奉行を任命した。これが切掛けとなって、諸侯の北方問題に対する関心がたかまった。

高知藩においても、藩主山内容堂は同年閏五月、家臣の手島八助、下許武兵衛に箱館視察を命じている。[2] 二人は、江戸から視察のため箱館にむかい、その旅行記も記しているが、この時はそれ以上の積極的な行動はとらなかった。文久三年（一八六三）になって、勤王党（脱藩志士）の北添佶摩、能勢達太郎、小松小太郎が五月から六月にかけて、北方視察旅行を試みているが、[3] 彼らが勇払の地まで足をのばしたかどうかは詳らかでない。小松は箱館上陸後の六月七日に客死したが、北添と能勢の視察による知識は坂本龍馬に引き継がれ蝦夷地開発論へと発展したのであった。

坂本は京阪地区の浪士二〇〇人を集めて蝦夷地への集団移住を計画していたが、これは後年の北海道屯田兵制度を先駆する発想とでもいうべきものであった。しかしながら、この計画は実施直前に京都三条小橋の池田屋騒動があって、計画だけに終わってしまった。ただ、坂本龍馬はその後も北方開発の志念は捨てず、死の直前までこれを考えていたことは彼の残した文書から知ることが出来る。

このように高知藩は安政年間から北方開発には関心を示しはじめており、これは坂本龍馬により熟され、次の勇払郡、千歳郡、夕張郡の分領支配ではその先駆的な役割を果たし、さらに、後になって県民の樺戸郡浦臼の開拓、北見の訓子府原野に北光社の集団移住を行い開拓事業に成功したのであった。

明治二年七月開拓使が設置され、蝦夷地開拓を委任されたが、当初は館藩（同年六月松前藩は館藩と改め松前地方を管轄した）を除いた全道と樺太であった。しかし、困難な財政状況と広大な未開地を有する蝦夷地の開拓経営は事

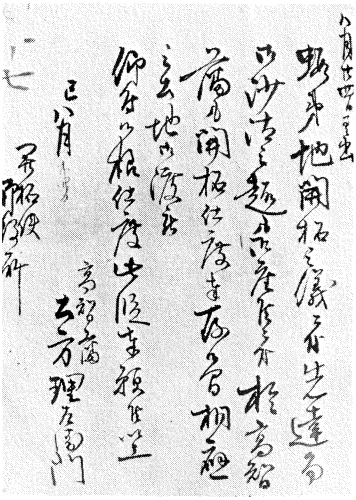
実上困難であった。

このため政府は、幾多の反対論を押えて、二〇数郡を開拓使の直轄に、館藩を残したほかは、同年八月以降省、府藩、寺院、士族らに道内諸郡を分割支配地として開拓の業務を進めることにした。

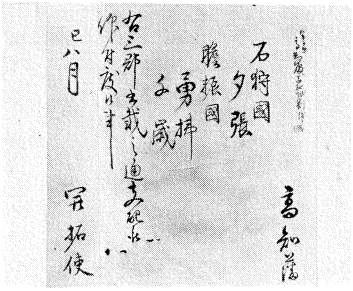
この分割支配の問題は新政府成立当初から論議されていたものであるが、政府の直接国家的事業として行うべしという有識者の意見もあって、この問題は難航した。しかし、旧幕軍の征討、反政府勢力の鎮圧、さらに集権体制確立のための諸機構の整備などにばく大な財政を必要としたので、新政府は極度な困窮状態になったため、分割支配に踏み切らざるを得なかったといえる。ただ、政府としては、北海道の開拓には政府と藩とが一体となり、国家的事業として行うという意識を強くもっていたものといえる。

蝦夷地開拓之儀、先般御下問モ有之候通ニ付、今後諸藩士族庶民ニ至ル迄、志願次第申出候者ハ相応ノ地割渡シ、開拓可被仰付候事

（『新北海道史』第三巻　昭和四十六年　北海道）



高知藩の提出した蝦夷地開拓願書（明治２年）〔道行政資料課蔵〕



支配地決定書類（明治２年）（道行政資料課蔵）

という太政官布告が明治二年七月二十二日に出され、ここに分割支配による蝦夷地開拓がはじまった。これには進んで応ずるものもあったが、特に大藩には強制的に北辺要地を持たせるということもあった。そこで

明治二年八月、高知藩はこれに応じその願書を政府及び開拓使に提出している。

これに対して太政官及び開拓使より認可があって高知藩の支配は正式に決定した。

高知藩では支配地が決定すると、同藩岸本円蔵が藩命をうけ、同年九月十五日にその状況調査と支配地受取りのため来道したが、岸本が実際に支配地の調査をはじめたのは、同月二十五日からでこれは十月末ころまでに及んでいる。開拓使に提出した高知藩副公用人の土方理左衛門の文書をみると、勇払、千歳の二郡は請受したが、夕張郡についてその時節は雪が深く請受せず帰っていることになっていることから、岸本が勇払郡・千歳郡と訪れ、夕張郡に足をのばそうとしたのは十月（旧暦）も末ころと思われ、調査も非常に困難をきわめたことが従者杉本安吾がこの調査中病気におかされ勇払の地で客死していることからもわかる。

岸本が使命を果たし東京に戻ったのは十一月八日であった。彼は直ちに高知藩東京詰の土方に報告、さらに三郡の絵図と詳細な報告書を藩に提出している。

全国の地を踏んでその地勢を通考仕るところ、四分通りは沙漠の原野にて牛馬を牧すべく、穀を播すべからず。六分通りは諸穀生殖必然の見込に候処、先年請負人と申す者へ相委ね、土民の苦役することあたかも牛馬の如く、彼が山海漁猟の利を罔し毫も開墾の沙汰に及ばず。誠に歎くべきの至りにあらずや。

（『高知県史』―近代編　昭和四十五年　高知県）

岸本は勇払などの様子を四分通りはさばくの草野で、農耕には適さないが、陰寒の風土でも草木の生育時期は四月ころからで、雑穀などは六分程度の見込みがあり、用水の便もあるので牛馬を放すべきこと、山地には良材巨木が多く、硫黄や銅、鉄の地下資源もある。おそらく、「是れ造物者意ありて、開拓を今日に待ちしも未だ知るべからず」（高知藩主　山内家史料）と、寒気の地ではあるが、資源豊富でこの開発が待たれていることを述べ開発の将来を期待して

いた。そして、漁場の請負人はアイヌを苦役することあたかも牛馬の如く、彼らは山海漁猟の利だけに終始し、開墾など全くおぼつかない状態である。また、岸本と同行した北代忠吉も蝦夷地からの書簡において、土人を苦役すると南米人の黒奴に相勝っている。蝦夷地を真に開拓するには第一に土人の愛育が必要であり、土人と一体になって行われなければならないと記した。

このように、高知藩は明治二年においてすでにこうしたアイヌ問題を真剣に考えた非常に卓越した考え方を持っていたのである。

岸本の調査には同郷の岩村通俊開拓判官らの協力もあったし、開拓と同時に商社結成の必要性を助言したのであった。これに対し岸本は直ちに函館の地蔵町に屋敷と荷揚場として五二四坪七合の土地を借用し、三郡支配地における人民の食糧、出産物運搬のため紅屋清兵衛を名代に商社を設けていた。(4)

高知藩では岸本報告にもとづいて、開拓計画を進めたが、その第一番手として勇払地区海岸には船舶の入津する場所がなく、しかも遠浅のため洋中に停泊していても風波等により破船のおそれがあることから、良港の確保であった。

そこで明治二年十月、高知藩原四郎は開拓使に対し、「勇払郡西ノ方モロランノ湊支配地ニ御差添被仰付度只管奉懇願候」(高知藩主　山内家史料)と室蘭港の支配権を要請したのである。しかしながら、この室蘭港はすでに仙台藩の石川源太に握られていたため、開拓使は、この地は東地第一の出産物があり、沖合いにて荷役しているが、何の支障もないので同郡中のタルマイ浜を使用するよう回答した。高知藩はこれでは満足せず、同年十一月には同藩毛利恭助名をもって「勇払郡之東サルベット申處船入宜敷候ニ付右場所合併被仰付」(高知藩主　山内家史料)と佐瑠太地方の一部を勇払郡に合併させ支配したい旨の願書を提出した。しかし、高知藩のこうした積極的な開拓意欲に反し、ここは仙台藩の支配地となった。高知藩はやむなく箱館港の一部を使用することにした。

高知藩では明治二年十月九日に北海道開拓志望者募集を布告し、役員一〇数人と大工、人足、農夫など六〇人ほどの開拓者を決定した。この開拓を希望した者の多くは開拓の期間を三年詰め位と見込み、役員においては後年には家族とともに永住する考えで来道しているのである。

開拓者一行は翌三年五月上旬高知浦戸港を出発し、横浜から東京詰役員も乗船、食糧、物資なども積み込み、外国製帆船で本道に向かっている。一行は六月上旬に箱館に上陸し、いったん地蔵町の高知藩借用の屋敷に落着き、ここを本拠地として、勇払、千歳の各地に出張というかたちで出向いている。箱館港は同藩所有船舶の出入港とした。

しかし、この外国製帆船は明治三年十一月に鷲別沖で遭難し、相当数の物資と死者が北海の波にのまれるという不幸もあった。

高知藩は他の諸藩と違いこの蝦夷地開拓には異常なほどの意気込みを持っており、当初は農夫二、〇〇〇人を送ろうとしていたほどであった。このことは米沢藩士の宮島幹の北行日記に「土州ノ気込ハ先ツ五ケ年ノ内大数米何石金何万円ト見詰、右ヲ蝦夷地へ捨、天朝へノ御奉公ニ開拓シ、諸藩ノ税金等見懸テ支配地ヲ申請ル者ヲ戒ムル位ノ気込ニテ、今度渡海致スニモ米価ハ勿論、膳椀火箸等ニ至ル迄尽ク持参留地、税金等ハ一切目当ニ不致トノ事ナリ、請負人ハ是迄ノ税金ニテ改革モ不致由。其始ハ農夫二千人程引連候評義ノ処。箱館へ帆前船千五、六百石ノ由、壱艘始終差置互ニ運送ノ積リナリ。此度引連レ来リシ農夫ハ国元ニテ最上力田ノ民ヲ引連レシト云フ。」とあることからもこれを知ることが出来る。

支配地開拓については、開墾地の主点を千歳付近におき、役員八人と大工、人足、農夫など五〇名の主力隊を送り込んでいる。これは勇払地区の火山灰、湿地帯の悪地のため農耕には適さない。夕張地区は山地が多くこれまた、農耕

に適さないということが最も大きな原因と思われる。高知藩は千歳に農夫小屋、役宅を新築しているが、屋敷などの建築も考えていたようで、千歳を開墾本拠にしようとしたのである。そして到着早々の六月に、時期遅れではあったがソバ等を植付けしている。また、稲作については箱館大野村より稲苗を取りよせ、千歳を中心に三カ所ほど植付けしたが、水難と砂地のため水持が悪く失敗したため、次年には土佐産二毛作用の早稲を植え付けることにした。(5)

高知藩がとった開拓施策はもっぱら農業振興であり、農民には日々米一升、野菜料として三〆文の手当を支給し、明治四年から移民家族をもって開墾し、これらの農民には日々食料を給し、作物、家なども与え保護していく考えをもっていた。

これに対し、勇払は交通上の起点でもあり、行政、治安警備の基点となっていた。勇払開墾所を中心に一〇数人(多い時は二〇人以上)の役員と若干の大工、人足をおいていた。

明治二年九月、開拓使は場所請負制度を廃止したが、請負人たちの強い反対にあい、十月「請負名目被廃候ニ付、当分漁場持ト相唱可申、其余ノ儀ハ従前ノ通リ」(布令類聚)と布告した。このように請負制度は廃止されたが、その権限は維持され、仕組もまた従前どおりであったから、請負金も上納金として各藩に納められていた。

しかし、高知藩の漁業政策については「高知藩の如く、一切を漁場持(旧支配人)に任せて、殆ど干渉しなかったものもあった。」(新撰北海道史)とあるようにあまりこれには干渉せず、勇払場所(漁場持)を直営としながらも、その経営は旧支配人級の漁場幹部に一切をまかせていた。なお、出稼人の出産税は高知藩に納められていた。

高知藩の細井保の記録をみると、明治三年には海岸線及び勇払から千歳にかけて相当開けており、小川などにも橋がかけてあり、大川には船渡場もあって、立派な通行路が出来ている。また、千歳に出るには水路と陸路の二通りがあった。海岸線一帯にはイワシ漁業の出稼小屋などもかなり点在していた。

また、当時勇払郡には、人家二二軒、男三四人、女四九人の計八三人の永住人があったことが知られる。開墾地については約九町一反六畝余の開拓を行い、ソバなどを植付けしているが、千歳郡については大水により作物など流出している。この数字は決して多いものではないが、到着早々でもあり、開拓に対してかなり積極的であった。

このようにして高知藩の開拓は進められたが、寒冷と不毛の地が多く、そのうえ水害などもあって、開拓の効果は上がらず当初の目的からしてほど遠いものがあった。明治四年開拓使が行った各藩支配地十三箇条調査の勇払郡の開発地所見込書を見ると八九町となっている。

一、地面凡　三拾町
　但タルマイ　道ノ両側ニアリ
一、地面凡　拾町
　但コヱトイ　道ノ両側ニアリ
一、地面凡　拾町
　但ユウフツ　会所ヨリ西北ニアリ
一、地面凡　三拾町
　但アツマ　川筋両側ニアリ
一、地面凡　七町
　但ムカワフトニアリ
一、地面凡　二町
　但ウエンナイ　小休所辺ニアリ

（『五島銑之丞、伊達英橘、一ノ関藩、高知藩書類』明治四年　開拓使）

これに対して実際の田畑畝数調書をみると、勇払郡は一町七反七畝六歩で、そのうち新規開発地は八反九畝一八歩で、非常に少ないものである。ただ、高知藩は千歳郡において七町六反八畝三歩の開発をしている。(6) しかし、前年の実績から見ると少し減っているが、この原因などは、知ることができない。ただ、高知藩の開拓実績があがっていないことだけは明らかである。

勇払、千歳郡内にはコヱトイ、ユウフツ、アツマ、ウエンナイ、チトセ、イサリ、モイサリ、イサリフトの八カ所に開墾所を置き、明治四年の調書によると次のようなものを生産していた。

一、五舛芋（ごしよいも）　九拾四石　　一、大　豆　　壱　斗
一、麦　　四石六斗　　一、麻　萱　　目形（方）四拾九貫
一、蕎　麦　　壱石弐斗　　一、煙　草　　目形　八貫目
一、小　豆　　壱斗五枡
右之通御座候　以上
未（四年）九月

（『五島銑之丞　伊達英橘、一ノ関藩、高知藩書類』明治五年　開拓使）

高知藩は支配地を統治するため、高知藩からの出張役員のほかに漁場経営のため出稼人、地元民などから大勢農夫五一人の計八六人であった。特に役員の出入りが多く、一度に一五人前後の増減があった。また、この間に農夫一人が病死している。

高知藩は支配地を統治するため、高知藩からの出張役員のほかに漁場経営のため出稼人、地元民などから大勢の手代、番人などとして使用し、これらには相当多額の給料を支給している。この中には八戸伊代吉、木村亀太郎などの名も記されている。これらの人びとの出身地を見るとほとんどが南部で箱館その他が若干である。なお、初期の番人名の筆頭に「世話方南部大畑村甚蔵」とあるので、後の戸長植田甚蔵も関係していたことがわかる。

また、当時の勇払郡には鵡川、厚真を含んでおり、ムカワのカナヱ村、イナユワ村、イモクヘ村、ニワン村、ホヘツフレ村、チン村、ユクヘツ村、東ルヘシヘ村、カヱクマ村、アツマのトニカ村、チケヱヘ村の乙名、小使など一二人に対し土人年中給料を支給し、アイヌ部落における自治管理の一部を行わせたのである。

高知藩は北海道開拓には大きな意気込みを持っていたが、実際に開拓してみると、幾多の困難に遭遇し当初二、〇

〇〇人の農夫を引き連れて来る予定であったが、これを引き延ばしたことは幸いであったとさえいわれた。

しかしながら、高知藩は蝦夷地開拓のために約五万両の費用をつぎ込んでいる。そして、当時大藩といわれた鹿児島、金沢、名古屋、広島、和歌山などの諸藩が支配地を開拓中途にして上地したなかで、高知藩はその規模は小さかったが、最後まで開拓に対して努力したといえる。

なお、高知藩は北辺警備、支配地の治安維持という目的もあって、次の銃、弾薬などを勇払開墾所（会所）を中心に装備していた。

明治四年八月に至って開拓次官黒田清隆（明治三年五月九日次官に任命される）は本道経営の一大改革を建議し、そのうえ全国廃藩置県断行などがあって、本道全土を画一的に開拓使の支配下におき、諸般の施政を行うことになり、太政官は開拓使に対し「今般諸県並華士族寺院等、北海道支配地被免、其使管轄被仰付候事」（公文鈔録）と通達した。また同日付高知県（四年七月十四日廃藩置県断行により県となる）には次の達書が出された。

高　知　県

胆振国之内勇払郡千歳郡石狩国之内夕張郡支配被仰付置候處被免候條地所開拓使へ可引渡事

太　政　官

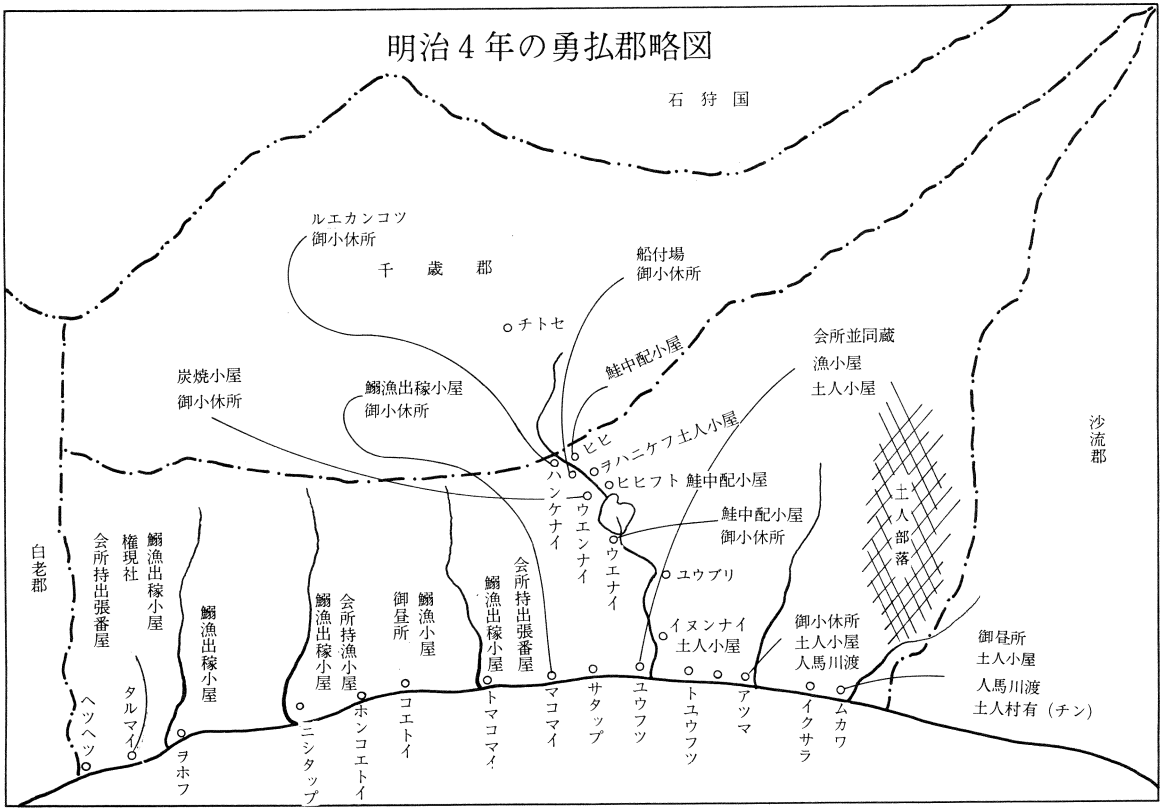
今般北海道支配被免開拓使へ引渡被仰付候ニ付テハ移住民并米穀其外農桑漁塩ノ具及ヒ土民へ可給与物品是迄各地準備有之分総テ同使へ可引渡事

一、開拓掛之職員移住之輩ハ先ツ其儘居住致サセ、一時出張之者ハ可為引払事

但一時出張之者ト雖モ其儘居住致度輩ハ可為勝手次第候條人名取調同使へ可申出事

辛未八月

（高知藩主　山内家史料）


明治４年の勇払郡略図
石狩国
千歳郡
ルエカンコツ
御小休所
船付場
御小休所
チトセ
鮭中配小屋
炭焼小屋
御小休所
鰯漁出稼小屋
御小休所
会所並同蔵
漁小屋
土人小屋
ヒヒ
ヲハニケフ土人小屋
ヒヒフト 鮭中配小屋
ハンケナイ
ウエンナイ
ウエナイ
鮭中配小屋
御小休所
ユウブリ
イヌンナイ
土人小屋
御小休所
土人小屋
人馬川渡
土人部落
沙流郡
御昼所
土人小屋
人馬川渡
土人村有（チン）
白老郡
鰯漁出稼小屋
権現社
会所持出張番屋
タルマイ
ヘツヘツ
鰯漁出稼小屋
ヲホフ
会所持漁小屋
鰯漁出稼小屋
ニシタップ
ホンコエトイ
鰯漁小屋
御昼所
コエトイ
会所持出張番屋
鰯漁出稼小屋
トマコマイ
マコマイ
サタップ
ユウフツ
トユウフツ
アツマ
イクサラ
ムカワ

このようにして北海道一円は開拓使の管轄に帰属した。そして本道開拓に移住して来た者はそのまま居住させ、一時出張ということで来ている者でも居住を望む者は勝手である。この場合開拓使に人名を届けることになっている。しかし、高知藩の場合すべて出張というかたちで渡道しているため、そのほとんどが郷里へ帰っていた。

開拓使は明治四年八月から全道を総括することになったが、ただちに各地に役員を派遣することなどして全道を統治する体制がなかったので、これらの準備期間を考慮して、なお引継ぎの完了するまで従前どおり各県において取締るよう命じた。

そして、正式に土地人民等の引継ぎが完了したのは、翌年の明治五年五月のことであった。

高知藩が勇払外二郡を支配した期間は、明治三年五月の着任から引継ぎを完了した同五年五月までの約二年間であった。

高知県は明治五年支配地を引揚げるにあたって、開拓使から引揚げ貸付金その他について一時拝借している。この負債などに関する残務整理があったため、いったん免職にした開拓係岸本円蔵を再びこの職に申付けた。

高知県との負債整理事務は岸本をとおし、開拓使会計局、開拓使勇払郡出張所などの間で行われたが、明治六年引渡品代同県へ取替差引残金大蔵省へ上納ということで大かたの事務も完了した。

（1）『辞令簿』箱館府・開拓使　明治二年～三年　北海道行政資料課蔵
（2）『高知県史』近代編　昭和四十五年　高知県
（3）『土佐百年史話』昭和三十八年　高知新聞社
（4）『高知藩主山内家史料』高知県立図書館蔵
（5）(4)に同じ
（6）『勇払・千年両郡引継書類』明治五年　北海道行政資料課蔵

第二節　苫小牧時代の出現

一　開拓使郡出張所と戸長

勇払郡開拓使出張所の設置　明治三年五月、高知藩は本道開拓の一端をになって七〇余名が来道し、その開拓を進めていたが、明治五年一月からこの計画を実施し開拓使の手で全道を開拓経営することにした。これには黒田清隆開拓次官自らが渡米し、開拓に卓越した外人が特に招へいされることになった。農政のホーレス・ケプロン、化学のトーマス・アンチッセル、酪農のエドウイン・ダン、地質鉱山のベンジヤミン・S・ライマン、鉄道のジヨセフ・U・クロフォードなどがそれで開拓使時代に招いた外人は実に七五人の大勢を数えた。また、開拓使は政府予算一、〇〇〇万円と別に租税の年額のうちからも支出することになり、一、〇〇〇数百万円の予算をもとに一〇カ年計画を実施することにした。

明治四年五月には札幌に開拓使の本庁を移し札幌開拓使庁とし、函館、根室の出張所を出張開拓使庁としたが、さらに同五年九月には札幌本庁とし函館、根室、宗谷、浦河、樺太の五支庁を設置した。この間勇払地方は札幌開拓使庁、札幌本庁に所属した。

開拓使は全道を統治するため同使の出先機関としての出張所を設けようとし、明治五年二月には松本、大山などの高級官員を現地に出張させ、各地の実情を調査するとともに、人員などの割付けを行っている。開拓使の「諸出張所

ヲ置キ管轄地ノ情実見込相立ノ件」（開拓使公文録原稿）という文書をみると、当初勇払郡、千歳郡を一区画とし権大主典一人、使掌一人、付属二人、白老郡・幌別郡の一区画には少主典一人、付属二人を置く考えを持っていたが、同年五月には各郡単位に出張所が置かれた。

勇払郡出張所は、勇払漁会所の一部を借受け、ここを役所とし、樽前、苫細に扱所を置いていた。(1) 官員は、責任者（所長格）とその補助者として二、三名、小使等の五、六名程度で本庁と緊密な連絡のもと、太政官、開拓使布達事項の指示、開拓使直営工事の管理監督、病院の管理経営、漁場の管理指導、郡内の戸籍人員、税関係、諸経費の支出、郡内御備米の管理支給、官員・願雇の給与などの事務を行い、地方行政の統一と充実をはかろうとした。

当時勇払郡開拓使出張所は札幌本庁往復など八一冊の書類を保管していたから、相当幅広い仕事をしていたことが知られる。また、勇払、千歳、白老の三郡は一つの管轄区域を形成していたが、勇払郡出張所はその代表出張所となっていた。勇払には、勇払、白老、千歳の勇払外二郡副戸長が置かれていたし、白老、千歳に比べ常に上席の詰員が派遣されていた。特に千歳郡出張所はいろいろな面で勇払と合併されたり、同一に行われたりしていて勇払郡出張所の分所のような関係にあったといえるのである。

この三郡は常に連絡をとり、勇払詰が単独か、あるいは他郡詰と連署により上告したり、伺書を提出したりしている。例えば、二郡以上にまたがる問題で勇払詰が単独で行ったり代行して行ったものは、

一、勇払外一郡（千歳）に手代、土人取締、山林取締などを置く件
二、勇払外二郡明治五年の出産税取立期限の件
三、白老郡詰金成権少主典病気辞退願の上告
四、勇払外一郡（千歳）御備米仕払の件
五、勇払外二郡村の合併の件
六、勇払外二郡漁場持雇土人給料の更改の件
七、勇払外二郡民への一時貸付米の件

勇払詰が主体となり二郡以上の連署により行われたものは

一、勇払外二郡に伍長、土人伍長を置く件（白老）
二、勇払外一郡山猟冥加金上納の件（白老）
三、勇払外一郡鰯筒更定の件（白老）
四、勇払外二郡出産税則改定の件（白老、千歳）
五、勇払外二郡副戸長を戸長に推挙の件（白老、千歳）
六、白老郡漁場番人貸付金の件（白老）[2]

このように勇払郡出張所は常に他二郡の上にあって、地方行政を進めてきた。三郡内の諸経費、物品なども勇払において取扱っていた。このことは、明治六年中期以降一層はっきりとあらわれ、勇払には権中主典、大主典を置いたのに対し、他には史生以下の職の官員しか置かれなかった。

明治五年五月、勇払郡開拓使出張所が設置されると、開拓使は同月二十三日、本江茂三郎、井上幸吉郎を勇払詰に申付けている。

そして、同年七月十九日になると細川元教（十二等出仕細川元教庶務局被免勇払郡詰申付候事（職員進退録開拓使札幌本庁））が勇払郡出張所の責任者として札幌開拓使本庁庶務局より転任し、ここに勇払郡出張所の執務体制が確立された。

細川は嘉永元年（一八四八）岩手県陸中国磐井郡一ノ関村で生まれ、一ノ関藩校で漢学を修めた後、教成館助教となったが、本道の分領支配時には一ノ関藩の役人となり、明治二年九月にその先発隊として白老郡にやって来た。細川は、その後も本道にとどまり、同三年十月十四日、一ノ関藩権大属を拝命した。[3]白老郡では責任者四倉泰順の片腕ともいうべき存在で、特に文筆に優れ細渓と号し、庶務全般の仕事をしていた。

開拓使は、支配地罷免の際、開拓者に対し本道に残ることを認めたし、一時出張の者でも希望により残ることを許しているが、旧藩士の中には本道に残り開拓使の役人になる者も少なくなかった。細川もその一人であったし、白老



晩年の細川元教（碧）
（明治30年）〔北大図書館蔵〕

郡詰、後に勇払郡詰となった熱海勝史生は幌別郡の片倉小十郎一族に加わり来道した幹部の一人であった。開拓使公文録官職をみると細川元教は明治五年六月十八日採用となっているから、その一カ月後には勇払詰となった。

細川が勇払詰となったころは、旧高知藩の引き揚げ直後であり、幾多の残務整理もあった。また、開拓使はこれまであった地方自治機関としての村役人にかえ、戸長、副戸長を置き行政末端機構とし、地方行政事務の一端を地域住民に移し、これを遂行させるという地方制度の刷新をはかった。このように郡内は新しい機構に向かっての変革期であった。しかしながら、この制度は自治機関ではなく統治機構として、その後の本道の地方制度を支える一因となった。

この中にあって細川は、副戸長、永住人伍長、土人伍長、手代等の設置、出張所、官邸、駅場の苫細（苫小牧）移転を進めたほか、勇払外二郡漁場の出産税の引き下げなど意欲的な地方行政を進めたことは高く評価されるものである。また、細川は苫小牧の開基をなす出張所移転の計画を行ったことから、苫小牧にとっては忘れられない人となった。

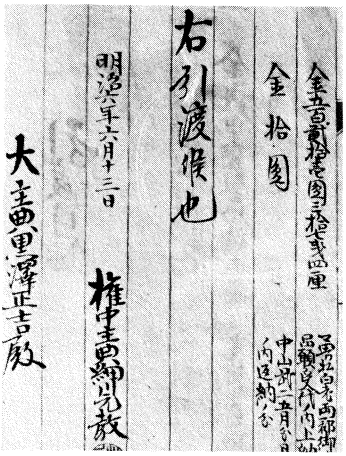
細川は、明治五年九月十四日少主典、同月二十七日には権中主典となったが、同六年六月には札幌詰を申し受け勇払を去ることになった。

その後、細川は高い行政手腕を発揮し、明治六年八月には中主典に昇任、翌七年五月には室蘭詰の責任者となり、間もなく権大主典となるというトントン拍子の出世振りであった。

細川は明治七年「細川碧・廃実名元教」（履歴書）とあって、同年から「碧」と改めたが、同十四年の明治天皇本道ご巡幸の際は大博覧会聯合米繭共進会（開拓使、新潟県、福井県、秋田県、石川県の米と繭の品評会）委員長をつと

め、開拓一等属上等給まで昇任、開拓使廃止の際は残務整理主席委員となり、同十五年三月札幌県一等属上等給、庶務課長兼勧業課長となり札幌県の最高幹部の一人となった。さらに、農商務省へ転出、北海道事業管理局の重職につき、北海道庁設置時に道庁理事官となり、叙従六位となって、同二十六年廃官した。[4] その後は札幌に在住し、『北海道温故写真帖』などの編さんにあたり悠々自適の生活を送ったのである。

細川権中主典の後任には黒沢正吉大主典が勇払詰となったが、この人事はすでに同年五月中に進められていたことが、開拓使公文録職官の「明治六年五月二十日、村井中主典進級並ニ黒沢大主典外一名詰所辞令渡方ノ件」という文書からわかる。黒沢は静岡県士族で天保十年（一八三九）五月関東武蔵国の生まれであったから、当時、三四才であった。明治元年七月東京鎮台府に入った黒沢は、その年八月箱館府付属在勤を命ぜられ北海道にやって来たのである。同十月従軍席在住隊長となり、榎本武揚軍箱館鷲ノ木上陸に際し、兵を引率しこれに向かい峠下村にて戦争開始となった。四日間の砲戦をまじえたが、榎本軍の優勢により箱館府へ帰陣清水谷府知事とともに青森へ渡海し、同地において府務をとった。その後、士官大砲隊長、三等弁務官庶務掛として清水谷府知事を助けたが、この功績により、黒沢は賞賜を受けたのである。[5]



細川権中主典と黒沢大主典との事務引継書の一部（明治6年）
〔道行政資料課蔵〕

明治二年官軍の進撃により榎本軍不利になるや黒沢隊長らも外国船ヤーンシイ号に乗船、松前より上陸し、五月十八日榎本らは五稜郭を開城し政府軍の軍門に降り、箱館戦争が終結するや箱館

府庶務局勤務となった。

このように黒沢には箱館戦争兵士としての輝かしい記録があったが、明治二年までは「黒沢傳之丞」といっていた。

明治二年六月十四日、箱館府勇払役所が設置されると、その責任者として東蝦夷地ユウフツ詰を申し付けられた。しかし、同二年八月勇払外二郡が高知藩支配地になり、同三年六月には高知藩開拓者がやって来ることになったため、同三年四月二十八日には小樽詰となり、勇払役所は廃止となった。しかし、この間、黒沢は支配地の引き渡し事務があり、戦争の影響などで罪人も多く多忙をきわめたのである。

その後、札幌本庁にもどり北海道神社改正取調員、郵便開設掛など本道が初期にかかえた重要問題解決にあたったのである。

黒沢は細川がやりかけた出張所、官邸、駅場の移転などを引き継ぎこれを完成させた。細川は一ノ関藩の一員としてすでに白老郡に来ていて、開拓使の勇払役所を通じこの地方についても詳しかったし、黒沢はその勇払役所の責任者であったから、勇払郡開拓使出張所の人事はまさに適材適所であった。

明治六年六月現在、勇払郡外二郡の出張所官員等の月給は次のとおりであった。

金七拾七円	八　等	大主典	黒沢正吉（勇払）
廿三日　出立帰省ニ付上廿二日分金拾二円	十四等	史　生	熱海　勝（白老）
拾銭下八日分四分ノ一金壱円			
金拾三円弐拾銭	十五等	使　掌	西村利行（勇払）
金拾三円弐拾銭	同	使　掌	藤田武三（千歳）
金拾壱円	等外一等	出仕	本郷長久（勇払）
金拾壱円	同	出仕	中川重吉（白老）

十三日拝命ニ付日数十八日分
金五円二十七銭九厘四毛
金七円七拾銭
金弐拾弐円

同二等　出仕　西東勇吾（勇払）
同三等　出仕　井上知之（千歳）
御用掛（医師）　中山武一（勇払）

（『札幌会計局往復』明治六年　勇払郡開拓使出張所）

このように勇払郡出張所には大主典以下医師を含め五名の開拓使正規職員がいたことがわかるが、使掌以下の職員は三郡の中でたびたび異動していたし、臨時的な仕事が出ると他郡へ助勤させることもあった。そのほか勇払郡出張所には小使西沢久三郎、同直林清三郎の二名がいて、二人とも金四円一六銭六厘六毛の月給をうけていた。

その他郡出張所の下部機関として副戸長、手代、伍長、土人伍長、土人取締、山林取締などを置いていた。

明治初期の勇払郡の村区画をみると三四カ村からなっていたが、特に鵡川流域を中心とするアイヌ部落は複雑で村数も多いところから、明治六年これらを整理統合している。なお、勇払郡の旧村名等は次のとおりである。

地誌提要

勇払郡郡村ノ部

勇払村
苫細村
小糸魚村
錦多峰村
覚生村
樽前村

カナヱ村
モヱヘツ村
ヲサン子フ村
キリカツ村
ユクヘツ村
下キナウシ村

萠別村
モヱヘツ村江合併
生鷹村
ユクヘツ村江合併

厚真フト村
シユフン村
ツケヘ村
トニカ村
→厚真村

鵡川フト村
チン村
→鵡川村

イモクヘ村
ケナシヨロ村
→井目戸村

シユフンナイ村
ホヘツフト村
→穂別村

ヘトンナ井村
ニナツミフ村
→辺富内村

厚真村
→厚真村江合併

鵡川村
→鵡川村江合併

井目戸村
→イモクヘ村江合併

穂別村
→ホヘツフト村江合併

辺富内村
→ヘトナ井村江合併

ニワン村
カヱカウン村
イナユフ村
上キナウシ村
→似湾村

ルヘシヘ村
カヱクマ村
→累標村

ウヱンナイ村
ヒヒ村
タフコフ村
ユウフリ村
→植苗村

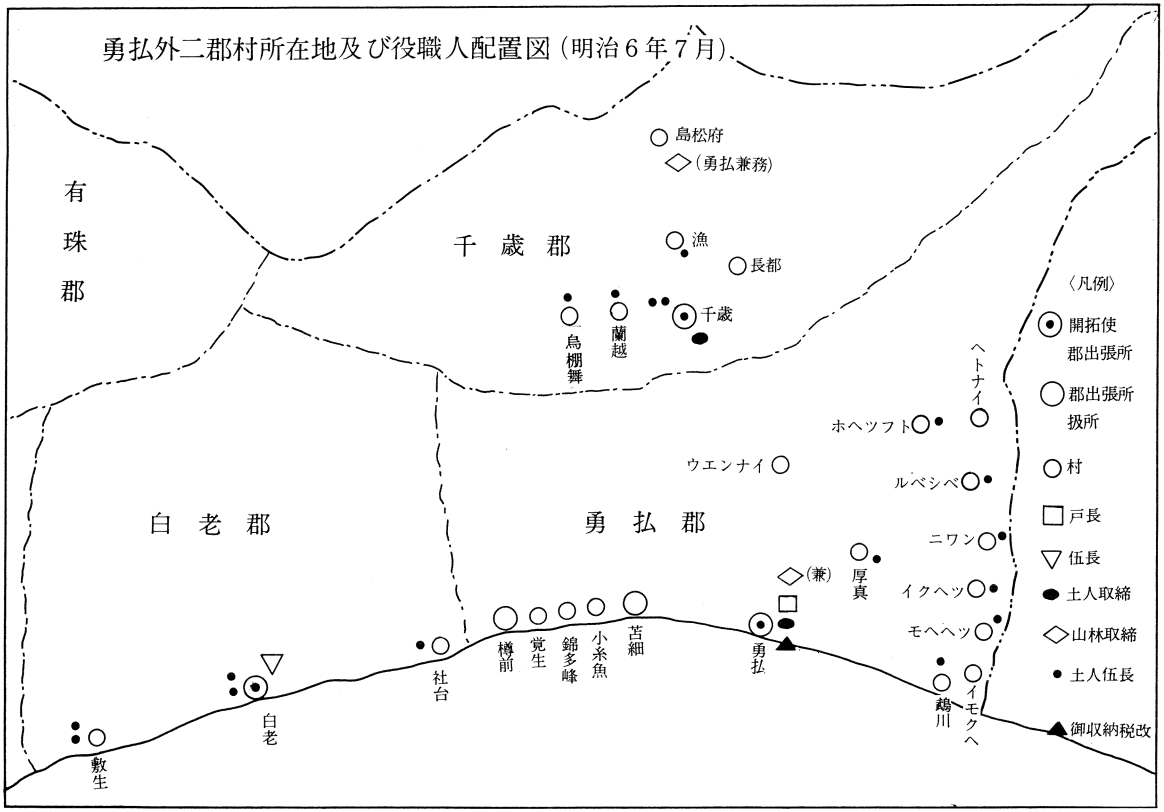
似湾村
→ニワン村江合併

累標村
→ルヘシヘ村江合併

植苗村
→ウヱンナイ村江合併

原三十四ケ村

（『勇払往復』第三号　明治六年　開拓使庶務局）


勇払外二郡村所在地及び役職人配置図（明治６年７月）
有珠郡
千歳郡
白老郡
勇払郡
島松府
（勇払兼務）
漁
長都
千歳
烏棚舞
蘭越
ヘトナイ
ホヘツフト
ウエンナイ
ルベシベ
ニワン
厚真
（兼）
イクヘツ
モヘヘツ
イモクヘ
鵡川
苫細
小糸魚
錦多峰
覚生
樽前
社台
勇払
白老
敷生
〈凡例〉
開拓使
郡出張所
郡出張所
扱所
村
戸長
伍長
土人取締
山林取締
土人伍長
御収納税改

この郡村統合によって、後の苫小牧外一五カ村戸長役場を形成する村名がほぼ出来上がったといえる。ただ、当時としては原村三四カ村のほかに、一戸、二戸の小単位をもって成る土人部落も相当数あって、これらにはアイヌ方言をもって部落名としていたが、山深い沢、密林の地にあって、発見さえ困難なものがあったといわれる。(6)

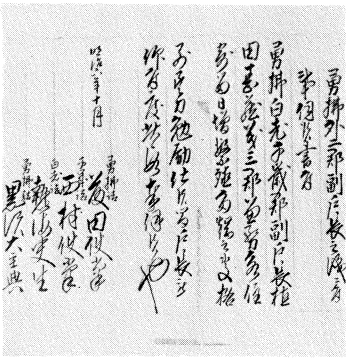
戸長、副戸長と伍長の設置　街地の一区域を町、地方（じかた）の部落を村と呼び、和人地以外の蝦夷地においても和人の住家が増加するにしたがって、これを村に準じ村並と称した。これには名主、年寄、百姓代といわれる村役人が置かれ、その執務を掌ったが、これには人望ある人が選ばれていた。

勇払地方は、出稼漁民が多く、これらの人びとで一つの集団を形成していたので、場所請負制度以降すでに請負人や支配人を通し、出稼漁民の支配、統治が行われ地方行政事務の一端を担当する風習があった。勇払の波切不動尊建立などをはじめ多くのものが、官民一体となって行われていることなどこれを示すものといえる。まさしく場所請負人が村役人を兼ねていたものである。一方、幕末ころより当地方にも永住人が一戸、二戸と増えだし、明治三年には勇払郡で二二戸を数えたが、これらの人びとによる自治組織もあって「勇払郡村役人勇払郡コエトヰ村惣小頭　白島萬吉」（五島銑之丞、伊達英橘、一ノ関藩、高知藩書類）とあるから、小糸魚村（こいとい）の白島萬吉が勇払郡での村役人であったことがわかる。白島は安政年間にすでに小糸魚村に永住し、漁業、宿屋などを経営していたが、漁業においては漁場持、出稼人一三人とともに企業として漁場を経営し、年額一、二〇〇円前後の生産額をあげ、永住人きっての資産家でもあった。(7)しかしながら、官員などと密接な関係にあった漁場持や、その代人には商取引上の関係からも、むしろ従属的な立場にあったといえる。したがって、村役人とはいっても一つの小集団だけを掌握していただけで、勇払郡全体の支配権、統治権は漁場持にあったのである。

こんな関係もあって、開拓使は場所請負人廃止時には一時的に旧請負人の役人任用も試みられているが、これは山田文右衛門履歴の中にも一六代文右衛門は開拓使権少主典を拝命したとあることからも、当地方行政事務の一端を漁場持、またはその代人に委ね引き続き人民統治をはかろうとしたのである。

明治五年になると開拓使は従前の村役人を廃し、新たに戸長、副戸長を置くことになったが、札幌本庁管内では五月二十九日戸長人選指令を各郡詰へ達している。開拓使の戸長設置におけるねらいは、行政末端機構の整備、強化をはかり、開拓使の行政事務の一部を戸長に遂行させるとともに人民の統治でもあった。そしてまた、この事務内容は相当高度なものが要求されたから、読み、書きも十分でない永住人の村役人では、はじめから無理でもあった。このため、戸長、副戸長には従前の漁場関係の人を任命せざるを得なかったのである。

開拓使は人口が多くかつ主要地域には戸長を置いたが、それ以外のところには副戸長を置き、戸長事務を代行させる方針をとった。勇払地方は出稼漁民が多く、永住人は少なかったので、勇払、白老、千歳の三郡に勇払外二郡副戸長を置くことになり、漁場持山田文右衛門代人の植田甚蔵が明治五年九月二十一日副戸長申付けとなった。



三郡官員による植田の戸長推挙文書（明治6年）〔道行政資料課蔵〕

また、勇払郡出張所と札幌本庁庶務局との勇払往復という文書をみると「植田甚蔵九月廿一日勇払外二郡副戸長兼御収納税改兼務被申付候ニ付、年給八拾円、月六円六拾六銭六厘六毛」とあって、御収納税改兼務というから、租税の徴収業務も兼ねていたことがわかる。

開拓使はこれまでも移住自営漁民の広範な定着にともない、漁場持以外の税負担能力者が増えはじめてくると村役人にこの徴収を負わせていた。

戸長設置にあたってもこれら税負担能力者の収税業務を行わせる官吏的な性格を持たせてた収税機構とした。副戸長は郡出張所の下部機関で密接な関係にあったので、その役所も、勇払郡開拓使出張所内に置かれていたことが、当時の出張所配置図から知られる。(8) 戸長の職務内容については、後の戸長役場のような「戸長職務概目」による統一的法規による職務規定はなく、慣習と個別の法規、命令に基づいて行われていたが、郡出張所は開拓使の出先機関であり、同使が直接手を下す仕事をしていたのに対し、戸長は地域住民と直接関係をもった地方行政の一端を担当していた。郡出張所に提出する文書には副戸長の証明、認文書が付けられていることから、一般住民はすべて副戸長経由にて報告、請願、届等を提出していた。戸長の報酬についても各地でばらばらであった。副戸長についても戸長の置いているところでは補佐機関であり、戸長未設置のところでは戸長の代務者となっていた。

明治六年十月、植田副戸長は勇払外二郡における戸長業務が日々に増え、かつ重要性をおびてきているところから、勇払、千歳、白老三郡使掌以上詰員の戸長昇任推挙があった。植田は同年十一月戸長を拝命したが、漁場持山田文右衛門代人、勇払郡郵便御用取扱人、苫細駅逓取扱人、土木建築請負人をも兼ねていたから、勇払外二郡における最高実力者の一人であった。しかしながら、植田は前記のとおり多忙な身であり、明治七年五月自ら戸長を辞している。これにより勇払外二郡には戸長、副戸長がいなくなり、しばらくの間戸長空席となった。この間、白老の永住人伍長小原藤吉、勇払郡山田文治等が戸長事務を代行していることが、当時の文書に戸長代としていることから知られる。



山田文治が戸長事務を代行した時の文書（明治6年）〔道行政資料課蔵〕

開拓使としても勇払外二郡の戸長が何時までも空席ではいろいろな面で支障をきたすこととなり、再度植田甚蔵に対して副戸長申付けについて、折衝している。これは明治七年の職員進退録に

同年七月五日植田を勇払、千歳、白老三郡副戸長に申付けながら取消していることからも明白である。しかし、勇払詰においてはなおも植田の副戸長就任を要請し、植田もついにこれを受理したが、長続きせず同年十一月十四日をもって辞任した。その後は同年十一月二十七日付をもって勇払郡出張所詰西東勇吉が当分の間勇払、千歳、白老三郡の戸長を兼務した。

しかしながら、西東も明治八年四月四日には「兼戸長差免候事」（職員進退録八年）により戸長を辞任した。この当時の戸長は後の戸長役場時代の戸長とはその性質を異にするものであったが、開拓使初期の地方行政の末端機関として、その役割は大きいものがあった。

戸長、副戸長一覧表

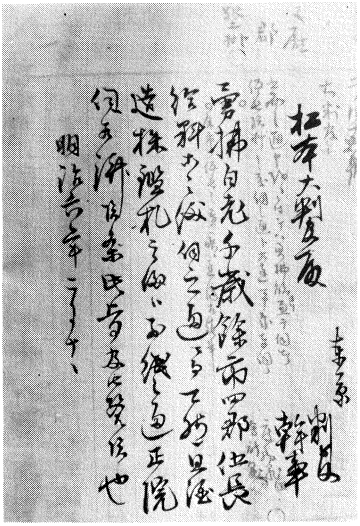
職種	氏名	任名年月日	前職及継続職	退任年月日	後職	備考
副戸長	植田　甚蔵	明治五年九月二十一日	漁場持山田文右衛門代人			三郡副戸長戸長へ昇任
戸長	植田　甚蔵	六年十一月	漁場持代人郵便取扱人	明治七年	漁場持代人郵便取扱人	三郡戸長
副戸長	植田　甚蔵	七年七月五日	〃（発令取消）		〃	三郡副戸長
副戸長	植田　甚蔵	七年九月十九日	〃	明治七年十一月十四日	〃	〃
兼戸長	西東　勇吉	七年十一月二十七日	勇払郡出張所職員	八年四月四日	明治六年六月十三日より引続き勇払詰	三郡戸長戸長職兼務
副戸長	植田　甚蔵	八年	漁業郵便取扱人			勇払郡副戸長戸長へ昇任
戸長	植田　甚蔵	十年十月二十五日	〃	明治十年十月	漁業郵便取扱人	勇払郡戸長
戸長	小原惣次郎	十年十二月二十八日	白老郡総代	十二年六月二十四日	勇払外五郡郡役所書記	〃

戸長事務取扱	鈴木　運治	明治十二年八月七日		明治十二年九月十七日		勇払郡戸長

（『開拓使札幌本庁辞令簿』より　明治五年～十二年　道行政資料課蔵）

伍長は戸長のもとにあって周辺村民とつながりをもち、村内秩序、村政一般についての補助機関であった。戸長、副戸長未設置のところではその代務者としての性格をもっていた。

勇払郡開拓使出張所は、千歳、勇払、白老の三郡にまたがる副戸長の行政事務の大きさと三郡にはともにアイヌ部落が多くこれらの事務も煩雑を極めたので、明治五年十月白老郡に永住人伍長一名を、三郡のアイヌ部落にもそれぞれ土人伍長を置き末端行政事務の改善をはかろうとし、開拓使本庁に伺書を担出した。特にこれには土人伍長への年給など特殊な問題があったので、この文書は東京の黒田次官の決裁を仰ぐことになった。この文書は翌六年二月十日細川権中主典伺のとおりとし戻って来た。



細川権中主典の伍長設置に関する文書　（明治５年）〔道行政資料課蔵〕

なお、細川が提出した「勇払外二郡伍長ヲ被置候義ニ付奉伺候書付」という文書の内容は次のとおりであった。

一、永住人伍長

勇払郡に副戸長一人を置いて千歳、白老二郡の事務も兼ねているが、白老郡とは九里の里数があり、この往返は大変である。急ぎの用務があって勇払の副戸長のところへ行っても待つという事実がしばしばある。白老郡は移民も一五戸ほどあるので、ここに伍長一名を置き、郡内戸籍、諸布達、願届

等の事務を行わせ、月末毎に勇払副戸長に報告する。また、特に大きな問題のある時はその時点で副戸長に決してもらう。

二、土人伍長

勇払、千歳、白老三郡は共に従前より土人部落が多く、これらには惣乙名（おとな）、脇乙名、惣小使、並小使等数役があって、これらの役土人により部落自治が進められている。しかも、土人たちには自らの風俗風習があり、和人とは同一にならないものである。土人たちの多くは漁会所にて漁業の使役人として働いており、これら役号を持つ者により統一統治されているところから、勇払外二郡においても室蘭郡の例により惣乙名等役号を廃し、その村々の実態に応じ人物を選び伍長を置き部落内の自治を行わせる。人員、給料は別紙のとおり。

このように細川は、白老郡は距離もあり、副戸長の仕事も大変であること、住民自身も不便であることなどを考慮して、ここに永住人伍長一名を置き、副戸長事務の一部を補助させることにした。これに対し土人伍長は、これまでの土人にあった役号を廃し、これらの中から土人伍長を選び、主に自分たちの部落内における諸布達、副戸長からの指示、指導事項の周知、土人からの願届などを取扱う副戸長の補助協力者とした。このことは、当時の文書中にも土人伍長のことを副伍長と記した例もあり、和人伍長とはその性質を異にしていたことがはっきりする。永住人伍長は年給三拾六円であったのに対し、土人伍長は年給わずか三円であった。

勇払外二郡伍長人員給料見込調

勇払郡　伍長　七人　（旧役土人十二人）

二十五ヶ郡（ソン）　年給金二十壱円

戸数二百二十五戸　但壱人ニ付年給金三円宛　七人分

人口男女八百七十六人　七月十二月二季渡

新	ムカワフト村 チン村 戸数　一六戸 人口　八二人 伍長一人 イモクヘ村 ケナシヨロ村 戸数　一六戸 人口　五三人 伍長一人 カナイ村 モエヘツ村 ヲカン子フ村 キリカツ村 ユクヘツ村 下キナウシ村 戸数　六四戸 人口　一五九人 伍長一人 ニワン村 カエカウン村 イナユフ村 伍長一人
旧	ムカワフト村 チン村 並乙名一人 イモクヘ村 ケナシヨロ村 脇乙名一人 惣乙名一人 並小使一人 モエヘツ村 ヲサン子フ村 キリカツ村 ユクヘツ村 下キナウシ村 並乙名一人 ニワン村 カエカウン村 並乙名一人 イナユフ村
新	戸数　二四戸 人口　二五人 上キナウシ村 ルヘシヘ村 カエクマ村 シユフシナイ村 戸数　三八戸 人口　一七九人 伍長一人 ホヘツフト村 ヘトナイ村 ニナツシフ村 戸数　三五戸 人口　一五〇人 伍長一人 アツマフト村 シユフン村 ツケエヘ村 トニカ村 伍長一人
旧	上キナウシ村 ルヘシヘ村 カエクマ村 並小使一人 並小使一人 シユフシナイ村 ホヘツフト村 ヘトナイ村 ニナツシフ村 並乙名一人 アツマフト村 シユフン村 ツケエヘ村 トニカ村 惣小使一人 並乙名一人

ヒヒ村	ヒヒ村	
戸数　三二一戸 人口　一二八人		

※　千歳・白老郡略　（『東京往復』一五号　明治五年　開拓使札幌本庁）

勇払外二郡の特殊性が認められ、勇払詰を中心に伍長人選が進められ、明治六年五月一日には永住人伍長として白老郡の小原藤吉が選ばれ、土人伍長についても勇払郡七人、千歳郡五人、白老郡五人の計一七人がそれぞれ選ばれた。しかし、この伍長制度も明治七年五月区戸長月俸規則が制定されると廃され、伍長は副総代、土人総代という名称に変わった。ただ勇払郡においてはこの切り替えが若干遅れていた。

注（1）『勇払往復』明治六年　北海道行政資料課蔵
（2）『勇払往復』明治五、六年『会計局往復』明治六年　北海道行政資料課蔵
（3）『仙台風藻巻之六』一ノ関市立図書館蔵
（4）『細川碧履歴書』北海道総務部蔵
（5）『開拓使職員録』明治七年　北海道行政資料課蔵
（6）『勇払郡地誌提要』明治六年　北海道行政資料課蔵
（7）堀江敏夫『続ふるさと百話』昭和四十七年　朝日新聞
（8）『勇払郡諸留』明治六年　北海道行政資料課蔵

二　開拓使郡出張所の移転とその後

勇払郡開拓使出張所の移転

明治五年三月開拓使は本道における室蘭港の重要性を認めることとなり、札幌・室蘭間の新道建設にふみきった。これには開拓使が招いた外人技師の意見によるところが極めて大きかった。特に

ケプロンとともに来日したワルフィールドは同四年九月室蘭から勇払を経て札幌に至るまで、馬背に乗り調査していて、室蘭から札幌に至る馬車道路の開さくを強調した。そして、本道における札幌首都の成功は室蘭港の開発と一体でなければならないと述べている。

札幌から本州への交通路としては、札幌から馬車による道路で室蘭港まで結び、ここから船便で噴火湾の森港、あるいは直接函館、本州に結ぶコースをとった。開拓使は明治五年七月から室蘭・森間に開拓使付属船稲川丸一五トンを一カ月五往復の定期便として就航させた。

こうして札幌・室蘭間新道は本道基幹路線となったが、このことは苫小牧にとって一大変革をもたらす結果となった。すなわち、勇払は東蝦夷地と西蝦夷地を結ぶ重要地点として前幕領時代から東蝦夷地における行政、産業、交通などの中心地となっていたが、新道は勇払を通らず植苗から苫細（苫小牧）に直接結ばれ室蘭に達することになり、勇払は完全にこの交通路からはずされてしまった。このことにより、当地方の中心地も苫細付近に移ることとなったのである。勇払は長いこと、本道東海岸における中心地をなしていたが、この新道開通によりまさしく勇払中心時代は終りを告げ、新しく苫小牧時代を迎えることになった。

この勇払時代の過ぎ去るのをいちはやく察したのは、当時の勇払郡開拓使出張所詰細川元教権中主典であった。勇払郡出張所の新築については明治五年当時の岩村通俊大判官が当地巡回の節、出張所は旧漁会所の一部を借用していて、あまりにも粗末な仮住まいを見て、漁会所の隣地に出張所と病院の新築を即断し、勇払詰官員に詳細なる新築計画をたてるよう指示したのにはじまる。これにより翌年二月、細川は一、〇六九円九〇銭三厘八毛の見積書と図面を付け提出した。

しかし、いったんは旧勇払漁会所の隣地に出張所を新築することに決意した細川ではあったが、勇払はさびれる一

方であり、旅客も勇払にはほとんど寄らず、住民の関心も次第に苫細付近に向けられていることを悟り、この勇払新築を取消し、苫細への出張所移転新築に変更したのであった。

細川の措置は時代の流れを敏感にとらえた誠に適切なものであったといえる。

勇払郡字苫細江出張所其他転築ノ儀ニ付奉伺候書付

当出張所ノ儀ハ従来勇払漁会所棟続ノ内当分借請成本年一月ヨリノ處一ケ月金壱圓宛御手當相成居候處追々見込次第モ有之漁会所近傍ノ地へ新規御造営相成度候ニ付当歳額金取調ノ節右入費組入奉伺候通ノ處猶亦退テ熟考仕候ニ去歳新道御建築爾来勇払ヨリ西三里程海岸字苫細ヨリ東北ニ向ヒ直道千歳駅ニ達スルノ道筋故札幌来往ノ旅客モ其里ニ近ク且便ナルヲ以テ方今ニ至テハ勇払旧道ニヨリ旅行仕ル者駅場逓送不止得ヲ除クノ外実々十分ノ一ニ不出昔時咽喉枢要ノ地モ今日寂莫閑散ノ地ニ変シ候姿ニ御座候仍テ将来ノ景況措置ヲ熟察新庁其他転築ノ地位ヲトシ候所苫細新道筋ニ如ク者無之既ニ在来ノ郡民共是迄各所散在罷在候分モ当春来同地へ転住願モ皆申出即今ハ家作等ニモ取懸居候勢且先般伺ノ上駅場モ取設候運ニ相成旁見込有之土地柄ニ付右出張所其外転築御入費新古共取合精々減略取調候處別紙仕様見積ノ通リ總計金三千七百四拾五円三銭壱厘ニ有之御多端ノ折柄一時不少ノ御失費ニハ候へ共目下不抜ノ鴻業被為与候御場合ニ有之且勇払ハ札幌ニ對東部枢要ノ地勢ニモ御座候得共更ニ御詮議替被成下当歳費中ニ組入置ハ漁会所近傍へ御建築相成御入費金千六拾九円九拾四銭二厘八毛伺済ノ分ハ御取消ノ上直チニ前書ノ三千七百四拾五円三銭壱厘ノ内ヨリ御組入差引残金二千六百七拾五円八銭七厘御別段御出方相成候様仕度仍テ新庁其他仕様見積リ書絵図面並ニ郡中絵図面共相添へ更ニ奉伺候也

明治六年五月

勇払詰　細川権中主典

松本大判官　殿

別紙

勇払郡字苫細江出張所其他営繕御入用積高

一金三千七百四拾五円三銭壱厘

内訳

金千五拾弐円四銭四厘八毛　出張所新規営繕費

金八百八拾四円五拾三銭弐厘九毛　病院病室前同断

金五百七拾円三拾壱銭五厘三毛　二戸続長屋一棟前同断

金百五拾六円八厘九毛　板蔵一棟前同断

金五百五拾八円四銭六厘五毛　牢屋一棟前同断

金三百六拾五円六拾七銭七厘　旧官舎一棟転築費

内

金千六拾九円九拾四銭三厘八毛　出張所並ニ病院共漁会所近傍江可取建見込ヲ以テ当歳額取調中組入伺済相成居候

差引金弐千六百七拾五円八銭七厘

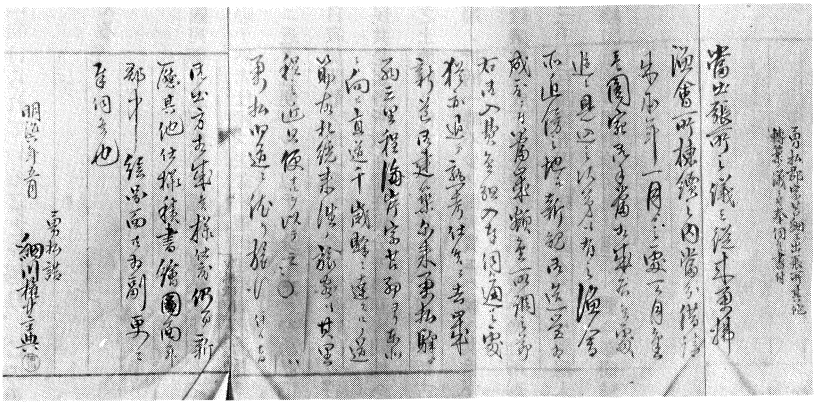
是ハ更ニ御出金相成分

右之通リ

明治六年五月

勇払詰　細川権中主典

（『勇払郡諸留』明治六年　道行政資料課蔵）



細川が提出した出張所移転伺いの一部（明治６年）〔道行政資料課蔵〕

開拓使本庁にはこの勇払詰の書類と、別便で出張所については中川源九郎代人義島銀平、勇払病院、二戸続長屋、板蔵、物置、牢屋、旧官邸転築については勇払外二郡副戸長であり、苫細駅逓取締人となった植田甚蔵の御入用積書覚（見積書）と図面をそれぞれ添えて提出している。

この御入用積書覚をみると、当時の土木建築業請負には大工、人夫などの諸手間とともにこれらの人びとの米噌などを含んでいて、この金額が全体の五割から六割を占めており、下働きには多くのアイヌがあたっている。また、勇払の旧官邸を苫細に移すのに、これらの資材を勇払川口から七隻の船で苫細川端新道まで運ぶことになっており、これは御入用積書覚どおり実施されているので、延土人水夫九一人を使って行われたものであった。

ところが、現地勇払詰と開拓使の全体計画、財政をあずかる札幌本庁の庶務局、会計局とでは、ともに苫細の地理的優位性を認めながらも、その考え方にかなりの相違があった。

勇払詰細川が当初提出した漁会所隣地への新築費は

出張所新規営繕入用　　金三百七十九円五十三銭三厘二毛
病院病舎前同断　　金六百九十円四十一銭六毛
計　　金一千六十九円九十四銭三厘八毛

であったが、これについては勇払詰伺いのとおり全額同所歳費額に組入れられた。しかし、苫細移転による再提出書類には、特に財政上相当難色を示したのである。細川は苫細が当地発展の絶対的な素地であることを強調し、出張所については約三倍で六七七円、病院についても約一・七倍で一九四円をそれぞれ増額し、さらに付属建物としての二戸長屋一棟、板蔵一棟、物置一棟、牢屋一棟の各新築費と、旧官邸一棟転築費を合わせ三、七四五円三銭一厘の苫細移転総費を提出、これは将来の苫小牧の発展を予想した大計画ともいえるものであった。

これに対し札幌本庁会計局は、この多額の移転新築費等を全額認めるべき財源もなく、松本大判官に会計局の意見を添え減額査定による移転額を伺っている。この文書を要約すると次のとおりである。

勇払出張所の新築については岩村元大判官巡回の節、勇払漁会所隣地に出張所と病院を新築することを決定し、この経費についての一、〇六九円余、同所の歳費額にすでに組入れている。ところが今回になり、地理的な条件の変化により、すでに決定した新築費を取消し、二倍余の経費を増して苫細に所を移したいとのことであるが、これには会計局としてもその経費のねん出方もないところである。しかしながら、細川権中主典上申の苫細は地理的によいところであり、今度開さくした新道は同所より千歳に達する直通であって、里数も極めて近く便利なため、来往の旅客も十中九人までは勇払経由の旧道を利用しないという現状にある。したがって、今年は苫細の地に庁舎および官邸だけを移し、その後の景況にしたがい、人民を呼び寄せることなくして自然に一部落を形成する場所となった時には、細川権中主典見込みのとおりにしたい。まずもって、今年は出張所と官邸のみを転営することとし、人件費などを節約し、官邸は勇払にある旧官舎をそのまま移せば、新たに建築するよりは費用も少なくてすむことになる。先般勇払詰に問合せ、この伺書のうち三七五円余で出張所を新築し、官邸営繕費だけで苫細に営構するならば伺いのとおり、苫細に所を移してもよいとした。今年は公庁と官邸を移し、もし増額になっても二〇〇円位ならば考慮してもよいが、牢屋、病院、板倉、物置等は明年になって格別に入費とあらば、これを減額したうえ検討したい。

と、細川の考えとは違った誠にきびしい査定であって、現実主義的な考えであり、細川が当初提出した勇払での新築費とあまり変わらないものであった。

この会計局の意見は松本大判官の了承を得ることとなり、かくて勇払郡出張所の苫細移転は決定した。

金三百七十九円五十三銭三厘二毛　　出張所新築費

金三百六十五円六十七銭七厘　　旧官邸転築費
金五百七十円三十一銭五厘　　二戸続長屋新築費

ところが同年六月になって細川は札幌詰を申し受け、出張所、官邸の苫細移転を見ずして、六月十三日後任の黒沢正吉大主典との事務引き継ぎを終え札幌へ転任していった。

出張所、官邸の新築工事等については細川の在勤中にはこの関係の書類がないことから、七月にはいってから着手しているものと思われ、黒沢の書類中に「勇払出張所および官邸所字苫細開拓通転築出来（後）……」（勇払往復明治六年）と明治六年七月に苫細に移転した後の漁会所のことを述べている文書があることから想像出来る。しかし、詳細についてははっきりしない。また、当時の勇払詰の日誌を見ると、しばしば苫細の建築現場の様子が記されていて、これが九月になると井戸の掘さく、板塀設置なども行われ、ひんぱんに出てくることから工事の最盛期は九月であったことがわかる。

ところが、この九月になって苫細駅場の完成もあり、勇払郡での中心地は完全に苫細村に移り、旅客などにも不便を与えることになったため、一日も早く苫細へ移らなければならないことになった。そこで黒沢大主典は、出張所はまだ落成していないが、同人使用の官邸の転築、官員の二戸続長屋などがほぼ出来上がったので、九月二十七日苫細へ官員一同引き移ることを決意した。そして、同月二十五日には出張所移転についての郡内布達を行った。

苫細官邸落成引移候儀申上候書付

先般苫細ニ転築之儀御許容之処官邸弐棟共過半落成仕候間、昨廿七日官員一同引移申候、出張所之儀差向出来不仕候間、追而落成迄之處私拝借官邸之内間切仕当分仮出張所ニ相用申候間、此段御届上置候

明治六年九月廿八日

勇払詰　黒沢大主典

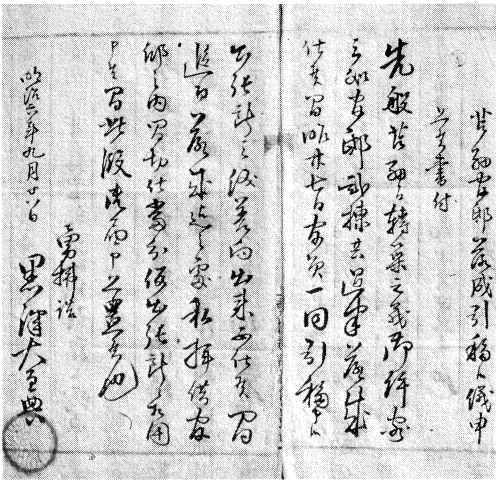
松本大判官殿
田中幹事殿

（『勇払往復』第三号　明治六年　開拓使庶務局）

と、黒沢は明治六年九月二十八日付文書をもって昨二十七日には官員一同が苫細村に引き移り、仮出張所にて事務を開始したと、開拓使札幌本庁の松本大判官、同田中幹事に報告した。また、同月二十五日の管内諸達では、当出張所苫細に転築したので二十七日より詰願届、伺いなどは同所にて取扱う旨を達示した。

黒沢大主典としては、当時の勇払郡の地理的変化に対処すべく、出張所がまだ完成しないのに苫細へ移り、自分が拝借する官邸のうち間仕切りをして、ここを仮出張所とし同日から事務を開始し、利用者の便宜をはかり、出張所の機能を一日も早く発揮しようとしたものであった。また同時に、黒沢の官邸は転築であり、これはこわされ苫細村に運ばれたので、自分の住む屋敷がなくなったことも官員一同の移転を早めた原因でもあった。したがって、九月二十七日には勇払詰官員一同が引越し、この日から勇払郡出張所は勇払村に代わり苫細村に置かれたのであった。九月二十九日には、はやくも勇払郡郵便御用取扱人の植田甚蔵が「勇払郡苫細御出張所」[1]としわざわざ苫細の二字を入れ願書を提出している。

しかし、十月になって勇払地区はなお漁業がさかんであるため



勇払郡開拓使出張所の苫細村移転についての札幌本庁への報告書（明治６年）〔道行政資料課蔵〕

いちいち出張させていては経費もかさむので、漁時中勇払にも定詰員一名を派遣したい旨を本庁に伺い、これが認められ十月から定詰員一名を旧勇払出張所詰とし、その不便を解消した。

苫細出張所の落成については、当時の勇払郡開拓使出張所関係文書、開拓使本庁往復文書をみてもはっきりしない。勇払詰の日誌は十月までしか保存されていないが、十月中に完成した事実はないのである。しかし、十一月に入って勇払病院が二号官舎へ移転した事実があることから十一月上旬には完成したものと思われるのである。

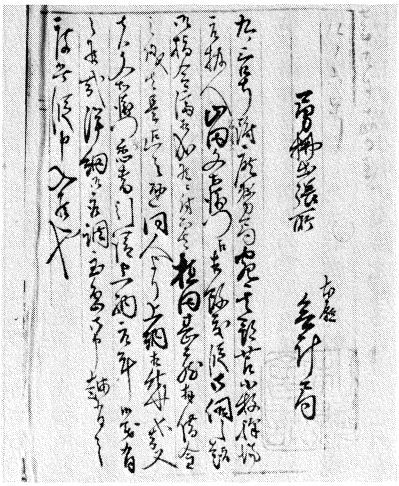
このようにして勇払郡開拓使出張所の苫細移転が行われたが、十二月十三日に苫細出張所には未だ掲示場もなく別紙見積書を添え伺うので、ご協議してほしいという黒沢の文書があることからして、当初細川権中主典が将来の苫小牧の発展を予期した大計画に比較し、誠に規模の小さい、出張所のごときも粗末なものであった。しかし、細川の先見は今日の苫小牧の発展を見るとき、これを改めて知らされるものである。本市は、この明治六年九月二十七日を永久に記念し、本市の開基と定めたのである。

開拓使出張所の廃止と大小区画制　明治六年九月二十七日、開拓使勇払郡出張所は勇払村から苫細村に移ったが、同地は発展の一途をたどり、まもなく勇払、白老、千歳三郡における中心となった。そして、明治七年四月には千歳郡出張所を、同年五月には白老郡出張所をそれぞれ吸収合併した。これは、これまでも勇払郡出張所は三郡の代表出張所となっていたものを行政改革により整理統合を行ったものであった。また、これに代わる区画として明治七年二月には札幌本庁管内の石狩、後志、胆振の各国に実施された大小区制はほぼ国別一郡一大区の区制を設定したため、下部機関における行政区画が確立していたことにも素因するものである。

明治七年十月勇払詰黒沢大主典は勇払を去ったので、同詰の熱海勝十二等出仕がこれを受け継いだ。なお、黒沢は同十一年二月三日廃官となった。

明治七年九月ころから苫細を苫小牧と書き改められるようになったが、これまでの文献などをみるとこの日は明治七年八月二十三日ということになっている。しかしその理由についてはいずれも記されていない。開拓使関係の文書をみると苫小牧と記した最初の文書は駅逓関係のもので、明治七年八月郡出張所に提出した文書に『苫小牧駅場』(2)としているし、その後開拓使本庁から出された文書にも『苫小牧駅場』となっている。当時の苫小牧駅場取扱人は副戸長の植田甚蔵であった。また、その後の文書で植田自身の住所を「胆振国第二大区勇払郡二小区苫小牧村七番地、明治七年九月二十四日」（会計局往復）としているところから、この時点ではすでに『苫小牧』と改められていることがわかる。

ところが、この年には前にも述べたとおり開拓使札幌本庁管内では大小区制の実施にふみきっており、開拓使の出先機関としての郡出張所も再検討されていることになった。そして、明治八年二月には勇払郡開拓使出張所は廃止されることになった。



苫細を改め苫小牧と記した文書
（明治７年）〔道行政資料課蔵〕

その後は本庁民事局派出詰所が旧郡出張所におかれ、担当区域は郡出張所同様勇払、千歳、白老の三郡であったが、当時の文書などをみても派出詰所自身はあまり活発な地方行政は進めていない。戸籍事務のは握、戸長への開拓使からの布達事項の指示、指導などにとどまり、大きな問題は民事局が行った。

さらに、明治九年四月十九日になると札幌本庁管内十一カ所に同庁の分署を設けたが、苫小牧には勇払分署が置かれた。これは郡出張所に似た性格のものであった。分署時代には勇払在勤という名称を使っていたが、当初の責任者は引き続き熱海勝であった。

熱海は同九年十一月二十日に「依頼免出仕」（辞令録　明治九年　札幌本庁）とあって、官員を退いている。その後は元勇払郡出張所詰、戸長も兼ねたことのある西東勇吉が分署長格で引き継ぎ小林東十郎、碇谷仁三郎などが在勤していた。

開拓使は郡出張所廃止後、地方行政を下級官員にあたらせるようになってきている。西東は黒沢大主典時代には等外二等出仕であったが、分署時代には十五等出仕、つまり使掌格に昇任しているのである。このことは同時に、これらの人びとが地方行政指導官としての能力を備えはじめたことを意味するものでもあった。

しかしながら、明治十一年一月になって、開拓使は再び行政改革を行い、勇払、古平、余市、石狩、宗谷、静内の各分署を廃止し、本庁の直轄とした。このことにより苫小牧には開拓使直轄の出先機関がなくなったのである。そして、これに代わるべき当地方の区務所の役割が極めて重要性をおびてくることになった。

なお、勇払分署の職員は勤務替え、差免などになっている。

当地方における大小区制の実施は明治七年の大小区制（第一次）と、同九年九月の北海道大小区画との二期に分けることが出来る。

大小区制の実施については開拓使各本支庁随意ばらばらに行われたが、札幌本庁管内では明治七年二月石狩、後志胆振の各国で実施されている。しかし、これは他府県に比した場合決して早い方ではなかった。そしてこの大小区制は明治七年一月現在の戸籍編成という当面の目的があり、開拓使としても非常に急いだ作業であった。そのため町村の再編制という十分な検討が行われなかったようで、国別一郡一大区という極めて常識的な区画にとどまった。また区戸長の月俸についても各地で異なっていたが、これが全道的に統一されたのは明治七年五月二十三日達「区戸長月俸規則」の制定以後のことであった。これは同時に区戸長を官吏身分に準じさせたものでもあった。

区戸長准級並月俸ノ義本年弐拾八号御達ニ準拠シ自今別記ノ通更正候条此旨相達候事

但区戸長ノ月俸ハ民費弁給義一般ノ成規ニ候処府県同一ニ施行難相成地方ニ付当分ノ内従来ノ通官費ニ可取計尤モ漸次戸口繁殖民産興起ノ都合ニ仍リ民費ニ相成候儀ト可相改候儀ト可相心得事

（別　記）

区戸長月俸規則

区長

十二等ニ准スル者　月俸弐拾五円　十三等ニ准スル者　月俸弐拾　円

副区長

十四等ニ准スル者　月俸　拾五円　十五等ニ准スル者　月俸　拾二円

戸長

等外一等ニ准スル者　月俸　拾　円　等外二等ニ准スル者　月俸　八円

副戸長

等外三等ニ准スル者　月俸　七円　等外四等ニ准スル者　月俸　六円

区戸長ノ准級ハ毎区戸口ノ多寡ト事務ノ煩簡ニ随テ之ヲ参酌シ必シモ正副並ヘ置カス且ツ該区ノ景況ニ仍リ区長ヲ置カスシテ戸長ヲ以テ其事務ヲ弁理セシムル事アルヘシ

総　代　月俸　五円　副総代　月俸　三円

各区ノ実況ニ仍区戸長ヲ置カス総テ其事務ヲ（総代ニ）弁理セシムル事アルヘシ

（『開拓使布令録』明治七年　開拓使札幌本庁）

そしてまた、同八年の第一回地方官会議において、大区の長は正副区長、小区の長は正副戸長としての名称が統一されたが、本道のような広大な区地域を有し、しかも人口の少ないところでは、これはほとんど適用されなかった。

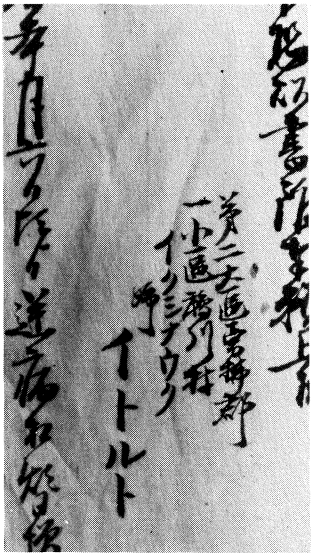
そしてこれを、開拓使の判断より正副区長を置かず戸長に、あるいは正副戸長さえも置かず総代を配置することにとどめるという、区戸長月俸規則のただし書を適用した例は少なくなかった。

すなわち、第二大区の勇払郡においても正副区長を置かず戸長にこの事務を弁務させていた。

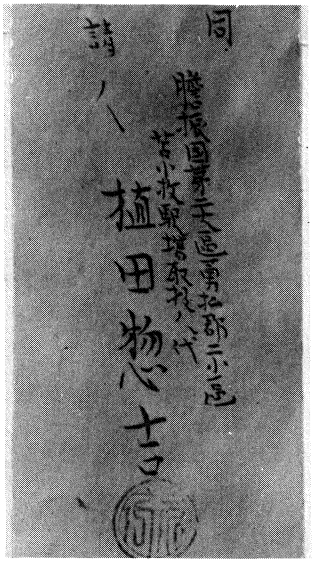
また、同八年からこれまで勇払、千歳、白老三郡戸長（副戸長）申付けとなっていたが、このときから、千歳、白老の二郡がとれ、勇払郡戸長申付けとなっている。このことは千歳、白老の二郡に総代はまだ置かなかったが、副総代に郡内戸長事務がすでに移管されたことを意味し総代、副総代の区戸長月俸規則のただし書の適用によるものであった。

この大小区制により胆振国勇払郡は胆振国第二大区勇払郡一・二小区に区分され、鵡川上流地区一帯を一小区とし、鵡川以西を二小区とした。

明治九年九月になると、開拓使はそれまで各本支庁ごとに施行されていた大小区制を統一して「北海道大小区画」を新たに編制し、全道を三十大区一六五小区とした。勇払郡は千歳、白老、幌別の三郡を含め胆振国二十一大区となる



第二大区一小区の例
（明治８年）〔道行政資料課蔵〕



第二大区二小区の例
（明治８年）〔道行政資料課蔵〕

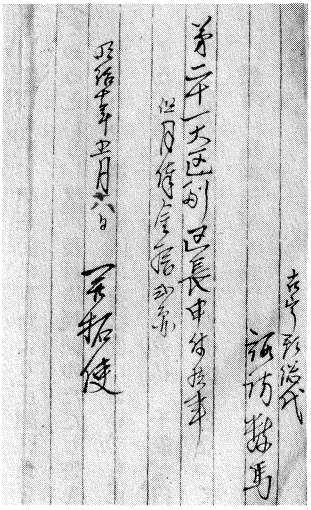
大小区制胆振国区分表（明治七年）

国	胆振国						
郡	千歳	勇払	白老	幌別	室蘭	有珠	虻田
大区	一	二	三	四	五	六	七
小区		二			二	二	二

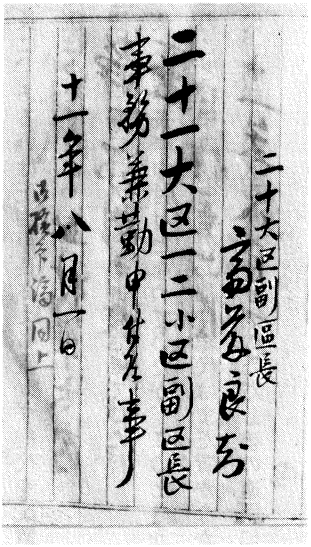
（『苫小牧町史資料』）

り、苫小牧に二十一大区区務所が設置され、各郡には区務扱所を設けた。しかし、区設置当時には区長は置かれず、依然として戸長ないし副戸長の事務代行であった。

ところが、明治十年五月になって、古宇郡総代諏訪数馬が二十一大区の副区長を拝命し、ここにはじめて当地方区務所の本格的な活動がはじまることになった。さらに同年十一月には村田松蔵らが勇払区務所雇となった。



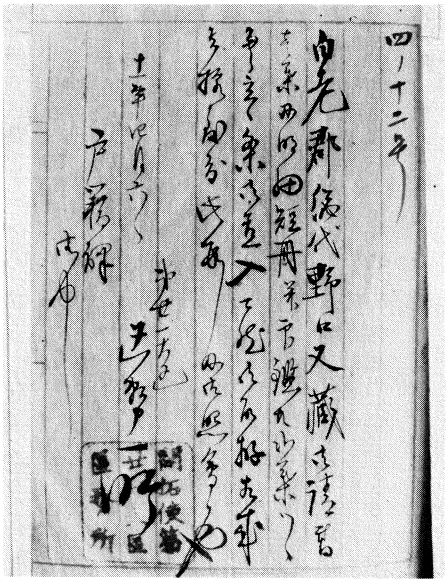
二十一大区副区長の辞令
（明治10年）〔道行政資料課蔵〕



二十一大区一・二小区副区長の辞令（明治11年）
〔道行政資料課蔵〕

また、同十一年八月には二十一大区の広域的な行政区域のため、同大区のうち一、二小区、つまり幌別郡を二十大区副区長が事務兼務することになった。このことは内部的ではあるが、実際面での行政区画の変更を意味するものであり、北海道大小区画制における特記すべき事項といえる。この問題は室蘭分署が開拓使本庁に伺っており、二十一大区の区務所が苫小牧にあるため、距離的にも不便であることを考慮したものであった。

大区および小区の性格は、開拓使の分署と戸長の間にあって中間的な行政を行う地方自治機関であり、区長が大小区全体を、戸長は区内の一定地域の事務を担当するものであって、本来は地方団体たる性格をもつものであったが、広大な地域を要するため、この団体には成長し得なかつたものである。特に大区においては、勇払分署の廃止により開拓使行政機構の出先機関としての機能を発揮する程度にとどまり、かっての開拓使郡出張所、分署の性格に近いものであった。



二十一大区区務所文書（明治11年）
〔道行政資料課蔵〕

開拓使はこの区務所の地方団体としての性格をおぎなうため、これまで勇払郡には置いていなかった総代を置くとともに大小区費制度を確立した。しかしながら、村費と異なり大小区制度そのものに対する村民の認識がうすく、区費についての理解がほとんどなかったといえる。そしてまた、村民にとっては民費（村費と区費）の徴収は相当な重圧となっていた。これは区戸長月俸規則にあるとおり区戸長、総代などの月俸は本来民費によるものであるが、人口も少なく村民の負担が多いということで

当分の間官費をもってあてるとしたことからも理解出来ることである。

明治初期における末端行政担当者である戸長には、統治力においても、行政事務内容にしても相当高度なものが要求されたので、筆算も十分でない永住人よりは、漁場での実力者（漁場持やその代人）にその人材が求められたのである。もとより当地方の住民はその生活をほとんどが漁業に頼っていたから、漁場持には絶対的な信頼がよせられていた。したがって、当地方においては戸長に対する目立った住民の不満というものはなかったのである。しかし、大小区画制の実施のころから、いわゆる輸入人事ともいうべき、他郡からの区戸長の赴任があり、しかも同時期には公立学校、公立病院の設立運営により相当額の民費（村費）を必要としたので、戸長、総代などが中心となり、しばしば村民集会が持たれ、その維持費などについて協議された。

行政担当者側からすれば、住民との摩擦をさけるためでもあったが、戸長などの行う行政とは別に、こうしたところに町村自治が存在したともいえるのである。

明治十三年の「郡区役所設置に付旧分署引継書類」をみると旧分署関係、二十一大区区務所関係、官立病院、公立病院関係、官舎、官邸関係をはじめ、明治七年以降の公文書つづり、区入費請払帳、区入費仕払証書留、日計簿、御備米請払帳、教育賃金請払帳など文書類だけでも百点以上、物品建物などは数百点にのぼる引き継ぎを行っており、明治五年より、勇払郡開拓使出張所―民事局派出詰所―開拓使勇払分署―胆振国第二大区―第二十一大区へと当地方の行政が戸長をそのもとにおき引き継がれていったのである。

北海道大小区画（明治九年）

国	大区	郡	小区	町村
振	十二大区	虻田	一	礼文村、弁辺村
			二	振内村、虻田村
		有珠	三	有珠村、長流村
		有珠	四	紋鼈村、稀府村、黄金蘂村
		室蘭	五	千舞鼈村、室蘭村、鼈龍田村、幌萠村、輪西村、塵別村
		室蘭	六	札幌通、西小路町、沢町、幕西村、東小路町、常盤町、新堀町、仲町、浜町、本町、絵鞆町
胆	二十一大区	幌別	一	鷲別村、富岸村
		幌別	二	幌別村、蘭法華村、登別村
		白老	三	敷生村、白老町、社台村
		勇払	四	樽前村、覚生村、錦多峰村、小糸魚村、苫小牧村、勇払村、厚真村、鵡川村、井目戸村
		勇払	五	萠別村、生鼈村、似湾村、累標村、穂別村、辺富内村、植苗村
		千歳	六	千歳村、蘭越村、烏柵舞村、長都村、漁村、島松村

（『北海道大小区画一覧』開拓使）

しかしながら、この大小区制度そのものに大きな問題があり、新たな町村制度の編制をせざるを得なかった。そこで、明治十二年七月大小区制は廃止となって、従来の区長などは差免となり、次の郡区町村制度へと発展していった。

総代、副総代の設置

総代、副総代は明治七年五月の区戸長月俸規則施行以後全道的に統一され、戸長のもとに置かれた。当初、『総代』は『惣代』とも書かれていた。しかし、開拓使は北海道の特殊性である広域な行政区画に人口が極めて少ないということで、戸長あるいは副戸長を置かず、さらに大小区制の設定にあたっても区長副区長さえも置かず戸長および区長の代務者とした例が少なくなかった。また、総代の設定にあたっても区務所の地方団体としての性格を補おうとする配慮によるものであったが、総代は村民の代表というよりもむしろ地方行政官吏的な性格を強くもっていたといえる。例えば、有珠郡、虻田郡、幌別郡などがそれであった。(3) また、戸長設置地の総代においても事務補助者にすぎなかったのである。このため、総代、副総代の月俸は官給となっていた。

勇払外二郡副戸長のもとに郡総代（惣代）がおかれたのは他郡に比べかなり遅れていた。なお、明治七年七月には勇払、千歳、白老の三郡だけを除き、胆振国の各郡ではすでに総代（惣代）が置かれていた。

また、副総代についても伍長制度が確立していたため、これまた他郡に比して副総代への切り替えが若干遅れていたことがわかる。明治七年五月の区戸長月俸規則施行により伍長制は廃止となり、これを副総代とすることになったが、勇払外二郡においてはなお若干期間伍長制度が続いていたことが当時の開拓使の文書に「明治七年六月、同郡伍長小原藤吉」（土人諸留　明治七年　勇払郡出張所）とあることから知られる。そして、同年十二月になってはじめて副総代とした勇払郡開拓使出張所の文書があることから、同年の七月から十二月の間に伍長から副総代に改められたものであった。しかし、この時点でも総代は置かなかった。

当勇払郡に総代が置かれるようになったのは、明治八年八月からであることが「退職之義奉願候書付、昨八年八月ヨリ勇払郡総代当村駅逓取扱所仰付謹テ拝命勤務罷在候處（略）明治九年八月二十三日、勇払郡総代、苫小牧駅逓取扱人、小原惣次郎」（区戸長進退録　明治九年　札幌本庁）という勇払郡初代総代をつとめた白老郡の小原惣次郎の退職願



各郡における戸長、副戸長、惣代一覧（明治7年）
〔市立苫小牧図書館蔵〕

から知ることができる。小原はもともと白老郡在籍の人であり、行政手腕の豊かな人であったことは、後に初代勇払郡役所書記となったことからも、これがよくうかがえるし、勇払外二郡でも相当の実力者であった。小原は植田甚蔵のあとをうけ苫小牧駅逓取扱人となっていたが、当時の勇払外二郡副戸長（戸長欠）は植田であり、小原の次期行政担当者は約束されていたといえるのである。

しかし、小原は同九年八月ごろから白老郡においても駅逓を村中一同をもって取扱うことになったが、白老村民だけでは未だその方法さえも知らず、永住人より帰郡しこれに協力し取締るよう強い要望があるし、自分の家族も白老に居住しているので、同村へ帰って尽力したいという、自村を思っての総代辞退であった。

しかしながら、小原も明治十年十二月二十八日勇払郡戸長となって再び苫小牧に戻った。

ところが、ここで注目しなければならないことは明治八年の植田副戸長申付けから、勇払、千歳、白老三郡副戸長ではなく、勇払郡副戸長となっている。このことは総代、副総代の設置により、千歳、白老においては総代ないし、副総代に郡内の戸長行政事務が移されたことを意味するものであった。明治九年の勇払分署の文書に当署所轄副総代一名減により人選したいとあるし、白老郡においては同十年七月十日に前勇払郡総代の小原惣次郎が、小原の勇払郡戸長就任後の同十一年三月二十六日には野口又蔵が同郡総代に、千歳郡においては同十年七月十日に石山専蔵が同郡

総代となった。

こうして植田惣吉は明治九年十月二十四日勇払郡総代となったが、総代は戸長のような官選と違い、一部村民有志の選挙によって選ばれ、これを開拓使が申し付けるというものであった。しかしながら、戸長にせよ総代にせよ相当高度な行政事務を要求されていたから、ほとんどが無筆無算者であった明治三年以前の永住人からは役職人が選ばれる例はなく、漁場関係の寄留人、かなりの知識を持って新しく移住して来た人たち（特に官の仕事に携わっていた人）にかぎられていた。そしてまた、勇払郡のように漁民がほとんどで、しかも漁場の親方を通しその生活関係までが支配されていた以上、あらかじめ総代になる人も決まっていたものといえるのである。

しかし、植田惣吉も明治十年八月十八日総代を辞任したので、同年十月二十五日勇払分署雇の碇谷仁三郎が総代となった。また、千歳、白老両郡に総代を置いてから、従前の副総代はすべて差免となったが、欠員などにより不便を生ずることになり同年十二月二十八日には勇払村の西川健助が勇払、千歳、白老三郡副総代となった。

このように総代は戸長のもとにあっては戸長の補助者として、また、白老、千歳郡などのように戸長未設置の郡においては戸長の代務者として、明治初期の地方行政における特殊的な一役割を果たしたのである。

勇払郡総代一覧表

代	1	2	3
氏名	小原惣次郎	植田　惣吉	碇谷仁三郎
任命年月日	明治八・八	九・一〇・二四	一〇・一〇・二五
前職及継続職	苫小牧駅逓取扱人	〃	勇払分署雇
退任年月日	明治九・九	一〇・八・一八	一二・七
後職	白老郡総代	勇払郡郵便取扱人	勇払郡役所雇
備考	後勇払郡戸長		

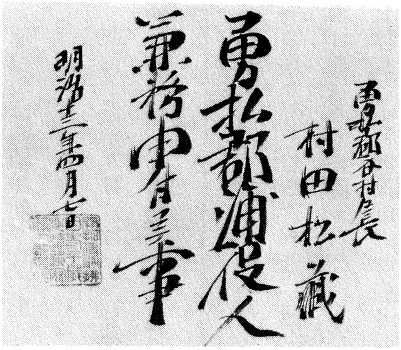
（『開拓使札幌本庁辞令簿』など各年より作成）

浦役人と浦役場

北海道は四面を海に囲まれていて、交通はほとんど船舶によって行われていたため、入津する船舶の庶務、海難事故の処理は浜役あるいは浦役と称し、地域住民によって行われていたため、勇払地方においては村役人たる場所請負人、もしくは支配人の仕事であった。

北海道の開拓が進展してくると大型船舶の往来もひんぱんとなり、そのうえ本道沿岸は風波が高く難所が多いため船舶の坐礁、難破をくり返すことが多かった。そこで、明治五年には浦高札の布達を行い、難破船についての心得と報償を掲げたのである。当初この難破船に対する取扱いは開拓使郡出張所の所管であって、現場での仕事は戸長が浦役となって行われていた。また、この難破により死亡者（特に身元不明者）が出ると非常に厳格な調書をとっていた。

明治八年四月になると「内国難破及漂流物取扱規則」が公布され、難破船などはこの規則によって取扱われるようになり、この取扱人を浦役人とし、日給三十銭、半日のときは十五銭の手当が支給されるよう定められた。そして、同年十月三十日の布令により「浦役任免及浦役場廃置」となり従前の浦役及び浦役場は廃され、新たに浦役人、浦役場を設けることになった。そして、同年十一月二十八日には「勇払郡副戸長植田甚蔵、勇払郡浦役人兼務申付候事」（苫小牧町史資料　浦役場記録）とあって副戸長植田が浦役人を兼務した。



浦役人の辞令　（明治13年）〔苫小牧市史編さん室蔵〕

明治十年三月九日に浦役人心得、浦役人事務章程の制定があって、同年三月十五日には全道二五カ所に浦役場を設置し、区長あるいは戸長をもって浦役人とし、浦役場を管理し書記、町村用係をその補助者とした。浦役人の仕事は水難救護を目的として設けられ、難破船の事務取扱い及び難破船の救助などを行い浦証文を交付するなどの事務を行った。

浦役場は明治初期から中期にかけ、特に水難救護の機関として極めて重要なものであった。浦役人は歴代戸長、または副戸長が兼務し浦役場も戸長役場に置かれていた。

明治十五年九月には、当初浦役人の費用は官費によっていたが、これを戸長役場の村費から支出するようになり、浦役人の仕事は完全に町村行政事務の一つとなった。そして、指導監督機関は郡役所から札幌警察署の所轄となった。

さらに明治十七年には札幌県での浦役場の設置地を布達をもって小樽、古平、岩内、室蘭、勇払、浦河、石狩、増毛の八カ所とした。また、同十七年七月に勇払郡各村戸長役場が廃止となり、勇払外五郡郡役所の直轄となると浦役場は郡役所内に置かれ、浦役人は郡書記の兼務となったが、同十八年には元戸長の佐藤辰之助郡書記の兼務となり、名称も苫小牧浦役所と改めた。(4)

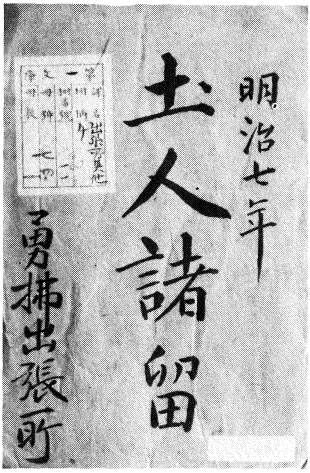
当時の勇払郡、白老郡一帯はイワシ漁の大漁が続き、これらに関する漁船の出入が多く、難破船もかなりあったもので、当地の浦役場が存続されたものであった。

戸長と役職人　開拓使は明治五年九月に勇払、千歳、白老三郡に開拓使の末端行政機関ともいうべき副戸長をおいてから、戸長の補助者、あるいはまた勇払郡開拓使出張所の直接的な補助者としての性格をもつ役職人をつぎつぎに設置していった。これらはそのまま本道における行政制度を特色づけるもので、戸長の事務を細分化しその補助者として一定地域内での戸長事務の委任、さらにまた戸長とは独立した行政機関たるべき性格をもたせながら、地方行政を多面的な立場から進めようとした意向が伺える。ただ、戸長職は他の役職に比べ月俸の上からも、指導上からも、末端行政機関の長たることには変わりなく、特に上部機関とは密接な関係を持ち、戸長を中心に町村行政が進められていたことは実事であり、主要な職を兼務させていた。

北海道の地方行政制度は他府県に比して、常に後手にまわっていたことはまぎれもない事実であった。これは、国策による北海道開拓という当面の問題と広大な行政地域に比べ人口が極めて少ないという問題、特殊な漁場の組織のため、自治機関に対する住民の考えの低さなどが作用したものといえる。さらに、アイヌ、出稼漁民などの異色な問題が常につきまとい、開拓使としても他府県にはあまりない地域住民の中から役職人をおき、これらにはすべて官費を支給し少しでも官吏的な性格をもたせ、地方行政政策を展開させようとしたのである。

まず、御収納税改であるが、これはいわゆる租税業務で、勇払外二郡においては副戸長兼務として同時に発令された。これは道内にも移住者が増えはじめ自営漁場などを持ち、漁場持以外にも税負担能力者がぼつぼつ現れはじめたため、これらの人びとの税徴収業務を行わせたものであった。

当地方においては古くから出稼漁が盛んであったが、一割五分という高い税額のため出稼人も入れ替わることもしばしばであったし、一度は出稼人が結束して勇払郡出張所に対し、税額を函館相場の一割まで下げてほしい旨の集団陳情を行ったこともあった。その後、漁場の出産税は函館相場の一割二分に下げられ、明治六年ころから次第に定住者も増えだし、御収納税改の業務も増えていった。



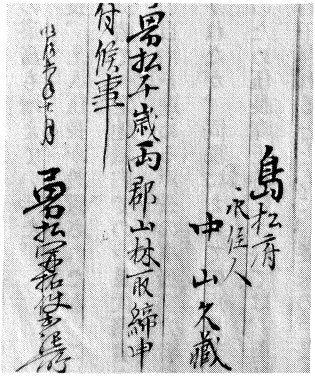
土人諸留一勇払出張所(明治７年)
〔道行政資料課蔵〕

明治六年五月になると伍長、土人伍長が設置されたが、これは伍長においては戸長の事務補助者で一定地域内での戸長代務者たるものであり、土人伍長は自村の自治を進める戸長の事務協力者であった。伍長は白老郡にのみ置かれたが、同郡においての戸長業務の大部分が委任されていた。このため伍長廃止時においては、勇払外二郡の副総代への切り替えが若干遅れるとともに、従来の戸長―伍長

制度が確立していたため、しばらくの間総代を置かず、伍長格の副総代を数名置くにとどめ、他郡に比し総代の設置は非常に遅れていたものであり当郡地方制度の特色ともいうべきことであった。

明治六年三月には土人取締を勇払郡と千歳郡に設置している。これはアイヌ部落などにおける病人の発見やアイヌ問題の世話係ともいうべきもので、アイヌ部落を回り患者を発見し、あるいはアイヌの要望、意見をまとめ戸長に報告上申していた。

山林取締については、これは勇払、千歳両郡兼務として一名置かれたもので、山火事の防止、山林の保護育成、狩猟、漁撈禁止など見回りを行い、明治六年七月、島松の中山久蔵が発令された。



山林取締の辞令（明治６年）
〔道行政資料課蔵〕

捕亡手先、これは明治七年以降勇払外二郡においても人口が増加し、悪事をする者も出るようになったため札幌本庁刑法局下に置き、これらの捜査、逮捕などに協力するもので、いわば警察の補助者ともいうべきものであった。勇払郡では土人取締の時田傳内の兼務であった。

このほか、海難事故などによる難破船の事務を行った浦役人、戸長の代務また補助者であった総代、副総代などを置き、明治初期の地方制度は開拓使の行政指導、監督のもと戸長を中心に他の役職人とともに、特色ある行政を展開したが、次の郡区町村制実施により、そのほとんどが廃止か、新たなかたちで再出発することになった。

役職人一覧表（勇払郡関係）

職種	氏名	就任年月	備考
御収納税改	戸長職兼務	明治五年九月	
伍長	小原　藤吉	六年五月	伍長廃止後副総代となる
土人伍長	三郡に一七名	六年五月	勇払郡一〇名、千歳、白老各郡に五名
土人取締	時田　傳内	六年三月	捕亡手先兼務
山林取締	中山　久蔵	六年七月	勇払、千歳両郡兼務
捕亡手先	時田　傳内	七年二月	土人取締兼務
浦役人	戸長職兼務	七年一月	郡区町村実施後も存続 明治一七年以降郡書記兼務
三郡副総代	西川　健助	一〇年三月	勇払、千歳、白老三郡副総代は西川一人

（『開拓使札幌本庁辞令簿』などより作成）

注（1）『勇払郡諸留』明治六年　北海道行政資料課蔵
（2）『会計局往復』明治七年　北海道行政資料課蔵
（3）『各郡戸長副名面』明治七年　開拓使札幌本庁
（4）『苫小牧町史資料』「浦役場の記録」苫小牧町

第三節　郡役所と戸長役場

一　北海道の行政機構と郡区町村制の実施

開拓使一〇カ年計画と北海道の行政機構の変遷

開拓使は明治五年一月から一〇カ年計画をもって本道開拓に着手し、農業の普及、農民移住の奨励、畜産の育成を主体とする農業政策、交通運輸、通信網の開設・整備・充実、地下資源の開発、本道の農産物、資源を地元で生産、消費するため開拓使直営の諸工場や民間工業振興策により設置された工場など三〇余カ所を設け、北海道の開拓を進めてきた。当地方においては美々のシカ肉かん詰工場があるが、これは北海道を特色づけるものであり異色な存在であった。

明治二年北海道の人口が一〇万たらずであったものが、同十五年には二倍以上の二三万余人となり、八〇〇ヘクタールであった田畑は二万ヘクタールに増加するという、数字のうえでは着実にその効果をあらわしていた。しかし、その反面当初の一〇カ年計画の総予算が千数百万円であったのに対し、これも二倍の二千万円以上に達していた。このため、明治十年ころから開拓使の投入した経費とその成果に対して各方面から相当の批判を受けることになった。

またこの間、政府は保護育成時代に成長した資本家に官営工場施設を払い下げ、日本資本主義の成長をはかろうとし、明治十三年十一月「工場払下概則」を出したが、これは本道においても同様に開拓使一〇カ年計画によって作られた施設を民間に払い下げることになった。そしてこれは有名な官有物払い下げ事件へとつながっていた。

同年三菱の岩崎弥太郎は、この払い下げを申請したが拒否された。そして、翌十四年になって薩摩出身の五代友厚

を中心とする関西貿易会が、これまで一〇カ年の歳月と二千余万円を費して築き上げ運営してきた全施設をわずか三八万余円と評価し、しかも無利息三〇カ年賦で払い下げを申請した[1]。同じく薩摩派の黒田清隆長官は、明治十四年七月、これを政府に副申し承認を受け同年八月許可したのである。

ところが、前年払い下げを拒否された三菱や福沢諭吉らが強く非難し、政府内部においても首席参議の大隈重信などはあまりにも藩閥色が強い措置としてこの許可に反対していた。そのうえ自由民権運動が高まっており、国会の開設なくして藩閥専政の結果であるとの理由で、これに結びつけ猛反対運動が全国的に広がり、北海道においても室蘭の本多新がこれに加わった。こうして政府は、開拓使の官有物払い下げを再審せざるを得なくなったのである。「開拓使、先般其使所属官有物払下聞届ノ儀及指令置候処詮議ノ次第有之取消候條此旨相達候事、明治十四年十月十一日太政大臣三條実美」（太政官公文録）とこの許可を取消し、国会開設の詔勅もこれと同日付で公示された。

わが国は自由民権運動という大きな波の中にあり、全国の世論が本道に、そしてまた本道の世論が直接中央の政界に働きかけることになったのは、この官有物払い下げ事件によってであった。

しかしながら、当地方においては漁業を中心とする一寒村にすぎず、これらの世論に同調しうる知識人もいなく、これらの世論とは全く無関係な生活が繰り返されていた。

こうした中で開拓使は、一〇カ年計画を終了する明治十五年一月をもつて廃止しようとしたのである。廃使に先だって太政官は同十四年十二月二十八日の達しにおいて「曩ニ其使ヲ置カレ北海道開拓ノ事務ヲ委任シ十カ年間別途ニ定額金ヲ支出シ来リ候処、来ル十五年ニ至リ満期候ニ付、同年限リ廃使置県ノ処分ニ可及候条、別紙条項ニ随ヒ関渉ノ各省ニ協議シ、将来置県ノ方法取調上申可致」として、

一、県地ノ区域ヲ画シ県庁ノ位置ヲ定ムル事

一、県庁ノ経費並官民費ノ区分ヲ定ムル事
一、所属諸鉱山及鉄道処分之事
一、所属諸牧場其他開墾地等処分之事
一、所属船舶処分之事
一、所属諸器械所処分之事
一、屯田兵処分之事
一、学校処分之事

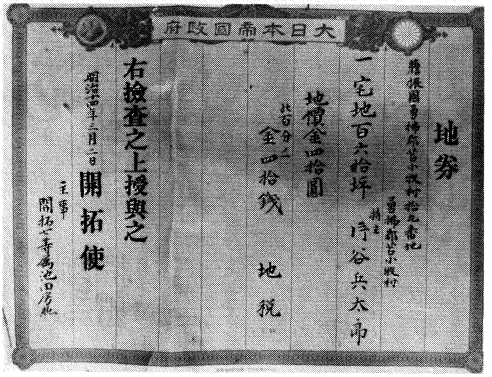
この八項目により廃使後の具体的処置の調査を命じた。

黒田長官は同月二十八日に長官の辞表を提出し、同十五年一月十五日をもって内閣顧問に転じ、同日付参議農商務卿西郷従道が長官となった。

かくして、明治十五年二月八日太政官布告をもって開拓使を廃止し、函館県(人口約一三万人)、札幌県(人口約九万三千人)、根室県(人口約一万二千人)の三県をおいた。当地方は札幌県に所属することになった。三県はそれぞれ開拓使から土地、人民等を受け取るべき旨を達せられ、札幌県は同年三月十六日に開庁し、札幌県令には開拓大書記官調所広丈が任命された。

開拓使は政府の直接機関で他の諸省と対等の地位にあって広範な権限を持っていたが、この三県は他府県同様普通の地方行政だけを行う機関となった。このため、開拓使の直轄として行われていた諸事業などは各省に移されることになった。なお、当地方の美々シカ肉かん詰工場は農商務省の管轄下となった。

（『新北海道史』一　第三巻　昭和四十六年　北海道）



札幌県発行の地券（明治14年）
〔苫小牧市史編さん室蔵〕

また、開拓使の出先機関たる郡役所の郡長、末端行政機関の戸長役場の戸長においては同年二月九日「今般廃使置県之儀公達相成候処判任官以下者総テ其儘事務可取扱事」（札幌県官吏履歴書　服部尚春）を達し引続き地方行政事務を行わせていた。そして、同年三月八日には「任札幌県勇払白老千歳沙流新冠静内郡郡長」（札幌県官吏履歴書　服部尚春）と改めて札幌県の辞令をもって任命した。ただ、この時代は「郡町村編成幷ニ郡役所戸長役場位置ノ義、総テ開拓使制定ノ通」「郡長職制管掌事務条例幷特別委任条件及戸長職務概目共ニ、総テ開拓使制定ノ通」（新北海道史）と達し、下級行政機構にはなんらの変化もなかった。

しかしながら従前開拓使が統轄していた本道の拓殖行政が諸省及び三県に分轄し行われたため、連絡不充分により総合性を欠いたり、予算の争奪、業務の繁雑となって行政費がかさみ、開拓事業も渋滞する結果となった。このため、政府は明治十六年一月二十九日、本道行政の円滑をはかるため、三県はそのままとし、各省に分轄した事務を統合し農商務省内に北海道事業管理局を置いた。この時代の約四年間を通俗三県一局時代と呼んでいるのである。だが、この三県一局にはもとの開拓使官僚が横すべりし、人間関係においてはあまり変わるところがなく、依然として薩摩派官僚の支配が続いていた。

しかしながら、中央においては経済の変動などもあって、本道への移民も増え、企業の進出の気運も高まってきた。そして、この本道の三県一局制に対する非経済性、非能率性があるとし、制度の一大改革を望む意見が多くなってきた。もともと北海道全体がほぼ民情を同一にする要素をもっており、広大すぎる地域を便宜上三県に分離していても、

三県が連合あるいは協議して行われていたものが少なくなかった。例えば、物産税、国税の問題、旧土人教育、一定施設の協同使用などがそれであった。

これは、政府においても制度の一大改革を望む意見が多くなった。そこで、参議伊藤博文は金子大書記官を本道に派遣して県政の実情を調査させることになった。

金子は七十余日にのぼり本道及び千島を調査し、『北海道三県巡視復命書』を提出したが、三県一局の行政組織の不合理などを調査の事実と照らして述べ、三県一局を直ちに廃して新たに殖民局を設けその開拓労働力を囚人使役に求めようとしたのである。この金子の意見は伊藤参議、山県内務卿、井上外務卿、黒田元開拓長官の賛成を得て、北海道の行政組織は根本的に改革されることになった。

明治十八年十二月には、これまでの太政官制を廃し、内閣制度としたが、北海道の行政改革も内閣制への転換の一つでもあった。一方また、本道の新たな行政機関設置の他面の理由として、中央における経済の変動により、わが国は急速に資本主義の発展があり、政府においても開拓使時代に国の保護政策によって進められた開拓を、資本の導入による開拓とし、もって日本資本主義の成長をはかろうとしたのである。

政府は当初殖民局を設置する考えであったが、井上卿の強い意見もあって北海道庁と称することにし、長官以下の官吏を置き、長官は内閣の監督をうけ、各省の主務については各省大臣の指揮をうけることにした官制を制定するとともに、明治十九年一月二十六日次のような布告を発し、三県一局は廃止となり、新たに北海道庁を設置した。

北海道ハ土地広漠、住民稀少ニシテ富庶ノ事業未ダ普ク辺隅ニ及ブコト能ハズ、今全土ニ通ジテ、拓地殖民ノ実業ヲ挙グルガ為ニ従前置ク所ノ各庁分治ノ制ヲ改ムルノ必要ヲ見ル因テ左ノ如ク制定ス。

第一

函館、札幌、根室三県並北海道事業管理局ヲ廃シ、更ニ北海道庁ヲ置キ、全道ノ施設並集治監及屯田兵開墾授産ノ事務ヲ統理セシム。

第二

北海道庁ヲ札幌ニ、支庁ヲ函館、根室ニ置ク。

（『新撰北海道史』昭和十一年　北海道庁）

こうして北海道庁は設置されたが、これは郡役所、末端行政機構たる戸長役場にもその影響があり、旧札幌県から北海道庁に対する事務引き継ぎが行われた。勇払外五郡役所においては『元札幌県勇払白老千歳沙流新冠静内郡役所引継目録』とし、書類綴、図書、土地戸口、現金其他、経費仮出明細簿、官米勇払、沙流、静内三郡米庫備品、明治十八年度国税、地方税其他既納未納明細書、郡役所関係印、郡役所建家、公立学校、病院梅毒検査所などに分け、郡役所だけでも実に六六枚の半紙で（B四）詳細なる引き継ぎを行っており、所轄郡内の戸長役場のものを入れると二〇〇枚以上にのぼるものであった。

郡区町村制の編制　開拓使札幌本庁は明治七年二月の大小区制、さらに同九年九月には全道を統一した北海道大小区画を実施したが、これらは人民の利害を反映できず、村民の間でいろいろな問題が起った。公的行財政制度としての大小区制ではあったが、村民の区務所に対する認識も薄く、特に当地方においては開拓使分署の廃止により、区務所は地方団体というよりもむしろ開拓使出先機関としての性格を強く持っていた。

全国的には町村人民の議決機関である寄合（惣集会）と公的行政機関である区戸長との対立はまぬがれないものとなっていた。このため、政府は新しい制度の改革を余儀なくされていたのである。そして、明治十一年七月二十二日太政官布告をもって「郡区町村編制法」「府県会規則」「地方税則」を制定した。これを当時「三新法」と呼んだが、さらに同十三年四月には「区町村会法」の成立をみた。

郡区町村編制法により大小区画制は廃止となり、郡、町村制の復活となったが、町村は行政区画であると同時に自

治団体となった。また、地方税規則はこれまで各地でばらばらであった府県税、民費など諸税を地方税とし、町村費については町村協議費として地方税より分離させたのである。区町村会法は町村議決機関に法的保護を与えることによって公共的性格を明確にさせ、町村財政の統制をはかろうとするものであった。

しかしながら、これらの三新法は当初より北海道を除外していたため、もちろん当地方においてもその適用はなかった。ところが、明治十二年になって郡区町村編制法の適用だけが認められることになり、同年七月大小区制を廃し従前の区戸長は自動的に差免となった、ただ、当地方においては、従前の戸長は「勇払郡旧戸長鈴木運治、依願戸長事務取扱差免候事」(辞令録　明治十二年　札幌本庁)とあるし、また、新設郡役所との事務引き継ぎには「旧副区長、諏訪数馬」[2]となっていることから、その存在だけは認めていたものである。しかし、同年十月になって「今般郡区町村編制相成ニ付従前之区戸長ハ被相廃タルハ勿論ニ候得共為心得相達ス」(布令類聚)との布達により開拓使は従前の区戸長は廃されたことを明らかにした。

かくして、北海道には九〇郡、八二六町村が設定された。ところが、郡区町村は行政区画としながらも、実際にはこれを拡大して郡においては数郡を単位とし数カ郡郡長を、町村においては一〇数カ村を単位に各村戸長を置いた例は少なくなかった。この傾向は人口の少ない胆振、日高、十勝に特に多かった。したがって、郡役所の設置は二一、戸長役場の設置は一三六にとどまり極めて少ないものであった。

一方区は、本来郡の中に包括される自治団体たるべきものであったが、北海道においては当初区の設置の性格が不明確であって、札幌、函館のごとく人口が多く、かつ政治的に重要なところにのみ設定され、むしろ郡よりも重視されていた。このことは区長の郡長兼務、さらに郡長より上級職を置いていたことからも明らかであり、現在の特別区的な存在であったといえる。こうして、勇払外五郡郡役所(勇払、白老、千歳、沙流、新冠、静内)と勇払郡各村戸

長役場が苫小牧村に設置されることになった。

注（1）『新北海道史』第三巻　昭和四十六年　北海道

（2）『郡区役所設置ニ付分署引継書』明治十二年　北海道行政資料課蔵

二　郡役所の設置

郡役所の機能と役割　明治十二年北海道にも郡区町村編制法が適用されることになり、開拓使札幌本庁管内には一〇郡区役所を置くことになった。そして、同年七月二十三日には本支庁に布達して郡長以下の職制を定め郡区制度を確立した。

郡は行政区画であり、郡長は官吏で開拓使本支庁長官（主任官）のもとにある機関で、補助機関として郡区書記を置いていた。また、郡役所は、かっての勇払分署と二十一大区区務所の両方の機能を持つもので、地方によっては自治団体的性格が要求されたし、開拓使においては末端行政機関たる性格を持つものであった。郡区長には一八項目の処分条項と四八項目におよぶ特別委任条項が付加されたが、その主なものは次のとおりであった。

〈処分条項〉

第一　徴税並地方税徴収及不納者処分ノ事
　但海産税ハ此限ニ非ズ
第二　徴兵取調ノ事
第三　身代限財産取扱ノ事
第四　逃亡死亡絶家ノ財産処分ノ事
第五　職遊猟願威銃願ノ事
第六　印紙罫紙売捌願ノ事
第七　小学校資金ノ事
第八　成規アル戸籍上処分ノ事
第九　成規ニヨリ社寺及ビ教導職取扱ノ事

第十　棄児迷子処分ノ事

第十一　旅人逓送願及発病行倒等処分ノ事

第十二　道路掃除方法ノ事

第十三　道路修繕等ニヨリ人馬ノ往来ヲ停止スル事

第十四　衛生ニ関スル事

〈特別委任条項〉

一、士族民籍へ編入願の事

一、戸籍誤謬の廉記載調査の事

一、水火風震の災害及流行病に係る窮民一時救助の事

一、学校病院道路橋梁等へ寄付金願の事

一、犯罪決放及脱籍無産の輩其管庁へ縦放の事

一、郡区書記以下所轄内派出の事

一、戸長進退具状の事

一、郡書記以下事務分掌の事

一、定額内を以郡区役所八円以下の雇進退の事

一、定額内八円以下を以郡区役所戸長役場修繕の事

一、物産表調製の事但し有税海産物は此限に非ず

一、浦役人進退の事

第十五　郡費ヲ予算スル事

第十六　郡書記以下帰省養痾願ノ事

第十七　地方税ニ関スル諸営業願ノ事

第十八　郡務ニ関シ他郡役所等へ移文ノ事

一、貸座敷娼妓営業願の事

一、酒類醸造高並増減の事

一、売薬請売行商願の事

一、煙草酒類牛馬売買等の営廃業願の事

一、土地売買譲渡及継年季改名移転変換地の地券書願並地券状下与の事

一、用材三百石以下薪材三百敷以下払下及炭焼釜以下願の事

一、駅逓取扱人監督の事

一、官費を要せざる道路堤防橋梁修繕願の事、但従来の形状等を全く変更する者は此限に非ず

一、諸上納金及諸貸下金穀徴収の事

一、道路橋梁堤防及官有の建物破損の節十円以下官費修繕の事

一、公立小学校監督の事　（『開拓使布令類聚』開拓使）

以上が処分条項および主な特別委任条項であったが、これらはその処分後、開拓使本支庁長官に対して報告しなければならなかった。

しかし、これまでの開拓使郡出張所、分署などの責任者にはあらかじめはっきりと文章で定められた委任条項はなく、いちいち開拓使本支庁に伺いを立てるという形式のものであったが、郡長においては委任条項がはっきりと定められたのである。これは、地域行政を一律に行おうとする開拓使の政策と郡長に大きな権限を与えることによって地方行政機関としての地位を確立させようとしたにほかならない。

さらに開拓使は同年十一月に前記第十四号達の処分心得について通達した。これによると、郡区長へ委任したものは郡区長名を用い、諸営業鑑札などは郡区役所名に改めること、郡区長、書記は一般の官吏と同じく商売を営むことができない、郡区長は行政上の事務委任権内で戸長に命令することができるなどというものであった。このことは郡長、あるいは郡役所を一層強化させるものであり、郡長は管轄郡内での行政の責任者であることを明らかにし、行政の集権的な色彩を濃くしていった。

勇払外五郡　北海道大小区画廃止後、郡区町村の編制について着々とその準備が進められていたが、郡長、戸

郡役所の設置　長人選などによりなお若干の期間を要した。そして、翌十三年二月九日「当庁管内郡役所本年三月一日ヨリ開庁候条此旨布達候事、札幌本庁、開拓大書記官調所広丈」（部下達書録達甲）と達し、明治十三年三月一日をもって勇払外五郡郡役所が開庁されることになった。そして、同年二月十三日開拓使は郡長、郡書記を発令したが勇払外五郡郡長は札幌区長の兼務であった。また、同郡役所の専任書記として小原惣次郎が発令された。北海道の郡区町村制は他府県に比べ若干遅れて実施されたが、それでもその初期において官吏たる郡長、郡書記の人材という面

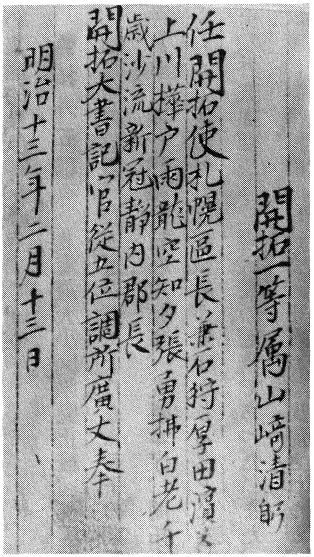
で相当の無理があり、これがやたらと兼務を濫用する結果となった。

このほか郡長同様の兼務で仁木信義、羽部篤行、斉藤皓などが発令された。しかし、山崎郡長以下兼務の者が勇払外五郡郡役所に来て事務をとるわけではなく、当時の勇払郡役所では専任書記である小原惣次郎の代務が多かった。小原は元勇払郡戸長、総代であったから官務の経験があった。その他の職員としては郡雇が二名いるだけであったが、たまたま他の兼務書記が出張してきて、郡長の意向、指導指示事項を伝えたものであった。

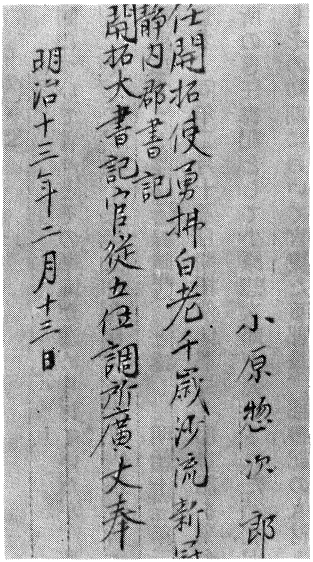
このように勇払外五郡郡役所は全く不十分な体制下にあったが、明治十三年四月一日、郡長山崎清躬と勇払郡旧副区長（旧二十一大区区務所）諏訪数馬との事務引き継ぎが行われ[1]、本格的な地方団体としての事務を開始した。なお開設当時の勇払外五郡郡役所について開拓使年報に次のようにある。

勇払郡役所

勇払郡役所ハ明治十三年三月一日ノ開庁ニシテ郡長并書記等多クハ札幌区役所ヨリ兼子其専任スルモノ書記壱名戸長五名村用係五名雇弐名総計拾三名トス然シテ開庁以来事務最モ繁劇ナリト雖モ設置日尚浅ク将来増減ノ如何ヲ予知スル能ハサルナリ今姑ク本年六月



山崎の郡長兼務辞令録
（明治13年）
〔道行政資料課蔵〕



小原郡書記辞令録（明治13年）
〔道行政資料課蔵〕

三十日ノ現員ヲ掲クル左ノ如シ

郡役所吏員表

勇払 白老 千歳 沙流 静内 新冠	等級	金員
郡長	（札幌区長兼務）	
郡書記	十五等	拾五円	壱人
戸長	准等外 一等	拾円	弐人
戸長	仝 二等	八円	壱人
戸長	仝 三等	七円	弐人
戸長	合計		五人
村用係	月給	六円	四人
村用係	仝	四円	壱人
村用係	合計		五人
諸雇	日給	弐拾五銭	弐人
総計			拾三人

（『開拓使第五期年報』明治十三年　開拓使）

このように開庁当時の勇払外五郡郡役所は専任書記一名と郡雇がいただけで、郡役所とは名ばかりのものであったから、その初期にはあまり活発な地方行政事務は行われなかった。また、この人員では意欲的な行政はできるはずもなかったといえる。したがって、この期には開拓使の諸布達、郡役所としての管内諸達の周知、引継書類の整理、郡役所の処分心得による名称の変更などに終始し、実際の地域行政事務は各戸長に依存するところが極めて大きかった。

ところが翌十四年になって勇払外五郡郡長として「開拓八等属服部尚春、任開拓使勇払白老千歳沙流新冠静内郡長、月俸金三拾円給与候事、明治十四年一月四日」（札幌県官吏履歴書　服部尚春）の発令があった。これにより変則的であった当地方の郡役所もようやくその機能を十分発揮することとなり、開拓使の集権的な行政が進められていった。なお、兼務の山崎郡長は月俸六十円、小原書記は十五円であった。

こうした中で開拓使は明治十五年二月廃止されることになり、新しく北海道を三つに分割し札幌県、函館県、根室

県を設け、勇払外五郡郡役所は札幌県に属し、札幌県令の下におかれた。しかし、郡区役所以下の行政機関には廃使置県となっても、郡区長職制、委任条項など全く変化なく、すべて開拓使制定のとおりであると達した。また、札幌県の文書、統計書などをみても、官吏を県官と郡区町村吏にはっきりと分けており、郡役所は現在の支庁とは違い、郡町村は一体の行政機関であること、つまり戸長役場は郡役所の中に包含される機関であった。

札幌県設置以降の郡役所は人員の面でも、郡務の面でも相当の充実をみており、地方行政における郡役所の地位も非常に高かった。

明治十五年三月には札幌県の指導もあって、勇払外五郡郡役所においても事務分掌をはっきりさせ、各担当者を定めている。

郡書記以下事務分掌之件

郡書記斉藤皓、仝菅野義実庶務科二、仝高田徳司租税科兼出納科二、仝三橋直昌庶務科兼戸籍科二、三月二十日分掌ヲ定ム

郡雇金須保之助出納科兼租税科二、仝長島馬三郎仝碇谷仁三郎庶務科二、三月二十日分掌ヲ定ム

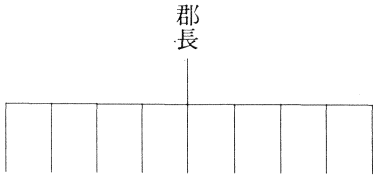
（『札幌県治類典』　郡町村関係　明治十五年　札幌県）

このように郡長の下に庶務科、租税科、出納科、戸籍科の四科を置き、それぞれの郡書記、郡雇をこれにあて事務の執行を行っており、郡長一名、郡書記四名、郡雇三名で計八名の郡役所職員がいた。しかし、郡役所設置当時の専任郡書記である小原惣次郎の名はなく、すでに廃官していた。

さらに明治十七年になると、勇払外五郡郡役所に学務科、勧業科の二科を増やし、新しい制度として丈量員（測量技師）を一名置き、六科一員、六戸長役場となり、人員も大幅な増員となった。

ところが、明治十七年六月に至って札幌県では戸長の問題、特に郡役所の所在地の戸長役場について各郡区長の意

勇払外五郡郡役所機構図（明治十七年）



（郡長以下13名）

（『札幌県治類典』郡町村関係　明治十七年　札幌県）

ハ郡区長ニ於テ取扱フヘシ」（札幌県治類典　郡町村関係　明治十七年）と告示し、勇払郡各戸長役場外一六戸長役場が廃止された。この結果、苫小牧にあった勇払郡各村戸長役場は郡役所の直轄となり、戸長事務はすべて勇払外五郡役所において取り扱うこととなった。そして、戸長の佐藤辰之助は郡御用係となり、まもなく郡書記、浦役人兼務となった。また、郡役所の人員も十四名となった。

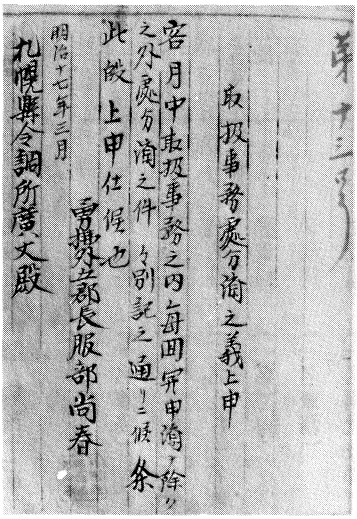
明治十四年に札幌区長の山崎清躬は郡区長不在の時の代務について開拓使に問合せているが、これによると代理を定め、郡書記の印を使うことが許されることになった。これは勇払外五郡郡役所においてもしばしば適用されていた。

見を求めている。その時、勇払外五郡郡長の服部尚春は戸長役場を廃止して郡役所の直轄とし、戸長をもって欠員の補充に当てることもできるが、苫小牧にある戸長役場は勇払郡全一〇数カ村の事務を整理している。これを郡役所の直轄とすると、手数、費用の面で節減できる見込みはないと勇払郡各村戸長役場の廃止には反対の意見を具申した。そして、札幌県庶務局においても「勇払郡役所郡役所内戸長役場ヲ廃スルモ費用節減ノ見込ナシ」（札幌県治類典　明治十七年　郡町村関係）と勇払郡の意見を整理した。

しかしながら、札幌県の幹部において検討した結果「次ノ戸長役場本月三十日限リ相廃シ戸長ノ事務ニ於テ

「出札不在中郡書記代理之義上申、御用ニ付出札不在中郡書記之斉藤皓代理候条此段上申仕候也、明治十六年三月十八日」（札幌県治類典　明治十六年　郡町村関係）とあって、初期においては小原惣次郎の代理であり、その後は斉藤皓が主席書記であり、斉藤の転出後は「勇払郡長代理勇払郡書記大脇欣二」とあって、大脇が主席書記であった。これには『札幌県郡書記大脇欣二』とした角印が使用されていた。

郡長には郡役所設置当初から一八項目の処分事項と四八項目に及ぶ特別委任条項が与えられていて、これらはその後も次第に増加し郡長の職務権限も増大していった。しかしながら、これらについてはいずれも長官（主任官、県令）に報告しなければならない義務があったが、これについては札幌県治類典などから正確に報告されていたことがわかる。


取扱事務処分適之義上申
（明治17年）
〔道行政資料課蔵〕

郡長の処分報告書

しかしながら、郡長そのものの職権には大した変化はなかつたとはいえ、開拓使が郡区町村制を実施した時点では郡役所の性格はもつと次元の高いものであったはずであった。ところが、三県時代になると郡役所の性格も次第に変化し、これまで管轄郡内戸長役場と一体になりながらも、これら戸長役場を包含する大きな行政機関であった。しかし、これが次第にくずれ、特に郡役所の所在地では戸長役場の廃止によりその事務も兼ねるという末端地方機関の性格をも同時に持つこととなり、郡役所にも大きな変化があった。この結果、苫小牧地方の住民にとつては身近に接する住民の役所であり、また、同時に他郡戸長役場にとっては依然として監督指導機関であるという極めて変則的な存在となっていた。

勇払外五郡郡役所は、当初旧区務所を使用していたが、明治十四年九月には郡役所を苫小牧村に新築している。これには勇払郡苫小牧村平民村田松蔵ら数名が勇払郡役所建築費の一部として一人数円をそれぞれ寄付し[2]、開拓使から木盃などをうけた。さらに同十五年三月から六月までの勇払外五郡郡役所の諸経費をみると、郡区庁舎修繕費とし一九〇円を計上しており、庁舎の補修一部増築を行っている。

なお、当時の勇払外五郡郡役所の建物について記すと次のとおりであった。

所在地　勇払郡苫小牧村

一、勇払白老千歳沙流新冠静内郡役所二階建　壱棟

但表口五間奥行六間、坪数三拾坪

外二壱所便所附坪数九坪

附属品　畳　拾三畳半　障子　四枚　板戸　七枚　カツトン（カーテン）　拾八通

一、板蔵

但表口五間奥行五間坪数二十五坪

（『元札幌県勇払外五郡郡役所引継目録』明治十九年　北海道庁）

郡役所の諸経費であるが、明治十五年には二、七〇〇円ほど、同十八年約三、二〇〇円となっており、同十九年の廃県置庁の時の現金その他引継書をみると、六、〇〇〇余円の引き継ぎ（現金八〇〇円、証書類による五、二〇〇円）を行っており相当多額な金銭の出納があった。

一方税収入の方では、当時国税と地方税とがあり、これらは上半期、下半期の二期に分け徴収していた。

このように郡役所は各郡の戸長役場を監督指導しながら、苫小牧地方にとつては戸長役場の廃止により、住民の直接役所として幅広い地方行政を進めていたが、明治十九年の廃県置庁により、三県は再び統合され北海道庁となり、

郡役所、戸長役場についてもぼう大なる事務引き継ぎを行った。そして北海道庁開庁による郡長以下の職務については分任事項の増加、さらに警察職務を兼務させるなど大きな変化があった。

勇払外二郡郡役所とその廃止　本道の札幌県、函館県、根室県の三県は行政上の不合理からわずか四年八カ月をもつて廃止となった。

明治十九年一月新たに北海道庁を札幌に置くと、初代長官にはかっての開拓使大判官岩村通俊が任命された。岩村は札幌の北海道庁のほか、函館、根室に両支庁を設置した。しかし、これは三県時代とあまり異なるところがなく、いたずらに事務が繁雑し、能率もあがらないという弊害があったため、同年十二月には官制の改正を行い両支庁を廃し、これを郡区役所とし、道庁に直結させその事務を統一簡易化した。さらにまた、費用の節減をはかるため、官員の増員は行わず、上申、稟議（りんぎ）、照合などの煩雑をさけるため、郡区長の分任事項を増加するなどの施政を行うほか、郡区の再編制を行った。

そして、明治二十年六月には勇払外五郡郡役所において、沙流、新冠、静内の日高三郡は浦河外十郡郡役所に移されることになった。この結果、勇払郡役所は、勇払、千歳、白老の三郡だけを管轄する勇払外二郡郡役所となった。これにより郡役所の職員も大幅に減となり、開拓使初期の行政区画、行政制度に非常に似ていたといえる。ただ違うところは勇払郡には戸長がいなく、千歳郡、白老郡にはそれぞれ戸長がいて、戸長を中心とした地方行政が進められていたという点であった。

さらに、警察機構においても岩村長官は「茫漠寥ナル北海道ノ曠野ニシテ、苟クモ纔ニ一聚落ヲ為スノ地ニハ必ズ郡役所、警察署ヲ設置シ、屹然相対シテ、各事務ヲ執リ、照会往復ニ時間ト手数ヲ費シ、甚シキハ互ニ職権ノ抵觸ヲ論ジテ拮抗相下ラザルノ勢アル如キハ、拙ノ最モ拙ナルモノナリ」（岩村長官施政方針演説書、新撰北海道史第六巻）とし、

警察の如きも簡単軽便たるべしと郡区長会議において述べているとおり、明治十九年十二月の官制改正により、郡区長をもって警察署長とし、郡区書記は警部、警部補を兼ね、また従前の警部および警部補は郡区書記を兼ねるというように改めた。そして、巡査は本務の余暇をもつて行政事務を補助し、従前の警察分署はすべて廃し、戸長役場をもって警察分署とした。戸長は警部または警部補を兼務することになった。

したがって、勇払郡役所は勇払警察署を兼ね、戸長役場はそれぞれの警察分署を兼ねることになった。

ところが、明治二十二年一月二十九日になって道庁はさらに行政区画の改革を行い、勇払外二郡郡役所を廃止し、千歳郡を札幌外五郡郡役所に移し、勇払、白老の両郡を室蘭外三郡郡役所に編入し、室蘭、虻田、有珠、幌別、白老勇払の六郡を管轄する室蘭外五郡郡役所とし、胆振国全体を行政区画とすることになった。

勇払郡役所郡長一覧表

代	氏名	就任年月日	退任年月日	備考
1	山崎清躬	明治一三年二月一三日	明治一四年一月三日	勇払外五郡郡長、札幌区長兼務
2	服部尚春	一四年一月四日	一九年四月二〇日	勇払外五郡専任郡長
3	古川浩平	一九年五月一日	二二年二月二一日	勇払外二郡郡長
4	市来政胤	二二年一月一日	二二年一月二九日	勇払外二郡郡長

苫小牧は、これまで長い間胆振東部における中心地として、一時は日高地方の一部を含めて地方行政を進めてきた地であって、胆振においては室蘭、苫小牧はその両雄であったといえる、さらにまた、勇払時代には箱館府の役所も置かれ室蘭よりもむしろその中心をなしていた時代さえあったのである。しかし、札幌・室蘭間の国道の開通と室蘭港の開港により室蘭の優位性は高まる一方であり、苫小牧は逆に一歩一歩後退し、勇払郡役所の廃止により完全にそ

の座を退くこととなった。

なお、室蘭外五郡郡役所は一部の郡において郡内行政区画の変更はあったが、室蘭支庁となり、現在の胆振支庁となった。

注（1）『郡区役所設置ニ付旧分署引継書類』明治十三年　北海道行政資料課蔵

（2）『村田松蔵・西島善治・佐藤辰之助文書』苫小牧市史編さん室蔵

三　戸長役場の設置

戸長役場の機能　開拓使は明治十二年従前の戸長を廃し、新たに郡区町村編制法にもとづく地方団体としての戸長役場を設置することにした。そして、同年七月に開拓使は戸長職務概目を規定し、戸長処分心得の通達を行った。三新法当初の戸長は公選を原則としていたが、北海道においてはすべて官選によるものであった。

戸長職務概目

第一　布告布達ヲ町村内ニ示ス事

第二　地租及諸税ヲ取纏上納スル事

第三　戸籍ノ事

第四　徴兵下調ノ事

第五　地所建物船舶質入書入並売買ニ奥書加印ノ事

第六　地券台帳ノ事

第七　迷子捨児及行旅病人変死人其他事変アルトキハ警察官ニ報知ノ事

第八　天災又ハ非常ノ難ニ遭目下窮迫者ヲ具状スル事

第九　孝子節婦其他篤行者ヲ具状スル事

第十　町村ノ幼童就学勧誘ノ事

第十一　町村内ノ人民印影簿ヲ整置スル事

第十二　諸帳簿保存管守ノ事

第十三　河港道路堤防橋梁其他修繕保存スヘキ物ニ就キ利害ヲ具状スル事

右ノ外本支庁長官又ハ郡区長ヨリ命令スル所ノ事務ハ規則又ハ命令ニ依テ従事スヘキ事

其他町村限リ道路橋梁木用悪水ノ修繕掃除等凡ソ協議費ヲ以テ支弁スル事件ヲ幹理スルハ此ニ掲ル所ノ限ニ非ス

（『開拓使布令類聚』開拓使）

と、開拓使は戸長の職務についてはっきりと規定し、全道戸長の職務体系がはじめて統一され、全道各地いずれにおいても統一した事務処理が行われることになった。しかし、これは府県官職制で規定した「戸長職務ノ概目」とほとんど同じで(1)、これが参考となりできあがったことは明らかである。

さらに同年十一月十九日には『本年第十四号達ニ付処分方左ノ件々為心得相達候事、開拓長官黒田清隆」（開拓使本使達明治十二年）と戸長職務概目による処分心得について次のように通達した。

一、各町村戸長事務扱所ハ戸長役場ト称スヘシ

但戸長役場ハ其町村ノ便宜ニ依リ私宅ニ於テ事務ヲ取扱フモ妨ケナシ

一、戸長役場ニ於テ地所建物船舶等質入書入並売買等公証ノ節奥書加印ハ戸長実印ヲ用ヒ割印ハ役場印ヲ用フヘシ

但本文ノ場合ニ於テ町村戸長ニテ自分所有ノ地所建物船舶等質入書入及ヒ売買セントスル時ハ戸長次席ノ役ヲ勤ムルモノ筆生等ニ取扱ハセ公証ノ割印ハ戸長役場ノ印ヲ用ヒ其由ヲ割印帳ニ登録シ置クヘシ

一、戸長役場ノ印ハ方一寸ト定メ其管理スル町村名ヲ列記シ該郡役所ニテ調製付与ノ上印影届出ヘシ

但管理スル町村数多ナル者ハ一郡内町村ヲ束テ一、二、三ノ称ヲ付シ何郡第何組戸長役場印ト彫刻スルモ妨ケナシ

一、戸長ニ付属スル筆生又ハ手伝人等ヲ雇フトキハ郡区長ノ許可ヲ得戸長ニ於テ申付ルモノトス

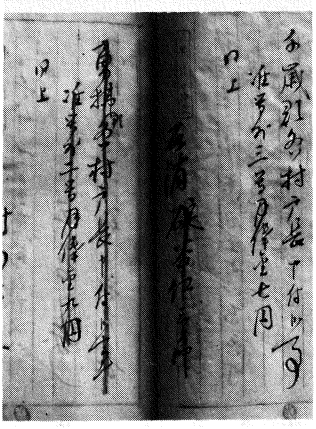
一、戸長病気忌引又ハ旅行等ニテ不勤ノ節ハ筆生又ハ手伝人ヲ以テ其職務ヲ取扱ハシムルヲ得ヘシ筆生等ヲ置カサル箇所ハ隣村戸長ヲシテ取扱ハシムルモ妨ケナシ

（『開拓使布令類聚』開拓使）

こうして、戸長の職務概目の規定とその心得の達しがあり、郡役所―戸長役場による地方行政を進めることになった。そして、明治十三年二月九日、開拓使札幌本庁は「達甲第拾三号・當管下町村戸長別紙ノ通配置候條此旨布達候事、札幌本庁」（部下達書録甲　明治十二年）の布達を行い勇払郡役所管内にはそれぞれ郡単位として戸長一名を置くことになったが、新冠と静内は両郡に戸長一名を置くことになった。この「戸長概目」の制定、また「総代人撰挙法及総代人心得」の布達は新しい住民自治を想定するもので、これまでの地方自治に関する制度の後退は、ようやく人民統治がなされ、町村の自治が住民側へ移るもので、戸長役場の持つ意義は極めて大きいものであった。住民にとつても戸長や総代人に対する期待が大きくふくれ上がっていった。

戸長役場は行政の末端機関であり、住民にとっては身近な役所であった。ここでは、戸長職務概目にあるとおり、現在の町村役場に非常に近い仕事を行っていた。

勇払郡各村戸長役場の設置　明治十三年二月九日の開拓使札幌本庁の布達により、各郡に戸長役場が設置されることになり、その人選が進められ、二月二十五日には、山崎郡長は開拓大書記官調所広丈に戸長人撰書を提出した。



辞令簿　戸長発令の三郎仁三谷碇（明治13年）〔道行政資料課蔵〕

勇払郡各村戸長には碇谷仁三郎が、白老郡各村戸長には元二十一大区区務所雇、勇払郡苫小牧村九番地在籍の村田松蔵が選ばれた。なお戸長進退録中の山崎郡長の文書に『右撰挙』という言葉がでてくるが当時の戸長は官選であり、住民選挙によって選出されたのではなく、人選程度の意味で使われた用語である。この山崎郡長の人撰書は札幌本庁履歴課において整理され、「札幌区市街外五郡各町村戸長人撰ノ

上御採用ノ儀区長兼郡長山崎清躬上申ノ趣御辞令案取調此段上申仕候也、案、碇谷仁三郎、勇払郡各村戸長申付候事准等外二等月俸金九円。村田松蔵、白老郡各村戸長申付候事、准等　三等月俸七円」（戸長進退録　明治十三年）と山崎郡長の意見をそのまま上局に提出した。こうして、勇払、白老の戸長は決定した。

ところが、各戸長に辞令を渡す段になって、勇払郡の碇谷仁三郎だけが、都合があるということでこの辞令を受けず、戸長を引き受けなかったのである。

碇谷は元開拓使勇払分署雇であり、その後勇払郡総代をつとめていたため、山崎郡長としても勇払郡戸長の最適任者と判断したものであった。しかし、碇谷が戸長を受けなかったことは、山崎郡長が札幌在勤でありこの話を碇谷には全く話さず、過去の碇谷の実績をかつて一方的に戸長に決めてしまったもので、相互疎通を欠いていたものであった。その結果、碇谷の戸長は取り消され勇払郡各村戸長役場は他郡のそれより事実上は約一カ月ほど遅れて開庁したのであった。

開拓使は、北海道大小区画実施のころから末端行政担当者に、旧総代、分署雇、区務所吏員などを務めた行政事務経験者で、戸長職に専任できる人を人選するようになった。これは、開拓使がその初期に極めて重視していた人民統治が、行政機構の中で順調に育つていたことを意味し、集権行政の成果でもあった。勇払郡においても、漁場持やその代人といったいわゆる郡内の実力者は行政担当者から姿を消し、いずれも行政経験の豊かな人が選ばれ、戸長に専任していた。これは、明らかに行政に対する質的変化であり、住民の自治に対する考え方の変化でもあった。ただ、この自治への直接参加はまだまだ住民全体のものではなく、行政経験者や有産者層に限ったことがあったにせよ、少なくともこれらの人を通じて住民自治が芽ばえたことを意味し、すでに村民集会などにも見られるように住民側に移行しつつあるその前提であった。

そこで、山崎郡長は再度戸長人撰を行い、もともと勇払郡苫小牧村在籍である白老郡各村戸長の村田松蔵を勇払郡各村戸長に転出させ、白老郡には新たな戸長を置くことにした。

戸長人撰之儀ニ付申上

碇谷仁三郎義勇払郡各村戸長へ被命度旨襲ニ申上候処同人義ハ都合有之御辞令伝達方差控置候ニ付右申上ハ御取消相成度依テ左之通更ニ人撰仕候間御聴容相成度此段申上候也

明治十三年四月五日

勇払外五郡郡長

山崎清躬 印

開拓大書記官調所広丈殿

白老郡各村戸長月給七円

村田松蔵

勇払郡各村

右戸長　月給八円ニ

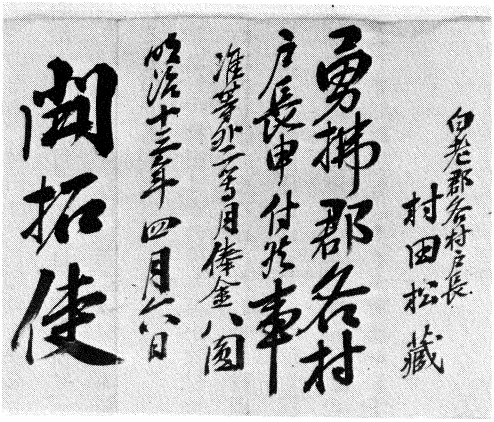
（『戸長進退録』明治十三年　開拓使札幌本庁）

村田松蔵は明治十三年四月六日付をもって勇払郡各村戸長となり、ここにはじめて勇払郡各村戸長役場の開庁となった。

村田は元室蘭郡開拓使出張所手代、さらに室蘭郡副戸長をつとめたが、北海道大小区画実施により二十一大区区務所が設置されるとこの区務所雇となり苫小牧村に転入した。以来村田は苫小牧村に在籍し、大小区画廃止まで区務所雇をつとめたが、郡区町村制の実施により白老郡各村戸長となった(2)。ただ、当時としては郡内状況や、さらに身分格

式があって、戸長にも等外一等から同三等まであったが、白老郡での戸長が等外三等であったのに対し、勇払郡では等外二等であった。また、白老郡については当初から郡内には戸長適任者なしときめ付けていたきらいがあって、あえて勇払郡より戸長を求めた。そして、村田の後任には元白老郡漁場持の野口又蔵を同郡各村戸長にせざるを得なかったのである。

開設当時の戸長役場については、戸長役場位置之義御届という山崎郡長が開拓使本庁に提出した文書をみると、「勇払郡各村戸長役場、苫小牧村弐拾六番地戸長村田松蔵自宅」とあって、自宅がそもそも戸長役場であった。また、戸長役場の職員についてもはじめは戸長一人であったが、明治十四年になって村用係一名を置き、勇払郡各村戸長役場は計二名の職員となった。ところが、明治十四年の春ころから村田は持病が再発し、公立病院中山武二医師の診察をうけたところ、戸長職務遂行は無理との診断であった。


勇払郡各村戸長辞令（明治13年）
〔市立苫小牧図書舘蔵〕

診断証

勇払郡苫小牧村廿六番地
村田松蔵　四拾五年四ヶ月

右ハ固有僂麻質斯症ニテ左ノ大腿部ヨリ膝蓋関節病ニ罹リ時々治療相施シ候ヘバ一時軽状ヲ覚ヘ候処、今般前症再発ノ為メ其職ニ堪兼候趣ヲ因テ此段依願診断証候也

明治十四年四月十六日

勇払公立病院　中山武二　㊞

（『戸長進退録』明治十四年　開拓使札幌本庁）

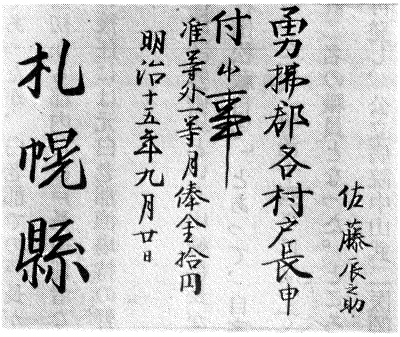
このため、村田は戸長辞職を決意し、同月中に服部郡長に辞職願を提出し受理され、「村田松蔵、依願戸長差免候事　明治十四年四月二十三日、開拓使」（戸長進退録　明治十四年　札幌本庁）とあって、わずか一カ年をもって勇払郡各村戸長を辞任した。村田は苫小牧村に本籍を移し、当地方発展のために尽力しようとしていただけに、戸長辞職は惜しまれるものであった。

しかし、村田はその後も苫小牧村にとどまり、駅逓取扱人、バツタ駆除世話人などの要職を歴任し、当地方発展のため努力を惜しまなかったことは村田家文書の辞令集から知ることができる。

村田戸長の後任には元廿一大区副区長をつとめた、古宇郡神恵内村寄留の諏訪数馬が勇払郡各村戸長を拝命した。諏訪数馬の戸長就任の年は明治天皇の本道ご巡幸があって、郡役所、戸長役場においてもこれにかかわる幾多の用務があって、諏訪も数多くの職務を兼任し、これを無事果たした。



三代目勇払郡各村戸長となった
佐藤辰之助　〔鵡川町史より転写〕



同戸長の札幌県辞令（明治15年）
〔苫小牧市史編さん室蔵〕

明治十五年二月開拓使は開拓十カ年計画の終了とともに廃止となり、本道は札幌県、函館県根室県の三県に分離したが、当地方は札幌県に属した。

そして、同年九月には諏訪戸長は辞任し、元開拓使会計局勤務、静内郡副戸長をつとめた佐藤辰之助が「福島県士族、佐藤

辰之助、勇払郡各村戸長申付候事、准等外一等月俸金拾円、明治十五年九月廿日、札幌県」（佐藤家文書・辞令集）との辞令をうけ三代目勇払郡各村戸長となった。

戸長役場は地域住民と直接つながりをもち身近な役所であった。これは現在の町村役場ともいうべきものであり、住民の願届などほとんどはこの役場にて行われていた。

また、明治十六年の勇払郡各村戸長役場の協議費の中に「勇払郡各村戸長役場建設費」を計上しているところからこの年には苫小牧に戸長役場を建設しているものと思われるが、詳細については詳らかではない。

ところが、明治十七年に至って、札幌県では戸長役場の全廃、改善や郡役所所在地の戸長役場の必要性、経費の節減などからその有無について論議され、各郡区長の意見を求めた。これについて勇払郡役所の服部郡長は次のように具申した。

具　申

御下問第二十三号議案之意見左ノ如シ

一、現時ノ戸長ヲ全廃シテ之ヲ改撰スル如何

本按ハ豫メ其任ニ適スル者ヲ得ルニ非サレバ能サルニ付自今施シ難キ見込

一、若シ前議ノ如ク全廃スル能ハザルノ事アラバ稍其任ニ堪エルモノハ暫ク之ヲ措キ任ニ堪ヘ難キモノノミヲ更撰スル如何

本按ハ先ツ稍其任ニ堪ユルモノハ暫ク之ヲ措キ任ニ堪ヘ難キハ適任ノ者ヲ得ルニ従ヒ漸次ニ之レヲ更ムル見込

一、前議何レニ依ルモ新任ハ其人ヲ撰ハザル可ラス其人ヲ撰フニハ相当ノ俸給ヲ與ヘサルベカラズ其額如何

本按ハ其人ヲ得ルニハ本縣定メラルル處ノ月俸弐拾円迫ヲ上請スル事ヲ得バ自今稍其人ヲ得ルニ由アリト信ス

一、新任ハ其地方ヨリ挙ケ得ベキヤ若シ地方ヨリ其人ヲ得難キ時ハ何處ヨリ召集スルカ

本按ハ其人ヲ撰フハ極メテ難シト雖モ成ヘク部内ヲ訪ヒ又ハ本縣下及他府縣ニ晝シ到底止ヲ得ザレバ縣廳ニ請求スルノ外途ナシ

一、郡区役所内ニアル戸長役場ヲ廃シテ郡区役所之ヲ直轄シ其戸長ヲ以テ他ノ欠ヲ補ヒ其費用ヲ轉シテ新任戸長ノ俸給等ニ充ツル如何

但本項ハ他ノ欠ヲ補フ為メニ廃スルノ精神ニアラズ

本按ハ苫小牧ニアル戸長役場ハ郡衙内ニアリト雖モ勇払全郡十六ケ村ニ渉ル事務ヲ整理スルヲ以テ役所直轄トナスモ到底其手数及費用ニ至リテモ亦減スルノ見込ナキヲ以テ先ツ従前ノ如ク据置カレ度見込

右謹テ具申仕候也

明治十七年二月廿八日　　勇払郡長　服部尚春 印

札幌県令調所広丈殿

（『札幌県治類典』郡町村関係　明治十七年　札幌県）

この文書では、当時の戸長にはかならずしも優れた人材ばかりではなかったようであるし、他に人選も困難であることがわかる。そして、服部郡長は勇払郡役所所在地の勇払郡各村戸長役場の廃止には、勇払郡内一六カ村の広大な地域の地方行政は手数もかかり、費用も節減できないとし、反対の意見を述べているのである。しかるに、これを戸長側の立場からみた場合、戸長職務は広大な地域を要しその手数も大変であったといわなければならない。郡役所のよう



勇払郡長服部尚春から札幌県令に提出された具申（明治17年）〔道行政資料課蔵〕

に一〇数名という人員を置いていたのと違って、戸長役場は戸長一名、村用係一名の二名であったから、その苦労も大変であったものと想像される。勇払郡の戸長は病気などにより一年たらずで戸長を辞任している点、このへんにその原因の一つがあったのではなかろうか。

こうした服部郡長の反対にもかかわらず、明治十七年六月札幌県は郡役所所在地の戸長役場などを廃止することを決定し、「次ノ戸長役場本月三十日限リ相廃シ戸長ノ事務ニ於テハ郡区長ニ於テ取扱フヘシ」（札幌県治類典　明治十七年郡町村関係）と布告し、勇払郡各村戸長役場は他地の一六戸長役場とともに廃止となり、勇払外五郡郡役所の直轄となった。これにより佐藤辰之助は戸長差免となり、勇払郡役所御用係となり、後に郡書記兼浦役人となった。

勇払郡各村戸長一覧表

代	氏名	就任年月日	前職	退任年月日	後職	備考
	碇谷仁三郎	明治一三年二月二八日	勇払郡総代			発令取消
1	村田　松蔵	一三年四月六日	白老郡各村戸長	明治一四年四月二三日	バッタ駆除世話方	病気により辞任
2	諏訪　数馬	一四年四月二九日	廿一大区区務所副区長	一五年九月	苫小牧駅逓取扱人	後勇払郡総代人となる
3	佐藤辰之助	一五年九月二〇日	静内郡副戸長	一七年六月二〇日	勇払外五郡郡役所職員	御用係後郡書記兼浦役人となる
（郡役所直轄）		一七年七月一日		二二年一月		

勇払郡各村戸長役場は二度にわたって未設置の時期があった。その一つは碇谷仁三郎の戸長取消しにより他郡のそれに比して約一カ月ほど遅れて開庁した時、それに郡役所の直轄となり明治二十二年一月苫小牧外一五カ村戸長役場が新たに設置されるまでの約四年半であった。

このように、苫小牧の勇払郡各村戸長役場は他郡のそれに比して多少異なっていた点は、全道的にもめずらしいケ

ースであった。

当時の戸長役場には協議費という公有財産の維持費があって、これらの予算、決算については総代人の議決をもって行われていた。当初、勇払郡各村戸長役場の協議費となっていたものは教育費、公立病院費であったが、明治十四年からは郡役所建築費が新たに加わった。さらにその後郷社費、学務委員費、衛生委員費、その他が追加されていった。これらの費用（予算）については本籍、寄留をとわず他府県から移住して三年未満の者を除き、同地に居住する者について戸数割による賦課方法がとられていて、年間一戸平均一円前後の協議費の住民負担であった。

その後、この戸数割は、一戸当たり一円より多からず四〇銭より少なからずとし、賦課乗率も各戸の所有財産により上等（五〇〇円以上）、中等（一〇〇円以上）、下等（一〇〇円以下）の三段階に分け徴収することになった。

さらに、この協議費は年々改正され、住民の負担を軽減するようになり、戸長役場はその基本財源を活用することにより、たとえば公立病院資本繰越金を貸付けることによって、その利子を得て雑収入とし、これを協議費に繰入れ、その残金を戸別割として賦課するようになった。しかし、その反面、勇払、白老、千歳の三郡に係る連合協議費が加わった。

また、その後になって、この協議費は戸数割のほか、建物割、海産収穫割、各自家産割を九等に分け徴収することになり、低所得の負担は一挙に軽減されることになった。すなわち、協議費の割合は基本財源貸付による収入が五五％、建物割が三〇％を占め、あとの一五％を低所得者を含めた戸数割及び自家産割としたのである。(3)

勇払郡の自家産割をみると一一一戸約五〇％弱が二〇円以下の財産しか持たぬ低所得者であった。

明治十七年七月、勇払郡各村戸長役場は廃止となり、勇払外五郡郡役所の直轄となった。しかし、協議費の面では依然として存在し、郡役所において取扱い総代人の集会によって決められていた。こういった面では、勇払郡の総代人は自治上極めて重要であり、戸長役場はかたちとしては無くなったとしても、協議費の上では存在したという極め

て変則的なものであった。

総代人の設置　大小区画制当時においては、町村費、区務費（民費）についての予算、決算に対する公の住民関与機関というものはなく、それに代わるものとして、必要に応じて開かれた村民集会があった。その代表的なものとして、明治十一年六月に苫小牧教育所の維持方法について村民集会が持たれ、殖利法を設けるという教育維持法を議決した例があった[4]。しかしながら、この集会では学校の維持方法が協議されただけで、予算、決算までにおよぶものではなく、その権限は行政担当者にあったのである。したがって、この時期においては区戸長などの行う行政と自治機関たる村民集会とは別のところに存在していたのである。本来ならば行政と住民自治は密接な関係にあって同時に存在するものであるが、この時代には相当の距離があったといえるのである。

このため、区戸長はその行政的地位を利用して、民費を独断的に支出する傾向があったため、住民の民費支弁に対する不満が高まった。そこで、開拓使は政府が布告した「各区町村金穀公借共有物取扱土木起功規則」に基づいて、明治十一年六月「総代人撰挙法及総代人心得」の布達を行った。これにより従前の総代、副総代は廃止されることになった。

これまでの総代は、住民の公選により選ばれ開拓使が申し付けていたが、戸長の事務補助者、あるいはその代務者として官給を受けていた行政担当者であって、住民の代表たる総代ではなかった。大小区は本来、大区は小区を包括する地方団体であったが、当地方のように四郡にわたる広大な区域を持つ大区と開拓使勇払分署の廃止により、この区務所は開拓使行政末端機関たる性格を強く持ち自治的団体にはなり得なかった。こういった大小区画制の弱体を補おうとするため、開拓使は住民の関与機関としての総代人を置き、これに法的保護を与えたのである。住民にとっては、その一部にしか関与できなかった自治に対し、自らの自治の確立は長い間の人民統治制度を克服したものとい

える。

総代人は公借、共有物、土木起工のみならず、制限的ではあったが、人民の利害得失にかかわる事項も取り扱った。その意味では代議制の芽ばえともいうべき存在となった。当初の選挙資格要件としては、①その町村に本籍があること、②管内不動産所有、③成年男子（二〇歳以上）で、被選挙資格要件は、①その町村に本籍があること、②本支庁各管内で百円以上の地券所有者、③成年男子、であったが、勇払郡のように永住人の少ないところではこの選挙そのものが困難で、選挙資格、被選挙資格とも寄留人へ拡大していった。(5)

総代人は当初から勇払郡内村総代人二名を置くことになっていたが、明治十三年八月十八日山崎郡長が開拓使札幌本庁に伺つた文書をみると「勇払郡内総代人、現今壱員、但シ該郡ハ移民未タ僅少ナルカ為メ其人ヲ得難ク依テ是迄壱員ノ村総代アリ尚今壱員丈ケハ撰定得ルヤ見込」（各区郡役所往復　明治十三年）とあって、一名より置いていなかったことがわかる。しかし、同年八月には樽前村の水島彦右衛門が選ばれ、ようやく定員の二名となった。

ところが、明治十三年十二月になって町村総代人を置くことになり、勇払郡内での総代人は郡総代人二名、町村総代人八名となったが、郡総代人は町村総代人を兼ねたので、実質的には八名であった。なお、同年十二月に山崎郡長が開拓使札幌本庁に提出した文書をみると、勇払郡を変則的ではあるが四区画に分け、それぞれ二名の町村総代人を置き、地域住民の意向をとり入れようとしたのである。

町村総代人（明治十三年十二月二十八日　山崎郡長）

苫小牧村、井目戸村、萠別村、生鬮村、似湾村、累標村、穂別村、辺富内村　勇払村、厚真村、鵡川村

植田惣吉（前期当撰）　山田文治（本期当撰）

西村傳兵衛（本期当撰）　山本嘉吉（本期当撰）

植苗村

井上利三郎　（本期当撰）

葭谷善兵衛　（本期当撰）

樽前村、覚生村、錦多峰村、小糸魚村

水島彦右衛門　（前期当撰）

西嶋善治　（本期当撰）

（『戸長進退録』明治十四年　開拓使札幌本庁）

ところが、明治十四年になって植田惣吉は郵便取扱人で官給をうけていることから、総代人としては好ましくないことになり、植田の総代人は解かれ、苫小牧村の水島新五郎が新たに総代人に選ばれた。

郡村総代人改撰之義上申

勇払郡総代人兼苫小牧村総代植田惣吉義郵便取扱ノ者ニ付本月一日総代人ヲ解キ、仝日更ニ人民投票之上勇払郡苫小牧村廿番地住平民水島新五郎撰定候間、別紙ノ人名書相副此段上申仕候也

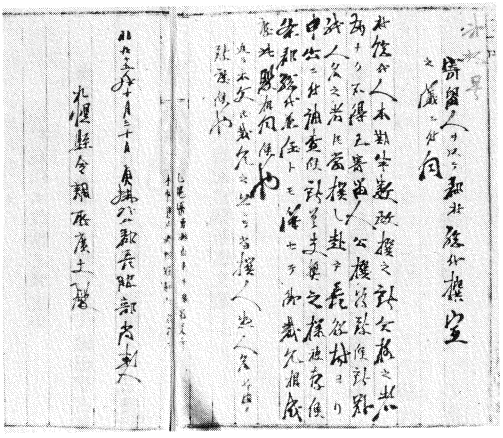
明治十四年十月二十三日

勇払郡長　服部尚春　印

開拓大書記官調所広丈殿

（『戸長進退録』明治十四年　開拓使札幌本庁）

しかしながら、勇払郡においては依然として漁場を中心とした村であったから、本籍を持たず相当の不動産を所有し、事実上の実権を握る実力者が多く、これらの実力者には選挙権がなかったため、税金だけはとられるが自治への参加が認められないという、この総代人選挙法に対する不満が高まり、戸長、総代人に対する圧力がかかった。このため、開拓使は明治十四年になつて寄留人でも財産のある者には選挙権だけを与えることにした。ところが、同十六年の勇払郡総代人選挙においてこの寄留人が総代人に当選したのである。あわてた勇払郡役所の服部尚春郡長は札幌



その選し、文書の資料課蔵〕
当長の政
寄留人が郡行
留勇払道
部に服
（明治16年）〔道
人た
代人
総のもと
郡を
勇払指揮

県（明治十五年より廃使置県により札幌県）に寄留人が総代人に当選したが、この者は郡内に多額の財産を有し、現に郡内の実力者でもあり、この者を尊敬する住民も多いので、総代人としたいがという旨の文書を送り、その指揮を仰いだのである。札幌県としても現状止むを得ないということになり寄留人の総代人が認められることになった。(6)

明治十五年から各区域において選挙された上位当選者四名が郡総代人を兼ねることになったが、郡総代人は郡内の勇払公立病院、公立苫小牧学校、郷社樽前山神社、勇払各村戸長役場費などの共通的な協議費について戸長の諮問に応じ予算、決算に関与していた。また、名簿には資産、職業などが記されているが、勇払村の木村平吉は弱冠二一歳で総代人に選ばれていた。

費目	勇払公立病院	苫小牧学校	郷社	勇払郡各村戸長役場建設
戸数	三百三十二戸	内免除	内免除	三十二戸
人口		内免除		百二十八人内男七十人　女五十八人

勇払郡樽前、覚生、錦多峰、小糸魚、苫小牧、勇払、厚真、鵡川村聯合協議費
井目戸、蒲別、生鼈、似湾、累標、穂別、辺富内、植苗

任期	資産	職業	年齢	族	籍	姓名
十六年八月迄	二百円以上	商	明治十六年五十一年七ケ月	平民	勇払郡苫小牧村三十番地	志摩喜兵衛
十七年八月迄	三百円以上	漁	仝 四十九年一ケ月	平民	勇払郡樽前六番地	水嶋彦右衛門
十六年八月迄	五百円以上	雑	仝 四十七年五ケ月	平民	勇払郡植苗村十一番地	井上利三郎
十七年八月迄	五百円以上	雑	仝 二十一年九ケ月	平民	勇払郡勇払村十三番地	木村平吉

（『札幌県治類典』総代人　明治十七年　札幌県）

明治十七年になると郡総代人は倍数の八名となり、村総代人すべてが郡総代人を兼ねることになった。また、選挙区域においても多少の変化があって、苫小牧村は一村で独立、勇払村は植苗村と、鵡川村は鵡川流域一帯の数カ村とともに新しい区域を持つことになった。

ところが、明治十七年二月に郡総代人は公共に関する事項を取り扱うことが町村総代人と重複し不要であると、札幌県郡区長の連名をもってこの廃止を上申したが、これは同年六月十六日「郡区総代人本年六月三十日限相廃止候条右ニ係ル諸達等ハ総テ消滅ノ義ト心得ヘシ此旨布達候事、札幌県令調所広丈」（札幌県治類典　明治十七年　総代人）とあって郡総代人は廃止となり、勇払郡においてはすべて村総代人と兼務であったから、郡総代人の兼務がとかれ、村総代人だけとなった。その後、選挙区域の変更を行い、苫小牧村以西を合併し、三区画六名の総代人を置いたが、明治十八年十一月に服部郡長は勇払郡を三区画にし各総代人を選挙しているが、公共物などはすべて全郡に関係あるもので、三区画を合併し勇払郡各村総代人としたい旨を伺っている。これは郡総代人の性格に戻るものであるが、選挙母体が数カ村単位の一区画から全郡を対象とすることになったこと、この点で以前の郡総代人とは異なるところであった。

総代人撰挙法之義ニ付伺

部内勇払郡村総代人之義ハ従来別記之通一郡ヲ三組トナシ各総代人ヲ置候處戸口寡少ニシテ撰挙差支候場合時々有之且本郡之公共物其他之義モ総テ一郡ニ係ルモノニ有之候處議事上ニ至リ範囲ヲ広フシ候方都合ニ付自今村総代撰挙法第一条割註ニ據リ右三組之村総代人ヲ併合シテ勇払郡各村総代人ト改メ度候御認可相成度此段相伺候也

明治十八年十一月二十五日

勇払外五郡長　服部尚春　印

札幌県令調所広丈殿

樽前村、覚生村、錦多峰村、小糸魚村、苫小牧村五ケ村

総代人　二人

植苗村、勇払村、厚真村三ケ村

総代人　二人

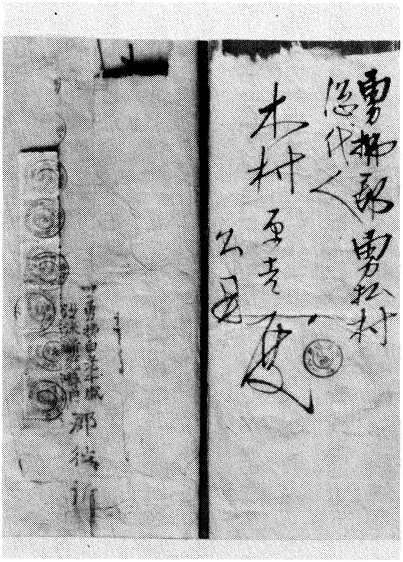
鵡川村、井目戸村、萠別村、生鼈村、似湾村、累標村、穂別村、辺富内村八カ村

総代人　二人

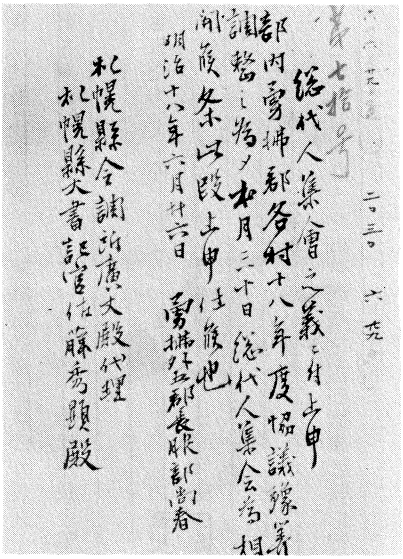
（『札幌県治類典』総代人　明治十八年　札幌県）

総代人には郡役所、戸長役場の㊙事項である関係村内の税負担額一覧、人事諸布達などが送られ、村内行政事務の一部を担当、あるいは協力する体制下にもあった。特に、勇払郡においては、明治十七年以降勇払郡各村戸長役場の廃止、勇払郡役所の直轄となり、これが必要とされていたのである。

だが、北海道では府県会規則はもとより区町村会法の適用も対象外であったから、総代人集会が唯一の公法上の議決機関ではあったが、これが自治的協議として法認されたものではなかった。勇払郡においては、重要事項について



総代人木村平吉に送られた郡役所からの封書（明治16年）〔木村豊松氏蔵〕



総代人集会報告（明治18年）〔道行政資料課蔵〕

は従前どおり住民集会が持たれ、ここにおいて議決された例は少なくなかったから、自治的機関はむしろ住民集会にあったといえるのである。

ともあれ、この総代人制度はこの時代の村協議費に関与する随一の公的機関として、また、代議制への芽ばえでもあったから、こうした意味では町村会議員の前身ともいうべき存在であった。そして、この総代人制度も時代の変化にともない、人員、選挙資格、選挙区画などに変遷のあとをみることができるが、当初に比べると大きな変化、進歩があった。また、『明治十七年には山崎札幌区長から「総代人会之評決ニ不服者アルトキ出訴権有無之義伺（札幌県治類典　明治十七年　総代人）があって、これについては同十八年に布告され、住民の意志権限の尊重をはかった。

注（1）　鈴江英一『明治初期北海道における町村統治制度の形成』「新しい道史二四」北海道道史編集所

（2）　堀江敏夫『開基百年の人脈』昭和四十八年　苫小牧民報

（3）『札幌県治類典』―協議費　明治十八年　北海道行政資料課蔵
（4）『廃県置庁引継書』―勇払郡（学校沿革）明治十九年　北海道行政資料課蔵
（5）『札幌県治類典』―総代人　明治十六年　北海道行政資料課蔵
（6）（5）に同じ

四　苫小牧外一五カ村戸長役場

苫小牧外一五カ村戸長役場の設置　明治十七年苫小牧村にあった勇払郡各村戸長役場は廃止となり、郡役所の直轄となったが、この勇払外二郡郡役所も同二十二年一月の官制改革により室蘭郡役所に吸収合併されることになり廃止となった。このため、苫小牧地方には行政機関が無くなったので、同年一月二十九日には新たに苫小牧村に苫小牧村外一五カ村戸長役場が設置されたのである。初代戸長には勇払郡役所書記兼警部の原直次郎が就任したが、北海道庁は明治十九年に官制改革を行い、戸長役場は警察分署を兼ねることになっていたので、原は戸長と警察分署長をも兼ねたのである。

当時の苫小牧外一五カ村戸長役場は郡役所がそのまま使用されたので、住民側にとっては単なる名称の変更にしかすぎず、たいした変化はなかったが、郡役所という規模の大きい、しかも格式の高い役所からみると、戸長役場は戸長以下三名というまことに小じんまりしたものであった。

当時の村費は基本財産より生ずる収入をもってあてられていたが、本村には基本財産が極めて少なく、これから生ずる収入もしれていた。このため村費は不足する一方であり、これをおぎなうため戸別割を含む賦課徴収を行った。しかし、この賦課も直接事業に限られていたので、多くは地方費などの補助を受けるよりなかった。そこで、明治二



初代苫小牧外15カ村戸長役場の原直次郎戸長と〔原敏氏蔵〕

十七年には村費の中に基本財産造成費を新設し、村財産の基礎を固めるべく努めようとした。さらに、同二十九年には戸長役場事務処務規定を定めるなど、行財政の改善をはかった。

初代戸長となった原直次郎は、福島県会津郡の出身で、白虎隊長原早太の次男として生まれ、会津藩校を終えた後、東京高輪、九州中津で漢学、漢書を修め、明治五年単身北海道に渡り、開拓使、函館県の吏員（八等属）となり、特に小学校教科書編さん委員、師範学校教諭、教育委員などをつとめ、明治初期における本道教育に大きな足跡を残した。明治二十一年七月に勇払郡役所書記兼警部として苫小牧村に赴任したが、大正元年病死するまで苫小牧で過ごし、行政、産業などあらゆる面で本村発展のため尽力した。特に、王子製紙の誘致の際は苫小牧の長老として中心的な役割を果たしたのである。(1)

原は、明治二十二年六月二十日をもって戸長を辞任し実業界に転じたので、二代目戸長には警部補山岡昌仲が就任警察分署長も兼ねたが、特に当地方において公立苫小牧学校（西小学校前身）に次ぐ二番目の学校である覚生小学校（錦岡小学校前身）の設置に努力した。

その後、三代目戸長の久慈牧夫から警察分署長兼務は解かれたが、四代目赤松円太は鵡川村、厚真村の分村に尽力し、五代目迫彦太郎、六代目三浦純一、七代目平尾徳蔵、八代目の手代木茂篤は安平村の分村を行い、九代目牟田覚八、十代目山崎初吉と続いたが、戸長在任期間はすべて一、二年程度で近隣戸長役場を転々としていた。いわゆる行政専門職で当時としては転勤の多い職業の一つであった。しかし、どの戸長をみても苫小牧の発展と住民生活安定のため努力したのであった。

この苫小牧外一五カ村戸長役場というのは、勇払郡内一六カ村を管轄とする連合戸長役場であったが、当時の村と

いう区域は、現在のような自治制を持つ行政区画ではなく、「勇払郡苫小牧村」「勇払郡勇払村」「勇払郡鵡川村」というように呼ばれていた区域であった。しかしながら、自治とまではいかなくても、その村落には一つの特色ともいうべきものがあって、例えば、自然環境とか、開発発展状況とか、職業とか、出身地とかによって、その地域独特のものがあって、他地域とは民情を共にしない面もあったから、一つの結社ともいふべきものであった。そして、自村の公共施設としての学校分校、病院分院設置には総代人を中心に村民集会が持たれ、積極的な寄付行為、戸数割などによる維持経営費の徴収も行われたから、その意味での自治はその村々にも存在していたのである。ともあれ、当時の苫小牧村とは、これら一六カ村を包含した名称ではなく、現在の市街地と沼ノ端地区の一部を併せた小地域だけを指すに過ぎないものだったのである。

ところが、北海道炭砿鉄道室蘭線が開通すると当地方の交通も一段と便利となり、それに本道開拓移住者の急速な増加にともない、各村は相当数の人口増となり、いろいろな面で不便不備であり、事務上の支障をきたすこととなった。このため新しい行政機関・自治機関を設置しようとする気運が高まった。これが分村であった。

まず、明治二十八年四月には鵡川外七カ村が独立したため、苫小牧外七カ村戸長役場となり、同三十年七月には厚真村が分村し、苫小牧外六カ村となり、同三十三年六月には勇払村の早来地区と植苗村の追分地区とが安平村として独立分村した。

分村した地区には農業適地が多く、開拓者の入植が相ついだのである。この結果、残つたのは、移住者の少なかった漁村地区で、苫小牧村、勇払村の一部、植苗村の一部、小糸魚村、錦多峰村、覚生村、樽前村だけとなり、苫小牧の戸長役場はこの七カ村を管轄とすることになった。

この分村には、母村である苫小牧の戸長役場が各村住民の要望にこたえ、積極的にその実施につとめたし、厚真村

分村は苫小牧の戸長が口火を切ったものであった。分村理由についてみると、住民側は苫小牧の戸長役場までは相当の距離があって、用務を達するために三日から五日を要し、非常に不便であるというものであったし、官側からいえば周辺地区移住者の増加にともない行政事務が増え、支障をきたしている、辺地へたびたび出張ということもできず住民の中には規則や義務が何たるかも知らず、法規など全く無視されているという、行政事務の増大にあった。

分村は関係住民、苫小牧の戸長役場ともに望むところではあったが、一部苫小牧村民には急速な発展をとげ次々と分村した子村をみて、かつて開拓使出張所が勇払村から苫小牧村（苫細）に移つた際、一気にさびれてしまった勇払村、その再現を心配する人もあった。当地方の主産業であったイワシ漁も次第に不振の傾向をたどり、これに一層拍車をかけることになった。

だが、こうした住民の心配をよそに、明治三十一年に錦多峰（錦岡）、沼ノ端にも駅が設けられると、同地は苫小牧の新興地としてその発展の機運が芽ばえはじめ、樽前、植苗、美沢、オテーネなどにも開墾農家の移住があった。さらに、植苗、錦多峰を中心にマツチ軸木、同小函素地工場が相次いで新設され、新しい産業が生まれた。

苫小牧にとってこれは一つの転機であり、二次産業への出発であって、本市が工業都市へと変ぼうする先駆的な要素をもつものであったといえる。

こうした中で、役場も住民も新しい行政区画を自覚し、村の発展にとり組んだのであった。なお、この行政区画は現在と同じものである。

戸長一覧表　（苫小牧外何カ村戸長役場）

代	氏名	就任年月	退任年月	戸長役場名	備考
1	原　直次郎	明治二十二年一月	明治二十二年六月	苫小牧外十五カ村戸長役場	警察分署兼務（警部）

2	山岡　昌仲	明治二十二年七月	明治二十四年	苫小牧外十五カ村戸長役場	警察分署兼務（警部補）
3	久慈　牧夫	二十四年五月	二十五年十一月	〃	
4	赤松　圓太	二十五年十一月	二十七年	〃	
5	迫　彦太郎	二十七年	二十八年	〃	鵡川外七カ村分村
6	三浦　純一	二十八年四月	二十九年三月	苫小牧外七カ村戸長役場	
7	平尾　徳蔵	二十九年四月	三十年一月	〃	
8	手代木茂篤	三十年一月	三十四年	苫小牧外六カ村戸長役場	厚真村分村
9	牟田　覚八	三十四年	三十五年	〃	勇払村、植苗村のうち安平地区分村

（苫小牧町史、北海道庁報告書より作成）

鵡川村の分村　鵡川地区は遠くは八王子千人同心が農業開墾地としたところであり、アイヌ人口も多いところであったが、明治初期から似湾、生鼈、萠別などに和人が居住し、農業を行っていた。特に、鵡川両岸は肥えた土地が続き農業適地に富み、しかも舟運による交通の便もあった。

また、鵡川河口地域は日高釧路方面との交通の要路であり、漁業もまたさかんで、明治十年以降急速に発展し人口の増加もあって同十七年には郡総代人二名を選出していた。

しかしながら、鵡川村から苫小牧の戸長役場までは三〇キロ、累標村などその奥地は八〇キロ以上の道のりがあり舟運の便があるにせよ往復日数三日から五日を要するものであった。このため、明治二十一年ころより戸長役場設置に対する運動がはじめられた。そして、同二十四年の室蘭郡長巡視の際にはこの地方選出の総代人より具体的な陳情が行われた。だが、その実現は困難であったため、苫小牧村の戸長役場の派出所を同地に設置する運動に変わり、機

会ごとにその懇願が続けられていた。そして、同二十六年七月になって元勇払郡各村戸長をつとめた佐藤辰之助などが中心となって、戸長役場派出所設置願が北海道庁長官北垣国道に提出され、この問題も本格化していった。そして、これは鵡川村分村の濫觴とでもいうべきものであった。

戸長役場派出所設置願

鵡川村井目戸村萌別村生鼈村似湾村辺富内村累標村ハ在苫小牧村ノ苫小牧外十五ケ村戸長役場ノ管轄内ニ有之、戸数三百戸余ニシテ農商漁家ノ移住スル者日々増殖致候事ハ、是迄度々縷述致候コトモ有之候、而シテ鵡川村ヨリ苫小牧戸長役場迄ハ里程七里半ニシテ累標村字カイクマヨリハ二十里余モ有之、往復日数少ナクモ三日乃至五日ヲ要セサレハ、用辨致兼諸願届等ノ為出頭致候コト実ニ困難仕候、而已ナラス萬事手遅レ勝ニ相成、自然戸長役場事務渋滞ノ原因トモ相成候半破ト存候間、鵡川村ヘ戸長役場派出所御設置相成度、若シ派出所御設置難相成事情有之候ハ、当分ノ内筆生駐在被成下度、尤モ右ニ要スル家屋ハ当村ニ於テ準備可致候

右奉謹願候也

明治二十六年七月十一日

勇払郡鵡川村井目戸村萌別村穂別村生鼈村似湾村辺富内村累標村人民総代

佐藤辰之助 ㊞

吉田長右衛門 ㊞

北海道廳長官北垣國道殿

（『鵡川村厚真村安平村分村関係書類』苫小牧村戸長役場）

この願書はその順序として苫小牧外十五カ村戸長役場に提出されたが、赤松戸長は鵡川外七カ村においては部落数も二〇ほどあって、そのうち一、二の部落を除き、アイヌ部落である。距離も三〇キロから八〇キロもあり、山奥の人民は愚蒙者が多く規則や義務の何たることを知らず、制則を犯し義務を怠るものがある。この不都合をなくする

には親しく住民に接し解得するよりない。この地区の居住者は戸数三三二戸、人口一、四九〇人で、諸般の事務も多く、戸長役場派出所の設置は官民共に便利を得るものであるとし、その設置を要望し、年度内に設置が難しければ筆生の駐在を許可願いたいと千田安吉室蘭郡長に上申したのである。

勇甲第五一号

戸長役場派出所設置之義ニ付上申

勇払郡鵡川井目戸萠別生鼈似湾累標穂別辺富内ノ八ケ村ハ部落二十有余ニ分レ、一、二ヲ除キ他ハ概ネ旧土人ノ部落ニシテ戸長役場所在地ヲ距ル近キ七里半遠キハ廿里余ニ至ル、殊ニ山間隘阪ニシテ行路頗ル艱難加工、人民ハ概シテ愚蒙ナルヲ以テ規則ヤ義務ノ何タルコトヲ弁ヘス識ラス知ラス、制則ヲ犯シ義務ヲ怠ルモノ有之為ニ事務ノ渋滞ヲ来スニ到ルコト往々有之、右等ノ不都合之ナカラシメ且事務ノ周到ナラシムトスレバ、親敷接シテ之ヲ解得セシムル外無之、乍去如此遠隔不便ノ部落ニ候ヘハ時々出張等ハ実際ニ為シ能ハサル義ニ有之、現在ノ居住者戸数三百三十三戸、人口千四百九十人、尚漸次増殖ノ現況ニシテ諸般ノ事務モ亦随テ頻繁ニ相成ハ当然ノ事ニ有之、然ルトキハ弥々以テ不便ヲ感シ可申依テ此回右八ケ村人民総代ヨリ出願致候戸長役場派出所設置ハ、官民共ニ実ニ便利ヲ得ル義ト被存候条御採許相成度若又本年度内至急派出所設置難相成廉モ有之候ハハ当分戸長役場筆生駐在ノ義御認許相成候様致度此段上申仕候也

明治二十六年八月廿二日

勇払郡苫小牧外十五カ村戸長　赤松円太　印

室蘭外五郡長千田安吉殿

（『鵡川村厚真村安平村分村関係書類』苫小牧村戸長役場）

この鵡川村外住民代表の戸長役場派出所設置願と苫小牧外一五カ村戸長赤松円太の上申書及び参考資料は室蘭郡役所において協議され、道庁の意見も聞き、さらにその後、苫小牧の戸長役場とも事務上の往復が重ねられた。しかし

ながら、明治二十七年二月十四日になって、制度上駐在所、派出所の公称事務所を置くことはできないと、室蘭郡役所第一課長岡村郡書記、同第二課長露崎郡書記の連名をもって、赤松戸長に次のような通知があった。

制度上駐在所若ハ派出所ナル公称事務所ハ新設相成難ク、單ニ筆生ヲ出張駐在セシムルハ御聞及相成候趣、其ノ筋ヨリ通牒有之候而シテ其ノ取扱事務

一、學事衛生監督ノ事
一、農事奨励及実況取調ノ事
一、戸籍上異動ニ付犯罪者ナキ様注意ノ事
一、人民ヨリ提出スル願届書ノ下調ヲ為スコト
一、諸税及村費ニ係ル注意ノ事

右ノ外令達ノ普及事務

（『鵡川村厚真村安平村分村関係書類』苫小牧村戸長役場）

これは直ちに鵡川村など関係住民に知らされたが、もとより公称をもつた駐在所ないし派出所の設置を希望していたので、これには満足せず、関係住民により村民集会が開かれた。そして、この際駐在所、派出所とはいわず、いつそ新戸長役場を設直すべきであるとの議が起り、鵡川戸長役場設置問題は一挙に熟していった。

こうして、鵡川外七カ村戸長役場の設置願は、室蘭郡役所から戸長役場駐在所、派出所の公称ならずとの通知があってからわずか三カ月後の明治二十七年五月二十五日に鵡川村など関係村人民総代一一名の連署をもって、北海道庁長官北垣国道に提出されたのである。

戸長役場新設之義願

鵡川井目戸萠別生鼈似湾累標穂別辺富内ノ各村ハ苫小牧外十五ヵ村戸長役場ノ管轄ニ属シ、該役場位置ヲ距ルコト近キモ七里半遠キハ二十余里ニ達シ、獨リ国道ヲ沿ヒ通運稍々便利アルハ鵡川井目戸ノ二村ノミ、其ノ他ノ村落ハ山間僻阪道路険悪ニシテ戸長役場ニハ往復数日ヲ費ササレハ用辨相成兼又戸長役場ニ於テモ時々出張民情ヲ視察セラルルコトモ容易ナラサルニヨリ、法令規則ヲ普ク村民ニ了知セシムルコトモ難ク、地方ノ実況モ自然官廳ニ相分ラサルコトモ多々可有之候、且ツ居民中蒙昧ノモノモ多ク有之候ヘハ知ラス識ラス、法規ニ違背スル如キ都合ヲ生スル憂モ有之候ニ付、昨年中鵡川村ニ戸長役場派出所設置ノコト出願仕候ヘ共、今日ノ制度上右等公称ヲ以テ事務所設置ノコトハ到底難相成趣拝承仕御制度上ニ候ヘハ是亦止ムヲ得サル義ト奉存候ヘ共、近年農事ヲ目的トシ各府縣其ノ外他郷ヨリ移住スル者年月ニ増殖シ現今戸数既ニ五百戸ニ相成、尚漸次増加ノ現況ニ御座候ヘハ、此ノ戸長役場遠隔ニテハ私共人民ノ困難ハ申ス迄モ無之為ニ戸長役場ノ事務ニモ自然渋滞ヲ来ス様相成候半破トモ奉存候間、地勢民情御洞察至急鵡川村ニ新ニ戸長役場御設置被成下度、私共村民総代トシテ連署ヲ以テ此段奉願候也

明治二十七年五月二十五日

勇払郡鵡川村人民総代

谷本　保次郎　㊞

隈本　虎次郎　㊞

佐藤　辰之助　㊞

勇払郡井目戸村人民総代

吉岡長右衛門　㊞

宮崎　亀太郎　㊞

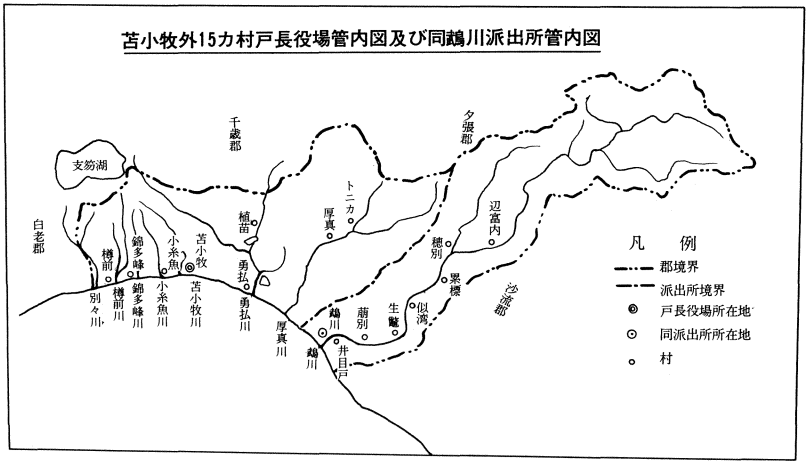
勇払郡萌別生鼈向村人民総代
向口　萬之助　㊞
佐藤　惣太郎　㊞
勇払郡似湾村人民総代
星　進　㊞
斉藤　甚七　㊞
勇払郡累標穂別辺富内三村人民総代
豊岡　久吉　㊞
木村　喜代太　㊞

北海道廳長官北垣國道殿

（『鵡川村厚真村安平村分村関係書類』苫小牧村戸長役場）

この願書は再び苫小牧外一五カ村戸長役場をとおして提出されたが、赤松戸長は、鵡川外七カ村には昨年来から急速に移住者が増加し、その事務も増え繁雑を極めている。そして、地理的にも距離的にも不便なため、時々出張して事務の周到にあたる訳にもいかない状態である。このためにも、鵡川村に戸長役場設置の儀、至急御詮議願いたい。また、同郡厚真村は苫小牧の戸長役場には近くても二〇キロ、遠くは四〇キロもある。鵡川村までは遠くとも三〇キロほどであるが、厚真村は農村であり、鵡川村とは地形、民情とも似ているものがあるので、新設戸長役場に属させるのが妥当である。と、鵡川村の戸長役場新設の急務と同時に厚真村も鵡川村に分属させるよう付言した上申書を添え、明治二十七年六月八日に千田室蘭外五郡郡長に提出したのである。(2)

その後、この鵡川外七カ村分村問題は、関係村総代人会においても議題となり、明治二十八年二月に鵡川村外七カ



村総代人長谷川由太郎、吉岡長右衛門、星　進、小野　文の連名をもつて北海道庁長官あて再願書の提出があった。

直接事務担当の室蘭外五郡郡役所では、郡長以下関係職員が出張し調査にあたり、これを道庁に報告した。道庁においても夕張郡長沼村などにも同様のケースがあって、[3]その必要性を認めることとなり、主務省に進達したが、北海道の特殊性が認められ、その設置に同意したのである。そこで、道庁は明治二十八年三月三十一日他の戸長役場とともに鵡川外七カ村戸長役場の設置を告示したのである。

こうして明治二十八年四月十日には、鵡川外七カ村の分村が行われたが、この分村には鵡川側では、同村の長老でもあり、元勇払郡役所書記、勇払郡各村戸長をつとめるなど高い行政経験のあった佐藤辰之助の尽力によるところが極めて大きかったし、関係村総代人の一致した力もまた大きかった。だが、それ以上に終始鵡川外七カ村住民の立場にたって努力を惜しまなかった苫小牧外一五カ村戸長赤松円太の熱情があったことを忘れてはならないのである。

また、分村当時において苫小牧外一五カ村の備荒基本金は一、四一九円九三銭あったが、この処分に関しては総代人会の議に付し、明治二十七年戸数人口により按分配当することになったし、開村当

初の鵡川村の官公衙などは次のとおりであった。

金八百五十円九十銭三厘　苫小牧外七ヶ村
金五百六十九円三銭一厘　鵡川外七ヶ村
戸数　人口　明治二十七年十二月三十一日現在

町村名	戸数	人口	備考
苫小牧外七ヶ村	六〇七	二、五四二	
鵡川外七ヶ村	四一〇	一、六八三	
計	一、〇一七	四、二二五	

当時鵡川村ニ於ケル官公衙其ノ他

鵡川郵便局（明治二十五年四月ヨリ）
巡査駐在所（明治二十二年四月ヨリ）
官立鵡川外七ヶ村村医（明治二十六年四月ヨリ勇払病院区内ヨリ分立）
鵡川小学校（明治二十六年四月苫小牧学校ヨリ分離新設）
萠別小学校（明治二十七年四月ヨリ）
鵡川駅逓

（『鵡川村厚真村安平村分村関係書類』苫小牧村戸長役場）

厚真村の分村　厚真村には、明治の初期に勇払村から青木与八、ついで高津熊蔵などが浜厚真地区に移住してきて、和人の小部落を形成し、逐次厚真川流域に沿つて奥地へと発展していった。そして、同二十四年ころから農民の移住がさかんになり、農村としての基盤が築かれ、老軽舞などを中心に二〇〇戸の戸数を数えたほどであった。(4)

さらに、大規模な農場を経営する者も相次いで移住してきた。このため、鵡川外七カ村が独立して新しい戸長役場を設置する際、「同郡厚真村モ現今戸長役場ヲ隔ル近キモ五里遠キハ十里余ニシテ之ヲ鵡川ニハ遠キモ七里半ニ過キス、且厚真村ハ農村ニシテ恰モ鵡川村地方ト民情モ彷彿タル義ニ候ヘハ、同村モ新設戸長役場ニ属セシムル方、地形トイヒ民情トイヒ恰当ナルモノト被存候」（鵡川村厚真村安平村分村関係書類）として、苫小牧外一五カ村戸長赤松円太は、その意見上申書に厚真村をも分村し、鵡川村の戸長役場に分属させる必要性を付記した。しかしながら、郡役所において検討した結果、厚真村はこれまでどおり苫小牧の戸長役場に属することになったのである。

このように、初期における厚真村の分村問題は鵡川村の時とは違い、同地区住民からの直接的要望、陳情というものではなく、赤松戸長の意見によるものであった。

ところが、その後において厚真村の急速な発展があって、再度同村分村の必要を感じた苫小牧の戸長役場は、室蘭の郡役所に対しその調査を申し出たのである。郡役所においてもこの問題を重視し、関係職員を出張させ調査する一方、苫小牧の戸長役場とも文書の往復を重ねるという、主として行政担当者において進められていた。この間の同村の発展状況、経緯について、同村分村関係書類に次のようにある。

本村ノ南海岸ニ沿フテ一小部落ヲ為ス浜厚真ハ胆振国ヨリ日高国ニ通スル国道ノ要路トシテ旅客往来スルカ故ニ、早クヨリアイヌ人海藻漁業ヲ為シ、側ラ旅客ノ貨物ヲ運搬シツツ住居セシモ、明治三年和人青木与八、高津熊蔵等始メテ此ノ地ニ移住セシヨリ、アイヌ人ハ遂ニ山間ノ各所ニ隠遁シテ全ク和人ノ部落ヲ形成シタリ、之レ本村ノ起源トス、明治二十二年頃ヨリ漸次移住ノ目的ヲ以テ厚真川流域ヲ遡リ、荊棘繁茂樹木鬱蒼咫尺ヲ辨セサル無人ノ境ニ来住スル者日ニ日ニ多キヲ加ヘ、明治二十四年ニ至リテ戸数約二百戸ニ達シ、次テ老軽舞ニ一小部落ヲ形成ス、超エテ二十七、八年ノ頃酒井甚蔵（酒井農場）、笠原禎治（越後屋農場）等新潟県人ヲ誘導シテ来リ住ムニ及ヒ、戸口益々増加シ二十九年ニ至リ曾我裕準（曾我農場）、吉井幸蔵（吉井農場現時島津忠済農場）、岡田孤鹿

（岡田農場）等ヲ始メ石川県人団体長（字頗美宇）亀井三四郎等人夫ヲ使役シ、或ハ自ラ開墾ノ衝ニ当リタルニ依リ逐年移住者ノ数ヲ増加シタリ其ノ移住者ノ急激ナル増加ト開発ノ著シキ進捗トハ分村ヲシテ最早猶豫シ能ハサル状勢ニ導キタルモノニシテ、鵡川村ノ如ク住民ノ陳情ニ基クモノニ非ス、抑モ厚真分村ノ必要ニ関シテハ、明治二十七年六月鵡川村戸長役場新設ニ関シ苫小牧戸長ノ意見上申書ニモ厚真村分村ノ事ヲ以テシ、鵡川村ニ分属セラレムコトヲ附言セシ程ナリキ、爾来開拓ノ進捗ニ伴ヒ地理的ニ同村ニ分属ヲ許ササルモノアリ、本問題ハ主トシテ苫小牧戸長及室蘭外五郡長ニ於テ調査スル所トナリ、両者ノ間ニ頻リニ文書ノ交換行ハレ又実地ニ実情ヲ出張調査スル所アリテ、明治三十年ニ至リ分村ハ避クヘカラサル事項トナレリ

（『鵡川村厚真村安平村分村関係書類』苫小牧村戸長役場）

ところが、明治三十年になって、厚真分村問題は関係住民の間でにわかに活発化し、地理的条件からもはや独立分村は避けがたい事態となった。しかしながら、当初の厚真村分村区域は厚真村、勇払村の早来地区、植苗の追分地区という広大な地域にわたっており、特に戸長役場位置と区域の問題で関係住民の要望もそれぞれ異なり、行政担当者である室蘭の郡役所と苫小牧の戸長役場でも多少違つた意見を持っていた。

厚真村の知決辺（ちけっぺ）、老軽舞（おいかるまい）に新設戸長役場設置を希望する者、早来、追分の居住者には勇払村の一部を割って、これを植苗村に属させ早来に役場を置き、厚真、植苗の二村を管轄区とすることを希望する者が多かった。また、南部海岸地帯の住民を苫小牧の戸長役場に属させるか、または新設の戸長役場に属させるかなどさまざまな意見があった。

厚真地区を調査した前勇払郡長だった古川浩平は、当初ウクルブトに役場位置を仮選定した。苫小牧の手代木茂篤戸長はオイカルマイ、トニカに役場を置く意見を持っており、南部海浜居住者とその近傍居住者を苫小牧に属させ、字ノヤスベ以東を新設役場の所属とし、植苗村字追分と勇払村早来は交通上の関係から従来どおり苫小牧の戸長役場に所属させるというものであった。

そこで、これらの意見調整のため、明治三十年四月十一日には古川郡長は苫小牧に出張して、戸長役場に関係者を招集し意見を聞くことになった。しかし、当日関係者の中に不参者があって充分な意見を聞くことができず、郡長は戸長に対し関係者の再招集を諮問し、再び会合が持たれたが、お互いに利害関係もあって関係村の協定は不調に終ったのである。

一、勇払村ノ内早来ヲ植苗村ニ分属ノ儀ハ折合付カス

一、厚真村ノ南部ヲ分割勇払村ヘ附属ノ儀ハ不可

一、早来ヘ役場設置ノ場合ハ海岸付二里余ハ苫小牧ニ属セシムルコト(5)

このため手代木戸長は、郡役所案、戸長役場案などすべてを廃し、厚真村一村だけを分村独立させ、知決辺に戸長役場設置するという戸長独自案による設置要領書を明治三十年四月十六日古川郡長に提出したのである。そして、この設置要領は厚真村戸長役場設置の基礎となるものになった。

設置要領書

明治三十年四月十六日提出

一、厚真村現住戸数人口　三九六戸　一、六七三人

一、同　民有地　一〇〇町歩　払下地及旧土人所有地ノ数

一、同　既墾地　一一、〇〇〇町歩　貸下地成功ニ係ル分

一、同　村官有地　一三九、九六八、〇〇〇坪

一、新設役場所轄区域　厚真村一円　別紙図面ノ通

一、新設役所位置　厚真村字チケツペ

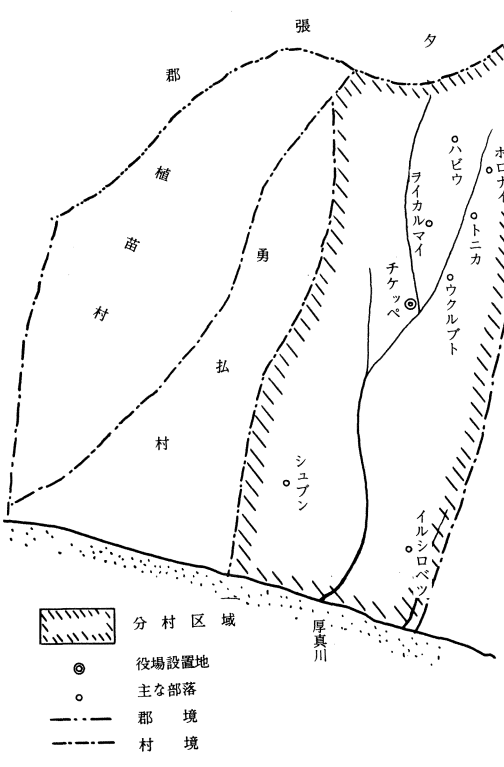
一、新設所轄区域

東　鵡川村南海面
西　勇払村北夕張郡

（『鵡川村厚真村安平村分村関係書類』苫小牧村戸長役場）

ところが、この手代木戸長の独自案を知らなかった早来・追分の代表である松浦幸寿、高橋久松、本間藤蔵、井上市三郎、平井久二郎らは、厚真村に戸長役場が設置されて早来、追分地区もこの新設役場に所属するものと思っていたから、早来に戸長役場を置き勇払村を分割して厚真、植苗両村を管轄とする様陳情するところとなった。

厚真村分村略図



一行は、明治三十年四月十九日苫小牧の戸長役場に出頭して手代木戸長に面接し、早来に新設役場を、厚真村、植苗村、勇払村の一部を所轄区域とすることを陳情した。しかしながら、手代木戸長の意志はすでに決しており、その実現の困難なることを説明した。だが、一行はこれに満足せず、翌二十日には室蘭に郡長を訪問し前記の事情について陳情したのである。これに対して郡長は、代表に向か

って今回の分村は厚真村一円を所轄とする役場を新設するもので、早来・追分は従前どおり苫小牧の所轄に属する計画であることを告げた。そしてまた、一行らの陳情の趣旨については、厚真村との協議によって円満に話し合いがついた場合には、部落の希望如何にかかわらず必ずしも厚真村に戸長役場を置く理由もないので、同村総代人などと交渉のため一週間の猶予を与えることを約束したのである。(6) 一行代表らは、この回答により安心し、郡長の意思を深く了解して帰ったのである。

郡長はさきに手代木戸長の上申した設置要領をもつて、公平な意見であると考え、早来・追分の代表らと厚真村代表との協議が不調に終ったときは、厚真村に戸長役場を設置し同村一円を管轄区域とすることに確定する意志をもっていたし、手代木戸長もまた郡長の措置に対して異議のないことを上申した。こうして一週間の猶予期間の最終日である四月二十四日になっても、早来・追分側代表から協議結果について何らの申し出もなかったので、ここに厚真村分村問題も一段落をつげたのであった。そして、明治三十年六月十三日に道庁告示があって、厚真村の分村独立は正式に決定した。

そして、同年六月二十八日には厚真村戸長役場の開庁月日が告示され、七月一日をもって開庁したが、建物は一時民家が使用された。

また、厚真村新設にともない、明治三十年六月三十日及び同年七月十三日に苫小牧外六カ村戸長手代木茂篤と厚真村戸長村上元治との間で事務引き継ぎが行われたが、一部基本財産配分などは若干遅れて行われた。

厚真村の分村は関係住民の利害関係が大きく、当初の早来・追分地方を含む分村から、手代木戸長の独自案による厚真村一村だけの分村となったが、特に手代木戸長をはじめとし、官側の努力は大きいものがあった。

安平村の分村　安平村には、明治十年前後にフモンケなどに開墾の目的をもって移住する者もあったが、同二十五年になって北海道炭砿鉄道室蘭線が開通し、追分には夕張線の分岐点として駅が設けられ次第に発展していった。また、隣地厚真村の発展もあって、同二十七年には早来にも一駅が設けられるや、まだ完全な道路はなかったが鉄道線に沿って農耕適地を求める移住民が絶えなかったし、林業も盛んとなっていった。同二十七年には鳥取県人のシアビラへの集団入植があり、停車場付近にも商家などが集まるという目ざましい発展振りであった。

安平村の分村問題については、すでに明治三十年厚真村が分村独立する際、同村の居住者松浦幸寿外四名が、安平地区をも含めて分村させ戸長役場を早来に設置する旨の陳情を室蘭外五郡郡長、苫小牧外七カ村戸長に行っており、その後もこれら代表を中心に継続してその運動を続けていた。そして、鉄道沿線という交通の便を得た早来・追分地区はますます発展し、明治三十一年末の調査で戸数三一六戸、人口一、三三五人に達していたのである。このため、翌三十二年には活発な分村運動が展開されその気運も高まっていった。そこで、手代木茂篤戸長は岩波常景室蘭支庁長（明治三十年十月の官制改革により室蘭支庁となる）に対し、次の安平村分村内申書を提出したのである。

安平村分村ノ内申書

勇拂郡植苗村字追分及勇拂村字早来方面ハ、元人口ナキ山野ナレバ所轄役場ニ遠隔スルモ更ニ不便ヲ感ゼザルニ依リ、村界ノ如キハ従来ノ偃据置候處、近来戸口増加シ所轄役場ヲ距ル遠キハ九里近キモ三里以上ニ現住スル人民ハ大ニ不便ヲ覚エ、又勇拂村ハ海岸ニ沿ヒ本村ハ僅カニ四拾戸許ニシテ、早来附近ニハ九拾戸余ノ現住者アリテ本村ト早来附近トハ地勢上自ラ離隔ノ姿ニ思惟サレ村治上ハ勿論諸事不便勝ナル実況ニ付、此際植苗勇拂ノ二ケ村ヲ割キ一村ヲ設ケ戸長ノ役場新設ノ見込ニ有之候

設立ヲ要スル理由（調書一）

苫小牧外各村ハ一望千里ノ曠野ニシテ、間々丘陵ノ波状ヲナス起伏スルモノアリト雖モ遙ニ石狩平原ニ接シ、本道中央平原ノ南部ヲ

占メ、沿海一帯ノ地ハ大火山灰ノ蔽フ所トナリテ農耕ニ適セザルモ、古来ヨリ海産物収益少カラザルヲ以テ漁民ノ来住スル者多ク、苫小牧村ノ如キハ漁獲ノ減少ヲ見ル以テ稍衰微ノ兆ニアルニ、従来札幌ヨリ函館及根室ニ通スル要衝ナルガ故ニ人馬輻輳シ、宛然一小都会ヲ形成スル勢ナリ、以テ開拓使時代ヨリ此地ニ行政官廳ヲ設置シテ直接勇拂全部ヲ管理セシメシガ、鵡川厚真川沿岸及勇拂川ノ上流地方ハ農耕ニ適スル地少カラズ、拓殖ノ進歩ニ伴ヒ之等ノ地方ニ来住スルノ増加セルヲ以テ、二十八年ニハ鵡川外七ケ村ヲ割キ、仝三十年ニハ厚真村ヲ割キ戸長役場ヲ設置シテココニ分轄セラルルニ至レリ、而シテ勇拂川上流地方ハ交通ノ甚ダ不便ナルガ故ニ移民ノ来住スル者ナカリシガ、明治二十五年鉄道ノ敷設スルヤ勇拂川ノ上流植苗字追分ヲ以テ夕張線ノ分岐点トナリ、此處ニ停車場ヲ設立シ、更ニ廿七年勇拂村安平ニ停車場ヲ設置シタルヲ以テ、未タ道路ヲ以テ人馬ヲ通スルモノナキニ拘ラス鉄道線ヲ沿フテ農耕適地ヲ撰定シテ移住スル農民及停車場附近ニ来住セル商業者ノ数頗ル増加シ、三十一年末ノ調査ニヨルニ其戸数三百十六戸人口千三百三十五人ノ多キニ達セリ、然ルニ之ヲ管理スル苫小牧戸長役場ハ其管轄内ノ南部ニ偏スルヲ以テ、此地方ヨリ現在戸長役場ヲ距ル最近五里半ニシテ其最遠ノ地ニアリテハ距ルコト十一里ヲ超、諸般行政上ノ差支尠カラザルノミナラズ、又人民ノ不便等ヲ数フベカラザルヲ以テ、前記勇拂植苗ニ村ノ内追分早来ニ停車場附近ノ地、即チ勇拂川上流地方ヲ割キ合シテ一村トナシ之レヲ安平ト名ツケ、其区域内ノ稍中央ナル早来ニ戸長役場ヲ設置スルハ目下ノ急務ナリトス

戸長役場早来ニ設クル理由（調書二）

(イ)　戸口人口市街ハ追分ニ及バザルモ附近ニ幾多ノ殖民適地ヲ有スルコト

(ロ)　千歳厚真鵡川各地ニ通スル道路ニ接続スルコト

新設見込役場又残存部落ノ所轄内人口（調書三）

新設見込役場　　残存部落

早来ニ属スルモノ　百十戸　二百六十七人　　勇拂村ニ属スルモノ　四十五戸　二百三十五人

(ハ)　区域内稍中央ニ位スルコト

追分ニ属スルモノ	二百五戸	千六十八人	植苗村ニ属スルモノ	三十三戸	百八十五人
計	二百十六戸	千二百三十五人	計	七十八戸	四百二十人

残存苫小牧戸長役場管内総戸口数　四百二十戸　二千四百七十九人

（『鵡川村厚真村安平村分村関係書類』苫小牧村戸長役場）

この手代木戸長の内申書および調査にもとづいて室蘭支庁では調査検討したが、適当であると認められ、明治三十三年六月一日から安平村の分村独立が決定した。

ところが、戸長役場位置の問題で植苗村の追分地区と勇払村の早来地区とが自地域に有利な条件を提示して戸長役場争奪のはげしい運動を展開したのである。だが、室蘭支庁においては村の中央部に位置すること、交通の要衝などから手代木戸長の安平村分村内申書調書のとおり早来に戸長役場を設置することに決定したのである。しかしながら、この決定は追分地区住民の不満となり、その後においても永く尾をひくことになって、ことあるごとに両者のはげしい対立となって現れた(7)。

安平村の分村は、これまでの鵡川村や厚真村のように村単位の分村でなく、勇払村・植苗村の一部を割っての新村であったが、明治三十三年六月一日の道庁告示において『区域図ハ所轄戸長役場ニ備置ク』とあり、併せて文章によってその境界も定められた。しかし、当時の測量は極めて幼稚なものであり、細部については放置されていたが、大正七、八年に至つて苫小牧町真部義久書記補、安平村渡辺市太郎書記補が立会人となってはじめて正式な測量が行われた。しかし、苫小牧町はその後の大火で関係資料を焼失し、かつ境界調査に立ち合つた真部書記補も生存しないなどから、現在なお不明のままになっている。

注　(1)『苫小牧町史』昭和十五年　苫小牧町

(2)『鵡川村厚真村安平村分村関係書類』苫小牧村戸長役場　苫小牧市史編さん室蔵

(3)『北海道庁告示第四拾六号』明治二十八年　北海道総務部地方課蔵
(4)『厚真村史』昭和三十一年　厚真村
(5)　(2)に同じ
(6)　(2)に同じ
(7)『早来町史』昭和四十七年　早来町

第四節　町村制の確立

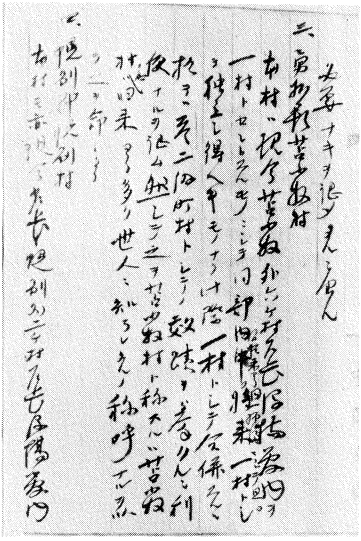
一　苫小牧村の誕生

二級町村制の施行　明治二十一年の市制町村制の制定の際「此法律ハ北海道沖縄県其他勅令ヲ以テ指定スル島嶼ニ之ヲ施行セス別ニ勅令ヲ以テ其制ヲ定ム」とされ、北海道には久しくこの市町村制は適用されなかったのである。そして、同三十年五月になって勅令をもって北海道区制と一、二級町村制が公布されたが、これは本州各府県に比べかなり遅れており、本道はまだ未開の地が多く、統治制度を越え自治制への法認は無理であったから本州各県とは同等には扱われなかったし、この区制、一級、二級町村制実施にあたっても大幅な改正のもとに施行されたのである。そして、同三十二年十月には札幌、小樽、函館が区制を実施したが、これは現在の市制に相当するものであった。さらに、同三十三年七月には室蘭、伊達をはじめ道内一六カ町村に対して一級町村制が実施されたが、これは道庁がその経済力、人口などを調査し、適当と認めた町村に対し内務省に申請し認可を得て実施した。このように、本道に

おいても相当緩和された制度のもとではあったが、区制、一級町村制の実施があり、ようやく一部の町村においては自治制度を維持し得る段階に到達したのである。

二級町村制は北海道特有の自治組織で、町村の経済力と村勢の程度が一級町村制を実施するまでにいたらない町村に対して施行するものであった。しかし、当時の町村においては人口も少なく、経済力も貧弱であったから、時期尚早ということで、久しくこの二級町村制は実施されず、残された町村は依然として戸長役場であり、苫小牧もこの例にもれなかった。

ところが、本道に開拓移住者などが続出し年ごとに人口が増加、区制、一級町村制施行以外の町村の著しい発展があり、二級町村制実施が急がれた。しかし、それでもなお二級町村制施行は時期尚早であるとする道庁は内閣法制局・内務省と対立し、一時は二級町村制を廃止し、かわりに総代人および会計関係法規の整備を主張した。[1]だが、法制局はいったん公布した勅令を施行延期することはできても廃止する理由が薄弱であると道庁の意見を退けたのである。



二級町村制施行調査（明治35年）〔胆振支庁蔵〕

このため、明治三十四年にはこの二級町村制を改正して、本道町村の実情にあったものにし、同三十五年度より漸次二級町村制を実施していく方針をとることになり、道庁内務部は、同三十四年四月十五日付をもって各支庁に対し、二級町村制施行における町村財政状況を調査したが、室蘭支庁長は管内各町村は資力乏しく、大幅な補助がなければ町村自治の維持は困難である旨上申したのである。[2]そして、これら、各支庁長の意見を参考にしながら、改正二級町村制施行にふみ切っ

た道庁は、同年十月二十八日に内務部長名をもって各支庁長に対し、二級町村制施行調査、①町村会議員選挙資格者調べ、②区域戸口調べ、③資力調べを命じたのである。これは、同年十一月七日から十一日にかけて室蘭支庁第一課長名にて、関係戸長に対し親展文書にて同文の調査書が発送された。

室秘第四〇九号　親展

二級町村制施行調査ノ件

現行戸長制度ハ其規定不備ノ点多ク施政上支障勘カラス候ニ付、明治三十年五月勅令第百六十號北海道二級町村制ヲ改正シテ、以テ漸次之ヲ革メラルル見込ニ有之、今其改正要点ノ一、二ヲ擧クレハ

一、二級町村制ニ於ケル町村會議員選挙権被選挙権資格要件ヲ低下スル事

二、二級町村制ハ一町村ヲ一区域トシ施行スルヲ要セス役場事務處弁ノ為メニ組合ヲ設ケテ施行スルコトヲ得、又其組合内ニ或ハ一部事務ノ為メニ小組合ヲ設クルコトヲ得セシム、但シ町村長ハ役場事務組合ニノミ之ヲ置キ、一部事務ノ組合長ヲ兼子シムル事

三、町村又ハ町村組合ニ収入役一名ヲ置ク事

（町村会ノ推薦ニ依リ支庁長ニ於テ任命シ、其任期ハ四年トス又其給料旅費ハ町村負担トス）

四、町村會議員ノ定員ハ長官之ヲ定ムル事

五、町村組合ハ組合毎ニ一會トシ其議員ノ定員ハ長官之ヲ定ムル事

六、町村役場又ハ組合役場ニ要スル経費ハ町村ノ負担ヲ原則トスルモ、其全部又ハ一部ヲ町村ノ状況ニ應シ地方費ヨリ補助スル事

等ニシテ之ヲ左ノ順序ニ依リ施行ノ筈ニ候条、別紙調査要項ニ依リ取調遅クモ本月二十日迄ニ無相違御回答相成度此段及照會候也

第一課長

各戸長

（『二級町村制施行ニ関スル一件書類』明治三十五年　苫小牧村）

この調査は、虻田村外二カ村、苫小牧村外六カ村、幌別村外二カ村、鵡川村外七カ村、白老村外二カ村、厚真村、輪西村外二カ村、安平村、壮瞥村、真狩村、狩太村の一一戸長役場に対して行われたもので、当時の室蘭支庁管轄の一級町村施行以外の全町村を対象としたものであった。道庁としても、本道の多くの町村に施行されている現行戸長制度規定の不備を補うため、北海道二級町村制を全面改定し、この規定を大幅にゆるめ町村自治に法的保護を与えていこうとしたのである。当初は三年間における段階的実施、あるいは二年間による短縮実施を考えていたから、制度の緩和によって本道町村行政も統治制度を越え、自治制度を維持し得るとみたのであろう。しかしながら、これは、明治三十五年度における室蘭支庁管内において二級町村制を実施したのは二戸長役場の三村にすぎなかったし、その後の年次計画においても順調にはいかなかったから、時期尚早であったといわなければならない。

こうした目的のもとこの調査は実施され、苫小牧の戸長役場においてもこれがまとめられ、明治三十四年十一月二十七日、室蘭支庁に提出された。

この各戸長役場から提出された調査書類に基づいて室蘭支庁では、さらに調査集計を加え二級町村制施行順序が検討された。そして第一期として虻田郡虻田外二カ村、勇払郡苫小牧外六カ村、幌別郡幌別外二カ村、勇払郡鵡川外七カ村、白老郡白老外二カ村、勇払郡厚真村、第二期として室蘭郡輪西外二カ村、勇払郡安平村、第三期として有珠郡壮瞥村、虻田郡真狩村、虻田郡狩太村の施行順序を内定したのである。しかし、苫小牧の場合、各戸長役場の提出資料の数字からみて、決して優れた条件ばかりではなかった。まず、町村会議員選挙資格者では九〇人で最後から三番目、第一位虻田の二八六名であった。戸口調べでは六四三戸、二、〇四一人で、戸数では七番目、人口では八番目、第一位はやはり虻田の一、三八九戸、六、九一三人であった。

ただ、資力調べにおいては他の戸長役場に比し相当有利なものを持っていた。まず、明治四十三年度の賦課に係る

諸税ならびに町村費についてみると、国税では五四二円で、六四九円の虻田に次いで第二位、地方税では断然多く三、六三八円の第一位で、第二位の虻田は苫小牧の三分の一の一、二六六円であった。また、町村費三、六三二円で、虻田の六、七六一円に次いで第二位であった。諸税と町村費において苫小牧外六カ村住民が負担する金額は一戸平均一二円一五銭という高額であったが、虻田はその半分の六円二五銭であった。苫小牧の場合、地方税が相当高額であったが、イワシ漁を中心とする漁村であったから水産税、船税などが多く、それと同時に商業税や料理・飲食店税も多く、漁業の村であると同時に近隣町村を含めた商業、消費の村でもあり、現中央院付近には小規模ながらも商店、料理屋、床屋、遊郭、宿屋などの商店街が形成されていたのである。(3) 一方また、町村有財産についてみると、現金一、八六九円、公債証書額面高（金品）において一、一〇〇円で、うち現金二六一円と公債証書のうち九〇〇円は備荒基本金で、分村した厚真村、安平村へと分割するものであった。これを分村当時の戸数、人口で分割すると苫小牧六五九円、厚真三五六円、安平一四六円となり、苫小牧外六カ村の村有財産（金品）は村有基本金一、八〇八円、備荒基本金六五九円で計二、四六七円と室蘭支庁では試算した。それでも苫小牧の村有財産（金品）は第一位であったし、虻田においては倶知安、真狩、狩太の三村に分割、輪西においても幌別村などに分与するという同様のケースがあったから実数はかなり下回るものであった。次に、室蘭支庁がまとめ北海道庁長官に提出した実施順序、調査一覧表をあげると次のとおりであった。

室秘第四〇九号　親展

二級町村制施行調査ノ義ニ付内申

本年十月二十六日地秘第一一三號ヲ以テ二級町村制施行調査ノ義ニ付内務部長通牒ノ趣ニ依リ調査候處、別紙各號調書ノ通ニ有之、當管内各町村ハ左ノ順序ニ依リ御施行相成候様致度、尤各町村共其資力未タ充分富強ナリト云フヲ得ス、然ルニ今后時運ノ開進ニ従

ヒ教育ノ普及勧業衛生ノ擴張等益々経費ノ多端ヲ要スルアリ故ニ役場費ノ全部ヲ負擔セシムルカ如キハ住民ノ堪フル所ニ之レアラサルヘキヲ以テ、御施行相成候節ハ本年四月十五日室一第一五三五號ヲ以テ上申及置候通リ御補助相成候様致度此段及内申候也

明治三十四年十二月四日

室蘭支庁長　斉藤親廣　印

北海道庁長官　男爵　園田安賢殿

第一期

虻田郡虻田外二ケ村
勇払郡苫小牧外六ケ村
幌別郡幌別外二ケ村

第二期

室蘭郡輪西外二ケ村

第三期

勇払郡鵡川外七ケ村
白老郡白老外二ケ村
勇払郡厚真村
勇払郡安平村
有珠郡壮瞥村
虻田郡狩太村
虻田郡真狩村

〈参考表〉

（甲號）町村会議員選挙資格者調　明治三十四年十一月一日現在

施行期	組合町村名	地租十銭以上ヲ納ムル者	直接国税水産税五十銭以上ヲ納ムル者	耕地一丁歩宅地百坪以上ヲ所有スル者	町村税平均納額以上ノ町村税ヲ納ムル者	計
一	虻田外二ケ村	三	六〇	一八四	三九	二八六
一	苫小牧外六ケ村	一	三二	四四	一三	九〇
一	幌別外二ケ村	一八	二四	六一	四五	一四八
一	鵡川外七ケ村	六	二一	一一七	一七七	三二一

一	白老外二ケ村	三七	三四	一二七	七〇	二六八							
一	厚真村	二	一二	六九	一〇五	一八八							
二	輪西外二ケ村	一六	一九	七八	五三	一六六							
二	安平村	一	二八	三三	八	六八							
三	壮瞥村	三	一一	三五	四六	九五							
三	真狩村	一	五	一〇七	一〇二	二一四							
三	狩太村	一	一	一	八	八							

（乙號）略

（丙號）資力調

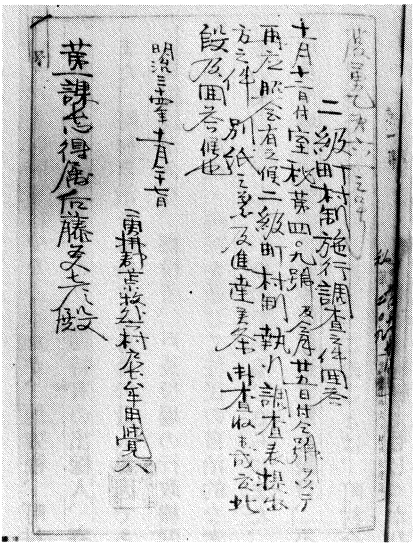
施行期	町村名	資力															
		課税并町村費				町村有財産								負債			
		国税	地方税	町村費	現金	公債証書額面高	土地					建物	米穀	金高	米穀
							耕地宅地		山林原野其他						
		円	円	円	円	円	丁	反	丁	反	坪				
一	虻田外二ケ村	六四九	一、二六六	六、七六一	三〇四	七〇〇	二一三	三	三	四	二六三	一	一	一	一
一	苫小牧外六ケ村	五四二	三、六三八	三、六三三	一、八六九	一、一〇〇	一〇二	三			二三四	一	一	一	一
一	幌別外二ケ村	四七六	八九一	二、〇五四	四九七	一	二三三	二			一四〇	一	一	一	一
一	鵡川外七ケ村	二三八	四四六	二、四七一	一九四	一	二	〇			一一二	一	一	一	一

一	白老外二ケ村	三三八	一、一三八	二、九四四	四九三	五五〇	二	六	六八	一	一八一	一	一
一	厚真村	一八五	三八七	二、五五八	一	一	二四	四		一	一五八	一	一
二	輪西外二ケ村	二五四	五〇三	一、七二六	一、三八	一、〇〇〇	一二六	二	二一	五	八三	一	一
二	安平村	三一二	三四九	一、九四六	一	一	一	一		一	一一三	一	一
三	壮瞥村	五七	三一七	一、九〇四	一	一	一一	〇		一	三七	一	一
三	真狩村	二九	一九〇	一、〇六一	一	一		一		一	五一	一	一
三	狩太村	一	二五	、三六四	一	一		一		一	二〇	一	一

（『二級町村制施行ニ関スル一件書類』明治二十五年　苫小牧村）

この調査結果からみると、苫小牧外六カ村は人口も少なく、町村会議員選挙資格者も少なかったから、上流家庭ともいうべき財閥家は少なかったが、地方税、町村費を負担できる中流の下あたりの家庭が多かったし、地方費の多いのは商店が多いこと、イワシ漁特有の出稼人、寄留人が多かったことによるものである。

また、町村自治を維持するための最大要因である資力が特に優れていたのは、苫小牧には古くから学校・病院などの公共施設があり、郡役所、戸長役場の行政機関も早くから設置されていて、行政制度に対する伝統ともいうべきものがあり、学校・病院を通じて住民の自治的な考え方が芽生えており、村民の共通の利益にかかわる民費（協議費）に高い関心を示していたのである。さらにまた、当時の財政状況が極めて不安定であったことから、明治二十七年以来戸長役場協議費中に基本財産造成費を設け、不慮の災害などによる非常時のため村有財産を少しでも多く保有することに努めてきたのである。このことは、町村会議員選挙資格者、人口が少なくとも、苫小牧の地方行政は戸長役場の中では高い地位にあったし、税制上もしっかりしていることから、文句なく第一期二級町村制実施候補にあげられ



苫小牧外六カ村戸長が提出した
調査書類（明治35年）
〔胆振支庁蔵〕

たのである。

当初室蘭支庁においては二級町村制実施第一期候補として六戸長役場をあげたが、道庁ではさらに慎重に検討し、これを三戸長役場にしぼった。その要因はなんといっても町村の発達状況、資力にあったが、いくら法制をゆるめたとしても、なおも完全な町村自治制への移行には幾多の困難があった。いいかえれば、本道においてはまだまだ行政的・財政的保護なくして町村行政が成り立たないところが多かったのである

鵡川外七カ村を二村に割って組合役場とするのは、地理的・距離的問題があって、すでに室蘭支庁では似湾村以北を分村し新戸長役場を設ける計画であったが、明治三十五年度よりの二級町村制の実施によって、これは取り上げられなかった。また、似湾外三カ村に二級町村制を実施するには現段階では資力乏しく到底無理であったため、これを一二村の組合役場とし、将来資力充実の暁には分離独立させるというものであった。

苫小牧外六カ村については、同一戸長役場に属し、利害関係も等しく将来は一村として合併すべきものであり、各村の観念を除去して一致協力すれば、町村の資力を豊かにし、開発経営上の利便ともなるというものであった。また、合併後の名称『苫小牧村』は古くから世人に知られていたためであったが、明治四十三年十二月二十六日、室蘭支庁長より道庁内務部長に提出した親展文書を次に引用する。

二級町村制施行ニ付町村ノ合併ヲ要スル理由

現戸長役場ニシテ数ヶ村ヲ管轄スルモノハ其区域ニ依リ二級町村制ヲ施行スルニハ、組合制度ヲ取ルヨリハ寧ロ、此際利害ノ関係相同シキモノヲ合併シテ別紙之通一村トナシ施行スル方、各村別ノ感念ヲ除去シ協同一致シテ町村ノ資力ヲ富潤ニシ、且開発経営上ノ利便不勘義ト存候（略）

○勇拂郡苫小牧村

本村ハ現今苫小牧外六ヶ村戸長役場管内ヲ一村トセントスルモノニシテ同部内ハ従来ヨリ同一役場ニシテ且将来一村トシテ独立シ得ヘキモノナリ、此際一村トシテ合併スルニ於テハ益々二級町村トシテノ効蹟ヲ擧クルニ利便ナルヲ認ム、然シテ之ヲ苫小牧村ト称スルハ苫小牧村ノ名ハ旧来ヨリ世人ニ知ラレタルノ称呼ナルヲ以テ之ヲ命シタリ

（『二級町村制施行ニ関スル一件書類』明治三十五年　苫小牧村）

明治三十五年二月二十一日、勅令第三十七号をもって全文改正された北海道二級町村制が公布された。その主な内容および一級町村制との差異は次のとおりである。

町村会については、町村会議員の選挙権と被選挙権のみを規定し、『公民』制を設定しなかった。選挙権は、基本的に一級町村制と同様の制約であったが、住居資格は一年、地租年額一〇銭以上、直接国税、北海道水産税もしくはこの両方を合わせて年額五〇銭以上の納入者、耕地一町歩もしくは宅地一〇〇坪以上所有者、平均額以上の町村税を納める者となって量的に緩和された。議員定数は四～一二人で、等級選挙制はなく任期二年で全員改選であった。選挙では代理選挙人の資格に制限がなく、無効投票の緩和や事務手続などで一級町村制ほどきびしくなかった。二級町村では町村条例および町村規則で規定すべき事項を規定できる町村規則を設けることができたが、この規則のみが町村会の議決事項であった。さらに、二級町村制の特異なのは書面議決で、軽易な事項については会議を開くことなく、書面の持ち回りによって議決できたことで、この場合は議員の三分の二以上の同意があれば可決とみなして執行された。町村会議長には町村長があたったが、町村長に事故ある時は臨時に議長を議員中より選出した。二級町村制にお

ける町村会はその簡素化が目立つが、反面執行権の強化を意味するものでもあった。

執行機関では、町村長、書記、収入役を置くとしたが、助役の制度はなかった。町村長は道庁長官が任免し、書記はその定員を長官が定め支庁長が任免し、収入役は町村会の推せんを得て支庁長が任命し、任期は四年であった。これら町村吏員の給料、旅費は北海道地方費の支弁とされた。また、町村の地域組織で町村行政の補助機関であった部長は支庁長の任命であった。

このように、二級町村制においては町村長以下の任免権を監督官庁が握り、町村会の議決取消処分に対し不服があっても、これの訴願を許すべき規定を設けず、町村の事情により支出の一部または全部を地方費から支出しうるものとした。この二級町村制は、監督官庁の権限強化、執行機関の権限補強と議決機関の権限制限、簡素化にその特長があったが、開拓という当面の問題を持った本道で、二級町村制は、町村に公法的地位を与える目的で、わが国市町村制度の全体系に組み入れようとしたものであった。

明治三十五年三月八日には二級町村制施行の内務省内示があった。室蘭支庁管内では苫小牧だけをそのまま七カ村を合併し一村とし『苫小牧村』とすることに同意したが、虻田については利害関係があるとし、弁辺村（豊浦）とともに組合組織とし、虻田村弁辺村組合役場として二級町村制を施行し、鵡川については時期尚早ということで見合わせるようにというものであった。(4) 道庁では各支庁に対し異議などを申し出るよう命じたが、室蘭支庁長は内務省に同意するとの電報を打ち、ここに同三十五年第一期の二級町村制施行町村は決まったが、室蘭支庁管内ではわずか二戸長役場にとどまったのである。

かくして、明治三十五年三月十三日には内務省令第七号をもって、同年四月一日より苫小牧村など全道六一町村に対し二級町村制施行を指定した。

内務省令第七號

北海道二級町村制ハ明治三十五年四月一日ヨリ施行シ其ノ実施地ヲ左ノ通リ指定ス、但シ数町村合併ノ分ハ現在ノ町村名ヲ大字トシテ之ヲ存ス

明治三十五年三月十三日

内務大臣　男爵　内海　忠勝

関係文

町村名	所属郡	区域
苫小牧村	勇拂郡	樽前村、覚生村、錦多峰村 小糸魚村、苫小牧村、勇拂村 植苗村

右は写である事を証明する

昭和37年10月22日　北海道総務部地方課長　㊞

（『早来町との境界関係書類』昭和三十七年　苫小牧市）

これにより苫小牧外六カ村は明治三十五年四月一日合併し、新しい『苫小牧村』が誕生し、名実ともに自治組織を形成したが、当時の戸長役場人員は戸長の山崎初吉（月俸二五円）、筆生として松見久太郎（月俸一六円）、渓尾幹太郎（月俸一五円）の正規職員と雇二人であり、二級町村制施行に多忙をきわめたため、同年三月六日から二十日までの間、幌別外二カ村戸長役場筆生の遠山弥三郎、前川嘉四九郎、真部義久の三名が両戸長役場兼務として活躍した。

そして、同年四月一日には初代村長として戸長の山崎初吉がそのまま任命され、筆生は書記と改められた。

しかしながら、なおもこの二級町村制を施行するまでに至らない町村では依然として戸長役場制度がとられていた

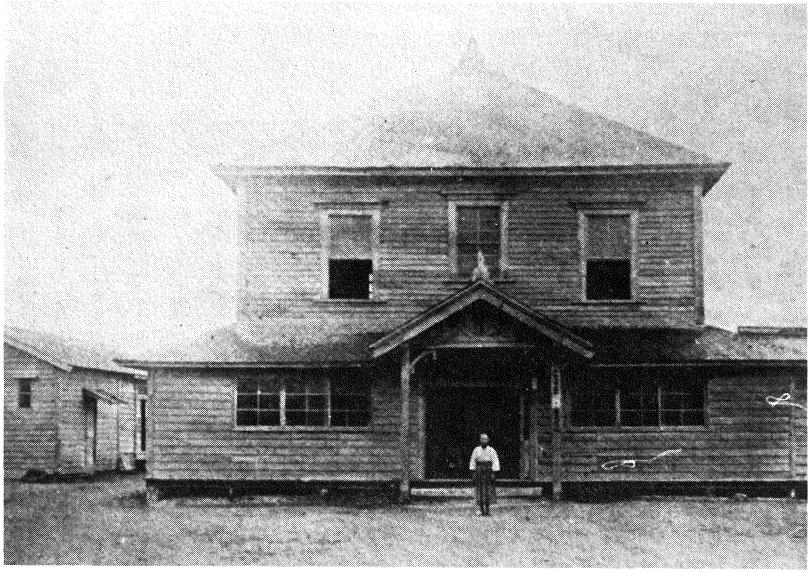
から、本道の行政制度は区制、一級町村制、二級町村制、戸長役場制度の四種が併行していた時代があった。

村役場と村制　明治三十五年四月の二級町村制施行時における苫小牧村の人口はわずか六五〇戸、二、一〇〇人程度で、しかも苫小牧市街地区にその半数弱が集中していた。村役場は苫小牧村二番地の旧戸長役場がそのまま使用されたから、『苫小牧村役場』という新しい看板が掲げられても、一般住民にはそう変化のあることではなかった。これが多少とも変っていったのは、部長制の実施、村会議員選挙後のことであった。

一方、産業上からみた苫小牧は、これまで産業の主流をなしてきた漁業が次第に不振となり、それに変って新興産業ともいうべきマッチ工場、木材業などの第二次産業が相次いで起き、産業の転換期ともいうべき時期を迎えようとしていた。しかしながら、それでもなお漁業は本村の主産業であることには変わりなく、約半数の人たちがその生計を漁業に頼っていたのである。

こうした中で、苫小牧村はスタートしたが、明治三十五年四月九日には室蘭支庁は山崎初吉村長に対し、先進町村ですでに一級町村制を施行していた有珠郡伊達村に町村事務視察のため出張を命じたのである。また、四月一日には町村長給与（月俸二〇～四〇円）、書記給与（月俸二五円以下）と定められ、書記定員も定められた。苫小牧村は書記四名で、給与は村長山崎初吉三〇円、書記では松見久太郎一六円、三宅健吉一六円、佐々木友太郎一四円、大槻富八一四円の四人であった。それに村雇二名で村長以下七名であった。収入役については、戸長役場当時から村長が出納吏を兼ねていたから村長がこれを兼務した。

明治三十五年五月には第一回苫小牧村会議員選挙が執行され、土居栄十郎、原直次郎、柄沢鶴吉、村山壬子郎、青塚徳次郎、渋川平八郎の六名が当選した。こうして村政は住民中の特殊有権者によって選挙された村会議員によって議せられることになったが、二級町村制においては村会議員にはおのずから制限があったし、村長は監督官庁（支庁



苫小牧村役場　（明治44年）〔苫小牧市史編さん室蔵〕

長）の厳重な監督・命令によって村政を執行していたので、自治的な民意を反映する村会の意向も、議決取消し処分をうけることさえあったのである。同年六月中には第一回村会が開催され、明治三十五年度予算ならびに苫小牧村公告式規則など七つの規則審議を行ったが、同年度の苫小牧村の予算はわずか五、八二四円二二銭で、歳入では町税の二、六六三円をはじめとし、雑収入一、六五四円、地方費補助五九七円、基本財産収入三三五円、国庫交付金一八〇円などで、歳出では小学校費一、九三九円、病院費二、一六三円、役場費八一一円でこれだけで八割以上を占めていた。

二級町村制の町村会において議決すべき事項は次のように定められていた。また町村会は町村行財政、財産一般に対する検査機関でもあり、町村政における公益に関して意見書の提出、村長などの諮問には意見を答申するという立場にもあった。

第三十条　町村会ノ議決ヲ経ヘキ事件ハ左ノ如シ

一、町村規則ヲ設定スル事

二、歳入出予算ヲ定ムル事

三、法律命令ニ定ムルモノヲ除クノ外、使用料加入金手数料町村税又ハ夫役現品ノ賦課徴収ノ法ヲ定ムル事
四、町村有不動産ニ関シ権利ノ得喪ヲ目的トスル行為ヲ為ス事
五、基本財産ノ処分ヲ為ス事
六、歳入出予算ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外新ニ義務ノ負担ヲ為シ又ハ権利ノ棄却ヲ為ス事
七、町村有財産ノ管理方法ヲ定ムル事
八、町村吏員ノ身元保證金ヲ徴シ及其ノ額ヲ定ムル事
九、町村ニ係ル訴訟又ハ和解ニ関スル事
十、其ノ他法律命令ニ依リ町村会ノ職権ニ属セラレタル事項
町村会ハ町村長ノ報告書ヲ請求シテ町村有財産ノ管理又ハ収入支出ノ正否ヲ検査スルコトヲ得
町村会ハ前項ノ目的ノ為ニ五名以下ノ委員中ヨリ選挙シ町村又ハ其ノ指名シタル吏員立会ノ上関係書類又ハ金庫ヲ検閲セシムルコトヲ得
町村会ハ町村ノ公益ニ関スル事件ニ付意見書ヲ町村長又ハ監督官庁ニ差出スコトヲ得
町村会ハ町村長又ハ官庁ノ諮問アルトキハ意見ヲ答申スヘシ

（『二級町村制』第三十条　官報）

村役場の機構については「二級町村制施行地ニ於ケル町村役場及町村吏員処理規定」において次のように定められていた。

各係所管事務

〔庶務〕吏員の進退賞罰、褒賞と寄付物件、位記勲章、恩給、統計、村議の選挙、村会、予算、村の規則、規定、道議衆議の選挙、医師、産婆、売薬などの衛生関係、社寺、宗教、勤倹貯蓄、気象観測、勧業、土木、畜産

〔戸籍〕戸籍関係、人口統計

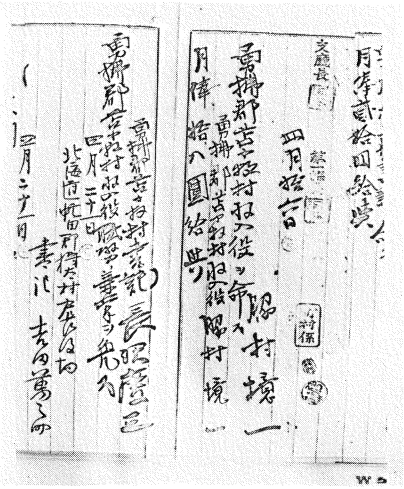
〔教育〕　学校設備、就学督励、その他教育全般
〔兵事〕　徴兵、徴発、在郷軍人関係
〔会計〕　租税、その他徴収、土地の登記、村有財産の管理、物品の売買、月例検査、決算

以上の庶務・戸籍・教育・兵事・会計の五係によって村役場の事務処理を行ったが、苫小牧の村役場には書記は四名よりいなかったので、二係を兼務するものもあり、専任係のほか他係の補助者となるのが通例であった。

明治三十九年になって室蘭支庁は、これまで村長が兼ねていた収入役の職を解き、専任職員を置くことにしたが、人選などもあり四月一日には暫定的に長沢慶三書記の兼務を発令し、村長職から分離させたのである。

そして、同年四月十六日には書記長沢慶三の収入役兼掌が解かれ、脇村境一の初代専任収入役が発令されたのである。

脇村は二期八年にわたり苫小牧村の収入役を勤めたが、大正三年四月に退職し、同年六月七日に元苫小牧村書記の川村銀太郎が二代目苫小牧村収入役となった。



収入役の辞令簿（明治39年）
〔胆振支庁蔵〕

このように明治三十九年以降苫小牧村にも専任の収入役が置かれ、村政も次第に充実し、人口も同三十九年十二月末には三、三一六人と増加していた。また、予算面でも同三十六年七、九七〇円、同四十年には一万一、四三九円と大幅な増加となっていた。

そして、同三十五年以降の村会において、各種規則が審議され、道庁の許可あるいは指令をうけ次のような村規則などを定め村政の運営にあたった。また、村会とは関係なく町村制を準用し道守、支庁指令のみにより制定する規則も多くあった。

苫小牧村公告式規則（明治三十五年）
附加税徴収規則（明治三十五年）
部長設置ニ関スル規則（明治三十五年）
軍人家族救護規則（明治二十七年）
苫小牧村一般基本財産特別会計規則（明治三十九年）
苫小牧村基本財産造成規則（明治三十九年）
苫小牧村備荒基本財産特別会計規則（明治三十九年）
学校基本財産特別会計規則（明治三十九年）
収入役身元保証金ニ関スル規則（明治三十九年）
苫小牧村有漁業権貸付規則（明治三十九年）
勇拂郡苫小牧村傳染病患者薬價及食費徴収額（明治四十四年）
苫小牧村電気事業基金及非常準備金管理規則（大正二年）
村有土地賃貸規則（大正二年）
村税其他滞納者督促及手数料規則（大正二年）
手数料徴収規則（大正二年）
苫小牧村納税奨励規程（大正二年）
苫小牧村火葬場使用規則（大正三年）
苫小牧村電燈使用規則（大正三年）
苫小牧村電力使用規則（大正三年）
苫小牧村基本財産管理規則（大正三年）
苫小牧村表彰規程（大正四年）
苫小牧村電気事業特別会計規則（大正五年）
苫小牧村電気事業基金特別会計規則（大正五年）

（『苫小牧町諸例規』　苫小牧町より作成）

二級町村制は北海道特有の自治組織として執行機関の強化と議決機関の制限という大きな特色を持ちながらも、町村自治は法認されたのである。苫小牧にとって、この二級町村制時代は王子製紙の進出によって第一次産業中心主義から第二次産業の工業の町へと変ぼうする一大転換期であり、その発展も目ざましいものがあった。そしてまた、工場誘致問題をはじめ、人口増加による村施設の充実など行財政も多忙をきわめた。この間、村長も八名が就任しているが、すべて北海道庁長官が任免した。

初代村長となった山崎初吉は前戸長で、鳥取県の出身で警察官などを経て苫小牧の戸長、村長となったが、一年後



明治末期の苫小牧市街（明治43年）〔苫小牧市史編さん室蔵〕

には苫小牧を去り、広島村、漁村などの戸長、村長をつとめ、明治四十三年、つまり王子製紙の操業の年に再び六代目村長として戻り大正二年までつとめた。そして、その後は苫小牧郵便局長、町会議員として長く地方自治に尽したのである。二代目村長には森尾毎貴があたったが、寿都郡黒松内村の人で、在任期間は同三十六年九月から翌年の九月までであった。彼の在任中の同三十七年二月から本格的な戦時事務が開始され、同年の第一回九四名、第二回六六名の戦役募集を行い、第七師団に一二名を動員、軍馬二二頭、布団四百枚、釣蚊帳一〇三釣の徴発を行い、軍人家族救護規則の設定するなど、兵事事務に多忙をきわめた。森尾は九月十三日白老外二ケ村戸長として転出し、次の三代目村長には白老郡の戸長であった佐伯茂治が任命された。つまり、白老の戸長と苫小牧の村長が入れ替ったのである。なお、森尾は同年十二月七日、事務の都合により戸長免職となったが、その後しばらく苫小牧村一番地に在住していた。

佐伯は富山県新川郡立山村の出身で、自村の神官、富

山県臨時雇などを経て来道し、本道の町村行政に入ったが、佐伯村長時代の苫小牧というのは王子製紙の進出問題があり、千歳村との陳情請願合戦が行われた。佐伯はこの陳情運動の先頭に立って、千歳村と対決するため、土地の寄付、労力奉仕、基本財産、漁業権の譲り渡しなど思いきった施策をとった。王子製紙の進出は大問題であって、村会はもちろんのこと、村民集会も開かれたほどで、苫小牧にとっての有利性などが同村長などから説明された。苫小牧にとって王子製紙の進出は官民一体となって行動を起こさせたほど重要であり、村民一人一人が何らかの関心を示すものであった。(5)

明治四十一年一月には後藤敏行が四代目村長となったが、在任期間は同年四月までのわずか四カ月であった。同年六月には五代目村長として伊達村長であった手代木茂篤が就任した。手代木の父は伊達藩一行として本道開拓のため来道した人であったが、茂篤は長く伊達地方に住み、一時苫小牧の戸長をつとめ厚真分村などを手掛けた後、再び伊達に戻り虻田村戸長、伊達村助役、同村長を経て苫小牧村長となり、王子製紙建設時代のふくれ上がる苫小牧の行財政を担当した。

明治四十三年八月再び山崎初吉が六代目村長となり、大正二年六月には七代目村長として室蘭警察署巡査、白老外二カ村戸長などを経て弁辺村長の鈴木善治が任命されたが、当時の村長・戸長の任命形式は支庁長の内申書をもって適任者を推選し、道庁長官の許可をうけて発令していたことが次の文書から知ることができる。

室秘第三〇號

二級町村長任命内申ノ件

部内勇払郡苫小牧村長山崎初吉疾病ノ為メ、其職ニ堪エス本人ヨリ辞職願提出ニ付右退職発令ノ件、一月十六日付秘第二十九號ヲ以テ内申致シ置候處、右御詮議ノ上ハ其後任トシテ虻田郡弁辺村長鈴木善治ヲ苫小牧村長ニ任命相成度、尚ホ弁辺村長ニハ目下苫小牧

村上席書記タル近藤義郎ニ任命相成度候、現在弁辺村長タル鈴木善治ハ従来二級村長タル閲歴ニ鑑スルニ充分ナル才識技能ヲ有スルモノニシテ苫小牧村長トシテハ最モ適任ノモノト思料致シ候、亦現在苫小牧村書記近藤義郎ハ其人選ニ付テハ充分注意払ヘタルモノニ候處、是亦現在書記ヲ奉職セル閲歴ニ対シ其技倆ヲ査察スルニ其成績佳良ニシテ、亦其人物トシテモ村長タル資格ニ缺クルトコロ無之モノト相認メ候ニ付、以上何レモ内申ノ通リ御任命相成度此段上申候也

俸給ニ付テハ鈴木善治ニ対シテハ従来ノ通リ月俸三拾五円、近藤義郎ハ月俸弐拾七円ニ御発令相成度候

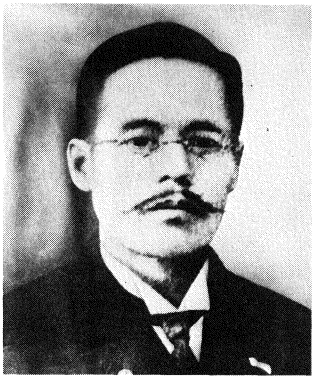
大正二年一月十七日

室蘭支庁長　服部　慶太郎

北海道庁長官　山之内　一次殿

（『機密書類』　大正二年　室蘭支庁）

鈴木村長は二年三カ月村長の座にあったが、大正四年六月、願に依り村長を辞任した。鈴木はその後二級町村の二代目町長、一級町村の初代町長として長く苫小牧村政、町政に尽した。八代目村長には札幌郡白石村長であった下川重島が同年七月に赴任し、同七年一月町制施行と同時に二級町村制初代町長となった。彼は同五年十月に苫小牧小学校



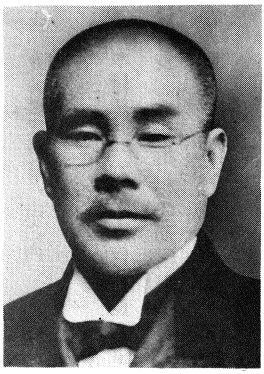
山崎　初吉
初代 M 35・4・1～M 36・9
六代 M 43・8 ～ T 2・2



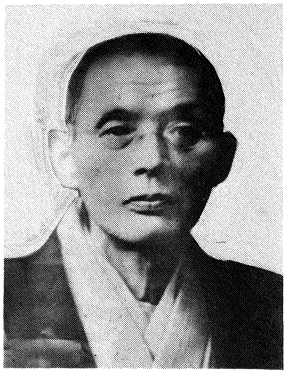
森尾　毎貴
二代 M 36・9 ～M 37・9・13



佐伯　茂治
三代 M 36・9 ～M40・8



下川　重畠
八代T4・7　～T6・12・31
初代町長T7・1・1
～T7・10



後藤　敏行
四代　M41・1～M41・4



手代木　茂篤
五代　M41・6～M43・7



鈴木　善治
七代　T2・2　～T4・7
二代町長T7・11～T8・3・31

にて開催された水産農産品評会会長、教育衛生展覧会主催委員長として、苫小牧の産物、教育衛生などの紹介にあたるなど、苫小牧発展期の村政執行にあたった。

部長の設置　二級町村制においては、村政を住民の末端までに伝え、また村内各地域における各種の問題をすいあげ、これを村政に反映させるため、村長の行政事務補助者として、「村長ノ命ヲ承ケ部門ニ関スル村長ノ事務ヲ補助」（二級町村制第十四条）部長を置くことができた。

町村ハ處務便宜ノ為町村規則ヲ以テ町村ノ区域ヲ数部ニ分ケ毎部ニ部長ヲ置クコトヲ得

町村ハ町村会ノ議決ニ依リ北海道庁支庁長ノ許可ヲ得テ臨時委員ヲ置クコトヲ得
部長及ヒ委員ハ名誉職トシ北海道庁支庁長之ヲ任免ス

（『北海道二級町村制』―第六条 官報）

苫小牧村では、明治三十五年六月の第一回町会で「部長設置ニ関スル規則」を議決し、室蘭支庁長の承認を得てこれを定めた。部長の任免は、まず部落民の惣協議または村長が人選し、村会の承認を得てから、支庁長に内申し、支庁長が任命した。罷免の場合も同様であった。また、部長は町村名誉職吏員としたが、年額五円前後と通信料などが支給された。

明治三十五年八月三十一日には村内を六地区に分け初代部長が任命された。

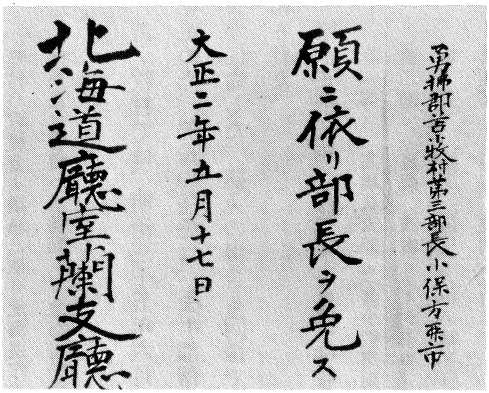
第一部　高橋久太郎（苫小牧市街）　第五部　柄沢　鶴吉（植苗、美々）
第二部　長岡　浅吉（オテーネ、勇振沢）　第六部　佐々木福蔵（小糸魚、錦多峰、覚生、樽前）
第三部　福田　儀平（沼ノ端）　勇払郡苫小牧村第　部長ヲ命ス
第四部　西川　健助（勇払）　（右八月三十一日付トス）

（『辞令簿』　明治三十五年　室蘭支庁、（　）は担当区）

村長の命をうけた部長は、矢立（やたて）片手に関係部落民を訪ね、指導・指示を与える一方、部落の要望をすい上げ、部長会議においてこれらを強く要望したが、橋や道路などの改修整備には自区の早期実現のため激論がたたかわれることもしばしばであった。

部長は諸般の令達を部内に伝達するとともに、基本財産の増殖、納税督促、産業、教育、衛生、軍事等に関する政策の実行に協力する任務と部落民の要望を村政に反映させる機関として、村会議員とは別の意味できわめて重要なものであった。なお、明治三十八年の部長会議では次の件が主な協議・指示事項であった。

一、基本財産増殖ニ関スル件
一、諸税滞納者ニ関スル件
一、凱旋軍人祝賀会費集金ノ件
一、納税義務者賞与ノ件
一、学令児童就学ノ件
一、衛生組合ノ件
一、教育談話会ノ件
一、赤十字社員募集ノ件
一、愛国婦人会員募集ノ件
一、戦死者遺族救護ノ件
一、漁業改良奨励ノ件



苫小牧村第三部長だった小保方卯市の部長罷免辞令（大正２年）〔小保方一雄氏蔵〕

（『苫小牧町史資料』苫小牧町）

その後、この部長制は地域の発展にともない、部数も増加し、明治四十年には八部制、同四十一年には一五部制、同四十四年には一七部制となり、多くの人びとが人選され、この職にあたり村政のため尽くした。

なお、その後の二級町村制での部長について氏名をあげると次の人たちであった。また、この部長制には部長代理者もあったが、昭和二年、北海道二級町村制の改正にともない、区長、区長代理者と改められた。

青塚徳次郎、吉田鉄太郎、桜井常三郎、田中吉太郎、波岡茂男、川辺為之助、難波秀治、南甚平、西田為行、鳥島福太郎、植村伊之助、中村捨次郎、小保方卯市、中沢貞太郎、星野藤七、清野與太郎、細田粂雄、京谷卯之松、小島和平、伊藤福蔵、中島周太郎、石山幸蔵、岩佐甲子蔵、長谷川幸之助、亀ヶ森徳太郎、進藤勝、小原伊太郎、岡田伊松、猿子鳥次郎、白鳥精三、松原伊太郎、西島善助、伊藤竹

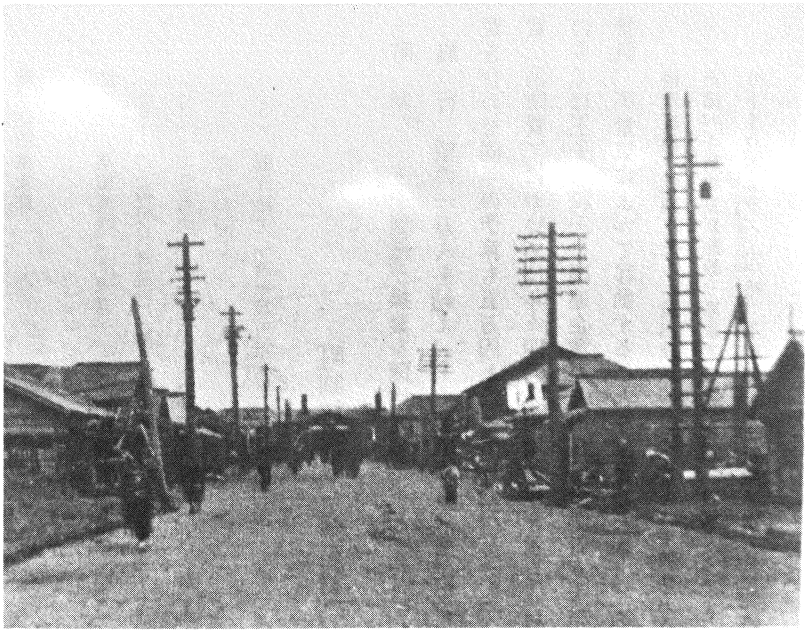
蔵、沼田常次郎　（『辞令簿』―各年より　室蘭支庁蔵）

注（1）柴田啓次『北海道一、二級町村制度の変遷』昭和三十九年　北海道自治
（2）『二級町村制施行ニ関スル一件書類』明治三十五年　室蘭支庁
（3）堀江敏夫『続ふるさと百話』昭和四十七年　朝日新聞
（4）（2）に同じ
（5）堀江敏夫『苫小牧百年あれこれ』昭和四十八年　苫小牧民報

二　町制施行と一級町村制

町制施行　王子製紙が操業を開始すると、苫小牧は人口面からも経済面からも急激な発展をとげ、大正四年には待望の一万人を超え、王子製紙からの所得税付加税と営業税付加税の増収もあって、村予算も経常費、臨時費を合わせ同年の予算も五万円となっていた。しかし、学校など公共施設の新設、増設が相次ぎ、特に教育費、警備費（消防費）においては年々四〇％の増加率を示し、村営電気事業の支出金も大きいものがあった。また、流入人口の多くは王子の職工や関連企業などの日雇労働者が大半であったから税収入は薄く、これらの人びとはちよっとした景気、不景気によって移動することを常としたから、納税成績も不振であった。

財政経済ノ状態ヲ見ルニ歳出歳入共ニ逐年著大ノ増加ヲ示スコレ追年発展ノ結果ニシテ大イニ慶スベキコトナリ、サレド新開地トシテ備ベキ新事業新施設ヲ順次遺憾ナク整理シ設備センコトハ頗ル容易ノ業ニアラザルベシ、一方町民ノ経済状態ヲ見ルニ一般豊富ナリトイウベカラズ（中略）、工業地トシテ新開ノ地ナレバ其通弊トシテ住民ノ移動甚シク、従ツテ納税成績不振ノ状態ニアリ
（『苫小牧村勢一班』大正六年　苫小牧村）



苫小牧停車場通り（大正７年）〔堀江敏夫蔵〕

だがその反面、王子製紙との繋がりを持った下請業者や商店、明日の生活をかえりみない浪費的な日雇労働者も多く、商店、料理屋、遊郭などは相当の繁盛をみせ、消費地的な要素を強く持っていた。だから、他方からみた場合、苫小牧は人口、王子の持つ経済力からして当然町制、そして一級町村制の資格を持っていたのである。そのため、大正五年ころから道庁よりしばしば一級町村制を実施するよう勧告があった。しかし、当時としては、一級町村制に踏切ることは村民の負担が大きくなるということで、あまり喜ぶことではなかったのである。

ところが、大正六年になって苫小牧の町制問題は活発化し、道庁の調査もうけ、同年十二月二十六日には北海道告示第七六九号をもって、上磯郡上磯村、雨龍郡深川村とともに翌七年一月一日より二級町村制のまま町制を施行する旨の通知が村役場に入った。

このため苫小牧村では、大正七年十二月二十八日午後三時より臨時村会を招集し、村長はこれを村会に報



苫小牧大通り（大正７年）〔堀江敏夫蔵〕

告した。そして、いろいろと協議したが、これまでの苫小牧市街地には正式なる区画がなく「苫小牧村何番地としていたが、町制を機会に市街を本通り、停車場通り、一条通り、二条通り、三条通りと区画することを決定し、これを道庁に申請した。苫小牧は他村にみられるような「村ヲ町ニ改ムル上申書」[1]などの提出による、積極的に町制施行運動を行ったわけではなかったが、人口の増加と王子の持つ経済力により、大正七年一月一日についに町制を施行し正式に『苫小牧町』となった。

一月一日には午前十時から樽前山神社において町制実施奉告祭を執行し、引き続いて苫小牧尋常高等小学校で新年恒例祝賀会を兼ね町制祝賀会を開催したのである。さらにこれを祝う二一発の花火を打ち上げた。苫小牧の住民もまた、これが二級町村制における町制であっても心からこれを祝福したのである。しかしながら、当時は米価騰貴により諸物価が上昇し、住民生活も相当苦しいものがあった。苫小牧の町制はこんな時に実施されたのであった。

北海道廳告示第七百六十九號
上磯郡上磯村ヲ上磯町ト勇払郡苫小牧村ヲ苫小牧町ト雨龍郡深川村ヲ深川町ト改稱シ大正七年一月一日ヨリ施行ス

大正六年十二月二十六日　　北海道廳長官　俵　孫一

北海道廳告示第百九十號
大正八年四月一日ヨリ一級町村制又ハ二級町村制ヲ施行シタル町村及廢置分合若ハ境界ノ變更ヲ為シタル町村ノ處分當時ニ於ケル現在人口左ノ如シ

大正八年四月五日　　北海道廳長官　俵　孫一

記

亀田郡亀田村	五千七百四十九人	天鹽郡幌延村	四千七百八人
亀田郡銭亀澤村	六千百五十一人	天鹽郡遠別村	四千七百二十七人
亀田郡戸井村	六千四百二十七人	網走郡津別村	五千七百五十一人
上磯郡木古内村	七千百五十二人	斜里郡斜里村	一萬千三百三十一人
亀田郡椴法華村	二千百十四人	斜里郡小清水村	四千三百十人
瀬棚郡瀬棚村	五千六百一人	紋別郡上湧別村	五千七百三十七人
空知郡歌志内村	二萬二千九百五十人	紋別郡遠軽村	一萬五千五百五十四人
夕張郡由仁村	七千百六十二人	勇払郡苫小牧村	一萬三千四十一人
夕張郡夕張町	三萬六千百五十七人	有珠郡徳舜瞥村	四千二百三十二人
空知郡北村	三千五百二十六人	幌別郡白老村	四千八百九十二人
雨龍郡北龍村	五千七百二十五人	勇払郡似湾村	二千五百八十一人
夕張郡長沼村	一萬六百十五人	河西郡芽室村	一萬二千七百三十四人
上川郡東川村	七千八十一人	中川郡川合村	一萬千五百三十九人
上川郡當麻村	七千二百二十八人	中川郡幕別村	九千百九十七人
空知郡上富良野村	一萬九百三十三人	厚岸郡濱中村	五千二百五十七人
中川郡中川村	三千五百七十八人	釧路郡昆布森村	二千二百二十六人
中川郡常盤村	三千六十人	白糠郡尺別村	三千百三十七人
空知郡南富良野村	五千二百五十九人	幌別郡幌別村	五千九百四十一人
勇払郡占冠村	千八百七十人	網走郡美幌村	九千二百八十二人

地方電話　廿九日（禁轉載）

●苫小牧町制祝

胆振国苫小牧村は、大正七年一月一日より町制實施につき廿八日午後三時より臨時村會召集種々協議の結果苫小牧市街を本通、停車場通、一條通、二條通、三條通と區劃する事に決し其旨道庁に向け申請せり。町制實施奉告祭を一月一日午前十時より樽前山神社に於て執行引続き苫小牧尋常高等小學校に於て新年恒例祝賀會を兼ね町制祝賀會を開催し二十一發の煙火を打揚げ大々的に祝すべく目下夫々準備中　（苫小牧）

（『北海タイムス』大正六年十二月二十九日号および同八年四月十日号より）

二級町村制苫小牧町の初代町長として下川重島村長がそのまま就任したが、二級町村の町というのはこれまでの村と全く同じ権限でしかなかった。下川町長は大正七年十月町長を辞し、再び前村長の鈴木善治が二代目町長に任命された。

米価騰貴　第一次世界大戦の影響によりわが国は好景気となり、いわゆる億万長者の出現となるが、その半面物価は三倍、家屋の価格は五倍に値上がりし、庶民生活は全く苦しいものがあった。

苫小牧地方は王子製紙の職工、関連企業人夫などの賃金労働者が多かったし、会社、工場の俸給者も多く、これらの労働者には物価騰貴に順応して男一日一円三〇銭女七〇銭と賃金アップがあり、さらに時局手当の加俸があって、これらの人びとにとってはそれほど生活苦ではなかった。

それでも苫小牧においては、大正七年の米価騰貴の影響によって救済を要すると認められた家庭は、漁業二戸（一〇人）、日雇七戸（四五人）無職六戸（一六人）の計一五戸（七一人）であった。

また、一般官公吏は多少の時局手当の支給はあったが、物価上昇は著しく、少額の手当支給では生活状態も極度に苦しいものがあった。このため、本州の各地では米価騰貴による騒乱事件が相次いで起こったのである。

苫小牧町では、この米価上昇に対処するため、町基本財産の一時借入金八、〇〇〇円、寄付金三、〇〇〇円などを財源とし、本州米産地より直接購入し、一般に原価で販売する計画を立てたのである。そして、大正七年八月十八日の町会にこれを提出し可決、ただちに町会議員を青森、秋田に派遣し、青森においては白米五〇〇俵を一俵一六円二〇銭で買入れ、運賃諸雑費はすべて町の負担とした。しかし、秋田においては県外搬出ができず、買入れることができなかった。こうして同七年八月二十六日から原価販売を行うことになった。

當町ハ資産階級少ナク且多数労働者ノ住民トシ、戸数三千余ノ市街地ナルヲ以テ内地各方面ニ於テ近時米価暴騰ニ関シ騒擾事件ノ発

生ニ鑑ミ、且當時米価及市街在米調査ノ結果ニヨリ米穀ノ配給甚シク憂フベキモノアリタルニヨリ、米穀ノ配給ハ廉価ノ販売ニヨル施設ヲナスコトハ最モ適切ナルコトヲ認メラレタルニヨリ、八月十八日町会ヲ招集シ之ヲ可決シ直チニ議員ヲ青森、秋田地方ニ派シテ購入セシメタリ、而シテ八月二十三日之ニ要スル歳出入予算ヲ附議シ町会ノ合意ヲ経テ八月二十六日ヨリ原価販売ヲナセリ、是ニヨリ一般人心ヲ緩和シ、事件ヲ防止シタルノ効果ヲ得タリ

（『苫小牧町史原稿四』苫小牧町）

原価販売価格は内地米一升四一銭で、販売時間は八月二十六日から二十九日までは毎日午前八時より正午までとしたが、時間的に不便であったため、八月三十日からは毎日午後三時より午後八時までと改め、一戸五升までであったものを一斗までに増加した。これらはすべて町役場において行われ、取扱いは町吏員一名と町会議員一名が毎日交代で販売の業務にあたった。また、俸給生活者に対しては給料支給日まで貸与する方法もとったのである。さらにこの年、町は時局救済費として臨時費から一万九、六六〇円を支出した。

こうして、苫小牧町における米価騰貴は一般町民の心を緩和することによって、騒乱事件の防止にあたったのである。

一級町村制の施行　大正七年、苫小牧は二級町村制のまま町制を施行したが、大正七年末には人口一万二、八一〇人と前年に比べると米価騰貴のため約一、〇〇〇人ほど減少したが、翌八年にはまた盛りかえしている。予算面では同七年一二万三、〇七六円と大幅な伸びを示し、もはや一級町村制の町として充分なる資格を持つものであった。

しかしながら、一級町村制を実施すると、町吏員の給料および旅費などが道庁持ちであったものが町費負担となり、町会議員の増もあり、これによって税金の負担が大きくなるということで、村民にとって自治体として大きな権限を持つことになっても、あまり喜ぶことではなかった。一応一級町村制を施行できる資格があっても遠慮していたので

ある。このことについて相武吉治郎名誉市民は次のように語っている。

私が苫小牧に来た当時、苫小牧村は二級町村制でしたが、その後王子会社の発展と共に異常な発展により、道庁から、大正五年頃から早く一級町村制にしてはと要請がありましたが、財政関係でのびのびになっていましたが大正七年二級町村制のまま町に昇格してきました。それで止むを得ず大正八年四月から一級町村制に昇格、町会議員選挙を行なった次第です。

（『北海道百年記念北海道開発振興功労者の声録音』昭和四十年）

こうして苫小牧町はいよいよ一級町村制を施行することになり、大正八年には道庁の調査も行われ、これは内務省に進達され、同年三月二十四日には内務省告示第十四号をもって苫小牧町は同年四月一日より一級町村制を施行する旨の指定をうけたのである。

そして、この一級町村制施行を記念して、町会議員には金側時計、学務委員などの名誉職吏員には鉄瓶が記念品として、二級町村制最後の日の同年三月三十一日に鈴木善治町長より贈られた。(2)



苫小牧の村、町、市政に尽力した相武吉治郎名誉市民〔相武吉治郎氏蔵〕

内務省告示第十四号

北海道一級町村制施行地ヲ左ノ通指定シ大正八年四月一日ヨリ施行ス

大正八年三月二十四日

内務大臣　床次　竹二郎

関係分

勇払郡苫小牧町

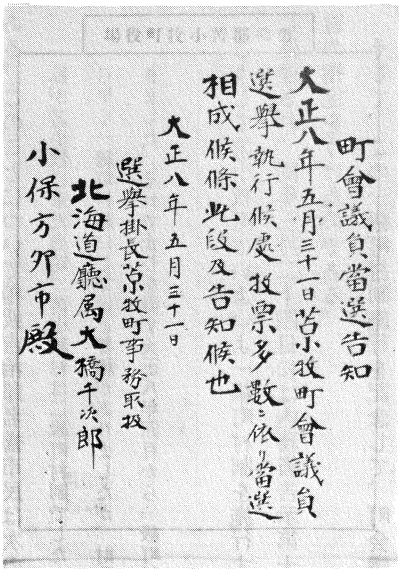
右は写である事を証明する

昭和37年10月22日　北海道総務部地方課長　㊞

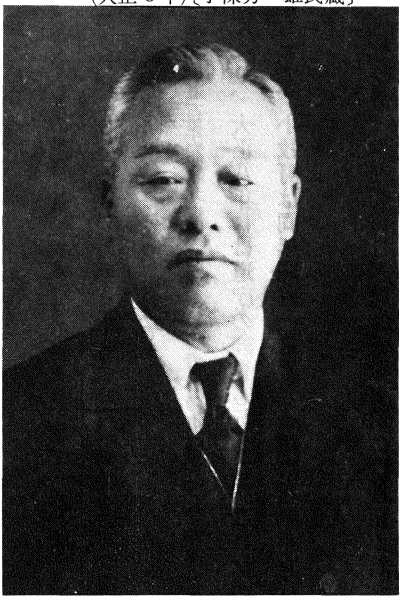
（『早来町との境界関係書類』昭和三十七年　苫小牧市）

一級町村制においては、これまでの二級町村制に比べ監督、指導機関の権限が大幅に後退し、自治的要素を強く持つことになった。まず、町村吏員組織では助役を置くことができ、町村長および助役は町村会が選挙し、北海道庁長官の認可を受け、収入役は町村長の推せんにより町村会が選び北海道庁長官の許可を受ける。このほか町村条例によって収入役代理者一名を置くことができ、任期はいずれも四年であった。書記その他の付属員の定員は町村会の議決をもって定め、町村長が任命した。町村長、助役、その他有給吏員の給料額、旅費額およびその支給方法は、町村会の議決を経て北海道庁支庁長の許可を得て定められた。

町村会議員の定数は人口段階別に八名から二十四名まで法定していて町村規則で減員できた。選挙は一級、二級の等級別選挙制で任期は六年、三年ごとに各級で半数改選した。議長には町村長があたるが、町村長事故あるときにはあらかじめ町村会で議員中より選挙し議長代理者を定め、これにあたった。また、書面決議の制度はなかった。その


町會議員當選告知
大正八年五月三十一日苫小牧町會議員
選擧執行候處投票多數ニ依リ當選
相成候條此段及告知候也
大正八年五月三十一日
選擧掛長苫小牧町事務取扱
北海道廳属大橋千次郎
小保方卯市殿

一級町村制初の町会議員選挙に当選した小保方卯市の当選告知書
（大正８年）〔小保方一雄氏蔵〕



町会議員当時の小保方卯市
（大正14年）〔苫小牧市史編さん室蔵〕

ほか町村条例の設定など町村自治の充実が目立つものであった。

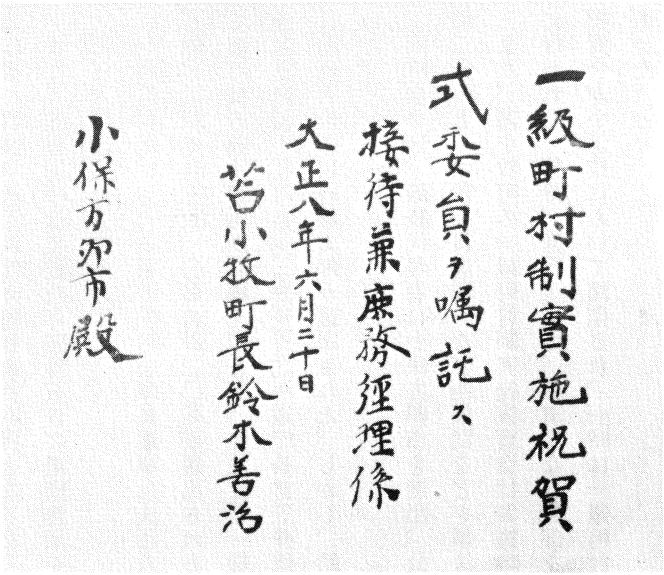
かくして、苫小牧は大正八年四月一日より一級町村制を実施したが、これまでの町長、収入役、町会議員は三月三十一日をもってその職を解かれ、新しい町会議員が選出され、町会によって町長が選挙されるまでの暫定期間を室蘭支庁第一課長大橋千次郎が町長事務取扱となった。

また、北海道庁は大正八年四月五日に道庁告示をもって同年施行の一級、二級町村の人口を示したが、苫小牧町は一万三、〇四一人であった。

一級町村制における第一回町会議員選挙は大正八年五月三十一日に二級、六月一日に一級の選挙がそれぞれ行われ、一級、二級それぞれ一〇名の計二〇名が選出された。そして、同年六月十一日に行われた第一回町会の町長選挙において前町長の鈴木善治が満場一致をもって決定し一級町村制初代町長に当選した。そして、同年六月十六日付をもって「北海道苫小牧町長当選認可北海道庁長官笠井信一」の道庁長官の認可をうけ正式に就任したのである。収入役には前収入役の川村銀太郎が選定された。しかし、助役については本町においてはしばらくの間置かず、空席となっていた。

同町会では、議長代理者に小保方卯市を選出、「公法上ノ収入徴収ニ関スル條例」「収入役身元保證金ニ関スル條例」の二条例と「常設委員規則」など四規則などを議決し、それぞれ設定発布した。

また、苫小牧町の一級町村制実施祝賀会は実施時の四月には行われず、町会議員選挙、町長選挙後の六月二十五日に行われた。接待、庶務、経理、報道係など数部を置き二十日には各委員を嘱託し町、町会、町有志がこれにあたり、祝賀会が小学校において開催され、一時は一級町村制をきらった町、町民ではあったが心からこれを喜びあったのであった。(3)


一級町村制實施祝賀
式委員ヲ嘱託ス
接待兼庶務經理係
大正八年六月二十日
苫小牧町長鈴木善治
小保方常殿

一級町村制実施祝賀会委員の嘱託状
（大正８年）〔小保方一雄氏蔵〕

町役場機構として、大正十年現在第一科七係（庶務係、教育係、兵事係、戸籍係、勧業係、衛生係、土木係）第二科三係（税務係、財務係、電気係）第三科一係（出納係）の三科一一係とし、書記六名、書記補四名、技手二名、雇三名の計一五名の職員であったが、大正十一年四月には新しく統計係を設け人員も二一名となった。

科名	第一科										第二科			第三科	合計
係名	庶務係	教育係	兵事係	戸籍係	勧業係	衛生係	土木係	統計係	税務係	財務係	電気係	出納係	計	出納係	
書記	二	△	△	一	一	△	△	一	二	一	一	一	八	一	八
書記補	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三	一	六		
技手	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三		
雇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	四		
計	三	一	一	一	二	一	一	一	四	二	五	一	二一	一	八

△は兼務

（『事務報告』大正十一年　苫小牧町）

しばらくの間空席であった苫小牧町助役については、鈴木町長は胆振支庁の村田正澄町村主任をその候補として本人と交渉し承諾を得て、大正十年八月十三日の第二十七回苫小牧町会に助役選挙の件として提出した。村田正澄は出席議員全員の満票を得て苫小牧町初代助役となった。[4] また、一科長米良與市、二科長伴倉静男、三科長は欠員であった。各係には主任を置き、職制は町長、助役、収入役、書記、技手、雇、臨時雇、電工、給仕、使丁であった。

また、当時は特別職としての町長、助役に対する「町長助役有給ニ関スル條例」は設定していなかったが、「有給吏員給料額旅費額及其ノ支給方法」があって、これは町会の議決を経て胆振支庁長の許可を受けて設定したものであった。したがって、町長などの給料額についてはこれによって定められていた。しかし、町長、助役、収入役の給料についてはその都度町会でその範囲内において適当な額を議員が提案し議決して決定していたが、かならずしも定められた給料額にこだわる必要はなかった。また、同十二年一月には書記その他付属職員の定数を定めた。

給　料

第一條　町長助役収入役書記技手ノ給料額ハ別表第一表ニ依ル、但シ當分ノ内給俸ニ拘ラス適宜金額ヲ定メ之ヲ支給スルコトヲ得

第二條　前條ノ外附属有給吏員ノ給料額ハ月俸七十五圓以下日給二円以下トス

第三條　月俸ハ當月分ヲ其ノ月二十一日ニ支給シ日給ハ前月二十一日ヨリ其ノ月二十日迄ノ分ヲ其ノ月二十一日ニ支給ス、支給期日休日ニ當ルトキハ順次繰下トス

第四條　給料ノ支給方法ハ就職転職昇給及降給トモ總テ発令ノ當日ヨリ日割ヲ以テ計算ス

第五條　日給ハ勤務日数ニ依リ支給ス、左ノ事項ニ該當シ不参スル者ノ日数ハ勤務日数ニ算入ス

一公暇日　二公務ノ為傷痍・疾病ニ服忌　四賜暇ヲ受ケタルトキ　五検疫（以下略）

有給吏員給料表（大正十一年現在）

職名	区別	一級俸	二級俸	三級俸	四級俸	五級俸	六級俸	七級俸	八級俸
町長	月俸	二二〇円	二〇〇円	一八〇円	一六〇円	一四五円	一三〇円	一一五円	一〇〇円
助役	月俸	一六〇	一四五	一三〇	一二〇	一一〇	一〇〇	九〇	八〇
収入役	月俸	一二〇	一一〇	一〇〇	九〇	八五	八〇	七五	七〇
書記技手	月俸	一〇〇	九〇	八五	八〇	七五	七〇	六五	六〇

（『苫小牧町諸例規』苫小牧町）

有給吏員定員之件

第一條　有給吏員左ノ通定ム

一、書記　十二人　　一、技手　三人　　一、書記補　八人

但シ必要ニ依リ當該年度ノ給料豫算定額内ニ於テ雇ヲ置クコトヲ得

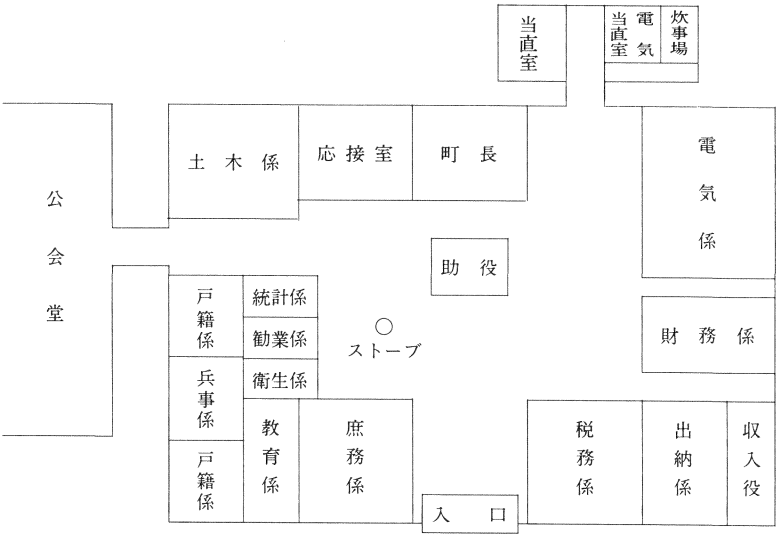
第二條　臨時事務ノ為必要アルトキハ前條ノ定ニ拘ラス吏員ヲ置クコトヲ得、其ノ定員ハ豫算ノ定ムル處ニ依ル

（『苫小牧町例規（全）』苫小牧町）

しかし、この定員も大正十二年四月には早くも改正が行われ、書記一一人、書記補六人に変更し、新しく掃除巡視一人が加えられた。そして、この定員は苫小牧の発展とともに年々増員改正されていった。

町会議員、町名誉職吏員についても実費弁償額が支給されたが、町会議員については町会、その他の公務に出席した場合一日につき二円、旅費については町長相当額が支給された。部長については年額一三円から九円で担当区の人口、用務内容などによって定められた。常設委員、学務委員、臨時委員については日額二円の実費弁償が支給されたが、町名誉職吏員には勤務の状況によって年額一〇〇円以内の報酬を給与することができた。

苫小牧町役場係配置図（大正12年ころ横山久雄氏図）



当時の町政は、町長以下の町吏員、町会議員、部長、委員、臨時委員などの町名誉職吏員が一体となって行われていたのである。

常設委員　一級町村制においては、常設および臨時の委員を置くことができたが、常設委員は第一回町会の議決を経て、大正八年六月十一日、北海道庁指令第五四〇三号設定許可となり、同日苫小牧町規則第三號として発布された。

常設委員規則

第一條　本町ニ常設委員ヲ置ク

第二條　委員数ハ八名トシ町會議員中ヨリ選出ス

第三條　委員ノ任期ハ三年トス

第四條　委員ニシテ町會議員ノ職ヲ失ヒタル者ハ當然其ノ職ヲ失スルモノトス

第五條　委員中缺員ヲ生シタルトキハ補缺選擧ヲ行フ此ノ場合ニ於テハ前任者ノ任期ヲ継承スルモノトス

第六條　委員ハ町長ノ指揮ヲ承ケ左ノ事項ヲ調査ス

一、町有財産及營造物ニ関スル事項

一、土木衛生及産業ニ関スル事項

一、町ノ財源ニ関スル事項

一、其ノ他町長ニ於テ必要ト認メタル事項

附　則

本則ハ発布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本改正ハ発布ノ日ヨリ施行ス

（『苫小牧町諸例規』苫小牧町）

この常設委員は、学務委員、出納臨時検査立会人などの臨時委員、部長、部長代理者（区長、区長代理者）などと同様町名誉職吏員であったが、常設委員会は町会に次いで権威のあるものであった。

常設委員の任期は三年で、当初は町会議員中より選出した者八名であったが、大正十一年から町会議員中より六人、町公民中選挙権を有する者より二名の八名を選挙することに改正された。

常設委員は町会において選挙されたが、通常町会議員中の者、町公民中選挙権を有する者は区別してそれぞれ出席議員の選挙によって選出された。その後、町会議員中五名、町公民中選挙権を有する者三名の割合となったが、昭和二年には町村制の大改定が行われ、翌三年の町会議員選挙から一級、二級の区分選挙がなくなり、定員も二四名、任期四年となった。このため、常設委員規則においても定員、任期などにおいて改正の必要性が生じ、同三年六月の町会に「議案第二号・常設委員規則中改正ノ件」が提出されたが、町理事者は任期四年と提案した。しかし、議員より任期を二年とし各議員が交互に名誉職吏員として町の状勢を深く研究すべきであるということから二年とし、定員も町公民中選挙権を有する者だけを二名の増員とし、計一〇名の常設委員で構成するよう修正可決したのである。(5)

常設委員会は苫小牧町の重要案件を調査審議し、町会で議決を必要とする問題はかならずこの委員会を経なければならないほどであった。当初は町会議員だけ八名というものであったから、ともすれば町会の準備委員会的な性格があった。だが、大正十一年から選挙権を有する町公民二名が加えられ、昭和三年からは同数となり、町会、町当局、

町民を結ぶ重要なパイプ役となった。

常設委員会の会期は普通一日で年七回程度で、町会回数とほぼ同数であったから町会ごとに開かれていたことがわかる。また、議案件数は町会の半分程度であった。ただ、昭和十二年には開会数一七回で、町会の七回をはるかにしのぐものであった。

常設委員会開会日数

年次	定員	常設委員会 開会回数	常設委員会 開会日数	常設委員会 議件数	町会 開会回数	町会 開会日数	町会 議件数	常設委員選出区分
大正八年	八							(議)八名
一一年	八	一三	一三	二一	二三	二七	八四	(議)六名 (公)二名
一四年	八							〃 五名
昭和三年	一〇	一〇	一〇	一〇	一六	二三	一〇一	〃 三名
四年	一〇	七	七	一六	六	一一	五七	〃 五名
五年	一〇	六	六	一七	七	一一	四四	〃 〃
六年	一〇	七	七	三八	六	一〇	五七	〃 〃
七年	一〇	五	五	三三	七	一三	七五	〃 〃
八年	一〇	七	七	三八	八	一二	六六	〃 〃
九年	一〇	四	四	一八	六	一〇	五八	〃 〃
一〇年	一〇	五	五	一八	五	九	六四	〃 〃

一一年	一〇	五	五	二〇	五	五	七五	（議）五名
一二年	一〇	一七	一七	四九	九	一三	七八	（公）五名
一四年	一〇	一一	一一	六八	一一	一三	九一	〃〃
一五年	一〇	七	七	二七	九	一一	九六	〃〃

（『事務報告』苫小牧町各年より作成）

常設委員は町会の選挙によって選出され、町の重要問題を調査審議したが、昭和二年の町村制の改正により翌三年からは町会において町長（議長）の推薦により選定するように変わっていったし、町名誉職吏員の名称も同九年五月十七日の町会で廃止を議決し、町会議員、委員、臨時委員、区長、区長代理者、選挙及び投票立会人などとともに『町名誉職員』と名称を変更した。なお、一級町村制施行以降の常設委員には次の人たちがあたっていた。

小保方卯市、伊東祐啓、岡田重吉、相武吉治郎、山崎初吉、野口孝太郎、森甚兵衛、前田健之助、大泉源治、谷本勇造、南甚平、中原伊勢蔵、高橋亀太郎、泉山吉郎、岡崎和一、山形武夫、加藤藤太郎、村尾能夫、宮武義則、高田良作、阪豊吉、丸武之助、菊地善吾、岡田徳吉、杉本福松、高野久次、曽我部文三、長井弘六、高木鎌五郎、武米吉、馬島茂、斉藤昇平、斉藤隆、大塚良敦、池田脇治、星直太郎

長い間、町名誉職員として庁務の重責を果してきた常設委員制度も、時勢の変化により、昭和十八年六月廃止となり、新たな参与制度がこれに代わった。

大火とその後の町勢

苫小牧は王子製紙の操業後確実な発展を示し、町制、そして一級町村制を実施、財政的にも所得税割付加税、営業税割付加税などの王子関係町税の増収によって大きくふくれあがっていた。しかし、いったん事故などがあって減収となると、その財源確保には相当の苦労があった。大正八年、王子製紙の工場木釜火災



苫小牧の市街地（大正13年）〔苫小牧市史編さん室蔵〕

によって約二カ月操業を停止した際、営業・所得税の減収があったが、これをカバーするため町有財産であったオテーネ（緑ケ丘公園近辺）の巨木を売り払って補填したことなどは、全くそのよい例であった。(6)

それでも大正九年、十年と次第に安定の方向へと向かい、人口も同八年一三、六四七人であったものが、同九年には一七、七〇六人、町予算においても同八年一二三、〇七六円が同九年には二〇一、六一八円と膨張していた。また、町予算の約半額を占める町税についてみると、王子製紙関係の納める所得税割付加税、営業税割付加税が全体の七割を占め、一般住民の負担である戸数割は二割弱で、町税全体に対する一戸平均は五円七六銭と王子製紙進出時より減っていて、住民の負担は少なくなったが、王子製紙に頼りきった町予算となっていた。それだけに不安も大きく、しばしば町会においてこの点について質問があった。そして、このよい例と悪い例が王子製紙の事業景気に支配された時代が次の昭和前期においてやって来たのである。また、商業については、王子製紙の進出後はいわゆる雑貨店形式から専門店化し、苫小牧の商店もお

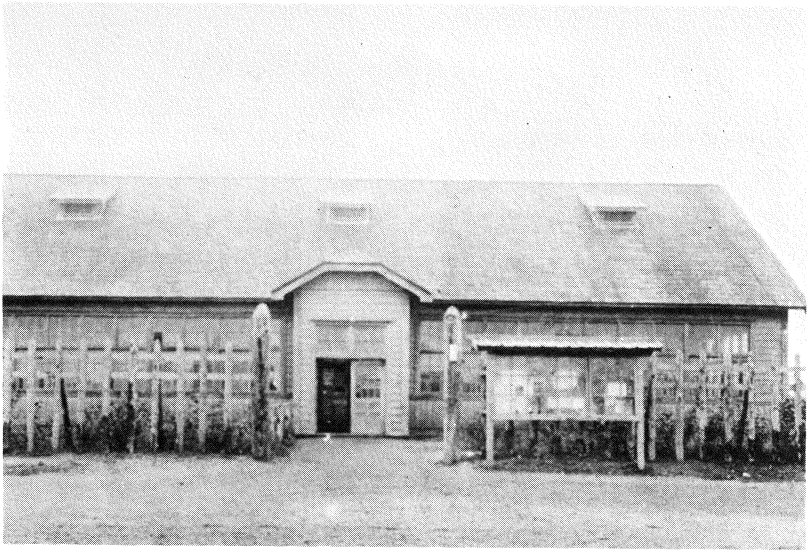
互いに経済力をつけ、場所も東へ移行し新川通りを中心に商店が並びはじめていた。

ところが、大正十年五月一日、苫小牧にとって誠に不幸な出来事が起こった。この日午後一時二〇分ごろ三条通り六丁目付近（現大洋社印刷所付近）から出火した火は、風速一五メートルの北風にあおられ、新川を越えて当時の繁華街だった本町、幸町、元町をあっという間に焼きつくし、火の手はさらに北、海岸にも延び一、〇〇七戸を焼いてしまった。この火災で総額五一九万五、〇〇〇円という被害をうけ、五、三五〇人の人たちが家と家財を失ったのである。町当局、町会では直ちに復旧対策をたて、起債三〇万円を決議する一方、被害者対策のため万全を期することになった。

こうして、町当局、町会議員のわが家の犠牲を忘れての努力によって、わずか一年にして苫小牧町は面目を一新したのである。この火災のため、町予算の臨時費が例年の三倍となり、大正十年五三一、五一三円という厖大（ぼうだい）なものとなった。なお、翌十一年の予算は二六五、一二二円とその半額であった。（注　詳細は第一〇編公安災害史災害参照）

この大火後、苫小牧は市区改定を行うことになり鈴木町長は、助役村田正澄、町会議員の小保方卯市、川上力之介、相武吉治郎、岡田重吉、伊藤徳太郎、大黒新助、星野藤七、角義道の九名を『市区改正ニ付ク交換地評価委員』に命じ、町役場、小学校、遊郭の移転をはじめ、商店街をさらに東に移すという思いきった市街地の改定を行った。苫小牧はこの大火によってばく大な借金を背負ったが、町、町会は意欲的な行政を進め、大正十一年には実科高等女学校、同十二年には工業学校を設置したのである。

町役場と公会堂の新設　大火後苫小牧町役場は、旧敷地は市街地の中心で便利ではあったが、民家が隣地に密集しいったん火災となれば類焼はまぬがれないという、あの大火のにがい経験と恐怖感も手伝ってこの地をさけ、新川通り海岸寄りの苫小牧町五四番地（現市立総合病院地）をその適地と定め、大正十年五月一日の第二七回苫小牧町会に「議案第一号・役場位置変更之件」として提出され満場一致をもって議決した。なおこの時、諮問案として使用材



苫小牧町役場（大正14年）〔苫小牧市史編さん室蔵〕

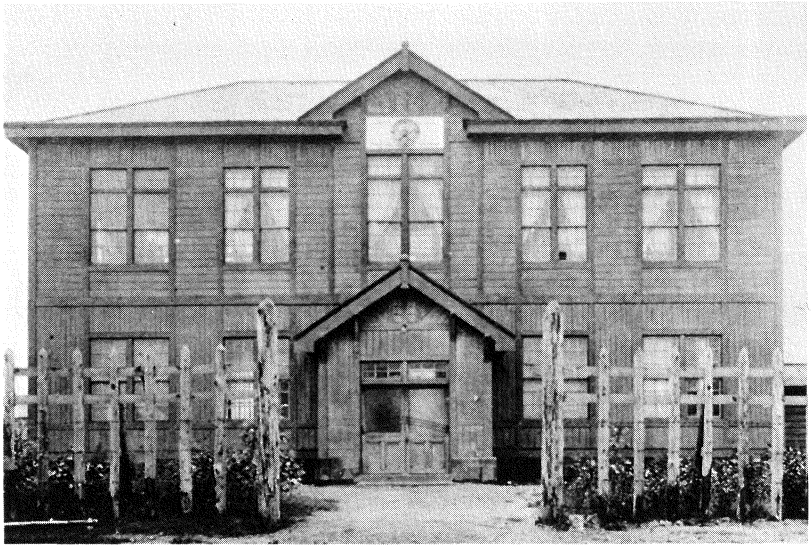
料については帝室林野局払い下げ申請を行いたいとしたが、町有建物については「町債ノ出願ヲナスコト」(ママ)との答申があった。

新庁舎は八六一坪の敷地内に一三一坪の木造平屋建と付属煉瓦倉庫、同木造物置などを二万一七四円をもって建設した。

公会堂の新設については、当初は議事堂であったが、従来の会議室は旧役場二階であったが、苫小牧は風が強いこと、さらに火災などの場合二階建は極めて危険であるということから、役場とは別棟平屋建として五、六七八円をもって役場敷地内に建設することにした。役場は年度内に公会堂は翌十一年に完成した。

ところが、本町は火災直後のため公私会合を行うとしても、これを行う適当な会場がなく、また、多くの人びとを収容する会場もないことから、住民は不便を感じているということで、階上を公会堂とし、一般住民にも開放する目的をもって木造二階建に変更したのである。

大正十一年の第六一回苫小牧町会には「公会堂使用規則」が提出されたが、当初は階上を公会堂、階下を議事堂とする



苫小牧町公会堂（大正13年）〔苫小牧市史編さん室蔵〕

考えで、一部議員よりは議事堂は一般に使用させるべきではないという意見もあった。しかし、一般住民の利益利便のためにも上下合わせて使用させた方がよいということになり、規則を一部修正のうえ可決、階下議事堂も使用できるようにし、名称も併せて公会堂としたのである。そして、同年十月十日道庁の許可を得て十八日には規則第一二号として発布した。

公會堂使用規則

第一條　本町公会堂ヲ使用セムトスル者ハ使用ノ目的日時及集會見込人員ヲ記シ使用前町長ニ出願シ許可ヲ受クヘシ

第二條　使用ノ許可ヲ受ケタル者ハ左ノ區別ニ依リ使用料ヲ前納スヘシ、但シ公共ノ目的ニ使用スル場合ハ使用料ヲ免除ス

一　午前八時ヨリ點燈時刻一時間前迄使用スルモノ

二　點燈時刻ヨリ午後十二時迄使用スルモノ

三　午前八時ヨリ午後十二時迄使用スルモノ

四　營利ノ目的ヲ以テ使用スルモノハ一日金八圓以上二十圓迄トシ町長之ヲ定ム

階上階下ヲ通シテ使用スル場合ハ前項使用料ノ倍額トス

各種團体ノ使用スル場合ニシテ營利ノ目的ニアラサルトキハ

使用料ヲ半減スルコトヲ得

第三條　使用ニ際シ建物ノ内外ニ装飾ヲ施シ又ハ所定外ノ電燈ヲ取付ケムトスルトキハ豫メ町長ノ許可ヲ受クヘシ

第四條　使用ニ関スル一切ノ費用ハ使用者ノ自辨トス

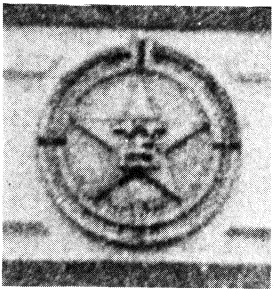
第五條　建造物又ハ附属物件ヲ亡失毀損シタルトキハ之ヲ辨償セシムヘシ

第六條　使用ノ方法穏當ナラス又ハ臨時必要ヲ生シタルトキ若ハ轉貸並使用ノ目的以外ニ使用シタルトキハ其ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ之カ為生シタル損害ハ使用者ノ負擔トス

（『苫小牧町例規（全）』　苫小牧町）

ところが、いざ階下を議事堂として使用してみると、階下は出入りがはげしく町会進行上の支障となったため、町会など公的会合はすべて階上にて行うよう変更し、町民一般の使用は階下となり、町会など公的会合のない時だけ上下階を使用できるようになった。

こうして、公会堂は一般町民のものとなりここでは町会をはじめ、区長会、常設委員会、学務委員会、町の主催する各種会合が開催されたのをはじめとし、各種団体会合、各種学校の作品展示会・バザー、菊花展、芝居、映画など非常に幅広く使用され町民に親しまれたのである。



大正15年制定の町章
〔町公会堂正面より〕

また、これまで苫小牧町に町章がなく何かと不便であったが、建築中の公会堂をはじめとし町有物に町を表示するためにも、町章を制定すべきであるという要望が高まった。そこで、町は大正十年末に町章の一般公募を行い、その中から優秀作品を選定し、さらに常設委員会では輪郭は北光を表し、その中に北斗星を入れ中心に『苫』を表したもの、つまり「北海道において北斗星のごとく光をはなつ」という

意味のものを最優秀作と定め、鈴木町長は翌十一年二月二十七日の第四八回町会に「諮問第一號・苫小牧町章ニ関スル件」として提出したのである。

番外　従来本町ニハ町章ノ制定ナシニ依リ、之ヲ制定シ必要ノ個所ニ使用スルハ町有物又ハ町ヲ表示スル上ニ於テ最モ必要ト認メマスシ図案ヲ募集致シマシタ、此ノ内適当ノモノアレバ採用シテ将来町章ト定メタイト思ヒマス

十二番　只今御示シニナリマシタ図案中北光ト云フ輪郭中ニ北斗星ヲ顕シタル内ニ苫ノ字ヲ表示シアルヲ、其ノ輪郭ノ白ヲ黒縁トシ、中央ノ苫ノ字体ヲ直シテ採用シタイト思ヒマス

議長　十二番ノ修正セラレタル図案ヲ適当ト認ムル旨議長ニ於テ草案ノ上答申書ヲ提出仕様ト思ヒマスガ如何デス

全員賛成ト呼ブ

議長　全員ノ御賛成ガアリマスカラ、只今申上タ通リ決シマス

（『苫小牧町会会議録』大正十一年　苫小牧町会）

こうして、町当局では、修正案にそって図案化された町章を「本町ノ町章トシテ適当ト認ム」町会議長より答申があって、ここに苫小牧町章は正式に決定したのである。

しかし、この町章は公会堂正面中央上などに取り付けられたが、ごく限られたものだけであったため、町民にはあまり親しまれなかったようである。

大正末期の町政

大正十二年になって北海道庁は本道町村行政の大改革を行うことになり、同年四月一日をもって、本町村制施行に踏み切るという大改革を行うことにした。

道になおも残存していた二五戸長役場を全廃し、これらを二級町村に昇格させ、二四の二級町村を一級

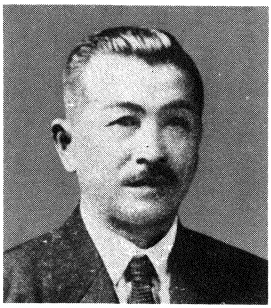
道庁にては豫て二級町村をして一級町村制を施行すべく調査中なりしが、今回愈々左記町村を申請せるが一両日中には内務省告示に依りて発表せらるべし、同時に戸長役場の廃止も発表せらるべくいづれも来る四月一日より實施の由（略）

（『北海タイムス』大正十二年）

これによって本道の町村はすべて一級もしくは二級町村制を実施し、ようやく自治制を得て指定町村、特別規定などがあって不完全ながら全国町村制度の列に並んだのである。

一方苫小牧町では、大正十二年六月十六日をもって鈴木善治町長は任期満了となるため、同月十一日の町会に「町長選擧之件」が提出されたが、出席議員全員の一五票を得て再選された。また、翌十四日には収入役川村銀太郎も再選定された。さらに、収入役代理者には古橋波司が選定された。

助役田村正澄については、「大正十三年八月十六日助役田村正澄助役退職認可在職満三年以上ニシテ退職ニ付退隠料退職給與金遺族扶助料條例第一條ニ依リ金四百参拾五円給與在職中職務特別勉励に付為其賞金八百円給與」[8]とあって退職し、その後任には苫小牧警察署長だった山田忠次郎が、同年十二月の町会で満場一致をもって選挙され、同月八日には道庁の当選認可をうけ苫小牧町の二代目助役となった。しかし、山田助役も大正十五年三月二十日には「元助役山田忠次郎在職満一年ニ付退職給與金百三十円給與在職中爲慰勞金三百五十円給與」[9]と退職し、安平村長となった。これによって本町の助役はしばらくの間欠員となっていたが、大正十五年八月の町会で前旭川市庶務主任田原善吉が当選し、同月二十三日付道庁の認可をうけ三代目助役となった。


山田忠次郎助役
〔佐藤道三氏蔵〕

大正十四年には一級町村制施行後第三回目の町会議員選挙、二回目の半数改選が二級五月三十一日、一級六月一日に行われ新しく一〇名が選出され、前期から引き続いての議員と合わせ定員二〇名となった。また、この選挙によって大正八年の一級町村制施行後はじめて全議員が改選されたことになった。

一級町村制においては町村条例の設定がみとめられていたが、大正期には条例は極めて少なく前記条例のほか道庁指令をもって設定した「退隠料退職給與金遺族扶

助料條例」のみで、多くは規則、規程にとどめる傾向があったし、道庁、胆振支庁の指令によって町会の議決なくして規則を制定発布するものもあった。その代表的なものは大正十一年九月二十五日、胆振支庁指令第四三七號で、苫小牧町では大正十一年十月五日、規則第一一号として発布施行した「町是調査臨時委員規則」であった。これは本町行政が正しく行われていくため、町長の指揮をうけ、各部に分かれ担任調査する機関であった。

この規則では町会議員全員と町公民中選挙権を有する者三六名という町委員会としては最大規模のものであったが、これらのものを調査、審議する機関として常設委員、学務委員やその他専門の臨時委員などがあったためほとんど活用されることはなかった。指導機関たる道庁、支庁のねらいとした一部の住民（有識者、実力者）参加による町村行政も、町会、各種委員の充実した本町にはたいした必要のあるものではなかったのである。

次に大正年間までに制定した町規則、規程などをあげると次のとおりであった。

〈規則〉

土地建物賃貸規則（大正九年四月十九日）
附加税徴収規則（大正十年七月十一日）
苫小牧町屠場使用規則（大正十年五月二十二日）
部長及部長代理者規則（大正八年七月二十一日）
常設委員規則（大正八年六月十一日）
学務委員ノ組織ニ関スル規則（大正八年六月十一日）
間接地方税附加税賦課徴収規則（大正十年五月一日）
町會々議規則（大正八年六月十日）
町會傍聴人取締規則（大正八年六月十日）
町是調査臨時委員規則（大正十一年十月五日）
公會堂使用規則（大正十一年十月十八日）
共同放牧地管理並使用規則（大正十二年十一月二日）
共同薪炭林管理規則（大正十四年七月九日）
苫小牧町電気供給規則（大正九年四月十六日）

〈規程〉

産業奨勵規程
苫小牧町納税奨勵規程（大正九年四月十九日）
給仕及使丁勤務規程
電工勤務規程（大正十一年一月十二日）

沼ノ端駐在電工勤務規程（大正十二年六月二十五日）
賄料支給規程（大正十三年七月）
汚物掃除規程（大正十二年四月十四日）
〈その他〉
有給吏員給料額旅費額及其ノ支給方法（大正八年四月一日）
町會議員實費辨償額及其ノ支給方法（大正八年六月二十七日）
名譽職吏員實費辨償及其ノ支給方法（大正八年七月七日）
土地建物賃貸料標準査定ノ件（大正九年四月十九日）
公入札ニ付セサル限度ニ関スル件（大正八年六月十二日）
道路占用料標準（大正十年十二月二十八日）
苫小牧町出納例月検査施行細則（大正十年十二月一日）
有給吏員定員之件（大正十二年一月二十六日）
掃除監視吏員定員之件（大正十二年三月二十一日）
汚物掃除監視吏員職務章程（大正十二年四月七日）
汚物掃除監視吏員給料及旅費額並其ノ支給方法
（大正十二年三月二十一日）
（『苫小牧町諸例規』『苫小牧町例規（全）』『町会議決書』より作成）

勇払原野の開発問題

苫小牧は王子製紙の進出によって急速な勢いで発展していった。しかしながら、人口の多くは工場労働者と関連企業などの日雇デメン取りで占められ、一般住民の生活は苦しいものがあった。そしてまた、漁業の不振もあったから町当局、町有志は広大な勇払原野を開発し、農耕適地としてなんとか農業生産をあげて、もっと豊かな町にしようという、工業、農業などによる多角的な開発を考えていた。大正三年には道庁の実地調査もあって、いよいよ具体化したかにみえたが、それ以上の進展はなかったのである。

ところが、道庁は大正八年の第一九回通常道会に「議案第十七号・大正九年度北海道地方費財産造成費歳入歳出予算」を提出し、勇払原野も地方費財産造成地に選定され、この地を整備し、広く一般入植者に開放する方針をとった。[10] 当時、「町民は王子会社の夢来たる」とばかり喜んだのである。しかしながら、勇払原野を農耕適地にするにはばく大な費用を投入しなければならず、そのまま放置されたため、入植するものは全くなかった。大正九年八月十日の第七期道会総選挙には本町の小保方卯市が当選したが、この問題を翌十年十一月二十一日の第二一回通常道会で質問した



勇払原野（大正15年）
〔苫小牧市史編さん室蔵〕

が、勇払原野の開発には幾多の困難があって、思うような進展のなかったことが、短文ではあるがその議事録から知り得るのである。

小保方議員　地方費財産地勇払原野の開拓については大正九年度の予算に計上せられていたが、決算を見ると土地売払の許可がなかったようであるが、今後いかなる計画であるか。

原田参与員（土木部長）　地方費財産造成地として勇払原野を選定したのであるが、排水幹線工事だけでも約四十万円を要し、土地改良をしても収益と比較して一反歩二・三万円の損失を招くというような調子になっているので、いまのところではしばらく猶予して適当の時期において考えたい。

（『北海道会史』―第二巻　昭和三十年　北海道議会事務局）

これによって、勇払原野の開発は排水溝の掘さくが先決問題であるということになり、大正十年十一月二十四日の第四二回苫小牧町会では相武吉治郎議員が早くもこの問題をとりあげ「勇払原野ノ排水溝ヲ掘鑿セラレムコトノ意見書ヲ長官ニ提出セラレムコトヲ建議致シマス、本件ハ至急取運ブヲ得策ト考ヘマスノデ、本町会ニ於テ提案セラレムコトヲ望ミマス」[11]と建議した。これは全員の賛成を得て、追加議案第一号として提出され、満場一致をもって議決し、直ちに北海道庁長官に提出された。そしてまた、小保方道会議員も同十一年十一月の第二二回通常道会に次の建議案を提出した。

提出番号	摘要	件名	提出者	賛成者
長官四九	可決	排水溝工事施行ニ関スル件	小保方卯市	斉藤良三外二名

（『北海道議会史』―第二巻　昭和三十年　北海道議会事務局）

そして、この建議案は道会建議審査委員会、本会議において採択となり、村田道会議長は宮尾道庁長官に道会の意見としてこれを提出した。

本道公益ニ関スル事件ニシテ左記ノ諸項ハ別記ノ理由有之候ニ付御採用相成候様致度北海道會法第十四條竝府縣制第四十四條ニ依リ本會ノ意見トシテ呈出候也

大正十一年十二月七日

北海道會議長　村田不二三

北海道廳長官　宮尾舜治殿

十三、排水溝工事ニ関スル件

一、勇拂原野ニ國費ヲ以テ排水溝工事ヲ施行サレンコトヲ望ム

理　由

勇拂原野ニ於ケル土地改良竝生産増加ノ爲排水溝ノ必要ナルハ當局モ夙ニ之ヲ認メタル處ニシテ大正九年度ニ於テ地方費ヲ以テ之カ工事ヲ施行サル、豫定ナリシカ、遂ニ実施ヲ見ルニ至ラス荏苒放置シテ以テ今日ニ及ヘリ而モ、年ト共ニ減退スル移民ヲ招徠シテ生産ノ増加ヲ図リ、地方開発ノ実ヲ擧ケントセハ此種ノ基礎的工事ヲ施シ農耕ノ就業ヲ容易ナラシムルハ最モ緊急ナルヲ以テ國費ヲ以テ排水溝工事ヲ施行サレンコトヲ望ム所以ナリ

（『北海道會決議書』大正十一年　北海道会）

こうして、勇払原野開発問題はいよいよ活発化し、大正十二年には勇払原野開発に対しはじめて中央政府への陳情運動が行われ、翌十三年には林千秋の『勇払築港論』の発表もあって、勇払原野開発、苫小牧港築設運動は本町の懸案事項として町長をはじめ町会議員、道会議員によって繰り返されたが、この期には何ら進展をみることはなかった。

注（1）『砂川市史』昭和四十六年　砂川市

(2)　『小保方家文書』　苫小牧市史編さん室蔵
(3)　堀江敏夫『苫小牧百年あれこれ』　昭和四十八年　苫小牧民報
(4)　『苫小牧町会会議録』　大正十年　苫小牧町会
(5)　『苫小牧町会会議録』　昭和三年　苫小牧町会
(6)　相武吉治郎『北海道百年記念北海道開発振興功労者の声録音』昭和四十年
(7)　(4)に同じ
(8)(9)『辞令原簿』―第一号　苫小牧町
(10)　『勇払原野開発と小保方氏の効績』―苫小牧町史資料
(11)　(4)に同じ

第五節　昭和前期の町政

一　町村制度の改正とその後の町政

町村制の改正　大正十五年に府県町村制の大改正が行われたが、これに伴つて北海道においても昭和二年に一、二級町村制に大改正が加えられた。すなわち、昭和二年勅令第二六九号をもって、新たに北海道一級町村制が制定され、同年十月一日から施行されたのである。これによって北海道の一級町村には原則として府県と同様の町村制施行令が準用されることになったが、その実体としては中間機関である支庁が存在し町村は第一次において北海道庁支庁長、第二次において北海道庁長官、第三次において内務大臣がこれを監督する三次制であったから、支庁長の権



昭和初期の苫小牧駅前通り　〔苫小牧市史編さん室蔵〕

限等に関する規定を設ける必要があって、例外規定が定められていた。それでも以前からみると大幅な進展で、町村長、町会の権限が増加されたのである。

まず、町村吏員関係では、町長、助役の有給条例の設定、助役はこれまで町会議員の選挙によって決められていたが、これが町長の推薦によって町会で選定し、条例によつて増員できることになった。ただし、町長が職にないときは町村会において選挙した。町長、助役、収入役の任期はともに四年であった。町会では議長は町長がつとめ、町長事故あるときは町会議員中より選挙された議長代理者がつとめていたが、町長代理として助役が町会議長にあたり、苫小牧においては昭和三年三月五日の町会から「苫小牧町会議長代理・助役田原善吉」がこれをつとめていた。

町会議員は一、二級の区別をなくし、任期は四年で、選挙資格要件では住居年限二年以上とし、いわゆる普通選挙となり、納税財産等の制限が撤廃されたので、有権者は昭和二年には前年の三四二人から一挙に一〇倍の三、三七四人となり、議員定数も二〇名から二四名となった。

また、この町村制の改正によって、新条例の設定、規則から条

例の切り替えが行われ、昭和三年の事務報告にも「普選第一次ノ衆議院議員（二月）、町会議員（五月）、道会議員（八月）ノ選挙執行、町村制改正ニ隨フ條例規則ノ設定改廃等ノ處理結了、或ハ時勢ノ進運ニ伴フ施設計画ノ決定ヲ要スルモノ輻輳シ廳ノ内外ヲ通シ最モ繁劇ヲ極メタリ」とあって町行政事務は多忙を極めた年であった。

昭和二年十月一日には「苫小牧町處務規程」を設定し、同日付をもって施行した。この中の事務分掌では、町役場に庶務課、経理課、電気課、出納課を置くとしたが、この課制は全く実行されず、従前の係主任制が続けられ町役場に課制がひかれたのは、実に十一年後の昭和十三年十一月十二日のことであった。

苫小牧町役場處務規程事務分掌

第一條　本町役場ニ庶務課、経理課、電気課、出納課ヲ置ク

第二條　庶務課ニ庶務、教育、社會、兵事、衛生、勧業、統計、土木、戸籍ノ各係ヲ置キ左ノ事務ヲ分掌ス

庶務係

一、吏員及傭人ノ身分進退賞罰ニ関スル事項
二、職印及役場印ノ管守ニ関スル事項
三、文書ノ往復ニ関スル事項
四、書類ノ保管ニ関スル事項
五、議員及其ノ他選擧ニ関スル事項
六、陪審ニ関スル事項
七、會議ニ関スル事項
八、町費歳入歳出豫算ニ関スル事項
九、出納檢査並決算調査ニ関スル事項
一〇、褒賞ニ関スル事項
一一、條例規則規程告示告諭ノ発布ニ関スル事項
一二、諸證明ニ関スル事項
一三、印鑑簿ノ整理ニ関スル事項
一四、町有財産ノ管理及處分ニ関スル事項
一五、改氏名ニ関スル事項
一六、廳中取締ニ関スル事項
一七、他係ノ主管ニ属セサル事項

教育係

一、教育ニ関スル事項

社會係

一、社會教育ニ関スル事項
二、賑恤救済並旧土人保護ニ関スル事項
三、職業紹介ニ関スル事項
四、民力涵養ニ関スル事項
五、水難救護ニ関スル事項
六、其ノ他社會事業ニ関スル事項

兵事係

一、兵事ニ関スル事項
二、社寺宗教ニ関スル事項

衛生係

一、衛生ニ関スル事項
二、傳染病豫防消毒器械ノ管理ニ関スル事項
三、汚物掃除ニ関スル事項

勸業係

一、農工商及水産ニ関スル事項
二、牛馬籍ニ関スル事項
三、畜産蠶業林業拓殖ニ関スル事項
四、度量衡及気象ニ関スル事項
五、獣医及蹄鐵工ニ関スル事項

統計係

一、統計ニ関スル事項

土木係

一、土木營繕地理ニ関スル事項
二、河川湖沼ニ関スル事項
三、運輸交通ニ関スル事項

戸籍係

一、戸籍及寄留ニ関スル事項
二、國籍得喪ニ関スル事項

第三條　經理課ニ税務財務ノ各係ヲ置キ左ノ事務ヲ分掌ス

税務係

一、諸税及公課ノ賦課徴収ニ関スル事項
二、町有財産収入及其ノ他私収入ニ関スル事項

財務係

一、町費其ノ他ノ支出ニ関スル事項
二、物品ノ調達売却出納保管ニ関スル事項

第四條　電気課ニ電気係ヲ置キ左ノ事務ヲ分掌ス

一、電気事業ニ関スル事項
二、電気ニ関スル器械器具ノ管理ニ関スル事項

第五條　出納課ニ出納係ヲ置キ左ノ事務ヲ分掌ス

一、現金出納ニ関スル事項
二、歳入歳出決算ニ関スル事項
三、埋火葬認可ニ関スル事項
四、襲及産穢物焼却竈ノ使用認許ニ関スル事項
三、土地関係諸帳簿ノ整理ニ関スル事項
四、地價設定並免租ニ関スル事項
三、図書及備品ノ管理ニ関スル事項
三、電気事業料金賦課徴収ニ関スル事項
四、電工ノ監督ニ関スル事項

第六條　課ニ課長、各係ニ主任ヲ置ク、但シ事務ノ都合ニ依リ課長ヲ置カサル事アルベシ

第七條　課長ハ上司ノ命ヲ承ケ課務ヲ處理シ、主任ハ課長ノ命ヲ承ケ事務ニ従事スベシ、但シ課長ヲ置カサルトキハ主任ハ上司ノ命ニ依リ事務ニ従事スベシ

（『苫小牧町例規（全）』苫小牧町）

昭和二年末現在の町職員は次のとおりであった。

職名	町長	助役	収入役	書記	書記兼技手	技手	書記補	技術員	掃除巡視	雇	臨時雇	給仕	使丁	土木工夫	電工長	電工	計
人員	一	一	一	一三	二	四	五	一	一	五	三	二	二	一	一	八	五一

（『辞令簿』昭和二年十二月の慰労金名簿より作成）

苫小牧支庁の設置運動

苫小牧には勇払郡役所が設置され、長い間胆振東部、日高西部の行政所在地でもあった関係もあって、支庁誘致には大きな関心を示し、当時苫小牧町では勇払原野開発、苫小牧漁港修築とともに三大政策としたほどであった。

まず、この火つけ役となったのは当時道会議員だった小保方卯市で、小保方は大正十一年の第二二回通常道会に他の同志とともに支庁設置に関する件の建議案を提出した。

提出番号	摘要	件名	提出者	賛成者
長官 一一〇	可決	支庁設置ニ関スル件	小保方卯市外一名	酒井外吉外三名

（『北海道議会史』一　第二巻　昭和三十年　北海道議会事務局）

これは同年十二月七日の本会議に上提され満場一致をもって議決、道会の村田不二三議長は直ちに宮尾舜治道庁長官に対し、府県会法第十四条にもとずき、「勇拂郡苫小牧町ニ支庁ヲ設置セラレンコトヲ望ム」として提出したのである。

本道公益ニ関スル事件ニシテ左記ノ諸項ハ別記ノ理由有之候ニ付御採用相成候様致度北海道會會法第十四條竝府縣制第四十四條ニ依リ本　ノ意見トシテ呈出候也

大正十一年十二月七日

北海道會議長　村田　不二三

北海道廳長官　宮尾舜治殿

二十四、支廳設置ニ関スル件

一、勇払郡苫小牧町ニ支廳ヲ設置セラレンコトヲ望ム

理　由

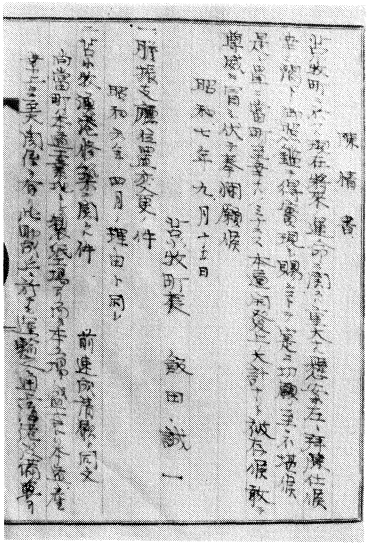
苫小牧町ノ発展ハ近時殊ニ著シキモノアリ附近農家ニ於ケル生産ノ増加ハ素ヨリ沿海ノ水産亦豊富ナルニ加ヘ、製紙其ノ他工業盛大ヲ極メ交通ノ整備ト共ニ戸口増加ノ勢ハ殆ト底止スル所ヲ知ラサル状況ニ在リ、而シテ其ノ交通上ノ位置人智ノ進歩等ノ點ニ鑑ミ、又況ク之ヲ行政區劃ノ上ヨリ観ルモ此地ニ支廳ヲ設ケテ地方行政ノ首府タラシムルハ極メテ適當ナリト信ス

（『北海道会決議書』大正十一年　北海道会）

このように、苫小牧町は農業、水産、工業が盛んであり、交通の整備とともに人口増加はほとんどとどまることを知らない発展ぶりであり、行政区画上からも支庁を設け地方行政の首府とするのが極めて適当であるとの道会の意見書であった。

しかしながら、同年において網走支庁の移転問題のごたつきもあって、苫小牧支庁設置問題は道会の意見書提出があったにもかかわらず、道庁当局は消極的であり、ついに設置には至らなかった。

だが、苫小牧としてはこれであきらめたのではなく、室蘭との摩擦関係も考慮して表面運動をさけ、もっぱら潜行的運動が続けられていた。一方、室蘭にしてみれば、苫小牧漁港修築運動と、さらにこの支庁問題が重なり、全く脅威さえ感じていたほどで当然この対抗上各種運動を、これまた隠密的に行っていた。しかしながら、いろいろな情勢からみて、苫小牧に単独支庁の設置は無理であるということになり、胆振、日高支庁を合併し、その支庁を苫小牧に移転するという運動に変わっていったのである。この結果、一〇年来の沈黙をやぶっていきおい表面運動となってあら



支庁設置の陳情書（大正11年）
〔苦小牧市史編さん室蔵〕

われることになった。

昭和六年四月、苦小牧町長飯田誠一、道会議員小保方卯市、野口孝太郎、町会議員代表岡田重吉名をもって「膽振支庁位置変更ノ儀ニ付請願」という請願書を作成した。その内容は、胆振支庁は現在室蘭にあるが、真の胆振の中心地は苫小牧である。また、室蘭は長輪線の開通により一支線の終点にすぎないところとなった。苫小牧は三百年の歴史を有し、現在の大字の勇払には旧幕時代から政庁が置かれ、東蝦夷地の中心地であった。現在苫小牧町は四、〇〇〇戸、二万有余の人口をもち、東洋一の製紙工場があり、長輪線開通の室蘭線、日高線、金山線、北鉄札幌線、支笏湖線などの鉄道があり、勇払原野一万町歩の開発と石炭積出港、漁港の議も起こっており、胆振日高を合併して政庁所在地として決定すべき箇所と信ずる。現在、胆振支庁舎は腐朽、狭隘のため改築の議があるようだが、この際その位置変更を決定されれば敷地の寄付はもちろん建築等も相当奉納の覚悟である。

というもので、この請願書は関係町村民の連署をそえ昭和七年九月まで山本内務大臣、斉藤内務次官、佐上北海道庁長官などに提出したのである。

こうなれば室蘭側とてだまっておらず、胆振支庁の改築策を携え中央政庁、道庁にと大名行列、なんとか室蘭に支庁をとどめる運動を繰り返して行った。こうして、苫小牧、室蘭両者の関係は円滑をかき、感情の阻隔はすべての面に悪影響を及ぼしたのである。

さらにまた、当時の室蘭毎日新聞、苫小牧毎日新聞がそれぞれの地元の立場に立ってはげしい報道や論説のやりと

りがあって住民感情を盛り立てた。室蘭側は、胆振支庁移転問題は苫小牧町が率先してその運動を表面化し、苫小牧町民および隣接町村民、日高町村民の熱望をかきたて他町村費を濫費し、各町村公職者、産業団体主脳部、各町村民有志の連署した陳情書を取りまとめ道庁当局に陳情請願しているが、苫小牧町の理事者は運動屋根性に堕落したと論ずれば、苫小牧側は、室蘭市の市長問題にからむ市会の混乱状態を見よ、全道六市二〇〇有余の町村においてもかって見ないあの醜態を、室蘭市会の清掃に最善の努力を払うことが先決である。苫小牧町が他町村を勧誘して他町村費を濫費したとは全く滑稽な言い草で一片の陳情書作成に、連署に一体どれだけの費用を要するだろうか、実は苫小牧町よりも、むしろ関係町村の方が支庁移転に熱意をもっている。一度苫小牧町がこの運動を表面化するや関係町村は当町の勧誘をうけずして自ら進んでこれに参加したのである。これをもって堕落とか他町村費の濫費という論議は全く成り立ち得ないものである、とやり返した。(1)

苫小牧町は、道庁に胆振支庁移転請願書を提出する際、関係町村主脳者に対して町村自治向上発展策として極めて重要であることを力説したが、これに対する各町村は、苫小牧の今回の発議はすでに時期を失せる観さえあり、一片の請願書を提出するだけではいたずらに時を引き延ばすだけで効果的ではない。この上は大挙して道庁当局に急速なる移転を迫る必要がある。請願書には関係町村内有力者の網羅押印をもって、ともどもこの目的達成に努力すべきである。と、むしろ苫小牧町は関係町村の突上げにあう始末であった。

新聞〔室蘭〕
(昭和7年)
支庁設置運動を報ずる編さん〔苫小牧市史〕

この胆振支庁移転問題に自ら参加した町村は、胆振では幌別村、白老村、苫小牧町、安平村、厚真村、鵡川村、穂別村、日高では右左府村（日高村）、平取村、門別村、新冠村の一一ヵ町村で、署名押印した人たちはいずれも各町村の主脳部、町村会議員、部落部長、区長、常設委員、学務委員、各種産業団体主脳者を含む一、九〇二名であった。

こうして、胆振、日高両支庁合併苫小牧移転問題は苫小牧町のみならず、関係町村と一体による運動となった。そして、昭和八年二月二十九日には、胆振日高支庁合併移転の陳情書として「理由書」、さらに詳細を説明する「参考」として第一地理、第二交通の変遷、第三合併の要、第四関係町村の利害からなる一連の資料、それに関係町村一、九八五名の連署押印書類をそえて衆議院に提出したのである。

膽振日高両支廳併合陳情書

理由書

遠キ昔時ノ史実ハ暫ク措キ明治年間ノ事実ヲ徴スルモ、即チ明治十二年本道ノ郡区町村編制セラルルニ當リ勇拂郡役所ヲ苫小牧ニ置カレ爾来膽振日高両國行政ノ中心ハ永ク茲ニ在リシガ後、船舶交通ノ変遷ニ連ル過渡期ノ一方法トシテ、明治二十二年ニ至リ室蘭及浦河支廳ヲ整備拡充シテ置カルルニ至リタルガ、如今開発大ニ進ミ鉄路縦横ニ走リ自動車道ノ開発改修殆ンド行渡リ、来往時間ノ短縮用達ノ至便過去ノ比ニアラズ、其他ノ有スル状勢モ亦既ニ緊ニ顕著ナル変革進展ヲ来タシ必然改訂ヲ急トスル現状ニ照シ此際苫小牧ニ支廳ヲ置カルルハ開拓ノ進度ニ伴フ當然ノ方途ナルノミナラズ、実ニ地方行政ノ能率ヲ高メ産業ノ統制合理化ヲ得、亦関係町村経済ノ更生ニ第一國家財政上喫緊ノ要務ト確信仕候、現在室蘭市ニ置カルル膽振支廳ハ行政区画ヲ異ニシ且ツ鉄道幹線ヲ離レテ支線ヲ入込ムコト数駅ノ不便甚タシキニ加ヘ、廳舎改築ノ時機ニ迫リ亦浦河ニ在ル日高支廳ハ其管轄全区ヨリ見テ適當ナル位置ト言フヲ得ズ、而モ此両支廳ガ所管スル町村数並ニ其区域ト全道支廳中狭小ニシテ合シテ一ト為スモ統轄上敢テ不都合之ナキノミナラズ、却ツテ各種便益多大ナルハ言ヲ俟タズ、其他多クノ理由ヲ存スルモ逐一列挙シテ煩ヲ掛クルヲ恐レ叙上単ニ地理的歴史的経済的主要ナル事実ノミニ依據シテ御明鑑ヲ仰キ非常重大ナル時局ニ対応シ関係農漁山村振興ノ一方策トシテモ斯ノ多年ノ懸案解決ノ日ノ最モ速カナ

ラムコトヲ切願可致所以ニ有之候、尚苫小牧町ノ現況ハ戸数四千有余人口二万ヲ超エ中等教育機関其他ノ施設概ネ整ヒ亦日膽両国ノ正中心ニ位シ交通通信ノ枢軸ニ在リ優ニ支廳所在地トシテ好適ナルヲ御承認被下度願上候

参考

第一地理

膽振支廳ノ所在地タル室蘭ハ膽振國西南ノ一隅所謂繪鞆半島ノ一部ニシテ固ヨリ膽振國ノ中心ヲ離ルルコト遠ク、又日高支廳ハ日高南部ニ位セル浦河町ニ在リ是亦同國ニ於ケル中央ヲ離レ稍南方ニ偏セリ

申ス迄モナク本道交通ノ大宗ハ行政ノ中心点タル札幌ヲ其目標トセザルベカラズ、去レバ札幌ヘノ交通ヲ考慮スルニ眞ニ最大要件ナリ、町村一切ノ行事政務ハ一度支廳ニ到、更ニ道廳ニ向フ反対方向ニ一度向ヒ更ニ迂路札幌ニ出ザルベカラズ、若シ両支廳ヲ併合シ道南交通ノ中心タル苫小牧ニ置クモノトセバ其利便想像スルニ余アリ

第二交通ノ変遷

本道沿海ノ交通ハ其初期ハ和船ヲ以テ行ハレ河口又ハ小港湾ヲ以テ要津トシ后汽船時代ニテ大港ヲ擇ヒ三轉シテ鉄道時代トナリ今ヤ又自動車時代ニ移ラントシツツアリ、其和船時代ハ苫小牧町ノ一部タル勇拂ハ東海岸ノ中心地タリシト勇拂川口ヲ利用シ要津トナリ居レリ、又同地ハ旧幕時代ハ所謂政廳ノ所在地タリシナリ、汽船時代ニ移リシヨリ漸ク室蘭港抬頭シ且該方面室蘭外三郡役所ノ所在地タリシハ當時ノ状勢上必然ノ帰結タリ、然レドモ大正七年二月室蘭区独立以来理論上支廳ハ同地ニ存在ノ要ナキニ至レリ

昭和三年後ノ長輪線開通セラルルヤ更ニ交通上ニ一大変革ヲ来シ室蘭ハ東輪西ヨリ分岐スル一支線ノ終点トナリ、苫小牧ハ之ニ由リ全ク幹線トナリ所謂北樺太ヲ縦貫スル幹線トナリ、東ハ根室ヲ縦貫スル動脈線トナレリ、叙上ノ外日高線ノ分岐点ニシテ将来日勝線ノ交叉線トナリ、又札幌方面ニハ沼ノ端ヨリ分岐スル北海道鉄道アリ更ニ十勝ニ延長セントスル仝北鉄沼ノ端ヨリ別ルルノ辺富内線アリ、而シテ此両線ハ一、二年ヲ出スシテ苫小牧ヲ以テ始発駅タラシムルハ明瞭ノ事實ナリ、其他千歳ニ接近スル王子会社経営ノ軽便鉄道アリ、之レ等ヲ綜合スレバ當町ヨリ発スル鉄道ハ六方面ニ向ヒ將道南鉄道ノ中心タリ

第三併合ノ要

地理交通関係ハ既ニ一般ノ知諒スル所ニシテ茲ニ絮説ノ要ナシ苟モ公平ナル見地ヲ以テセバ現在状況ノ不利不便ナルハ何人モ首肯スル所ナルベシ、更ニ戸数人口ノ上ヨリ観察セシカ

支廳名	町村数	戸数	人口	支廳名	町村数	戸数	人口
膽振	一三	一八、二五八	九八、七一二	石狩	一六	二三、三八三	一三六、四二五
日高	一〇	一一、九一二	六一、六四四	膽振	一三	一八、二五八	九八、七一二
計	二三	三〇、一七〇	一六〇、三五六	留萌	一二	一五、〇一一	八五、七七三
空知	三〇	六五、四九七	三六五、四五五	釧路	一三	一四、四二一	七七、四二七
上川	三一	四五、三七八	二六七、八六八	檜山	一三	一二、三四八	七三、九一一
網走	二五	四一、七一五	二三九、八七一	宗谷	一二	一二、八〇六	七一、三二三
後志	三二	三一、四〇二	一七六、七〇三	根室	一二	一二、五八〇	六五、九一〇
渡島	二六	二八、八四六	一六九、五五五	日高	一〇	一一、九一二	六一、六四四
十勝	一九	二七、九五四	一六一、五五七				

管轄問題ハ單ニ戸口ノ上ヨリノミ観察シ論断シ得ルモ之レヲ数字ノ上ヨリ見ルモ其独立ノ要アルヤ否ヤ思央ニ過クルモノアリ況ンヤ農會畜産組合水産組合何々団体等其十数以上ニ達スル各団体ノ維持費用ノ負擔其活力等ニ相到セバ其併合ノ切実ナルヲアルナリ

第四関係町村ノ利害

本件ハ單ニ設置町村ノ利害ノミノ目標トシタルモノニアラズ、多年其併合ノ実現スル町村ノ総意ニ依リタルモノニシテ少モ膽振管内ニ於テハ室蘭以東幌別白老安平厚真鵡川苫小牧各町村ハ元ヨリ熱烈ニ支持要望スルモノニシテ各代表者ハ何レモ調印スル所ナリ、爾今噴火湾方面ニ於テ其大所高所ヨリ観察セル場合何レモ賛意ヲ表シ居レトモ唯積極的ニ調印セザルノミ、又積極的ニ反対意思表示スルノナキ有様ナリ、日高支廳モ一部タル接壌地門別平取右左府各村ノ如キハ之レ又多年其実現ヲ希望スルモノニシテ今次出願ノ如キ寧

ロ其遅キヲ憾スルモノノ如シ、其他ノ町村ト雖大体不同意ヲ唱フルモノ少キカ如キモ従来ノ傳統ヲ思ヒ躊躇セルニ過キズ、以上事実ニ於テ関係町村ハ其公ノ利害ノ大ナルヲ思ヒ何レモ熱心ニ其実現ヲ切望シ居レリ

（『苫小牧町史資料』―陳情書　苫小牧町）

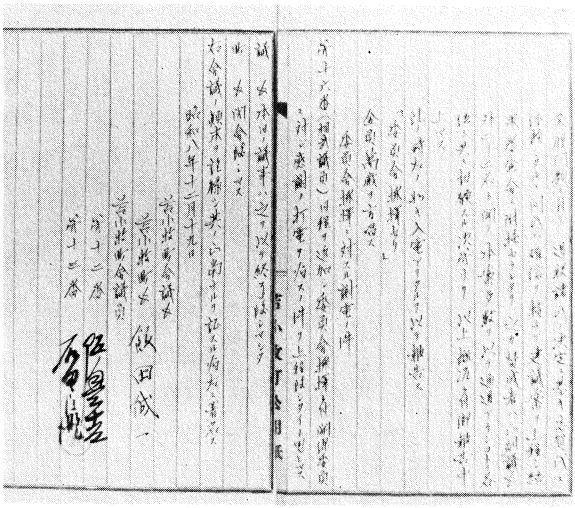
一方、室蘭側も懸命な運動を続けており、昭和八年九月二十七日、道参事会に胆振支庁改築の建議案が提出されたが、これは札幌警察庁舎改築もあって、この種の起債は中央において難色を示しているので、建議案の趣旨を慎重に考究するにとどまった。

苫小牧は、胆振支庁選出の志賀智道会議員を通じ道会に建議案として提出するよう要請していたが、これは昭和八年十二月十三日　道会において、村上元吉議員外二二名提出による「第四七二号・行政区域併合並ビニ支庁新設ニ関スル件」として提出された。そして、これは建議案調査委員会、本会議においても全員一致による可決確定をみたのである。

折しも苫小牧では、この建議案が道会建議案調査委員会において可決した十二月十九日に今年最終町会が開会されていたが、最終議案である町長、助役、収入役に対する年末慰労金決定の後、飯田町長は三名を代表して型どおりのあいさつ後、重要案件の経過報告をするとし、傍聴の新聞記者に対しては公表を避けたいとし、その退場を命じた。そして、この経過報告中『委員会採択せり』との電報が入って、全員萬歳を高唱するという劇的な昭和八年の最終町会となったのである。ここにその町会関係分以降の様子を記することにする。

議長（町長）　重要問題ノ經過報告ヲ為スト前提シ傍聴ノ新聞記者ニ対シ公表ヲ避ケラレタキ旨ヲ一言シ左ノ如キ報告ヲ為シタリ

支廳問題ニ付テ、過般諸氏ノ決定ニ基キ志賀氏ニ依頼シタルニ同氏ハ確信ヲ持チテ建議案ヲ上程シ結果審査會ニ附托セラレタリ、之ガ賛成者ハ正副議長外二十二名ト聞ク本案多数ヲ以テ通過アランコトヲ各位ト共ニ切願スル次第ナリ、以上概況ニ付御報告申



支庁設置問題をとりあげた町会会議録
(昭和8年)〔苫小牧市議会蔵〕

上マス
此ノ時左ノ如キ入電アリタルヲ以テ報告ス
「委員會採擇セリ」
全員萬歳ヲ高唱ス
委員會採擇ニ対スル謝電ノ件
第十六番(相武議員)　日程ヲ追加シ委員會採擇ニ付関係委員ニ対シ感謝ノ打電ヲ為スノ件ヲ上程致シタイト思ヒマス
全員賛成ト呼ブ
議長　第十六番議員ヨリ日程追加ノ動議ガ提出サレマシタ御異議アリマセンカ
全員異議ナシ
第十六番(相武議員)　電文「本町會ノ議決ヲ經謹ミテ謝意ヲ表ス」トシテ全委員ニ打電致スコトニ決定セラレンコトヲ発議致シマス
全員賛成ト呼ブ
議長　第十六番ノ発議ヲ議題ト致シマス讀會省略発議通決スルコトニ御異議アリマセンカ
全員異議ナシ
議長　夫レデハ只今ノ通決定致シマシタ
議長　本日ノ議事ハ之ヲ以テ終了致シマシタ
町長　閉會致シマス
右會議ノ顛末ヲ記録シ其ノ正當ナルヲ証スル為左ニ署名ス

昭和八年十二月十九日

苫小牧町會議長
苫小牧町長　飯田誠一　印
苫小牧町會議員
第十二番　阪　豊吉　印
第十三番　石田良澄　印

（『苫小牧町会会議録』昭和八年　苫小牧町会）

しかしながら、この道会での可決は他の議案と一括して上提されたため、反対派がこれに気付かないまま可決してしまったが、このことが北海道議会史第三巻に次のようにある。「村上元吉外二十二名提出の第四七二号行政区域併合並びに支庁新設に関する件等の提案もあったが右に述べるように全部建議案が委員会に於ても本会議に於ても全員一致可決確定されたが、行政区域合併案は胆振、日高支庁管内を合併し苫小牧に支庁を設置せられたいという案で、関係地方として相当利害関係があり、批判の余地のある重要案であるのに他の建議案と一括してすらすら可決されてしまった。後に気のついた民政党幡野議員から反対動議が提出され、同党の梅谷議員がこれに同調する等の余興的一幕もあったが、何しろ採決過ぎての後の祭りで何とも仕方がなく村上議長もこれを取上げなかった。(2)」こうして道会において採択をうけた支庁苫小牧設置ではあったが、後に大きな問題を残すこととなったのである。

これによって勢いづいた苫小牧側は「昭和九年三月七日、町長はじめ町有志などが上京、苫小牧外三郡一〇カ町村二、八二五名の連署をそえ、胆振日高支庁合併、支庁苫小牧設置の請願運動を行った。これは同年三月二十三日、衆議院において請願採択可決をみた。(3)」

苫小牧が室蘭、浦河を向こうにまわして、支庁を本町に設置しようとしたのは勇払原野開発、築港の建設につながるもので、行政的に少しでも有利にしたいということからであった。しかしながら、こうした苫小牧の熱烈なる運動

にもかかわらず、道庁当局においては他町村の利害関係も大きいとし、この実施には極めて消極的であった。そのうち時局下体制がひかれると、この支庁苫小牧設置問題も次第にうすれていき、いつしか立ち消えてしまった。衆議院、道会において採択をうけた苫小牧支庁設置ではあったが、ついに実現せず戦後に持ち越されたのである。

補助団体　本町の各種団体である会、組合、団体などについては相当古くから町村費より個別の項目をもつて補助金を支給して、その保護育成にあたっていたが、その後経常費の補助費に組み入れられそれぞれ補助金の支給をうけていた。

ところが、昭和四年になるとこれらの団体を一括して補助団体とし、臨時費、第十一款、一項補助費、一目各種団体補助として支出することになり、同年四月二十五日の町会に「議案第九號・町費補助之件」として提出され、付帯条件がつけられたのである。

町費補助之件

左記団体事業助成ノ為次ノ條件ヲ以テ昭和四年度本町費ヨリ各頭書ノ通補助スルモノトス

附帯條件

一、既定豫算ヲ減額シ又ハ事業中止シ若ハ既定ノ支出ヲ要セサルトキハ本補助金ヲ減シ又ハ取消スコトアルヘシ

二、補助ニ関シ必要アル場合ニ於テハ事務ノ報告ヲ為サシメ書類帳簿ヲ徴シ及實地ニ就キ事務ヲ視察シ又ハ出納ヲ検閲スルコトアルヘシ

三、出納閉鎖後ハ速ニ決算報告書二通ヲ提出スヘシ

（『議決書』昭和四年　苫小牧町会）

こうして、同年には二〇団体に対し四、七三〇円の補助金が支給された。これは毎年各団体から申請させ、町役場ではこれらを整理し適当額を査定した後予算町会に提出されたが、所属する議員などの圧力もあって原案どおり決定

した例は少なく、ほとんどの場合町会の修正議決をもって決まっていた。また、財源的には豊かと思われる商工会をはじめ産業経済団体に対して多額の援助をしていたのに対し、社会福祉、教育文化面ではごく少額であり、特に年間一、〇〇〇名以上を収容した無料宿泊所は当初はわずか五〇円で、昭和八年になって議員修正をもって一五〇円となったが、同宿泊所総経費からみると一五分の一程度であった。また、①胆振産牛馬畜産組合主催競馬の援助、②優良馬匹の育成及び改良、③騎乗練習及遠乗りを目的とし、町や王子製紙の有力者を集め、三、〇〇〇株、三万円の資金を有する騎乗倶楽部には多額の補助金を支給していたのである。(4)

運動（体育）協会とはスケート協会への補助であり、協会長は歴代町長がつとめていたので、町としてもこれに相当力を入れていたことがわかる。しかし、全体の運営経費からみると三分の一程度のものであった。

次に二、三の補助団体の昭和六年における年間の運営状況についてみると、苫小牧商工会では総経費三、五一〇円で、収入内容は年間会費一、六一四円、臨時会費・寄付金一、五二六円、町補助金二七〇円であったが、商店、工場などの資金源があったので経営状態は非常に楽であったといえる。一方、真宗大谷派説教所の経営する無料宿泊所においては、総経費八二〇円であったが、その収入源は檀信徒や一般町民の寄付金、布施米、供米などによる五一〇円、町補助五〇円、あとの二五〇円についてはその時の状況によって檀家総代、住職の支出、興行などによって得るというまことに不安定な財源によってまかなわれていた。

昭和十年の苫小牧スケート協会の予算（昭和十年役員会録）についてみると

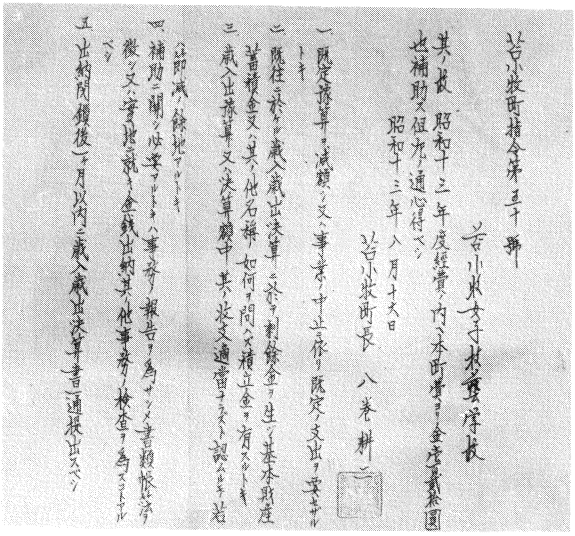
収入の部

補助金　三〇〇円　苫小牧町補助金

会　費　五九五円　各団体負担会費

寄付金　一〇円　一般特志寄付金
繰越金　七七円　前年繰越金
雑収入　一〇〇円　興行利益金その他
計　一、〇八二円
支出の部
会議費　一〇円　役員会議費外
事務費　一四五円　会員章、ストツプウオッチ書記手当、印刷費外
リンク管理費　四九〇円　設備費、除雪費、リンク照明代、木炭外
事業費　二一五円　全道大会旅費、オリンピック選手壮行会外
負担金　三〇円　連盟負担金
その他　一九二円　積立金、予備費、雑費
計　一、〇八二円

（『苫小牧町史資料』―各種団体・組合　苫小牧町）



苫小牧女子技芸学校に対する補助金交付指令書
（昭和13年）〔苫小牧中央高校蔵〕

スケート協会への補助金は三〇〇円で、あとの七〇〇円余は会費と映画会などの興行によって得る収入がほとんどであったから、役員は手弁当による指導を行い、報酬などは考えられず、むしろ薄給の中から持ち出す始末であった。(5)

苫小牧町の補助団体は、充分な補助金ではなかったにせよ、これをうけ中には苫小牧の誇りうる団体に成長したものも少なくなかった。

苫小牧町補助団体補助費一覧

名称＼年次補助額	昭和四年	五年	六年	七年	八年	九年	一〇年	一一年	一二年	一三年	一四年	一五年	一六年
郷社樽前山神社	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、二五〇円	一、七五〇円	二、〇〇〇円	経常費神社費となる						
北海道神職胆振地方会	二五	二二	二二	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
胆振教育会	二五七	二五五	一六二	一六二	一六二	一六二	一六二	一六二	一六二	一六二	一六二	一六二	一六二
胆振教育会苫小牧支部	二〇〇	一八〇	一三四	一五五	三〇〇	三〇五	三〇五	三〇五	三〇五	三五五	三五五	三五五	三五五
苫小牧聯合青年団	二八九	二六〇	一九〇	二四二	二四二	二四二	二四二	二四二	二四二	二四二	三九二	三九二	三九二
苫小牧女子青年団	六五	五六	四〇	五〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八二	八二	八二
苫小牧運動協会	一〇〇	九〇	八一（体育団体）	八一	一五〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇
帝国在郷軍人会苫小牧町分会	三〇〇	三七〇	二四三	二四三	三四三	八四三	五四三	五四三	五四三	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇
帝国在郷軍人苫小牧王子工場分会	一〇〇	九〇	八一	二四三	二四三	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	五五〇	五五〇	五五〇	五五〇
苫小牧町聯合衛生組合	二〇二	一八〇	一三四	一三四	一三四	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	六五〇	一五〇	一五〇	一五〇
苫小牧町火災予防組合	一八五	一六五	一二二	一二二	一二二	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	
帝国水難救済会苫小牧救難所	二五〇	二二五	一九〇	二三〇	二三〇	二八〇	二八〇	二八〇	三八〇	三八〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇
私設緑町消防組	一五〇	一三五	一一〇	一一〇	一一〇								

| | | |

苫小牧森林防火組合	植苗森林防火組合	胆振景勝地協会	苫小牧女子技芸学校	帝国在郷軍人会胆振東部聯合分会	苫小牧築港期成同盟会	胆振拓殖実習学校
三〇	二〇	一五	一二〇	七二	七二〇	一七〇
三〇	二〇	一五	一二〇	七二	七二〇	一七〇
五〇	二〇	一五	一二〇	七二	七二〇	一七〇
八〇	四〇	一五	一二〇	七二	七二〇	一七〇
八〇	四〇	一〇	一二〇	七二	七二〇	一七〇
八〇	四〇	一〇	一二〇	七二	七二〇	一七〇

（『議決書』苫小牧町会各年より作成）

苫小牧町　苫小牧町の公告式条例は、本町が二級町村制を施行したばかりの明治三十五年四月十八日に道庁の**公告式条例**　許可をうけて設定した苫小牧村規則第一号であった。その後、同四十二年には道庁指令により改正したが、大正十年二月十九日、苫小牧町規則として正式に発布した。しかし、当時苫小牧は一級町村制の町制を施行していたが、町会において議決決定していなかったため正式な名称は「苫小牧町規則第一号・苫小牧村公告式規則」であった。だが、一般に公告する際には「苫小牧町」としていたのである。

苫小牧村公告式規則

第一條　村規則其ノ他公告スヘキ事件ハ掲示場ニ掲示スルヲ以テ公告ノ法トス

第二條　前條掲示場ノ位置ヲ定ムルコト左ノ如シ

一　苫小牧村役場前

二　苫小牧村大字苫小牧村字沼ノ端番外地
三　同　村大字錦多峰村番外地
第三條　公告ニハ発行ノ年月日ヲ記入シ村長又ハ村長代理者之ニ署名ス
第四條　規則其ノ他公告ノ事項ハ特ニ施行ノ期日ヲ定メタルモノノ外公告ノ翌日ヨリ起算シ三日ヲ經テ之ヲ施行ス
第五條　本規則ハ発布ノ日ヨリ施行ス
第六條　本改正ハ発布ノ日ヨリ適用ス

（『苫小牧町諸例規』苫小牧町）

ところが、昭和六年五月十三日の町会で、「議案第二號・苫小牧村公告式規則中改正之件」として提出されたが、田原助役はその説明において、本町の公告式は役場前、錦多峰、沼ノ端の掲示場において行うことをその方法としてきたが、苫小牧毎日新聞にも掲載するものであり、これと同時に町名の変更に係る改正を行いたいとした。さらに飯田町長は補足説明を加え、「御承知ノ如ク法律、勅令等ハ官報ニ依リ、道廳令等ハタイムス、小樽（新聞）ニ掲載セラレ公布セラレテ居リマス、條例、規則等ハ周知ヲ眼目トスルノデアリマス、苫小牧毎日新聞ハ昨年四月十三日ニ発刊セラレ現在二千二百ノ読者ヲ有シテ居ルノデアリマス、将来モ持続スルモノト認メマス、報酬ノ点ハ本年度ハ望マナイ、明年度ニ於テ考慮セラレタイト言フノデアリマス、但シ其ノ額ニ附テモ何程ト言フ話ハアリマセン」[6]と、これを可決し、第一条において「條例規則其ノ他公告スヘキ事件ハ苫小牧毎日新聞に掲載シ及掲示場ニ掲示スルヲ以テ公告ノ法トス」と改正され、同文中「村」とあるは「町」と改められた[7]。そして、これは同日付で条例となり五月十五日に発布されたのである。

しかしながら、苫小牧が町制を施行したのは大正七年であり、規則中町と改められたのは十三年後であったとは、町民にとっては形式的なことで、村とか町ということはあまりこだわる必要がなかった時代だったのである。こうし

た例は少なくなく、区長制度において、部長から区長と改められたのは昭和三年であったが、名誉職吏員費用弁償等においては同七年であった。

また、本町においては昭和二年の町村制の改正後、各条例の設定が多く見られるが次のようなものがあった。

苫小牧町公告式條例
町長助役有給ニ関スル條例
収入役身元保證金ニ関スル條例
退隠料退職給與金死亡給與金遺族扶助料條例
有給吏員給料額旅費額及其ノ支給方法ニ関スル條例
苫小牧町名譽職員費用辨償額報酬額及其ノ支給方法ニ関スル條例
苫小牧町基本財産蓄積條例
苫小牧町積立金條例
苫小牧町屠場使用條例
苫小牧町電気供給條例
特別税戸数割賦課徴収條例
町税以外ノ公法上ノ収入徴収ニ関スル條例
延滞金割合ニ関スル條例

などであった。

区長・区長代理者の設置　区長・区長代理者の前身は部長・部長代理者であったが、苫小牧においては二級町村制を施行した明治三十五年に六名の部長が任命され、これは苫小牧の発展とともに人員が増加されていった。また、当時の部長の任命権は胆振支庁長にあった。

大正八年、一級町村制を施行すると、この部長は町長が推薦し町会の議決を経て決められたのである。部長は町名誉職吏員で、町長の事務を補助したが、特に、苫小牧で部長が活躍したのは、大正十年の大火の時で、町吏員は大火後の救済処置事務におわれたため、町長は各部落の部長に対し、①課税物件資料調査、②反別割現地目調査、③戸籍事務、④寄留事務、⑤馬籍、⑥種痘及清潔法、⑦徴兵検査所変更示達の七項目にわたる町政事務を依嘱事項とした(8)。

大正八年七月十五日には道庁指令によって苫小牧町規則第六号として発布し、同十一年二月十五日には一部改正し規則第一号として「本町ヲ左ノ二十一部ニ分チ毎部ニ部長及部長代理者各一名ヲ置ク」（同規則第一條）として、市街地を九区、周辺部落一二区とし、各部長一名が置かれた。しかし、部長代理者についてはしばらくの間置かれなかった。

昭和二年本道の町村制が改正されると、この部長制度は区長と改められることになり、翌三年七月六日の町会で「区長及区長代理者規程」として議決されたが、町名地番変更にともない一九区に縮小された。

区長及區長代理者規程

第一條　本町ヲ左ノ十九區ニ分チ毎區ニ區長及區長代理者各一名ヲ置ク

區名　區域

第一區　表町ノ一部王子町錦町界延長線ヲ分界トシ其ノ北部王子町ノ一部停車場通市街地ヲ分界トスル區域及鐵道官舎
東町ノ一部王子町錦町界延長線以北全部

第二區　錦町ノ全部　表町ノ一部王子町錦町界延長線以南東町ノ一部王子町錦町界延長線以南　大字苫小牧町ノ一部王子町錦町界延長線以南國道界區域

第三區　榮町ノ全部　旭町ノ全部　濱町ノ一部榮町大町界延長線海岸ニ至ル以東大字苫小牧町ノ一部國道以南旭町界濱町界以東

第四區　大町ノ全部　濱町ノ一部榮町大町界及大町本町界延長線海岸ニ至ル區間

第五區　本町ノ全部

第六區　幸町ノ全部

第七區　元町ノ全部　彌生町ノ全部　濱町ノ一部本町大町界延長線海岸ニ至ル以西　西町ノ一部西町一番地二番地三番地　大字苫小牧町ノ一部西町彌生町元町界以西　大字小糸魚村界ニ至ル區域（鐵道線路ヲ境界）

王子町　王子町ノ一部停車場通市街地區域及鐵道官舎區域ヲ除ク全部　山手町ノ一部王子社宅區域ヲ除ク全部　大字苫小牧町字坊主山　大字小糸魚村字ウスノ澤マルヤノ澤

緑　町　緑町ノ全部　大字苫小牧町字オテーネ

小糸魚　大字小糸魚村一圓（字ウスノ澤マルヤノ澤ヲ除ク）

錦多峰　大字錦多峰一圓　大字覺生村一圓

樽　前　大字樽前村一圓

植苗北　大字植苗村南一線中心点以東一圓（字美々ヲ除ク）

植苗南　大字植苗村南一線中心点以南一圓（二種林ヲ除ク）

美　々　大字植苗村字美々一圓

沼ノ端　大字苫小牧町字沼ノ端一圓　大字植苗村ノ内二種林　大字勇拂村字遠浅一圓

勇　拂　大字勇拂村一圓（字遠浅及字ニナルカヲ除ク）

ニナルカ　大字勇拂村字ニナルカ一圓

附　則

本規程ハ発布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（『苫小牧町例規（全）』苫小牧町）

その後、この区画は昭和七年には二二区、同九年には二三区、同十二年には二四区と増加し、緑町は第八区、山手町は第九区と改められ、新たに旭町、東町の一部、中野、一本松を第一〇区、別々、植苗西、植苗遠浅、勇払遠浅が加えられた。

区長においては、本人の事情や区域、部落の情況などにより年五、六人の区長が交代していた。このため欠員中事

務の支障ともなったので、昭和六年七月の町会において菊地善吾議員は区長故障あるとき事務執行上支障があるように思うが、理事者は区長代理者を置く考えはないかと質問したのに対し、飯田町長は考究することにすると答えたのである。[9] そして、昭和十年になって区長代理者を置くことにした飯田町長は「選定第二號・區長代理者選定ノ件」として五月十四日の町会に提出し第一区長代理者錦戸豊治など一九名を推薦し、町会は同日これを選定議決した。これによって、ようやく苫小牧においても区長、区長代理者がそろったのである。

この区は、特に市街地においては区会舘を建設し、一時は活発な区自治活動も行われ、お祭りなどでは各区がきそって獅子舞、櫓御輿などの協賛行事に参加したりしたこともあった。区は一区町内会、二区町内会と呼ばれ町内組織としての要素も持っていたのである。

しかしながら、第二次世界大戦への気運が高まるにつれ、この区制は再検討されることになり、苫小牧町は昭和十六年二月二十四日、これを正式に廃止したのである。

こうして新たな局面を迎えたわが国は町内会、部落会を大政翼賛会運動の下部組織としたが、苫小牧においてもその上部会として町常会が設置されたのである。

建町記念日の設定　苫小牧町は、町村振興の基根は自治精神をひたすら養い育てることであるという基本にたつて、これを確立するための建町記念日を設定した。そしてまた、これは寒気と粗食にたえ、ひたすら開拓精神にもえて今日の苫小牧を築き上げた先人の苦労と努力に感謝し、この先人の意志を永く後輩に伝える義務があり、町民一人一人がこれを自覚するためでもあった。

今ヤ當町更生ノ期ニ際シ、大苫都建設ノ意気熾烈ナルモノガアル、須ラク過去ニ於ケル開拓變遷ノ跡ヲ尋ネテ其成敗ノ因テ來ル所ヲ知リ、先輩ガ開拓ノ第一線ニ立ツテ如何ニ奮闘シタカ過去ノ事情ヲ調査シ以テ現在ノ狀況ヲ知ルト共ニ將來大計画指針タラシメナケ

レバナラヌ
更ニ新天地ニ活躍スベク奮起シ、祖先墳墓ノ地ヲ後ニ故郷ヲ離レテ、山海萬里ノ原始ノ野ニ山ニ移住シテ開拓ノ第一線ニ立チ、寒気ト闘ヒ、粗食ニ甘ンジ、アラユル艱難辛苦ヲ嘗メテ此土建設ニ精勵苦闘シテ此町ヲシテ今日アラシメタ先輩ニ對シ、感恩誠意ヲ披瀝シ満腔ノ感謝ヲ捧ゲ、更ニ先人ノ意志ヲ永ク傳フルハ是レ將ニ後輩タルモノノ務メデアル、自覺アル町民トシテ當然ノ道デアル、茲ニ建町ノ記念日ヲ設クルモ亦此意味ニ外ナラナイ

（『苫小牧町建町記念日ニ就テ』昭和八年　苫小牧町）

苫小牧町はこの建町記念日を設定するにあたって、当時苫小牧町史編さん者であった田中正太郎東小学校長にその候補年月日について依頼し、次の五候補をあげたのである。

一、天正十七年　当地方が松前藩（武田）家臣に采邑として漁場が与えられた。
二、明治二年　開拓使（箱館府）が勇払に役所を置いた日
三、明治六年十月二十七日　開拓使出張所を勇払から苫細（苫小牧）に移した日
四、明治十四年九月二日　明治天皇御巡幸日
五、明治三十五年四月一日　二級町村制を実施し現在の区域を以て自治制をひいた日

当初はこの五候補があげられたが、常設委員会などにおいて検討した結果、①日時が明確であること、②現在最も多くの町民に関係の深い日、③将来において恒久性を有する日、④分村した他の町村よりも古いことが、その選定方針とされ、御巡幸日は別に式典を行うのが当然で、これと併せて行うことは考えものであるということになり、結局この標準に合致するのは第三の開拓使出張所を勇払村から苫小牧村に移した日こそが、苫小牧が政治的に、交通的に重要なる地位を占める日で、その事実は開拓使公文書「勇払郡字苫細ニ出張所其他轉築ノ儀ニ付奉伺候書付」において明らかであることから、飯田町長はこの日を建町記念日として選定し[10]、昭和八年二月二十五日の町会に「諮問案第一

號・建町記念日設定ノ件」として提出したのである。

諮問案第一號

建町記念日設定ノ件

町村振興ノ基根ハ自治精神ノ涵養ニ在リ本町ハ之カ確立ヲ期セントシ左記建町記念日ヲ設定セントス之ニ對スル意見ヲ諮ル

記

十月二十七日

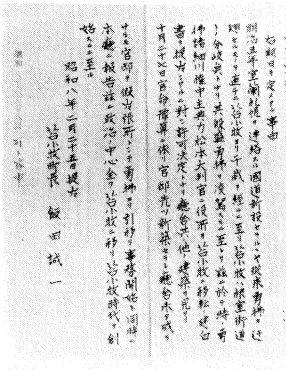
右期日ヲ定メタル事由

明治五年室蘭札幌ヲ連絡スル國道新設セラルルヤ従來勇拂ヲ迂廻セルモノヲ直チニ苫小牧ヨリ千歳ヲ経ルニ至リ苫小牧ハ根室街道ノ分岐点トナリ其殷盛勇拂ヲ凌駕スルニ至レリ茲ニ於テ時ノ勇拂詰細川權中主典カ松本大判官ニ役所ヲ苫小牧ニ移転ノ建白書ヲ提出シタルニ對シ許可決定トナリ廳舎其ノ他ノ建築ヲ見タリ

十月二十七日官命豫算ニ依リ官邸先ツ新築セラレ廳舎未タ成ラサルモ官邸ヲ假出張所トシテ勇拂ヨリ引移リ事務開始ト同時ニ本廳ニ報告茲ニ政治ノ中心全ク苫小牧ニ移リ苫小牧時代ヲ創始スルニ至ル

昭和八年二月二十五日提出

苫小牧町長　飯田誠一



建町記念日設定の諮問案
（昭和８年）〔苫小牧市議会蔵〕

（『議決書』昭和八年　苫小牧町会）

この諮問案に対して町会は同年二月二十八日「可と答申」し、ここに苫小牧の開基となった建町記念日は正式に決定したのである。

答申書

昭和八年二月二十五日建町記念日設定ノ件御諮問ニ依リ審議候處御諮問ノ通設定可然ト決シタルニ付此段及答申候也

昭和八年二月二十八日

苫小牧町會議長
苫小牧町長　飯田誠一

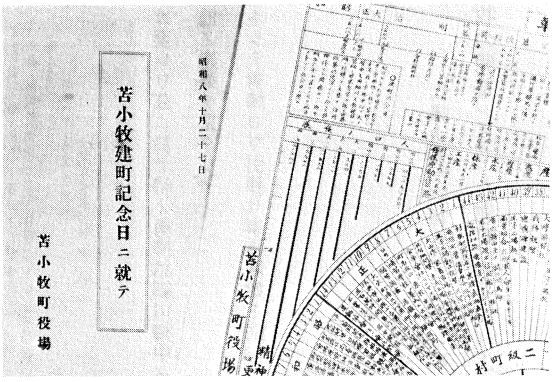
苫小牧町長　飯田誠一殿

（『議決書』昭和八年　苫小牧町会）

こうして、苫小牧の建町記念日は設定されたが、同年十月二十七日の第一回建町記念日には全町各戸が国旗掲揚、午前九時から郷社樽前山神社において奉告祭を執行した。さらに同一〇時から公會堂において記念式を挙行し、町史の概要を収録したパンフレット及びリーフレットを印刷、町在住六〇年以上の遺族と官公職員に対し記念品とともにこれを贈り苫小牧の更生を期したのである。

しかしながら、この建町記念日設定にあたって重大な誤りがあったのである。それは、勇払郡開拓使出張所が勇払村から苫小牧（苫細）村に移転した月日で、これが建町記念日おいて設定した日より一カ月早かったことを、本市史編集長堀江敏夫が発見し、市史編さん委員会にもかけられ、苫小牧の開基、すなわちこの建町記念日の日を『明治六年九月二十七日』と正式に変更決定したのである。(11)（注　第五編行政史勇払郡開拓使出張所の移転参照）

町吏員と名誉職員　昭和二年六月十四日の町会において三選された鈴木善治町長は翌三年三月一日、病気のためこれ以上町長の職務を全うできないとして、退職申し出があり、同月五日の町会に田原助役より報告があった。そ



第１回建町記念日の日に贈られたパンフレットとリーフレット　（昭和８年）〔堀江敏夫蔵〕

して、同日鈴木町長の月俸を二三〇円に昇給することを議決したが、これは退職する町長の退職手当金など少しでも増額させてやろうとする町会の配慮で、当時はこうした例は少なくなかった。同町会において鈴木町長の退職も止むを得ないということになり全員異議なしをもって決定し、鈴木町長は退職したのである。同町会の議事終了後、鈴木善治は次のようにあいさつした。なお、鈴木は同年十一月に江別町長となった。

昨年三度改選ニ際シ各位ノ御同情ニ依リ再選ノ栄ヲ得マシタ、然ルニ一年モ経サルニ退職スルコトハ汗顔ノ至リテアリマスカ本年ノ一月以来神経衰弱症ニ罹リ日々不眠ノ状況ガ續キ医師ノ診察ヲ請ヒシニ此ノ際閑地ニ在リ安静ヲ必要トスルノ勧告ニ依リ退職ノ申立ヲ致シマシタ処、幸ヒ御承認ヲ得此ノ上ハ充分療養致ス考テアリマス、顧スレバ当町ニ職ヲ奉シテヨリ十二年、幸ヒ大過ナク執務シ得タコトハ議員各位ノ愛町ノ精神ノ発露トシテ深ク感謝ノ意ヲ表スル次第デアリマス、後任者ニ就テ町ニ御迷惑ヲ掛ケルコトトナリマシタガ助役ハ事務ニ精通シテ居リマスシ事務モ大方片付後整理ヲ致スノミナレバ町勢運用上支障ナキモノト信シマス、茲ニ御挨拶ヲ申上ケマス

（『苫小牧町会会議録』昭和三年　苫小牧町会）

これに対し、小保方卯市議員は特に発言を求め、鈴木町長の尽力をたたえ、その退職を惜しむあいさつをした。

私ハ僭越乍ラ御挨拶ヲ申上ケタイト思ヒマス、鈴木君ハ就職以来十二ケ年一意本町ノ隆昌ニ盡力セラレ多大ノ事蹟ヲ残サレタ、町長ニ奉職サレタコト三期其ノ間、大正十年未曽有ノ大火復旧ニ関シ尠カラス努力ヲ拂ヒ町民ノ安定ヲ得タコト與カアリ其ノ後工業学校、女学校ノ設置問題ノ解決ニ依リ町ノ進展ニ寄與シ勇拂原野ノ開発モ仝氏ノ力ニ依リ曙光ヲ認メ得ルニ至リタル等、本町ノ将来亦多事多端ニシテ仝氏ノ盡力ニ俟ツヘキモノ多キトキニ際シ退職セラルルコトハ洵ニ遺憾ナルモ病気ノ為トアレハ洵ニ止ムヲ得ナイ、此ノ上ハ充分療養セラレテ将来共本町ノ為御指導ヲ願ヒタイ、私ハ町長ノ退職ヲ惜ムカ故ニ茲ニ御挨拶ヲ申上クル次第テアリマス

（『苫小牧町会会議録』昭和三年　苫小牧町会）

しかしながら、鈴木町長の退職にはもっと別のところに理由があったと思われるのである。鈴木町長は土地問題で

一部の町民から批判をうけ、この問題に係る町民大会が開かれたほどで、昭和二年六月十四日の町会に「町長選擧ノ件」が提出されるにあたって、町民大会決議実行委員石川榮太郎外一〇名から、現町長にはいろいろとよからぬうわさもあり、町長選挙にあたっては特に厳正に行つてほしい旨の請願書の提出があった。そして、杉本福松など一部の議員から「本日ノ本町會ニ於テ本件ヲ審議スルハ良心ニ問ヒ当ヲ得ザルモノト考ヘマスガ、總テ大勢ニ順應シ町平和ヲ考慮致シマシテ賛成致シマス」[12]と消極的な賛成派もあって、同日町長選挙が行われたが、あくまでも鈴木町長に反対する議員もあって、有効投票一六票のうち白票二票があった。鈴木町長の三選は満場一致ではなく過半数以上の票を得ての当選であった。そして、その後もこのしこりが残り、一年後にして町長退職に追い込む結果となったのである。

鈴木町長の退職によってしばらくの間苫小牧町長は空席となり、この間助役田原善吉が苫小牧町長代理助役として町会議長代理をつとめた。そして、町長退職後三カ月を経過し昭和三年六月十六日の町会に相武吉治郎議員より「町長選挙ノ件」が提出されたが、一日も早く町主脳者を決定すべきであるとする派と、町長問題は重大なので、突然決定して紛議を生ずるようなことがあっては困るのでもっと時間をかけるべきであるとする派に分かれ、同日は何ら進展せず、この問題は十六日に持ち越されたのである。そして、この日ももめにもめた後、選考委員九名を選出し、これらの人びとによって具体的な交渉が進められることになった。そして、同年七月十九日の町会に「町長選挙ノ件」が提出され、選考委員長より本町長に前根室支庁長の飯田誠一を最適任者として認める旨が告げられ、満場一致による指名推薦により、飯田誠一は二代目苫小牧町長に当選した。飯田町長は同年九月十七日の町会から議長をつとめたが、就任後初の町会で町長としての所信の一端を述べるとして、勇払原野の開発、上下水道の布



二代目町長　飯田誠一
〔苫小牧市史編さん室蔵〕

設、漁港の築設、財政の確立をあげ、**これらを当面の問題と考え苫小牧発展のために尽くしたいとあいさつした。**

一方、大正三年以来苫小牧村・町の収入役をつとめた川村銀太郎も同年十一月二十三日をもって退職した。飯田町長としては、苫小牧町の年間予算は三〇数万円に達し、全道においても大町村の一つであり、いつまでも収入役代理者において事務を取扱うべきではなく、自治制上三役として極めて重要なる機関であることから、その選定を進めていた。まず、自治制の常道として地元において適当なる人材を求めようとしたが、適任者はあっても他で奉職しているため、承諾が得られなかったり、役場内から起用も無理であった。収入役は会計事務の専門家で、金銭の取扱者として人格の点で信用が深く、高い人物でなければならないということから、地元での選定をあきらめ、かつての部下でもあった根室支庁主任の鹿毛奥太郎を常設委員会の賛成も得て昭和四年一月十一日の町会に推薦したのである。

ところが、この町会においてある議員から町長、助役、収入役の三役はその組合せが悪ければ役場内の統制を欠く点も多く、三人のうち一人は地元の者から選ぶべきであるとして、この選定に反対し、理事者は本案を撤回する意志はないかとせまったのである。しかし、飯田町長は地元については十分調査済みであり、適任者はないので原案を撤回する意志は全くないと突っぱねたので、地元採用派も本町に収入役として適当の者が見当らないというのであれば致し方ないということになり、結局は満場一致をもって鹿毛奥太郎を苫小牧村・町の三代目収入役に選定議決したのである。(13)



収入役　鹿毛奥太郎
〔鹿毛正三氏蔵〕

その後飯田町長は、昭和七年二選、同十一年には三選された。田原助役は昭和五年、同九年と再選定、収入役鹿毛奥太郎についても昭和八年、同十二年にそれぞれ選定議決をうけ、この期の三役には全く変動がなかった。

一般職吏員についてみると、課、係名には変化なく、人員について人口

町予算の増加に比べ少なく一〇年間に一〇名の増加があったが、昭和六年には不況により人員整理も行われ大幅に減少していた。しかしながら、吏員、特に書記の新任、退職が多く町会でもこの問題がとり上げられ「理事者ハ採用ノ当初ニ於テ其ノ詮衡ニ遺憾ノ点ガアルノデハナイカ、其ノ欠点ヲ補フ為ニ先ヅ第一策トシテ試験制度ヲ設ケ且ツ人格方面デモ充分考慮ヲ拂ヒ厳ニ採用スル様ニシテ欲シイ」[14]、これに対し飯田町長は多くの市町村では試験制度を行つていない、**将来採用にあたっては選考に一層意を払うとしたため、再び議員から試験制度において委員に相当の識者を置き、**常設委員にも諮問して採用する意志はないかとせまった。だが、町長は吏員の任命権は町村長にある、常設委員など先輩の意見を聴取して採用するなど制度上にもなく、その意志は全くないと退けたのである[15]。

これは非常に型破りで、常識外の質問であったかもしれない。しかし、当時としてはこうさせる理由が幾つかあったのである。職員の金銭横領から端をはっした職員の綱紀粛正問題、財政縮小を補うため五〇歳以上の職員を採用しないとしながら、これを採用したなど、町会としてもだまつておれない状態にあったのである。

一般職員数とその異動

年次	書記	技手	書記補	技術員	掃除巡視	電工	雇	臨時電工	給仕	使丁	計	書記任免	技手任免	書記補任免
昭和三年	一三	三	四	一	一	九	五	一	二	三	三九	四	一	二
四年	一二	三	二	一	一	五	一二	五	二	三	四五	一	一	二
五年	一〇	三	四	一	一	六	一一	五	二	二	四四	一	二	一
六年	八	三	五	一	三	六	五	四	二	二	三八	一	三	一
七年	七	三	六	一	一	七	一四	二	二	二	四四	一	二	一

昭和 八年	一〇	三	五	―	三	七	九	二	二	二	四三	五	二	―	―	四	五
九年	一三	三	五	一	一	七	九	二	二	二	四五	五	二	―	―	二	二
十年	一三	三	四	一	一	七	九	二	二	二	四四	四	三	二	一	―	四
一一年	一二	三	四	一	一	七	一一	二	二	二	四五	―	―	―	―	―	―
一二年	一九	五	―	―	一	八	一〇	二	二	二	四九	―	―	―	―	―	―

（『事務報告』苫小牧町各年より作成）

昭和十二年十月六日の町会に「有給吏員定員改正ノ件」が提出されたが、これは大正十二年一月二十六日の町会で議決決定したものであったが、当時二級町村制の名残りがまだ残っていて、この制定にあたっても書記は地方費によって給料が支給されるもの、書記補については町村費より支給されるものの区別によって定められたものであった。しかしながら、二級町村制において地方費より給料が支給されるものは上席者で、書記補はいわゆる事務補助者たる意味をもっていたので、一級町村制後もこの制度にしたがい書記は上席者であった。普通書記補を経て書記に昇任していたのである。

だが、町村吏員に人材を得るためにもこの区別をなくし、これを書記に統合し、定員も二〇名と増し、技手も三名から七名に増員されたのである。そしてまた、有給吏員給料表も次のように定められた。

職名	區分	給料額	職名	區分	給料額
町長	月俸	三百圓以内	収入役	月俸	百五十圓以内
助役	月俸	二百圓以内	書記技手	月俸	百二十圓以内

（『苫小牧町例規（全）』苫小牧町）

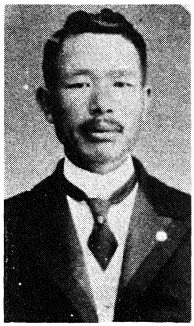
一方、町名誉職員についての実費弁償などの支給方法については町会議員とその他の町名誉職員である区長(部長)、区長代理者(部長代理者)、常設委員、学務委員、臨時委員、選挙及投票立会人を区別し、「町會議員實費辨償額及其ノ支給方法」と「名譽職吏員實費辨償額及其ノ支給方法」の二つによっていたが、道庁の指示によってこれを併せ『町名誉職員』とし費用弁償、報酬額などの支給方法を一本にし、これを町条例とすることになった。

昭和八年一月二十日には「苫小牧町名譽職員費用辨償額報酬額及其ノ支給方法ニ関スル條例」として提出され、各名誉職員の費用弁償金額が定められた。区長においては第一区から第七区までと、錦多峰、沼ノ端区長が年額二〇円、緑町を一六円としたが、これは同地区の人口増加から事務量も多くなっているとし、これを二〇円に増額、樽前、植苗南、植苗北、美々、植苗遠浅、勇払遠浅の各区長一二円、山手町、小糸魚、勇払、ニナルカの各区長は一〇円と定められた。町会議員、常設委員、学務委員、臨時委員などについては職務に従事した日数に応じ一日二円の費用弁償としたが、町財政事情を考え、これを一円に減額修正した。また、名誉職員には勤務の状況によって年額一〇〇円以内の報酬が支給できるとした。(16)

戦前における町村名誉職員はその名のとおりまさしく名誉職であったが、自己の職務のかたわら、町政に参画し、積極的に町進展のため協力を惜しまなかった。しかしながら、時代の変化と制度の改革によつて町会議員などのほかは、廃止となったり、他の機関となって次つぎと姿を消していったのである。

勇払原野の開発運動　勇払原野の開発は苫小牧がその政治生命をかけて運動を続けてきたものであった。王子製紙の進出によってその西端が開発されると、今度は東側に横たわる一万町歩の開発を考えたのである。まさしく、王子製紙の進出は住民に勇払原野開発を目ざまさせるものであった。

大正十年には町技手横田一義によって勇払原野開発私案が作成されたが、これは町長の賛同を得ていた。そして、



苫小牧町で最初の勇払原野開発計画案を作成した横田一義技手（大正14年）〔苫小牧市史編さん室蔵〕

これは正式な苫小牧町案として町民大会の決議を経て、道会議員小保方卯市の強力なバックアップのもと本町は勇払原野開発へまっしぐらに進むこととなった。

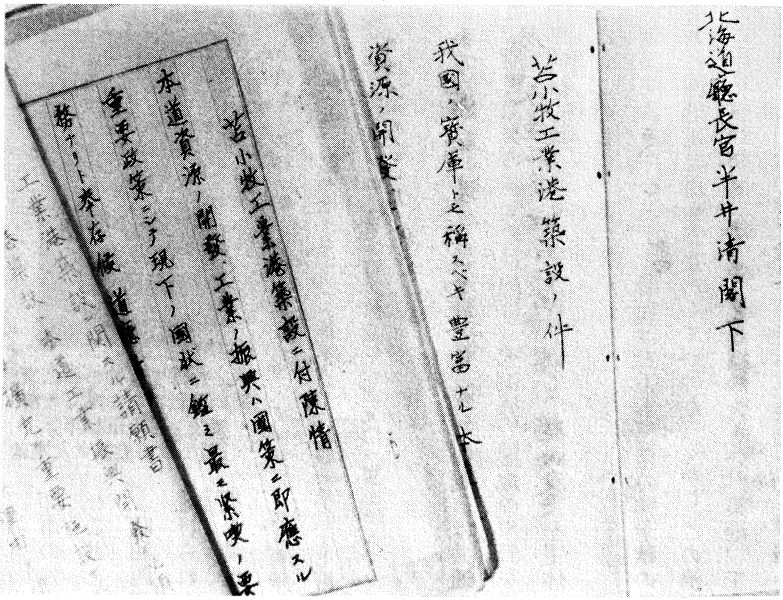
昭和四年、勇払原野開発期成同盟会が結成され、官民一体なる猛運動が続けられた。そして、翌五年、六年には巨費一六万円余をかけ勇払原野排水溝掘さく工事が行われ、前途明るいものがあった。

町將来ノ隆昌ニ関シ國策ノ遂行上重大ノ使命ヲ有スル勇拂原野ノ開発ハ関係各位ノ努力空シカラズ、本年ニ至リ愈々開発起工ノ決定ヲ見、既ニ第一期工事トシテ排水溝第一幹線一里二十七町第二幹線十九町余ノ掘鑿完成ヲ見ルニ到レリ蓋シ十八年以来ノ希望茲ニ成就シタルモノニシテ本町ノ前途ニ一大光明ヲ齎シタルモノト謂フヘク多事多難ナリシ過去ヲ追想シ感慨ヲ深クスルモノナリ

（『事務報告』昭和五年　苫小牧町）

その初期における勇払原野開発と築港問題には共通する点があったにせよ、これが直ちに結びつくものではなかった。原野開発の最大の目的は、火山灰、湿地の原野を排水客土によって農耕適地にしようとするもので、これは昭和十年前後に最も強くさけばれていて、混同農業を主体とする勇払原野一万町歩の開発計画案が胆振支庁より発表されたのもこのころであった。

港湾築設を中心とする開発は大正十三年の林千秋の勇払築港論によつて一時頭角を表したが、この規模も次第に縮小され漁港速成運動と変わっていった。しかし、この漁港の試験工事において当初の目的を達し得ず、昭和十三年ころから勇払原野の開発はもっと規模の大きい、築港、工業開発が一体となつて行うべきであるというように進展していった。そして、『苫小牧工業港ト其使命』『工業港トシテノ苫小牧石狩ノ比較』『苫小牧ト石炭積出港』『工業資源



苫小牧工業港築設陳情書（昭和14年）〔苫小牧市史編さん室蔵〕

ト苫小牧』など一連の工業開発、築港論の私案が発表され、苫小牧町の運動も工業港の築設、工業地帯の設定に変わっていった。

苫小牧工業地帯設定ニ関スル請願書

苫小牧工業地帯ノ設定ハ本道工業振興開発ノ必須要件ニシテ高度國防國家建設ノ重要施設ナルヲ以テ國土計画ノ工業地帯ニ指定速ニ之ヲ實現セシメラレ度ク左記理由ヲ開陳シ及請願候也

昭和十六年　月　日

苫小牧町長　八巻耕三

（『苫小牧町陳情請願書綴』―苫小牧町土木課）

これは本町が、勇払原野を築港の建設とともに一大工業地帯にしようとした最初の公なる請願書であった。そして、その理由書の中で、勇払原野は土地が地味瘠薄のため農耕には適さないが、工場敷地としては理想の地である。気温は寒暑ともに激しくなく、冬期間の降雪量は極めて少ない、交通の要衝、本州との連絡に最短距離である、道内には資源が豊富で、電力、用水にも恵まれているなど、近代新興工業都市としての要件を最も完全に具

備するところであると説明した。

この運動は、その後の苫小牧の方針を完全に決定づけるものとなった。しかしながら、大正初期より具体的に展開された勇払原野開発運動も、部分的にはある程度の成果を見たが、戦前においてはついに実現せず、戦後に持ち越されることになった。

注(1)　堀江敏夫『苫小牧百年あれこれ』　昭和四十八年　苫小牧市
(2)　『北海道議会史』第三巻　昭和三十七年　北海道議会事務局
(3)　『苫小牧町史資料』―陳情集綴
(4)　『胆振中央新聞』　大正十四年四月十八日号
(5)　(1)に同じ
(6)(7)　『苫小牧町会会議録』　昭和六年　苫小牧町会
(8)　『苫小牧町史』　昭和十五年　苫小牧町
(9)　(6)に同じ
(10)　『苫小牧建町記念日ニ就テ』　昭和八年　苫小牧町
(11)　『苫小牧市史編さん委員会書類』　昭和四十七年　苫小牧市史編さん室
(12)　『苫小牧町会会議録』　昭和二年　苫小牧町会
(13)　『苫小牧町会会議録』　昭和四年　苫小牧町会
(14)(15)　『苫小牧町会会議録』　昭和十二年　苫小牧町会
(16)　『苫小牧町例規(全)』　苫小牧町

二　不況下における町政

昭和初期の不況

昭和初期のわが国は、第一次世界大戦時の不況と関東大震災とが重なり、いわゆる金融恐慌の不況時代を迎えたのである。これは、政府の震災手形の処理問題に端を発し、欧州大戦以来の日本経済における矛盾が積み重なって、金融恐慌は最高潮に達したものであった。すなわち、大戦中異常な速度で発展したわが国の資本主義は、戦後の反動的な不況や関東大震災によって大きな打撃をうけた。このため政府は、その都度日本銀行に対し救済資出を行わせて、財界の動揺を防ごうとした。しかしながら、その結果は戦争景気で膨張した企業の整備は進まず、多くの銀行や会社の倒産、休業が相つぎ、同四年にはニューヨーク株式相場の大暴落による世界的経済大混乱となった。そしてまた、欧州の資本主義国では企業の整備を行い、生産設備の高度化をはかつて逸速くこの不況を切り抜けたのに対し、日本はこれに立ち遅れ、この不況から容易に抜け出すことができず、昭和五年、六年は不況のどん底におち、米一俵五円に下落するなど農産物、製品の暴落、都市における失業者のはんらんとなった。

このため、地方自治団体に対しても、「緊縮ニ関スル訓令」が発令されたため、苫小牧においても昭和五年度予算編成において特別の事情あるもののほかは、前年度予算の一五％減とし、当面緊急施設、事業を除くほか新規施設、事業を見合せることにし、既定の歳出についても極力打切り、中止、繰延べ、減額とし、減税に振り向けることにした。この結果、昭和五年度苫小牧町の予算額は二五万六、六三五円となり、前年に比し七万四、八五〇円の減となった。そして、町民一般の負担である地方税付加税戸数割税において一割から二割の引き下げを行い住民負担の軽減を行った。

この不況は昭和六年になってもおさまらず本町の主要財源たる営業収益税付加税（王子からの税金）において三万

五、〇〇〇円、電気事業収入において四、五七〇円という大減収と、臨時費としての失業救済事業費の増があり、苫小牧はじまって以来の財政危機を迎えた。そこで町は、昭和六年度予算計上において戸数割において四、一三四円、一戸平均六円六〇銭と前年に比して一円五銭減という思い切った負担軽減のため、基本財産支消による収入を見込んだが、町会はこれを認めず、町は止むなく人件費、物品費の節減にこれを求め、職員の減俸、書記三名、技手一名の退職をもってこれにあてたのである。(1) 救済事業の起債、それに凶作が重なり、同年二回の追加予算を提出し同年の予算額は二七万九、三九七円となったが、前年度の節減による繰越金四万八、〇〇〇円をもってようやく収支の均衡を得る始末であった。

救済事業と失業対策

苫小牧地方においても、昭和初期の不況の影響をうけ、昭和五年秋には七五人の失業者を数え、これらの人びとは収入のみちがとざされ、失業者たちは途方に暮れていた。

そこで町は、これら失業者を救済するため一、三七四円の予算を計上し道路改修工事に従事させることにし、昭和五年十二月二十日の町会に「失業救済事業施行之件」を提出した。

議案第二号

失業救済事業施行之件

失業救済事業左ノ通施行スルモノトス

記

工事名	工法ノ概要	豫算額	附記
オテーネ道	オテーネ踏切ヨリ火葬場入口ニ至ル延長八六四間、路肩整理、天芝植付盛土路面整理シ、	七〇六円 七五銭	盛土 六五坪 一二八円七〇銭 路面拡張 一二五円二五銭

改修工事	路面幅員狭隘ノ個處二五四間、路面拡張シ猶敷込用砂利（幅二間厚二寸）五七坪採取ス		路肩整理　一一〇円八〇銭 砂利採取　五七坪三四二円
市内オテーネ道及支笏道改修工事	市内オテーネ道（駅前郵便局前ヨリ鉄道官舎横ニ至ル）及市内支笏湖道（駅前ヨリオテーネ踏切ニ至ル）間素掘側溝延長一四〇間掘さく路面撹均盛土整理シ敷込用砂利三一坪採取ス	二四三円	盛土　一八・二坪　三六円 側溝掘鑿　二一円 砂利採取　一八六円
市内三條通及新川通改修工事	1三條通苫小牧川以西隔離病舎入口ニ至ル二九〇間側素掘側溝掘鑿路面撹均幅三間ニ取拡ゲ造成ス	一八五円	道路拡張　一二五円 排水溝掘鑿　六〇円
	2三條通北側自停車場通至九丁目一二五・五間 同自新川通至苫小牧川二七三間計三九四間素掘側溝掘鑿路面撹均シヲナ　モノトス		
市内各道、火葬場道路	市内各道敷込用砂利二〇坪採取	一二〇円	砂利　二〇坪　一二〇円
	火葬場道路延長二〇〇間現在幅員	一二〇円	拡張工事　一二〇円

改修工事	一間半ニ拡張両側主小掘側溝掘鑿セントス	
計		一、三七四円 七五銭

昭和五年十二月十六日提出

苫小牧町長　飯田　誠一

昭和五年十二月廿日　原案議決

（『議決書』昭和五年　苫小牧町会）

一方、この事業に係る財源（歳入予算）をみるとすべて王子製紙の営業収益税付加税の増収に求めているのである。苫小牧町の町税のうち実に七割前後はこの王子製紙の営業収益税付加税であり、不景気につけても、好景気につけても王子の税を頼りにせざるを得ない町財政であったから、当初予算においては相当余裕をもった予算編成をしていた。なお、年が明けてから、三一〇円の失業救済補助として地方費補助があった。

さらに、年末には有志篤志家の寄付による現金六八五円、米二石四斗などを配分、年末年始の生計費の一部にあて失業救済事業の就業による収入とともに辛うじて越年することができたのであった。(2)

しかしながら、昭和六年に入つてもこの不況は一層ひどくなるばかりで、失業者の数も一五一人に達していた。これらの失業者のほとんどが小企業で働くその日暮らしの貧しい人たちで、生活も困窮状態に達していたのである。

町では前年に引き続いて失業救済事業を行うこととし、二月の予算町会に道路改修、林道開さく、用水路掘さくの各工事費として二、〇八九円を計上し、部落の道路工事も行うことにした。しかし、町会では金額上の変更はなかったが、工事内容において大幅なる変更を行い、修正議決をもって決定した。

当初、町の案では道路改修工事として、①市内各道砂利敷工事二五五円、②オテーネ道砂利敷工事三一三円五〇銭、③苫小牧川右岸道土留工事三七〇円、④同暗渠工事三一〇円であった。林道開さく工事では、植苗町有林周囲林道新設工事三六〇円、さらに用水路掘さく工事として第七区用水路延長工事四八〇円であったが、次のように変更となった。

一、道路改修工事
①市内各道オテーネ道改修工事　一、〇〇〇円
②苫小牧川右岸土留工事延長五〇間板幅平均四尺　三〇〇円
③同暗渠工事延長八間半内経二尺五寸管伏設　二八九円
二、用悪水路浚渫　五〇〇円(3)
①市内用悪水路浚渫

その後、同年九月にはウス川尻の火防用水路掘さく工事が失業救済として行われることになり、事業費は計二、五六九円となった。この年の失業救済事業には馬車延べ二〇三台、人夫延べ一、〇七七人が使役され、救済者の保護につとめるとともに、道路修繕、悪水路の浚渫工事などを行ったのである。

凶作救済事業　昭和五、六年の財界不況による失業者の続出に加え、同六年は春季以来気候の不順が続き、一般農作物秋の収穫期を迎えた農民の心は暗く、来年の肥料、種子代はもちろんのこと、いま食べる食糧にもこと欠く状態であった。救済を要する農家は実に七四〇戸に達していたのである。

この凶作の状況は全道各地においても同様であり、昭和六年十一月十六日には臨時道会が招集され、凶作救済資金

追加予算などが議決された。救済方法としては、食料給与、種子給与、肥料資金貸付、土木工事施行の四種類とした。これらのうち土木工事は同六年、同七年の二カ年の継続事業として行い、苫小牧町には次のように配当金額が決められた。

一、食料給与　一八〇円　四、土木工事施行　一万四、八八一円
二、種子給与　四八〇円　計　一万九、七三八円[4]
三、肥料資金貸付　四、一九七円

しかしながら、このうち土木工事費は地方費と町費があり、さらに町費支弁工事費には三分の一は地方費補助で、残額町費については起債が認められ、その利子は地方費より補給するものであった。

昭和六年度土木工事施行費

地方費　二、六八二円
町費　地方費補助　二、八〇八円
町費負担　五、六一六円
計　一万一、一〇六円

昭和七年度土木工事施行費

地方費　二、〇六九円
町費　地方費補助　五六八円
町費負担　一、一三八円
計　三、七七五円[5]

このため、苫小牧においてもこの予算額に基づいて種々の計画がたてられ、飯田町長は十二月十八日の町会に追加予算、起債、凶作救済土木事業計画など凶作に係る一連の議案を提出し議決を得た。

凶作救済土木工事

路線名	箇所数	延長		工種	工費		摘要
小糸魚一号道路	一	一、四七二	米	七	火山灰敷込	三四八 円	七二	巾 三・五 厚 〇・二 七・〇
錦多峰工場道路	一	四、二〇〇		〇	〃及砂利敷込	九九八	四七	巾 五 厚 〇・一五 三 〇・一
樽前登山道路	一	二、六一〇		〇	〃〃	二五〇	五六	巾 四 厚 〇・一二
別々道路	一	一七二		七	土留柵工及盛土	六七〇	三八	
別々通学道路	一	一、〇五六		四	火山灰敷込	一二六	七六	巾 五 厚 〇・一一
旧沼ノ端道路	一	二、九〇三		六	〃穴埋	七六	〇〇	
日高街路	一	三、九二三 四、〇五四		六 五	〃〃穴埋	一〇〇 九三	〇〇 二〇	
美々部落道路	一	三、二八九		〇	火山灰盛土	四五一	八六	巾 二・七 厚 〇・一
植苗北一線道路	一	四〇〇		〇	〃敷込	六八	〇〇	巾 二・〇 厚 〇・二四
植苗北二線道路	一	一、〇五六		〇	〃	五〇	六八	巾 四 厚 〇・〇六
植苗南三線道路	一	六、七二七		〇	〃	三七七	九六	巾 三・六 厚 〇・〇六

（単位米）

植苗トアサ道路	一	二、八二六 米	〇	〃	三〇七 円	三〇	巾四 厚〇・一二
ニナルカ墓地道路	一	一、二四三	六	〃	二七七	八一	巾四 厚〇・二一〇・三〇・二四〇・一
オテーネ道路	二	二、三一一	〇	砂利敷込	三七二	九五	巾三・六 厚〇・〇五
下オテーネ道路	一	二、五六四	〇	火山灰敷込	四六六	二五	巾三・六 厚〇・二四
ワツカナイ道路	一	一、七五六	〇	〃	八二五	六六	巾九・〇 五・〇 厚〇・二 〇・六
旧根室街道	一	九七四	五	〃	一二五	四二	巾五・五 厚〇・〇九
南四条道路	一	一〇一	八	〃	一〇六	一一	巾五・四 厚〇・六
製酪工場道路	一	五八一	八	〃	九四	二〇	巾五・四 厚〇・五
市内各道路	六	一、八二五	一	砂利敷込	八七一	〇一	巾三・六 五・五 一八・二 厚〇・〇五
市内各道路	二二	四、二〇七	三	火山灰敷込	一、〇〇一	二一	巾三・六 五・五 一一・〇 一八・二 厚〇・〇五 〇・一二 〇・九 〇・一五
六丁目道路	一	一六三	六	側溝新設	三六一	一六	
計					八、四二一	六七	

本工事は十二月より直ちに開始され、原則として市街地は直営、部落においては区長の請負として行われ、賃金単価については一日男一円～七〇銭、女七〇銭～五〇銭、馬車二円～三円とし、仕事の内容によって町長において適時に決定施行することにした。また、この工事は救済事業のため、救済を要しない者は雇用しないことにした。

これにより部落の道路は面目を一新したが、昭和五年から七年にかけては全く不況な年であった。

また、昭和七年二月には凶作救済のため貸出されることになった肥料資金について、町は各部落組合と北海道拓殖銀行との間における貸借契約の保証をすることになった。これは各部落が一〇名以上をもって借入組合を組織し、町が戸数、その他の条件などを調査し、配当額を定めたものであった。組合員の資格は借入金額の二倍に相当する不動産その他の財産を有するもの、または信用確実で永住の見込みあるもので、全組合員が連帯借入に異議のないものであった。借入金に対する利息は年四分八厘、三カ年据置、四カ年賦とした。

この凶作救済肥料資金借入組合は、植苗南三〇〇円、植苗北二〇〇円、美々五〇〇円、沼ノ端一〇〇円、ニナルカ一〇〇円、錦多峰一、二〇〇円、樽前八〇〇円、緑町二〇〇円、小糸魚二五〇円、勇払一〇〇円、松田山二五〇円の一一組合、四、〇〇〇円であった。町はこの保証にあたったのである。

漁村失業救済事業　昭和初期の不況は、特に同六年の凶作、さらに漁業不振による漁村失業者の続出と、三重になってあらわれ、さんざんな年であった。

町ではこの漁村失業者救済のため、何らかの救済事業を行う必要があった。そこで、町は築磯を考え、これを一、九〇〇円の予算で漁村失業者による事業として行う計画をたてたのである。しかし、この築磯は古船にて数千回沖へ捨石を沈め、さらに魚粕など魚のエサも沈める計画であったが、実行上困難でもあり、はたしてどの程度の効果があるものか、漁獲上漁民のさまたげになるのでないかなど種々の問題があり、救済事業としては困難となった。そこで



動力捲揚機のなかった時代には馬によって捲揚げていた（昭和８年）〔苫小牧市史編さん室蔵〕

町は漁業組合とも相談のうえこの計画を変更し、魚菜市場前浜に電動力による漁船捲揚機設置に変更したのである。これは、漁業要救済者をもって行うもので、失業者の救済と同時に今後の漁業振興に役立てようとするものであった。費用については一、九〇二円で、うち三分の一の六三四円は地方費補助で、残りの一、二六八円は町債によるものであった。

町では、この捲揚機械設置に先立ち森町に町技手を派遣して調査しており、捲揚機は沿岸漁業上進歩的なものとして提案し、一カ年の維持費は電気料だけで約三〇〇円程度、発動機船五〇〇回川崎船一、〇〇〇回の捲揚能力を見込んでいた。

これに対して、漁業出身議員から漁業家としては有難い計画である。だが、救済事業という点からみた場合、機械器具費と配電費が大部分を占め、救済に要する額はわずか二九六円と余りにも少額であり、これでは救済事業とはならないのではないか、また維持経費の負担関係について具体的に漁業組合との話し合いもついていないので、後日に充分審議したうえで決定すべきであるとの意見があった。(6)

飯田町長は、築磯の場合は大部分が材料費であること、この事

業は失業者救済を目的とするものであり、凶作の道路修繕工事などと同種のものであって後日に延期することはできないとした。このため、ある議員は漁業組合があまり希望していないものを、本町が借金までして押し付ける必要はないではないかと、町会に対する権威問題までに発展し、議場は騒然となった。

そこで議長は暫時休憩を宣し、四五分間の休憩時間に漁業家議員、反対派議員などが話し合い、管理維持費方法に但し書きを加える修正動議によってようやく可決決定したのである。

漁業においては農家における凶作時と違ってそれほど深刻なものではなかった。

財政節減と公会堂の増築計画とその廃止

数年来の財界不況と昭和六年の凶作、さらに翌七年の水害、凶作が重なり農家の疲労困窮も極度に達し、漁業もまた不振にあえぎ、労働者においても王子製紙苫小牧分社（苫小牧工場）においても三〇〇名の大量解雇を行ったのをはじめ、関連企業、日雇労働者においても失業者が続出し、一般商工業者各個の経済もまた同様であった。

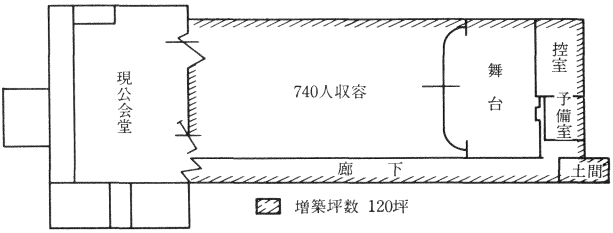
このため町は、昭和七年度予算においても極端な節減の止むなきに至った。だが、前年においても歳出緊縮は徹底的に削減しており、物価高騰もあってこれ以上減縮の余地のないところにまで来ていたのである。それでも、前年度予算を維持し歳出増加を抑制し新規事業は一切中止として、当初予算において二二万三、八二六円と前年予算に比べ五万八、二四七円減じて提出された。

ところが、年度中途より次第に経済安定の方向へと向かい、町財政においても年度末には相当額の繰越金が見込める状態となったのである。そのうえ、東小学校改増築にともない不用材がでることになり、これを利用して町公会堂を増築し、これまで各種会合、集会に狭隘をきたしていたものを解決して各団体の便宜のため、自治の振興、産業の興隆に役立てようとし、昭和七年十一月七日の町会に公会堂増築の件を提出したのである。これは一階平屋建一二〇

坪であったが、舞台付七四〇人収容という堂々たるものであった。

予算の六、九〇〇円は前年度繰越金によって行うものであったから、町としても重要問題であった。しかし、この町会では議案第二号より同十四号まで一括審議されたため、町会は小学校増築問題に終始し、公会堂問題には全くふれることなく原案議決となった。

公会堂増築計画平面図



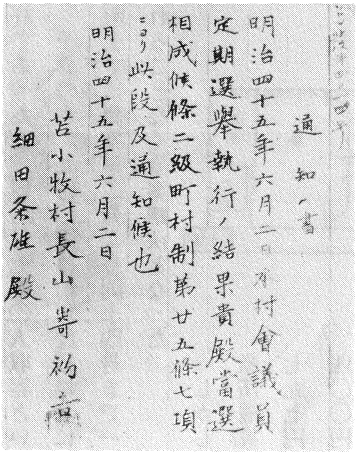
しかしながら、起債による小学校増改築費四万六、六〇〇円、水害、凶作による要救済罹災民および窮民による労務供給請負一万五、二二三円、災害復旧土木費補助四、七九七円、住宅組合および製炭事業転貸資金九、四〇〇円、高利債借替資金二万二、四〇〇円などの追加予算があって、当初予算より一一万三、〇八二円増の総額三三万八、一〇九円の多額に達したのである。そして、町費よりの要支出財源は前年度繰越金に求めることになり、公会堂増築計画はあえなく中止となって、ついにその実現を見るに至らなかったのである。

注（1）『苫小牧町会会議録』昭和六年　苫小牧町会
（2）『目でみる苫小牧の百年』昭和四十八年　苫小牧市
（3）『議決書』昭和六年　苫小牧町会
（4）（5）『事務報告』昭和六年　苫小牧町
（6）（1）に同じ

三　王子製紙と町政

王子社員の町政参加

王子製紙苫小牧工場は、明治四十三年九月本格的な操業を開始したが、操業早々苫小牧村民には全く予期しない出来事が起こった。それは例の廃液問題であった。操業開始前の同四十年四月の村会で王子製紙側の弁明により飲料水、火防上、魚族棲息上支障なしとして苫小牧川使用承諾を議決した村会であったが、この廃液が沿岸漁業にも影響すると恐れた漁民たちは水産組合が中心となって王子製紙に対して廃液除害設備、この被害に対する組合員救済などについて交渉したが、王子側はこれをとりあげようとはしなかったため、ついに漁民代表五名は同四十三年十二月村長、道庁に陳情書を提出したのである。道庁においては重要な問題であるとし、室蘭支庁長に対し再審を命じたのである。室蘭支庁長はこれをうけ二級町村制第三〇条により苫小牧村会に対し再検討を諮問した。村会では諮問委員会を設置し、廃液問題は再び村会を舞台として論議されることになった。


通知書
明治四十五年六月二日ノ村會議員
定期選舉執行ノ結果貴殿當選
相成候條二級町村制第廿五條七項
ニヨリ此段及通知候也
明治四十五年六月二日
苫小牧村長山﨑初音
細田粂雄殿

村会議員当選通知書
（明治45年）〔苫小牧市史編さん室蔵〕



王子製紙より初の村会議員となった
細田粂雄　〔王子製紙社史より〕

このため王子製紙としても村会の動きを知る必要があった。そこで、明治四十五年六月二日の村会議員定期選挙にあたり、当時庶務係長であった細田粂雄を村会に送り込んだのである。

細田粂雄は王子製紙側か

ら村政に参加した最初の人であったが、当時は積極的な村政参加というよりはむしろ村会、村役場内部の様子をみようとするものであった。なお、細田は大正三年にも再選され村会に参加した。

王子製紙が町政に対し積極的に参加し、強力な意見を述べるようになったのは、苫小牧が一級町村制を実施し、町会が自治機関としての大きな権威と実権を握るようになった大正八年の町会議員選挙からであった。

この年王子製紙は、庶務課長伊東祐啓を筆頭に、軽便鉄道役員の伊藤徳太郎、工務関係の角義道、倉庫係長の関信止を立起させたが、全員当選し、苫小牧の町政に参画したのである。同十一年の半数改選には新しく石田良澄、加藤藤太郎が加わり、関信止は退職したが前期より引き続き議員である伊東祐啓、角義道、伊藤徳太郎と合わせ五名となった。

大正十四年の改選では伊東祐啓、後藤国晴、伊藤徳太郎、それに角義道に代わって山形武夫が当選し、前期より引き続き議員と合わせ六名であったが、後藤国晴は退職したものの、昭和二年四月に補欠選挙が行われ、この時丸武之助、小林準一郎の二名が当選し、王子側の勢力は二〇名中七名を占めるに至った。



王子工場長兼町会議員であった
長谷川源六
〔王子製紙苫小牧工場50年誌より〕



王子工場長兼町会議員であった
高田良作
〔王子製紙苫小牧工場50年誌より〕

昭和三年には前年の北海道一、二級町村制の大改正によって町会議員選挙もいわゆる普通選挙によって行われたが、伊東祐啓は転任

のため姿を消し、定員は二〇名から二四名となり、王子側から石田良澄、山形武夫、加藤藤太郎、丸武之助、小林準一郎、高田良作、長谷川源六、山田健の八名が当選した。特にこの中で、長谷川源六は昭和六年四月から同九年四月まで苫小牧工場長であったが、多忙なため欠席がちであったけれど、同七年の改選期までの約一年間の十二日の町会中五日間出席しており、同六年十二月十八日には署名議員となり、翌七年五月二十五日のこの期最終町会出席を最後に次の町会議員選挙には立起しなかった。また、高田良作についても工場次長格であり、昭和九年四月より同十六年十二月まで長谷川源六のあとをうけ苫小牧工場長となった人で、同九年四月から同十一年五月まで工場長兼町会議員であったが同十一年二月二十七日の町会署名議員をつとめた。高田良作についても工場長就任後の同十一年五月の町会議員選挙には立起しなかった。

昭和七年の町会議員選挙は定員三〇名となり、王子側から小宮良吉、金子裕、石田良澄、高田良作、末広耕三、高木鎌五郎、高野久次、村尾能夫、それに伊東祐啓が再び苫小牧に戻り当選、計九名となったが、村尾能夫、末広耕三、石田良澄、金子裕の四名は途中で退職、代わって丸武之助、沢野信、中道徳蔵が補選で当選した。昭和十一年の選挙には高野久次、栗田正己、太田武雄、丸武之助、沢野信、野中豊作、小宮良吉、中道徳蔵、高木鎌五郎の九名、同十五年の選挙には高柳武夫、斉藤昇平、栗田正己、沢野信、野中豊作、長井弘六、瓜生保治、中道徳蔵、高木鎌五郎の九名で、同十九年の補欠選挙には渡部慶治が当選した。

戦前における王子製紙の実質的な町政参加は大正八年の一般町村制の実施時からはじまり、町会議員の定員増とともに四名から五名、六名、八名、九名と増加していった。この間、工場長としての町会議員もあり、その他の議員もすべて工場幹部で、いわゆる社員ばかりであった。王子製紙では選挙前に票割りをしていたから全員当選であったが、これが一度だけ狂ったことがあった。それは、昭和十一年の選挙で、前年町村制の特免によって公民権を得た当時庶

務課長長井弘六の落選ただ一回だけであった。この時は公民権の特免を得ての立起であり、王子としては初めての落選者をだしたため、関係者の動揺は大きかったし、町内でも一つの話題となったほどであった。(1)

当時の町会は個人の発言が大きなウェイトを占めていたが、王子側議員が町会において積極的な発言をしたのは大正期であった。中でも伊東祐啓、伊藤徳太郎は町会でも恐れられていた人物で、その発言によっては、町長は一旦提出した議案もあっけなく撤回することさえあったのである。そのよい例として苫小牧工業学校設置の際、大正十年十一月以来その設置について議論され道庁にも陳情し、道会においても大正十二年度に苫小牧町に工業学校設置を議決していた。ところが、同十一年十二月二十日の町会に町長は工業学校校舎新築費寄付金借入の件を提出し、いよいよ工業学校設置も決まろうとしていたが、この議案説明が終わるといきなり伊東祐啓議員が発言を求め「輿論ハ元ヨリ中学校ヲ希望シ居ラルルヲ以テ今一度道廳当局又ハ参事會ニ折衝シテ而シテ后本案ヲ決シテハ如何デアリマスカ」(2)との爆弾発言があった。あわてた議長(町長)は直ちに暫時休憩を宣し、協議することになったが、工業学校を中学校に変更し、これが難しい場合は工業学校にすることにし、町長はこの議案を撤回したのである。

しかし、その後の折衝において道庁では工業学校決定済みということではねつけられ、町民有志会(一区より七区にいたる各区ごとの)においても工業学校を望む者がほとんどで工業学校設置がやっと決まったのである。王子が中学校を望んだのは社員の子弟教育のためで、中学校設置を本当に望んでいたのは王子社員だけだった。

昭和に入ってからの町会は王子側議員の発言が少なくなってきた。特に王子に関係する問題には発言を差し控えるところさえあった。この時点では町財政はもちろんのこと、町の実力者たる町会議員にしても多かれ少なかれ王子の恩恵をうけていたから、王子側は黙っていても王子の考え方に沿って決まっていったのである。工場長議員がいればなおさらのことであった。苫小牧の町税のうち半分以上、多い時は八〇%以上も王子が納めていたから町会における王

子の力はその数だけではなく、行政執行面においても大きな影響力を持っていたのである。

王子におんぶした町財政

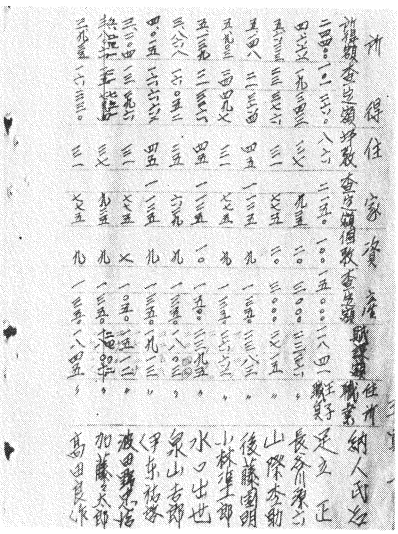
王子製紙が操業を開始する前の明治四十二年、苫小牧の村税収入をみると、一万七、〇一三円で、そのうち戸数割が一万一、八六一円で全体の六九・七%、水産税割が三、二二七円で一九・〇%、この二つの税でもって八八・七%を占めていた。

したがって、王子製紙の操業前には苫小牧の村税は住民の直接負担である戸数割と主産業であった水産税割に頼っていたのである。ところが、王子製紙が操業を開始するとこの税負担割合は一変してしまった。これまでの戸数(別)割に代わって王子などの所得税に対する付加税が五一・三%を占め第一位、次いで戸数割、営業税割の順序となった。また、大正十年度において王子製紙が納めた町税は、地価割で約四五%の四〇九円、所得税・営業税割で約七万五、〇〇〇円で、これだけでも町税の六三%であったし、個人税である戸数割では大正十二年度戸数割賦課議案を見ると王子工場長の年間所得は二万四、四〇〇円で税額一一八円課長クラスで所得四、〇〇〇円以上六、〇〇〇円までであったが、税額は二二円

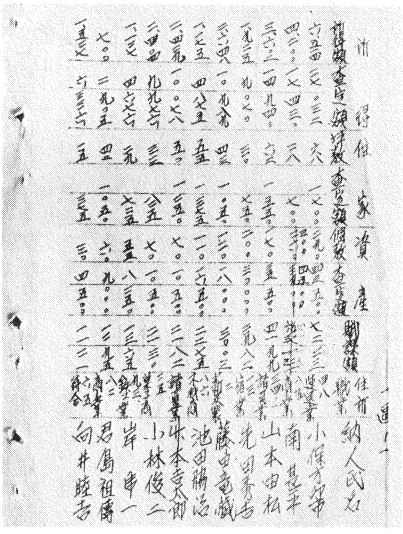
王子製紙操業前と操業後の税負担額

科目	明治四十二年			大正十年		
	金額	人員	%	金額	人員	%
地価割	五二円	二一五人	〇・三	八九一円	一人	〇・七
所得税割	六二〇	九九二	三・七	六三、八九四	—	五一・三
国税営業税割	四〇三	一一三	二・四	一七、二四三	—	一三・八
戸数割	二、八六一	四、五二八	六九・七	二一、七九一	—	一七・五
地方税営業税割	一四一	五四八	〇・九	二、〇八八	—	一・七
地方税営業税割	六七七	四三三	三・八	一六、五一九	—	一三・三
水産税割	三、二三七	四三	一九・〇	九八五	—	〇・八
特別税漁夫割	三三	一、二六七	〇・二	(遊興税割)一、〇〇〇	—	〇・九
計	一七、〇一三	八、四七八	一〇〇・〇	一二四、四九一	—	一〇〇・〇

(『苫小牧村勢一班』明治四十四年、『苫小牧町決算書』大正十年)



王子製紙幹部の戸数割税額
（大正12年）〔苫小牧市史編さん室蔵〕



苫小牧の代表的住民の戸数割税額
（大正12年）〔苫小牧市史編さん室蔵〕

から三八円であった。一〇円以上の戸数割税を納める者が王子には三五名もいたのである。職工については二円から四〇銭程度の税負担であったが、一、〇〇〇名を超す数であったからその額も相当額に達しており、苫小牧の町税は直接、間接を加えると王子製紙の負担は実に七〇％を超えるものであった

これを同戸数割賦課議案によって住民と比較すると、当時苫小牧でも最も上流階級にあったといわれる人を参考までにあげると、王子の下請け・漁業をしていた中村捨次郎が所得一万三、〇〇〇円、戸数割税一六二円であった。当時の戸数割は年間所得、住家、資産の三つをもって評価していたので所得の割に税割が多いのである。次いで、王子の運搬全般を請負った小保方卯市は所得六、五一四円で税八二円、文房具店の中原伊勢蔵は六、二〇〇円の所得で税七八円、雑貨店・地主の高橋久太郎は五、三五九円の所得で税一〇九円、雑貨・呉服の南甚平四、二〇〇円の所得で税七一円、雑貨の宮本六太郎は四、〇二二円の所得で四五円の税であった[3]。また、王子関係者外で町内における一〇円以上の多額納税者（戸数割のみ）は六九名であった。

このように、王子製紙の操業によって苫小牧町の税負担は変化したが、戸数割そのものも金額のうえでは増加しているが、人口の急激な増加によるもので、明治四十四年の戸数割一戸平均負担額は七円八九銭であったのに対し、大正十年には五円五九銭と減っていた。しかしながら、この負担減によって住民の生活が楽になったかというと決してそうではなかったのである。苫小牧は王子職工、関連企業の日雇人夫、収穫の少ない農家、不漁になげく漁民など低所得者層が人口の八割を占めていたからである。町としても人口増にともなう学校など公共事業の続出により、一見豊かに見えた町財政も苦しいものがあった。

こうした王子製紙におんぶした町財政は安定していたともいえる。しかし、それはちょっとした企業の変動によって破綻をきたす恐れもまた十分に持っていたのである。そして、この破綻がついにやって来た。それは昭和初期における財界不況のあおりをくって王子製紙も、その初期には設備の改良と合理化によって何とかきりぬけたが、同六年に至って三〇〇名の職工を解雇したのである。このため、王子製紙の営業収益税（昭和二年より税制改正により、所得税割、営業税割に代わって営業収益税割付加税となる）を大幅に減額するという町財政の一大危機を迎えたのである。

昭和七年二月二十四日、開かれた「昭和七年度苫小牧町歳入歳出予算」町会において、前年度予算より五万円も減額した予算を提出し、その説明において飯田町長は、当時の主要財源である町税の大宗たる営業収益税付加税、その他の減収底止するところなく、歳出予算を抑制し新規事業の如きは一切中止し、この難局を善処すると述べた。この予算案に対して、杉本福松議員は、町税の半分は王子製紙が負担しており、一人が多額の納税をすることはその変動によって町財政にも動揺を来たすもので、これは平素より準備しておく必要があるのではないかと飯田町長にせまったのである。

今迄町税ノ半ニ近イ額ヲ王子會社ガ負擔シテ居タ為、將来ノ財政ニ不安ヲ感ジテ居タ者デアリマスガ遂ニ斯様ナ結果ニナリマシタ、

私ハ以前ヨリ斯様ナコトニナルコトヲ考テ居リマシタ、理事者ハ昭和八年度ニ於テ六年度同様ニ復旧スルヤ否ニ就キ如何ナル考ヲ有セラルルヤ

一人ガ多額ノ納税ヲ為シ其ノ変動ニ依リ町財政上ニモ動揺ヲ来ス様デアッテハ大ニ考慮ヲ要スル所デ、之ハ平素ヨリ準備シナケレバナラナイノデアリマス、依テ今ヨリ来年ノ準備ヲ講ズル必要ガアルト思ヒマス、然ラサレバ来年度ニ於イテ行詰ッテドウスルコトモ出来ナイ結果ニナラナイカヲ憂フルモノデアリマス

（『苫小牧町会会議録』　昭和七年　苫小牧町会）

これに対して飯田町長は、この難局をのり越える方法として、増税、新税、歳出緊縮の方法があるが、町民の負担を軽くするためできるだけ歳出緊縮を行い、場合によってはある種の増税も止むを得ないとし、来年度の予算準備については「八年度ニ於テハ好転スルモノト信念ニ基イタモノデアリマス」[4]とあんに王子製紙の税におんぶする姿勢を貫いたのである。

この町会では、町財源涵養の方法として公営企業からの財産収入を求めることが理想的な方法であるとの中島誠次議員の発言もあったが、町長は公営企業としては上水道などどうかと思っているが、これも直ちに収入になるものでなく、数年間は補給しなければならないと実施には極めて消極的であった[5]。この結果、苫小牧ではすでに立派な上水道計画がありながら、戦前においてはついにその実現はみなかったのである。

昭和八年を迎えると飯田町長の断言どおり中央財界の好転により町財政も再び潤いを見せはじめるかに見えたのである。しかしながら、同九年になってまたまたやっかいな問題が起こった。それは同八年、三大製紙会社が合併したため王子製紙は同九年度より各事業地の損益計算は一切東京本社で行い、査定額は全国一四カ町村に按分課税すると発表したのである。こうなれば苫小牧町の営業収益税付加税は大幅に減ずることになり、あわてた理事者は道庁とも協議

し十月には田原助役を上京させ、十一月には飯田町長も上京し王子主脳部と交渉を続けたのである。これは分割協定ということになったが、直ちに収入がなく町はやむなく六万円の一時銀行借入金をもって一時しのぎをする始末であった。そして同八年度の営業収益税付加税は当初予算で一〇万二二一円を見込んだものが、決算額では七万五、九二一円と二万四、三〇〇円の減となり、これは前年度繰越金をもって補てんしたのである。(6) この減額があってから、町としても一〇万円以上の王子の税を見込むことができず、翌九年以降の当初予算では五万円台となり、決算時には追加予算で八万円前後となることを繰り返していた。

ところが、昭和十二年になって町財政は王子製紙に完全におんぶする時期がやって来た。これは飯田町長が長い間待ち望んでいたことでもあった。同十一年、王子製紙は苫小牧、江別、釧路に三分されていた北海道山林部関係の納税を苫小牧一カ所に編入することになり、また、王子の隆盛もめざましいものがあった。そして、同十二年の営業収益税付加税は一挙に当初予算において一二万三、七三〇円とし、決算時には二〇万七、一二九円と実に八万三、三九九円の増収となったのである。

王子製紙の納める営業収益税付加税の増収によって昭和十二年以降町財政は極めて豊かとなった。次に、収益税付加税の変化と町税の関係について表をもって示すと次のとおりであった。

王子の営業収益税増と戸数割税の廃止

王子の増税を報ずる当時の新聞
（昭和11年）〔苫小牧市史編さん室蔵〕

町税と営業収益税との関係

科目	昭和五年度		七年度		八年度		一一年度		一二年度		一四年度	
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
地租付加税	二、一七三円	一・七	二、二六七円	二・七	二、四〇九円	二・二	三、九二〇円	二・四	四、〇五五円	一・八	三、四四七円	一・五
特別地租税付加税	一四	—	一〇	—	七	—	六	—	二九	—	二〇	—
営業収益税付加税	八、五三四	六八・七	四六、一四一	五五・五	七三、四〇五	六五・九	七三、八三八	四五・一	九、六七四	八九・九	一九七、五六八	七七・一
家屋税付加税	二、三三七	一・七	二、五〇	二・六	二、一八三	一・九	四、二三五	二六・八	四二	一・四	一九、四九九	七・六
地方税営業税付加税	一、〇九五	〇・八	六五五	〇・八	九八五	〇・九	一、〇三六	〇・六	八三三	〇・四	九九九	〇・四
地方税雑種税付加税	五、八六六	四・六	六、六〇五	七・九	六、二六三	五・六	九、〇五六	五・六	八、五八四	三・七	一七、〇二一	六・六
特別税戸数割	二八、九九九	三・五	二五、四〇五	三〇・五	二六、二〇三	二三・五	一九・五					
所得税付加税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱山税付加税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	四九	—
計	二八、九二七	一〇〇・〇	八三、三三二	一〇〇・〇	二一、四七四	一〇〇・〇	一六、四七四	一〇〇・〇	三三〇、三〇三	一〇〇・〇	二五六、二九五	一〇〇・〇

（『苫小牧町決算報告書』各年度より作成）

この表をみてもわかるように昭和七年の町税の落ち込みは大きく、町財政最大のピンチであったことがわかる。この年の営業収益税付加税は王子製紙の不況によって四万円台にとどまり、町税総収入でもある年度を除けば収益税付加税にも満たないものであった。その後、若干増加したものの七万円台で、町としても財政が苦しくどうにもならない状態であった。このため町理事者は苫小牧工場幹部と話し合い、何とか増税を願いたいと求めた。王子としても数

年来の収益税付加税のダウンで町財政がどうにもならないところまで来ていたことを知っていたので、昭和十一年度にかぎり三万八、〇〇〇円の臨時増税を認めたのである。

本年度豫算町會においてもっとも特筆すべき理事者の功績は王子會社に對する増税（昭和十一年度かぎり）約三万八千圓で王子會社また町の財政的立場よりこれを承認されたことは今更ながら會社の好意を知ることができる。

（『苫小牧毎日新聞』昭和十一年三月三日号）

町ではその財源をどこで増税するかを検討したが、王子の持つ家屋に対して増税することにし、これまで家屋税付加税一円につき三五銭であったものを、法人について一挙に三円に増額し、営業収益税付加税率も一円につき七三銭から九九銭に増額した。この家屋税率は翌十二年には法人一円、個人五〇銭と改められた。

ところが、昭和十二年を迎えると、王子製紙は景気の波に乗り事業は隆盛を極めたのである。同十二年度はまさしく苫小牧が待望久しい年度となった。

町では王子製紙の了承を得て、昭和十二年度の町予算書を作成したが、この年の町税・営業収益税付加税において「営業収益税七萬五千七百円一円ニ付九十九銭・此金七萬千九百四十三円、仝六萬六千円一円ニ付七十三銭九厘二毛此金四萬八千七百八十七円二十銭」[7]と二本立ての付加率をもって、前年より五万二、四八九円増の一二万三、七三〇円の超大型収益税付加税を見込んだのである。そして、同年二月十六日の町会にこの予算案を提出した飯田町長は次のように予算説明を行った。

本案ニ就テ大要ノ御説明致シマス、昭和十二年豫算ハ此年不況ノ後ヲ受ケ勿論今尚ホ恢復解消シタルニ非ズト雖モ、近年鋭意財政ノ汎革固ヲ圖リ内ハ大ニ事業出資ヲ控ヘ外ハ町民ノ負担軽減ニ努メ只管（ひたすら）其ノ健全策ニ留意シタルノ結果漸次順調ニ進ミ既ニ基本財産ノ現金ハ四萬円ヲ突破スルニ至リ、一面町税ノ大宗タル営業収益税付加税ノ納額ハ上下両期徴収ノ常道ヘ復シ加之王子會

社ノ事業ハ益々隆昌ニ進マレ従テ前年度ヨリ増徴スルコトヲ得ルノ外、無形出費タル町債モ新年度ヨリ漸ク逓減ノ域ニ達シマシタノデ幸ヒ歳計ノ融通性ヲ見ルニ至リマシタ事ハ寔ニ喜バシキ次第デアリマス、従来ハ財政ノ関係ヨリシテ総テ應急ノ施設ニ止メ齷齪（あくせく）タルモノアリマシタガ最早諸般ノ事情之ヲ許サザルモノアリマスノデ本年ハ之ニ対應スルノ方途ヲ講ジマシタ次第デアリマス

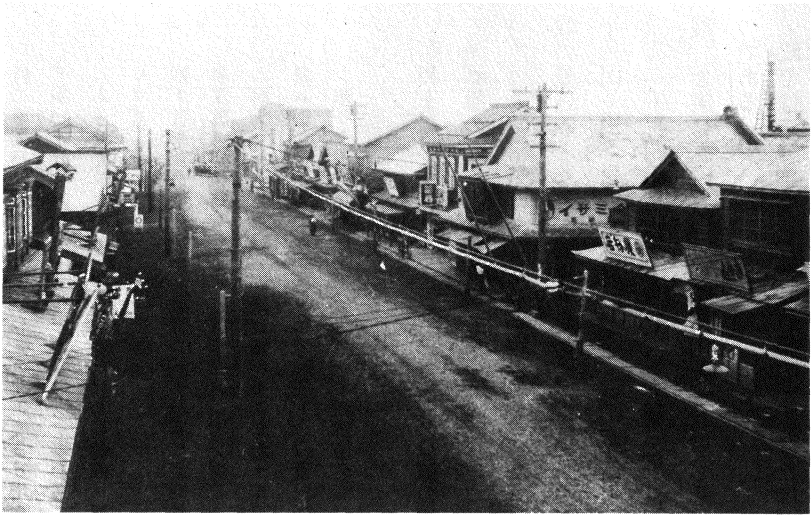
即チ行幸記念事業ヲ始メ教育ニ於テハ眞ニ劃期的施設トモ申スベキ中学校ノ新設及小学校ノ増改築又ハ、町ノ防備トシテ二萬町民財産保護ノ為相当有力ナル自動車喞筒（ポンプ）一台購入其ノ他市街排水路及道路ノ維持等ニ多額ナル経費ヲ計上致シタル外部落方面ニ対シマシテモ道路ノ開鑿改修等夫々緊急ナルモノノ費用ハ相當ニ計上致シタ次第デアリマス（中略）

是レ偏（ひとえ）ニ製紙工業ノ隆昌ト一致景況亦比較的良好ナルニ至リタルコト、竝ニ大火以来窮境ニ處シテ尚ホ克ク自奮自励自治シ来リタル二萬町民努力ノ賜ニシテ欣快措ク能ハザル所デアリマス

（『苫小牧町会会議録』昭和十二年　苫小牧町会）

昭和十二年度には王子製紙の営業収益税の増収によって町財政は一変して豊かさを取り戻した。町においてこれまで予算難のため出来なかった事業を積極的に行うこととし、町立中学校の新設、消防自動車の購入など苫小牧はじまって以来の活気に満ちた予算内容であった。さらにまた、同年七月になって王子製紙の営業収益税付加税がさらに増収の見込みとなり、同年八月の町会に追加更正予算が提出され、収益税付加税において「営業収益税二萬六千五百六十一円一円ニ付六十六銭・此金一萬七千五百三十円二十六銭、仝十二萬三千三百七十七円一円ニ付九十九銭・此金十二萬二千百四十三円二十三銭、仝八萬七千百六十八円一円ニ付七十三銭九厘二毛・此金六萬四千四百三十五円三十二銭」[8]と実に二〇万四、一〇八円となり、さらに追加更正予算があって最終的には二〇万七、一二九円の多額に達したのである。

町ではこの増収にうれしい悲鳴をあげたほどで、数年来財政難に苦慮してきた町だけにいきなり多額の金が入って



昭和10年ころの苫小牧市街地　〔苫小牧市史編さん室蔵〕

もその使いみちにさえ困る状態であった。そこで、町長はじめ町幹部が相談したところ、①町民の負担軽減を第一とし、中でも最も大衆的な二つであったが、町民の負担軽減を第一とし、中でも最も大衆的な課税であった特別税戸数割を廃止することに決め、残りは基本財産に積立てることにしたのである。そして、昭和十二年八月八日の町会に「特別税戸数割賦課徴収條例中改正ノ件」が提出され、付則において「昭和十二年度ハ本令ニ依ル賦課ヲ止ム」[9]とした。そして、同町会において飯田町長は次のように説明した。

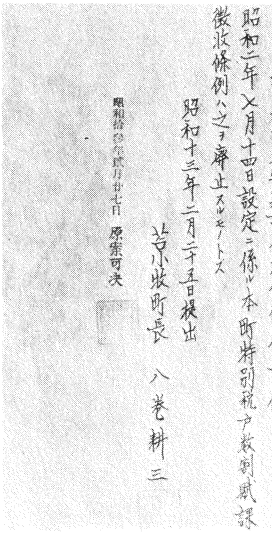
昭和十二年度豫算ノ上ニ多額ナル増収ヲ見ルコトニナリマシタ事ハ寔ニ喜ビトスル所デアリマシテ、年度半バデハアリマスガ歳計ニ何等カノ改訂ヲ加ヘル必要ガアリマスノデ茲ニ議案第一號第二號戸数割ノ廃止ニ伴フ関係諸案ヲ提出致シタ次第デアリマス（中略）

抽象的ニ申上マスレバ王子會社ニ対スル営業収益税付加税ノ増収デアリマシテ、既定豫算ハ十四萬五千三百餘円デアッタガ五万八千八百二円ノ増加ヲ見ルコトトナリ総計二十万四千百八円ヲ豫算シ得ルニ至ッタノデアリマス、此ノ約六万円ニ近イ増収ハ一時的性質ノモノカ恒久性ヲ持ッテ居ルカト云フ事ニツイテハ会社トモ数度交渉致シマシタ、只今ハ御承知ノ如ク非常ニ好況ヲ呈シテ居リマスガ将来モ此ノ程度ノ増徴ヲ為シ得ルト云フ見透シガツイタノデ、其ノ増収額ヲ如何ニ用ヒルカト云フコトニ、二ツノ方法ガアルノデアリマス、此ノ一ハ負担軽減ニ用ヒルコトト

一ハ財源ヲ涵養シテ将来ノ諸施設ノ費ニ充テルト云フコトデアリマシテ、負担軽減ニ充テル場合ハ最モ大衆的課税デアル戸数割ヲ選バナケレバナラヌト思ヒマス、戸数割ハ将来如何ニナルカ未ダ判然致シマセンガ監督官庁等ノ意見ニ依リマシテモ将来廃止セラルル運命ニアル様ニ承ッテ居リマスノデ今回ノ増収ノ一部ハ戸数割ノ廃止ニ依ル減額ニ充当スルコトニ致シマシタガ、戸数割條例ヲ絶対廃止スルト云フコトハ種々行政上ノ手續モ要シマスノデ監督官庁ノ意向モ聞キマシテ本年度限リト云フコトニ致シタ次第デアリマス、増収ノ部ハ中学校建築費トシテ四萬円ノ基本財産ヲ支消シテ居ルノデ此ノ内三萬円ヲ積戻スト云フ方針ノ下ニ編成シ将来ハ所得税附加税及家屋税附加税ノ不均一賦課ニ求メ法人ノ負担ヲ増スコトモ出来ルノデ明年度ハ更ニ研究スルコトニ致シタイト思フ

（『苫小牧町会会議録』昭和十二年　苫小牧町会）

これに対し議員側から戸数割を永久に賦課しないとなれば、将来起債など認められなくならないか、戸数割を急激に廃止することは相当考究を要する問題と思うので、座談的に協議したいとの希望意見があった。そこで議長は休憩を宣し、約二〇分間にわたりこの問題が協議されたが、苫小牧はじまって以来の痛快な話題であっただけに、さぞかし協議がはずんだものと想像されるのである。その証拠に会議再開後は一気に第二読会、第三読会を省略して原案どおり可決したのである。(10)


議案第八號
特別税戸数割賦課徴收條例廃止ノ件
昭和二年六月十四日設定ニ係ル本町特別税戸数割賦課
徴收條例ハ之ヲ廃止スルモノトス
昭和十三年二月二十五日提出
苫小牧町長　八巻耕三
昭和拾参年弐月廿七日　原案可決

戸数割条例を廃止した時の議決書
（昭和13年）〔苫小牧市議会蔵〕

そして、翌十三年二月二十七日の町会では正式な手続きを経て「特別税戸数割賦課徴収條例」は満場一致をもってその廃止を議決し、苫小牧町例規集から姿を消したのである。苫小牧は王子製紙の増税の恩恵により、昭和十五年十月二十四日に税制改革による町税条例設定による町民税徴収までの三年間は、いわゆる町民大衆税であった戸数割の賦課徴収はなかったのである。(11)

苫小牧町の財政は良きにつけ、悪きにつけ王子製紙の納める税金に左右され、一時は営業収益税付加税の減収によって最大ピンチを迎えたが、町理事者の努力と王子選出の議員、元議員の陰陽にわたる協力によってついに戸数割廃止までこぎつけたのである。

町村制の特免による公民権の付与　一級町村制における公民権の取得は居住年限二年以上となっていた。したがって、居住年限二年未満の者には選挙権も被選挙権も与えられず、常設委員、学務委員、臨時委員などとして町政に参画することは全く出来なかった。しかし、町村制第七条第二項において居住二年未満の者でも人格識見豊かな者には町会の議決を経て特別に公民権を付与することができるとあった。一級町村制時代に苫小牧においてこの特免が適用されたことが二度あった。

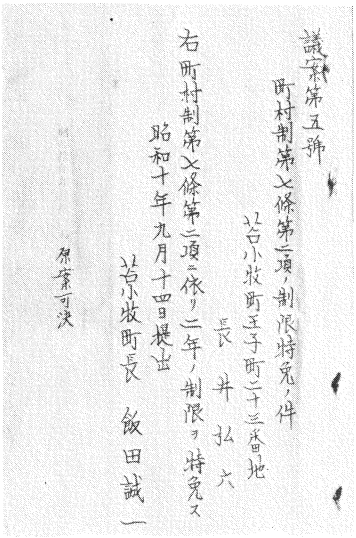
この人たちはいずれも王子製紙の元、現庶務課長の職にあった人で、当時王子庶務課は、町と王子とを結ぶ窓口でもあったから、この人を除くことは町政運営上支障をきたす恐れさえあった。すでにこの時点では苫小牧町がいかに王子製紙を頼っていたか、王子の協力なくしてもはや町行財政の運営がスムーズに展開しなくなっていたのである。この辺もまた苫小牧が王子の城下町といわれる所以でもあった。

大正八年の一級町村制実施以来町会議員をつとめ、庶務課長として王子きっての町会通といわれた伊東祐啓は、昭和二年八月北海道鉄道(千歳線、富内線前身)の取締役に就任したため町会には欠席がちとなっていた。当時北鉄は経営不振のため責任者による政府買収運動を密かに行うなど極めて不安定な状態にあったため、王子製紙ではこれを食い止めるため伊東祐啓を北鉄業務に専念させたので、昭和三年の町会議員には立起しなかった。ところが、翌四年になって鉄道疑獄事件により旧北鉄幹部は退陣しその持株は王子製紙側に肩代わりとなり王子の持株は過半数を超え、足立正が社長に、伊東祐啓は専務取締役となり北鉄経営にあたることになり、本社のある札幌へ転出したのである。

だが、昭和六年四月になると伊東祐啓は苫小牧工場次長として再び苫小牧に戻ってきたのである。しかし、居住二年未満のため公民権は与えられず、町会議員、町名誉職吏員になる資格がなかった。これを心配した町理事者は、明七年の町会議員選挙も考慮して町村制第七条第二項の特免をもって公民権を付与することにし、同六年九月二十五日の町会にこれを提出した。



町会議員当時の伊東祐啓
（大正14年）〔苫小牧市史編さん室蔵〕



議案第五號
町村制第七條第二項ノ制限特免ノ件
苫小牧町王子町二十三番地
長井弘六
右町村制第七條第二項ニ依リ二年ノ制限ヲ特免ス
昭和十年九月十四日提出
苫小牧町長　飯田誠一
原案可決

長井弘六の公民権付与の議決書
（昭和10年）〔苫小牧市議会蔵〕

飯田町長はこの議案説明で「伊東祐啓氏ハ人格識見共ニ立派ナ方デアリマス、本案ハ仝氏ニ公民権ヲ附與シ町政ニ參與ヲ願ハムントスルモノデアリマス」[12]と述べ、満場一致をもって原案可決となり、伊東祐啓に公民権が付与されたのである。

伊東祐啓は翌七年五月の町会議員に立起し当選、同年六月二十日の議員改選後初の町会で常設委員にも選定された。伊東祐啓は王子側から選出された議員で最も活躍した人で、苫小牧町の発展に尽した功績は極めて大きいものがあった。

昭和十年には苫小牧工場庶務課長として長井弘六が赴任してきた。この時もまた、明十一年五月には町会議員選挙を控えていたため、町理事者は長井弘六に対しても町村制第七条第二項の特免をもって公民権を付与することにした。そして同十年九月十四日の町会に「町村制第七條第二項ノ制限特免ノ件」が提出され原案可決となった。

長井弘六は昭和十一年の町会議員選挙に立起したが、社内においても不人気であったため、不本意ながら落選してしまった。町理事者は町政に参与してもらうために公民権を付与したものであり、何らかの方法をとる必要があった。そこで、昭和十三年七月の常設委員改選期にあたり、すでに居住年限二年を超えていたが、町公民中選挙権を有する者より長井弘六を選定した。そして、同十五年の町会議員選挙において当選した。

このように戦前における町村制度において、苫小牧では二度にわたる公民権の特免による付与があったが、いずれも王子製紙の幹部であり、当時の町政を特色づけるものとしての一つの事例であったといえるのである。

注(1)　堀江敏夫『王子製紙と苫小牧の行財政』昭和四十九年「機関誌苫小牧市史編さん」№8

(2)　『苫小牧町会会議録』　大正十一年　苫小牧町会

(3)　『大正十二年度戸数割人名書』―「議決書」　大正十二年

(4)(5)　『苫小牧町会会議録』　昭和七年　苫小牧町会

(6)　『昭和八年度苫小牧町歳入歳出決算書』―「議決書」昭和十年　苫小牧町会

(7)　『昭和十二年度苫小牧町予算書』　昭和十二年　苫小牧町

(8)(9)　『議決書』　昭和十二年　苫小牧町会

(10)(11)　(1)に同じ

(12)　『苫小牧町会会議録』　昭和六年　苫小牧町会

四　戦時下体制と町民

国民総動員と町政

昭和十二年七月になって日華事変がぼっ発すると、これを境として、町政や町民生活のうえに、いろいろな形で戦時体制の影響が強くあらわれるようになった。

苫小牧町でも昭和十二年十月「苫小牧町国民精神総動員強調週間実施要項」を設け、国体観念を明徴にし『挙国一致』『堅忍持久』の精神のもと、現下時局に対処し、克服して『盡忠報国』を実践によって具現していくことにし、広く国民精神総動員が展開された。

この強調週間中には、町の行政指導により小中学校、青年学校、青年団、在郷軍人分会、消防組、愛国婦人分会、国防婦人分会、婦人赤心会、火防衛生組合、部落会などが中心となって、㈠国体観念の明徴として、教育勅語の聖旨貫徹、神社の拝礼、皇居遙拝、国旗掲揚、祝祭日の意義徹底、㈡社会風潮の一新として、不動の精神の鍛錬、生活刷新、享楽節制、㈢銃後後援の強化持続として、出動将兵への感謝及び銃後後援の普及徹底、生業援助、勤労奉仕、㈣非常時経済政策への協力として、生産の拡充、国体の活動促進、㈤資源の愛護として、消費の抑制並びに代用品使用国防資源の献納などが行われた。(1)

また、同年十二月三日から一週間非常時経済政策への協力と資源愛護の趣旨から、国民精神総動員『産業週間』が実施され、町は週間表を作製して各戸に配布し、この徹底、実践に努めた。

産業週間實施表　　苫小牧町役場

十二月三日　敬神崇祖ノ日

一、各自皇居遙拝シ且ツ神棚若ハ佛壇ノ整理ヲナシ武運長久国運進展ヲ祈願スルコト



愛国婦人会、国防婦人会などにより行われた慰問袋の作業
（昭和16年）〔市立苫小牧図書館蔵〕

十二月四日　**生産報国ノ日**
一、商工農家ハ勿論一般家庭ニ於テモ予算生活ノ確立家計簿ノ記帳ヲ實行スルコト

十二月五日　**勤勞報国ノ日**
一、職場ヲ尊重シ能率増進ニ努ムルコト
二、機械器具農漁具ノ手入ヲ励行シ置場ノ整理ヲナスコト
三、畜舎ノ修理清掃及家畜ノ手入ヲ行フコト
四、堆肥場ノ床囲溜ノ整備堆肥ノ積込草木灰ノ貯蔵ヲ為スコト

十二月六日　**銃後護リノ日**
一、出動将兵遺家族ノ生活安定ヲ期スル為業務及家政上ノ援助ヲナスコト

十二月七日　**貯蓄励行ノ日**
一、国防、報国、愛国、貯金ヲ励行シ軍事公債消化ノ円滑ヲ期スルコト

十二月八日　**資源愛護ノ日**
一、古新聞、古雑誌、毛屑、ボロ、空鑵、空瓶、古鉄、古ゴム等廃品ヲ蒐集売却ノ上代金ハ貯金又ハ後援會ニ寄附スルコト

十二月九日　**生活改善ノ日**
一、冗費節約ヲ計リ台所ヲ整理改善ニ努ムルコト
二、国産品ヲ愛用シ輸入品ノ使用ヲ廃止スルコト

（『事務報告』昭和十二年　苫小牧町）

こうして、町民のすべてが時局体制へ総動員され、ラジオ放送による国民朝礼、行軍遠足による心身の鍛錬、出動兵士への作文、図画、同家族への勤労援助、古金類、古紙類の収集、町内会、部落会の強化、町民体力づくりのため体育大会など行われた。



在郷軍人、大日本婦人会苫小牧支部が中心になって行われた廃品回収（昭和17年）〔市立苫小牧図書館蔵〕

日華事変は各種製品、原料にも大きく影響し、特に棉花は輸入を制限して国内綿製品の原料の使用を制限統制し、札幌に全道の軍手、軍足製造者からなる道工業組合を設立して、棉花綿糸を配給することになった。このほか、各種製品、原料が配給制をうけたのである。

翌十三年以降国民精神総動員も一層徹底され、同十四年には健康週間、児童愛護週間、国民心身鍛錬運動、銃後後援強化週間、興亜奉公日運動、経済戦強調運動など合計九回にわたって実施されたほか、慰問文七、八一〇通、慰問袋一、四四七個が戦地に送られ、各町内では防空訓練が実施された。また、事変のぼつ発にともない兵士の應召等により労力不足を来たし、特に農山漁家の経営上困難を生じるおそれがあったため、町は農事実行組合をとおし共同脱穀機、改良唐箕を購入するよう指導し、補助金を支給した。

一方、この時期の町政をみると、王子製紙の好景気により

町財政は安定し、昭和十二年度には戸数割税の廃止をはじめ、町立中学校の設置など思い切った施策がとられ、活気に満ちた町行財政であった。

大政翼賛運動と統制配給　国家総動員態勢の実践機関として設置された町内会、部落会は精動の発展的解消によって、大政翼賛運動の下部組織となり、国内新体制の確立、銃後後援、国民貯蓄、軍需品の供出などに全面的な活動を開始することになった。

こうして、この組織を基盤として定期的に会合する『町常会』が設けられた。苫小牧においては、昭和十五年六月二十日から新しい町内会、部落会の組織づくりが行われ、二十日には区長会議を開催し実践網組織方針を示し、七月五日には町内会、部落会組織を完了した。さらに町内会、部落会の下部機構として一八五の群、六八八の班が編成され、隣組回覧板によって「回して頂戴回覧板、知らせられたり、知らせたり」の組織運動が展開されることになった。十二月一日は町内会長、部落会長などの辞令が交付され、翼賛運動下における町内会、部落会を正式に発表した。

町内會部落會組織表

會名	常會會長	群数	班数	戸数	會名	常會會長	群数	班数	戸数
第一區町内會	一日后七時　池田　脇治	八	四〇	三三三	第七區町内會	一日后七時　佐々木源治	一三	六一	三四一
二　〃	〃　大沢（代理）辰雄　原口石一	一三	六五	三六五	八　〃	〃　北野　市蔵	八	三一	一八九
三　〃	〃　島中　兼松	一〇	六三	三六三	第九區部落會	〃　大野　明	三	八	六七
四　〃	〃　吉村　義一	二五	六七	三八一	十　〃	〃　甲賀　正一	三	一〇	四三
五　〃	〃　山下十治郎	一〇	四三	二六六	鉄道官舎町内會	〃　菊地　工一	五	二五	一一三
六　〃	〃　山田　耕助	一四	五八	三三一	王子町内會	高田　良作	四四	二三	一〇六七

小糸魚部落會	十日	森　喜太郎	二	三	五六	十三哩部落會		浦田　実夫	一	八	四三
錦多峰　〃	一日　后七時	木村　末吉	五	三〇	一六六	沼ノ端　〃	一日　后七時	武山　事治	五	三	二五
樽　前　〃	一日	加藤　良平	六	二〇	九四	植苗南　〃	五日　后一時	亀田　茂平	一	二	一五
勇払トアサ〃	一日　后一時	中沢　久	一	五	二四	北　〃	一日　后二時	平田　重八	一	三	一八
勇　払　〃	〃	亀谷治三郎	二	五	六一	西　〃	五日　后一時	遠藤　雅各	一	三	四四
ニナルカ　〃		斉藤　末治	一	三	一六	植苗トアサ〃		渡辺　喜吉	二	六	三八
幌　内　〃	一日　后四時	東山喜一郎	一	七	二四	美　々　〃	五日　前九時	長谷川友蔵	一	三	一八

（『事務報告』　昭和十五年　苫小牧町）

町常会の定例日は全国的に統一され毎月二十日から三十日の間に開催することになっていたので、町内会・部落会の常会は毎月十日以前に行われていた。町常会の会長には町長があたり、町内会長、部落会長、その他関係団体代表、関係官公吏、学識経験者などにより構成されていた。昭和十五年における苫小牧町常会は次により開催され、次のことがらが議題となった。

第一回　七月二十三日
- 常會指導ノ件
- 選挙粛正ノ件
- 精動映画會ノ件
- 物資配給ノ件

第二回　八月二十八日
- 物資配給ノ件

第三回　九月二十六日
- 国民貯蓄ニ関スル件

第四回　十月三十日
- 日本赤十字社員増募ニ関スル件
- 銃後奉公強化運動ニ関スル件
- 物資調製ニ関スル件
- 町内會部落會機構整備ノ件
- 生活刷新ノ件
- 国民貯蓄ノ件（通信局ヨリ講演）

明治節奉祝ノ件
護国神社記念事業資金募集ノ件
物資配給ノ件
納税組合ニ関スル件
町内會部落會規則公布ノ件

第五回　十一月二十九日

国債購入運動実施促進ノ件
物資配給ノ件
年末年始對処ニ関スル件
物資配給ノ件

第六回　十二月二十三日

（『事務報告』　昭和十五年　苫小牧町）

国家戦時体制の強化によって、各種物資の需給調整をはかる法令が相次いで公布され、特に生活必需品の配給統制が実施され町常会においても毎日のように物資配給の件が議題となり、わが国は自由主義経済から統制経済へと急激な移行を示し、住民には幾多の矛盾が生じ、とまどうことも少なくなかった。

町では、この統制、配給物資の増加にともないその事務も複雑多岐となり、また町民生活に密接な関係があることから、これまで産業課商工係で処理していたものを、昭和十五年より統制経済課を新設して統制、配給事務を担当することにした。

米穀については、米穀配給調整要項を制定し、㈠米穀配給調査委員会の設置、㈡米穀小売業者の企業合同経営、㈢規正量に依る配給通帳の実施、㈣米穀の消費節約、㈤米穀の出荷督励、㈥備荒貯蔵米の存置、などの要項に基づいて実施された。(2)

砂糖についても生産量の減少により、昭和十五年五月以降暫定的方法として配給切符制を実施したが、六月には砂糖配給統制要項が制定され七月以降通帳制となり、本町には七月以降分として家庭用七六、〇五四斤、特殊用一九、八一〇斤が割当てられた。

石炭は軍需用となったため、その割当ても極めて少なく、本町石炭需要一家庭に対しわずか〇・八トンであった。このため町民は王子製紙原木の皮、大学演習林の払い下げ薪によって冬期間の暖房としたのである。

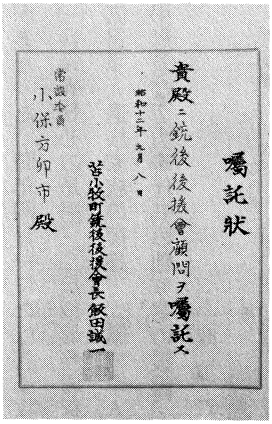
そのほか、昭和十五年に統制、配給をうけた物資製品などは次のものなどであった。

馬鈴薯、澱粉、未粉澱粉、豆類、小麦粉、米糠、乳製品、軍手、地下足袋、看護婦用ゴム底靴、児童用ゴム長靴、同ゴム底布靴、青年学校用ゴム底布靴、女子中等学校用ゴム底布靴、自動車タイヤ、同チューブ、リヤカータイヤ同チューブ、三輪車タイヤ、同チューブ、家庭用衛生綿、絣木綿、手拭、三綾、綿ネル、紺織、肌着、ストーブ煙筒、同曲、同針金、灯火用石油、一般石油、漁業用石油、農業用石油、揮発油、軽油、マシン油、重油、燐寸などであった。(3)

その後、太平洋戦争に突入するやこの統制配給制度は一層きびしさを増し、あらゆる食糧品、生活必需品、物資などにおいて、実施され、町民生活は苦しさを増していった。

昭和十六年二月二十四日の町会で、区長、区長代理者規程を同年三月三十一日限りをもって廃止することを議決し、町内会、部落会組織は完全に大政翼賛会組織のみとなり、毎月町常会が持たれていた。そして、年々機構も整備充実され、常会も高度の運営により一路戦争遂行に邁進していた。昭和十八年には大政翼賛会支部の事務局を確立し、同年八月十八日には、先田秀吉を事務長に任じ、佐藤貞子を事務員とし、(4)勤労動員、その他国民運動には外郭団体たる翼賛壮年団、文化委員会とともに活発な活動を行い翼賛運動の強力な推進体となった。

一方、昭和十四年三月には苫小牧町銃後後援会を正式に町の外郭団体として苫小牧町銃後奉公会を設置し、事務所を役場内に置き、会長には町長が、副会長助役、会計幹事収入役、評議員に町常設委員など


嘱託状
貴殿ニ銃後後援會顧問ヲ嘱託ス
昭和十二年九月八日
苫小牧町銃後後援會長　飯田誠一
殿

苫小牧町銃後後援会顧問の嘱託状（昭和12年）〔小保方一雄氏蔵〕

があたった。同年四月一日には苫小牧町銃後奉公会書記として温井睦子、五月六日には佐藤トシが書記を命ぜられ、[5]㈠兵役義務心の昂揚、㈡兵役義務履行の準備、㈢隣保相扶の道義心の振作、㈣軍事援護思想の普及徹底、㈤現役並に応召軍人遺族家族の援護、㈥傷痍軍人並に其の遺族の援護、㈦現役並に応召軍人及び傷痍軍人の遺族家族の慰問慰藉弔慰及び労力奉仕其の他家業の援護、㈧現役応召軍人及び傷痍軍人遺族家族の身上及び家事相談などの事務を行った。[6]

大政翼賛会関係会合表

年次	町内会部落会	町常会						
	委員数	開会数	協議議件数	会数	戸数	群数	班数	会数	戸数	群数	班数
昭和十八年	五三	三	一〇四	一〇	三、八三	一〇七	五八二	一七	一、一四〇	四九	一九一
十九年	五〇	三	七七	一〇	三、九二九	一〇七	五八二	一七	一、一四〇	四九	一九一
二十年	五三	三	九一	一〇	三、九〇一	一一	五八五	一八	一、三三三	五三	一九三

（『事務報告』苫小牧町各年より作成）

太平洋戦　昭和十六年十二月八日、わが国はついに国運をかけた太平洋戦争に突入した。日華事変以来すでに戦争と町民　時体制が確立し、統制配給制度によって人びとの生活は苦しかったが、勝ちいくさしか知らない国民はこの戦争に対してもさほど戸惑いは示さなかった。戦争に突入してからの本町予算は国庫予算編成の趣旨にそい、時局関係生産力拡充関係に要する費用を重点主義とし、それ以外は徹底的な整理節減が加えられ、食糧、軍需作物増産、時局対策としての町民農場の開設、製炭事業など新しく登場し、後期に至っては製塩事業も行われるようになった。

決戦段階ヲ迎エ国内態勢ノ整備強化ハ喫緊ナル必勝條件ナルヲ以テ凡ユル国家ノ施策ニ呼應シ、本町諸般ノ事務ハ寔ニ多事輻輳ヲ極メシモ町民戦闘精神ノ発揚ニ依リ、所期ノ成果ヲ収メタルハ感激措ク能ハザルトコロナリ

即チ戦力増強ト国土ノ防衛ノ重点的国家ノ要請ニ應ヘル為土地改良、町民農場ノ開設、労務ノ適正配置、勤労報国隊ノ出動、中小工業者ノ整理統合、国民貯蓄増強、軍事援護、防空態勢ノ確立等ハ町内會、部落會ノ積極的機能発揮ト相俟テ、銃後事務ニ遺憾ナキ成果ヲ擧ゲタリ

（『事務報告』昭和十八年　苫小牧町）

こうした中で、町民の勤労動員、食糧確保など一層はげしさを増し、勤労動員には中等学校生徒、農作業には国民学校学童が盛んに動員された。昭和十八年三月には旭町旧競馬場の飛行場の整備作業が行われたが、これは町内会、各学校生徒、青年団の勤労作業によるものであった。



勤労報国隊（昭和18年）
〔堀江定雄氏蔵〕

軍需作物の割当作業には労働力の不足から国民学校学童二七〇名まで動員されて行われたほか、食糧事情が悪化すると、山菜（フキ）採り、増収運動も行われ、樽前、別々方面に東西の両国民学校学童を動員し、フキなど約二、五〇〇キロを採取しこれを海水漬けに加工し町民に配給された。(7)

勤報出動では、町内会員は夕張炭山、徳舜瞥、美唄などの鉱砿山に、援農では鵡川、長沼、町民農場などに、漁業では焼尻鰊加工に、輸送協力では、勇払、沼ノ端駅の砂利積卸し、北部軍、第一七五部隊に、生徒、学童は主に軍作業に従事した。

昭和十九年勤報隊出動表

区分	内訳	人員 男	人員 女	人員 計
鉱砿山	第一次夕張炭山	三〇	—	三〇
	第二次	八	—	八
	第三次	三	—	三
	徳舜瞥	三	—	三
	美唄	一五	—	一五
	小計	一〇八	—	一〇八
漁業	焼尻鰊加工	一〇	—	一〇
援農	鵡川一次	一五	四九	六四
	〃 四次	一〇	一六	二六
	長沼一次	五	五	一〇
	〃 四次	三六	—	三六
	小計	七六	七〇	一四六
輸送協力	北部軍経理部	九七	—	九七
	勇払駅利積卸	四四	—	四四
	沼ノ端駅砂利積卸し	一〇〇	—	一〇〇

区分	内訳	人員 男	人員 女	人員 計
工場	第一七五部隊小計	三五	二六	五一
土建	土地改良	七六	六〇	一三六
農業	町民農場	二、五七〇	四五〇八	七〇七八
軍作業（一般）	稼一次	三、一三五	一、六〇一	四、七三六
	〃 二次	二、七七六	二、八五九	五、六三五
	〃 三次	二、八四四	一、〇四四	三、八八八
	〃 四次除雪	一、六四九	一、六六五	三、三一四
	第一七五部隊	二一	—	二一
	郷軍	三〇	—	三〇
	翼壮小計	六二	—	六二
	稼一次	一、〇四五	二六一、五四〇	三六、七九〇

区分	内訳	人員 男	人員 女	人員 計
軍作業（生徒）	稼二次	一七六	九〇〇	一、〇七六
	〃 三次	一〇	八三八	八四八
	〃 四次除雪	二〇	一、〇八五	一、〇八五
	其ノ他	一〇二	一、八九〇	一、九九二
	小計	五九四	六、七二一	一二、七四五
軍作業（学童）	稼一次	一七三	四八三	二、三二六
	〃 二次	一四一	一、二四三	二、六四四
	〃 四次除雪	三六二	四四二	八二四
	其ノ他	九〇三	五六〇	一四六三
	小計	七〇八	五四九七	一二、五二五
合計		三四、四八四	三一、二二五	六五、六〇九

（『事務報告』昭和十九年　苫小牧町）





戦争がはげしくなるにつれさかんに行われた防空演習（上）と男は戦闘帽・ゲートル、女は筒袖・モンペ・防空ズキンの当時の服装（下）（昭和18年）〔堀江定雄氏蔵〕

農産物の供出は米、麦類、馬鈴薯、玉ねぎなど食糧から工業原料になる一切の農産物に範囲が拡大され、反面住民の主食の配給は一割減となり、町民は一本松をはじめわずかな空閑地にも食糧となるものを耕作、山菜や野草、でんぷん粕まで食用にするようになった。さらにまた、食糧ばかりではなく、ほとんどの生活物資が配給統制をきびしくしていった。

当時の服装は、男子は国防色の服に戦闘帽をかぶりゲートルを巻き、女子は筒袖・モンペ姿で防空ズキンをかぶり在郷軍人の指導で竹槍訓練や防空演習に参加した。

いよいよ敗色を濃くした昭和二十年七月十四、十五日には艦載機による機銃掃射をうけ、三十一日は潜水艦より砲撃をうけ、王子製紙工場、錦岡において大きな被害をうけ、死者四名、重軽傷者六名を出し、町では救護班を出動させ、戦災者に対して直ちに、戦時災害保護法、戦災援護会の援護実施要綱、町援護実施要綱を適用し、死者一人につき六三〇円を支給、重軽傷者にも医療援護を行った。

日華事変のぼつ発後、わが国は急速に全体主義による体制に移行し、太平洋戦争の突入によってこれが完全に確立し、政治、経済、産業、教育文化、国民生活のすべてを戦争遂行の目的に強調していった。

地方自治もまた国家の施策にそって進められ、翼賛町会と称し、町会毎に戦死者の町葬執行の件が議案となった。

昭和二十年八月十五日、無条件降伏の玉音放送があって、ついに長くて苦しかった戦争も終結をみたのである。

町理事者と町役場機構　昭和十一年には町長選挙が行われ飯田町長は三選されたが、昭和十三年一月になって老齢のため町長の激務に堪えられないとして、突如退職を申し出たのである。これは同年一月二十日の町会に報告事項として提出され、飯田町長は「私ノ一身上ニ拘ハルコトデアリマスカラ議長ヲ交代致シマスガ、其レニ先立チ一言申述サセテ戴キマス。町ノ御使命ヲ全フセズシテ退職致シマスルハ誠ニ恐縮ニ堪エマセヌガ、齢既ニ老軀ニ達シ激

務ニ堪エヌト思フコトモアリ、吾時局重大ノ折柄全ク使命ヲ果シ得ザルモノアルヲ痛感致シタ次第デアリマス」[8]とあいさつし議長席を去った。

議長席についた田原助役は、予算編成期も近づき過去長い間の功績のあった大切な現町長を失うことははなはだ遺憾であり、本町将来の重要問題も沢山残っているため、町内部においても退職の意志を撤回するよう願ったが、これを得られず今日となったと内部事情を説明した。[9]議員の中にも飯田町長の退職を惜しむ人が多く、中島誠次議員は次のように発言した。

今回突然飯田町長ノ退職ノ風説ヲ承ツテ巷間色々ナ風説ヲ為シテ居ラルル様デアリマスガ、現町長ハ人格識見ニ於テモ申分ナキ計リデナク、過去十年ニ亘リ甚大ナル功績ヲ有セラルルハ一般ノ認メテ居ラルル所デアリマシテ此ノ上トモ留任ヲ願ツテ町政ニ尽瘁シテ戴キタイ

（『苦小牧町会会議録』昭和十三年　苦小牧町会）

しかし、この問題は先の常設委員会でも決定をみており、一部の議員において町長辞退を承認するものもあって、留任派、退職派に二分されたが、今一度本人に留任交渉を行った後に決定すべきであるということになり、留任交渉委員五名を選出して飯田町長に極力留任するよう説得したが、町長の意志は固く承諾を得るに至らなかった。このため、飯田町長の辞職は同町会において正式に承認されたのである。

飯田町長は一〇年間にわたり苫小牧の町長をつとめたが、この間昭和初期の財界不況による苦しい町財政をきりぬけ、勇払原野の開発の基礎となる排水溝の掘さくと港の基礎となった前浜の築港試験工事、北鉄線（千歳線）の苫小牧駅乗入れ、建町記念日（開基）の設定など重要案件を解決し、戸数割廃止を最大の置きみやげとして去ったのである。この飯田町長の功績に対し、一万円の慰労金が支給された。

この町会では直ちに後任町長問題がとりあげられ、選考委員として曽我部文三、武米吉、高橋亀太郎、高野久次、小宮良吉、丸武之助、杉本福松、中島誠次、相武吉治郎の九名が選出され、具体的な交渉を進めることになった。

そして、昭和十三年二月九日の町会に町長選挙の件が提出され、全員委員会において協議した後、選考委員長の相武吉治郎は後任町長として現上川支庁長の八巻耕三を最適任者と認めると次のように選考経過を説明した。

私ハ委員長トシテ選衡ノ経過ヲ御報告致シマス、我々九名ガ選衡委員ニ挙ゲラレマシテ以来委員會ヲ開クコト五回其ノ間本會ハ絶対内情ノ他ニ漏泄セザル様互ニ相誓ヒ極秘裡ニ適任者ノ調査ヲ致シマシタ結果、現上川支廳長八巻耕三氏ヲ最適任者ト認メタ次第デアリマス

選衡委員會ニ於テ絶対最適任者ト認メタ八巻耕三氏ヲ当町長ニ推薦致シマス、満場一致賛成セラレンコトヲ望ム

（『苫小牧町会会議録』昭和十三年　苫小牧町会）

こうして町長選挙は投票を廃し、指名推薦により全員起立をもって決し、八巻耕三は苫小牧一級町村制における三代目町長に決定した。そして、八巻町長にはこれまでの最高額である年俸三千円が支給されることになった。

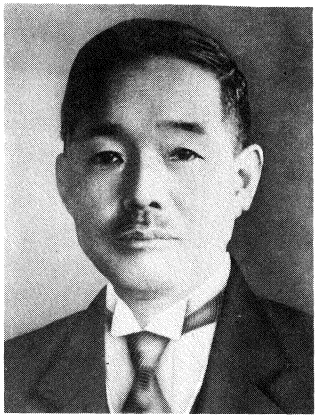
八巻町長は、昭和十七年に再選されたが、同二十一年二月、高齢のため町長を辞職するまでの八年間、戦時下体制というきびしい中で町行財政のやりくりなど高い行政手腕を発揮した。

また、助役については、これまで大正十五年以来鈴木、飯田、八巻の三町長につかえてきた田原善吉は昭和十三年八月に他地村長に就任することに決まったため、八巻町長は後任助役に落部村長の久保正信を推薦し、選定議決をうけるため同年八月二十九日の町会に提出した。町会では全員委員会によって審議し、久保正信を最適任者として認め、本町四代目の助役に決定した。

なお、田原助役については退職後病気となり町内の病院に入院したが、病気が悪化し他地村長に赴任せぬうちにおし

くも世を去ってしまった。

久保助役は、昭和十七年八月に再選定されたが、翌十八年四月、熊石村長として転任することになり、同月九日付をもって退職が承認された。そして、五月十日の町会に八巻町長は助役推薦の件を提出、土木課長の西田信一を推薦し、西田は満場一致の賛成により五代目助役となった。本町の三役において収入役川村銀太郎以来久しぶりに内部よりの抜擢起用であった。収入役鹿毛奥太郎はその後も選定をうけ変わりなかった。



八巻耕三町長（昭和16年）
〔苫小牧市史編さん室蔵〕



13年間苫小牧町の助役をつとめた田原善吉
（昭和12年）〔苫小牧市史編さん室蔵〕

一方、役場内の事務機構については、昭和十三年十一月十二日になって、これまで規則上においてのみ存在した課制の実施に踏み切り四課を置き、庶務課長に書記川代秀雄、経理課長書記高野政吉、電気課長技手兼書記西田信一、出納課長（兼）収入役鹿毛奥太郎の発令を行った。翌十四年には庶務課は総務課と改められ、新しく土木課を新設し、職制においては書記・技手の上に主事・技師を置き課長職がこれにあたり、同十四年から年俸制となった。さらに、十五年には大幅な機構改革が行われ、経理課は税務課となり、新しく兵籍課、統制経済課を新設し、係数も増加させた。

昭和十二年に書記補を廃止した理事者であったが、八巻町長になると再び書記補、技手補を復活した。

昭和十三年に課長制度を実施して以来、ほとんど毎年のように機構

改革が行われ、十三年には四課一三係、十四年には六課二二係、十五年には八課二五係、十九年には七課二一係という変遷があったが、戦争がはげしくなるにつれ、時局下に即応した兵籍課、統制経済課、配給係、軍人援護係、警防係など新しい課係が設置され、また消えていった。

昭和十九年を迎えて最後の決戦体制となり役場内においても召集が相次ぎ、男子職員は歯の抜けたような状態となり、やたらと兼務、事務取扱が多くなった。そこで、町は各課を包含して事務を進めるため、事務系を第一部とし、技術系を第二部とする部制を実施し、その責任者を主幹として同年三月一日に発令した。

第一部主幹ヲ命ス　　主事（総務課長）木下文蔵
第二部主幹ヲ命ス　　助役　　西田信一

（『辞令原簿』昭和十九年　苫小牧町役場）

昭和二十年三月になって空襲などに対処するため新しく防衛課を新設して、課長は助役が兼務し、庶務係、警防係救恤係、施設係を置き、各課長は防衛課兼務とし、この課に専任者五名、兼務者二名を配置したほどで、最終決戦に入った当時の町行政がうかがえるものであった。六月には厚生課を新設し、物資係、貯蓄係、登録係、製塩係、町民係、拓地係などが新設されたが、これらは当時の状勢の中から必然的に生まれたものであった。

また、町名誉職員については町村制の改正により昭和十八年六月に常設委員制度を廃止し、町役場の総合的運営を期するため町参与を置くことになり、同十八年八月十日の町会に「苫小牧町参与條例設定ノ件」を提出し、議決して設定したが、参与は行政上の機関であり、常設委員は翼賛会国民運動としての機関となったからであった。参与は任期二年で町会議員、町内団体の長、学識経験者から選任された。

参与開会状況

年次	開会回数	日数	出席延人員	議件
昭和一八年	二	二	一五	八
一九年	五	五	三一	一七
二〇年	六	六	三八	二五

（『事務報告』苫小牧町各年より作成）

やがて、終戦を迎え、町の機構も再編成されたのである。

注(1)　『事務報告』　昭和十二年　苫小牧町

(2)(3)　『事務報告』　昭和十五年　苫小牧町

(4)(5)　『辞令原簿』第四号　苫小牧町役場

(6)　(2)に同じ

(7)　『事務報告』　昭和十九年　苫小牧町

(8)(9)　『苫小牧町会会議録』　昭和十三年　苫小牧町会

(10)　『辞令原簿』第三号　苫小牧町役場

第六節　市制施行と地方自治

一　市制施行前後の行政

戦後の混乱と食糧難　昭和十二年七月、蘆溝橋の事件が発端となって、北支事変に突入した戦争は次第に広がり支那事変となり、同十六年十二月八日、米・英への宣戦布告により太平洋戦争と拡大していった。しかし、この八年間にわたる力戦苦闘にもかかわらず、無条件降伏をもって同二十年八月十五日に終戦を迎えたのである。そして、敗戦で放心状態にあったわが国に占領軍としてアメリカ軍を主体とする駐留軍が進駐して来て、占領政策として「日本国政府は日本国民の間に於ける民主主義的傾向の復活強化に対する一切の障碍を除去すべし、言論、宗教及思想の自由並に基本的人権の尊重は確立せらるべし」[1]として、わが国の政治・経済・社会・教育・宗教などあらゆる面にわたって封建的、軍事主義的諸制度の改革が強行されていった。

だが、わが国のうけた被害はあまりにも大きく、その復興はなかなか進まなかった。とりわけ食糧事情の悪化は、本道の凶作と相まって遅配、欠配が二カ月以上にもおよんだのである。このため町では、二万七、〇〇〇町民の食糧危機打開のため、逸速く町に食糧対策委員会を設置し、委員は食糧確保のため鵡川、厚真、安平などに東奔西走した。また、この食糧危機を突破するため、昭和二十年十一月二十二日から十二月六日までの一五日間官民、生産者、消費者が一丸となって『食糧危機突破運動』を実施し、農家に対し同胞愛をもって完出供出運動を展開した。[2]しかし、ただでさえ食糧事情の悪い時であり、委員の努力をよそに悪化するばかりであった。こうした中では、精神面でも極度

に安定をかき、米よこせ騒動、町会議員である食糧対策委員長は銀飯を食べているのではないかということで、米ビツを見せろといって押し掛けて来るものもあった。

終戦直後二万七千町民の食糧難打開のため、いち早く町に食糧対策委員会をつくり食糧確保に一年有余委員諸君と共にあっちこっち飛回りました。

ところが、ある日のこと、委員長だった私の家に米ビツを見せてほしいと言って来た人がありました。私の家でも、お米なんぞめったに食べられませんでした。その時も丁度夕食のデンプン粕を流しにさらしてありました。それを見たその人は「実は人におだてられて来た。誠にすまなかった」とひらあやまりして帰りました。

当時の食糧難は全く深刻で、私の家でも勇払の緬羊牧場を借りて、イモやカボチャを作ってやっと食いつなぎをしていた状態で、毎日勇払から町役場の食糧対策委員会に通勤していました。

（『開道百年記念・北海道開発振興功労者の声録音―相武吉治郎』　昭和四十年八月二十五日収録）



食糧確保のため駅にさっとうする町民
（昭和22年）〔苫小牧市史編さん室蔵〕

住民もだまっていては餓死してしまうから、衣類や金品をもって日高線や岩見沢方面の農家にささり込み、生きるための食糧をあさり、鈴なり列車にもまれながらわずかな食糧を得るために、せっせと往復する日々が続いた。

さらに、住民たちは食糧を自給するため、中野、一本松、沼ノ端、勇払などの農地を借りて、ジャガイモとかカボチャを植付した。また、町においても、昭和二十年十一月に中野の町有共同放牧地を全面的に開放し、これを『町民農場』としたが、さらにこれを町内会を通じ個人貸付を行い、町民の食生



燃料用としての木皮を運搬する少年（昭和25年）〔苫小牧市史編さん室蔵〕

活の一助とする一方、大学演習林や営林区署に山菜野草の採取方を懇願、入所許可を得て一般にこれを活用することをすすめたのである。(3)

この農作業には大人も小人も一緒になって一生懸命働き、朝早くから人糞車を引く親子連れの姿がよく見られ、大通りを中野方面に向け長い長蛇の列をつくることもしばしばであった。

食糧ばかりではなく、衣料品も燃料も不足であったが、苫小牧では王子製紙工場、木材工場などから原木の皮をはいできてこれを燃料としたので、一般住民にとって燃料はさほど深刻な問題ではなかったが、営業用においては極めて深刻なものがあった。だが、衣料品においてはわずかな配給があっただけだったから、人びとはつぎにつぎをあてて着用したが、不衛生もあってシラミがわきだし、シラミとりが日課の一つとなったこともあった。

主要食糧需給状況（米穀換算による）

年月	種類別	入荷数量	配給日数	年月	種類別	入荷数量	配給日数	年月	種類別	入荷数量	配給日数
昭和二一・二	道粳玄米	三、七三五俵	二一・一日分	二三・二	道粳玄米	一、八三五俵	一〇・三日分	二三・三	馬鈴薯	三三五俵	二一〇日分
〃	小麦粉	三七五	二・三	〃	澱粉	一、一〇〇	七・〇	〃	玉蜀黍	一	—
〃	玉蜀黍	四	—	〃	玉蜀黍	四	—	〃	玄小麦	五〇〇	三・〇
二一・三	道粳玄米	五、四九九	三・〇	〃	玄大麦	五三五キロ一三俵	三・〇	〃	玉蜀黍	五三五	二・二
二二・一	道粳玄米	二、六〇三	一五・〇	〃	玄小麦		—	〃	小麦粉	二七六キロ四俵	一六
〃	小麦粉	二、一七九	一二・四	二二・三	道粳玄米	一、二三〇	六・七	〃	稗		—

主要物資配給状況

品名	昭和二〇年度	二一年度	二二年度	備考
石炭	一〇、一六〇トン	六、五五五トン	四、三五六トン	家庭用および業務用
木炭	八、二七九俵	九、三七九俵	三、二六七俵	〃
薪	—	—	一、二一〇敷	家庭用
普通衣料切符	七、四五三枚	二、九三三枚	三、七一七枚	一般家庭用外
ネル	一、七六二反	七八一反	九〇一反	妊産婦用外
晒	七三三枚	四、九〇〇枚	二、八六八枚	〃
衛生綿	五六四包	八四四包	六六九包	〃
ガーゼ	五四枚	八五包	七〇三枚	〃
肌着類	一六、〇八二枚	三、八四一枚	二、三七七枚	一般家庭用
外衣類	—	一、〇七着	五六、六五〇枚	〃
生地類	二〇、三〇〇枚	三、二五五枚	九、二一一枚	一般家庭用

品名	昭和二〇年度	二一年度	二二年度	備考
学童用服類	—	三七枚	二、一二一枚	学校配給
縫糸	五四、四九六匁	三〇、二七把	三、九二七把	一般家庭用
毛糸	五四二封度	三、四八八オンス	二、八五五把	〃
足袋及び靴下	二九、七五一足	二四、二四〇足	一四、七〇一足	〃
その他衣料	二三四点	三、九二四点	七、一三三点	〃
幼時用靴	—	—	二、〇九六足	〃
学童用靴	三七足	三、一六四足	四、三一一足	学校配給
労務者用靴	—	三九六足	六三七足	事務所事業所配給
石油	二四升	三九升	五、三六六升	無電灯用配給
ローソク	五七箱	五七箱	七、六〇〇本	〃
ストーブ	三七六個	五三個	三〇八個	家庭用、学校用事務所用

品名	昭和二三・四	〃	〃	三・五	〃
菜豆	一、二三三俵	六・五	昭和二三・五	玉蜀黍	一、五六〇俵	九・五	昭和二三・七	道粳玄米	三四〇俵	三・〇日分
道粳玄米	三、一〇〇	八・五	〃	馬鈴薯	一、七〇〇	一一・〇	〃	玉蜀黍	二、〇六〇	三・六
玉蜀黍	六〇〇	四・〇	三・六	道粳玄米	一三八	一・〇	〃	小麦粉	二四〇	二・一
道粳玄米	八二四	四・五	〃	精麦	一六四	一・五	〃	玉蜀黍粉	八六一	七・七
澱粉	八九六	四・三	〃	二番粉	二三〇	二・〇				

煙筒類	七四五本	一、四四五本	三、三六〇個	家庭用、学校用、事務所用	乳児食	七、二三缶	一、七二八缶	一、九〇八缶	乳児用
石けん	七、五八〇個	六九、六七〇個	五三、六五〇個	〃	味噌	五七、四七〇貫	三、七三〇貫	三〇、〇三〇貫	一般家庭用
電球	三五一個	二、五一五個	六、九一〇個	〃	醤油	四九、二五升	二三、五八升	三、七五五斗	〃
マッチ	一	三三、二九六箱	二六、六二〇個	〃	バター	一、二六〇封度	二八、六〇六封度	八、〇七〇封度	一般家庭および病人用
果実	一五、二〇〇貫	二〇、四五五貫	一	一般家庭用	食用油	六二石	三石	三石	一般家庭用
ビール	一六、五二三本	三九、八六六本	三三、五三本	〃	食酢	五〇八斗	五七八斗	一五斗	〃
酒	二七、三二〇升	一四、六八〇升	一七四石	一般家庭および冠婚葬祭用	鮮魚	三〇四、三六貫	七五、五三貫	一	〃
干菓子	三、六四三（一貫）	五、二貫	九、二九九個	一般家庭用	食肉	二五、二六〇貫	二、七九五貫	一	〃
砂糖	二六、三五五斤	六、五四一斤	三、二六六斤	幼児用	鶏卵	一、二〇〇個	二七五個	一	〃

（『事務報告』昭和二十年・二十二年　苫小牧町より作成）

このように当時はほとんどの物資が配給制であり、これらは苫小牧配給統制組合および町経済課物資係においてその事務を進めていたが、昭和二十二年十月には各種配給方法が改められ、衣料品については登録業者制度をとることになり、これは民主的な方法による住民の選挙によって行われた。

衣料品登録業者選挙（昭和二十二年十月六日～八日）

昭和二十二年九月十日商工省令第二十五号臨時物資需給調整法に基づき指定配給物資配給手続に従い衣料品配給規則が制定せられ衣料品販売店としての資格を選挙に依り選出することになった。当町の投票結果左の如し

投票数　三〇、四九九票

内無効　一〇六票

得票点　中島誠次外二十六名

（『事務報告』昭和二十二年　苫小牧町）

戦前から食塩も不足していたので、苫小牧沿岸の海水を利用して、町営をはじめ王子製紙、国策パルプ、漁業会、帝室林野局、夕張製作所、営林区署などでは製塩工場を設け、食塩を製造していたが、終戦になるや一般住民も製塩を行うようになり、苫小牧海岸に小製塩工場が並ぶようになった。しかし、燃料入手難のため休業工場も多く、町営事業も昭和二十一年十月以降廃止となった。それでも、同二十一年度における製塩生産高は、王子製紙苫小牧工場四万九、一二〇キロ、再生製紙勇払工場一、六〇〇キロ、漁業会一、〇〇〇キロ、夕張製作所一万三、二〇〇キロ、帝室林野局八、三二〇キロ、その他小工場一万五、六二〇キロ、合計八万八、八六〇キロの生産高であった。(4)

当時においては、この食糧問題は最も重要な問題であり、町においても主食糧の道庁に対する折衝、割当枠による出荷地の交渉など多忙を極め、この問題に対処するため昭和二十二年六月、経済課に食糧係を新設した。一方、町民においても、日増しに逼迫する食糧危機を打開するため、同年七月に食糧危機突破の町民大会が開催された。そして八月には食糧対策委員会を発展的に解消させ、新たに「苫小牧町食糧対策協議会」が結成され、町民が一丸となって本町食糧行政に対して全面的に協力することになったが、これほど行政が住民生活の中に入り込んだ時期はなかったであろう。

こうした食糧危機の中で、さらにまた経済界における悪性インフレーションという社会不安の中で、わが国は民主化の線に沿って各種制度が改革されていった。

旭川に入った米進駐軍は、昭和二十一年三月ころから道内外に分散移駐したが、苫小牧にも米軍人が入って来た。子供たちは、米軍人の後にぞろぞろついて歩き、「ギブミーキャンデー」などといって、キャンデー、チョコレー

ト、チューインガムをねだった。また、どぎつい化粧とスカーフ、ロングスカートの女が現れ、街の中を米軍人にぶらさがるようにして歩くのが目立つようになった。

戦後の一、二年というものは、人びとは精神的にも、物質的にも大きく欠けるものがあったが、みな夢中で生きてきた。そしてやがて、精気をとり戻した人びとは復興へと力強く立ちあがったのである。

公職追放と地方自治法

昭和十三年三月以来、本町の町長として戦時下体制、終戦の混乱という激動期の困難な行政を務めた八巻耕三町長は、同二十一年二月に高齢のため町長職をまっとうすることができないとして辞表を提出したが、町会においても止むを得ないとして辞職が決定した。そして、同年三月の町会で助役西田信一が指名推薦により満場一致をもって四代目町長に選定され、「苫小牧町長就任認可、年俸金四千二百円給与、昭和二十一年三月二十八日発令」[5]と道庁長官の認可を得て正式に四代目町長となった。西田町長は、同年八月十七日、助役に宮崎英夫を推薦し町会の選定をうけた。

しかしながら、昭和二十一年一月四日には連合軍最高司令官の「好ましからざる人物の公職追放」の指令があり、戦時中に活躍した政治、経済、言論など各界の指導的勢力者は相次いで公職から追放され、これは地方にもおよび、同二十一年十一月八日の閣議決定により、①大政翼賛会、翼賛壮年団、翼賛政治会等の役員は郡市町村支部まで該当②帝国在郷軍人会は町村の分会長も該当、③戦時中から引き続き市町村長、助役、町内会長、部落会長の職にあったものは退職し、それぞれの団体の選挙に一期間だけ立候補できないとし、追放勅令が同二十二年一月四日に施行された。

この市町村長の追放決定により、西田町長も昭和二十一年十二月十三日に退職し、宮崎助役はすでに同年十二月八日に退職していて、本町の理事者は収入役の鹿毛奥太郎一人となった。

町長、助役の不在となった苫小牧町ではあったが、翌二十二年四月には公選による町長を選挙することになっていたので、この間においてあえて町長、助役を置くことなく、町長臨時代理者によって町政を執行することになった。かくして、町長臨時代理者には収入役の鹿毛奥太郎があたることになった。

また、戦前よりの町内会、部落会の解散により配給品の示達、納税事務その他において幾多の支障となったが、民主的な各区連絡員制度を設置して対処し、その後においても連絡員制度は町（市）と町（市）民を結ぶ重要な役割を果たしてきた。

一方、昭和二十一年九月には地方制度が改正され、従来北海道における町村の特例であった指定町村の規定、その他の特別規定が廃止され、町村制は道府県制・市制と同様となったため、町村会の議長・副議長は町村会議員中より選挙して選出することになり、本町も同二十一年十一月二十三日の町会において議長、副議長を選出した。さらに翌二十二年五月三日には『日本国憲法』が施行されたが、政府は新憲法に規定した地方自治の根本原則に従い、従来の道府県制・市制・町村制・東京都制を一本にまとめた『地方自治法』を制定公布し、同二十二年五月三日、新憲法と同時にこれを施行した。これによって本町も地方自治体としての自治行政が行われることになったのである。

北海道自由国論と北海道九支庁案

戦後の混乱と民主化の中で、いろいろな主義主張が出されたが、北海道学芸大学（現北海道教育大学）教授で農学・理学博士の河野広道は『北海道自由国論』を発表して各方面で話題となった。河野博士は、①北海道の文化要素はアメリカやロシヤなどから取り入れたもので、本州文化の中から生まれたものでない、北海道を開発したのは日本人であったが日本文化ではない、②北海道文化は自由主義的、開放的、普遍的、世界的であり、イギリス本国に対するアメリカ合衆国や英自治領の関係に似ている。③道行政は東京政府の了解を得なければ執行できないが、これを東京政府から切り離して道の最高行政機関とする。そして北海道が民主的自

由国として独立し、本州・四国・九州の日本政府と北海道およびその付属島嶼を北海道自由政府として両者をもって『日本連邦制』とする、と提唱したのである。(6)

しかしながら、この河野博士の提唱は世論の支持を得るに至らなかった。

北海道における支庁制度は、明治三十年十一月、郡役所制度を改めて設置されたものであったが、戦前においても支庁所在地の移転、合併などが論じられ道会でも何回となく建議案が提出されていた。特に苫小牧においては胆振支庁の苫小牧町移転、胆振・日高両支庁の合併による日胆支庁の設立およびその所在地を苫小牧町にするなど、町の三大政策（勇払原野開発と港湾築設）としていたほどで室蘭を向こうにまわし熱心な運動を続けていたことは、すでに述べたとおりである。そして、戦後を迎えてもこの問題に関心を示し、町会においてもこの問題がとり上げられたことがあった。

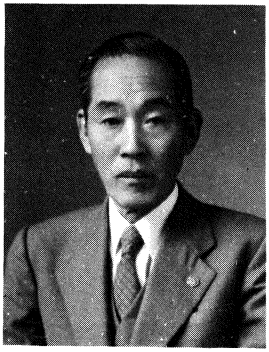
道庁では経済・産業・交通などからみて実情に即していないとして、地方自治法の施行を機会に支庁の再編成を計画した。昭和二十二年十一月七日には『支庁管轄区域調査委員会』を設置して審議を続けた結果、同二十三年六月二十五日に、同委員会は知事に対し九支庁からなる改正案を答申した。しかしながら、この案の実施には多額の費用が必要であり、支庁を廃止されることになった岩見沢、室蘭、根室、網走、浦河などから猛反対があり、道としても利害関係が多すぎるとして、その実施には至らなかった。

支庁改正案

支庁名	所在地	支庁名	所在地
石狩支庁	札幌市	道東支庁	釧路市
道南支庁	函館市	北見支庁	北見町
羊蹄支庁	倶知安町	中部支庁	旭川市
日振支庁	苫小牧町	道北支庁	稚内町
十勝支庁	帯広町		

（『砂川市史』昭和四十六年　砂川市）

公選町長の誕生　昭和二十二年三月十六日、改正町村制によって初の公選による町長選挙が告示されると、前東小学校長田中



初の公選町長となった
田中正太郎（昭和30年）
〔苫小牧市史編さん室蔵〕

正太郎、町会議員相武吉治郎、同菊地善吾の三名がそれぞれ推薦されて立候補し、町長の椅子を争った。

この選挙は選挙法の改正によって二〇歳以上の男女すべてに選挙権、二五歳以上の男女に被選挙権が与えられて、同二十二年四月五日に行われたが、投票率は七九・八％とやや低調を示したものの、一万一、二二九人の人たちが投票した。開票の結果は、田中正太郎が六〇％を超える票を集め、初の公選町長に当選した。

田中町長は昭和二十二年四月七日より町長職務につき、同日付をもって鹿毛奥太郎の町長臨時代理者は解かれたが同月十三日には再び選任をうけて収入役となった。さらに、翌五月二十七日には庶務課長大泉源郎が助役に選任されしばらくの間不在であった本町の三役がそろったのである。六月一日には課長、主任など一連の人事異動を行い、意欲的な行政を進めることになった。ただ、翌二十三年十月になって鹿毛収入役の退職があり、田中町長は荻野大五郎庶務課長を収入役に推薦し、同年十一月十三日、市議会の選定をうけた。

田中町長は、戦後の制度改革、食糧事情の窮迫、海外からの引揚者受入れなど困難な諸問題の処理に当る一方、勇払原野開発、苫小牧港の修築に情熱を燃やし、町（市）民の信頼に応え町勢・市勢発展に努力した。田中町長は、昭和二十三年四月一日の市制施行により自動的に市長となったが、同二十六年、同三十年、同三十四年の選挙にはいずれも無競争によって当選し、四期十六年間苫小牧の町長・市長を務めたが、同三十八年、苫小牧港への第一船入港を見とどけ引退した。



苫小牧駅前に建てられた海外同胞帰還促進の塔　（昭和24年）
〔苫小牧市史編さん室蔵〕

引揚者の収容

終戦を迎えて樺太・朝鮮・満州などの外地を失うと、海外同胞がどっと引揚げてきた。特に、苫小牧においては、戦前王子製紙が樺太や朝鮮に進出して製紙や鉄道事業を行っていたため、再就職や知人を頼って引揚げて来る者が多く、昭和二十二年までに三、〇〇〇人を超すほどであった。

町においてもその受入れ態勢をととのえるべく、厚生課援護係がその事務を担当し、民生委員の協力、町民の同胞愛による援護の手が差しのべられ、国の補助のもと東町に引揚者収容施設の建築を行うことになった。

この引揚者収容施設は五〇万円（全額国庫補助）の予算で、八戸建（一戸八坪と一坪の物置付）五棟の四〇世帯で、引揚者のほか戦災者、一般生活困窮者も収容されることになった。工事は中村組中村清一郎により、昭和二十一年十一月に着手され、翌年三月に完成した。さらに、翌二十二年十一月には七〇万円の予算で江村儀助により旭町に第二収容所三〇戸分が建設された。また、引揚者には特配物資として衣料品、毛布、寝具、履物類などが配給された。

しかしながら、外地において築いた財産を捨て、着の身着のままで戻った引揚者にとって誠にきびしいものであり生きていくための最小限度のものであった。だが、時がたつにつれ引揚者たちも敗戦の打撃から立直り、引揚者連盟苫小牧支部を結成し、それぞれ職を得て力強く立上がっていった。

地域別引揚者数

年別	種別	総数	外地内訳 樺太	千島	朝鮮	支那	満州	その他
昭和二一年	世帯数	五〇七	一八一	二	四七	四九	一九二	三六
	人員数	一、二六八	四八八	九	一四三	一三三	四五一	五四
二二年	世帯数	五五五	四六四	五	九	一六	六三	転出 三
	人員数	一、八一八	一、五三六	一四	二八	四九	一七	〃 六
二二年末総数	世帯数	一、〇六二	六四五	七	五六	六五	二五五	三四
	人員数	三、〇八六	二、〇二四	二三	一七一	一七三	六四八	四八

引揚者物資配給状況

年次	衣料品	毛布	寝具	履物類	家財道具	日用品	その他	計
昭和二一年	五、六三三点	八八三点	一七組	二五二点	四一〇点	七〇二点	三四五点	八、三五一点
二二年	九、五四六	一、〇五二	三九〇	五三二	一、二七七	一、三〇〇	一五五	一四、二四二
計	一五、一七八	一、九三五	五〇七	七七四	一、六九七	二、〇〇二	五〇〇	二三、五九三

引揚者住宅建設状況

種別	収容定員	一戸坪数	戸数	総坪数	工事費	仝上補助	備考
東町収容所	二〇〇名	八坪	四〇戸	三六〇坪	五〇三、六五五円	五〇三、六五五円	昭和二十二年三月完成
旭町収容所	一六五	八坪（物置一坪付）	三〇	二四〇	七〇四、五〇〇	四〇、〇〇〇	昭和二十三年三月完成
計	三六五		七〇	六〇〇	一、二〇八、一五五	九八三、六五五	

※　工事費は着工時のものであるが、物価の変動により完成時に若干増額した。（『事務報告』昭和二十一年・二十二年　苫小牧町）

市制施行

昭和二十年、終戦を迎えた苫小牧の人口は二万六、八三二人であった。しかし、多くの地元出身兵士や海外同胞、さらに開拓入植者を迎えて同二十一年に二、二五九人、同二十二年には一、六七七人の人口増があって三万人を超えていた。だが、これらの人びとの多くは決まった仕事もなく、そのうえ食糧難と重なり苦しい生活を続けていた。

苫小牧の町民の間で市制問題が起こったのは、まだ戦後のどさくさから覚めやらぬ昭和二十二年のことであった。同年十月一日に留萌町が市政を実施するや、苫小牧もこれに続けということで、かなり活発化してきた。そして、十月二日の苫小牧町会懇談会において相武吉治郎議員は市制問題について田中正太郎町長の意見を求めた。これに対して田中町長は「市制施行に関する問題については今回の臨時国勢調査の結果善処する」[7]と積極的な考えを述べたのである。

そして、国勢調査の結果、十月一日現在の苫小牧の人口は三万七六八人であり、しかも市街地人口は二万三、〇〇〇余人と七三%を占め、一気にその時期が熟したのであった。かくして、昭和二十二年十一月十七日の苫小牧町会には「協議案第一号・市制施行について」が提出され、田中町長は市制必至の時期に到着したものと確信する旨を説明した。[8]さらに、先に市制施行をみた留萌市の視察結果・関係費用などについて荻野主事より説明があった。

こうして、苫小牧町多年の懸案事項であった市制施行問題はいよいよ具体的になり、早急に促進運動を進めるべきであるということになった。ただ、町民においても市制の実施に反対するものはないであろうが、町民の最も心配するところは財政面における負担の過重で、市制によって税金が増えるのではないかということを恐れていることであった。しかし、留萌市の例などからして財政面では何ら大差のないことがわかったので、これを町民大会などにより周知徹底させることにした。

そして、町民大会、その他の運動を促進するため、市制促進期成会を結成することにしたが、町会議員においてそ

の準備委員を選出し運動の第一歩を踏み出すことになった。この準備委員には町会の各常任委員会の委員長と、市制に特に密接な関係のある庶務財政常任委員、それに労働者代表、代表連絡員、道会議員が加わって構成することになった。

さっそく開催された苫小牧市制施行促進期成会準備委員会において、①発起人の人選、②発起人会の開催、③発起人において各職場、一般町民に対し市制施行の趣旨徹底、④町民大会の開催などが決定され、発起人は道会議員、町会議員、町内官公庁、会社、組合、団体、新聞社、文化団体などの代表をそれぞれ選出した。そして十一月二十四日には町公会堂において発起人会を開催し、苫小牧市制施行促進期成会則を審議し、同月三十日に町民大会を開催することを決定した。

こうして、昭和二十二年十一月三十日には苫小牧市制施行町民大会が開かれ、これまでの経過報告、各代表の意見発表を行い、正式に苫小牧市制施行促進期成会を設立、会則を制定し、役員の選出を行い、会長には町会議長の菊地善吾、副会長には王子製紙の大木祐三、国策パルプの出雲路靖哉が選ばれ、顧問、委員、実行委員、幹事の各役員が会長より委嘱された。そして、次の宣言、決議を決め早急に市制実施を期することになった。

宣　言

今や我が苫小牧町は人口三万を超え産業経済その他各般の施設が備り都市的形態を具備するに至ったので、市制施行を断行し以て自治の発展強化を期するとともに、祖国再建に寄与せんとするものである。

依て茲に三万町民一致団結し市制実現に邁進せんことを期す

右宣言す

昭和二十二年十一月三十日

苫小牧市制施行促進町民大会

決　議

一、挙町一致、苫小牧市制実現に当たり凡ゆる障害を克服し以て急速なる施行を期す

二、自治精神の本義に則り和衷協同大苫小牧の建設に邁進、以て日本民主主義の発揚に努めんことを期す

昭和二十二年十一月三十日

苫小牧市制施行促進町民大会

（『市制施行関係書類』昭和二十二年　苫小牧町）

町民大会によって全町的に盛り上がり、市制実施問題は期成会実行委員によって胆振支庁、道庁などへの陳情運動が行われることになったが、十二月に入ると道庁調査官の来町調査も決定して、いよいよその実施も目前までこぎつけたのである。

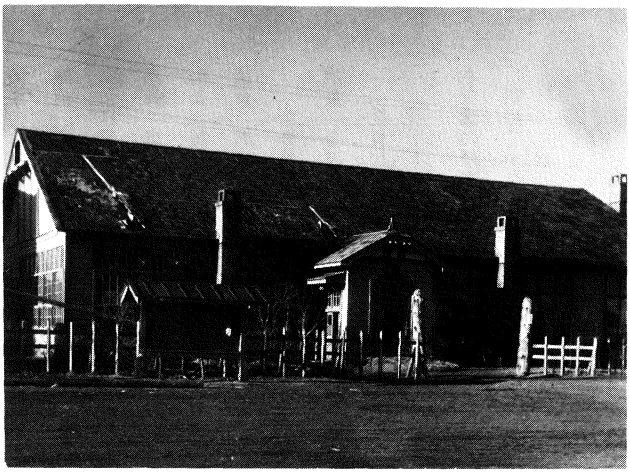
だが、苫小牧の市制施行の実現について心配がなかったわけではなかった。苫小牧が町民大会を開催した同じ十一月三十日、胆振支庁で道庁地方課長の蛯子哲二は市制は町制と異なり条件が相当難しいので、苫小牧町も調査してみなければ何ともいえないと新聞紙上に述べたのである。

苫小牧町の市制問題はまだ正式には聞いていないが過般助役が道庁に来て簡単な説明はあった。勿論地方課としては発展する町の市制実現には大いに賛意を表することはやぶさかでない。しかし、市制は町制と異り條件が相当に困難だ。人口だけでも出来ず、その町が都市としての條件をどの程度備えているか、また財政が市としての完全なものであるかという諸点が完備されねばならぬ。苫小牧町としてもその点の真相がまだ調査されていないので何とも云えない。近く現地の実情を調査した上で政府に対し上申する考えでいる。

（『室蘭民報』昭和二十二年十二月二日号）

苫小牧にとって人口、財政は心配ないとしても、都市条件にはいささか不安を感じていた。市街地の町並をみても

三分の一は王子製紙の社宅で、商店街といっても木造平屋建がほとんどで、町公会堂はよいとしても役場の方はいかにも粗末に見える木造平屋で、王子製紙の工場をのぞいてこれといった建物は二、三軒しかなかった。しかし、調査団を登別温泉に宿泊させるなどの苦心をはらいながらも、町、町会、期成会の努力によって無事道庁の調査を終えたが苫小牧は市制施行運動に約三〇万円（うち一五万円は篤志寄付）の費用を投入した。



現市立病院の位置にあった粗末な町役場　（昭和22年）
〔苫小牧市史編さん室蔵〕

かくして、昭和二十二年十二月六日の苫小牧町会には「議案第一号・苫小牧町を市とすること及び其の上申について」が提出されたが、異議のあるはずもなく全員の賛成を得た。

昭和二十二年第八回苫小牧町会会議録

昭和二十二年十二月六日午后一時苫小牧町会を町会議事堂に招集す

一、応召議員二十名別紙の通り（略）

一、会議の事件左の如し

議案第一号　苫小牧町を市とすること及其の上申について

同第二号　同第三号（略）

一、議事に参与するもの左の如し

町長田中正太郎、助役大泉源郎、収入役鹿毛奥太郎、主事荻野大五郎

主事秋保武夫、主事桑島護、主事森岡一男

本会の書記篠原金治郎

一、議長開議を宣す。午后一時三十分

一、出席議員は応召議員に同じ

議長　本日の会議録署名議員十五番、十九番の二名とすること及び会期を一日としたき旨を諮り全員異議なく決定す

議長　本日の議事日程は議案第一号より第三号迄なることを報告す

日程第一議案第一号苫小牧町を市とすること及其の上申について

議長　議案第一号を議題に供する旨告ぐ

町長　提案理由の説明を了す

議長　異議なきやを諮る

全員異議なしと叫ぶ

議長　全員異議なしと認めますのでこの歴史的議案を全員起立の上拍手を以って可決したき旨告ぐ

全員起立拍手の下に原案可決に決定す

（以下略）

右会議の顛末を記録し其の正當なるを證する為茲に署名す

昭和二十二年十二月六日

苫小牧町会議長　菊地　善吾

十五番　相武吉治郎

十九番　渡辺　広継

（『苫小牧町会会議録』昭和二十二年　苫小牧町議会）

このように、この議案は苫小牧の『歴史的議案』であるとした菊地議長は、全員の起立拍手による可決を求めたのである。これは本市の市町村議会史上はじめてのことであった。

ただ、これまでの市の昇格は内務大臣において決定されていたが、地方自治法の一部改正があって、昭和二十三年から知事にこの権限が移ることになった。このため、同年二月二十六日の町会において苫小牧町を市とする道知事提出の申請を再度議決し、次の申請書を提出した。

苫小牧町を市とすることの申請について

地方自治法第八條第三項の規定に依って準用する第七條第一項により勇拂郡苫小牧町を昭和二十三年四月一日より市とせられたく関係書類を添えて申請致します。

昭和二十三年二月二十六日　　勇拂郡苫小牧町長　田中　正太郎印

北海道知事　田中敏文殿

苫小牧町を市とすることについての申請書

苫小牧町は本道南部胆振日高の中心に位置し、地勢平坦で気候温暖降雪量甚だ尠く、鉄道四通八達し陸路また各方面に通じ道南に於ける交通要衝の地であり、王子製紙株式会社苫小牧工場を始め國策パルプ工業株式会社勇拂工場その他各種会社工場の所在地にして天恵豊かな四圍の農、漁、林、鉱、工業の隆盛と相俟って歳と共に健実なる発展を遂げ、今や人口三萬余を数え諸官衙を始め教育、文化、経済、保健、衛生等諸般の施設整備され爰に全く都市としての実力及びその形態を整うるに至りました。而して國家百政の基底である地方自治体の清新なる伸張、堅実なる発展は民主國家建設の見地からして最も急務であると信ずるものであり、且又我が町民の多年熱望する處であるので、諸状御賢察の上速かに本町に市制施行せられるよう格別の御詮議を賜りたく別紙町勢概況書を記述し謹んで申請致します。

市とすることの実施予定年月日
町民の熱望もあり、昭和二十三年四月一日より市となることを要望する。
市の名稱
現町の名稱「苫小牧」をもって市の名稱とする。
市役所の位置
新市の市役所の位置は苫小牧町役場の位置とし、苫小牧町本町七十三番地とする。

（『苫小牧町を市とすることの申請書』昭和二十三年　苫小牧町）

苫小牧の市制施行は、昭和二十三年三月十九日の道議会で議決され、[9]四月一日から待望の『苫小牧市』が実現することになった。これによって、市制促進期成会の任務も完了することになって、三月二十二日には解散となり、新たに『苫小牧市制祝賀準備委員会』の結成となった。

こうして、苫小牧の市制施行の準備も着々と進められ、四月一日には東小学校において盛大な市制施行式が挙行された。また、午後一時からは最後の苫小牧町会が開催されたのである。なお、田中市長は市制施行式において次のように式辞を述べた

式　辞

このたびわが苫小牧に多年の熱望である市制が施行せられ、本日より苫小牧市として華々しく発足致すことになりましたることは、これ一重に市民諸氏並びに関係各位の絶大なる御高配と御協力の賜た　ことを深く肝銘致し、萬腔の感謝を捧げますと共に、厚く厚く御礼申し上げる次第であります。

當市は甚だ古き歴史を有しておりまするが、今を去る三百五十有余年前漁村として起り、その後製紙工場の設置によりとみに勃興致し今日に至ったる都市であります。

而してこの間における故實をひもとくに、果てしなき太平洋の荒波とたたかひ孜々として大漁田の開発に努力したる漁業家あり、又不毛の地と叫ばれたる勇払原野の開発に黙々として一貫せる熱情を寄せたる農業者あり、更に徒手空拳営々として商圏の拡大推進を目指したる商業者をはじめ幾多先輩故老の波乱曲折を克服し、郷土発展に一身を捧げたるその功績は仰いでいよいよ高くその恩寵の益々深きを覚えるのであります。

さて、この輝かしき発展途上にある郷土の自然の要件に想ひを廻らせば、つきせぬ海幸の宝庫太平洋を眼前にひかえ、噴煙はるかにかすむ霊峰樽前や明鏡止水と呼ばれる支笏の湖は朝に夕に当市文化の進展を示唆致し、この自然の風致に加えるに交通の四通八達あり、先進各都市に容易に通ずる至便に恵まれ、且つ本道の穀倉空知上川や祖国再建の鍵と喧傳せられる夕張日高方面の地下資源は全く指呼の間にある次第であります。この溢るゝ自然の恩寵を基盤とする今後の進展こそ期して俟つべきものあり、当地方の中心都市として名実共にいよいよ隆昌の趨勢にあるを確信するものであります。

この洋々たる将来を約束せられたる当市をしてよりよき発展に導き、ひいては祖国再建の悲願達成の重大なる推進力たるは小職の最も敬愛する市民各位にありと深く思惟致しまするが故に、茲に改めて懇望致しますことは、今後の市を挙げての歓喜はもとより困苦欠乏も共々に歩みを同じくし団結を固くし、以って郷土愛護の念願に徹せられ日に益す発展を期せられることであります。

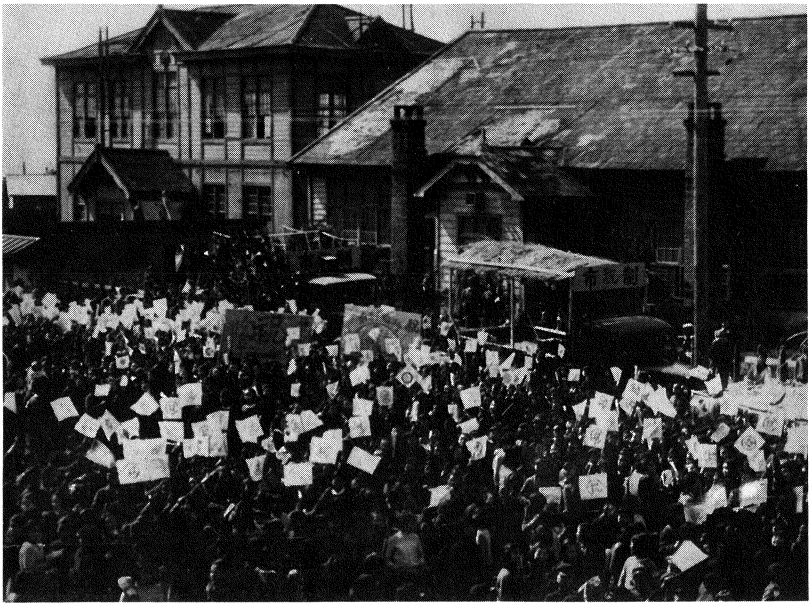
こひ願はくば三萬市民諸兄よ、本日のこの意義ある市制施行式に當り感激を新たにせられ、今後に於て小職の企図する苫小牧市発展施策に特別の御援助と御教導賜はらんことを深く懇願致し、簡単粗辞ながら以て式辞とする次第であります。

昭和二十三年四月一日

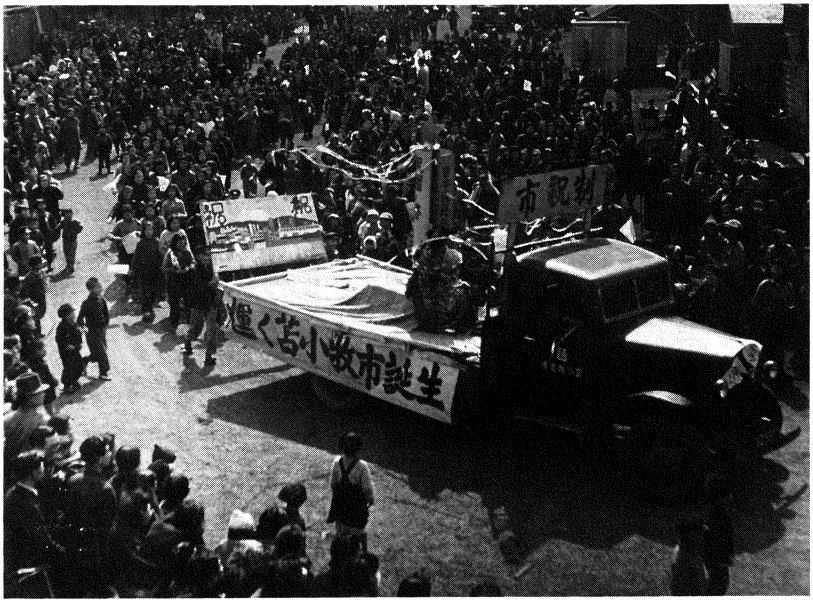
苫小牧市長　田中　正太郎

（『祝辞綴』昭和二十年～二十六年　苫小牧市）

一方、市制祝賀会は当日行われず、昭和二十三年四月十日に市役所前広場（現市立病院前）において来賓多数を迎えて盛大に開催された。祝賀式の後は市中祝賀パレード、市民による祝印の入った小旗をふっての旗行列が行われ、



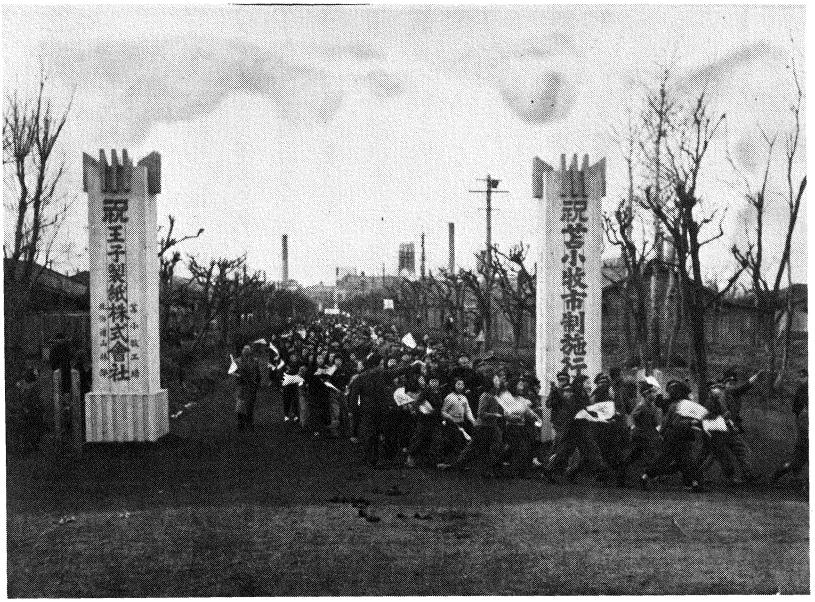
旧市役所前広場で盛大に行われた市制施行祝賀会(昭和23年)〔苫小牧市史編さん室蔵〕



祝賀パレードの出発（旧市役所前昭和23年)〔苫小牧市史編さん室蔵〕



祝賀パレード（一条通り昭和23年）〔苫小牧市史編さん室蔵〕



祝賀パレード（王子正門通り昭和23年）〔苫小牧市史編さん室蔵〕

誰もが市制施行を心から祝ったのである。

苫小牧の市制施行は、戦後の苦しい生活の中から、本市の一層の発展と祖国再建を願って実現したものであった。混乱、食糧不足、生活物資の極端な減少など暗い生活ばかりだった当時の世相に、市制施行は明るい希望と勇気を与えるものであった。

苫小牧市部課設置条例の設定　これまで本市においては部課設置条例はなく、昭和二年十月一日に設定された「苫小牧町役場処務規程」において、課および係を置くとしその分掌を定められていたから、これによって行われてきた。そして、時代の変遷とともに課、係の新設・改称・合併・廃止などがあって何度となく改正された。

昭和二十一年末現在では庶務課五係、厚生課三係、財政課三係、経済課三係、産業課五係、出納課一係、土木課三係の七課二三係七六名であったが、同二十四年六月一日には市議会の議決を経て次の九課・市立病院の「苫小牧市部課設置条例」を設定した。また同年九月九日には「苫小牧市職員定数条例」を設定して、これまでの「吏員定数条例」を廃止した。

苫小牧市部課設置条例

第一条　市長は、その権限に属する事務を分掌させるため、左に掲げる課及び病院を設けるものとする

総務課、教育課、税務課、社会課、保建課、経済課、産業課、土木課、出納課、市立病院

第二条　課及び病院分掌させる事項は、市長がこれを定める

附　則

この条例は、公布の日からこれを施行する

（『条例規則綴』昭和二十四年、苫小牧市）

苫小牧市職員定数表（昭和二十四年）

所属		職員数			配分者
		吏員・書記	その他の職員	計	
局部の事務	一般会計	六五	六五	一三〇	市長
	国保特別会計	三	四	七	
	電気特別会計	四	—	四	
	病院特別会計	一三	一四	二七	
	合計	八五	八三	一六八	
議会事務局		二	—	二	議長
選挙管理委員会事務局		三	—	三	同委員会
監査委員事務局		二	—	二	同委員
警察職員		三四	四	三八	警察長
消防職員		一九	一二	三一	消防長
教育委員会事務局		三	一五	一八	同委員会

（『苫小牧市職員定数条例』昭和二十四年　苫小牧市より作成）

職員定数については、各行政機関独立分権によりその配分については、所属長または委員会において行うことになった。ただ、教育委員会事務局およびその他の教育機関の配分については、教育委員会発足までの間、市長において行うことにした。

部課の設置については、昭和二十五年四月一日に建築課と水道課が新設され、経済課は商工課と改められ、さらに同年六月十七日、総務部と工営部を設置して部制をひき、総務部長には新岡正敏、工営部長には田口連が発令された。また市営バスの運行開始がせまり、交通課が新設された。

総務部

総務課、税務課、教育課、社会課、保健課

商工課、産業課

工営部

土木課、建築課、水道課、交通課、会計課

市立病院[10]

その後市の機構は課、係において毎年のように増加してその改正があったが、昭和三十五年に部相当の企画室、同

三十六年には港湾部が設置され、港湾と臨海工業地帯の造成にあたった。そして、同三十八年には七部となり次のような部の変遷があった。

●昭和三十八年
総務部、経済厚生部、開発計画部、工営部、港湾部、交通部、水道部

●昭和四十一年
総務部、財政部、民生部、経済部、土木部、建築部、交通部、水道部

●昭和四十四年
企画部、総務部、財政部、民生部、福祉事務所、経済部、土木部、建築部、交通部、水道部

●昭和四十七年
開発審議室、企画部、総務部、財政部、市民部、福祉事務所、経済部、土木部、建築部、交通部、水道部

●昭和四十八年
開発審議室、企画部、総務部、財政部、管財部、市民部、環境部、福祉事務所、経済部、土木部、建築部、交通部、水道部

●昭和四十九年
市長公室、企画部、総務部、財政部、管財部、市民部、環境部、福祉事務所、経済部、土木部、建築部、交通部、水道部、下水道部

この中で港湾部は昭和四十年七月一日、道と市の共同管理による『苫小牧港管理組合』の設置により同組合部局となった。また、この部のほか収入役の下に会計課、市長機関として市立総合病院、消防本部、独立機関として市議会

事務局、教育委員会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、公平委員会事務局（兼務）、固定資産評価審査委員会事務局（兼務）があり、本市職員も昭和四十九年三月現在二、〇五九名を数えている。

市庁舎の新築移転と苫小牧港の起工　これまでの市庁舎は大正十年の大火後に建てられたもので、誠にみすぼらしいものであった。市立病院の整備問題が起こって、市庁舎の新築が急務となった。そこで、市内部においていろいろと検討されると、一部町民、議員においても時期尚早ということで反対の声が上がった。しかしながら、病院を新増築すれば市庁舎は移転しなければならないことになり、その位置についても、苫小牧港の築設など将来の発展をも考慮して、東寄りの旭町に移すという基本的な方針を決めた。

昭和二十六年四月、田中市長は無投票で市長に再選されると、同年五月七日の第一回苫小牧市議会において、その施政方針演説で「庁舎は他の設備に遅れてやるべきと考えて居りましたが、たまたま病院の位置問題とからみまして庁舎が邪魔になりまして移転しなければならない、又寿命からみまして三十年を経て居り、又狭隘の為必要を感じまして提案したわけであります。」[11]と移転新築を明らかにし、同市議会に庁舎新築費三、七〇〇万円（全額自主財源）の追加予算と、苫小牧市役所位置に関する条例改正案を提出した。

追加予算については、他施設の起債が認められない場合でも強行するのか、これによって財政上の支障をきたすことはないかとの議員の質問があったが、田中市長は起債は自信のあるものだけを計上しているので、予定どおり進めていくと述べ、この予算案は可決となった。ところが市役所位置に関する条例改正案では、賛成、撤回、委員会付託の意見がでて、そう簡単には決まらなかった。議案の説明にあたった大泉助役は次のように述べた。

苫小牧市役所は現在の場所にあります。先般の予算の議決で移転はお認め願ったわけであります。御承知の通り、市に港湾の設置が

定まり、市の概貌をつかむことが出来ます。港湾の第一期工事が現在の場所に完成すれば、第一次目標が立ちまして、人口は十二万五千に推定せられるわけであります。この中心になるものは旭町の現在の官庁街が中心である、と意見の一致をみるべきであるとみて居りますので、市役所をその中心にもって行きたい、その土地は市警の東側の国道沿の処で、敷地が六千坪あります。港湾は二億八千万円の漁港で、第二期工事は三十億の経費で大商工湾の計画であります。第一期工事は八ケ年の計画でありますが、工場誘致が短期間になれば急激に人口は増加するので、都市計画は五年後に電源開発の見通しがつき、それにより大工場の誘致が出来ると思うので、人口の増加を推定して居ります。(中略)

将来を考えても東に伸びるのは誰しも考えるものでありまして、最適の場所と考えて居るわけで、外に案は考えて居りません。

(『苫小牧市議会会議録』昭和二十六年　苫小牧市)

このように、市庁舎の移転位置には苫小牧港との関連があり、市としては旭町を最適地としてここ以外には移転地を考えていないほどであった。

この位置案に対して反対した議員は三名であったが、その一人は他市の例、苫小牧の戦後の人口増からして、本市の発展は夢であり、都市計画の妄想から市役所の位置をきめるべきではない。二〇年、三〇年の大計は我々には出来るものでないので、この案を撤回して欲しいというものであった。他の二人は、五年や一〇年で人口が一〇万になるものではない、この案は時期尚早で、もう少し市の発展をみた上で、旭町といわず、沼ノ端が中心になれば沼ノ端にもって行ってはどうか、市民の納得する意向を聞くべきで、特別委員会に付託して決めるべきである。[12] というものであった。なお、この時期には沼ノ端を『東苫小牧』に名称変更する請願があり、将来の発展により沼ノ端に市庁舎を移すというふくみをもっていたと思われる。

こうして市庁舎の移転問題は採決によって決めることになったが、撤回一名、委員会付託二名、原案賛成二二名をもって、原案可決となり、市庁舎の旭町移転は決定したのである。

ところが、市議会の終了後において市民の間にも市庁舎の移転に反対するものがあって、昭和二十六年六月十九日には市民大会を開催して、①避病院の市立病院併置反対、②結核病棟の市立病院併置反対、③市庁舎移転は見合すべきで現段階では反対を決議し、同年七月十一日に市長、市議会議長に反対の請願書を提出した。しかし、市議会においては賛成多数で議決したものであるとし、これを不採択としたのである。だが、反対派市民はこれでは納得せず、飛田四郎吉外一、九一八名（代表山田耕助）をもって、七月十九日、再度次のような請願書を提出した。

請　願　書

六月十九日開催の市民大会に於ける決議事項に付て請願致しました処、七月十一日付を以って市議会議長より議会に於て請願を付議せられた結果、第二回市議会にて慎重審議の結果多数を以て可決せられた議案であり、現在としては何とも致し方なき旨の御回答に接しましたが、市民の多数は本問題は市としては重大なる問題であり、御回答の趣旨には了解し難きにより、是非本問題は議会に於て再審議の上善処せられたく、茲に連署を以て再度請願する次第であります。

昭和二十六年七月十九日

記

一、避病院を現市立病院に併置の計画は絶対反対である
二、結核病棟は病人及市民の為にも環境と位置を考えるべきで現市立病院に併置は反対である
三、市庁舎移転新築は当分見合すべきで現段階としては反対である

飛田四郎吉外千九百拾八名

代表　山田　耕助

苫小牧市長　田中　正太郎殿

市議会議長　菊地　善吾　殿

（『議決書綴』昭和二十六年　苫小牧市）

しかしながら、この再請願に対しても市議会は前回同様の理由をもって不採択と決定した。こうして、市庁舎の新築が行われることになったが、一連の反対運動のため大幅な遅れをみせ、本工事を着工したのは昭和二十六年九月一日のことであった。旧庁舎跡には市立病院が建設されることになっていたため、同年八月には解体作業が行われた。このため、市役所は一時東小学校に移り仮庁舎としたが、市議会も庁舎完成までの間、同二十六年八月から十月までは東小学校講堂を、同二十六年十一月から同二十七年十一月までは苫小牧地区警察署演武場を会議場にして行われた。

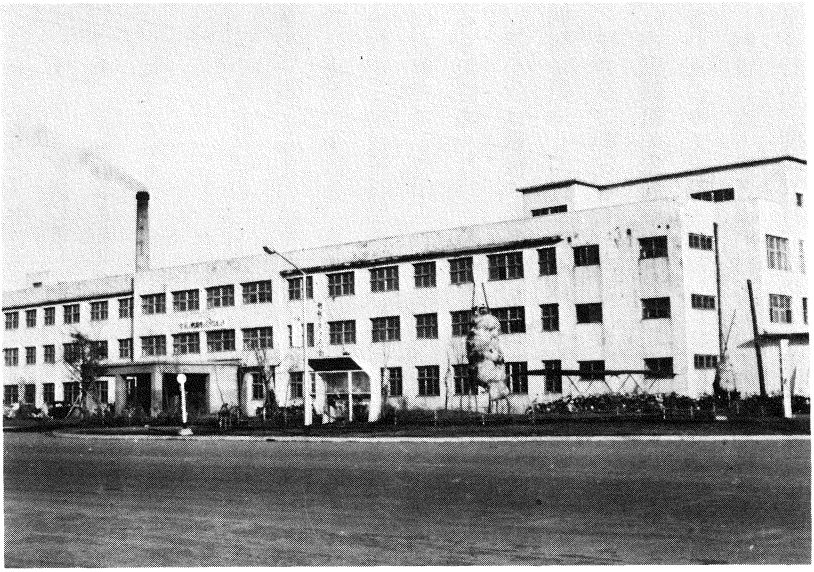
市庁舎第一期工事

工事は第一期（二十六年度）と第二期（二十七年度）において行われたが、西田開発工業株式会社が本工事を請負った。第二期工事については、本工事一、二八五万円、暖房工事一、五〇〇万円、付属建物四七〇万円の計三、二五五万円をもって、前期同様西田開発工業株式会社などによって行われた。そして、同二十七年十一月末には、鉄筋コンクリート三階建ての当時としてはモダンな市庁舎が完成した。ただ、この工事は一五カ月という突貫工事のため、その後において不良部分が若干あった。

市庁舎の移転新築には一部住民の反対があったが、現国道沿いの市警察署（現警察署）と工業高校間には人家さえな

工事名	請負金額	期間	請負業者
市庁舎新築工事	三三、〇〇〇、〇〇〇円	自二六・九・一 至二七・三・三一	西田　信一
旧庁舎解体工事	三〇〇、〇〇〇	自二六・七・二二 至二六・八・一五	渡辺彦太郎
仮倉庫新築工事	四〇、〇〇〇	自二六・八・一一 至二六・八・一〇	本間富太郎
同　屋根工事	三一、〇〇〇	自二六・八・一一 至二六・八・一〇	北村　正
製　材	一〇一、七一三	自二六・八・一一 至二六・八・四	池田　脇治
同	三三九、七五七	自二六・八・一〇 至二六・八・二〇	岩倉　巻次
原材料	三、一九七、五三一		
計	三七、〇〇〇、〇〇〇		

（『昭和二十六年度臨時事業状況調』苫小牧市）



市　庁　舎　（昭和30年）〔苫小牧市史編さん室蔵〕

い状態であった。市としてはあくまでも将来の発展性を考慮してのことであった。そして、この市役所の移転によって旭町地区は、官庁街として確立していくことになったのである。

昭和三十一年十一月には市消防庁舎を増設し、その後も小規模な増設を続けてきたが、本市の発展は一〇年にして狭隘を感じることとなり、本町の旧郵便局を第二庁舎として一時しのぎをしたこともあった。そして、同四十五年には市役所中庭に三階建て新庁舎を増設し、第二庁舎を廃止した。

苫小牧市の庁舎移転問題の起こった昭和二十六年には、苫小牧港の起工式が行われた年であったが、この年四月には市長、市議会議員の改選も行われ、新しい希望をもっており、庁舎の位置はもちろんのこと、すべての面で港湾完成後の大発展に結びついた計画がなされていた。田中市長も第二期目最初の市議会施政方針演説で、相当の犠牲を払い、一時他の事業をやめても港湾を築設しなければならない、と述べたことからもこれが理解されるのである。

港湾の問題は本年度正式に着工することになり、不日起工式をやることになって居ります。着工と申しましても今後このままに致しましては、順調に進むかは懸念されますので、これに対する運動も必要であり、市でも相当の犠牲を拂わなければならないと思います。一時他の事業をやめても、この事業をやらなければならないと考えて居るわけであります。とにかく、熱意をもって当らなければならないものであります。

（『苫小牧市議会会議録』昭和二十六年　苫小牧市）

苫小牧港は昭和二十六年七月、北海道開発法の施行により国の直轄事業として行われることになり、北海道開発事業の一環としての地位を得て、同年八月十八日、苫小牧港修築工事現場で盛大な起工式が行われた。こうして、苫小牧は港湾の築設と、勇払原野の開発という大きな目的に向かって進むことになった。その具体的な熱意の一つは、「苫小牧市工場設置奨励条例」の設定があったが、これは本道においてははじめてのケースとして、全国の先進九都市の例を参考にして作られたもので、固定資産税を三年間免除することによって、工場を誘致し勇払原野開発の一助とするものであった。

苫小牧は戦後の混乱から市制施行、苫小牧港の築設という大きな希望と目標を得て、戦前から続いてきた勇払原野開発に邁進して行くことになったのである。

市き章の制定と市広報紙の発刊　本市においては大正十五年に「北海道において北斗星のごとく光をはなつ」という意味の北光の輪郭に北斗星を入れ、中心に『苫』の字を表した町章を制定したが、これは一部において使用されたのみで、町民に親しまれずに終ってしまった。

戦後になって各市町村において、市町村章の制定が盛んとなったが、本市においても昭和二十四年、図案の一般公募を行い、同年八月、市議会の議決を経て市き章を制定した。



広報『とまこまい』開基80周年記念特集号
（昭和28年）〔苫小牧市史編さん室蔵〕

カタカナの「ト」および「マ」を周囲にとり「コマ」を全体を通じて独楽（こま）の図案化で現わし「ト」の字はさらに「イ」と読み、市名に通じさせている。

昭和二十四年八月二十二日制定

（『市勢要覧』昭和二十九年　苫小牧市）

また、昭和四十三年七月二十六日の臨時市議会で市旗が定められ、当初は緑色の地であったが、市議会で紺色の地に修正され、市き章を赤色とし、市き章の周囲は白色とされ、紺色は大洋を意味し、赤色は躍進への不屈のエネルギー、白色は平和と清純を表すものである。（口絵写真参照）

市広報は当初『市政だより』として、昭和二十五年七月三十日に第一号が発行されたが、田中市長は第一号において「市長は市民の皆さんに代って仕事をしているもので、これは市議会議員ばかりではなく、全市民に公平に知ってもらわなければならない。そのために市政だよりを発刊し、市民と市当局との緊密なつながりを持ち、批判をいただき明るい住みよ

い苫小牧を建設する一助としたい。」[13]と記しているように、市政全般を知ってもらい、市民の批判、意見を聞き、明るく住みよい苫小牧を築いていくことをその目的としていた。そして、同二十六年六月二十日に「苫小牧市広報紙発行規則」を設定し、これにより編集発行されてきたのである。

当初は月一回であったが、昭和二十五年十月から毎月一日、十五日の月二回発行となり、同三十四年五月から毎月一日、十日、二十日の月三回発刊となり、発行部数は世帯数に応じていたが、苫小牧の人口増により現在では四万二、〇〇〇部、号数も七七七号を数えている。

また、市政だよりの名称については図案的にくどい、あまりにもなまな表現であるということから、昭和三十四年四月に市広報『とまこまい』と改められた。

広報紙は当初タブロイド版二ページであったが、昭和三十七年五月よりA四版四ページに改版され、同四十七年四月から再びタブロイド版四ページに改められた。この間、同二十八年六月二十八日には第三種郵便物（定価一部五円）の認可をうけ、また一般広告を掲載、記念特集号、写真集・カラー版の編集などいろいろと工夫をこらし、市と市民を結び、親しまれる広報紙にするべく努力している。

注（1）『江別市史』上巻　昭和四十五年　江別市
（2）『事務報告』昭和二十年　苫小牧町
（3）『事務報告』昭和二十一年　苫小牧町
（4）（3）と同じ
（5）『辞令原簿』―第五号　苫小牧市
（6）『砂川市史』昭和四十八年　砂川市
（7）（8）『苫小牧町会会議録』昭和二十二年　苫小牧町会
（9）『目でみる苫小牧の百年』昭和四十八年　苫小牧市

(10)『条例規則綴』昭和二十五年　苫小牧市
(11)(12)『苫小牧市議会会議録』昭和二十六年　苫小牧市
(13)『市政だより』―第一号　昭和二十五年　苫小牧市

二　大都市建設をめざして

苫小牧港・勇払原野開発と行政　苫小牧市は、昭和二十六年の苫小牧港の起工以来あらゆる面でこの港問題に集中してきた。市理事者は市議会議員、道議会議員とともに地元選出の国会議員を通じ毎年かかさず大陳情団を送り込み、大幅予算を獲得して早期実現のためその努力を惜しまなかった。そしてまた、大部分の市民は極めて協力的で、港湾の築設、そして勇払原野の開発による大苫小牧の建設を心から望んでいたのである。たしかに、この時期の港湾・開発行政は他の行政に比して先んじていた感があった。市長の年頭あいさつ、施政方針演説の筆頭にはかならずこの問題がでてきたのである。

昭和二十六年以来すでに七ヶ年を経過し今日の段階にきておりますが、顧みますればその間予算の獲得運動をはじめ、工業港としての構想の検討、更にこれに対する技術的科学的な裏付、或いは近代科学の粋を集めた高度の調査研究、更に附随する都市計画の策定等あらゆる苦難と戦って参りました。近時ようやく中央、地方の官界はもちろん、政界、経済界等各界が本港湾に対する関心を高めその行程に注目しつつありますことはご同慶の至りと存じます。一例を申すならば、産業計画会議が行った批判も結局は本港湾に対して真に注目されている証左とも考えられまして、かかる意味からも運動開始以来七ヶ年にしてようやく本工業港が世論として台頭した感じがいたします。

私は市政担当以来このことを終生の念願とし、如何にして港を早期に実現せしむべきかと日夜なお真剣に考えており、現段階まで来た以上、この際今一段と飛躍した行動に移るべきであると思います。すなわち、従来表明してきた早期利用の実現であります。ご承

知の如く実状においてすら漁船の高度な利用を得ており、これを更に陸地掘込みにより工場誘致はもちろん、関連する開発計画をも急速に促進し得ることは明らかですが、遺憾ながら国家予算の現状では百年河清をまつの感なきにしもあらずと言わざるを得ません。しかし、これが打開策として工事の実施計画に特に検討を加え、一億一千万円の国費をもって東西両防波堤を主とした工事を施行し更にそれ以外の築設設備についてもでき得ればなんらかの方法によってでも一応代施行し、既成事実を作り出すことにより更に促進し得ると思います。

このことについては、市の財政並びに中央情勢の推移等を勘案し、各位と共に充分協議検討の上結論を得べきでありますが、要するに第一期計画完成を促進せんがためにはかような、更に飛躍した方策が講ぜられるべきであろうと存じます。港が先か、工場誘致が先かは従来論ぜられてきたところでありますが、いずれにしても今年を契機とし、本港湾の負う使命と性格を堂々と各界に闡明し、石炭積出港、或いは日勝中央線による根釧方面の物資輸送港として技術的経済的に価値付け、併せて工場誘致についても極力邁進することを決意するものです。幸いにして、当市には王子、国策、岩倉組等の既設大規模工場が存し、しかも隆々たる発展過程にあってそれぞれ拡大、増強されつつあり、市の産業発展はもちろん、経済財政に貢献するところ多く、また本市が工業都市として如何に優位にあるかを如実に示すもので、今後港湾築設、工場誘致促進のための足がかりとして誠に喜びに堪えないところです。各位におかれても、市民と共に挙市一体特段のご協力賜らんことを切望してやみません。

（『市政だより』昭和三十二年三月十五日号　苫小牧市）

このように、田中市長は昭和三十二年度の予算市議会のその施政方針演説において、この段階まで来た以上一層の飛躍した態度をとり、港湾の早期実現を期すために挙市一体となって運動を進めることを切望したのである。これはまさしく田中市政の柱でもあった。

こうした市の行政方針に対して不満がなかったわけではない。特に、他地から転入してきた人たちはあまりにも港湾・開発行政に片寄りすぎていて、本市の公共施設、社会文化施設など市民のうるおいの場が少ないと指摘したこと

もあった。

しかしながら、当時として公害問題、自然保護などの社会問題に対する認識は稀薄であり、港湾、勇払原野開発に対する根本的な反対はなく、本市の運動はさらに飛躍して邁進していくことになった。

名誉市民　昭和二十八年八月の市議会において議決され、同月十一日付をもって「苫小牧市名誉市民に関する条例」が制定公布された。この条例では本市に引続き一〇年以上住所を有し、または引続き二〇年以上住所を有したことがあって（特例により短縮できる）、広く社会文化の興隆、もしくは市の発展に寄与し、市民が郷土の誇りとし深く尊敬に値すると認めた人に『苫小牧市名誉市民』の称号を贈るとした。



上は名誉市民章、下は小保方卯市に贈られた称号状
〔小保方一雄氏蔵〕

名誉市民は、市長の推薦により市議会で決定し、名誉市民章および略章が贈られ、次の待遇をうけることができた。なお、この待遇は市議会の同意を必要とした。

①その事績を永く伝える方途を講ずる
②苫小牧市の施設の使用について特典を与える
③名誉市民としての栄誉を維持するためにその生活に対して特典を与える
④その他適当と認める待遇

（『苫小牧市例規類集』昭和四十九年六月加除整理　苫小牧市）

本市における名誉市民第一号は、村会議員、町会議員、道会議員をつとめ勇払原野開発、消防活動などに尽力した小保方卯市に、昭和二十八年八月十三日の苫小牧市開基八〇周年・市制五周年記念式の当日贈られた。

さらに、市制二〇周年を迎えた昭和四十三年十月十八日には、新設落成した市民会館において地域経済の振興、苫小牧港の建設促進に尽した岩倉巻次（初代）と、村会議員、町会議員、市議会議員として地方自治、勇払原野の開発、苫小牧港の建設に献身的な努力を払った相武吉治郎に贈られた。

小保方卯市氏（故人）

生年月日　明治四年十一月五日

授与年月日　昭和二十八年八月十三日

功績

氏は、明治四十二年八月から昭和三年五月まで村および町会議員として、村・町政に参与し、かつ大正九年十月から昭和七年八月まで道会議員として活躍された。

その間、勇払原野の開発・酪農地帯造成・港築設等道南地方一帯の産業発展向上に尽され、今日の基礎をなし、かつ教育・文化・社会福祉の発展向上に貢献された。

また、消防組織改善拡充に努め消防施設改善をなし、消防力機動力の推進に大きな功績をのこし今日の基礎をつくりあげた。

以上のごとく、本市の先駆者として地方自治行政に著しい業績をのこされた。

※　氏は、昭和三十六年十一月十六日せい去され、苫小牧市は市葬をもって生前の功績に報いた。

岩倉　巻次氏（故人）

生年月日　明治二十七年一月十五日

授与年月日　昭和四十三年十月十八日

功績

氏は、明治二十七年北海道倶知安町に生まれ、昭和九年当市に居住。

人格高潔、人間愛に富み、深い信仰心をもつ。産業人として終始一貫、内外木材の高度利用による産業の発展に努力し、地域経済の振興に貢献。また、苫小牧港建設促進、臨海適合企業誘致に率先奔走し郷土の発展に尽された。

※　氏は、昭和四十五年五月五日せい去され、苫小牧市は市葬をもって生前の功績に報いた。

相武吉治郎氏

生年月日　明治十三年二月二十三日

授与年月日　昭和四十三年十月十八日

功績

氏は、明治十三年愛知県に生まれ、大正二年当市に定住した。

資性温厚、実行力おう盛、郷土愛の精神に燃え村政以来議会議員を勤めること四十年。この間、議長をはじめ多くの要職にあって北海道開発のかなめである勇払原野の開発、苫小牧港の建設のため献身的努力を払い、本市発展の基礎を築かれた。

（『とまこまい'71』（市勢要覧）昭和四十六年　苫小牧市）

大泉市政の誕生

昭和三十八年四月二十四日、苫小牧港には待望の第一船（石炭積出船第三北星丸と光輝丸の二隻）が入港し翌二十五日には盛大な入船式が挙行され、みなと苫小牧の出発となった。田中市長はこの第一船をしかと見届け引退した。

昭和三十八年の市長選挙は、前市助役の大泉源郎と元道部長の稲垣是成、政党役員の豊間根吉明の三名が立候補したが、事実上は社会党・地区労の推す革新系無所属の大泉と自民党・民社党・同盟の推す保守系無所属の稲垣との一騎討ちとなった。この選挙は、過去三回にわたる無投票も手伝って、最初からはげしい選挙戦が展開された。そして、



大泉源郎市長

先に行われた道議会議員選挙では保守系候補が当選するや、ますます激化していった。選挙前の予想では両者互角といわれ、一票を争う運動だった。だが、開票の結果は、大泉が稲垣に一、九三七票の大きな差をつけ当選し、二代目（第五期）苫小牧市長となった。

大泉市長は前助役であったから、その政策には根本的な変化はなく、これまでの政策を継承することになったが、市長就任のあいさつとして次のように語った。

市民みなさんの本当に力強いご支援をいただき市政を担当いたすことになりました。

過去の経験を十分に活用すると同時に市民みなさまの意見を尊重し、新たな意欲と構想のもとに市民生活の向上と福祉の増進に全力を傾注して市民みなさまの信頼と負託におこたえいたす決意であります。さて、市長として、市民みなさまに公約しました政策、所信の一端を申し述べたいと思います。

まず第一に、現在の苫小牧市において最も重要なことは、港の開発と工場誘致、それにともなう明るい平和なマチづくりをすることにあります。この広大な勇払原野は私たちの先輩が残してくれた貴重な財産であり、この土地に百年の大計を実現いたしたい。これこそは苫小牧だからできることであり、そのため①として、機能的な都市をつくる。すなわち道路網と交通機関の配置、整備をいたしたい。②として、工場のばい煙、汚水その他による公害のないマチとする、これは緑の中の工場ともいえる工場公園的な情緒のあるマチにしたい。③として、総合医療機関、大学その他教育文化機関の整備された永住のできるマチにしたい。

第二には、いかに機能的、理想的なマチができたとしても、そのマチに住む市民の人びとが本当に幸福でなければなんにもなりません。市民一人一人の幸福を守るということが、市政の最終目的であり、これに携わる私たちの役目でもあります。市役所は単に法律や規則・条例だけの仕事をするということだけではなく、苫小牧に住む市民一人一人が、本当に幸福に暮らしているかどうか、市民

一人一人とヒザをつき合わせて話し合える良き相談相手となることにあります。そのために、港から受ける恩恵が市民にひとしく及ぶように、また母子世帯、身障者、青少年などにあたたかい手をのべ、義務教育、高校の増設、大学の誘致、急激な流入人口の問題等に対して積極的な方策をたて、鋭意対策を講じてまいりたい。

第三には、市政が円満に運営されるためには、なによりも市民との人間関係を大切にして、本当に血の通う市政でなければならない。そのために市政の基調を、政党政派的な考えを一切排して〝小異を捨てて大同につく〟大乗的見地にたって進めてまいります。苫小牧に住む、どんな市民のどんなささやかな意見であっても、市政に反映される方途を講じ、真に市民の手による地方自治の確立のためにてい身してまいります。

これらの所信を実現するために市民みなさまの今後いっそうの暖かいご協力ご支援を心からお願い申し上げる次第でございます。

（『市広報とまこまい』昭和三十八年五月十日号）

田中市政は、苫小牧港の使用開始でその基礎をがっちり固めたが、大泉市政にはこれを足がかりとして一層の発展をなし、それと同時に機能的な都市整備の問題も課せられたのである。市民においても、これまでのような港づくり主体による行政には満足しないものを感じていた。

大泉市長の口癖に「苫小牧は誠に殺風景なマチである。緑や公園を多くし、社会文化施設を充実して、情緒・うるおいのあるマチにしたい」[9]というのがあった。

大泉市長の所信においてもこの思想が流れており、港の開発と工場誘致を第一にあげながらも、機能的な都市にするため交通の充実、公害のないマチで、緑の中に工場のある情緒あるマチ、医療・教育文化機関の充実を平行して行っていくことを明らかにした。そして、市民との人間関係を大切にしていくことを述べたのである。

こうして大泉市政は出発したが、その初期にはいろいろな問題があって、かならずしも順調なものではなかった。その第一には、市議会において大泉市長（革新市長会加入）にとっては野党ともいうべき自民党、民社党、同盟系・保守

系無所属議員で過半数以上を占め、選挙当初からのしこりも残っており、市長提出議案もスムーズには可決されず、修正議決されることもあった。

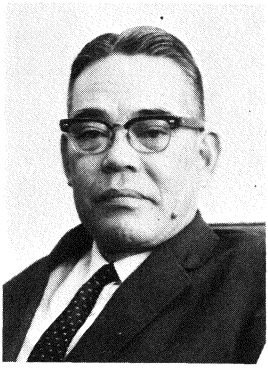
しかしながら、大泉市長は持ち前のねばりと信念によって諸問題を解決し、港湾の整備、工場誘致を行うとともに道路、上下水道、住宅、学校、文化・福祉施設などの充実につとめた。

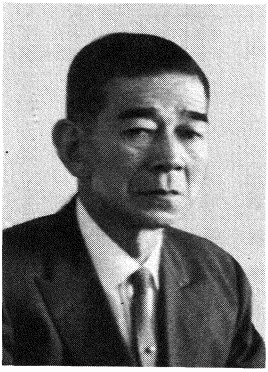
大泉市長は、昭和三十八年五月十六日の市議会に総務部長新岡正敏を助役に推挙し、満場一致をもって選任された。また、収入役については引き続き荻野大五郎がつとめたが、同四十三年十一月十二日、五期目の満期終了をもって退職し、同日付にて財政部長伊藤一男が市議会の選任をうけ収入役となり現在に至っている。

市制施行後の苫小牧市三役

市長			助役			収入役		
氏名	就任期間		氏名	就任期間		氏名	就任期間	
田中正太郎	自 二三・四・一	至 二六・四・四	大泉　源郎	自 二三・四・一	至 二六・五・二四	鹿毛奥太郎	自 二三・四・一	至 二三・一一・一二
〃	二六・四・二三	三〇・四・三〇	〃	二六・五・二五	三〇・五・二四	荻野大五郎	二三・一一・一三	二七・一一・一二
〃	三〇・五・一	三四・四・三〇	〃	三〇・五・二五	三四・五・二四	〃	二七・一一・一三	三一・一一・一二
〃	三四・五・一	三八・四・三〇	〃	三四・五・二五	三八・二・一〇	〃	三一・一一・一三	三五・一一・一二
大泉　源郎	三八・五・一	四二・四・三〇	新岡　正敏	三八・五・一六	四二・五・一五	〃	三五・一一・一三	三九・一一・一二
〃	四二・五・一	四六・四・三〇	〃	四二・五・一六	四六・五・一五	〃	三九・一一・一三	四三・一一・一二
〃	四六・五・一		〃	四六・五・一六		伊藤　一男	四三・一一・一三	四七・一一・一二
						〃	四七・一一・一三	

（『市勢要覧』苫小牧市各年より作成）


新岡正敏助役
（S38・5・16～現在）


荻野大五郎収入役
（S23·11·13～43·11·12）


伊藤一男収入役
（S43・11・13～現在）

行　政　行政委員会は、地方公共団体の自治行政組織の中でその担任事務、設置目的等からして市町村長の行う事務のように迅速適宜の処置ということよりも、衆知を集めて慎重・公平中立を期そうとする複合型の執行機関で、市町村長と独立した行政機能を持っているが、これに対して市町村長は行政の総合的一体的な運営を確保するため調整権を持っている。

本市での行政委員は専任監査委員一名を除き、非常勤特別職である。

●教育委員会　教育委員会法により、教育が不当な支配に服することなく、国民全体の公正な民意を反映し、地方の実情に即した教育行政を行い、教育本来の目的を達成しようとする機関であり、本市では昭和二十七年十一月一日に苫小牧市教育委員会が発足した。（注　第八編社会文化史　教育参照）

●選挙管理委員会　昭和二十一年十月、戦後の地方自治制度改革により、首長が公選となった結果、選挙の公正を期すること、選挙の種類がふえ、事務が複雑になってきたこと、住民の意思を正しく反映するため日常的な啓蒙活動を行う必要があることなどの理由によって設置された。本市では、同二十一年十月八日に設置された『苫小牧町会議員選挙管理委員会』をその前身とし、委員の任期は四年で、補充員は委員に欠員が生じたとき、あらかじめ定めた順序

により補充選任される。（注　第五編行政史　選挙と議会参照）

●監査委員　昭和二十二年、地方自治法の施行により行政機関の分掌がなされたが、本市では同年六月二十七日の町会に「監査委員条例設定の件」「監査委員選任の件」が提出され、条例の設定と初代監査委員には議会選出委員として議長菊地善吾、学識経験者として王子製紙の杉本寛一が選任された。

監査委員条例

第一条　本町に監査委員二名を置く

第二条　監査委員の事務を補助させる為書記二名を置く

附　則

この条例は昭和二十二年六月二十七日からこれを施行する

（『条例・規則・規程綴』昭和二十～二十二年　苫小牧市）

なお、この監査委員条例は、昭和二十四年六月一日、全面改正されたが、監査委員は市の財務に関する事務の執行および、市の経営する事業の管理を監査することが基本的な権限とされている。監査委員は他の行政委員会と違って、合議制ではなく原則として、監査について各委員が独立した権限を持っている。議会議員委員は任期二年、学識経験者は四年の任期であったが、本市では昭和四十七年より常勤監査委員一名を置いている。

歴代監査委員一覧表

氏名	職業	任命年月日	退任年月日	摘要	氏名	職業	任命年月日	退任年月日	摘要
杉本寛一	王子製紙社員	二二・六・二七	二三・一〇・三一	学経	藤原博弥	王子製紙社員	二三・一一・一三	二五・一一・一二	学経
菊地善吾	商業	二二・六・二七	二四・六・二六	議選	近藤武雄	商業	二四・六・二七	二六・四・二六	議選

藤原博弥	王子製紙社員	二五・一二・一九	二六・五・三一	学経	市村修平	王子製紙社員	三八・七・五	四一・七・四	学経		
佐々木瞭司	菱中興業社員	二六・五・二五	二八・五・二四	議選	田村繁	国鉄職員	三八・五・一六	四〇・六・四	議選		
大島楯夫	王子製紙社員	二六・六・二	二八・六・一	学経	本間敏幸	会社社長	四〇・六・一〇	四二・四・三〇	〃		
瀬戸藤市	国策パルプ社員	二八・五・二五	三〇・四・一五	議選	福地秀穂	王子製紙社員	四一・七・五	四四・七・四	学経		
海堀つとむ	王子製紙社員	二八・六・二	三〇・四・一五	学経	竹田鉄夫	国鉄職員	四二・五・一九	四四・五・二六	議選		
保利啓吉	〃	三〇・五・一七	三二・五・一六	〃	福地秀穂	王子製紙社員	四四・八・八	四五・九・一	学経		
菊地善吾	商業	三〇・五・一七	三二・五・一六	議選	田中創吉	会社員	四四・五・二六	四六・四・三〇	議選		
関口清	王子製紙社員	三二・五・一七	三五・五・一六	学経	長野功	国策パルプ社員	四五・一〇・七	四七・五・三一	学経		
菊地善吾	商業	三二・五・一七	三四・四・三〇	議選	田村繁	国鉄職員	四六・五・一七	四八・六・一四	議選		
三井広弥	王子製紙社員	三五・六・一	三八・五・三一	学経	吉田政治	前市消防長	四七・四・一		常勤		
合坪正三	電々公社社員	三四・五・一五	三六・五・二六	議選	五十嵐泰	会社所長	四八・六・一四		議選		
合坪正三	〃	三六・五・二七	三八・四・三〇	〃							

（『苫小牧市監査委員・事務局職員録』苫小牧市監査委員事務局）

●農業委員会　昭和二十六年七月二十日、法律の改正によって従来の農業関係の委員会を統合し、農業生産力の発展と農業経営の合理化を図ることにより、農民の地位を向上させることを目的として設置された。委員の任期は三年で、選挙による委員、農業団体が推薦した委員、学識経験委員により組織されている。（注　第六編産業史　農業参照）

●公平委員会　地方自治法、地方公務員法により、市職員の勤務条件や、不利益処分についての措置要求を審査する機関で、昭和二十六年九月六日に発足した。委員は三名で、任期は当初二年であったが、現在では四年となっている。

公平委員会委員一覧表（任期満了後再任された委員については継続して記入）

氏名	職業	任命年月日	退任年月日	備考	氏名	職業	任命年月日	退任年月日	備考
小野貢	商業	二六・九・六	二七・九・二五		吉村良三郎	商業	三四・六・一〇	三八・六・九	
先田秀吉	旅館・飲食店主	〃	四九・一〇・五		吉田正男	高校講師	三八・七・五		委員長
鷲津吉雄	王子製紙社員	〃	三四・五・一七		吉村善晴	商業	四六・一〇・一一		
竹本清八	商業	二七・一二・一	四二・九・一四		山下正	飲食店主	四九・一二・二〇		

（『苫小牧市公平委員履歴』苫小牧市より作成）

●固定資産評価審査委員会　昭和二十六年九月二十七日、地方税法により固定資産税課税台帳に登録された評価価格等の不服を審査決定するために設置されることになったが、本市では同年十月六日に委員六名が任命されたが、最初の年だけ三年委員二名、二年委員二名、一年委員二名で、以後は任期三年で毎年何名かが改選される仕組みになっている。

固定資産評価審査委員会委員一覧表（任期満了後再任された委員については継続して記入）

氏名	職業	任命年月日	退任年月日	備考	氏名	職業	任命年月日	退任年月日	備考
田中勝介	王子製紙社員	二六・一〇・六	三〇・六・一九		松本金太郎	会社社長	二六・一〇・六	二七・一一・三	
中村誠	国策パルプ社員	〃	三三・八・三一		中原伊勢蔵	商業	〃	四七・三・三一	
小関久	〃	〃	二九・五・七		藤田隆一	会社社長	二七・一一・四	四九・二・一	
山崎福治	〃	〃	三五・一二・一八		南須原政雄		二九・五・八	三二・一一・三	

三木義郎	王子製紙社員	三〇・六・二〇	三五・一二・一八		平田繁信	国策パルプ社員	四二・一〇・九	四三・九・六
蔦森春明	林業	三二・一一・四	三五・一二・一八		平井義々	高校教諭	四三・九・六	
坪内圭二	国策パルプ社員	三三・九・一	三六・一〇・一二		姉崎康雄	高校教諭	四三・五・二五	
三井広弥	王子不動産社員	三五・一二・一九	四五・三・三一		沖島全	王子製紙社員	四五・四・一	四七・九・三一
佐々木孝一	農業	三五・一二・一九			福原周一	会社役員	四七・四・一	
河原時雄	高校教諭	三五・一二・一九	四一・三・三一	委員長	中沢靖吾	王子製紙社員	四七・一〇・一	
真山二郎	国策パルプ社員	三六・一〇・一三	四二・一〇・八		阿部敏雄	商業	四九・二・二	
小原勇	高校教諭	四一・四・一	四三・五・二四					

（『苫小牧市固定資産評価審査委員会委員名簿』苫小牧市より作成）

拡大する市街地と公共施設　苫小牧港の起工・開港と続いて本市の人口は急速に増加していったが、これにともない市街地は拡大され、鉄北地区のめざましい発展があった。これまで商店らしい商店のなかった音羽町・双葉町地区に次つぎと商店・商社が建ち並びあっという間に繁華街を結成するようになり、誰が名付けたのか、錦町・大町の飲食店通りの通称である『親不孝通り』をとって、この新興繁華街の通りを『第二親不孝通り』とさえ呼ぶようになり、現在では旧市街のそれをしのぐほどのにぎわい振りである。この商店街結成の例は、その後に発展した美園地区、糸井地区においても規模は小さいながらも見られたところであった。

一方、住宅地においては郊外へと広がり美園、糸井、錦岡には大規模な住宅街が出来上がっていった。

こうした人口増加による市街地、住宅地の増大にともない、道路網、市営住宅、上下水道、電気、公園、教育、社会福祉施設などが急務となった。本市では上水道、下水道、市営バス、市立総合病院、土地造成、市営住宅などの事業は次つぎと企業会計として独立させ、資金の運用をはかり、上水道においては勇振川からの取水により増加する給

水人口に対処し、下水道は西町第二処理場を新設し、昭和四十三年八月から下水道受益者負担制度を実施して、市民の協力を得て下水道網の充実に努めている。市営バスについては郊外の発展地への乗入れ、バス台数の増加をはかり市民の足となるべく努め、市立総合病院は同四十三年七月に地上六階、地下一階に増改築し市民の保健に努めている。総合的な土地利用のため大がかりな土地造成がなされ、市営住宅も充分とはいえないにしても毎年増設をはかり、最近では土地の高度利用から市街地旧市営住宅地跡に一一階建ての高層住宅を建設した。

こうした本市の意欲的な事業の成果は着々と上がっており、特に下水道普及率、市営住宅建設割合などにおいては本道はもちろんのこと全国的な水準からみても高いものである。

次に、文化、社会施設についてみると、その初期には図書館、公民館を除いてほとんど見るべきものはなかったが先にも述べたとおり、港湾・開発の優先する行政が続き、市民の不満も次第に大きくなっていくものがあったが、大泉市政は開発と文化社会施設の充実を同時に進めていく機能的な都市建設を目標とし、次つぎにこれらに取り組んでいった。

昭和四十二年には、当時としては東北以北随一といわれた市民会館の建設に着手し、翌四十三年十月十八日、完成したのをはじめ、札幌オリンピックの補助リンクとなったハイランドスケート場の誘致、同四十三年学校給食センター、婦人ホームの完成、同四十四年勤労青少年ホーム、同四十五年青少年センター、屋内スケート場および温水プール、同四十七年老人福祉センター、同四十八年総合体育館と次つぎに完成していった。また、同四十八年には開基百年の『勇払千人同心』、総合体育館の『おおぞらの像』、同四十九年には人間環境都市宣言の『緑の環』の各像を建立した。こうして苫小牧は、次第に文化社会施設が充実し、今後も博物館、美術館、自然公園および動物園などの設置も計画されており、大泉市長のいう情緒ある、うるおいのある文化工業都市建設は今のところ順調であるといえる。しかし、今

後においては、東部の開発問題もあり、大泉市政は人間尊重の開発を進めようとしているが、問題は非常に大きい。一つ間違えれば情緒もうるおいも一ぺんにふっ飛んでしまう可能性もまた、この開発には包含しているのである。

市政功労者と市政モニター　本市において、昭和十一年一月七日に発布された「表彰規程」があって、これでは①一〇年以上名誉職につき功労ある者、②産業、教育その他自治の振興に関し功績顕著なる者、③孝子、節婦その他善行、美徳の模範たる者に褒状および金品を授与して、永久に記録にとどめるというものであった。(2) この表彰規程は一部改正されたが、戦後も存続していた。

ところが、昭和四十五年になって時代にそぐわないとし新たな「苫小牧市表彰条例」が設定され、同年十二月二十八日に公布された。



市政功労者表彰式
(昭和46年)〔苫小牧市史編さん室蔵〕

この条例では、市勢の伸展に寄与した者または市民の模範となる者を表彰しその功績をたたえるとし、①市の行政、経済、社会、教育、文化その他各般について市勢の伸展に寄与し、功績顕著な者、②永年公職にあり、地方自治の振興に貢献した者、③社会生活において市民の模範となる者（②を除き団体についても準用）に表彰状および記念品が贈られ、表彰は時宜に応じて市長が行うものであった。

昭和四十六年三月二十八日、市民会館小ホールでこの表彰条例制定を記念して第一回目の市政功労者の表彰式が行われ、さらに同年十一月に昭和四十六年度の表彰を行い、以後は毎年十一月に行われている。

苫小牧市政功労者一覧表

年度	表彰者
昭和四六・三・二八	格地正都（市議会議員）、中村重信（同）、松原沢光（同）、田中創吉（同）、竹田鉄夫（同）、田村繁（同）、中村繁雄（同）、藤原博弥（同）、本間敏幸（同）、山崎勝雄（同）、荒正（同）、高西哲郎（同）、中村芳衛（同）、荒沢哲翁（選挙管理委員）、先田秀吉（公平委員）、池田栄次郎（農業委員）、高橋寅吉（同）、蔦森春明（同）、野村勝美（同）、鮭川長司（同）、中原伊勢蔵（固定資産評価審査委員）、藤田隆一（同）、矢嶋浪江（民生委員）、加藤虎雄（同）、池田信勝（同）、此内平吉（統計調査員）、作田正一（同）、村上斉（同）、丁子祐三郎（同）、佐藤甚次郎（同）、丹羽武雄（同）、佐藤辰雄（同）
昭和四六年度	五十嵐泰（市議会議員）、広田まさい（民生委員）、立谷きくえ（同）、中野輝雄（統計調査員）
四七年度	佐藤貞（農業委員）、斉藤佐太郎（統計調査員）
四八年度	島崎竹夫（統計調査員）、半田蜜穂（同）、脇田益穂（同）、佐々木孝一（固定資産評価審査委員）
四九年度	坂井政夫（統計調査員）、村上正二郎（民生委員）、岡島ハナ（同）、炭谷肇（青少年問題協議会委員）、盛川ひで子（清掃による市民の模範）

（『広報とまこまい』苫小牧市各号より作成）

市政モニター制度は、市民と市政との間にある広報、広聴活動をより広く展開し、市民の望む市政を推進しようとして昭和四十六年八月一日に発足した。

本市においてはこれまでも、市政相談員・巡回相談員の設置、市政懇談会・お茶の間相談の開設や世論調査などに



市政モニター総合集会
（昭和46年）〔苫小牧市史編さん室蔵〕

より積極的に市民の情報収集につとめてきた。しかしながら、本市の急速な発展、膨張はこれまでの体制では、市民のすべてがいつでも気軽に市政に参加することは難しくなってきたのである。

だが、開発による大きな変動に迫られている苫小牧としては、将来自分たちが住みやすく、暮らしやすい苫小牧にするためにはいろいろな角度から早急に検討しなければならないことが沢山でてきたのである。もちろん、専門家の意見を聞くことも大事なことではあるが、それ以上に市民一人一人の考えを集約し、解決していくことがより望ましいことであった。

市政モニター制度は、こうした意味で市と市民の強いつながりのもと、情報のスムーズな交換と敏速な処理を図るという、いわば市政に対する市民総参加の初動とでもいうべきものであった。市政モニターの仕事としては、①市の仕事や考え方について地域住民への伝達とこれに対する批判や意見の集約、②市民の苦情や要望の仲介やモニターの意見提言、③行政執行の確認、④市政の方針や仕事の内容を知るため研修会参加、などである。

市では、昭和四十六年八月一日付で一二五人に市政モニターを委嘱し、同年九月一日にはこの制度をさらに強化し充実するため五三人を追加委嘱し、市政モニターは一七八名となった。なお、現在の数は一五〇名となっている。

都市宣言　本市には市議会の議決を経て、苫小牧市民の決意を内外に表明した都市宣言に、昭和三十七年の『安全都市宣言』、同四十一年の『スポーツ都市宣言』、同四十八年の『人間環境都市宣言』の三都市宣言があった。

・安全都市宣言　この宣言は、本市における交通事故の激増、依然としてあとを絶たない産業災害、水火災、伝染病などの悲惨な災害を防止して、災害のない明るい市民生活環境を確立しようと、昭和三十七年三月一日に「苫小牧市安全都市推進協議会」(会長田中正太郎市長)が発足したが、同会はさっそく同月九日、開会された市議会に安全都市宣言を陳情し、市議会で採択されると、二十九日の本会議に市長はこの陳情の趣旨にもとづいて次の宣言文を提出し、満場一致をもって原案どおり宣言することを議決した。

安全都市宣言

わが国の産業経済の伸長と国民生活の向上はめざましいものがありますが、その反面、交通の発達に伴う交通事故は激増し、また産業災害、水火災、更に伝染病等悲惨な災害もそのあとを絶たず、人的、物的損失も莫大な数となり、まことに憂慮すべきものがあります。

本市は、鉄道、道路等、即ち交通の要衝にあり、また、北海道総合開発の拠点として益々その重要度を増し、港湾築設の進捗と共に各種建設事業等も一段と活発さを加え、ために交通事情は極めて深刻であって事故多発地区となっている現況であります。加えて、港湾の使用開始を目前に控えて工場誘致等により人口の急激な増加が予測されるところであり、将来、臨海工業都市として一大飛躍をみんとしておりますので、この際、広く全市民の協力のもとに、これに対処する必要を痛感するのであります。よって、市民の安全を確保し災害のない明るい生活環境を確立するため、全市民と共に安全都市の理想を達成すべく、ここに苫小牧市を『安全都市』とすることを宣言します。

(『広報とまこまい』昭和三十七年四月一日号　苫小牧市)

この宣言によって、苫小牧市は交通事故防止、産業災害、水火災の予防ならびに環境衛生の整備などを含めた理想の安全都市をめざすことになったが、これは道内ではじめてのものであった。だが、この宣言は昭和四十八年の人間

環境都市宣言により、これに含まれるとして廃止されたのである。

・スポーツ都市宣言　苫小牧は伝統的なスケートをはじめ、野球などのスポーツが盛んで、市民のスポーツ熱も非常に高いものがあった。昭和二十九年六月には体育協会が設立されたが、これは同四十一年四月に再編成され、市村修平王子製紙苫小牧工場長代理を新会長に迎え、苫小牧のスポーツ全般を包含する組織として再出発することになった。

そして、この体育協会が音頭をとり、苫小牧市民がスポーツを通じて健康でたくましい心身を養い、明るい都市建設のため力を合わせて努力しようということで、昭和四十一年十月、市議会に対しスポーツ都市宣言に関する陳情書を提出したのである。これは議会においてもその趣旨に賛同し採択となり、同年十一月八日の市議会に市長はこの宣言にかかわる議案を提出し、満場一致をもって議決した。

スポーツ都市宣言式典は、昭和四十一年十一月十二日午後一時三〇分から行われたが、これを記念して音楽隊パレード、市民総歩け歩けが式典前後に行われた。そして、**毎年体育の日を中心に記念行事が盛大に行われている。**

スポーツ都市宣言

わたくしたち苫小牧市民はスポーツを愛し、スポーツを通じて健康でたくましい心と体をつくり、豊かで明るい都市を築くため次の目標をかかげ、ここに『スポーツ都市』を宣言します。

1　市民すべてがスポーツを楽しみましょう
2　力をあわせてスポーツのできる場をつくりましょう
3　次代をになう青少年のため、地域にも職場にもスポーツの機会をつくりましょう
4　世界に活躍できる市民を育てて広く世界の人と手をつなぎましょう

（『広報とまこまい』一四八一号付録　昭和四十一年　苫小牧市）

・人間環境都市宣言　昭和四十八年、開基百年を迎えた苫小牧市は、東部大規模工業基地の開発開始という大きな問



スポーツ宣言都市式典（昭和41年）〔苫小牧市史編さん室蔵〕



スポーツ宣言都市記念パレード
（昭和41年）〔苫小牧市史編さん室蔵〕



人間環境都市のシンボル「緑の環像
（昭和49年）〔苫小牧市史編さん室蔵〕



安全都市宣言を報ずる市広報
（昭和37年）〔苫小牧市広報課蔵〕

安全都市宣言を議決

災害のない明るい市民生活

題をかかえていた。

こうした中で、市は、苫小牧が将来進むべき道を決定する「苫小牧市基本構想」を設定して、求むべき都市像として「人間環境都市」を宣言したのである。

これは、昭和四十八年十一月十七日の市議会本会議で全会一致をもって議決されたもので、本市はこの人間環境都市宣言のシンボルとして市役所前、国道三六号線沿いの樽前、植苗の三ヵ所にそれぞれ『緑の環像』を建立し、その除幕は同四十九年十一月三日、市役所前、樽前、植苗の三ヵ所で行われた。なお、市民会館・体育館内にも同像が置いてあるが、これは都市計画、道路整備後に苫小牧駅前、道々上厚真線沿いに建立する計画である。

人間環境都市宣言

苫小牧市は、開基百年にあたり、緑と太陽の大自然を擁するかけがえのない郷土を守り、人間を主体とした、公害のない、健康で安全な都市環境の創造を決意し、ここに『人間環境都市』を宣言する

（『苫小牧市例規類集』昭和四十九年六月加除整理　苫小牧市）

開基百年と姉妹都市

昭和四十八年、本市は開基百年を迎えた。これは明治六年九月二十七日、当時勇払郡勇払村にあった『勇払郡開拓使出張所』が交通事情の変化から勇払郡苫細（苫小牧）村に移転し事務を開始した日で、これが今日の苫小牧の基礎となり、さらに発展をもたらしたとして、昭和八年二月二十八日に『建町記念日』として制定されたものであった。

この年は開基百年にあわせ市制施行二五周年、開港一〇周年をも迎えるという祝いが重なり、これら三つをあわせて行うことになった。

市では、昭和四十七年三月に「苫小牧市開基百年記念事業企画委員会」を設置して、岩倉巻次を会長とする二五名

の委員を委嘱した。さらに同月の市議会に特別会計として「苫小牧市開基百年記念事業会計」の新設を提出して、これを設定した。また、同年十月九日には開基百年準備事務局を設置、専任職員を配置して本格的な作業が進められることになった。

こうして、開基百年の企画、準備が企画委員会を中心にして進められ、その一番手としてシンボルマークとテーマスローガンの一般公募を行った。これには市民をはじめ、道内、道外からも多数の作品が寄せられ、マーク八七点、スローガン二三四点が審査対象となった。審査は昭和四十八年一月二十四日に遠藤未満（国画会々員）など八名の審査員によって行われ、マークには磯田孝一・順子（市内春日町）作のとまこまいの『と』を図案化し、自然と開発が調和し市民の豊かな生活を表した作品が優秀作に、スローガンには二階堂和子（市内三光町）の『歩みの百年、飛躍の未来』が優秀作品と決定し、これらは本市開基百年事業の推進に使用されることになった。

さらに、市民の緑化思想と自然保護をはかるために、開基百年を記念して『市の木』を選定することになり、選定委員会においてオンコ（イチイ）、クロマツ、ナナカマド、ヤチダモ、モミジの五種が選ばれ、この中から市民の公募によって『ナナカマド』が市の木として決定し、記念式典当日その指定が発表された。

昭和四十八年六月九日には大泉市長を会長とする「開基百年実行委員会」が発足し、記念事業も本決まりとなった。

記念事業

総合体育館建設　鉄筋鉄骨造り、延べ面積七、六九〇㎡、総事業費七億五、〇〇〇万円

総合体育館前庭整備　前庭の舗装、植樹ほか、事業費三、四四〇万円

勇払千人同心顕彰像建立　市民会館前庭に建立（ブロンズ像二基、本郷新制作）、事業費二、四〇〇万円

蝦夷地開拓移住隊士の墓整備　勇払郊外の墓を整備のほか広場、植樹、芝生等を施行、事業費二、四七八万円

大規模森林公園建設調査　緑ヶ丘公園の西北部に建設を想定、調査、設計を施行、調査費二五〇万円
サイクリングロード建設調査　高丘・支笏湖間延長二四㎞、幅二m建設のための調査、調査費一九〇万円
郷土博物館資料収集調査　事業費一〇〇万円
ハスカップ移植整備事業　植苗の緑星の里にハスカップ二、一〇〇本を移植整備、事業費一二二万円

（『広報とまこまい』―開基百年記念特集号　昭和四十八年　苫小牧市）

また、本市には遠く寛政十二年に、武州八王子から蝦夷地の警備と開墾のため、勇払場所にやってきた八王子千人同心と、その子弟たちが開拓の鍬を振るった苦闘の歴史を有しており、すでに昭和三十八年ころから郷土史家レベルによる交誼・研究も深まり、姉妹都市をとの声も上がっていた。(3) 市でも開基百年を迎えるにあたり、本市開拓の先駆となった八王子千人同心の業績を高く評価し、この歴史的なつながりのある八王子市との友好関係を末永く続けるため、昭和四十七年十月十四日、大泉市長は当時の植竹園次八王子市長を訪問し、正式に姉妹都市提携を申し入れたのである。八王子市においてもこれを大いに歓迎し、両市の関係は急速に深まっていった。

こうした中で、昭和四十八年六月三日に、八王子千人同心の子孫や身寄りの集まりである『八王子千人同心旧交会』の山本正三郎会長一行一三〇名が、本市勇払の野に眠る先祖の霊にお参りするため、本市を訪れたのである。本市においては同三十八年の開基九〇周年記念式典に、千人同心子孫および市議会副議長（市長代理）などを招待し、勇払墓地で慰霊祭を行っているが、こうした千人同心の子孫による集団での墓参ははじめてのことであった。これに感激した市長はじめ関係者は、この機会を通じ一層の友好と親善を深めようと、一行の歓迎を兼ねての市主催の昼食会が市民会館で開催された。本市側からは市長をはじめ市幹部、市議会各派代表、郷土史家、勇払自治会代表などが出席し、千人隊御会所太鼓や千人隊踊りなど、千人同心ゆかりの出し物が勇払住民によって披露される中で、なごやかに





八王子千人同心旧交会の墓参風景(上)と姉妹都市提携の盟約書に調印する両市長(下)（昭和48年）〔苫小牧市史編さん室蔵〕

友好と親善を深めたのである。

昼食会終了後、大泉市長の案内で建設中の千人同心顕彰像、苫小牧港を見学したあと、勇払の墓に詣で、それぞれの墓前に花や線香とともに、はるばる持参した八王子の地酒をたむけ、祖先の霊にお参りした。中には感激と遠い昔の苦闘をしのび涙する子孫たちもあった。

この八王子千人同心旧交会の人たちの来苫により、本市と八王子市のつながりを改めて深く認識するとともに、その関係を不動のものにした。

昭和四十八年四月、新八王子市長となった後藤聡一（前市教育長）も、両市友好関係について積極的な考えを示し同年六月の定例市議会に苫小牧市との姉妹都市提携を協議案として提出し、これを決定してその準備が進められていった。一方、苫小牧では、同年六月の第一四回定例市議会に大泉市長は「議案第一三号・姉妹都市の提携について」を提出した。しかし、同月二十一日の議員協議会において、協議案として提出された同議案が承認され、これが正式に決定したため、翌二十二日には議案とする必要なしとして議案第一三号は撤回された(4)。

こうして、両市の姉妹都市問題は議会関係の手続きを終え、あとは盟約式を待つばかりとなった。

八王子市・苫小牧市の姉妹都市盟約式は、開基百年記念式典に先立ち、昭和四十八年八月十日午前一〇時から苫小牧市役所応接室で両市の市長、議長をはじめ関係者が出席して行われ、両市長の盟約書調印のあと、両市長のかたい握手をもって終了した。そして、今後両市は恒久的な友好を願い、相互に教育・文化・産業・経済の交流を図りながら、善意と理解を深めることにより、社会の発展に寄与することになった。なお、この日、移転整備を急いでいた千人同心の墓石を含む『勇払開拓史跡公園』が完成し、その落成式と先駆者供養が盛大に行われた。

盟約文

八王子市と苫小牧市は、八王子千人同心が北海道勇払の地に開拓の歩をしるしたゆかりにもとづき、相互に教育、文化、産業、経済など広く交流を図り、友好と理解を深め、相たずさえて発展することを念願し、ここに両市が姉妹都市として提携することを盟約する。

昭和四十八年八月十日

八王子市長　後藤聡一

苫小牧市長　大泉源郎

（『姉妹都市盟約書』昭和四十八年　苫小牧市）

苫小牧市は、北辺の守りと開拓の任務により勇払の地に移住し、飢えと寒さに苦しみながら開墾の鍬を振るった苫小牧開拓の先駆者、八王子千人同心の偉業をたたえ、これを後世に残そうと開基百年記念事業の一つとして、苫小牧開拓記念碑『勇払千人同心』を建立するため、本道出身の彫刻家本郷新に制作を依頼していたが、これが完成し、開基百年記念式当日の昭和四十八年八月十一日、午前一〇時から市民会館前庭の建立場所において、おごそかに除幕式が行われた。

除幕式は大泉苫小牧市長、後藤八王子市長をはじめ、八王子関係者、来賓、一般市民など一、〇〇〇名の見守る中で行われ、除幕は市消防音楽隊の演奏するチャイコフスキー交響曲第五番の流れる中で、八王子千人同心子孫の粟沢貞子（六歳）と勇払の亀谷重雄（六歳）の手によって行われた。このあと大泉市長のあいさつ、来賓を代表して後藤八王子市長の祝辞、制作者本郷新の制作のことばがあって式を終えた。

歩みの百年、飛躍の未来をテーマに、二年がかりで準備が進められてきた苫小牧市開基百年記念式典は、市制施行二五周年、開港一〇周年とあわせて、昭和四十六年八月十一日午前一一時から苫小牧市民会館において、感激と二世紀への決意を新たにして盛大に行われた。

この日、朝には多少曇り空だったが、開拓記念碑『勇払千人同心』除幕式ころから次第に晴れ間をみせ、絶好の開基百年日和となった。

市民会館大ホールステージには苫小牧市開基一〇〇年記念式典の文字などがくっきりと浮かび、その下に日章旗と市旗が並び、右側に江崎真澄北海道開発庁長官、堂垣内尚広北海道知事、北海道市長会長（代理江別市長）、後藤聡一八王子市長、上保広吉八王子市議会議長、篠田弘作衆議院議員、西田信一参議院議員、大泉源郎苫小牧市長、本間敏幸苫小牧市議会議長など、左側には開基百年功労団体、個人として選ばれた九人が着席し、会場には招待者一、八〇〇名が椅子を埋めていた。

式典は新岡市助役の開式のことばで始まり、まず全員起立して君が代を斉唱した後、本市開発のため尽力した先人の偉業をたたえ一五秒間の黙とうを捧げた。

続いて大泉市長の式辞、本間議長の生きがいあふれた地域社会の建設のため、すべての市民の英和とたゆまぬ努力を傾け、力強く邁進するとの決意表明が行われた。なお、大泉市長の式辞は次のとおりであった。

式辞

本日ここに、苫小牧市開基百年、あわせて市制施行二十年、開港十年に当たり、北海道開発庁長官はじめ、来賓多数のご臨席と市民参加のもとに、盛大な記念式典を挙行出来ますことは、この上ない感激であり、市民と共に大きな喜びとするところであります。

明治六年、開拓使出張所が苫小牧に設けられたのを開基と定め、以来、幾多先人のあらゆる困難を克服した、たゆまぬ努力によって、今日の苫小牧市が築かれたのであります。しかも、この先人の努力は開拓の先駆者である八王子千人同心が、遠く寛政年間、北辺の警備と開拓のため、湿原と酷寒の勇払原野にいどんだ開拓魂によって、ささえられていたことを忘れてはならないのであります。

百年の歴史を顧みますと、当初わずかな漁業集落であった苫小牧も、国道、鉄道の開通により、逐次、まちの形態を整え、明治三十五年には、村制がしかれるに至ったのであります。

しかし、産業は依然漁業中心でありましたが、明治四十三年、王子製紙苫小牧工場が操業されるに及んで、工業のまちに変ぼうしたのであります。

こうしたまちの歩みは、郷土の発展を願う住民の意欲を勇払原野の開発に指向させ、その後、山陽国策パルプ勇払工場の立地となりいよいよ港湾築設の熱望高まり、まちをあげてのねばり強い運動は地の利、時代の要請と科学の力によって、昭和三十八年四月、ついにわが国で初めての内陸掘込式人造港の開港となって実を結び、臨海工業都市として画期的な発展をもたらし、さらに東部工業開発に直面し、いまや、北海道開発に重要な役割を果たすに至ったのであります。

今日、この輝かしい基盤の上にたって、私たち市民が、かず多くの恩恵に浴していることは、まさに、先人の卓越した識見と不屈の精神とによる偉業のたまものであり、深く感謝の意を表する次第であります。

この先人の歩んだ誇り高い歴史の重みをかみしめ、苫小牧市の果たすべき役割を正しく認識し、人間尊重を基調として、樽前山、支笏湖などの美しい大自然を有する郷土を守り、豊かな福祉と文化に恵まれた、生きがいのある理想都市の創造にまい進することが、私たち十二万市民に課せられた使命であると信ずるものであります。

いま新しい世紀への出発に当たり、市民の総意のもとに、その使命達成に向かって力強く第一歩を踏み出すことを誓います

昭和四十八年八月十一日

苫小牧市長　大泉源郎

（『式辞・祝辞綴』昭和四十八年　苫小牧市）

そして、式典は開基百年にあたって功労のあった団体、個人に対する表彰に移り、苫小牧の産業の基礎をつくった王子製紙と私学振興の学校法人原学園の二団体と、町医として住民の健康を守り道会議員として活躍した故野口孝太郎、市政の発展に貢献した故渡辺広継、菊地善吾、助産婦として活躍している篠原ヤノ、漁業振興につとめた鳥越兼次郎、社会福祉・観光に貢献した先田秀吉、スポーツ、文化向上に功績のあった門脇松次郎の六人に、それぞれ感謝状と記念品が贈られた。

さらに、北海道庁長官、北海道知事、北海道市長会長から開基百年にあたっての祝辞があり、祝電の披露が行われた。このあと、次代の苫小牧を担う青少年代表の誓いの唱和、市木として『ナナカマド』、準市木として『オンコ』の指定発表があり、前日、姉妹都市の提携を結んだ八王子市と苫小牧市の市旗の交換が行われ、八王子市民を代表して後藤市長のあいさつのあと、全員が起立万歳を三唱して開基百年、市制二五周年、開港一〇周年の記念式典を終えたのである。

午後から新設なった市体育館に会場を移し、盛大な苫小牧市開基百年記念祝賀会が開催された。

こうして苫小牧市は開基百年祭一色にぬりつぶされ、各所において記念行事が開催された。

苫小牧市開基百年記念行事一覧表

月日	行事名	時間	場所	内容
八月　三～一二日	とまこまい一〇〇年展	一〇：〇〇～一六：〇〇	青少年センター	苫小牧市の展望8コーナ 協賛　八王子物産店・電信電話展

八月　三～一二日	開基一〇〇年記念小・中学生作品展覧会	一〇：〇〇～一六：〇〇	勤労青少年ホーム	習字・図画入選作品展示
八月　四・五日	バレーボール招待試合	四日　一一：〇〇～一四：〇〇 一四：〇〇～一八：〇〇 五日　一〇：〇〇～一三：〇〇 一三：〇〇～一七：〇〇	市総合体育館	男子 松下電器、広島専売、日体大 女子 ヤシカ、三洋電機、ヤクルト
八月　七・八日	体操模範演技	一四：〇〇 一八：〇〇	市総合体育館	男子……八名　女子……七名 指揮…岩城宏之 歌劇「売られた花嫁」序曲ほか
八月　九日	NHK交響楽団演奏会	一八：〇〇	市民会館	
八月一〇～一二日	第一八回 港まつり		港まつり 主要会場 市内ほか	フェリーで結ぶ郷土芸能・鼓笛隊パレード・吹奏楽パレード・太鼓まつり・市民おどりパレード・仮装パレード・花火大会ほか
八　月　一一日	**開拓記念碑「勇払千人同心」の除幕** 開基一〇〇年記念式典 開基一〇〇年記念祝賀会	一〇：〇〇～ 一一：〇〇～ 一二：三〇～	市民会館前 市民会館 市総合体育館	約一、八〇〇名招待

八月一一～一七日	「ホリディ・オン・アイス」ショー	一〇：〇〇～一六：〇〇	王子スポーツセンター	市総合体育館	平日…一回公演（一四：〇〇～） 土曜…二回公演（一四：〇〇～、一八：〇〇～） 日曜…三回公演（一〇：〇〇～、一四：〇〇～、一八：〇〇～）
八月一三日	題名のない音楽会	一七：三〇～	市民会館		黛敏郎ほか二〇〇名（テレビ公開放送）
八月一四日	大相撲苫小牧場所	七：〇〇～一五：〇〇	市総合体育館		横綱北の富士・琴桜・輪島ほか一行四五〇名
九月七日	劇団四季創立三〇周年記念公演	開場一七：三〇	市民会館		ジャン・ジロドウ作「間奏曲」加賀まり子・浜畑賢吉ほか劇団四季演技陣
九月一三日	敬老会		市総合体育館		七〇歳以上の老人招待
九月二二～二四日	バスケットボール全道実業団大会		市総合体育館		
九月二三日	第一四回日胆地区吹奏楽団コンクール大会	一〇：〇〇～一六：〇〇	市民会館		二五団体（八七五人）出場予定
九月二七日～一〇月二日	苫小牧青年の船				参加対象者（満一八歳～二五歳までの男女）コース：苫小牧～東京～八王子～五井～伊東～八戸～苫小牧
九月三〇日	第二五回全道都市対抗柔道大会	一〇：〇〇～一六：〇〇	市総合体育館		

一〇月　六・七日	北海道六人制総合バレーボール選手権大会	六日…一三：〇〇～七日……九：〇〇～	市総合体育館	
一　〇　月七日	第一二回全道地連対抗射会	九：三〇～	市総合体育館	
一　〇　月二一日	日胆地区吟道大会	一〇：〇〇～一六：〇〇	市民会館	
一一月初　旬	文　化　祭			
四　九　年　二月	第八回苫小牧スケート祭		ハイランド	

（『広報とまこまい』－開基百年記念号　昭和四十八年　苫小牧市）

苫小牧市民は、開基百年にあたり、遠い八王子千人同心の時代から幾多の困難とたゆまぬ努力によって今日の苫小牧を築き上げてきてくれた先人たちに深い感謝の念を捧げた。そして、二世紀を目指すにあたり、決意も新たにしたのである。しかしながら、二世紀は未知の世界でもある。東部開発という大きな問題をかかえ、公害問題、自然保護がさけばれる中で、飛躍の未来といっても、情熱だけではこれからの複雑な時代は乗り切れるものではない。そこには冷静な判断力と市民の英知の結集もまた必要となってくる。こうした意味では、実質的な面での東部開発スタートとなった開基百年の年は、これからの開発に対する考え方を再認識させてくれたものでもあった。つまり、今までの現状認識では実に甘い考え方であった、と気づいた人も少なくなかったからである。

苫小牧市基本構想と東部大規模工業基地開発計画　苫小牧港の開港と臨海工業地帯の造成によって、苫小牧はわが国の新たな工業基地として脚光をあびるにいたり、昭和四十三年四月、道開発庁は第三期北海道総合開発計画の策定において、苫小牧市、厚真町、鵡川町におよぶ苫小牧東部大規模工業基地開発計画を樹立し、第三期総合開発計画の目玉としたのである。この計画は翌四十四年九月、北海道総合開発委員会においても決定をみて、いわゆるナショナ

ル・プロジェクトとして国の開発計画によって進められることになった。そして、その具体的な作業として、同年十月二十五日には、北海道企業局苫小牧東部工業団地開発事務所が発足し、用地買収が開始されたのである。

そして、昭和四十六年七月には、道開発庁は「苫小牧東部大規模工業基地開発基本計画（案）」を発表し、翌八月の北海道開発審議会において了承され、ここに国の苫小牧東部の基本開発計画が樹立された。この計画では、苫小牧臨海工業地帯の東側に位置する苫小牧市、厚真町、早来町、鵡川町にまたがる勇払原野に新たな臨海工業用地の造成を含む大規模な港湾を開発しようとするもので、その構想としては、開発面積九、八〇〇ヘクタールのうち工業用地として六、三〇〇ヘクタールを予定し、今後におけるわが国の基幹工業の将来動向を考慮して鉄鋼、石油精製、石油化学、アルミニウム、非鉄金属、自動車工業等の臨海型基幹工業およびその関連工業を誘致し、昭和六十年代の生産額三兆円を見込むぼう大なもので、業種別の生産規模では鉄鋼二、〇〇〇万トン、石油精製一〇〇万バーレル、石油化学一六五万トン、アルミ一〇〇万トン、銅二四万トン、鉛六万トン、亜鉛一五万トン、自動車五〇万台、電力六〇〇万キロワットというものであった。(5)

しかしながら、日本列島改造のホープとされた苫小牧東部も、環境整備計画の立ち遅れ、漁業補償の難航、さらに環境影響事前評価の不備から大幅に遅れ、一部計画の手直しも行われたのである。

当初、市としてもこのナショナル・プロジェクトを全面的に押し進める意向であり、その起工式を開基百年記念式典にあわせ行う考えであった。しかしながら、このナショナル・プロジェクトに対し、市民無視の工業基地開発であるという不満が次第に高まり、市民の生活を守るため是非修正をとの声が強くなっていった。そして、開発庁、道は現段階では計画通りとしながらも、公害総合調査の結果次第では、その計画に変更もあり得ることをほのめかしたのである。

こうした中で、昭和四十八年六月十日には、共産党・動労・北教組による東部開発反対「命と暮らしを守る」決起集会が開かれ、同年七月十二日には、地区労・社会党・共産党による住民組織である「大資本奉仕・公害たれ流しの苫小牧東部開発に反対する会」が発足し、これまで東部開発反対に対しあまり重視しなかった報道関係も、一斉にこれを取り上げ、おとなしかった苫小牧住民も次第に目をさましていくことになった。

一方、環境庁は開発にともなう大気汚染、水質汚濁の心配があるとして、この計画に待ったをかけ、昭和四十七年十二月、同四十八年二月の港湾審議会の諮問が見送られたが、同年六月には鉄鋼留保をもって、道の行った環境アセスメント（事前評価）も環境基準を満たすものであるとして、東部開発計画に同意した。つまり、東部開発は環境保全対策の重視と、鉄鋼立地を保留して進められることになったのである。

大泉市長はこの計画をもとに、東部開発に対する地域住民との対話集会に入り、昭和四十八年七月十日午前、市職員（市民会館）と夜の勇払・弁天地区（勇払公民館）を皮切りに九地区、職場・各種団体六回の懇談会を行い、①厳正な環境目標値の確立、②総量規制方式の導入、③監視体制の強化、④段階的企業立地と環境の見直しなどの環境保全対策を対置させるとともに、市独自のマスタープランによる、道の環境保全対策よりさらに厳しい公害規制を行うことを強調した。しかし、市民には公害に対する不安があり、参加者の多くが環境保全対策になお大きな疑問を残したのである。

この東部開発懇談会の行われた期間中に、東部開発に対する住民組織である「大資本奉仕・公害たれ流しの苫小牧東部開発に反対する会」は、昭和四十八年七月十八日、代表幹事らが大泉市長を訪れ、①苫小牧東部大規模工業基地マスタープランの白紙撤回を国、道に要請すること、②市基本構想の臨時議会提案を延期すること、③市民会館大ホールなどで市長と「反対する会」との東部開発公開討論会を開催することの三項目を申し入れた。これに対し大泉市

長は、「市は国のマスタープランに依拠しない市独自の計画で東部開発を進める方針なので、白紙撤回を求める必要はない」と回答した[6]。こうして、東部問題はその開発をめぐり次第に激化していくことになった。

このように、昭和四十六年に国によって作成された東部開発のマスタープランが、大泉市長と住民との懇談会によって、ようやく市民の前に公害対策、環境保全などを含むその全貌が浮きぼりにされた。これはまさしく住民無視の典型であり、住民不在によって進められてきた計画であったといわなければならない。懇談会において市は独自のマスタープランによって進めるとしたが、住民の不信は想像した以上に大きく、しかもこの懇談会を契機として開発に対する住民意識の高まり、さらに開発反対運動の盛り上がりとなり、数カ月前の状勢と全く異なるものがあった。こうした住民意識の変化は、市当局者にも大きな影響を与えることになり、大泉市長にもこれが微妙に作用し、次第に基本的な考え方に変化が生じて来ることになった。

昭和四十八年八月二十五日、大泉市長は道開発庁に鷹田事務次官を訪れ、現段階では東部開発について住民の同意が得られないとして、八月末に予定されている運輸省港湾審議会における東港港湾計画提出を見送るよう正式に要請した。大泉市長は住民の同意を得られないまま、東港をスタートさせることは出来ないとしたのである。

この背景には、開基百年記念式典を間近にした市理事者は、昭和四十八年八月一日に臨時市議会を招集し、懸案の本市将来のビジョンを決める苫小牧市基本構想修正案（国の東部開発計画を想定する内容を削除）や人間環境都市宣言、それに開基百年功労者顕彰像（開発功労者の胸像建設）にかかわる補正予算案などを提出し、早期議決をはかろうとした。ところが、功労者四人の胸像にともなう補正予算案は名誉、人格の問題もあり、非公開の議員協議会で進められ、公開討論抜きの採決が本会議で強行されようとした。このため、社会党議員団八名は議会制民主々義の破壊であるとし、議長席を占拠、本会議の開会を実力で阻止するという市議会はじまって以来の異常事態となった。また、

議場前廊下には地区労加盟員が座り込み、議員の入場を阻止した。大泉市長、本間議長による座り込み者への説得が続けられたが、ついに臨時市議会は同月三日午前零時、会期切れの自然閉会となってしまった。この結果、市基本構想修正案、人間環境都市宣言は廃案となった。社会党がこれまで強硬に反対、採決防止をしたのは、開発功労者はすべて苫小牧港における政治・行政上の関係者であり、うち半数は東港の推進者であったし、市基本構想は東部開発と密接な関係にあったからである。

大泉市長は四日後の同月七日に再度臨時市議会を招集して、これらの議案を提出する考えを表明したが、議会内の対立が表面化しており、公明党議員団より正常化のつかない現状で議会を招集すべきではないとの申し入れもあり、開基百年記念式典もせまっていることなどから臨時市議会招集を断念したのである。

一方、東部開発に反対する住民組織は、国の押し付け計画に強く反発、公害をまき散らす国の開発を白紙撤回させることを目標に強化し、加えて各界代表の考え方もあまりあせって計画を進めるべきではないとの意見もあって、市民の不安、不満も高まる一方であった。

東部開発を積極的に進める道開発庁、道は運輸省港湾審議会の苫小牧港改定計画、いわゆる東港計画の諮問を急いでいたが、受入れ自治体である本市では市議会の議決、住民の合意も得られず、六月の港湾審議会で延期された東港問題を十月には諮問したい考えで、開基百年式典に来苫した江崎道開発庁長官も、東港問題をいつまでも延ばすわけにはいかない、と催促めいた記者会見を行ったのである。大泉市長としてもナショナル・プロジェクトで進められる東部開発に正式な態度決定が迫られることになった。

そして、昭和四十八年八月十七日に開会された第二回定例港湾管理組合議会本会議において、大泉市長（苫小牧港管理者）は、影山議員（道議会選出）の東港の計画が港湾審議会見送りの背景にはズサンな環境保全問題にあり、十

月提案は不可能ではないかとの質問に答え、「市独自の計画を市民に提示する。その中で、市民の合意を得、市議会で決定してもらい港湾審議会を開く。いつ同意を得られるかということについては、相手のあることだからいつとは言えないが努力したい。それぞれの手順を経て円満なる了解を得ていく。独自の東部計画というのは、市独自の計画であり、市としての立場から検討したものという意味だ。在来の計画とは違ったものになる。」[7]と、国の東部計画に反対意向を表明し、市独自の計画を立案することを正式に述べたのである。つまり、これまでの企業立地、公害対策についての市独自のマスタープランから、港湾計画を含む東部計画そのものを市の独自案によって進め、国の計画を破棄するものであった。

ところが、道開発庁は、東部計画は第三期北海道総合開発計画として閣議決定をみたものであり、基本計画は変更しないと表明した。ここにおいて、市の独自計画は〝宙〟に浮いてしまうことが懸念されたが、大泉市長は市独自のプラン作業に入った。だが、この間においても、昭和四十八年九月十八日の苫小牧地区労の東部計画の白紙撤回申し入れ、同月十九日には公明党が東部開発反対の道本部決定をみ、社会党もまた、定期大会において国・道の苫小牧東部大規模工業開発を白紙撤回させない市独自の開発案は、ごまかしにすぎないと強く批判し、大資本奉仕・公害たれ流しの苫小牧東部開発に反対する会は街頭署名運動を開始するなど、苫小牧東部開発は一層きびしさを加えていった。

市において進められてきた苫東独自案はその策定作業の遅れから、十月議会には提出されず、また同議会に提出の**市基本構想**、**人間環境都市宣言**も、**継続審議**が望めないと判断して**撤回**し、次の**臨時市議会**に**東部開発の市独自案**とともに一括提出する方針を決めたのである。

こうして苫小牧市は、昭和四十八年十月十六日、東部工業基地開発の企業立地の可否は地方自治体が決定する、との東部開発にともなう独自計画が発表された。そして、大泉市長は、企業は段階立地、総量規制で五十一年目標の市

素案では十分環境規準に適合する、港の計画も国の計画ではなく、市の考えに合わせてつくっていくことを明らかにしたのである。

苫小牧東部開発に関する市の基本方針

苫小牧東部工業地帯の開発について、昭和四十六年、国が開発基本計画（案）を策定したが、これによる開発目標は、環境保全とその後の情勢の変化により、地元として、そのまま受け入れることはできない。もとより地域の開発は、地域の自主性に基づいて行なわれるべきものである。

この基本方針は、以上の観点から、苫小牧市が独自に作成したものであり、関係市町、北海道及び国の了解を得た後、実地に移されるべきものである。

一、立地企業の業種　資源問題、環境問題、技術革新の進展等により、わが国産業構造の変革が予想されるので、公害発生の恐れがある資源第一次処理型の重化学工業はできるだけ避け、炭鉱閉山地域を含む北海道内陸工業に波及効果の多いもの、さらに北方圏からの天然ガス、低いおう原油の導入により、わが国のクリーンエネルギーの供給源となるものとして、次の業種を主体とする。自動車工業、造船業、機械工業、石油精製業、石油化学工業、その他知識集約度の高い二次・三次加工工業等。

二、企業立地の決定　企業立地の可否は、地元自治体が決定する。

三、工業地帯の形成　工業地帯は、本市東部地区の約一万ヘクタールとし、おおむね緑地・道路等用地五〇%、工業用地五〇%とする。工業地帯全体を幅広い緑地でとり囲むほか、工場敷地の一定割合の緑化を義務づけ、工場公園、森の中の工場を実現し、都市形成の一部として市民になじめる工業地帯とする。

勇払・沼ノ端市街地と工業用地との間は、幅広い緑地帯でしゃ断し、環境保全対策とあわせて環境を守り、勇払・沼ノ端市街地の移転はしない。

四、企業の段階立地　企業立地は、環境保全の立場から、段階的に行なわせる。

この場合各段階での環境の状態を科学的手法により再評価し、環境を保全できる見通しがなければ、次の段階に進めない。第一段階の工業立地は、昭和五十三年を目途に想定し、以後は段階的に想定する。

第一段階の立地想定（昭和五十三年）

業種	生産規模	利用面積	従業者数	工業生産額
自動車	一八〇　千台／年	一〇〇ha	六、〇〇〇人	九〇〇億円／年
石油精製	三〇〇千バーレル／日	二一〇	五〇〇	一、三〇〇
石油化学	四〇〇　千トン／年	二一〇	一、七〇〇	一、四〇〇
機械・その他	—	二二〇	二、四〇〇	七〇〇
電力	三五〇　千KW	四〇	一〇〇	—
合計	—	七八〇	一〇、七〇〇	四、三〇〇

五、環境保全

（1）汚染物質の総量規制　従来のように、汚染物質を発生源ごとに排出濃度で規制するだけでは、地域の環境を維持できないため、環境基準に対して許容される総排出量を予測し、立地企業の種類、規模は十分に検討して、汚染物質の総排出量を厳しく規制する。また、環境の事前予測については、将来とも慎重な見直しを行ない、常に地域住民の生活環境を保全する。

（2）具体的対策　**二酸化いおう**＝東部工業地帯については、低いおう燃料の使用、排煙脱硫装置等により、第一段階における立地企業の総排出量を五五〇Nm³／H以下に規制する。また、西部（現苫小牧）工業地帯は、年次的に強化して、昭和五十三年度の総排出量を一、六〇〇Nm³／　以下とし、両地域からの重合に対しても、十分に地域住民の生活環境を保全する。

なお、低いおう燃料は、立地する石油精製企業に生産させ、地域に優先的に供給するように義務づける。**二酸化窒素**＝東部工業地帯における第一段階の立地企業から排出される窒素酸化物の総排出量を、七五〇Nm³／H以下に規制する。また、西部工業地帯の昭和五

十三年度における窒素酸化物総排出量は、一、一〇〇Nm³／H以下を目標として規制を進め、両地域からの重合に対しても、十分に地域住民の生活環境を保全する。**浮遊粉じん**＝施設の改善及び最新鋭の防除施設を設置させる等の厳しい指導を行ない、環境を保全する。**水質汚濁**＝東部工業地帯からの排水についてはＣＯＤ（化学的酸素要求量）濃度を平均一八ＰＰＭ以下に規制する。有害物質の排出規制は、現行の国の基準の一〇分の一以下の数値を適用するほか、生活環境項目については、総量規制の手法を準用する。また、排水処理及び油濁については、二次処理はもとより、必要に応じ三次処理を行なわせるものとし、特定公共下水道の排水処理施設を整備するとともに、工場の生産過程から汚染物質を外に排水しないクローズドシステムの生産方式を積極的に採用させる。西部工業地帯については水域の環境基準値等の設定による規制を行ない、水域環境を保全する。**産業廃棄物**＝立地企業の責任により、事前に十分な処理、処分の施設を完備させ、大気汚染、水質汚濁などの二次汚染が発生しないよう、それぞれ適正な処置をするとともに、資源の活用と処理量の軽減を図るため、再生又は再利用を促進する。

監視体制の整備＝苫小牧地域の環境状況を的確に把握するため、苫小牧公害防止センターの拡充強化を図る。また、テレメーターによる発生源監視、観測局増設のほか、移動測定車の配置、分析機器等を整備し、環境の実態を常時監視する。さらに、指標植物による環境監視を実施する。

六、**災害防止**　災害発生防止のため、完全な安全システムの採用、緑地・空閑地の確保及び防災体制の確立を立地企業に義務づける。また、監視体制を強化して、厳重に未然防止の措置を講ずる。

七、**自然保護**　ウトナイ沼、美々川湿原及び工業地帯内に現存する良好な樹林地帯、湖沼群等、残すべき自然は計画的に保存する。貴重な植生、動物等については、その環境の事前調査を行ない、該当地域の保存策を講ずる。埋蔵文化財等については、開発着工前に発掘調査又は現状保存の方途を講ずる。

八、**関連施設の整備**　この開発に関する港湾、工業用水、交通施設等の各種施設は、国、北海道及びその他の関係機関（以下「国・北海道等」という）において、この地元計画に適合するよう実施すること。

九、**高度な都市施設の整備**　この開発に伴う本市を中心とする広域都市圏の人口が大都市規模に増大されるのに対応して必要となる

総合大学等の教育機関、医療施設、社会福祉施設、大規模レジャー施設、流通基地等、高度な都市施設については、国及び北海道の責任において整備すること。

一〇、ニュータウンの形成　国・北海道等は、この開発に伴って形成されるニュータウンに大量の公的住宅を建設するとともに、医療、教育等の諸機関をはじめ、通勤、通学のための近代的交通施設等、必要な生活環境施設のすべてが、居住開始と同時に利用可能な状態に先行的に整備すること。

一一、公害研究所等の設置　この開発による生態系への影響を含む環境保全について調査・研究する公害研究所並びに地域の緑化について専門的に研究・指導する機関を国・北海道等は設置すること。

一二、職場の確保　立地企業には、地元市民及び道民を優先して採用させ、高水準の所得が得られる良好な職場を将来にわたって確保する。なお、立地企業の進出にあたって、地元企業に混乱を生じさせないよう秩序ある採用をさせるものとする。技能者養成のため、高等職業訓練所等の各種職業教育機関をこの地域に整備するよう、国及び北海道は特に配慮すること。

一三、地場産業の振興　開発にあたっては、立地企業は、地元の中小企業を優先活用し、将来にわたって共栄を図るものとする。

一四、農漁業の振興　この開発による漁場の縮小に伴う沖合漁業への転換、栽培漁業の振興及び入出港の増加に対応する安全操業並びに農地の縮小、移転に伴う都市近郊型農業の振興等の農漁業対策については、国・北海道等は積極的な措置を講ずること。

一五、地価対策　国は開発によって生ずる地価の高騰に対処し、低廉な宅地供給により、市民のマイホームを実現するため、国有地を開放すること。

一六、交通対策　開発に伴い予想される交通量の増加に対処する道路、交通機関などの交通体系は、国および北海道において先行的に整備し、交通事故の発生、交通渋滞等の未然防止を図ること。

一七、財政措置　この開発に伴う地元財政負担の増加については、国及び北海道において特別の財政措置を講ずること。

（『とまこまい'74』―市勢要覧　昭和四十九年　苫小牧市）

大泉市長は、公害、資源問題などの情勢変化から地元として国の東部開発をそのまま受け入れることはできない

とし、この独自案では無公害産業の自動車一貫組立工場とその関連機械工業、石油精製ではソ連のチュメニ原油を想定し、低硫黄原油による無公害の石油精製、石油化学工業を展開し、公害発生型工業の誘致をしない方針をとった。そして、厳しい総量規制をとるものであった。

一方、この市独自案が発表されると、大資本奉仕・公害たれ流しの東部開発に反対する会は①東部の基本計画は国の第一次実施計画に過ぎない、②環境容量の科学的根拠がなく、判断すら出来ない、③生活基盤、自然環境保全の具体性がない、美辞麗句を並べたにすぎないとして[8]、今後国、道に東部計画白紙撤回、市の独立案についても白紙撤回



市独自案の東部開発懇談会風景　(昭和48年)
〔苫小牧市史編さん室蔵〕

東部開発市独自案住民懇談会

日	対象	場所	参加者
一七日	町内会長	市民会館	四〇
一八日	勇払市街	勇払公民館	一五〇
一九日	山陽国策パルプ自治会	国策集会所	一〇〇
〃	植苗地区	植苗小学校	五五
二〇日	婦連協	市民会館	二〇
〃	市政モニター	〃	一〇〇
〃	沼ノ端地区	沼ノ端福祉会館	一〇〇
二一日	市街中心部	日胆ビル	三〇〇
二二日	錦岡・樽前地区	錦岡公民館	七〇
二二日	臨海進出企業	市公民館	一〇〇
二三日	糸井地区	糸井研修会館	一四〇
二四日	商工会議所	港管理組合	二五
〃	鉄北地区	住吉福祉会館	三〇〇
二五日	旧山手地区	山手福祉会館	二五〇
二七日	医師会	市民会館	三〇
〃	地区同盟	勤労青少年ホーム	一五
二九日	地区労	市民会館	三〇〇

(『苫小牧民報』昭和四十八年十月十八日号～同月三十日号より作成)

を求めるという反対の立場を明らかにした。そして、全道労協とのタイアップにより東部開発反対運動を全道的な立場で行っていくことにした。さらに、五万五、〇〇〇人を目標に白紙撤回の署名運動を行い、これを市議会に提出することにした。

こうした中で、大泉市長は市独自案をひっさげ、昭和四十八年十月十七日から、東部開発の市独案についての住民の声を聞く地域懇談会を開始したのである。

この十二日間一七地域・団体に対する住民懇談会には二、〇〇〇名が参加したが、ここでの要望意見が集約され、市の素案に追加し、『苫小牧東部開発に関する市の基本方針』として正式に発表した。

この間において、苫小牧東部開発に反対する社会党と、市独自案をもって開発しようとする大泉市長の対立は、日々に激しさを加え、社会党は昭和四十八年十月二十八日の定期大会において、もはや容認することはできないとし、大泉市長に辞職勧告書をつき付けた。そして、市長リコール運動、臨時市議会での不信任案提出も予想されたのである。

市長辞職勧告書

第三十三回総支部大会は、東部開発を白紙に撤回させる方針を堅持し、一層闘いを強めることを確認した。

また、十月十六日突如として発表された市独自案についても、政策審議会の議を経て国、道のマスタープランの第一期実施計画であることを見抜き、撤回運動をさらに強化してきた。十月十六日発表された市独自案を市民に説明するに当って①七月対話集会の経験から資料を十分に市民が検討し、意見を反映させるよう配慮すべきであり、今回の対話計画は十六日に発表、十七日から開始ということでは前回と変らず、民主的な方法とはいえない。市民の真の意見を聞くためには対話集会の開催日を延期すべきである。②今回の対話集会は十日間で一六回計画されていると聞くが、これだけでは不十分であり、各地域団体から説明会を開いてほしいとの要請があった場合は必ず応じるべきだが、との二点を要求したが、聞き入れなかった。

また、市長は市民対話の目的を対話集会を通して市民の意見、批判を素直に受け入れ、より良い独自案をつくり議会に提出して承認

を得たいと公約しながら、市民対話が継続中にもかかわらず、十月二十四日臨時市議会を招集告示した行為は、市民に対する公約を自ら破棄するもの。さらに、西弥生連合町内会などの対話集会の要求を拒否した事実は、市長の言う対話とは、全く見せかけにすぎないことを露呈したものである。

このようにして、なぜ結論を急がなければならないか、あくまで国の計画に追随する大泉市長の政治姿勢にあると断定せざるを得ない。この東部開発は、市民にとって、生命と暮らしを左右する重大な問題であり、市長の独断や形式で決められるものではない。党は市民の意向がより徹底した市民対話を求めていることを重視し、民主主義の原理をしっかりふまえ、期間にしばられることなく、十分に市民の声を聞くよう進言してきたが、聞き入れられなかった。

党は、このような非民主的な方法で決定することを容認することはできない。

三十八年以来、三期にわたり推薦母体として大泉市長に市政を担当させて来たが、このような民主主義に対する重大な挑戦行為を行う以上、党として責任を持って従来の関係を推持していくことは出来ない。この際、推薦母体としての責任を明らかにし、民主主義を守り、市民の生命と暮らしを守るため、大泉市長に辞職を勧告する。

（『苫小牧民報』　昭和四十八年十月二十九日号）

この市長辞職勧告に対し、大泉市長は「市長を辞任する考えはない、東部開発は私の政治生命を賭けて遂行したい」と決意を述べ、革新市長会である『北海道市政懇談会』から脱会することを明らかにした。

社会党が私を推薦してくれてから十年余になるが、長い間、支援してくれたことには心から感謝する。今回、はしなくも、東部開発のことで袂を分かつことになったが、社会党が政策を生命とする政党であり、私も市長としての私の政策を実現に移そうとする以上止むを得ないことだと思う。私はもともと地方自治体の首長は市民のため中立であるべきで、一党一派に偏しない方がいいと考えており、今後もこの所信は貫く。

同党から辞職勧告があっても、市長を辞任する考えはない。しかし、同党との関係から切れることになるので、革新市長会から脱会

することになる。東部開発については私の生命を賭けても遂行する。

自民、社会党共同推薦の市長として政策遂行に矛盾を感じなかったかといわれるが、現苫については両党とも見解が一致していたし、東部についてもいままでは社会党も態度をはっきりさせていなかったので、別に矛盾は感じなかった。

臨時議会に提案する市独自案は、市民の意見を聞いて出すものであり、私の案は正しいと思っている。これは国、道との計画とは企業立地の目標でも明らかに違っており、それを一致しているというのはまことに奇妙なことだ。急ぎ過ぎるのではないかという見方があるようだが、もうここまでくれば政策に対する基本的な考え方の相違であり、時間をかければ解決出来るものとは思わない。

（『苫小牧民報』昭和四十八年十月二十九日号）

こうした市長と社会党の対立のまま、昭和四十八年十月三十一日に苫小牧市基本構想、苫小牧東部に関する基本方針、人間環都市宣言など注目の議案の提出された臨時市議会が開会された。会期は当初十日間と決められたが、さらに自然保護地域の現地調査を含め十一日間を延長、通算二十一日間におよぶ記録的な会期日数となった。

この市議会は最初からはらんずくめで、定員八二名の傍聴席は満員札止めで、反対派市民からはげしいヤジが飛び、しばしば議長の注意をうけるほどであった。議会は社会党議員などの一人で二日間におよぶ長い質問が続き、これに対する市長の答弁はわずか一〇分という審議が続いた。また、この市議会には大資本奉仕・公害たれ流しの東部開発に反対する会から、一万六、〇〇〇名の署名をつけた市独自案の東部開発白紙撤回の陳情などが提出され、苫小牧商工会議所からは苫小牧東部開発促進に関する陳情が提出された。

昭和四十八年十一月十七日の市議会本会議は、東部開発基本方針、苫小牧基本構想、人間環境都市宣言の三議案の討論、採決を行うことになった。東部開発の市独自案について、今臨時議会の冒頭に自民党、民社クラブが支持の立場を明確にしていたので、可決は決定的とみられていたが、これに市民クラブ、諸派が加わったのである。

この日午前一〇時五分に開会した本会議は田原賢蔵（社会党）笹谷博（公明党）、藤瀬愿（共産党）の反対討論、賛



市議会での東部開発採決風景（昭和48年）　〔苫小牧民報社蔵〕

成会派を代表して角野毅（自民党）の賛成討論があって採決に入った。

苫小牧市基本構想は、昭和四十八年二月の市議会に議案として提出されたが、審議日程の関係から協議案に差し替えとなり、同年四月の単独議員協議会で承認を得た。そして、七月議会には一部修正して提出されたが、開基百年功労者顕彰像問題によって廃案となっていた。採決では賛成二四（自民党、民社クラブ、公明党、市民クラブ、諸派）、反対一一（社会党、共産党）の賛成多数で可決し、本市の将来ビジョンが確立された。

苫小牧市基本構想

《前　文》

苫小牧市の開拓は、不毛の勇払原野に八王子千人同心が開墾の鍬を振るった苦闘の歴史に始まる。

以来、今日までの歩みは、農林水産の第一次産業から高度開発への市民の願いを実現することにあった。

これは、苫小牧の自然条件が、太平洋に臨む広大な面積をもち、道央に位置して交通の要衝にある等、工業開発の優位性に恵まれていたからである。

すなわち、明治の末期、製紙工場が立地し、これを契機として工業都市化への歩みを続け、その後、勇払原野の砂浜に世界初の内陸掘込港を造って、現西部工業地帯の実現をみたのである。

さらに今、東部工業地帯の開発に直面し、ここに開基百年を迎えるに至った。

この新しい世紀への出発にあたり、われわれは、英知を結集して、樽前山、支笏湖等の美しい大自然を擁するかけがえない郷土を守り、公害のない工業地帯を開発して、前例のない人間環境都市の創造にいどまなければならない。

求むべき都市像は、人間尊重の都市であり、豊かな大自然の中で、高度の福祉と文化、すぐれた機能をもち、相互の愛情と強い連帯意識に結ばれ近隣社会を核として、市民のすべてが持てる能力を完全に発揮できる生きがいのある地域社会でなければならない。

この理想都市は、市民の全部がまちづくりに責任をもって参加し、たゆまない努力と郷土愛の情熱を注ぐことによって達成すべきものである。

ここに、全市民の名においてその実現を誓うものである。

第Ⅰ　苫小牧市の都市像

苫小牧市が理想とする都市像は、人間環境都市とし、目標を次のとおり設定する。

一、健康で住みよい福祉文化都市

(1) 明るく住みよい都市環境

太陽と緑と空間に恵まれ、高度な都市施設が完備し、人間が永住するにふさわしい都市環境を備える。

(2) 健康で潤いのある豊かな市民生活

全市民が豊かな所得に恵まれ、大自然を含むレジャー、レクリエーション施設、スポーツ施設をはじめ、健康で潤いある快適な生活を営むための各種施設が完備され、余暇を有意義に過ごせる環境を確保する。

(3) 安らぎのある充実した社会福祉

社会的に恵まれない人々をはじめ、全市民に充分な福祉施策が講じられ、安らぎのある生活が営める環境を完備する。

（4）充実した教育と創造的文化を育てる環境

次代を担う青少年をはじめ、広く市民が社会の進展に寄与し、文化を創造する豊かな人間形成のため、総合大学を含む各種の教育研究機関、文化施設を整備する。

二、公害のない新しい工業都市

（1）豊かな市民生活の基盤となる工業の振興

市民の経済生活向上のための基盤として、付加価値の高い近代的工業を振興する。また、これを主軸として、他産業の発展を図る。

（2）工業地域と住居地域の分離および防災緩衝緑地帯の造成

工業地域と住居地域を完全に分離し、さらに幅広い防災緩衝緑地帯を造成して住居地域の安全を確保する。

（3）無公害企業の立地と緑に囲まれた工業地帯の実現

完全な公害防除対策のない工場は、これを拒否する基本姿勢のもとに、公害防止施設が完備した工場の立地を推進し、さらに、各企業について、現存する自然の保存を図るとともに、緑に囲まれた工業地帯を実現する。

（4）公害防止対策の確立

環境容量に基づく総量規制の採用により、公害の発生源を規制するとともに、公害監視のため各種機能を完備して防止体制を確立する。

三、活力のある機能都市

（1）近代的交通通信体系の確立

高速道路、国鉄新幹線、港湾等、陸海空の交通機関の建設、整備およびデーター通信を含む通信施設の拡充により、高速化、情報化社会に対応する広域的、有機的交通通信体系を確立する。

（2）広域生活圏内の中枢機能の整備

広域生活圏の中における中心都市としての機能分担を果すため、行政機関等の管理機能と圏内の住民の需要に応じうる消費流通機能

を備える。

（3）本州と北海道の海上交通の拠点としての機能整備

本市の地理的優位性を発揮し、荷役、流通施設の充実、観光開発の促進により、本州と北海道との海上交通の拠点として機能を整備する。

（4）北方圏との経済交流の中心となる臨海工業都市の実現

自然資源の豊富なアラスカ、カナダ、シベリア等北方圏との経済交流の中心となる臨海工業都市を実現する。

四、自然を守り、育てる緑の都市

（1）自然環境の保全

都市化に伴って一層必要性を増す自然環境については、残すべきものを明確にし、積極的にその保全を図る。

（2）緑地、公園の造成

自然を生かした大規模な緑地、公園を造成するほか、市街地内の各地域に公園、緑地を適正に配置し、緑豊かな都市を実現する。

第Ⅱ　基本構想の目標とする時期および主要指標

一、この基本構想が目標とする時期は、本市の成熟期、すなわち、昭和六十年代を目途とする。

二、主要指標については、次のとおり想定する。

なお、この主要指標は、今後の都市規模の拡大に対処して、良好な都市環境を整備するため想定するものである。

人口　　三五万人

（この人口は、現在の開発計画に基づく想定人口二五万人と、東部工業地帯の開発に基づいて受け入れられる人口一〇万人から想定したものである。）

世　帯　一〇四、〇〇〇世帯

就業人口　一七五、〇〇〇人　（内訳）第一次産業　八〇〇人、第二次産業　七三、〇〇〇人、第三次産業　一〇一、二〇〇人

第Ⅲ　主要施策の大綱

一、土地利用の基本構想

（1）基本目標

本市の広大な恵まれた土地を今後の新しい社会生活に対応するため、将来における交通ネットワークの形成を考慮しつつ、「開発を進めるべき区域」と「自然を残すべき区域」に分け、さらに、住居地域を工業地域から分離する等、それぞれの用途別地域を機能的、計画的に分散配置し、できるだけその純化を図ることとする。

（2）都市計画区域

都市計画区域については、市の発展に対応し、段階的に市街化区域を拡大するものとする。

（3）土地利用の方針

「開発を進めるべき区域」は、「住居地域」、「産業用地域」、「文教地区」、「防災緩衝緑地」等とし、また、「自然を残すべき区域」は、「レクリエーション地区」、「国立公園」、「大学演習林」、「水源かん要地区」および「自然保護地域」等とする。これらの地域的配置の方向は、以下に述べるとおりとする。

〈**住居地域**〉本市の市街地は、交通機関の高速化を前提に、通勤三〇分圏を目標とし、現山手・西町地区の住居地域を糸井・錦岡地区に拡大するとともに、東部工業地帯に関連して、北部丘陵地帯にニュータウンを形成する。〈**工業地域**〉西部工業地帯のほか、東部工業地帯として、弁天・柏原・静川地区を充てる。なお、中小工場用地としては、沼ノ端の国鉄室蘭本線以南および中野・勇払地区の一部を充てる。〈**商業業務地域**〉商業業務地域は、現在の商業業務地域を主体として、東部開発に伴って逐次拡大する。近隣商業地域は、住居地域の形成に対応して整備する。〈**流通地区**〉沼ノ端東側地区に大型流通基地を設ける。〈**航空関連地区**〉植苗・美沢地区の国道三六号線西側丘陵地帯は、千歳空航用地および関連用地とする。〈**文教地区**〉国有林内に大学、研究機関等の文教地区を建設する。〈**防災緩衝緑地**〉沼ノ端・勇払地区に現存する樹林地帯を幅広い防災緩衝緑地帯を設ける。東部工業地帯およびその周辺に計画的に大緑地を設ける。〈**公園、緑地**〉緑ケ丘公園および背後地一帯の市有林をあわせて森林公園とする。ウトナイ沼を中心として大型の公

園、緑地を建設する。〈**大規模レクリエーション地区**〉樽前山麓に大規模レクリエーション地区建設を促進する。〈**農業地区**〉植苗とあさ地区を農業地区として、都市近郊農業を推進する。

二、都市基盤の整備

（1）総合的交通通信体系の確立

本市は、陸・海・空の交通の要衝にあり、今後さらに道内外への流通の拠点として重要性が増大するので、この機能をさらに高めるため、通過交通と市内交通を分離することを基本に、北海道縦貫自動車道をはじめとする道路網の整備、国鉄新幹線太平洋まわりルートの建設、国鉄各線の電化促進、フェリー・コンテナー等近代輸送の推進、東港の早期完成、国際空港としての新千歳空港の建設促進等によって交通体系の総合的確立を図る。

特に、市内交通については、住宅地と都心部、さらに工場地帯を結ぶ大量輸送手段を含む新しい都市交通システムを確立するとともに、市内駐車場および交通ターミナルを建設し、安全スムーズな流れを確保する。

また、情報需要の増大に対処するため、有線テレビ放送、データ通信網等の整備およびこれらの活用のための電話の普及を促進する。

（2）市街地の整備

人口の急増に伴う市街地の拡大に対処するため、区画整理事業、土地造成事業を市営および民営によって積極的に推進し、上下水道の拡張、都市河川の整備と相まって、良好な市街地の開発を図る。特に、現在の市街地は、再開発を進めることによって、さらに中心市街地としての高度利用を図る。

（3）自然保護と緑化の推進

広大な市域内の貴重な自然、樹木はもちろん、開発する地域に現存する樹林についても保存することを基本に、地域指定によって保存すべきものを明確にし、自然保護に万全を期する。

緑化については、大規模公園、防災緩衝緑地、生産地、生産緑地をはじめ、公共用地各住居地域、さらに工業地帯についても積極的に推進するとともに、あわせて市民意識の高揚を図り、全市民が自主的に自然を守り育てることにより緑化の都市を実現する。

（4）安全計画の推進

公害のない、住みよい近代都市の実現を期し、良好な生活環境を確保するため、充分な環境の事前調査、適切な土地利用計画の設定公害防止センターの充実による大気、水質等の自動測定、パトロール、さらに工場排水の共同処理、産業廃棄物の完全処理等、とりうるすべての公害対策を実施する。

また、交通事故、火災、その他の災害から市民を守るため、河川整備、海岸保全の恒久対策等の安全計画を強力に推進する。

三、社会開発推進

（1）居住環境の整備

明るく住みよい便利な市民生活を確保するため、居住環境の基準を設定するとともに、細街路の舗装、交通安全施設の整備、上下水道、地区内公園、遊園地、児童および教育施設等各種公共施設の建設、歩行者天国・スクールゾーン等ノーカーゾーンの設定を進める。

住宅については、一世帯一住宅、一人一室の実現を目標に、公的住宅の建設とあわせて民間の住宅建設を促進するほか、宅地造成による住宅用地の供給を積極的に進め、地域暖房の普及を図る。既成市街地については、再開発により住宅の高層化を進め、空閑地の有効利用を図る。

（2）保健衛生

市民の健康を保持し、増進するため、予防衛生の強化を重点とし、特に健康管理のため保健センター等を設置する。また、多様化する疾病と高度化医療の需要に応えるため、医療施設の整備を図る。質・量ともに変化、増大する生活廃棄物等に対処するため、収集方法の改善、処理施設の増設を行なう。し尿処理については、下水道の拡張による水洗化の完全普及を図る。

（3）社会福祉

社会的に恵まれない人々に対し、生活向上、社会復帰のための援助、指導を積極的に行なうとともに、各種福祉施設を整備拡充する。特に、医療費の無料化については、老人の適用年齢の引下げ等、その範囲の拡大を図る。

さらに、これらの施策と相まって、相互の助け合い精神の高揚により、不安のない生活を営める地域社会の実現を目指す。

（4）労　働

労働環境の改善、労働災害の防止を推進し、労働福祉会館、その他労働者のため福祉厚生施設の整備充実、高等職業訓練施設の設置等、技能労働者の教育施設の充実を促進し、企業立地と相まって、市民の雇用安定を図る。

（5）教育・文化

すぐれた学校教育、生涯教育の実現を期し、国際的総合大学、専門的研究機関を誘致して文教地区を形成するほか、学校、社会教育施設の充実を図り、博物館、美術館、動・植物園等文化施設の設置、文化財の保存と相まって、文化の育つ風土の培養に努め、教育水準の向上を図る。

（6）スポーツ、レクリエーション

スポーツ都市にふさわしい市民皆スポーツを目標に、総合グラウンドをはじめ各種体育施設を設置し、一般市民がいつでもスポーツを楽しめる環境をつくる。また、樽前山麓に大規模レクリエーション地区の設置、緑ケ丘公園およびウトナイ周辺に大公園、緑地を設ける等、海と山と湖沼に恵まれた自然条件を生かし、明日への活力を養い、潤いのある生活の実現を目指す。

四、産業の振興

（1）工　業

広大にしてすぐれた立地条件を備えた勇払原野に臨海工業地帯を建設することを基本とし、西部工業地帯の開発とあわせて、東部工業地帯に付加価値の高い無公害工業の振興を図るとともに、千歳空港の拡大に伴う航空関連企業の誘致を図る。中小企業については新しい工業地帯の建設に対応する近代化を促進し、集団・協業・大型化等、体質の強化を図る。

（2）農林水産業

本市の都市化に伴い、今後における農業経営地区については都市近郊農業を奨励する。林業については、林産資源を確保するとともに、自然保護、洪水調節、水源かん養等の公益的機能との調和を図る。

水産業については、苫小牧港の拡大に伴う漁場の縮小に対処して、漁民の生活安定と漁業生産の拡大を目標に、有珠川以西の海域を

対象として、効率的な栽培漁業の基盤を開発する。また、漁港の機能を充実し、近海漁業の振興を図り、水産加工を奨励する。

（3）商　業

都市規模の拡大、商圏の広域化に対応して、中核商業区および地域商業区を計画的に形成し、協業・共同・専門化等による経営近代化を促進する。

（4）観　光

カーフェリー航路の開設、千歳空港の拡大等による北海道観光の基点としての地域の特性から、支笏洞爺国立公園をはじめとする観光資源の開発を積極的に推進する。

第Ⅳ　基本構想の推進

一、基本計画および実施計画の策定

（1）基本計画

この基本構想は、昭和六十年代を目途とするものであるが、具体的な基本計画は第一次計画を昭和五十五年目標に策定し、以後段階的に策定するものとする。なお、計画策定後において計画推進に重大な影響を与える情勢の変化が生じたときは、逐次追加補正する。

（2）実施計画

基本計画に基づき、諸施策を実施するための実施計画を三年ないし五年のローリングシステムにより策定するものとする。

二、行政の近代的運営

社会の発展と市民生活の多様化に伴い、市行政は、高度化、複雑化の傾向をたどるので、基本構想の推進にあたっては、行政の近代化を積極的に進めるとともに、市民の意思が市政に反映し、また、市政の方向が市民に的確に伝わるよう行政運営を図るものとする。

三、広域行政の推進

基本構想の実現のためには、国、および北海道の計画との調整を図りつつ、近隣市町との一致協力と適正な機能分担のうえに立って積極的に広域行政を推進するものとする。

（『とまこまい'74』―市勢要覧　昭和四十九年　苫小牧市）



東部開発予定地勇払原野弁天地区一帯　（昭和47年）〔苫小牧市史さん室蔵〕

東部開発の市独自計画は賛成二一（自民党、民社クラブ、市民クラブ、諸派）、反対一四（社会党、公明党、共産党）の賛成多数で可決した。そして、このあと人間環境都市宣言を全会一致で可決し、市独自案に対する決議案が提出されたが、この決議案提案に反発した社会党、公明党、共産党の一四議員は、提案説明を前に東部開発の失敗は歴史が語るであろうといい残して退場し、提案会派のみでこれを可決決定した。

また、同議会に提出された陳情、請願は総務委員会に付託され、これらは同議会開会中に審査されたが、取り扱いをめぐって賛否両論に分かれ、採決の結果賛否同数となり、市議会委員会条例にもとづき、委員長により「大資本奉仕・公害たれ流しの東部開発反対に関する請願」、「市独自案の白紙撤回に関する陳情」は不採択と、「苫小牧東部開発促進に関する陳情」は採択と決定した。なお注目されていた市長不信任案は提出されなかった。

こうして苫小牧の東部開発手続きは完了したが、反対派の行動は運輸省の港湾審議会にその望みを託し、大資

本奉仕・公害たれ流しの東部開発に反対する会を中心に東京での反対運動に入った。しかしながら、昭和四十九年一月十四日には審議会は東港計画に同意した。東港のゴールサインができたのである。

だが、苫小牧東部開発にはまだまだ問題がある。開発に賛成する人たちも、公害、環境保全には驚くほどに神経質であり、きびしい条件を付けているのである。

また、反対派もますます団結を強化し、根づよい運動を展開していくのであろう。

ともあれ、東部開発には失敗は許されない。それだけに慎重の上にも慎重に進めなければならないのである。

注(1)『料研』昭和四十五年十一月号（北海道日本料理研究会北海道大会での大泉市長のあいさつ）

(2)『苫小牧町例規（全）』昭和三年　苫小牧町

(3)『八王子千人隊蝦夷地屯田を語る座談会』「郷土の研究」－第一号　昭和三十八年　苫小牧郷土文化研究会

(4)『議決書綴』昭和四十八年　苫小牧市

(5)『とまこまい'71』－市勢要覧　昭和四十六年　苫小牧市

(6)『苫小牧民報』昭和四十八年七月十九日号

(7)『苫小牧港管理組合議会会議録』昭和四十八年　苫小牧港管理組合

(8)『苫小牧民報』昭和四十八年十月十八日号

第二章　財政と議会

第一節　財政と税務

一　自治体以前の財政と税

明治初期における税制　開拓使時代における税制は当初は国税のみであったが、明治十年五月になって国税と地方税を区別し、同八年にさかのぼって施行された。このほか区分では地方税の中に含まれていた大小区費および町村費における人民の負担分を「民費」と総称したが、この民費の徴収があった。

北海道における税の大宗は、漁民直納として生産物に課した海産物税であったが、苫小牧地方も樽前粕と称したイワシ漁が盛んであったので、この魚粕、魚油に係る輸出産税は年三、〇〇〇円以上の巨額に達していた。(注　輸出産税は第六編産業史漁業参照)

本道の東海岸は西海岸に比べ漁利も少なく、人畑物産共に貧弱であったから海産税において西部の二割に対し、将来の発展に従って比例的に課税することにし、明治五年まではイワシ〆粕、魚油ともに一割五分であったものが、イワシの不漁から漁民の歎願もあって翌六年には函館相場の二割下げ金納となった。当時（明治五年）の勇払郡の税率は次のとおりであった。

種類	税率	沿革	納期	備考
鮭	一割二分	旧ニヨル	一月	十一年四月十八日海産税額ヲ定メタルモノト同率ナリ
鮭油	一割五分	十年九月本税ヲ設ク	十一月	
鰛絞粕	〃	〃	〃	
寄鯨	〃	旧ニヨル	〃	

（『苫小牧町史』昭和十五年　苫小牧町）

明治八年七月には現品税としたが、「本郡は従来諸物品総て函館港に回漕賣捌の上右相場より二割を下し定税石数に乗し金納の前記に候處賣捌方遷延致し税金滞納不都合に付本年より成規の何割幾分を以て現金収税とし地方にて適宜為致候條此段御届仕候也」[1]と再び現金収税とした。同十三年には大蔵省達によって海産税は北海道物産税と改められ次いで十四年には海産検査例規及収税例規を定め、ここに全道的統一がなったのである。

明治十年制定した税則では、国税として海産税、証券印紙税、訴訟用並文通用罫紙税、煙草印紙税、清酒醸造税、鑞種印紙税、度量衡税、官禄税、家禄税、賞典禄税など、地方税では、戸数割税、鹿猟税などで、ほかに出港税があったが、これは地方税に含まれた。

開拓使は、明治十年十二月十三日地所分区制限及び地券申請證印税支納に関する条項を定め、地所の種類を①宅地、②耕地、③海産干場、④林、⑤牧場等に分け、同月十五日『北海道地券條例』を設定した。そして、同十二年には地価査定表が公布され、本道における地租の基礎が確立したのである。勇払郡においては、同年三月に宅地、耕地の地価創定受書が作成され、海産干場については同十二年より貸地許可とし十三年に地券発行を行っている。[2]（海産干場所有者などは第六編産業史漁業参照）なお、勇払郡における最初の宅地、耕地所有者をあげれば次のとおりであった。

勇払郡宅地・耕地所有者一覧表（明治十二年三月現在）

住所氏名	種別	所有地番地	坪（反）数	土地の状況 割渡年月	土地の状況 営構・開墾年月	土地評価 地価	土地評価 地租	土地評価 一坪（一反）に付
勇払郡樽前村 竹鼻小藤治	宅	勇払郡樽前村 四	三二一 坪	明治 六・六	明治 六・六	円 銭 厘 二四、一五、〇	円 銭 厘 二四、二	円 銭 厘 七、五
〃 水島彦右衛門	宅	〃 六	三一六	万延 元・三	万延 元・三	二三、七〇、〇	二三、七	七、五
函館地蔵町 樋口与四郎	耕	勇払郡樽前村	反畝歩 五、五、〇九	壬申年前	壬申年前	三八、七一、〇	三八、七	七、〇〇、〇
勇払郡樽前村 佐々木徳松	耕	〃	二、四、二七	明治 七・五	明治 八・六	一七、四三、〇	一七、四	七、〇〇、〇
函館内澗町 明石音次郎	耕	〃	一、一、〇六	壬申年前	〃 〃	七、八四、〇	七、八	七、〇〇、〇
〃 明石音次郎	耕	〃	一、二、〇七	〃	〃 〃	八、五六、三	八、六	七、〇〇、〇
勇払郡樽前村 水島彦右衛門	耕	〃	一、二、〇八	〃	壬申年前	八、五八、七	八、六	七、〇〇、〇
〃 水島彦右衛門	耕	〃	五、〇五	〃	明治 七・六	三、六一、七	三、六	七、〇〇、〇
函館山ノ上仲新町 太田又兵衛	宅	勇払郡覚生村一	二八七 坪	明治 六・一〇	〃 七・八	二一、五二、五	二二、〇	七、五
勇払郡覚生村 伊保内精之助	宅	〃 二	五四一	〃 六・一二	〃 七・四	四〇、五七、五	四一、六	七、五

函館尻沢辺村 荒谷治郎右衛門	宅	勇払郡覚生村 八	三一八	坪	明治 七・四	〃 六・一〇	〃 七・五	一三、一三、七	二四、六〇、〇	七、〇〇、〇
函館山ノ上仲新町 太田又兵衛	耕	勇払郡覚生村	反一、八、二三	畝歩	〃	〃	〃	一三、一	二四、六	七、〇〇、〇
函館内澗町 小島正三郎	耕	〃	八、二八	〃	〃 六・三	〃	〃 七・六	六、二五、三	六、三	七、〇〇、〇
勇払郡覚生村 伊保内精之助	耕	〃	二、一、一〇	〃	〃 六・一二	〃	〃 七・五	一四、七二、三	一四、七	七、〇〇、〇
函館仲浜町 板垣元三郎	耕	〃	二、五、〇三	〃	壬申年前	〃	壬申年前	一七、五七、〇	一七、六	七、〇〇、〇
函館内澗町 興村忠兵衛	耕	〃	五、二三	〃	〃	〃	〃	四、〇三、七	四、〇	七、〇〇、〇
勇払郡錦多峰村 佐々木佐平	宅	勇払郡錦多峰村 一	二一一	坪	明治 六・八	〃 七・一一	〃 八・四	一三、四二、五	一五、八	七、五
青森県小田村 松本　末吉	宅	〃 二	一七九	〃	〃 七・一一	〃 八・四	明治 七・六	一五、八三、〇	一五、八	七、五
青森県小田村 大西　栄蔵	宅	〃 三	三〇一	〃	〃 六・七	〃 六・八	〃 八・六	二二、五七、五	二二、六	七、五
新潟県粟生津村 近藤　文治	宅	〃 四	六三二	〃	〃 六・四	〃 六・一〇	〃 八・六	四七、四七、五	四七、五	七、五
〃 近藤　文治	耕	勇払郡錦多峰村 五、二四	畝歩	〃	〃 六・四	〃 八・六	〃 八・六	四、〇六、〇	四、一	七、〇〇、〇
愛知県名古屋正木町 神子　貞蔵	宅	勇払郡小糸魚村 一	四六二	坪	〃 八・二	〃 八・八	〃 八・八	八二、九八、〇	八三、〇	一八、〇

勇払郡小糸魚村 白島　萬吉	宅	勇払郡小糸魚村 三	坪 五三	壬申年前	壬申年前	円 一八、〇	銭厘
〃 白島　萬吉	耕	勇払郡小糸魚村	反畝歩 二、二、二〇	〃	明治 九・五	円 九、五	銭厘
〃 白島　萬吉	耕	〃	七、四、一七	〃	壬申年前	一、〇〇、〇	
〃 斉藤　勝蔵	耕	〃	五、一六	〃	〃	二、七	二一、七
勇払郡苫小牧村 山本松右衛門	宅	勇払郡苫小牧村 六	坪 一、〇六七	明治 六・二	〃	四、九〇、〇	一、〇〇、〇
〃 植田　惣吉	宅	〃 一一	一、四二六	〃 七・九	〃	一八、〇	
山形県亀潟冠石町 土門　宇吉	宅	〃 一二	一一二	〃 七・九	壬申年前	一、九二一、一	一、〇二一五
勇払郡勇払村 植田　礼吾	宅	〃 番外地	一一九	〃 六・九	未営構	二九、八	二五、〇
勇払郡苫小牧村 中山平三郎	宅	〃 一三	四〇一	〃 六・一〇	明治 八・九	二〇〇、二五、〇	二五、〇
〃 白沢亥之松	宅	〃 一四	二四〇	〃 六・六	〃 六・九	六〇、〇〇、〇	二五、〇
〃 小島新五郎	宅	〃 一五	一、三一七	〃 五・三	〃 七・七	三二九、二五、〇	三、二九、三
山形県酒田港 松崎　四郎	宅	〃 一六	二七〇	〃 七・一〇	〃 八・三	六七、五〇、〇	六七、五
							二五、〇

勇払郡苫小牧村 木村亀太郎	宅	勇払郡苫小牧村 一七	七一〇 坪	明治 六・六	明治 六・九	一七七、五〇、〇 円銭厘	一、七七、五 円銭厘	二五、〇 円銭厘
〃 西村伝兵衛	宅	〃 一八	四六三	〃 六・六	〃 六・一〇	一一五、七五、〇	一、一五、八	二五、〇
〃 片谷兵太郎	宅	〃 一九	一六〇	〃 五・一一	〃 五・二一	四〇、〇〇、〇	四〇、〇	二五、〇
〃 水島新五郎	宅	〃 二〇	一〇八	〃 八・二	〃 一一・五	二七、〇〇、〇	二七、〇	二五、〇
〃 川村重太郎	宅	〃 二一	四八三	〃 八・四	〃 八・七	一二〇、七五、〇	一、二〇、八	二五、〇
新潟県佐渡目黒村 長谷川国義	宅	〃 二二	一〇二	〃 七・一〇	〃 七・二	二五、五〇、〇	二五、	二五、〇
石川県東岩瀬村 亀海　徳松	宅	〃 二四	一八五	〃 七・一〇	〃 七・一一	四六、三〇、〇	四六、三	二五、〇
勇払郡苫小牧村 近藤　権七	宅	〃 二五	四三八	〃 五・四	〃 五・六	一〇九、五〇、〇	一、〇九、五	二五、〇
〃 松谷市太郎	宅	〃 二六	二五八	〃 七・九	〃 八・四	六四、五〇、〇	六四、五	二五、〇
宮城県立根村 菊地　栄作	宅	〃 二七	一九〇	〃 九・四	〃 八・四	四七、五〇、〇	四七、五	二五、〇
青森県浦町 碇谷仁三郎	宅	〃 二八	一九〇	〃 九・一〇	〃 九・一〇	四七、五〇、〇	四七、五	二五、〇
勇払郡苫小牧村 川村　弁蔵	宅	〃 二九	三五六	〃 一〇・一	〃 七・九	八九、〇〇、〇	八九、〇	二五、〇

青森県弘前土手町 志摩喜兵衛	宅	勇払郡苫小牧村 三〇	二三八	坪	明治 六・五	明治 六・一〇	五九、五〇、〇	五九、五	一五、〇	円銭厘
新潟県宮町 阿部加舞	宅	〃 三一	一四八	〃	〃 七・八	〃 七・九	三七、〇〇、〇	三七、〇	一五、〇	〃
岩手県麦生町 上森松五郎	宅	〃 三二	五七	〃	〃 八・二	〃 八・四	一四、二五、〇	一四、三	一五、〇	〃
勇払郡苫小牧村 松谷嘉也	宅	〃 三四	三一三	〃	〃 八・九	〃 八・一一	八〇、七五、〇	八〇、八	一五、〇	〃
〃 相馬善右衛門	宅	〃 三三	七五九	〃	〃 六・二	〃 六・四	一八九、七五、〇	一、八九、八	一五、〇	〃
〃 佐藤喜左衛門	宅	〃 三五	二八二	〃	〃 七・六	〃 七・九	七〇、五〇、〇	七〇、五	一五、〇	〃
新潟県新場村 高馬熊吉	宅	〃 三六	五五	〃	〃 七・五	〃 九・七	一三、七五、〇	一三、八	一五、〇	〃
宮城県盛村 佐藤善兵衛	宅	〃 三七	一三五	〃	〃 九・一〇	〃 九・一二	三三、七五、〇	三三、八	一五、〇	〃
新潟県田門通 吉川竹次郎	宅	〃 三八	二〇七	〃	〃 八・六	〃 八・八	五一、七五、〇	五一、八	一五、〇	〃
函館東川町 高島義与	宅	〃 四三	四四五	〃	〃 七・五	〃 七・一〇	一一一、二五、〇	一、一一、三	一五、〇	〃
勇払郡苫小牧村 白鳥千代吉	宅	〃 四一	七〇〇	〃	〃 七・一二	〃 八・七	一七五、〇〇、〇	一、七五、〇	一五、〇	〃
〃 沢谷喜太郎	宅	〃 五〇	二七四	〃	〃 六・四	〃 六・一〇	六八、五〇、〇	六八、五	（宅耕共）七、五	〃

勇払郡苫小牧村 植田　惣吉	耕	勇払郡苫小牧村	反畝歩 三、二、二〇	明治 七・八	明治 八・三	円銭厘 三三、六六、七	円銭厘 三二、七	円銭厘 一〇、〇〇、〇	
〃 中山平三郎	耕	〃	八、二三	〃 六・一〇	〃 九・四	八、九三、三	八、九	一〇、〇〇、〇	
〃 木村亀太郎	耕	〃	六、〇七	〃 六・六	〃 七・五	六、二三、三	六、二	一〇、〇〇、〇	
〃 木村亀太郎	耕	〃	一、一、二八	〃 六・六	〃 七・五	一九、三三、〇	一三、九	一〇、〇〇、〇	
岩手県宮古村 佐々木初三郎	宅	勇払郡勇払村 一一	坪 二八二	〃 七・一一	〃 八・二	五〇、七六、〇	五〇、八	一八、〇	
青森県田名部小川町 西川　健助	宅	〃 三	一、〇八九	〃 七・一二	〃 八・七	一九六、〇二、〇	一、九六、〇	一八、〇	
勇払郡勇払村 植田　礼吾	宅	〃 四	三、五四三	天保 三・八	〃 三・八	六一七、七四、〇	六、三七、七	一八、〇	
〃 植田　礼吾	宅	〃 七	二二〇	壬申年前	壬申年前	三六、三六、〇	三六、四	一八、〇	
〃 植田　礼吾	宅	〃 五	一、五四九	文久 二・七	文久 二・七	二七八、八二、〇	二、七八、八	一八、〇	
〃 植田　礼吾	宅	〃 六	一、三六四	万延 元・七	万延 元・七	二四五、五二、〇	二、四五、五	一八、〇	
〃 山田　文治	宅	〃 八	四六五	安政 五・八	安政 五・八	八三、七〇、〇	八三、七	一八、〇	
秋田県銀山町 高田伊勢松	宅	〃 九	二四〇	明治 八・九	明治 九・四	四三、二〇、〇	四三、二	一八、〇	

青森県大畑村 村上　竹松	宅	勇払郡勇払村 一二	坪	明治 八・九	明治 九・五	円 三九、〇六、〇	円 三九、六	円 一八、〇
勇払郡勇払村 木村　平吉	宅	〃 一三	四〇〇	〃 七・一一	〃 八・四	七二、九〇、〇	七二、九	一八、〇
〃 植田　礼吾	耕	〃 一〇	反 四、畝 五、歩 一八	〃 二・五	〃 二・五	二二、三四、四	二二、三	四、九〇、〇
岐阜県下原村 柄沢　鶴吉	宅	勇払郡植苗村 二	坪 八六	〃 七・五	〃 八・七	六、四五、〇	六、五	七、五
勇払郡植苗村 高橋源次郎	宅	〃 五	九七	〃 六・七	〃 六・九	七、二七、五	七、三	七、五
〃 高橋源次郎	宅	〃 六	八一	〃 五・六	〃 五・九	六、〇七、五	六、一	七、五
〃 高橋源次郎	宅	〃 番外地	二〇	〃 六・七	〃 六・九	一、五〇、〇	一、五	七、五
〃 西村傳兵衛	宅	〃 〃	一九一	〃 一〇・一	未営構	五二、〇〇、〇	五二、〇	二、五
新潟県佐渡目黒町 小池　勇吉	宅	〃 一〇	四〇四	〃 六・八	明治 七・六	一〇二、〇〇、〇	一、〇二、〇	二五、〇
勇払郡植苗村 井上利三郎	宅	〃 一一	三二五	〃 六・九	〃 七・九	八一、二五、〇	八一、三	二五、〇
〃 井上利三郎	宅	〃 一二	一九六	〃 六・九	〃 七・九	四九、〇〇、〇	四九、〇	二五、〇
〃 千葉菊次郎	宅	〃 番外地	三四	〃 七・一二	〃 八・四	七七、〇〇、〇	七七、〇	二五、〇

勇払郡勇払村 植田　礼吾	宅	勇払郡植苗村 一一七	坪 四五	明治 二・七	明治 二・七	円銭厘 三、三七、五	円銭厘 三、四	円銭厘 七、五
勇払郡苫小牧村 立花　由蔵	宅	〃 番外地	〃 一一三	〃 一〇・一	未営構	二八、二五、〇	二八、三	二五、〇
勇払郡植苗村 柄沢　鶴吉	耕	〃	反畝歩 八、〇八	〃 七・五	明治 八・五	四、六八、八	四、七	四、九〇、〇
〃 高橋源次郎	耕	〃	一、五、二	〃 六・七	〃 七・五	七、六九、三	七、七	四、九〇、〇
勇払郡勇払村 植田　礼吾	炭焼場	〃	坪 三八二	壬申年前	壬申年前	二八、六五、〇	二八、七	七、五
勇払郡植苗村 葭谷善兵衛	耕	〃	反畝歩 一、二、一七	明治 七・一二	明治 八・七	九、〇三、〇	九、〇	七、〇〇、〇

※壬申年前とは明治五年前　（『地価創定受書』「勇払郡」明治十二年三月　開拓使租税課）

また、村公共の事業にあてるため民費があったが、事業の内容などについては戸長を中心に村民集会によって決められていた。しかし、経費の面では住民の関与する機関がなく、戸長はその行政的地位を利用して独断的に支出する傾向があったので、明治十一年六月、開拓使布達による町村総代人によって民費の予算、決算が議されることになった。総代人は「金穀公借、共有物取扱、土木工事等ノ事ニ預ルヲ以テ本務トシ、人民ノ利害得失ニ注意シ町村戸別割、等級ヲ定メ、町村費ヲ以テ支弁スベキ事業ヲ起廃シ及ビ賦課方法ナドヲ定ムルモノトス」[3]と総代人心得にその用務内容が定められた。

明治十三年開拓使は丁第二二号達をもって戸数割民費賦課表を定め、財産高により一等より九等までとした。しかしながら、この民費賦課表では上等、中等の該当者はほとんどなく下等に集中していたため、開拓使は明治十

戸数割民費賦課表

等級	財産高	一ケ年賦課金高
上等 一等	三萬圓以上	七圓八十銭
上等 二等	二萬圓以上	六圓二十銭
上等 三等	一萬圓以上	四圓八十銭
中等 四等	五千圓以上	三圓六十銭
中等 五等	千圓以上	二圓六十銭
中等 六等	五百圓以上	一圓八十銭
下等 七等	二百五十圓以上	一圓二十銭
下等 八等	百圓以上	八十銭
下等 九等	百圓以下	六十銭

右ノ細區別ニ照準シ其財産等級ハ戸長総代人ヲシテ査定致スベシ

（『苫小牧町史』昭和十五年　苫小牧町）

モノハ除税スヘシ

第二條　官庁公私学校病院社寺諸会社ハ之レヲ除ク、若シ其家屋ニ寄寓シ一竈ヲナスモノハ賦課スヘシ

第三條　戸数割税ハ一ケ年一戸ニ付金壱円ヨリ多カラス四〇銭ヨリ少ナカラス、毎戸ノ貧富ニ応シ徴収スヘシ、其賦乗率ハ毎戸所有ノ財産ヲ見積リ三等ニ区別シ其財産五百円以上ノ者ヲ上等、百円以上ノ者ヲ中等、百円未満ノモノヲ下等トシテ之ヲ定ムヘシ

第五條　徴収期限一ケ年ヲ前後二期ニ分チ其第一期七月一日ヨリ十二月三十一日マデ分ヲ其年十二月二十日限リ第二期翌年一月一日

四年四月、戸数割民費を戸数割税と改め、上等五〇〇円以上、中等一〇〇円以上、下等一〇〇円未満の三等だけとし、他府県から移住して三年以内は除税とされ、一戸一円より多からず四〇銭より少なからず毎戸の貧富に応じて二期に分け徴収されることになった。

戸数割税則

第一條　管内ニ居住シテ一戸ヲ為スモノハ本籍、寄留ヲ問ワス総テ戸数割税ヲ賦課スヘシ

但一戸主ニアラスト雖モ別居スルモノ又ハ一家ニ二戸或ハ三戸合併寓居スルモ其竈ヲ異ニ為スモノ又数人雑居スト雖モ竈ヲ共ニスル者ハ一戸ト看做シ本条ニ準シテ賦課スヘシ又他府県ヨリ移住後満三年以内ノ

ヨリ六月三十日マデ分ヲ翌年六月十日限リ徴収スヘシ

（『札幌県治類典』―総代人　明治十五年　札幌県）

明治十九年廃県置庁の際の勇払郡役所事務引継書の同十八年度税関係明細仕訳書をみると次のとおりであった。

十八年度國税地方税其他既未納明細仕訳書

國税之件

一金三百六円六拾六銭貳厘　十八年度后半期賦課高

内訳

金百拾円七拾四銭九厘　畑租　既納

内

金八拾三円拾壱銭九厘　既納

金弐拾七円六拾三銭　未納

金百四円九拾六銭弐厘　宅地租

内

金六拾七円八拾六銭五厘　既納

金三拾七円九銭七厘　未納

金拾四円三拾三銭九厘　海産干場地租

内

金八円六拾弐銭七厘　既納

金五円七拾壱銭弐厘　未納

金六円　弐足立馬車税

内

金壱円五拾銭　既納

金四円五拾銭　未納

金弐円　壱足立馬車税

内

金壱円　未納

金五拾銭　人力車税

内

金弐円　荷積馬車税

内

金五拾銭　既納

金拾六円五拾銭　未納

金壱円　荷積中小車税

内

金壱円　未納

金五拾錢　既納
金八円五拾錢　牛馬賣買免許税
内
金五拾錢　既納
金八円　未納
金四拾円　煙草賣買営業税
内
金弐円五拾錢　既納
金三拾七円五拾錢　未納　艀小廻船税
金五拾弐錢五厘
内
金五拾弐錢五厘　未納
以下時々収入并ニ新規営業之分
金五拾錢　牛馬賣買免許税
内
金五拾錢　既納　地券証印税
金五拾八錢七厘
内
金五拾八錢七厘　既納

合計金三百六円六拾六錢弐厘
内
金百六拾六円拾九錢八厘　既納
金百四拾円四拾六錢四厘　未納　地方税之部
一金四百四拾八円弐拾四錢壱厘　十八年度地方税賦課高
内訳
金四拾五円八拾四錢壱厘　十八年度地租割税
内　金弐拾三円四拾六錢三厘　上半期
金弐拾弐円三拾七錢八厘　下半期
内
金四拾三円三拾四錢六厘　既納
金弐円四拾九錢五厘　未納　十八年度后期戸数割税
金三百八円九拾錢
内
金四円五拾五錢　既納
金三百四円三拾五錢　未納　仝上営業税
金八拾弐円弐拾錢

雑収入之部

内
金三円七拾七銭五厘　既納　一金百拾七円拾壱銭四厘
金七拾八円四拾弐銭五厘　未納　内
金拾壱円三拾銭　十八年度后半期雑種税　金弐円四拾壱銭壱厘　既納
内　金百拾四円七拾銭三厘　未納
金壱円三拾五銭　既納　惣計金八百七拾五円六拾銭三厘
金九円九拾五銭　未納　内
合計金四百四拾八円弐拾四銭壱厘　金弐百弐拾四円五銭三厘　既納
内　金六百五拾壱円五拾五銭　未納
金五拾三円弐銭壱厘　既納　右之通候也
金三百九拾五円弐拾弐銭　未納　明治十九年二月五日
一金三円五拾八銭六厘　十七年度地租割追徴之分　元札幌県勇払外五郡郡長　服部尚春
内　（『元札幌県勇払外五郡役所引継目録』明治十九年　北海道庁）
金弐円四拾弐銭三厘　既納
金壱円拾六銭三厘　未納

この期の税として戸数割税の多いことが目立つが、国税、地方税、それに町村単位の民費の三つの税があった。

戸長役場と協議費　明治十二年郡区町村編制法の制定により、翌十三年には苫小牧村に勇払郡各村戸長役場が設置され、村民公共の事業に係る民費は、協議費と改め地方費より分離し、戸長役場において取扱い、総代人の議決をもって支出されることになった。

明治十三年（三月から十二月まで）の勇払郡各村戸長役場協議費をみると、公立苫小牧学校の教育費と公立勇払病院の病院費の二つだけであった。公立学校、公立病院ともに官金が付与されていたので、これを基本財産とし、この資金を一般郡村民に貸付けることによって生ずる利子をもって経営、管理にあてていた。しかし、これだけでは不足だったので、不足分はすでに民費として住民の賦課徴収によって維持されていたのである。基本財産より生ずる利子は、学校、病院経費のおのおの三分の一程度であったから、基本財産の増加につとめ年々増えていったが、半面人口の増加もあって施設、設備の拡充などにより住民の負担は軽減されるどころか、むしろ増していったのである。

明治十三年の協議費においても、基本財産から生ずる利子を差引いた分について住民に賦課したが、教育費一〇九円一七銭一厘、病院費六九円七銭四厘の計一七八円二二銭五厘であった。当時勇払郡の賦課徴収戸数は三三九戸であったから、一戸平均五二銭五厘であった。

勇払郡各村戸長役場協議費予算　　勇払郡各村戸長役場協議費賦課方法

（明治十三年三月ヨリ十二月マデ）

金百七拾八円弐拾弐銭五厘　協議費　　勇払郡各村三百三拾九戸

内訳　　学校、病院諸費

金百九円拾七銭壱厘　教育費　　金額　百七拾八円弐拾弐銭五厘

金六拾九円七銭四厘　公立病院費　　一戸平均　五拾二銭五厘

（『郡区役所文移録』明治十三年　開拓使札幌本庁）

ところが、翌十四年になると勇払郡役所建設費が新たに住民負担として登場したため、一戸平均額が一挙に一円五〇銭五厘となり、住民の負担が倍額となったのである。また、この郡役所建設費は管轄内の各郡においても同様の義務があり、各郡戸長役場協議費として賦課されたが、勇払郡五一〇円三一銭七厘、白老郡六一円、千歳郡四六円二〇

銭、新冠郡六一円一六銭、静内郡一〇四円九〇銭であった。

勇払郡各村戸長役場協議費予算　　勇払郡各村戸長役場協議費賦課方法

（明治十四年一月カラ十二月マデ）

金五百拾円三拾壱銭七厘　協議費　　勇払郡各村　三百三拾九戸

内訳　　郡役所建設、学校、病院諸費

金百七拾三円弐拾弐銭五厘　郡役所建設費　　金額　五百拾円三拾壱銭七厘

金弐百弐拾五円四拾三銭二厘　教育費　　一戸平均　壱円五拾銭五厘

金百拾壱円六拾六銭　公立病院費

（『郡区役所文移録』明治十四年　開拓使札幌本庁）

協議費については、その科目および徴収方法は各町村において一定の規則のもとに行われており、統一した制度はなかった。三県時代になると、札幌県は明治十五年十月に協議費収支を二期に分ち、県庁への報告と町村への公告を義務づけた。さらに翌十六年四月には総代人が協議費または公共の事件を議するときは、とくに集会方法や協議費徴収方法を規定する必要のあるときは郡長がこれを設けて県庁の許可を得ることとし、また協議費は戸長の管轄に属するが慣行によって総代人もこれを取扱いうるものとした。当地方は、同十七年六月に勇払郡各村戸長役場が廃止となり郡役所の直轄となったため、協議費は総代人によって取扱われたのである。(4)

明治十六年になると、郷社樽前山神社費、勇払郡各村戸長役場費が新しく加わり、郡役所建設費はなくなったが、公立学校費、公立病院費と合わせ協議費目は四となった。公立病院については白老、千歳郡と合わせ三郡病院であったので、各郡においてもそれぞれ負担額を賦課していた。

勇払郡　樽前、覚生、錦多峰、小糸魚、苫小牧、勇払、厚真、鵡川　村聯合協議費
井目戸、萌別、生鼈、似湾、累標、穂別、辺富内、植苗
費目　勇払公立病院、苫小牧学校、郷社樽前山神社
勇払郡各村戸長役場建設
戸数　三百三十二戸　内免除三十二戸
人口　千三百七十八人　内男七百九人　女六百六十九人　内免除百二十八人内男七十人　女五十八人
（『札幌県治類典』一総代人　明治十六年　札幌県）

しかしながら、協議費制度の整備とともに村事業も増大したため、その負担額も増え、これまでの等級別戸数割だけでは貧困者に係る負担が多いことから、協議費の科目を①戸別均等割、②建物坪数割、③海産収穫高割、④各自家産区別割（一等から九等まで）の項目として建物坪数割、自家産区別割に主体を置き、賦課率はその都度総代人集会で決められた。これにより、富裕家庭の負担は増し、貧困家庭の負担は減っていった。多い人はこの全項目に該当し年額一〇円前後、最も少ない人は戸別均等割だけで年額一〇銭前後であった。(5)

明治十八年になると、公立勇払病院費については勇払、白老、千歳の各郡の協議費において負担分をそれぞれ賦課していたものを、これを三郡連合協議費として賦課することになり、協議費は二本立てとなった。そして、費目も三郡連合協議費は①総代人集会費、②需用費、③公立病院費となり、勇払郡各村協議費では①村総代人集会費、②公立苫小牧学校費、③需用費、④学務委員費、⑤衛生委員費、⑥郷社費であった。

勇払郡各村十八年度（十八年七月ヨリ十九年三月マデ）協議費予算
金三円六拾銭　村総代人集会費　金弐百四拾円七拾銭　公立苫小牧学校費

金弐拾九円五拾五銭　需用費
金弐拾八円七拾四銭　学務委員費
金九円九拾九銭　衛生委員費
金弐拾円八拾八銭一厘　郷社費
金三百三拾三円四拾六銭一厘　合計
勇払郡各村十八年度協議費賦課方法
金三百三拾三円四拾六銭一厘　協議費予算高
内訳
金七拾円四拾二銭五厘　学校資本金利
金七円五拾銭　学校資本金利
金三拾八円二銭五厘　児童
金三拾六円九拾銭　授業料
金三拾六円　学務委員費十七年度ヨリ越高
金二拾四円　衛生委員費十七年度ヨリ越高
金拾弐円　郷社費十七年度ヨリ越高
小計弐百弐拾四円八拾五銭
残高金百八円六拾壱銭一厘　十八年度賦課スヘキ高
此賦課法
金百八円六拾壱銭一厘
内訳
金拾弐円拾五銭
惣戸数二百四十三戸戸別ニ割ルモノ一戸ニ付金五銭
金六拾六円
建物惣坪数五千五百坪ニ割ルモノ一坪ニ付金一銭二厘
金四円四拾四銭四厘
海産収穫高二千二百二十一石九斗七升九合百石ニ付二十銭
金弐拾六円壱銭七厘
各自家産ヲ一等ヨリ九等ニ区別シ割ルモノ
内訳
一等金弐円拾五銭四厘
家産二千円以上ノ者三名
二等金九拾三銭八厘
家産千円以上ノ者二名
三等金三円九拾弐銭
家産五百円以上ノ者十名
四等金三円拾五円壱厘
家産三百円以上ノ者十一名
五等金三円拾三銭六厘
家産二百円以上ノ者十六名

六等金三円六拾壱銭壱厘
家産百円以上ノ者二十三名
七等金四円弐拾壱銭弐厘
家産五拾円以上ノ者三十六名
八等金壱円弐拾八銭壱厘
家産弐拾五円以上ノ者二十一名
九等金三円七拾五銭壱厘
家産弐拾五円以下ノ者百十一名

勇払白老千歳三郡ニ係ル十八年度（十八年七月ヨリ十九年三月マデ）協議費予算

金拾八円六拾銭　総代人集会費

内訳

金八円四拾銭　総代人旅費
但七里以上七人往復旅費二日分一人一日六拾銭

金三円　総代人旅費
但三里以上五人旅費一日分一人一日六拾銭

金七円弐拾銭　仝上日当
但一ケ年集会一度滞在二日ノ見込ニテ総代人拾二人分一人一日三拾銭

金六拾三銭　需用費

内訳

金拾五銭　半紙五帖代
但一帖三銭

金弐拾銭　墨一挺
金八銭　朱黒一挺
金弐拾銭　筆

金七百四拾壱円八拾六銭二厘　公立病院費

内訳

金三百六拾円　医員二名月俸
但一人月俸金二拾五円一人ハ金拾五円

金弐拾七円　仝上旅費
但一ケ月ニ付金三円仝上二名分

金拾五円　馬飼料
但病院用備馬飼料

金四拾五円　小使ノ給料
但月給五円一人ニテ九月分

金弐百四拾八円　薬品器機買上代

金七円三拾五銭七厘　薬品運搬費

金三拾九円五拾銭五厘　需用費

金七百六拾壱円九銭二厘合計

勇払白老千歳三郡ニ係ル十八年度協議費賦課方法

金七百六拾壱円九銭二厘　協議費予算高

内訳

金弐百四拾三円　病院資本金利子

但十七年度ヨリ十八年度ヘ越高金九百円一ケ月三分ノ利子ヲ以テ貸付ニ対スル十八年度利子取立ノ見込

金百八拾円　薬価収入ノ見込

小計金四百弐拾三円

残高金三百三拾八円九銭二厘十八年度賦課スヘキ高

此賦課法

金三百三拾八円九銭二厘

内訳

金弐拾弐円六拾銭

惣戸数四百五十二戸戸別ニ割ルモノ一戸ニ付金五銭

建物惣坪数九千二百七拾二坪五合ニ割ルモノ一坪ニ付金三円

五等金四円拾七銭

家産二百円以上ノ者二十九名

六等金四円拾銭四厘

家産百円以上ノ者三十六名

金四円九拾八銭九厘

海産収穫高千四百九拾四石九斗五升ニ割ルモノ百石ニ付金一拾銭

金三拾弐円弐拾銭八厘

各自家産ヲ一等ヨリ九等ニ区別シ割ルモノ

内訳

一等金壱円七拾五銭五厘

家産二千円以上ノ者三名

二等金弐円四拾銭八厘

家産千円以上ノ者七名

三等金四円三拾銭五厘

家産五百円以上ノ者十五名

四等金三円八拾三銭八厘

家産三百円以上ノ者九名

八等金壱円四拾九銭六厘

家産二拾五円以上ノ者三十四名

九等金五円六拾五銭四厘

家産二拾五円以下ノ者二百五十七名

（『札幌県治類典』－明治十八年）

七等金四円四拾九銭二厘

家産五拾円以上ノ者五十二名

（『札幌県治類典』－明治十八年）

協議費予算における勇払郡各村協議費には村総代人集会費、公立苫小牧学校費、需用費、学務委員費、衛生委員費、郷社費があり、勇払、白老、千歳三郡連合協議費には公立病院の維持経営にかかわる費用で、総代人集会費および旅費、需用費、医師月俸、薬品代などがあり、賦課科目では同じであったが、賦課率において多少異なっていた。しかし、建物坪数割に主体を置き、これが五〇%から八〇%を占め、次いで各自家産割の一五%から三〇%で、この二科目で八〇%前後を占めていたから、大きな家を持ち財産のある者には多額の税が課せられていたのである。また、家産二、〇〇〇円以上の者が勇払郡には三名いたが、最低の九等家産二五円以下の者が実に一一一名で半数弱を占めていたから貧困家庭が多いところであった。

資産家についてみると、一、二等一、〇〇〇円以上の家産を有する者はわずか五戸であったが、これらの人びとは漁業関係の親方で、勇払村の植田礼吾、西川建助、苫小牧村の植田惣吉、樽前村の水島彦右衛門などで、それぞれ八〇〇坪から七、〇〇〇坪の宅地と耕地三反歩前後を所有していたから、この時期における勇払郡での最高資産家であったといえる。二〇〇円以上九九九円までが三七戸で、このへんまでが勇払郡での中流家庭であった。

協議費各自家産割負担一覧表

等級	区分	戸数 勇払郡 戸	戸数 勇払郡 %	戸数 白老郡千歳郡 戸	戸数 白老郡千歳郡 %	戸数 計 戸	戸数 計 %	一戸当り 勇払郡 円	一戸当り 勇払郡 銭	一戸当り 勇払郡 厘	一戸当り 白老郡千歳郡 円	一戸当り 白老郡千歳郡 銭	一戸当り 白老郡千歳郡 厘	一戸当り 計 円	一戸当り 計 銭	一戸当り 計 厘	金額 勇払郡 円	金額 勇払郡 銭	金額 勇払郡 厘	金額 白老郡千歳郡 円	金額 白老郡千歳郡 銭	金額 白老郡千歳郡 厘	金額 計 円	金額 計 銭	金額 計 厘
一	二、〇〇〇以上	三	一・三	一	一	三	〇・七	七一	八		五八	五		一、三〇	三		二、一五	四		九〇	九		三、九〇	九	
二	一、〇〇〇〃	二	〇・八	五	二・二	七	一・六	四六	九		三四	四		八一	三		九三	八		四〇	八		一三四	六	
三	五〇〇〃	一〇	四・二	五	二・二	一五	三・三	三九	二		二八	七		六七	九		三、九二	〇		四、三〇	五		八、二三	五	

四	三〇〇以上	一	戸	五・一	%	八	戸	三・六	%	一九	戸	四・二	%	二七、四	円銭厘	二〇、五	円銭厘	四七、九	円銭厘	三、一五、一	円銭厘	三、八三、八	円銭厘	六、九八、九	円銭厘
五	二〇〇〃	一六		六・八		一三		五・九		二九		六・四		一九、六		一四、四		三四、〇		三、一三、六		四、一七、〇		七、三〇、六	
六	一〇〇〃	二三		九・八		一三		五・九		三六		八・〇		一五、七		一二、四		二七、一		三、六一、一		四、一〇、四		七、七一、五	
七	五〇〃	三六		一五・四		一六		七・三		五三		一一・五		一一、七		八、六		二〇、三		四、二一、二		四、四七、二		八、六八、四	
八	二五〃	二		九・〇		一五		六・八		三六		七・七		六、一		四、四		一〇、五		一、二八、一		一、四九、六		三、七七、七	
九	二五以下	一二		四七・六		一四六		六六・一		二五七		五六・六		三、一		二、二		五、三		三、七五、一		一五、六五、四		九、四〇、五	

（『札幌県治類典』―明治十八年、『苫小牧町史』昭和十五年　苫小牧町）

戸長役場における費用、すなわち戸長等給料旅費、役場費、雑給及雑費、修繕費などは道庁の支出であったが、村民公共の事業、村の固有事務および村が負担すべき国政事務は協議費からの支出であった。

町村費と基本財産　協議費は、明治二十年五月十日、道庁訓令第三〇号をもって『区町村費』と改められたが、支出費目が何ら変化はなかった。

これに対する収入として、①住民に賦課した地価割・国税営業税割・戸数割・水産税割・反別割・漁業税割の各種付加税、②地方費補助金（教育費・病院費・土木費）、③雑収入、④寄付金、⑤財産より生ずる収入などであったが同十八年太政官布告をもって「土地ニ賦課スル区町村費ハ明治十九年度ヨリ地租七分ノ一ヲ超過スルヲ得ズ」と国の税収を確保したため、土地に対する賦課には限度があったから戸別割にその重点が置かれ、当地方では戸別割と営業割の二科目だけを賦課することとし、戸別割は賦課総額の六割とし、残りは営業割によったのである。

この戸別割は一〇等に区分し、賦課額は見聞割として戸長役場において一人別の負担額を調査し、総代人がこれを

審査した。営業割は商金高五、〇〇〇円以上を一等、一〇〇円未満を五等として、この五段階の区分により等級の歩合を定めこれを乗率して負担額を定めたが、毎年等級は総代人の審査によって定められた。しかしながら営業割には小売業、料理飲食業、旅人宿業などがあったが、これらの商高はしれていたので、戸別割の負担が多くなり、明治二十二年には七割七分を占めその後においても六割を若干オーバーし、戸別割を六割にとどめることは極めて困難であった。その後、漁業割が新しい費目として追加されたが、統数を標準として賦課した。

勇払郡各村費賦課額調

年度	賦課					
	戸別割		営業割		計	
	円銭厘	%	円銭厘	%	円銭厘	
明治二二年	三四九、五五、七	七七	一〇〇、五〇、〇	三三	四五〇、〇五、七	
二三年	三六七、二〇、七	六〇四	二四〇、五八、五	三九六	六〇七、七九、二	
二四年	四五四、八二、〇	六二八	二六八、八九、〇	三七二	七三、七一、〇	

（『苫小牧町史資料』―租税関係記録）

明治二十三年にはこれまでの準備米制度を廃し、準備米代金をもって区町村備荒金に充当することになり、同年八月二十八日庁令をもって備荒金保存手続きを定めた。この備荒基本金は総代人の議決を要し、戸長において管理し預金して、これより生ずる一切の収入はこの基本金に加え、交付の日から五カ年間は保存につとめ、天地変そうの他非常時を救済するほかは支消することができなかった。

町村の財政は従来基本財産から生ずる収入をもってその財源に充てることになっていた。「凡ソ市町村費ノ費用ハ基本財産ヨリ生ズル収入ヲ以テ之ヲ充テ猶不足アル場合ニ於テ之ヲ賦課徴収スルヲ本旨トス」[6]。しかし、本道における町村はほとんどが財源不足のため戸別割など住民に対し賦課徴収をしていたのである。勇払郡各村においても基本財産が極めて乏しく、村費のうち約半額は住民の負担であった。このため道庁は、町村の基礎を確立し財政を安定するためには基本財産の造成が最も先決問題であるとし、明治二十七年十月、道庁訓令第五六号をもって区町村費目に基本

産造成費を追加したのである。苫小牧外一五カ村戸長役場においても、さっそくその費目を設定し、基本財産造成につとめた。そして、財産収入をもって経常費の二分の一以上を支出し得るまでは、その財産収入全部を蓄積することにし、かつ蓄積した財産は容易に処分することができないようにした。その結果、郡役所設置以来自治に対する住民の関心も高まったため徐々に基本財産を増し、胆振管内戸長役場では第一位の財産を所有するようになった(7)。

明治二十八年分村以前の苫小牧外一五カ村戸長役場の備荒基本金は一、四一九円九三銭であったが、鵡川外七カ村の分村後、苫小牧側の分は八五〇円九〇銭三厘となった。同三十年鵡川外七カ村分村後の基本財産をみると次のとおりであった。

学校基本財産

畑　地	百町歩一反		
学校有地	三反二畝二十八歩二		
校　舎	百七十坪二合五勺		

内　訳

苫小牧校	八十七坪五分	棟数	三
覚生校	二十七坪七合五勺	同	一
勇払校	二十九坪五合	同	一
植苗校（追分）	二十五坪五合	同	一

学校資金　学校資金ノ貸付金七百三十九円十銭一厘預金七十円

病院基本財産

病　院	七十八坪五合五勺		
病院資金	貸付金五百七十四円六十銭		
共有建物	二十三坪		
共有財産	備荒基本金九百円	軍事公債及利子百十五円七十一銭八厘	

（『鵡川・厚真・安平分村関係書類』苫小牧村戸長役場）

厚真、安平の分村後は備荒基本金利子については各村に人口、戸数によって按分配当された。

苫小牧における村費賦課は戸別割、営業割、漁業割の三種によって行われてきたが、これには一定の標準がなく、単に戸長、総代人などの見聞割によるものであった。しかしながら、村の発達とともに村費も増加し、社会通念上からも好ましくないばかりか、村経済の基礎薄弱なる賦課徴収法は、村自体はもちろん関係者にも迷惑となったため、明治三十一年二月八日に村費賦課徴収規則の改正認可を得て、次のように定められた。

営業割　一等ヨリ二十等マデトス

漁業割　統数ヲ標準トス

戸別割　一等ヨリ十九等マデ一戸ヲ構ヘ同居者ト雖ドモ竈ヲ異ニスルモノニ対シテハ賦課ス

財産割　竈ヲ有シ土地家屋船舶ヲ有スルモノニ対シ物件ノ実価若クハ地価又ハ売買ノ価格ヲ標準トシテ課ス

	一等	二等	三等	四等	五等	六等	七等	八等	九等	十等
営業割	一万圓以上	八千圓以上	六千圓以上	五千圓以上	四千圓以上	三千五百圓	三千圓以上	二千五百圓	二千圓以上	千八百圓以上
戸別割	同	同	同	四千圓以上	三千圓以上	二千五百圓	二千圓以上	千五百圓以上	一千圓以上	八百圓以上

	十一等	十二等	十三等	十四等	十五等	十六等	十七等	十八等	十九等	二十等
営業割	千五百圓	千二百圓	千圓以上	八百圓以上	六百圓以上	五百圓以上	四百圓以上	三百圓以上	二百圓以上	二百圓以下
戸別割	六百圓以上	五百圓以上	四百圓以上	三百圓以上	二百圓以上	百五十圓以上	百圓以上	五十圓以上	五十圓以下	—

（『苫小牧町史』昭和十五年　苫小牧町）

苫小牧が二級町村制を実施する前年、つまり明治三十四年度内に各村民が負担すべき国税、地方税、町村税（見込額）について二級町村制実施調査資料からあげれば次のとおりであった。なお、本表は決算額と多少異なっているも

のである。

村名	戸口		税								額
	戸数	人口	国税	一戸平均	地方税	一戸平均	町村税	一戸平均	計	一戸平均	
	戸	人	円	円銭	円	円銭	円	円銭	円	円銭	
苫小牧	三四八	一、〇六一	五一〇	一、四六	一、七九三	五、一五	一、七九四	五、一五	四、〇九七	一一、七七	
小糸魚	一四	五六	—	—	一一二	八、〇〇	一五八	一一、二八	二七〇	一九、二八	
錦多峰	七二	二六三	一〇	一三	三六七	五、〇九	三五六	四、九四	七三三	一〇、一八	
覚生	二〇	六九	—	—	一三九	六、九五	一三二	六、六〇	二七一	一三、五五	
樽前	六六	一七一	—	—	二〇七	三、一三	一八九	二、八六	三九六	六、〇〇	
勇払	三八	一三三	一二	三一	九〇三	二三、七六	七四二	一九、五二	一、六五七	四三、六〇	
植苗	八五	二八八	一〇	一一	一一七	一、三七	二六五	三、一一	三九二	四、六一	
計	六四三	二、〇四一	五四二	八四	三、六三八	五、六五	三、六三六	五、六五	七、八一六	一二、一五	

（二級町村制施行ニ関スル一件書類』明治三十五年　苫小牧村　銭以下切捨てにより作成）

一方、戸長役場費（道庁からの補助）についてみると、明治三十三年度の苫小牧外一五カ村戸長役場費は六七五円七二銭六厘であった。これは戸長役場歳入歳出予算には含まなかった。

苫小牧外十五カ村戸長役場費（明治三十三年度）

役場費	百四拾壱円二拾四銭五厘
雑給及雑費	五百二拾八円九銭九厘
修繕費	六円三拾八銭二厘

（『二級町村制施行ニ関スル一件書類』明治三十五年　苫小牧村）

戸長役場当時の村費用は、国庫補助、地方費（道費）補助、村財産から生ずる収入、戸別割など住民に賦課した税によってまかなわれていた。明治三十一年度より同三十四年度までの村費歳入歳出予算をあげれば次のとおりであった。

歳　入

科目＼年度	明治三一年度		三二年度		三三年度		三四年度	
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
	円銭		円銭		円銭		円銭	
基本財産より生ずる収入	二七、七五	六・四	二六一、八五	四・八	二七一、八五	四・四	三六四、二六	七・五
地方費補助	一〇八、〇〇	二・五	九〇、〇〇	一・六	一二四、〇〇	一・九	五七、六〇	一・一
寄付金	一四〇、〇〇	三・二	四九七、〇〇	九・一	四六〇、四三	七・五	—	—
雑収入	一、六四一、七五	三七・六	一、六二三、〇〇	二九・三	一、六七三、〇〇	二七・三	一、四八一、七六	二八・七
前町村ノ引継金	七八、三三	一・八	三一、一六	〇・六	一〇〇、〇〇	一・六	八七、三〇	一・五
村税賦課金	二、一二五、二六	四八・五	三、〇〇三、〇六	五四・六	三、五三三、一四	五七・三	三、一六三、七四	六一・二
計	四、三六〇、九八	一〇〇・〇	五、四九四、〇七	一〇〇・〇	六、一三三、四一	一〇〇・〇	五、一七四、六六	一〇〇・〇

歳　出

科目＼年度	明治三一年度		三二年度		三三年度		三四年度	
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
	円銭		円銭		円銭		円銭	
会議費	二五、三	〇・六	七三、九〇	一・四	四二、九六	〇・七	一〇三、〇〇	二・〇

	円銭		円銭		円銭		円銭		円銭
土木費	—	—	五〇、〇〇	〇・九	五〇、〇〇	〇・八	二〇、〇〇	二・三	〇・〇
小学校費	一、八八六、三七	四三・三	二、二九一、三〇	三・七	二、七二二、八〇	四四・二	二、一三六、〇三	四一・三	〇・〇
衛生費	三一、三〇	〇・七	二〇六、〇〇	三・七	二六一、〇〇	四・三	一五四、一〇	三・〇	〇・〇
村医費	四八〇、〇〇	一一・〇	四八〇、〇〇	八・七	四八〇、〇〇	七・八	—	—	—
警備費	二五四、〇〇	五・八	二三三、五〇	四・二	二七四、八五	四・五	二七四、一五	五・三	〇・〇
公金取扱費	五三、九四	一・二	一五一、八〇	二・八	一三八、八〇	二・三	一八二、六〇	三・五	〇・〇
雑支出	四、九七	〇・一	三七、〇〇	〇・七	二五、〇〇	〇・四	八〇、五〇	一・五	〇・〇
予備費	—	—	—	—	—	—	—	—	—
基本財産造成費	—	—	一〇〇、〇〇	一・八	一〇〇、〇〇	一・六	五〇、〇〇	一・〇	—
教育補助費	—	—	—	—	—	—	—	—	—
病院費	一、六三五、一八	三七・三	一、八二一、七〇	三三・二	一、九九七、〇〇	三二・六	六八、二八	一・三	〇・〇
補充費	—	—	四八、八七	〇・九	—	—	—	—	—
計	四、三六〇、九八	一〇〇・〇	五、四九四、〇七	一〇〇・〇	六、一三二、四一	一〇〇・〇	二、一七四、六六	一〇〇・〇	一〇〇・〇

（『苫小牧町史資料』—歳入歳出統計集より作成）

注（1）『苫小牧町史』昭和十五年　苫小牧町

（2）『地価創定受書勇払郡』—開拓使租税課　明治十二年　北海道行政資料課蔵

（3）（1）に同じ

（4）現金出納事務は郡役所において管理したが、徴収・支出方法は総代人集会で決められた

（5）堀江敏夫『苫小牧百年あれこれ』昭和十八年　苫小牧民報

（6）『北海道庁訓令』明治二十九年　北海道庁
（7）『二級町村制施行ニ関スル一件書類』明治三十五年　苫小牧村

二　二級町村制時代の村予算と村税

苫小牧村付加税徴収規則の設定　苫小牧は、明治三十五年四月一日、関係七カ村を合併し、二級町村制を施行『苫小牧村』となり自治体となったが、町村自治体は国税および地方税に対し付加税と直接または間接の特別税を課すことができた。そこで、苫小牧村は同年六月の第一回村会において、苫小牧村規則第七号として「苫小牧村附加税徴収規則」を設定し、同時に「特別税漁夫税」をも設け、本村はこの規則をもって村税を賦課徴収することになった(1)。

この付加税規則は次の国税・地方税七科目に対して付加税を賦課した。

国税	地方税
地租に地価割	戸数割税に戸別割
所得税に所得税割	営業税に地方税営業税割
営業税に国税営業税割	雑種税に地方税雑種税割
	水産税に水産税割

付加税の課率は毎年度予算をもって村会の議決を経て定められ、原則として国税・地方税の納期においてこれを納める者より徴収された。また、国税・地方税に異動を生じた時には追徴または還付されたが、追徴の納期などは村会の議決を経て定められた。

当初における村税は戸別割が四割前後、水産税割は四割弱でこの二つの税で村税の八割を占めるものであったが、

年々漁業の不振により水産税は低下し明治四十二年には一割五分程度となり、遂に戸別割は六割以上を占め、個人の村税負担が増えていった。

科目別村税賦課状況

科目＼年度	明治三九年度		四〇年度		四一年度		四二年度	
	調定金額	%	調定金額	%	調定金額	%	調定金額	%
地価割	三六円	〇・七	三八円	〇・六	四四円	〇・五	五三円	〇・三
所得税割	一三九	二・五	一一八	一・九	三九五	四・九	六三〇	三・六
国税営業税割	二一六	三・九	七四	一・二	一四三	一・八	四〇三	二・四
戸別割	二、一九六	三九・六	三、六四九	五九・七	五、三九六	六七・四	一一、八六一	六九・七
地方税営業税割	六二	一・一	九五	一・六	一一一	一・四	一四一	〇・八
地方税雑種税割	三一七	五・七	四七七	七・八	六七六	八・四	六七六	四・〇
水産税割	二、一四三	三八・六	一、一〇九	一九・八	一、〇〇三	一二・五	三、三七	一九・〇
特別税漁夫税	四三七	七・九	四五〇	七・四	二四四	三・一	三七	〇・二
計	五、五四六	一〇〇・〇	六、一一〇	一〇〇・〇	八、〇一一	一〇〇・〇	一七、〇一一	一〇〇・〇

（『苫小牧村勢一班』明治四十四年　苫小牧村より作成）

苫小牧村　二級町村制実施最初の予算である明治三十五年度の苫小牧村予算はわずか五、八二八円であった。戸の予算　長役場時代と金額、内容ともあまり異なるところはなかったが、歳入において『使用料及手数料』、『交付金』が加わり、『村税賦課金』は『村税』となった。一方歳出では、新しく『役場費』と『勧業諸費』が加わり、『村公

金取扱費』はなくなった。しかしながら、歳入においては戸別割をはじめとする村税が五割弱を占め、歳出では『小学校費、病院費』が多くこの二つで七割前後を占めるものであった。

二級町村制実施直後の歳入予算

科目＼年度	明治三五年度		三六年度		三八年度		三九年度	
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
基金ヨリ生ズル収入	三三五円	五・七	三六五円	四・六	六三円	九・一	一円	一・一
使用料及手数料	六四	一・一	九〇	一・一	七三	一・〇	一六六	二・一
交付金	一八〇	三・一	一一六	一・四	一八二	二・七	八〇	一・〇
地方費補助金	五九七	一〇・三	二、八八二	三六・二	三七八	五・五	三三八	四・四
寄付金	一	—	一	—	三八一	五・六	三一九	四・三
雑収入	一、六五四	二八・四	一、六〇八	二〇・二	一、九二九	二八・四	一、八七〇	二四・二
村税	二、六六三	四五・七	二、二四五	二八・二	三、二五三	四七・七	四、九二一	六三・八
夫役	—	—	二五七	三・二	—	—	—	—
前町村ノ引継金	三三二	五・七	四〇七	五・一	—	—	一四	〇・二
計	五、八二四	一〇〇・〇	七、九七〇	一〇〇・〇	六、八二九	一〇〇・〇	七、七一八	一〇〇・〇

二級町村制実施直後の歳出予算

科目＼年度	明治三五年度		三六年度		三八年度		三九年度	
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
	円		円		円		円	
会議費	六二	一・一	六〇	〇・八	七九	一・二	七〇	〇・九
役場費	八一一	一三・九	七九三	九・九	九七九	一四・三	一、四二六	一八・五
土木費	八一	一・四	一、三四	一七・二	九	〇・一	五八	〇・七
小学校費	一、九三九	三三・三	二、一八九	二七・五	二、六三三	三一・七	二、四六	三四・三
衛生諸費	二六	〇・五	六七六	八・五	八八	一・三	七六	一・〇
勧業諸費	四〇	〇・七	九〇	一・一	四	〇・一	二	—
警備費	三四五	五・九	一九四	二・四	一五八	二・三	一九一	二・五
諸税及負担	一	—	一	—	四一	〇・六	四二	〇・五
雑支出	四五	〇・八	四八	〇・六	一三三	一・八	九〇	一・二
予備費	二四五	四・二	一五〇	一・九	—	—	一	—
基本財産造成費	—	—	一四八	八・四	八四	一・二	三〇	〇・四
教育補助費	五三	〇・九	五七	〇・七	—	—	二六	〇・三
衛生補助費	一三	〇・二	一三	〇・二	—	—	—	—
病院費	二、一六三	三七・一	二、一五六	二七・一	二、〇九二	三〇・六	二、一七	二七・六
臨時費	—	—	二〇	〇・三	一、〇〇九	一四・八	九三三	一二・一
計	五、八二四	一〇〇・〇	七、九七〇	一〇〇・〇	六、八二九	一〇〇・〇	七、七一八	一〇〇・〇

（『苫小牧町史資料』―歳入歳出資料、銭以下は切捨てによる）

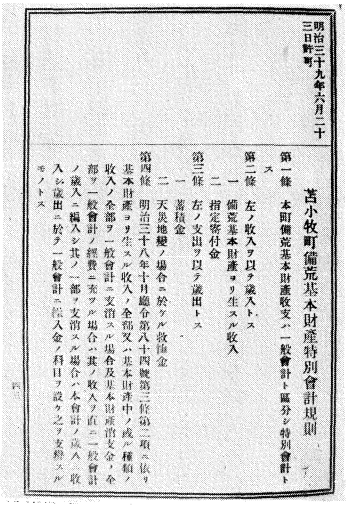
苫小牧が二級町村制を実施し、村制を施行した明治三十五年の戸数は六四二戸、人口は二、〇四一人であり、村予算は五、八二四円であった。しかし、苫小牧も次第に発展し、同三十九年には戸数八〇九戸、人口三、三一六人となっていた。この間、苫小牧村の予算も同三十六年の特殊な土木工事費を除けば、これまた確実に増加しており、漁業の不振から戸別割税を主体に村税も同三十九年には三十五年の二倍にまで達していた。だが、王子製紙の操業とともに村税負担は個人税から法人税へと変わっていく時代を迎えたのである。

特別会計の設定と基本財産

北海道庁は、明治三十八年十月、庁令第八四号をもって、町村の各種基本財産の収支を一般会計と区分し、これらを特別会計とすることを通達した。そして、基本財産から生ずる収入の全部、またはこの財産中ある種の収入全部を一般会計に支消、あるいは一般会計経費に充当する場合は一般会計の歳入に編入すること、その一部を支消する場合には特別会計の歳出入に収入し、一般会計に繰入金の科目を設けてこれを支弁することにした。(2)

そこで、苫小牧村では、明治三十九年六月二十三日、道庁の許可を得て「苫小牧村一般基本財産特別会計規則」、「苫小牧村備荒基本財産特別会計規則」「学校基本財産特別会計規則」および「病院基本財産特別会計規則」を設定し、同三十九年度より実施し特別会計としたため、これまで村歳入予算にあった「基本財産ヨリ生ズル収入」は姿を消し、『基本財産支消金』『特別会計繰入金』が新たに登場した。

病院基本財産特別会計は、明治四十五年、村立病院の廃止とと


明治三十九年六月二十三日庁令

苫小牧町備荒基本財産特別會計規則

第一條　本町備荒基本財産收支ハ一般會計ト區分シ特別會計トス

第二條　左ノ收入ヲ以テ歳入トス
一　備荒基本財産ヨリ生スル收入
二　指定寄付金

第三條　左ノ支出ヲ以テ歳出トス
一　救助金
二　天災地變ノ場合ニ於ケル救助金

第四條　明治三十八年十月廳令第十四號第三條第二項ニ依リ基本財産ヨリ生スル收入ノ全部又ハ基本財産中ノ或ル種類ノ收入ノ全部ヲ一般會計ニ支消スル場合及基本財産收支金ノ全部ヲ一般會計ニ支消スル場合ニ於テ其ノ收入ヲ直ニ一般會計ノ經費ニ充ツル場合ハ其ノ本會計ノ歳入ニ收入シ歳出ニ於テ一般會計ニ編入シ其ノ一部ヲ一般會計ノ歳入ニ編入スル場合ハ本會計ノ歳入ニ收入シ歳出ニ於テ一般會計ニ繰入金ノ科目ヲ設ケ之ヲ支辨スルモノトス

苫小牧村備荒基本財産特別会計規則（明治39年）〔苫小牧市史編さん室蔵〕

もに、また、学校基本財産特別会計は一般基本財産に編入され大正七年七月、それぞれ廃止となった。

さらに、明治三十九年十一月五日には道庁の許可を得て「苫小牧村基本財産造成規則」を設定し、苫小牧村は財産より生ずる収入をもって経常費の二分の一以上を支弁し得るまでは、基本財産造成基金のほか、過怠金および賠償金一般会計歳入歳出決算剰余金の金額の二分の一以上、一般会計歳出より三〇円以上、御料地所在町村に対する御下賜金を加え基本財産蓄積につとめることにした。ただし、天災事変または止むを得ざる事故に基づく支出、本村の永久的利益となるべき支出にあたり賦課率を増加したため、住民がその負担に堪えざるときは村会の議決を経て、全部または一部の蓄積を停止することができるとした。(3)

大正三年十一月三十日、道庁指令第七六九号をもって改正許可を得た「苫小牧村基本財産管理規則」では基本財産と特別基本財産に区別したが、次のとおりであった。

苫小牧村基本財産管理規則

第一條　本村基本財産ハ法令若ハ別段ノ村規則ニ依ルノ外此ノ規則ニ依リ管理スヘシ

第二條　財産ハ左ノ區別ニ依リ各當該臺帳ニ登記スヘシ

一　基本財産

二　特別基本財産

第三條　備荒基本金ヲ以テ特別基本財産トナシ其ノ他ハ之ヲ基本財産ト為ス

第四條　現金ハ左記方法ニ依リ管理シ利殖ヲ図ルモノトス

一　郵便貯金又ハ大蔵省預金部若ハ確實ナル銀行ノ預金ト為スコト

二　政府竝地方公共團体ノ公債証書又ハ日本勧業銀行ノ債券若ハ北海道拓殖銀行発行ノ拓殖債券ニ代フルコト

三　地方公共團体ニ貸付スルコト但シ利率ハ年七分トス

第四條ノ二　土地建物ハ直接公用ニ供スルモノ又ハ事業経営ニ供スルモノノ外賃貸シ利殖ヲ図ルモノトス但賃貸ニ関スル規則ハ別ニ之ヲ定ム

第四條ノ三　漁業権ハ一定ノ料金ヲ徴収シテ之ヲ貸付スルモノトス但シ賃貸規則ハ別ニ之ヲ定ム

第四條ノ四　公債証書及有價証券ハ村長ニ於テ確實ト認ムル方法ニ依リ之ヲ管理スルモノトス

第五條　財産ヨリ生スル収入ハ総テ當該年度ノ歳入ニ組入ルヘキモノトス但シ當該年度ノ状況ニ依リ其ノ収入ノ幾部及全部ヲ元資ニ組込ムコトヲ得

第六條　財産ノ支消及賣却交換譲與等ハ左ノ各號ニ該當スルニアラサレハ之ヲ為スコトヲ得ス

一　天災地変等ノ為已ムヲ得サル支出若ハ町永久ノ利益トナルヘキ支出ヲ要スルニ方リ通常ノ賦課ヲ増加シ為ニ村ノ負擔ニ堪ヘサル場合

二　公共ノ必要ニ原因スルカ若ハ財産維持上損益相償ハサル場合

（『苫小牧町諸例規』苫小牧町）

二級町村制においては、主に道庁の指令によって基本財産を管理運営したが、不慮の災害、村の永久的利益のある場合の支出などにしか使えないものであった。なお、明治末期における苫小牧村有財産は時価評価にして、六二、三五〇円を所有していたが、内容内訳は次のとおりであった。

苫小牧村有財産調（明治四十四年三月末現在）

一般基本財産

区分	名称	数量	時価	備考
土地	畑	六、二四二町	一八、七三二円	
山林		三〇七、四一〇二町	六、一四八円	

区分	名称	数量	時価	備考
土地	畑	四、一三三町	二、七八四円	
宅地	海産干場	一、三一〇	五、四四五	学校敷地、宅地
原野		五六、一四	二六	
建物	苫小牧校	五八四、二一〇坪	九、九三一	
	覚生校	三三、二五〇	三三三	
	勇払校	二九、七五〇	一七八	
	沼ノ端教育所	一九、〇〇〇	一五〇	
	植苗教育所	二五、五〇〇	三〇〇	
	苫小牧付属建物	四六、五〇〇	三三〇	
	同廃旧校	二五一、七五〇	一、二五八	
有価証券	五分利公債	五五〇円	五六二	
	臨時事件公債	四五〇	四五〇	数量は額面金額
	特別五分利公債	五〇〇	五一一	
現金	預金		一、七二九	
その他	鮭漁場三	八〇〇円	一〇〇	賃貸料一〇〇円
計			二五、三二四	

学校基本財産

区分	名称	数量	時価	備考
土地	宅地	五五一八町	三、三二四円	村役場、吏舎敷地
	雑地	一〇〇九	三〇	
建物	消防番屋	一五、〇〇〇坪	一五〇	
	村役場	七〇、六六七	一、二〇〇	
	吏員住宅	八八、五〇〇	一、〇六二	
	倉庫	六、八六一	五〇	
	借家	二六、二五〇	三二九	
有価証券	勧業債券	四二〇円	三九九	数量は額面金額
	臨時公債	一〇〇	一〇一	
現金	預金		一九四	
その他	鮭漁場	三〇〇円	四〇	漁業権時価三〇〇円 賃貸料四〇〇円
計			三二、〇〇九	

※　外ニ牧場二二〇万坪、畑一〇万坪（未成功地七万三、〇〇〇坪）アリ

病院基本財産

区分	名称	数量	時価	備考
土地	宅地	八六一〇町	二、三〇〇円	病院敷地
建物	病院舎	七三、七五〇坪	一、〇九一	
	同付属建物	六、〇〇〇	三一〇	
有価証券	第二回国庫債券	五〇円	五〇	数量は額面金額
	五分利公債	二五〇	二五五	
貯蓄債券		二五	二三	

区分	名称	数量	時価	備考
現金	預金		二九三円	
計			四、〇四二	

備荒基本財産

区分	名称	数量	時価	備考
有価証券	国庫債券	二五円	二五円	数量は額面金額
	五分利公債	一〇〇	二〇三	
現金	預金		六九一	
	現金		一五〇	
計			九六八	

（『苫小牧村勢一班』明治四十四年　苫小牧村）

なお、大正二年より村営電気事業を開始すると、この事業も特別会計とし、同年十一月十日には道庁の許可を得て「苫小牧村電気事業特別会計規則」を設定したのをはじめ、同五年には「苫小牧村電気事業基金特別会計規則」「苫小牧村電気事業基金造成並管理規則」を設定し、電気事業の運営、管理、基金造成につとめたのである。しかし、電気事業については大正七年度から一般会計として取り扱われることになった。

苫小牧村納税奨励規定　苫小牧は漁業の不振と王子製紙工場建設人夫などのため明治末期における納税成績は、はかばかしくなく、納期内に村税を納める者は三割前後で、五割前後は村役場の周知により納付期限が過ぎたことを知ってあわてて納める者であり、残りの二割前後は督促状の発付後に納めた者、滞納処分をうけた者、徴収を延期した者などであった。このため、約一割五分程度は調定金額、調定人員よりも減少し、権利棄却、欠損となっていた。

苫小牧村税戸数割付加税戸別割納入成績

区分＼年度	明治三九年度			四〇年度			四一年度			四二年度		
	金額	人員	%	金額	人員	%	金額	人員	%	金額	人員	%
調定	二、一九六円	一、五四一人	一〇〇・〇	三、六四九円	二、一三〇人	一〇〇・〇	五、三九六円	二、一九六人	一〇〇・〇	二、八六一円	四、五一八人	一〇〇・〇
納期内納付	五七〇	三八六	二五・一	六七九	三四七	一六・三	一、二八〇	四七一	二一・四	一、六五五	三八五	八・五
督促状発付前	一、三〇〇	八四二	五四・六	二、一三一	一、一五一	五四・〇	二、二五三	八一五	三七・一	二、五二二	一、三三七	二九・四
〃後	五六	二八	一・八	一五〇	一三五	五・九	一、七二	三九九	一八・二	四、二五八	一、一一六	二四・七
滞納處分	八一	四三	二・八	二五九	一〇七	五・〇	三〇〇	一六四	七・五	一、八九〇	五六三	二一・四
徴収延期	三六	二〇	一・三	二五	一三	〇・六	八〇	四五	二・一	三一八	三一九	七・一
権利棄却	—	—		—	—		二七九	二七	一三・六	一、〇三三	七一三	一五・八
欠損	一五三	二三	一四・四	四一五	三八七	一八・二	三三	二五	一・一	一九六	九五	二・一

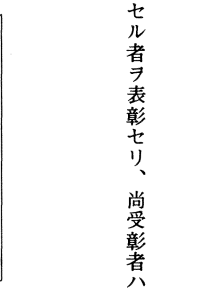
（『苫小牧村勢一班』明治四十四年　苫小牧村）

このため村では、なんとか納税成績を向上させようと、大正二年一月には「苫小牧村告示第一号・苫小牧村納税奨励規定」を告示し、納税成績優良なる者を表彰し、納税思想普及のため、納税講話を開催したり、吏員を各地区に派遣し未納者に対する督励を行った。

従来本村ハ漁業ヲ主トシタリシモ三十八年以来斯業著ク衰退ヲ来シ昔日ノ如キ盛況ヲ見ル能ハズ、四十一年王子工場ノ建設以来村勢一変シ工業地トナリ人口頓ニ増加シ以来村経済一時ニ膨脹シ、来住者半ハ労働者ニシテ土着心ニ乏シク従テ納税観念薄ク滞納スル弊風助長スル傾アリ、是レガ整理ニ少カラズ苦心セリ、仍テ専ラ全村ニ渉リ諸會合ヲ機トシ各巡回ノ日時ヲ定メ納税講話ヲ試ミ以テ納

税思想ノ普及ニ努力セリ、本村ノ斯ク納税思想幼稚ナルヲ以テ多年完納セル者ヲ表彰セリ、尚受彰者ハ左記ノ雛形ノ門標ヲ交附ス、但シ滞納ノ場合ハ之ヲ撤去セシム

区別	大正二年度	三年度	四年度
満八年以上完納	一	一	二
七ケ年 一	一	一	一
六ケ年 ～ 甲	一	三	一〇
五ケ年 一	三	一	三〇
四ケ年 乙	二	一五	一六
三ケ年 丙	二〇	六一	七七
二ケ年 丁	八三	七〇	一一七
	一〇八	一五〇	二五三



その後においても、納税思想の涵養に関しては村役場において続けられ、市街地は四区に区分し、毎期納入日数日前より村吏員一名を各区に分担させ未納者に対する督励を行い、部落には毎納期前、あらかじめ出張日時を通知し部落長の協力を得て部落民に周知した。

年度の終りには各分担者の納入成績順により、その区を表彰し、各部落には納税組合を設け成績順により表彰、個人奨励として毎年度内に納税完納の者には納税完納票が授与されたほか、分担吏員の成績によりこれもまた表彰したのである。(3)

（『苫小牧町史資料』租税関係記録　苫小牧町）

一方、滞納処分については督促状発布後、督促期を過ぎた者には直ちに滞納処分が励行され、差押財産は法定期間後公売されたのである。なお、公売処分を決行した人員、金額は次のとおりであった。

大正元年度	五二人	五〇、四五〇円	大正三年度	三四人　三一、六四〇円
〃　二年度	三五人	三〇、九七〇円		

（『苫小牧町史』昭和十五年　苫小牧町）

注（1）（2）（3）『苫小牧町諸例規』苫小牧町

（4）『苫小牧町史資料』―租税関係記録および『事務報告』大正十二年　苫小牧町

三　一級町村制時代の町予算と町税

一級町村制施行直後の町財政

苫小牧が一級町村制を施行した大正八年の戸数、人口は三、五三一戸、一万三、六七四人であった。町予算は一二万三、〇七六円であったから一戸平均三四円八五銭、一人平均九円であった。そのうち町税は六万円程度であったから一戸平均一六円九九銭であったが、明治四十三年九月操業を開始した王子製紙苫小牧工場は順調な営業成績を示し、これに係る所得税割・営業税割の付加税の増加があって、住民の負担は相当軽減されていた。この時点ではすでに町税は個人の戸別割から法人の納める付加税に変っていたのである。

一級町村制施行前後および大火前後の苫小牧町予算（特別会計を除く）

歳入

科目＼年度	大正七年度		八年度		九年度		一〇年度		一一年度	
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
使用料及手数料	一、三一〇円	一・一	一、三一四円	一・一	三、〇四八円	一・五	四、二九三円	〇・七	五、九四五円	二・三

歳出

科目＼年度	大正七年度		八年度		九年度		一〇年度		一一年度	
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
神社費	三円	—	三円	—	三円	—	四四円	—	四四円	—
役場費	一三、八〇七	一一・〇	二九、三〇四	三三・八	三八、一一〇	一八・九	四二、八一三	八・二	四二、七三五	一六・四
会議費	三八〇	〇・三	一、一〇六	一・〇	一、三一一	〇・六	一、二四四	〇・二	九九四	〇・四
土木費	一、九三三	一・五	二、一二四	一・八	三、六五〇	一・八	二、〇四六	〇・四	四、〇八一	一・六
教育費	二六、二〇二	二〇・九	三六、八〇五	二九・九	四六、七七四	二三・二	五一、三三五	九・八	六五、八九九	二五・三

科目＼年度	雑収入	地方費補助	国庫交付金	地方費交付金	電気事業収入	町税	寄付金	前年度繰越金	計
	二八、八三円	二、〇八四	二、三三三	一、〇三三	二七、五六〇	四三、二七〇	二、五三七	一六、四五〇	一二五、三七八
	二三・〇	一・七	一・八	〇・八	二二・〇	三四・五	二・〇	一三・一	一〇〇・〇
	二〇、二七円	一、〇四九	二、〇一三	一、二七〇	三〇、〇四七	五九、六七三	二九四	七、二七九	一二三、〇七六
	一六・四	〇・九	一・六	一・〇	二四・四	四八・五	〇・二	五・九	一〇〇・〇
	二八、一八〇円	三、九六五	二、八四六	三、九六五	四二、九八九	一〇〇、六八六	三〇〇	一五、六二九	二〇一、六一八
	一四・〇	二・〇	一・四	二・〇	二一・三	四九・九	〇・一	七・八	一〇〇・〇
	三四、三七三円	三、〇三八	三、三二八	二、一二五	四七、〇〇六	二二四、四九一 町債その他 三五九、九三〇		二一、四四二	六〇〇、〇三五
	五・七	〇・五	〇・六	〇・四	七・八	二〇・七		三・六	一〇〇・〇
	一〇、〇二円	一、三三〇	九、七〇七	一、七七八	六七、二三三	一二四、一一四 （工業学校寄付金） 一五、〇〇〇		三五、九〇五	二六一、〇一〇
	三・八	〇・五	三・七	〇・七	二五・八	四三・七		一三・八	一〇〇・〇

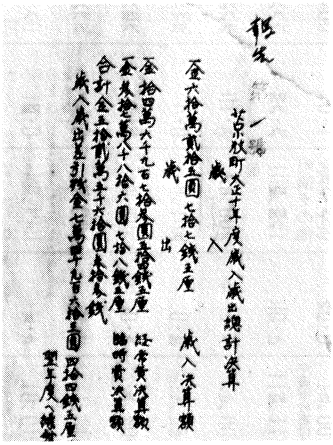
衛生費	四、九四一	四・〇	五、五八七	四・六	八、四七五	四・二	六、〇六一	一・一	八、三八	三・二
警備費	四、七二〇	三・八	三、四九四	二・八	五、一五九	二・六	二、〇六八	二・三	六、八七一	二・六
電気事業費	一七、六〇八	一四・〇	一四、八一三	一二・〇	一六、七九四	八・三	一三、四〇九	二・四	三三、二六三	一三・七
勧業費	一〇三	〇・一	八七四	〇・七	三四〇	〇・二	一二三	—	三三九	〇・一
諸補助費	一、一八三	〇・九	一、二七一	一・〇	二、一五三	一・一	三、〇一八	〇・六	二、七九〇	一・一
その他	七、六四三	六・一	三、八二八	二・一	六、六五八	三・二	一五、八二五	三・〇	一六、〇三三	六・一
臨時費	四六、八三六	三七・四	三三、七三八	一〇・二	五二、一六三	二五・九	三七八、〇八六	七二・〇	七九、七三四	三〇・五
計	一二五、三七八	一〇〇・〇	一二三、〇七六	一〇〇・〇	二〇一、六一八	一〇〇・〇	五二五、〇六〇	一〇〇・〇	二六一、〇一〇	一〇〇・〇

※　銭以下は切捨て、大正十年度は決算額で他は十二月末現在の予算額

（『苫小牧町勢一班』大正十年、『苫小牧町史資料』―各年歳入歳出統計、『議決書』大正十二年　苫小牧町会より作成）

大正九年の人口は一万七、五六五人と前年に比べ三、九一八人の増加となり町予算の規模も大幅に伸び、はじめて二〇万円を超えたのである。王子製紙の所得税・営業税割付加税の増収と町営の電気事業の増収によって町財政はすっかり安定をみたのである。

ところが、翌十年になって苫小牧にとって誠に不幸な出来事が起った。それは五月一日の大火であったが、市街地一、〇〇七戸を焼き、町財政も一大危機を迎えた。だが、幸い火



大正10年度の決算書
（苫小牧市史編さん室蔵）

災復旧起債三〇万円と、ほかに一般会計で四万円と特別会計で五万円の計三九万円の町債と基本財産支消金を得て、町復旧事業にあたったが、この年の歳入決算額は実に六一万二一五円七七銭五厘となった。しかし、年度末には町関係者の努力によって七万四、九六五円四四銭五厘を翌年度繰越金とし（全額一般会計へ繰越さず）、前年多額の借財によって家屋を再建した町民の税負担軽減に振り当てられたのである。この大正十年の決算額は、その後昭和十四年度まで破ることができず、同十五年のものに匹敵するものであった。

苫小牧町は大正九年度において法定の制限まで賦課しており、さらに火災復旧起債によって町民の税負担に重圧がかかるのではないかと心配されたが、王子製紙苫小牧工場の所得本税額において税制改正があり、製紙事業の好況により予想以上の税収が見込まれ、所得税割付加税においてこれまで法定制限の一円に付十四銭であった課率を一一銭に減じ、営業税割付加税においても一円に付四七銭の課率を三〇銭にしたのをはじめ、各税課率を減じた。起債償還においては三カ年間を据置期間とし、この間の増税を避け民力の休養をはかったのである。(1)

一方、戸別割税については、年度当初の実数によって予算計上されたが、大火後戸数の減少が目だったため、七月十日に再調査したところ二五四戸の減少であった。このため当初予算を修正し歳入の確実を期したのである。

なお、大正十年度の各税、町民の負担をみると次のとおりであった。

科目	納税成績 金額	人員	総納税者二対スル一人当リ	総人口二対スル一人当リ	総戸数二対スル一人当リ
	円	人	円銭厘	円銭厘	円銭厘
直接国税	三、七三三	六〇〇	三七、八八、八	一、一六、四	六、〇五、五
北海道地方税	二九、一六二	三、七五四	七、七六、八	一、四九、三	七、七六、八
町税	一三四、四九六	三、七五四	三三、一六、三	六、三七、七	三三、一六、三

総戸数三、七五四戸
総人口一九、五二一人
（『苫小牧町史』昭和十五年　苫小牧町）

大正十年の大火は苫小牧にとって最大の災害であった。その復旧対策のため町予算は膨張し超大型予算となったが歳入予算についてはその後一八年間も破ることができなかったことからしても、その被害の規模を十分知り得るものである。

付加税規則と町予算　本町はこれまで明治三十五年設定の付加税徴収規則などにより町村税を徴収していたが、大正八年一級町村制施行を機に旧付加税徴収規則を廃し、七月七日には道庁指令をもって新しい「付加税徴収規則」を設定した。これは同十年七月十一日規則第五号として発布された。

附加税徴収規則

第一條　本町ニ於テハ左ノ直接國税及直接地方税ヲ納ムル者ニ對シ下ニ掲クル科目ニ依リ附加税ヲ賦課ス

國税		地方税	
一地租	地價割	一戸数割	戸別割
一所得税	所得税割	一営業税	地方税営業税割
一営業税	國税営業税割	一雑種税	雑種税割
一鑛業税	鑛業税割	一水産税	水産税割

第二條　附加税ノ課率ハ毎年度町會ノ議決ヲ経テ之ヲ定ム

第三條　附加税ハ地價割ヲ除クノ外本税ノ納期ニ於テ本税ヲ納ムル者ヨリ之ヲ徴収ス

第四條　地價割ハ四月一日及十月一日ノ現在ニ依リ賦課シ左ノ期日ニ徴収ス

第一期　自五月十五日　至六月五日

第二期　自十一月十五日　至十二月五日

第五條　特別ノ事由ニ依リ前二條ノ徴収期日ニ據リ難キ場合ハ町長ニ於テ適宜其ノ期日ヲ定ム

第六條　追加ニ係ル附加税ノ賦課徴収期日ハ其ノ時々町會ノ議決ヲ経テ之ヲ定ム

第七條　附加税ハ本税ニ異動ヲ生シタルトキハ追徴又ハ還付ス

附　則

第八條　本規則ハ発布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

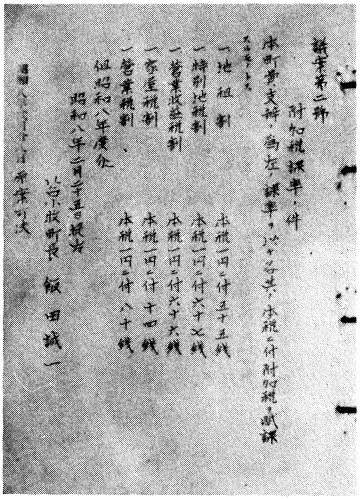
明治三十五年規則第七号附加税徴収規則ハ本則施行ノ日ヨリ之ヲ廃止ス

（『苫小牧町諸例規』苫小牧町）

これらの付加税には法定制限課率によって限定されるものもあったが、付加税課率は毎年予算町会の際提出され、議決をもって定められた。しかし、緊急の場合なども考え、多少余裕をもった課率で、財政的な理由から年度途中においてしばしばこの課率を変更することがあった。

地価割は国税地租（本税）に付加したもので、当初は宅地とその他の土地に分け、宅地については本税一円に付二六銭から二八銭程度の課率、その他の土地は六六銭であった。昭和七年には宅地、その他の土地の区別をなくし、本税一円に付五四銭としたが、同十年には法人、個人を区分して賦課した。地価割は町税全体からみると二%程度であった。

所得税割は国税所得税に付加し、課率は本税一円に付一二銭前後であったが、王子製紙の所得税もあったから、町税中一番大きな収入で、五〇%以上を占めていた。なお、この税は大正十五年の税制改正により翌昭和二年から国税営業税割



昭和８年の付加税課率議決書
〔苫小牧市議会蔵〕

と合わせ、営業収益税となった。

国税営業税割は国税営業税に付加し、課率は五〇銭前後所得税割同様の税で、町税中一三%程度であった。鉱山割は国税鉱山税に付加したが、当初においては本町では鉱山税はなかった。

一方地方税では、戸数割税に戸別割を付加し、年間所得、住家、資産により賦課額を定め、毎年町会において賦課額人名書を提出して決定されていた。賦課額は最高で一六〇円前後、最も少ない人で五銭程度であった。戸別割は当時における大衆税で、特に公的扶助などをうけている家庭を除いてすべての戸主に対し賦課されていた。(2)

地方税営業税割は地方税営業税に付加したが、課率一円に付一円で、町税中二%の税額であった。

雑種税割は地方税雑種税に付加したが、漁業割一円に付五〇銭、その他八〇銭の賦課額であった。漁業割は、さらに長期、短期の等級割とし各個別に賦課したほか、イワシ定置、マス定置、カレイ定置などは短期間のため特に等級は定めず平均額を賦課した。本税額は町税中一三%前後を占めていた。

水産税割は地方税水産税に付加したが、本町では大正十二年この税を廃止した。同十年には間接地方税付加税として地方税遊興税割が加わった。

このほか町税で付加税とは別に特別税として、特別税漁夫税があった。

大正十五年　政府は税制改正を行い、「地方税に関する法律」を制定した。これによって戸数割は市町村税となり、地方税として家屋税を設け市町村はこれに付加税を賦課することができるようになった。また、国税の営業税が営業収益税となり、この付加税の制限率が改められ、国税所得税には付加税を設けることが禁じられたのである。

この税制は昭和二年度から実施され、苫小牧町では同二年一月十七日の予算町会において、「附加税徴収規則中改正ノ件」が提出されたが、この税制改正による営業収益税が問題となった。だが、この営業収益税付加税は、本町税の

大宗となり、後には戸数割廃止となる税となった。

議長(町長トシテ)　前略、町税ニ付テハ現内閣ハ税制整理ノ結果、根本的ニ変改ヲ来シマシタ、従来ノ所得税割ハ法律ニ依リ附加税トシテ徴収ヲ禁ゼラレタルモ、営業税ヲ廃止シテ新税トシテ起サレタル営業収益税ノ増加ニ依リ従来ノ所得税割ノ不足ヲ補填シ得ル見込デアリマス、私法人建物割廃止ノ結果ハ(注、戸別割中住家割)町税ニ於テ数万円ノ減収ヲ生ズルコトニナッタノハ遺憾ノ次第デ、此ノ不足ハ勢ヒ新税タル戸数割ト家屋税トニ依リ補填セザルベカラザル状況デアリマス、戸数割ハ前年度ノ戸数割ト戸別割トノ合算額ヲ負担セシムベク計上シタ次第デアリマス

第五番(杉本福松)　税制整理ノ結果従来ノ営業税ハ営業収益税トナリタルモ、課税標準ハ所得税ト何等異ナル所ナシト思料ス、然ルニ前年所得本税二十数萬円ニ對シテ課税シタルニ提案ノ収益税本税ハ十万五十七円トシテ計上シアルハ如何、本年ノ予算ハ先ヅ以テ歳入ヨリ調査ヲ望ミマス

議長(町長トシテ)　問題ハ王子会社ノ純益デアリマスガ、之ニ對シテハ充分調査シタ次第デ、算出ノ結果斯クナリタル次第デ相違ナシト思料ス

(『苫小牧町会会議録』昭和二年　苫小牧町会)

こうして、同日付加税規則は改正されたが昭和二年度より実施するもので、付加税科目は次のとおりであった。

直接国税	科目	直接地方税	科目
一	地租	地価割	四 特別地税	特別地税割
二	営業収益税	営業収益税割	五 家屋税	家屋税割
三	鉱業税	鉱業税割	六 営業税	営業税割
			七 雑種税	雑種税割

営業収益税割は、当初一円に付六〇銭の課率であったが、その後六六銭、七三銭九厘二毛、九九銭となり、(3)その年

度によっては二本立によって賦課することもあった。この税の大部分は王子製紙が納めるもので、その額も大きく、少ない時でも町税の四五%、多い時には実に八八%を超えるものであったから、その増減によって町財政は大きく振れ動いた。特に、昭和初期の財界不況による減収は、町財政に最大の危機をもたらし、同十二年度の増収は戸数割廃止の措置をとるほどであった。

昭和九年になると、これまでの付加税徴収規則および間接付加税徴収規則を廃止して、新たに「附加税賦課徴収規程」を設定し、同年七月十三日告示第三七号をもって、同九年度より実施することになった。

そして、同十五年の税制改革による町税条例設定まで、本町はこの規程によって付加税を徴収したのである。

なお、昭和四年度より同十五年度までの主な付加税の課率は次のとおりであった。

付加税課率一覧（本税一円に付）

年度＼科目	地価割	営業収益税割	家屋税割	営業税割	雑種税割
	銭厘毛	銭厘毛	銭厘毛	銭厘毛	
昭和四年	二八、〇、〇（宅地） 六六、〇、〇（その他）	六〇、〇、〇	五〇、〇、〇	七〇、〇、〇	—
五年	〃（〃） 二八、〇、〇 六六、〇、〇	六〇、〇、〇	一四、〇、〇	七〇、〇、〇	—
六年	〃（〃） 二八、〇、〇 六六、〇、〇	六〇、〇、〇	一四、〇、〇	七〇、〇、〇	—
七年	五四、〇、〇	六六、〇、〇	一四、〇、〇	—	—
八年	五五、〇、〇	六六、〇、〇	一八、二、〇	八〇、〇、〇	—

九年	円 銭 厘 毛	銭 厘 毛	円 銭 厘 毛	銭 厘 毛	銭 厘 毛
	五七、〇、〇、〇	六六、〇、〇	二五、〇、〇、〇	九〇、〇、〇	八九、〇、〇
一〇年	一、〇〇、〇、〇（法人） 五〇、〇、〇（個人）	七三、九、二	三、〇〇、〇、〇（法人） 一、〇〇、〇、〇（個人）	九〇、〇、〇	八九、〇、〇
一一年	八八、〇、〇	九九、〇、〇	一、〇〇、〇、〇（〃） 五〇、〇、〇（〃）	九〇、〇、〇	八九、〇、〇
一二年	八八、五、〇	七三、九、二（〃） 九九、〇、〇（〃）	一、〇〇、〇、〇（〃） 五〇、〇、〇（〃）	九〇、〇、〇	八九、〇、〇
一三年	八八、五、〇	七三、九、二（〃）	一、五〇、〇、〇（〃） 五〇、〇、〇（〃）	九〇、〇、〇	八九、〇、〇
一五年	八八、五、〇	八三、三、〇	八五、〇、〇	九〇、〇、〇	八九、〇、〇

（『議決書』苫小牧町会各年より作成）

さて、この期における苫小牧町一般会計を決算書類によってみると、その前期には経済恐慌による不景気で町財政の悪化をきたし、後期には景気回復による王子製紙のフル操業によって税収が伸び、町財政にうるおいをみせた対照的な特質があった。

歳入面では不況のため町税収入に非常なムラがあることで、特に初期において目立つものであった。その大きな理由には王子製紙の営業収益税の不安定であったが、その税いかんが苫小牧の町財政を左右していたといえるのである。昭和三年には、王子製紙の税配分が決まらず、同年の町税は歳入総額の二四・二%にダウン、決算期には四万円強の赤字が生じ、翌年に繰入れたのである。翌四年には王子製紙の前年度分の税収があって伸びを示したものの、同六年から八年までは三〇%前後にとどまっていた。この不況の時期を救う収入は公営企業である電気事業で二万五、〇〇〇円から三万七、〇〇〇円の利益をあげていた。同九年以降歳入歳出金額での落込みがみられるが、これは電気事業

が特別会計となったためで、これを除けば苫小牧町の一般会計予算は二〇万円から二五万円程度のものであった。ところが、昭和十二年になって、王子製紙の税収の伸びがあって町予算も四〇万円を超えるものとなった。

一方歳出面では、教育費が最も大きく、電気事業のあった時で二五%前後、なくなった時には三三%前後を占めていた。不況の深刻となった昭和三年以降人件費など役場費の切り詰めが行われ、名誉職員である町会議員においても報酬額の減額を行い、特に同四年から六年までは会議費を三〇〇円台に押えたのである。同三年以降臨時費の増加は経済不況による各種救済事業の実施であった。

また、昭和十二年の教育費の増加は苫小牧町立中学校の開校によるもので、臨時費においても二〇万円の四九%と急増したが、これは町立中学校の新築費、小学校の改築費などによるものであった。

ともあれ、この期の苫小牧町の財政は一大企業にささえられた地方自治体財政の特色が最もはっきりと現れた時代でもあったといえる。

苫小牧町一般会計歳入歳出決算状況一覧表（歳入）

区分＼年度	昭和二年度		三年度		四年度		五年度		六年度		七年度	
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
使用料及び手数料	四、六三二円	一五	三、七六六円	一四	六、六九六円	一七	六、三六六円	一九	六、三七七円	二二	六、二〇六円	二二
交付・下渡金	三〇、〇六六	一〇	三一、四八六	一二	三七、二〇七	一四	四七、七三四	一五二	三〇、〇八八	一〇九	三七、七一七	一〇九
補助金	一、四三一	〇四	三、三七七	一〇	九五六	〇三	一、九五五	〇三	九〇八	〇四	九、六九五	〇四
雑収入	三、〇八九	一八	七、九三〇	二八	八、六六六	二二	五、三五三	一六	六、七九九	二五	三、三七一	一五

年度	区分	使用料及び手数料	交付・下渡金	補助金	雑収入	町税	電気事業収入	前年繰越金	町債	その他	計
昭和八年度	金額	七、一一六円	三五、〇八一	一五、八七七	一三、七八九	一一、四七四	八一、一六〇	一〇、六一七	四四、六〇〇	一〇、九六一	三三〇、六七五
	%	二・一	一〇・六	四・九	四・三	三・七	二四・六	三・〇	一三・四	三・四	一〇〇・〇
九年度	金額	七、六三〇円	四四、四九	一〇、七六	七、〇四五	三三、九一四	特別会計へ	一八、九一〇	—	三、八三	二四〇、四五五
	%	三・三	一六・六	四・六	二・九	一四・五		七・九	—	一三・七	一〇〇・〇
一〇年度	金額	八、〇九九円	三六、六五五	三、九〇〇	六、三三	一四、五九九	二八	—	—	三七、一七七	三六、四四一
	%	三・四	一五・三	一・七	二・六	六・三		—	—	一五・七	一〇〇・〇
一一年度	金額	八、八六六円	三八、六三三	三、〇〇五	六、八五〇	一六、一四三	一、八四六	一五、〇〇〇	三七、三六	一三・六	二七二、九〇〇
	%	三・三	一四・〇	一・一	二・六	五九・一	〇・八	五・五			一〇〇・〇
一二年度	金額	一四、九一九円	三九、七三三	四、〇一九	六、八九三	三三〇、三〇三	二、七五八	—	八七、〇六六		四四四、七一一
	%	三・七	九・九	一・〇	一・七	五六・八	五・四				一〇〇・〇
一四年度	金額	二四、〇五三円	四四、一九三	四、〇一六	四、三一〇	二五六、二九五	一、五一〇				三九四、六九九
	%	六・一	一〇・一	一・〇	一・〇	六五・二	〇・三				一〇〇・〇

苫小牧町一般会計歳入歳出決算状況一覧表（歳出）

区分＼年度	昭和二年度		三年度		四年度		五年度		六年度		七年度	
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
会議費	八、九九一円	〇・三	六、四八一円	〇・二	三、三八一円	〇・一	三、六四一円	〇・一	三、三三一円	〇・一	六、八九一円	〇・三
役場費	三七、三九二	一四・三	三七、七五一	一一・六	三五、九九二	一一・〇	三五、三九二	一三・二	三五、三四一	一四・三	三七、六〇三	三・〇
土木費	五七、七〇九	二・三	四五、五八一	一・五	—	—	四〇、〇一五	一・一五	二、九七七	一・二	一、一九五	一・〇
教育費	六七、七九九	二六・四	四七、〇一六	一四・四	七五、七一〇	二三・二	七五、八七一	二八・七	七二、八一一	二九・一	七三、八四五	二五・三
勧業費	一、五二一	〇・五	一、三二一	〇・四	七六九	〇・三	三三三	〇・一	一五八	〇・一	四三一	〇・一
衛生費	一〇、七八二	四・三	九、三六〇	二・八	八、六四六	二・七	一〇、六四〇	三・七	二、九八	二・九	一〇、三七三	三・四
警備費	六、二九五	二・三	七、一七三	二・一	八、八七四	二・八	八、九二〇	三・四	八、七四八	三・七	九、三四三	三・一
電気事業費	五四、二四四	二〇・九	五九、四四三	一八・〇	五六、八四六	一七・四	五一、五九一	一九・二	四七、九二八	一九・一	四六、九七一	一六・一
その他	一五、五二九	五・八	四四、五四四	一三・五	一六、九八六	五・二	七、二七二	二・六	五、六三三	二・〇	八、八四〇	三・一
臨時費	五九、五七七	二二・九	二五、七八七	七・六	二三、七七七	七・三	七三、〇八〇	二七・五	六六、六二一	二七・五	一〇三、八一〇	三五・六
計	二五九、七六七	一〇〇・〇	三三七、七〇二	一〇〇・〇	三二五、七四七	一〇〇・〇	二六七、四四四	一〇〇・〇	二五二、〇九七	一〇〇・〇	二九三、三〇一	一〇〇・〇

区分＼年度	昭和八年度		九年度		一〇年度		一一年度		一二年度		一四年度	
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
会議費	七三円	〇・三	六五円	〇・四	四五円	〇・二	一、〇八五円	〇・六	一、五七七円	〇・二	一、三〇〇円	〇・三

	役場費	土木費	教育費	勧業費	衛生費	警備費	電気事業費	その他	臨時費	計
	三五、三六八	三、五六六	七七、〇四〇	三九五	九、八〇七	一〇、二九二	四五、四四九	一〇、〇三六	二八、七六六	三二、五四
	一二・三	一・〇	二四・八	〇・一	三・二	三・二	一四・五	三・二	三六・四	一〇〇・〇
	三六、六二八	三、五五二	七六、八〇八	—	二三、八四八	九、四三三	特別会計へ	八六、九〇六	三六、四	二四〇、一七
	一五・一	一・三	三・二	—	五・四	三・八		五・四	三六・四	一〇〇・〇
	三四、七六六	三、四三二	七六、二六	—	二三、二六二	九、二九		一四、九七八	八〇、五三	三三、九五
	一五・〇	一・三	三・五	—	五・二	三・九		六・四	三四・五	一〇〇・〇
	三九、四八四	四、七四四	八二、七四〇	—	二三、五六六	九、四七八		一五、四七九	八五、四四四	二五一、四四〇
	一五・六	二・〇	三三・三	—	四・八	三・六		六・〇	三四・一	一〇〇・〇
	五一、〇八	五、七八一	一〇、〇七三	—	三、四三三	一〇、五三三		一九、五八	二〇〇、七一〇	四四、七一二
	一二・七	一・五	二五・三	—	三・二	二・五		四・七	四九・九	一〇〇・〇
	四九、五五五	六、〇四五	三三、八六八	—	一五、一五五	一五、二五五		二〇、四四四	一五一、九七七	三九四、六六九
	一三・五	一・五	三四・一	—	三・八	三・八		五・一	三六・九	一〇〇・〇

（『苫小牧町決算報告書』―各年、『議決書』苫小牧町会各年より作成）

納税組合の設置　大正二年納税成績の不振から「苫小牧村納税奨励規定」を設定したが、これは個人に対する奨励であり、納税成績の良好なるものに納税完納票を授与し、各区、部落、担当吏員などを表彰するものであった。しかし、これには連帯感に欠けるものがあって、末端の納税者に対する奨励にはならなかった。そこで、納税組合という組織を通じて、連帯協力のもと町税を納めさせようとし、大正九年四月十九日に町会の議決を経て新たな「苫小牧町納税奨励規程」を設定した。これは翌十年八月に一部改正されたが、当初はすべての人が関係する町税中戸別割に限ったもので、各区、会社、部落に分けられ、区長、部落会長などがその世話人となったが、正式な納税組合は王子従業員納税組合ただ一つで、これも王子関係者が全員入ったものではなく、希望者だけに限られていた。

苫小牧町納税奨励規程

第一條　納税組合ニシテ組合員ノ納ムル戸数割戸別割全部ヲ納期内ニ取纏メ納入シタルトキハ其ノ納付額百圓ニ付四圓ノ割合ヲ以テ

奨励金ヲ交付ス

第二條　納税組合事務ニ従事シ又ハ納税ノ改善ニ努メ其ノ成績良好ナルモノハ之ヲ表彰ス

前項ノ表彰方法ハ町長之ヲ定ム

附　則

第三條　本規程ハ発布ノ日ヨリ施行ス

第四條　當分ノ内組合員二十人未満ノ納税組合ニ對シテハ奨励金ヲ交付セス

第五條　大正二年一月告示第一号苫小牧納税奨励規定ハ之ヲ廃止ス但シ大正八年度迄ノ納税者ニ對スル表彰ハ旧規定ニ據ル

（『苫小牧町諸例規』苫小牧町）

この規程では、納税組合に対して奨励金を交付し、組合事務担当者を表彰するものであった。だが、先にも述べたとおり、当初においては組織はあっても、完全なる組合を形成するものは王子納税組合だけで、他は単なる地域組織としての区分にすぎないものであったが、大正十二年の各区分の名称、納税人員をあげると次のとおりであった。

町税戸別割納税者区分

名称	納税人員	名称	納税人員	名称	納税人員	名称	納税人員
第一区	五三二	第五区	一四二	軽便鉄道職員	六	電気化学工業職員	一〇
第二区	三八〇	第六区	二七八	美々	三四	軽便鉄道職工	三三
第三区	二三一	第七区	二五一	松田山	三九	電気化学工業職工	一五八
第四区	三一九	王子職員	一六三	ニナルカ	二五	王子職工	二三六

王子納税組合	七三〇	錦	多	峰	一一三	ポンタルマイ		七	植	苗	南		六三
部落連合	七四	勇		払	二八	別	々	二〇	植	苗	北		二三
オテーネ	一五四	覚	生	村	七	沼	ノ	端	一一七	共有地三百万坪			七六
小糸魚	二八	樽	前	村	三九	二	種	林	九	計			四、三二七

（『大正十二年度戸別割人名書』苫小牧町より作成）

ところが、大正十五年の税制改正によって、翌昭和二年から戸数割が市町村税となり、本町においても特別税戸数割の設定となったが、これを機会に二つの正式な納税組合が設置された。これは年々増加し、昭和五年には王子従業員納税組合（二、〇五一）、苫小牧郵便局納税組合（四〇）、苫小牧駅納税組合（六〇）、小保方組納税組合（四七）、運送社納税組合（三〇）、西学校納税組合（一七）、役場納税組合（三七）の七組合、加入人員二、二八一名となった。

これまでの納税奨励規程では、納税組合が取扱う税は町税中戸数割のみを対象としたものであったが、これでは他の町税、地方税、国税がおろそかにされる傾向があった。そこで、町は昭和六年二月二十五日の町会に「納税奨励規程改正ノ件」を提出し、これは、同月二十七日に議決されたが、第一条において「組合員ノ納ムルベキ諸税ヲ全部納期内ニ完納シタルトキハ納税金額ノ百分ノ三以内ノ奨励金ヲ交付」とし、第二条では組合規約、役員名簿を町長に提出することを義務づけたのである。(4)

この結果、登録した納税組合においては、すべての税について取扱うことになり、昭和七年度の納税額は一挙に三倍近くにはね上がった、また、昭和六年度は組合数の増加に比べ加入人員の少ないのは、王子製紙苫小牧工場は不況のため三〇〇名の職工を解雇したため、退職者は王子従業員納税組合を脱会したことによるものであった。

その後納税組合は毎年増加され、昭和十一年には四二組合、二、二二一名の加入者となった。そして、同年五月には再度納税奨励規程の改正を行い、これまで納税額に対する奨励金の交付であったが、このほかに組合維持奨励金を組合員数と納税歩合によって交付し、組合の維持発展を助成することにした。ただし、これには年一回以上の総会を開く組合に限られていた。また、授業料納付組合についても、組合維持奨励金を除くほか準用されることになった。

税目＼納税歩合	完納	九分五厘以上	九分以上
国税	百分ノ二	百分ノ一	百分ノ〇・五
地方税	百分ノ二	百分ノ一	百分ノ〇・五
町税	百分ノ三	百分ノ二	百分ノ一

区分＼納税歩合	完納	九分五厘以上	九分以上
三〇人未満ノ組合一人當	八銭	四銭	二銭
三〇人以上四〇人未満ノ組合一人當	一〇	五	二五銭厘
四〇人以上ノ組合一人當	一二	六	三銭

（『議決書』昭和十一年　苫小牧町会）

こうして、苫小牧における納税組合は年々向上し、組合幹部と税務担当吏員の努力によって、昭和十二年の収入成績は国税九九・五%、地方税九九・九%、町税九七%の高率を占めるに至った。ただ、同年八月に特別税戸数割賦課徴収の停止（翌十三年廃止）によって、この税目を主体とする組合の脱会があって組合数、加入人員ともに減少した。(5)

苫小牧の納税組合は、特に昭和に入ってから活発となり、町歳入計画上極めて大きな役割を果たしてきたが、昭和十五年の税制改正により町税条例が設定され、納税は町民の当然の義務となり同十五年十二月十四日の町会で同十四年度をもって廃止されたのである。

納税組合一覧表

年度	組合数	加入人員	納税額	奨励金	備考
昭和三年度	四	一、〇一六人	五、八五二円	二三四円	
四年度	六	一、一一一	六、六三一	二六五	
五年度	七	二、二八一	六、三四五	二五四	
六年度	一三	一、一四三	六、三九八	一九一	王子職工三〇〇名の解雇により減少
七年度	一八	一、三五四	一五、八七七	四七六	
八年度	二五	一、五二三	二六、六九六	八〇〇	
九年度	二七	一、七一五	三七、五六六	一、一二七	
一〇年度	三八	二、〇二三	四二、〇四八	一、二六一	
一一年度	四二	二、二二一	五六、六七〇	不明	
一二年度	三七	一、二二一	四二、九九一	不明	戸数割廃止により減少
一三年度	四一	一、三〇二	四三、七六七	不明	

（『事務報告』苫小牧町各年より作成）

特別税戸数割の設定とその廃止　大正十五年の税制改正により、戸数割は市町村税となり、これまで地方税戸数割付加税戸別割は廃止となり、新しく市町村限りの特別税戸数割を住民に賦課することができることになった。このため、苫小牧町においても昭和二年にはその筋より示された準則に基づき条文を作成した「特別税戸数割賦課徴収條例」が設定された。

従来の戸別割では、年間所得八、住家坪数一、資産一の三本立による比率によって算定していたが、新たに家屋税割の設定により、新設の戸数割は所得八、資産二の二本立によることになったが、昭和二年五月六日の町会において「戸数割賦課方法」提出の際、課税の均衡上資産に対して出来るだけ配當を増すべきであるとの意見により、『十分ノ二』とあったのを『十分ノ二・五』と修正した。

他町村における戸数割は、町村税中六〇％を占めるもので町村財政は大衆税たる戸数割に頼っていたが、本町は王子製紙の納める営業収益税割付加税の増収によって、その額は二七％にすぎず、この点では町民は非常に恵まれていたといえるし、健全財政を誇っていたことが昭和十一年秋に実施された臨時町村財政補給金の交付に際して、苫小牧は賦課率も総て低率であり、補給金交付負担制限に達せずということで[6]、これは交付されなかったことからも明らかなことである。

そして、翌十二年度にはすでに述べたとおり王子製紙の営業収益税の一層の増収により戸数割条例による賦課徴収を停止し、同十三年度にはこれを正式に廃止したのである。

年度	人口	町予算総額		町税収入			特別税戸数割			
		金額	一人当り	金額	一人当り	町予算に対する％	金額	一人当り	町予算に対する％	町税に対する％
	人	円	円銭	円	円銭		円	円銭		
昭和二年度	一九、四六二	二七二、八八三	一四、〇二	一〇九、八八六	五、六四	四〇・二	三五、七九〇	一、八三	一三・一	三二・五
三年度	一九、九七九	二八五、九五三	一四、三一	六八、七〇五	三、四三	二四・〇	三五、一一一	一、七五	一二・二	五一・一
四年度	二〇、三一〇	三五八、四三九	一七、四六	一九七、一九四	九、六〇	五五・〇	三五、三五四	一、七二	九・八	一七・九
五年度	二〇、九八七	三六、三八八	一五、〇七	二八、九二七	六、一四	四〇・七	二八、九九九	一、三八	九・一	二二・四

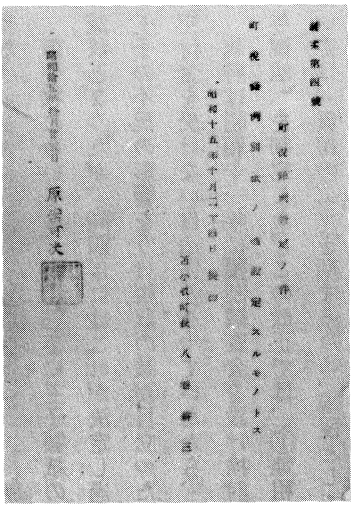
	人	円	円銭	円	円銭	円	円銭	円	円銭	円銭	円	円
昭和六年度	二〇、四三一	二七四、八二五	一八、三四	八一、一三	三、九七	二一・六	二四、九八二	一、一三	六・六	三〇・七
七年度	二〇、三八〇	三〇三、九八一	一四、九一	八三、二三三	四、〇八	二七・三	二五、四〇五	一、二四	八・三	三〇・五
八年度	二一、六七〇	三三〇、六七五	一五、二五	一二、四七四	五、一四	三三・七	二六、二〇三	一、二〇	七・九	三三・五
九年度	二一、五〇一	二四〇、四四五	一一、一八	一三、九一四	五、七一	五一・一	三〇、三二九	一、四一	一三・六	二四・六
一〇年度	二一、九四六	二三六、九四一	一〇、七九	一四四、五九九	六、五八	六一・〇	三〇、六二九	一、一九	一三・九	二一・一
一一年度	二三、三五七	二七二、九〇〇	一二、一〇	一六一、四三	七、三三	五九・一	三一、三八一	一、四〇	一一・四	一九・四

※ 各年とも歳入決算額による　（『苫小牧町決算報告書』各年より作成）

苫小牧町税条例の設定　大正十五年の税制改正は、特に地方税、市町村税については永年の検討に基づいたものであったが、昭和初期における経済不況のため町村財政の支出が膨張しなければならないのに税収は減収し、しかも都市、農村における経済格差が生じ、農村地域の地方団体は財政疲弊がはなはだしく、税負担の不均衡が顕著となった。

苫小牧においては、昭和三年に王子製紙の営業収益税に対する関係市町村との協定が決まらず、払込みが遅れ著しい減収となったが、同四年にはこれが決定し過年度分の収入があって町税が一気に増加した。しかし、同六年、七年は王子の不況の影響をうけ税収の減が目立った。ところが、同八年から次第に回復に向かい、同十一年の政府補給金の交付金を受けない自治体となっていたから、本町財政が困窮状態にあったのは、ほんの数年のことであった。

政府は昭和十一年に税制調査会を設け検討していたが、同十五年地方税財政の大改正が行われ、『地方税法』『地方分与税法』を制定した。この改正では、①地租、家屋税（当初地方税であったが十七年度より国税）および営業税については、負担の公平を期するため、国税として課するが、そのまま地方団体に還付し、道府県は本税と同額、市町村は



苫小牧町税条例設定の議決書
（昭和15年）〔苫小牧市議会蔵〕

二倍の付加税を課する。この結果、これらの税はすべて地方団体の財源となり、所得税付加税は廃止となった。②負担の軽減を図るため雑種税および市町村特別税を整理する。③負担の均衡を図るため、市町村戸数割を廃止し、市民税を創設する。④地方財源充実のため、分与税制度を新設するとともに目的税を整備拡充する、というものであった。

これはいいかえれば、戦時体制に即応した税制改正で、国家総動員法による国政委任事務の増加にともなう地方財政の窮乏を補うもので、国庫ならびに地方費（道費）補助金の大幅な増額、義務教育における教員俸給の道、国負担などがあった。ただ、本町においては戸数割を廃止していたほどの財源的な余裕があったため、その初期には地方分与税の配分はなく、これが適用されたのは昭和十九年度からであった。

これによって苫小牧町においても、昭和十五年十月二十日の町会に「議案第四號・町税條例設定ノ件」が提出され、翌十五日に原案可決となり、さっそく昭和十五年度より実施されることになった。そして、同町会にはこの町税条例に基づいた「昭和十五年度勇拂郡苫小牧町歳入歳出追加更正豫算」が提出され、新税法による各種歳入が提出されたが新設の町民税では実納税義務者四、二七〇人、平均一人当り四円二銭八厘の一万七、二〇〇円を計上した。ただ、総額においては三万五、五七二円の減となったが、これはその後の追加予算によって増額されていった(7)。

その後、本町においてはこの町税条例によって町税が賦課徴収されたが、国税、地方税、独立税に分けられ、この条例後の歳入歳出決算、税負担割合は次のとおりである。

一　国税附加税
　地租附加税
　家屋税附加税
　営業税附加税
　鑛區税附加税
二　地方税附加税
　反別税附加税
　船舶税附加税
　自動車税附加税
　電柱税附加税
　不動産取得税附加税
　漁業権税附加税
　狩獵者税附加税
三　獨立町民税
　舟税
　自轉車税
　金庫税
　藝妓税附加税

（『議決書』昭和十五年　苫小牧町会）

歳入決算（一般会計）

科目＼年度	昭和一五年度 金額	%	一六年度 金額	%	一七年度 金額	%	一八年度 金額	%	一九年度 金額	%
使用料及手数料	三三、五六五円	五・七	一〇、七九七円	一・六	九、六三五円	一・三	一〇、一二九円	一・九	七、六六八円	一・一
交付金	一、〇四五	〇・二	一〇、二一九	一・六	八、二九五	一・一	一五、〇六六	二・八	一三、五九〇	二・〇
補助金	六、四六一	一・六	三一、三六一	四・八	五九、五九七	八・二	四一、九〇〇	七・七	五五、八一四	八・一
雑入	一三、五四〇	三・三	七、〇三八	一・一	三六、〇六七	四・九	一七、六三九	三・二	一六、七四三	二・四
町税	三〇五、二〇六	七四・六	四二一、〇七七	六四・五	四二一、八六五	五七・七	三五六、八五六	六五・四	三四四、八三三	四九・八
前年繰越金	一五、八八〇	三・九	一三、七二八	二・一	九〇、九五九	一二・五	八二、〇五四	一五・〇	八四、四七九	一二・二
その他	四三、六四〇	一〇・七	一五八、七三三	二四・三	一〇四、五五四	一四・三	二一、八一八	四・〇	一六八、九八七	二四・四
計	四〇九、三三七	一〇〇・〇	六五二、九五三	一〇〇・〇	七三〇、九七二	一〇〇・〇	五四五、四五二	一〇〇・〇	六九二、一一四	一〇〇・〇

歳出決算（一般会計）

科目＼年度	昭和一五年度		一六年度		一七年度		一八年度		一九年度	
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
神社費	二、三一〇円	〇・五	二、一一六円	〇・三	三、二六〇円	〇・五	三、二八三円	〇・七	三、三三四円	〇・五
会議費	一、三五七	〇・三	二、四〇六	〇・四	一、二五五	〇・二	一、〇五三	〇・二	一、〇七二	〇・二
役場費	七七、〇一七	一九・五	九八、八二七	一七・六	一二六、六三二	一九・五	一三九、〇三九	三〇・二	一六九、六三六	二七・七
土木費	六、八六五	一・八	六九二	〇・二	七、八一二	一・三	五、九七九	一・三	四〇、九七三	六・七
教育費	一〇六、三五〇	二六・九	八〇、八〇四	一四・四	九四、六七七	一四・五	四六、〇三九	一〇・〇	四六、九三七	七・七
衛生費	二三、九七五	五・八	二三、四一七	四・一	二七、〇六九	四・二	三六、三九一	七・九	四〇、四七一	六・五
社会費	二、七八六	〇・八	三、〇六九	〇・五	三、九〇八	〇・四	三、一九六	〇・七	五、六〇三	〇・八
防空費	三三、六七五	八・四	四五、八四五	八・二	四二、一七三	六・五	三五、五一五	七・六	六七、九五一	一一・九
その他	一二、四〇六	三・〇	二六、七一七	四・八	二三、一八〇	三・六	二八、二一八	六・一	二三七、四九三	三八・八
臨時部	一二九、九五八	三二・〇	二七八、一〇一	四九・五	三一八、九三三	四九・三	一六二、二六〇	三五・三	—	—
計	三九五、六〇九	一〇〇・〇	五六一、九九四	一〇〇・〇	六四八、九一八	一〇〇・〇	四六〇、九七二	一〇〇・〇	六一三、四七〇	一〇〇・〇

町税負担割合

科目＼年度	昭和一五年度		一六年度		一七年度		一八年度		一九年度	
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
地租付加税	五、六七三円	一・九	五、四三一円	一・三	五、五五一円	一・三	五、六〇一円	一・六	九、二三九円	二・七
営業税付加税	九九、六二六	三二・六	三三五、九八五	七九・八	二四四、六五七	八一・七	二七九、五九四	七八・四	二三二、五六四	六七・四

	円		円		円		円		円	
鉱区税付加税	九八	—	一九六	〇・一	一六八	—	四五	—	四五	—
国税家屋税付加税	—	—	—	—	二四、七六二	五・九	二五、〇八二	七・〇	三五、八五三	一〇・四
段別税付加税	二六五	〇・一	一三四	—	三五〇	〇・一	三四三	〇・一	三八三	〇・一
自動車税付加税	八三五	〇・三	六〇六	〇・一	五一五	〇・一	五七八	〇・二	六九七	〇・二
電柱税付加税	一、七五八	〇・六	一、七八二	〇・四	一、七八八	〇・四	三、二一四	〇・九	三、八九三	一・一
不動産取得税付加税	七、一一一	二・三	三、六四〇	〇・九	二、一七九	〇・七	一〇、六八三	三・〇	九、八二四	二・八
漁業権付加税	五八七	〇・二	五九六	〇・一	五七一	〇・一	一、〇一三	〇・三	九七九	〇・三
狩猟者税付加税	八七	—	五五	—	六四	—	七七	—	九九	—
芸妓税付加税	三七九	〇・一	五六六	〇・一	四三三	〇・一	二六七	〇・一	—	—
地方税家屋税付加税	二、三二一	七・〇	二、二六九	五・一	一八三	—	一〇	—	—	—
町民税	三〇、〇〇〇	六・六	三三、七二四	五・四	二三、九四九	五・七	二三、五八六	六・六	二四、五一七	七・一
舟税	八八	—	八三	—	一八二	—	一六一	—	一六七	〇・一
自転車税	四、〇〇〇	一・三	五、三三二	一・三	五、三三八	一・三	五、五一〇	一・五	五、三八四	一・六
金庫税	七四四	〇・二	一、〇一七	〇・二	一、〇二六	〇・三	一、〇六八	〇・三	一、〇四二 及び地方分与税 二〇、一四七	〇・三
旧法に依る税	一四三、七二四	四六・八	二一、七七一	五・二	一、一五〇	〇・三	二五	—	—	五・九
計	三〇五、二〇六	一〇〇・〇	四二、〇七七	一〇〇・〇	四二、八六五	一〇〇・〇	三五六、八五六	一〇〇・〇	三四四、八三三	一〇〇・〇

（『苫小牧町歳入歳出決算書』より作成）

この間、戦時体制が強化されていくにつれ、軍事教練強化のための青年学校の義務制実施、国土防衛のための防護団、警防団の組織、皇国の道に帰一する国民学校教育の実施、さらに大政翼賛体制の強化による銃後奉公会、町内会隣組の活動など、あらゆる生活分野において挙国一致勝ち抜くための努力が払われ、地方行政も戦争遂行のための中央集権的官治行政の枠にはめられ、本来の地方自治は無視されたのである。このため、地方自治団体に対する国政委任事務も多忙を極め、地方財政を圧迫する傾向にあったから、これらを補てんするための交付金、補助金の増加がみられ、本町においては、昭和十六年の国庫・地方費の交付金、補助金は一万七、五一七円余で歳入の五・三%程度のものが、同十九年では七万八、一八三円の一〇・七%に増加していることからも、これをはっきりと知り得るものである。

注（1）『苫小牧町史』昭和十五年　苫小牧町
（2）『議決書』大正十二年　苫小牧町会
（3）『苫小牧町諸例規』苫小牧町
（4）『議決書』昭和六年　苫小牧町会
（5）『事務報告』各年の納税組合員数による
（6）『事務報告』昭和十一年　苫小牧町
（7）『議決書』昭和十五年　苫小牧町

四　膨張する市財政と市税

終戦直後の税と財政

苫小牧においては王子製紙の納める税が大きかったため、町税における町民の負担は極めて軽かった。昭和二十一年における諸税負担額をみると、国税では五一万七、二八五円で一人平均負担額は一九円一一銭、地方税では七五万二、八二五円で二七円八二銭、町税では一七〇万七、〇七五円で六三円九銭であったから、年間の一人平均税額は一一〇円、一戸平均で五四九円であった。

ただ、この税の内訳をみると王子製紙の法人税が各種にわたっており、総額では五〇％以上を占めていたから、住民の負担は約半分で済んだのである。

だが、当時はあらゆる面において日本民主化の胎動期であり、日本国憲法の発布、地方自治法の施行、教育制度の改革、選挙法の改正など重要な制度が改正されていった。そして、地方税則においても、昭和二十一年に道民税が設定されたのをはじめ、同二十二年には国税付加税が廃止され、営業税、鉱区税、遊興飲食税は道府県の独立税となり、市町村はこれらの税に付加税を課することが認められるという改正が加えられ、税目においても廃止、設定が目立った。

このように、当時は税制、税目の整理期間でもあったが、国税、地方税、町（市）税があったが、本市においては次の諸税があった。

〈各種税目一覧〉

・直接国税

地租、家屋税、営業税、鉱区税、所得税、個人臨時利得税

●地方税

地租附加税、家屋附加税、営業税附加税、道民税（昭和二十一年度より新設）、鉱区税附加税、段別税、木材取引税（昭和二十一年度より新設）、自動車税、電柱税、不動産取得税、漁業権税、狩猟者税、芸妓税、電話加入権税（昭和二十二年より新設）、家畜税（同）、漁業税（同）

●町税

地租附加税、家屋税附加税、営業税附加税、鉱区税附加税、段別税附加税、自動車税附加税、電柱税附加税、不動産取得税附加税、漁業権税附加税、芸妓税附加税、町民税、舟税、自転車税、金庫税、屠畜税（昭和二十二年より新設）、臨時抄紙機税（同）、漁業税附加税（同）、木材取引税附加税（同）、電話加入権税附加税（同）、家畜税附加税（同）、地方分与税

〈諸税負担割合〉

税別＼年度	昭和一九年			二〇年			二一年		
	税額	人口	一人当税額	税額	人口	一人当税額	税額	人口	一人当税額
国税	四三七、七六六円	人	一六、六四円銭	五四四、八三八円	人	二〇、三〇円銭	五一七、二八五円	人	一九、一一円銭
地方税	六二、四四五	二六、三一三	二、三七	七六、五四八	二六、八三二	二、八五	七五二、八二五	二七、〇五八	二七、八二
町税	三四四、八三三		一三、一〇	五九三、四二七		二二、一二	一、七〇七、〇七五		六三、〇九
計	八四五、〇四四		三二、一一	一、二二四、八一三		四五、二七	二、九七七、一八五		一一〇、〇二

（『苫小牧町を市とすることの申請について』昭和二十三年　苫小牧町）

次に町（市）税の状況についてみると、昭和二十一年度までは国税付加税があったが、同二十二年以降は整理され

道税付加税と独立税となった。本町においては昭和十九年度より適用された地方配布税（地方分与税）は昭和二十五年度をもって廃止となった。

この町（市）税中最も大きいものは、その初期においては事業（営業）税付加税であったが、昭和二十二年度には王子製紙に対する臨時抄紙機税の増税があって、この税が首位を占めるにいたり、同二十二年度四〇〇万円、同二十三、二十四年度には各一、九〇〇万円という高額に達し、戦後の混乱する財政を救う重要なものであった。次いで市民税、家屋税付加税、不動産取得税付加税、入場税付加税、電気ガス税付加税、遊興飲食税付加税、木材引取税付加税など年度によって変動はあったが上位を占めていた。

終戦直後の町（市）税収入状況一覧表

税目＼年度	昭和二〇年度	二一年度	二二年度	二三年度	二四年度
国税・道税附加税	五〇二、〇八九円	九三八、六〇〇円	三、九八一、三七一円	一六、〇五四、一一四円	三〇、六四六、五五〇円
地租附加税	八、五〇一	三四、〇八八	九二、七六八	二六七、九六六	四二三、一八四
家屋税附加税	三六、二四七	一五一、三五八	五九二、一二〇	二、二六四、三六一	三、〇六七、二九五
事業（営業）税附加税	四三三、二九〇	五九八、九九四	二、三一六、〇二三	二、九七五、〇〇三	六、九三〇、六五二
特別所得税附加税	—	—	—	八〇、七六七	二九二、七四五
鉱区税附別税	八九	七二	七四一	五、五九六	八四〇
自動車税附加税	一、〇〇二	五、二〇〇	一三〇、二三〇	三九〇、三五〇	五五二、〇五三
電話加入権税附加税	三、九九二	六、二四〇	四二、九二〇	二二七、〇三八	三〇〇、八三〇
電柱税附加税	—	一〇、六〇二	三一、九八四	一二五、三〇四	一三五、六四四

| | | |

| | | |

二九・八％、同二十四年度には三、〇六四万円で三四・六％と減少を示し、代わって独立税は同二十一年度七〇万で四一・一％、同二十二年度五八二万円で四九・七％、同二十三年度二、八一三万円で五二・二％、同二十四年度には三、四八八万円で三九・四％となった。

また、税目別にみると市（町）民税は昭和二十一年以降一五％前後、臨時抄紙機税は二五％から三六％を占めていた。地方分与税は同二十一年度までは一〇％に満たないものであったが、同二十二年度一六・一％、同二十三年度一七、五％、同二十四年度二五・六％と上昇の傾向にあったが、翌年度より廃止となった。

さて、この期の町（市）財政状況についてみると、昭和二十一年、二十二年の終戦後の軍事中心主義の産業から平和産業への切替過程において、生活必需品の生産低下と食糧不足による経済不安は『悪性インフレーション』を一層助長して、物価指数は前年に比して一〇数倍というなぎ昇りの上昇を示し、一面においては引揚者の収容、援護と各種の機構改革に伴う新設費の支出により、町予算も追加また追加による更正予算によって、同二十年度に比べ同二十一年には二・四倍、同二十二年度には一〇・八倍という異状な増加ぶりであった。

この予算増加を補うため町においては税率の改正、使用料などの引き上げを行ったが、なおも赤字であり、独立税中に臨時抄紙機税を起して、辛うじてこの赤字を補てんした。この税は前にも述べたとおり王子製紙の抄紙機に対する臨時税であったが、課税対象のあった本町は他町村に比して恵まれていたといえるのである。もちろん、町民に対する負担も大きくなり、昭和二十二年には最低納税家庭においても道民税二〇円、町民税一五円の合計三五円となり、町税一戸平均負担額は四〇円と本町はじまつて以来の高額となった。

終戦後国内情勢の大変革に伴ひ地方税制の改正或は戦事補償措置令の打切り、又は金融緊急措置令の発布、其の他諸法令の発令に依り経済界に大激変を見たのであります。一方に於ては、物資不足と通貨の膨張により諸物価の昂騰、これに附随して人件費の増高等

により当町歳出部面に於ては異状の増額を見たのであります。之を補ふに歳入に於て諸税率或は使用料等の引上げを行ひあらゆる収入部面に於て増収を計りましたが、尚赤字となる状態でありました。此れに対し町独立税として抄紙機税を起し、辛じて赤字を補ったのであります。

この税率の引上又は独立税の創設等により町民諸税負担額も前年に比し、相当高額となりました。就中道税として道民税が創設され、当時に於ては四拾壱万貳仟四百六拾七円という多額の配当を受けたのであります。之と並んで町民税に於ても一躍一戸平均負担額四十円に引上げられ、道民税町民税共に特等級を除き一等級より三十等級に区分し最低税額三十等級に於て道民税二十円、町民税十五円、合計三十五円と云ふ多額の負担となったのであります。

（『事務報告』　昭和二十一年　苫小牧町）

この期の歳入歳出についてみると、歳入では昭和二十年度において町税が三七・二%、国庫支出金二二・九%であったものが、地方税則の改正などもあって、町税は同二十一年度四三・三%、同二十二年度六七・六%、同二十三年度六八・五%、同二十四年度六四・八%と増加したのに対し、国庫支出金の方は同二十一年度には新制度への切替えなどもあって一時的に三八・六%と増加はあったものの、同二十二年度一二・五%、同二十三年度一〇・五%、同二十四年度九・三%と二十二年度以降は減少の一途をたどり、地方団体の財源は市町村税にその比重が置かれていった。

昭和二十二年度からは町債が登場するが、その額はわずか五%前後であったが、地方団体が一つの事業を行うためには、なにがしの借金が必要であり、これは地方財政の特色でもあり、いいかえれば地方団体の財政のやりくりはいかにして金を借入れ、事業や施設費にあて、それを無理のないように償還していくかとさえなったのである。

なお、その初期にはその他という款項があるが、初期の予算には臨時費や複雑な項目があって、これらをその他としたためである。

歳出では役場（所）費、警防費に対する吏員、消防士などの給与、その他が最も多く、この二つを合わせると三五

％前後を占めていた。

昭和二十二年以降教育費が増加しているが、これは新教育制度により新制中学校の新設があったためで、特に同二十三年度には二九・四％となり款項中首位となった。厚生費については、同二十一年以降急激な増加があったが、これは引揚者などの援護費、生活保護費、町営住宅費（二十三年度より独立）、引揚者住宅建設費など多方面にわたっていたためであった。繰入金は町立病院の特別会計に対して繰入れられたものであった。土木費は道路、橋などの改修、建設工事に使われたもので、同二十二年以降増加をみた。

終戦直後は激しいインフレーションで食糧不足、物不足の不況のどん底であったが、苫小牧が市制を実施する昭和二十三年ころにはようやくこの不況も回復のきざしがみえはじめ、財政面においても土木費、教育費、厚生費など市民生活に直接関係を持つ予算が少しながら増加していった。

なお、昭和二十三年度より市警察署の設置により警防費は警察消防費、市制施行により役所費、衛生費は保健衛生費、厚生費は社会労働施設費、勧業費は産業経済費と改められた。さらに、住宅復興費、地方振興費が新設された。

本市においては、この期には一般会計のほか昭和二十二年に『町立病院』、『開拓事業』（一年間にて廃止）、同二十三年度から『国民健康保険』、『電気工事』の各特別会計があったが、これらについては後に述べることにする。

苫小牧町（市）一般会計歳入歳出決算状況一覧表

歳入 町（市）税 ＼ 年度	昭和二〇年度		二一年度		二二年度		二三年度		二四年度	
区分	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
	一、六〇一、六八九円	一〇〇・〇	三、九四一、二五八円	一〇〇・〇	一七、三〇六、六六六円	一〇〇・〇	七八、六三二、七五八円	一〇〇・〇	一三六、六七、四五五円	一〇〇・〇
	五九三、四一七	三七・二	一、七〇七、〇七五	四三・三	一二、六五二、七一七	六七・六	五三、八五七、〇四六	六六・五	八八、三八六、三九	六四・八

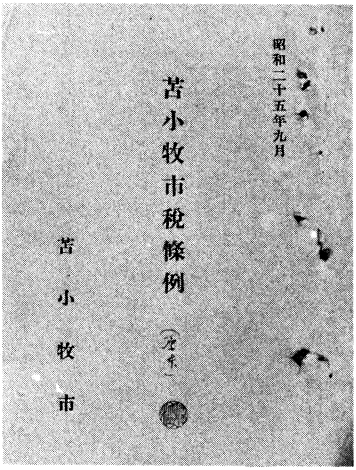
	公営企業及財産収入	使用料	手数料	国庫支出金	道（地方費）支出金	寄附金	繰越金	雑収入	町債	その他	歳出	会議費	役場（所）費	土木費	教育費	衛生費	厚生費	勧業費	財産費	統計調査費	選挙費	公債費
一	一三五、七七六	一、三五五、五四三	三、八五五、五八四七	一、二六五、六三一	三、九三五、五四〇	八、七六八、七三八	二、八八一、九九五	二、八一、二二	一三、一五四、八八	一〇〇・〇	一、一七五、六五三	一、八五二	三九、〇四六	三四、五五四	七一、五六〇	四九、〇六六	五、三三五	三八、〇五九	一〇三、三三	二、九〇〇	六、三五八	一〇、〇五一
一〇・八	九・三	六・〇	四・七	二・六	九・九	六・四	二・八	二・二	一〇・六	一〇〇・〇	一〇・三	〇・一	二・九	一・三	六・一	四・二	〇・四	三・二	八・八	〇・三	〇・五	〇・八
一、一三五、五四三	三、五八五、四七	八、七三一、五五九	二、一六一、五二六	一、二五五、七五五	九〇五、一四六	六、三五三、〇〇〇	七、四〇〇、〇〇〇	三、六三五、九三〇	二、八八一、九九五	一三、一五四、八八	一、一三五、五四三	二四、五三	三四、五五四	八〇、七二九	一一、一五六	一一、二五五、七五五	九〇五、一四六	六、三五三、〇〇〇	七、四〇〇、〇〇〇	三、六三五、九三〇	二、八八一、九九五	一、一三五、五四三
一〇・八	九・三	六・〇	四・七	二・六	九・九	六・四	二・八	二・二	一〇・六	一〇〇・〇	一〇・一	〇・一	二・八	一・〇	二・七	一・六	〇・一	一・一	五・四	二・六	一・〇	〇・一

| | | |

・道府県普通税
　附加価値税、入場税、遊興飲食税、自動車税、鉱区税、漁業税、狩猟者税、法定外普通税
・市町村普通税
　市町村民税、固定資産税、自転車税、荷車税、電気ガス税、鉱産税、広告税、木材引取税、入湯税、接客人税、法定外普通税
・目的税
　水利地益税、共同施設利用税

（『早来町史』昭和四十八年　早来町）

また、⑤にもあるとおり、シャープ勧告は従来の地方配付税（分与税）制度が、国の財政上の一方的な都合により変更したりするため地方団体の財政を不安定にしており、算定方法についても財政需要を適確に反映していないと指摘したが、これは『地方財政平衡交付金』を創設して、地方団体の財政収入が財政需要に不足すると認められる額、いわゆる財源不足額を基礎として決定する積上げ方式をとることにより、地方団体ごとの財源不足をより徹底して補てんすることにした。しかし、本市においては、初年度の昭和二十五年度に二、四八六万円余の地方財政平衡交付金を受けただけで、以後は産業設備投資が順調で、収入額が需要額を上回るということで『不交付団体』となっていた。(2)



昭和25年制定の苫小牧市税条例
〔堀江敏夫蔵〕

シャープ勧告による地方税制の大改正によつて、本市においても昭和二十五年九月二十日の市議会に新しい地方税法に基づく『苫小牧市税条例』を提出したが、市議会では総務委員会に市税条例調査研究機関が設けられ、ここで調査研究され市民の税負担軽

減に努め、市の財政健全に努力するようとの条件つきをもって、同月二十七日に原案可決となり、新市税条例を同年十月三日付をもって条例第二四号として公布した。この条例では市税普通税として次の九税目を設定した。

新市税条例による税額（昭和二十五年度）

税目	課税標準	税率（額）	賦課期日	備考
市民税	一、均等割			
	A個人	五〇〇円	四月一日	不具者、未成年者、寡婦などで前年に一〇万円以下の所得、資産のない者は均等割による市民税を課さない。
	B法人	二、〇〇〇円		
	C法人でない社財または財団	二、〇〇〇円		
	二、所得割			
	A個人（前年中の所得税額）	一〇〇分の二〇		減免、税率の軽減規定がある。
	B法人（法人税の）	一〇〇分の二〇		
固定資産税	一、土地			
	二、家屋 } 時価格の	一〇〇分の一・六	一月一日	災害、生活困窮者、公益使用の場合減免規定がある。
	三、償却資産			
自転車税	自転車台数			
	一、二輪車	三〇〇円	四月一日	右同様の減免規定がある。
	二、三輪車（所有者または使用車）年額	四〇〇円		
荷車税	荷車台数			
	一、荷積、牛馬車			右同様の減免規定がある。

荷車税	保導車 全輪車（年額） 二、荷積大車 三、荷積小車、リヤカー	一、〇〇〇円 六〇〇円 四〇〇円 二〇〇円	四月一日	昭和二十九年条例改正により自転車税と合併し、自転車荷車税となる。
電気ガス税	電気料金またはガス料金の	一〇〇分の一〇	毎月	
木材引取税	素材引取価格の	一〇〇分の六	随時	
広告税	第一種 一、交通運輸機関 二、気球照明等 三、広告業者のなす広告 第二種 一、立看板、掛看板等による広告一個に付 二、ポスターによる広告一個に付 三、気球による広告一ケ月またはその端数毎に 四、チラシ、カレンダー等による広告一、〇〇〇個またはその端数毎に 五、立植看板、野立看板、額面、照明、どん帳、引幕その他の広告、面積一坪またはその端数について年額	広告料の 一〇〇分の三〇 一〇〇分の三〇 一〇〇分の三〇 六〇円 一〇円 一、〇〇〇円 六〇円 三〇〇円	随時	第一種の一、汽車、電車、自動車、汽船など。 同三、映画入場券、乗車船券、電話番号簿、人、音声による広告。 第二種四、商品目録、案内表、絵はがきなど。 天災その他特別の事業ある時は減免を申請できる。

接客人税	一、芸者酌婦	一人月額	三〇〇円	生活困窮者、一ケ月従業しない者に免除規定がある。
	二、ダンサー、カフエー、バー	一人月額	二〇〇円	毎月一日
	三、飲食店、旅館	一人月額	一〇〇円	
屠畜税	一、牛	一頭	六〇〇円	昭和二十六年度より廃止する。
	二、馬	一頭	四〇〇円	
	三、豚	一頭	三〇〇円	随時
	四、緬羊	一頭	一〇〇円	

（『苫小牧市税条例』昭和二十五年　苫小牧市）

昭和二十五年十月に全面改正によって公布した新市税条例であったが、市議会での条件つき可決もあって、翌二十六年度には地方税法の改正に合わせ大幅な減税が行われた。すなわち、市民税においては均等割で個人三〇〇円を二〇〇円、法人は一、二〇〇円を八〇〇円と減額を行い、所得割では個人一〇〇分の一八、法人一〇〇分の一六と引き下げたのをはじめ、自転車税二輪車二五〇円、三輪車三五〇円とそれぞれ五〇円の減額、木材引取税は一〇〇分の五に、広告税第一種を一〇〇分の一〇に引き下げ、屠畜税を廃止したのである。(4)

しかしながら、昭和二十七年には産業界の不測の変動による諸物価の高騰と、これに伴う資材費の値上がり、給与改正による人件費の増加、加えて法人税収の大幅な減収と地方平衡交付金の不交付団体に起因する起債の減額によって多額の歳入欠陥を招来して、市財政は苦しい立場に置かれた。この年度の当初予算において、歳入では市税四億円を見込んだが、市民税、固定資産税の減収により三億五、三三五万円にとどまり、市債においても九〇〇万円の減少により大幅な収入減となった。一方、歳出では市役所費三、八〇〇万円をはじめ、議会費、警察消防費、土木費、教育費、保健衛生費、産業経済費、選挙費、公債費において当初予算を大きく上回り、決算時には歳入歳出差引残金な

しとしたものの、実際には雑収入において追加更正予算として翌年度歳入繰上充用金三、九七四万円を計上しておりこの年度市財政は赤字だったのである。[5]このため、翌二十八年度予算は前年当初予算に比して七〇％にとどめたのである。

この間、地方税法の改正があって、市税条例も毎年改正された。その主な点をあげれば、昭和二十六年には市民税の課税標準の改正、固定資産税の使用者課税の廃止、目的税として国民健康保険税の新設があり、同二十七年には広告税、接客人税が廃止され、本市においては普通税として、市民税、固定資産税、自転車税、荷車税、電気ガス税、木材引取税の六税目と、目的税として国民健康保険税（特別会計へ編入）を課徴することになった。この期の市税をみると、最も大きいものは市民税で市税総収入の六〇％前後を占め、続いて固定資産税二〇％前後、電気ガス税一〇％前後の順であった。なお、市民税中法人の王子製紙、国策パルプ二社が納める額は約三〇％であった。

市税収入状況一覧表

税目＼年度	昭和二五年度 金額	%	二六年度 金額	%	二七年度 金額	%	二八年度 金額	%	二九年度 金額	%
市民税	三九、六三、六六一円	五二・九	一九六、七五三、〇〇一円	六九・四	三二八、四二、五〇八円	六二・八	一九二、三六四、五六八円	六二・五	一四八、四九〇、一八五円	四八・四
固定資産税	二五、五七九、二六〇	三四・二	四五、七五〇、八七	一六・一	七〇、〇一〇、四九一	一九・八	八二、七六七、一四八	二六・一	九三、三七九、七一〇	三〇・四
自転車税	五七八、四〇〇	〇・八	八四、五五〇	〇・三	一、〇一八、四五〇	〇・三	一、三〇三、三五四	〇・四	四三、四三一	—
荷車税	六七五、〇〇〇	〇・九	二五五、四四	〇・一	二五九、六七	〇・一	二五一、〇八三	〇・一	四四、九六六	—
電気ガス税	二、四四一、一一六	三・二	三〇、六九六、一六〇	一〇・八	五九、七五三、七一三	一六・九	三五、二四八、四四五	一一・三	三八、五三三、一九八	一二・五
木材引取税	三〇四、四一〇	〇・四	一、五〇一、四六六	〇・五	一、八三、三五七	〇・四	一、五七、四一一	〇・五	二一、〇七九、六六六	三・六
広告税	九二、七〇〇	〇・一	一八二、〇五五	〇・一	八七、九五五	—	一、三五五	—	—	—

| 接客人税 | 六、五〇〇円 | 〇・二 | | |

歳出	円	歳入に対し	円	歳入に対し	円	歳入に対し	円	歳入に対し	円	歳入に対し
議会費	一八一、六六九、七八一	一〇〇・〇	三五五、一九〇、〇六六	一〇〇・〇	五六〇、三五五、九五五	一〇〇・〇	五四七、二六四、七六三	一〇〇・〇	五一〇、八九九、三三	一〇〇・〇
役所費	二、二三四、二六八	一・一	四、一四〇、八八七	一・三	六、〇三、三五九	一・一	六、三四、三七六	一・一	六、四七、二〇三	一・三
警察消防費	三四、四四、六四四	一九・〇	八九、七八三、四五五	二五・三	九七、八三、一七三	一七・五	六二、四六、七五七	一一・四	六四、三三、〇四一	三一・三
土木費	一八、七六二、九三一	一〇・〇	二九、一六二、三〇二	八・二	四三、一八三、九五五	七・五	四三、九六四、八六七	八・〇	三一、八九、二二四	六・一
教育費	一四、八一〇、六七	八・一	二五、三三、四二	七・一	六三、三三、九〇一	二・三	六六、五七、一四六	一七・七	四八、二五二、五九	九・二
社会及び労働施設費	三〇、五五三、四四〇	一六・八	九二、六六四、七八二	二五・八	一三一、〇八、三六五	二三・四	四五、三九二、二七三	八・三	九二、二六〇、六九九	一七・七
保健衛生費	四〇、四〇一、二五三	二二・三	五六、三四五、九七	一五・九	一〇四、三〇一、四八七	一八・六	一五三、〇八五、九七七	二六・〇	三五、四〇五、七七二	二六・〇
産業経済費	五、六九〇、九八三	三・一	五、六二〇、九八三	一・六	七、七六、四六三	一・四	一三、五四四、四九二	二・五	三、二三、一九六	四・一
財産費	六、三五八、三三	三・五	六、九三二、三〇七	一・九	三、九八、六九九	四・一	三、四五二、一三五	四・一	四八、七六、三五九	九・四
統計調査費	七、六九九、七六六	四・二	四、九五二、二五六	一・四	三、六七一、四八	二・三	一四、三六、三三六	二・六	一四、九七一、六五一	二・九
選挙費	三九一、九五五	〇・二	三八、三三五	〇・一	五九、五五〇	〇・一	三四、八四〇	〇・一	三四、八四〇	〇・一
公債費	七四、一〇三	〇・四	一、〇八四、四六四	〇・三	一、三四八、九〇七	〇・二	一、三五二、八九九	〇・三	一、五六、八九八	〇・三
諸支出金	三、一九九、九〇九	一・八	五、四四八、四〇三	一・五	八、六三、三九	一・五	四、八七七、八八〇	二・七	三、八四、八〇一、二五五	三・四
差引残額（繰越金など）	一九、八四一、九七三	九・八	三四、五四一、五四〇	九・七	六二、七三、四八〇	一一・〇	三五、八四〇	二・八	三七、三〇五、五七七	七・二
	一六、五五七、四四九	九・一	三五、七三、九〇	九・一	〇	〇	一三、四四三、七三〇	二・八	六、七三五、〇三五	一・二

（『苫小牧市歳入歳出決算書』―各年　苫小牧市）

地方交付税　昭和二十七年サンフランシスコにおける講和条約の批准によって、わが国は独立国としての地位を得たのを機に、占領下時代の各種制度は全面的に再検討されることになり、同年十月には『地方制度調査会』が発足した。そして、翌二十八年十月には第一次答申が行われ、地方税制において次の改正点があげられた。

制度の創設　地方税制の改革に関する事項

一、附加価値税を廃止して事業税とし、非課税規定は原則として廃止すること
二、道府県民税を創設すること
三、遊興飲食税を国税に移譲し、課税の適正化を図ると共に、遊興飲食税及び入場税の収入の大部分（九割程度以上）を、人口にあん分して各都道府県に配付すること
四、償却資産を固定資産税の課税客体から除去し、道府県及び市町村において償却資産税を課すること。標準税率はそれぞれ一〇〇分の〇・八とすること
五、市町村民税中、法人税割の一部（二割程度）を国税に移譲するものとすること
六、左により新たにたばこ消費税を創設すること
1、たばこの消費に対し、消費地道府県及び市町村において課するものとすること
2、道府県分としてたばこ小売価格（税抜）の総額一〇〇分の一〇に相当する税額を、市町村分としてたばこ小売価格（税抜）の総額一〇〇分の二〇に相当する税額を徴収することを目途として税率を定めること
七、たばこ消費税及び道府県民税の創設に伴い、市町村民税中、道府県民税相当額（一七五億円程度）を減額すること
八、財政状況とにらみ合せ雑税を整理すること
九、地方財政平衡交付金制度を、地方交付税（仮称）制度に改めること
一〇、地方交付税は、普通交付税（仮称）及び特別交付税（仮称）とすること

（『早来町史』昭和四十八年　早来町）

この答申をうけて、昭和二十九年五月十三日には法律第九五号をもって地方税法は改正されたが、この改正により市税条例も、普通税として①市民税、②固定資産税、③自転車荷車税、④市タバコ消費税、⑤電気ガス税、⑥木材引取税の六税目、目的税として国民健康保険税と改められた。

地方財政平衡交付金制度については、各地方団体の財源不足の積み上げを基礎として決定するとされていたが、実際問題として個々の地方団体の財政収支をあらかじめ適確にとらえることが困難であり、ごく最近の決算額を基礎として推計する以外になく、これはかならずしもきめ手となる数字ではなかった。さらに、地方団体の財政運営が国によって行われる財政保障制度に全面的に依存する風潮が強く、理論上は正しくとも運営上には幾多の問題点があった。このため、地方制度調査会ではこの制度の改正を指摘し、地方交付税制度と改められたのである。

地方交付税は、地方団体が自主的にその行政執行、財産管理、事務処理を行い得るようにし、交付の基準設定を通じて地方行政の計画的運営と地方団体の独立性を強化するところに目的があった。

地方交付税の総額は、国税三法と呼ばれる所得税、法人税、酒税の二二％（昭和二十九年度に限り所得税、法人税二〇％、酒税一九・六六％、その後少しづつ増加をみて三二％となっている）で、普通交付税（総額の九四％）と特別交付税（総額の六％）からなっており、普通交付税が客観的な数値によって算定されるのに対し、特別交付税は地方団体の特殊事情によって省令により弾力的に運用されるものであった。

さて、本市においては平衡交付金当時にはその初年度にこの交付金をうけたのみで、その後は不交付団体となっていたが、地方交付税制度の創設にあたっても、不交付団体であり、わずかに昭和三十年度に臨時地方財政特別交付税五二万四、〇〇〇円、同三十一年度同交付税三二万円の交付をうけたのみであったから、同二十七年の不健全財政を除けば極めて安定した財政下にあったといえるのである。

ところが、昭和三十三年度にいたって二、〇〇〇万円、歳入決算額の三％の特別交付税をうけたのである。これは王子製紙のストライキによる市税減収などによるものであった。その後は〇・一％台にとどまったが、苫小牧港の開港をひかえた同三十七年ころから増加しはじめ、同三十八年度には九％、三十九年度七％台となったものの、同四十

年度以降は五％前後となった。同四十三年度には再び増加し一一％と三億円の高額を示し、その後は減少の方向に向かい、物価の上昇と予算規模の拡大から同四十八年度には同じ三億円でも率では二・七五％まで下り、同五十年度は再び不交付団体となる可能性が強くなった。

苫小牧市が受けた歳入額に対する地方交付税の割合（臨時交付税を含む）

年度	%	年度	%	年度	%	年度	%
昭和一九年度	二・七四	昭和二七年度	○	昭和三五年度	○・一九	昭和四三年度	一一・一五
二〇年度	三・〇二	二八年度	○	三六年度	○・一六	四四年度	一一・四〇
二一年度	一・六五	二九年度	○	三七年度	二・七五	四五年度	一〇・七八
二二年度	一〇・九一	三〇年度	○・一一	三八年度	九・一七	四六年度	八・一七
二三年度	一二・三〇	三一年度	○・〇四	三九年度	七・三六	四七年度	七・二六
二四年度	一六・六一	三二年度	○・〇五	四〇年度	三・七九	四八年度	二・七五
二五年度	一二・三三	三三年度	三・〇〇	四一年度	四・五八	四九年度	一・四一
二六年度	○	三四年度	○・一七	四二年度	六・四六		

※　昭和十九年度～二十四年度　地方分与（配布）税、昭和二十五年度～二十八年度　地方財政平衡交付金、昭和二十九年度～地方交付税、昭和四十九年度は当初予算であとはすべて決算額による

（『苫小牧市歳入歳出決算書、予算書』各年より作成　苫小牧町、市）

王子製紙のストライキと市財政　昭和三十三年度の当初予算では、市税の伸びなどから新規事業を含み、前年より三〇％増の八億円にのぼる大型一般会計予算が計上された。しかし、同年七月十八日には王子製紙の争議は無期限

ストに突入し、実に一四五日におよぶ長期泥沼闘争となった。このため、市民税、電気ガス税の大幅な減収となり、市財政は極めて苦しい立場におかれたのである。

すなわち、市民税において当初予算では一億一、四二六万円を見込んだが、決算額では八、四一四万円と三、〇一二万円の減収、電気ガス税においては五、一二三万円の当初予算に対し四、三二五万円と七九八万円の減収を生じ、この不況のため寄付金においても四〇三万円の減少となった。このため、年度当初予定した予算を大幅に減じ、融資住宅八、六〇〇万円、養老院建築二、三五〇万円の中止、第六小学校（大成小学校）、労働会館の建設を翌年度へ繰延べるなど、昭和三十三年度の事業などにおいて繰延べまたは、中止した金額は二億円にのぼったのである。経常費においては切り詰め、節約が行われ、同年度の決算額では当初予算八億三、九九〇万円に対し、六億八、〇五七万円と一億五、九三三万円の減額補正となった。

昭和三十三年度の一般会計歳入決算の総額は六億六、六三二万一、一四八円、歳出決算総額は六億八、〇五七万三、一五三円で、差引歳入において一、四二五万二、〇〇五円の不足を生じ、このため翌年度の歳入金を同額充用して決算を了したものである。

このことは、昭和二十八年以来黒字続き（昭和二十七年度一般会計で三、九七四万六、八六六円赤字を出した。）の当市としては久びさの現象であり、財政的にも極めて苦境な年であった。

この赤字の主なる原因は、市民税及び電気ガス税において五、七五〇万円のぼう大な減収の結果によるものだった。このため予算全般にわたり再調整のやむなきに至り、これが収拾策について議会及び市理事者間においてしばしば協議が重ねられ、年度末に至り漸く予算現額九億三、一三四万〇、二八〇円に対し、約二億四、〇〇〇万円という大幅な減額が行われた。

このように一応予算の調整がなされたが、減額または翌年度へ繰延べられた事業の財政資金はおおむね依存財源が充てられており、自主財源はわずかに一、四〇〇〇万円で五、〇〇〇万円の歳入欠陥を補うための一部にしかすぎなかった。このため、特別地方交付税の交付方につき議会並びに市理事者は強く関係当局へ要請して、ついに二、〇〇〇万円の交付税を受け、その他全般的な経費の節減を図るなどして前述の如く赤字一、四二五万二、〇〇五円に止めたことは、多難なりし財政事情を顧みてまず成功であったといえる。

以上述べたように大幅な予算の減額があったとはいえ、財政規模は前年度の歳出総額より約四、〇〇〇万円上回り行政水準の低下は一応免れたが、反面赤字の要因も見逃せない事実であった。

昭和三十三年度事業のうち繰延または中止した事業調

事業名	予算額	特定財源		自主財源	摘要
		市債	補助その他		
	円	円	円	円	円
第六小学校建築	七〇、〇〇〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	翌年度へ事業繰延　六五、四〇七、五〇〇
同校長住宅建築	九二三、五〇〇	—	—	九二三、五〇〇	〃　九九六、〇〇〇
融資住宅	八六、〇〇〇、〇〇〇	八六、〇〇〇、〇〇〇	—	—	中止
養老院建築	二三、五〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	一四、六八七、〇〇〇	六、八一三、〇〇〇	中止
労働会館建築	三、二〇〇、〇〇〇	—	—	三、二〇〇、〇〇〇	翌年度へ事業繰延　三、二〇〇、〇〇〇
樽前地区排水事業	八、三〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	三、七三五、〇〇〇	五六五、〇〇〇	中止
同客土工事	七、九四〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	三、五七三、〇〇〇	二、三六七、〇〇〇	中止
柏原地区農道新設	一、一四〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	五一三、〇〇〇	一二七、〇〇〇	翌年度へ事業繰延　一、一四〇、〇〇〇
計	二〇一、〇〇三、五〇〇	一六四、五〇〇、〇〇〇	二三、五〇八、〇〇〇	一三、九九五、五〇〇	

（『苫小牧市各会計歳入歳出決算審査意見』昭和三十三年　苫小牧市）

市税収入状況一覧表

税目＼年度	昭和三〇年度		三一年度		三二年度		三三年度		三四年度	
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
市民税	一〇三、四四七、七五二 円	三六・七	一三五、〇三三、一八一 円	四六・一	二三〇、九七七、八四四 円	三八・五	八四、一四〇、三七一 円	二八・七	五三、七五九、四五二 円	一六・二
固定資産税	九五、六四八、〇六三	三三・八	九六、八五〇、一六二	二八・八	一三三、〇四八、九七三	三五・六	一三三、九三三、七〇五	四五・四	一七〇、四三〇、二二五	五〇・九
自転車荷車税	二、六二一、四八一	〇・七	三、〇一五、四〇四	〇・八	三、三三三、二六四	〇・九	—	—	—	—
市タバコ消費税	三、五四七、四九〇	四・三	一五、三三七、一九〇	四・四	一六、四二七、五五〇	四・七	一九、三〇八、九一〇	六・五	二四、三五一、八九〇	七・二
電気ガス税	四〇、八九八、一七〇	一四・六	五一、九〇四、二九四	一五・四	五四、三三二、二〇九	一五・九	四三、二五六、八三二	一四・七	七二、〇七六、六五六	二一・六
木材引取税	二七、六七一、〇三	九・六	一五、六四四、五七	四・四	四、七〇七、四九九	一・一五	二、一二七、五三〇	〇・七	一、二三七、一九七	〇・三
軽自動車税	—	—	—	—	—	—	九七九、七五五	〇・三	一、二三三、三一〇	〇・三
都市計画税	六四九、四六〇	〇・三	七八、八七三	〇・一	一〇、一六二、〇八四	二・九	一〇八、〇七三	〇・三	一二、六六九、三四	三・七
旧法による税収入合計	二八三、四七三、四二六	一〇〇・〇	三七、八三三、七三三	一〇〇・〇	三四〇、九八〇、六七三	一〇〇・〇	二九四、四三三、四九九	一〇〇・〇	三五、五九五、八四七	一〇〇・〇

苫小牧市一般会計歳入歳出決算書一覧表

区分＼年度	昭和三〇年度		三一年度		三二年度		三三年度		三四年度	
歳入	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
	五三、四七〇、五〇〇 円	一〇〇・〇	六六、〇四四、〇三一 円	一〇〇・〇	六六五、二五四、〇四二 円	一〇〇・〇	六六六、三二一、一四八 円	一〇〇・〇	七六、七二八、五五九 円	一〇〇・〇

	市税	公営企業及び財産収入	使用料及び手数料	国庫支出金	道支出金	寄付金	繰越金	雑収入	市債	繰入金	地方交付税	特別地方交付税	国有提供施設等所在市町村助成交付金	分担金及び負担金	歳出
昭和二十五年	二八三、四七三、四二八円	七、五七三、九二一	三、七一七、三九九	八八、九〇七、一三	六、六〇七、八六七	三、四〇九、二六四	六、七五九、〇二五	一八、〇〇三、四五四	八三、三一〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	四八三、四二〇、九四四円
二十五年	五四・五	一・三	四・四	一七・一	一・二	〇・六	一・四	三・五	一六・〇	—	—	—	—	—	一〇〇・〇
二十六年	六六、七四四、六六八円	一〇、〇一三、四七七	一三、四三三、七三一	九九、〇四三、八五八	九、四八三、二四一	三、六二九、〇三〇	三八、九六八、五九六	二七、五六八、九七七	二三、〇〇〇、〇〇〇	—	—	三四、〇〇〇	—	—	六五三、七七八、三一〇
二十六年	四九・四	一・〇	四・六	一四・五	一・三	〇・四	五・七	三・九	一九・二	—	—	—	—	—	一〇〇・〇
二十七年	三四〇、九八三、九三円	一三、九六二、四七一	三五、三八〇、六三一	九一、七一七、三九一	八、八三五、一四四	四、五九二、四三五	三三、三〇七、八〇三	二七、五六八、五六一	一〇六、五〇〇、〇〇〇	—	—	三七、〇〇〇、〇〇〇	七、〇〇〇	—	六四〇、五〇一、七三五
二十七年	五一・三	二・一	五・三	一三・九	一・四	〇・六	四・八	四・一	一六・四	—	—	一・〇	—	—	一〇〇・〇
二十八年	二四四、四三三、四〇九円	一三、八四四、一四四	三七、九一四、八四九	三八、六二六、六四六	七、三七七、九六一	二、九七七、四七四	二、九三七、二六七	二四、七五二、二六七	九六、九二〇、〇〇〇	三、三六八	〇・四	一四・六	—	—	六八〇、五七三、一五三
二十八年	四四・二	二・〇	五・七	一九・二	一・一	〇・四	三・八	五・六	一四・六	〇・四	—	三・〇	—	—	一〇〇・〇
二十九年	三三五、五九八、八四七円	五、五〇三、六四〇	四、一三、一八二	一三、五〇七、四三三	二三、九〇一、八三〇	一、八六六、七六	—	四四、八〇三、四四一	一三三、五〇〇、〇〇〇	一六、〇〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	—	—	—	三三、一四三、八四九
二十九年	四六・三	〇・七	五・七	一八・一	一・八	〇・三	—	四・〇	一八・四	二・二	一・〇	—	—	—	一〇〇・〇
三十年	四六、八三三、七三円	六、七四四、六六六	三、四三二、七三一	九九、〇四三、八五八	九、四八三、二四一	三、六二九、〇三〇	三八、九六八、五九六	二七、五六八、九七七	二三、〇〇〇、〇〇〇	—	—	三四、〇〇〇	—	—	六五三、七七八、三一〇
三十年	四九・四	一・〇	四・六	一四・五	一・三	〇・四	五・七	三・九	一九・二	—	—	—	—	—	一〇〇・〇
三十一年	三四〇、九八三、九三円	一三、九六二、四七一	三五、三八〇、六三一	九一、七一七、三九一	八、八三五、一四四	四、五九二、四三五	三三、三〇七、八〇三	二七、五六八、五六一	一〇六、五〇〇、〇〇〇	—	—	三七、〇〇〇、〇〇〇	七、〇〇〇	—	六四〇、五〇一、七三五
三十一年	五一・三	二・一	五・三	一三・九	一・四	〇・六	四・八	四・一	一六・四	—	—	一・〇	—	—	一〇〇・〇
三十二年	二四四、四三三、四〇九円	一三、八四四、一四四	三七、九一四、八四九	三八、六二六、六四六	七、三七七、九六一	二、九七七、四七四	二、九三七、二六七	二四、七五二、二六七	九六、九二〇、〇〇〇	三、三六八	〇・四	一四・六	—	—	六八〇、五七三、一五三
三十二年	四四・二	二・〇	五・七	一九・二	一・一	〇・四	三・八	五・六	一四・六	〇・四	—	三・〇	—	—	一〇〇・〇
三十三年	三三五、五九八、八四七円	五、五〇三、六四〇	四、一三、一八二	一三、五〇七、四三三	二三、九〇一、八三〇	一、八六六、七六	—	四四、八〇三、四四一	一三三、五〇〇、〇〇〇	一六、〇〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	—	—	—	三三、一四三、八四九
三十三年	四六・三	〇・七	五・七	一八・一	一・八	〇・三	—	四・〇	一八・四	二・二	一・〇	—	—	—	一〇〇・〇

	円	歳入に対し	円	歳入に対し	円	歳入に対し	円	歳入に対し	円	歳入に対し
社会及び労働施設費	二七、六三、四三	二四・四	一九四、八六、五二	二九・九	一七六、〇五四、五四三	二七・五	一〇六、六一〇、九九	一五・六	一五、四三、四五六	二・〇
保健衛生費	一五、五七〇、九六六	三・二	一六、九二三、六二八	二・六	一一、〇一〇、四六七	一・七	一一、〇三、六五九	一・六	一五、三六七	二・一
産業経済費	三八、〇四四、五四四	七・九	二五、九七七、一五八	四・〇	二四、〇七六、三二五	五・三	三三、一四九、四一〇	四・七	三三、三五五、〇三三	四・四
総合開発費	—	—	二〇、五七〇、四六二	三・〇	八〇三、五八二	〇・二	—	—	—	—
財産費	一七、三三、四八四	三・五	一五、三四八、一八九	二・三	三一、二九二、五二四	四・八	三三、九四二、二四六	三・四	二〇、七三、三〇〇	二・九
統計調査費	六二五、九五〇	〇・一	六二、四〇〇	〇・一	六六八、八三〇	〇・二	七〇三、七一六	〇・二	七三、二六〇	〇・一
選挙費	一、九三、〇一三	〇・四	一、七六、八六	〇・三	一、三九、二七一	〇・二	一、九七八、六四四	〇・三	三、〇三、七四四	〇・四
公債費	三一、二五五、五九九	六・五	四五、〇一三、二〇六	六・九	五九、一五七、二三三	九・二	六八、〇五一、四三二	一一・五	八四、一八六、七八一	一二・六
諸支出金	一七、四三二、〇〇九	三・六	二四、〇八〇、二四一	三・七	二一、八三三、四九一	三・四	三〇、三六、五七	二・九	二五、六五三、七四五	三・五
差引残額（繰越金及び充用金）	三八、九六八、五九六	歳入に対し七・五	三一、三〇七、八〇一	歳入に対し四・七	二四、七五一、二六七	歳入に対し三・七	△一四、二五一、〇〇五	歳入に対し—	二、一〇八、〇二八	歳入に対し〇・三

（『苫小牧市歳入歳出決算書』各年　苫小牧市）

膨張する市　苫小牧港の建設に併せ、各施設、工事もさかんとなり、本市の予算も昭和三十七年には一般会計だけでついに一〇億円を突破し、超大型予算となった。

財政と市税　歳入中最も大きいのが市税収入で、昭和三十五年度から同三十八年度までは五〇％以上を占めていたが、同三十九年度以降四〇％台に減少、同四十四年から三〇％台に下っていたが、同四十七年度四〇・七％、同四十八年度は五一億円で四七％と急上昇を示した。

市税条例は地方税法の改正により毎年のように改正されたが、昭和三十二年には目的税として都市計画税を新設、翌三十三年には自転車荷車税は廃止となり、新たに軽自動車税が新設された。同三十九年には鉱産税が新設されたが、こ

れは一年間だけで終っている。同四十四年には入湯税、同四十八年には特別土地保有税が新設された。

さて、この市税上の変化であるが、昭和三十三年以降税制の改正もあってこれまで首位であった市民税に代わって固定資産税が大幅に増加し首位となり、以後市税中五〇％前後を占めるようになったことである。本市の場合、固定資産税の課率は標準税率の一〇〇分の一・四であり、他市に比して高課率ではないから、農地、原野の宅地転用、工業用地、宅地造成事業が大きく伸び、地主階層の増加を示すものである。

市税収入状況一覧

税目＼年度	昭和三五年度		三六年度		三七年度		三八年度		三九年度	
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
市民税	九四、七五、二四〇円	二一・七	二四、一六九、三九四円	二三・二	二八、九七、〇五五円	二三・一	一四九、九六二、四三五円	二三・四	二三三、〇六三、四〇七円	二八・一
固定資産税	三七、一四、二八八	四九・七	二六〇、九七三、九二一	四八・七	三〇七、三六七、七〇三	五二・六	三六、五五、二三一	五八・九	三五、七九、七七〇	四七・〇
軽自動車税	一、八六、〇四四	〇・四	二、一四八、〇六九	〇・五	三、七四四、四四一	〇・六	四、七五四、一八五	〇・七	五、七八九、四四〇	〇・八
市タバコ消費税	二五、九七八、〇三〇	五・九	二九、七〇〇、六四〇	五・五	三七、三七〇、七〇〇	六・四	五二、四三五、六五〇	八・〇	六八、四三五、五〇〇	九・一
電気ガス税	八二、三五三、七〇四	一八・九	一〇一、〇六八、四六二	一八・八	八六、九三五、五〇九	一四・九	八七、四〇八、五九三	一三・六	八九、八一四、八六一	一一・九
木材引取税	一、三一〇、四六一	〇・三	一、三一〇、七四二	〇・二	一、三一〇、〇六六	〇・二	一、三一五、九四六	〇・二	七二、七二一	〇・一
都市計画税	一三、六五四、〇一二	三・一	一六、七二八、九九一	三・一	一八、四三五、三三二	三・二	二〇、二九九、二四九	三・二	二三、六七五、〇五九	三・〇
鉱産税	—	—	—	—	—	—	—	—	五八、七七五	—
旧法による税収入	五〇、一八一	—	三、四七七	—	一、〇四三	—	—	—	—	—
合計	四七、二七一、九一九	一〇〇・〇	五五、五三、七六六	一〇〇・〇	五八三、九九九、八六九	一〇〇・〇	六四一、六四七、四九九	一〇〇・〇	七五三、二六七、二〇四	一〇〇・〇

年度	昭和四〇年度		四一年度		四二年度		四三年度		四四年度	
税目	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
市民税	二五五、二四四、七七七 円	二七・四	二六三、二〇九、七〇八 円	二五・五	三一〇、〇〇三、八二六 円	二七・四	三六二、四〇五、六二六 円	二七・九	四六、九八二、八四五 円	二七・六
固定資産税	四七〇、七九六、三六八	五〇・六	五五八、九四四、九四五	五一・一	六一七、一九九、七〇七	五一・一	六三七、四五一、七八九	四九・〇	七五、三〇八、四三一	四八・八
軽自動車税	六、六一八、四七〇	〇・七	八、三三、二八〇	〇・八	九、三三、五八八	〇・八	一〇、三四、三七八	〇・八	二、八五六、三四	〇・八
市タバコ消費税	七四、八五九、八三〇	八・〇	八一、七三、〇五〇	八・〇	九八、二四一、五一〇	九・三	一二三、一九〇、四〇〇	九・四	一五九、一六〇、〇五〇	一〇・二
電気ガス税	九四、八九二、二五五	一〇・二	一〇一、八九一、九六八	九・九	九八、五六二、〇六〇	八・四	一〇四、〇七九、一九三	八・〇	二〇、八二四、一〇四	七・二
木材引取税	八一八、三四	〇・一	八五四、七〇三	〇・一	一、〇五三、三一九	〇・一	一、三五一、〇八三	〇・一	一、一六四、一五八	〇・一
都市計画税	二七、六四二、一五五	三・〇	三六、八〇八、四五三	三・九	四五、七五七、八〇五	三・九	六二、八七八、四五五	四・八	八二、六二四、四五〇	五・三
入湯税	—	—	—	—	—	—	—	—	二〇、八四〇	—
合計	九二〇、八三二、〇八九	一〇〇・〇	一、〇一七、七五、一四六	一〇〇・〇	一、一六一、九二、五五五	一〇〇・〇	一、三〇〇、七二一、九二四	一〇〇・〇	一、五四七、九七七、一四一	一〇〇・〇

年度	昭和四五年度		四六年度		四七年度		四八年度		四九年度	
税目	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
市民税	五六二、二四〇、二〇二 円	二七・八	七八一、六二三、三三三 円	二九・八	一、〇一四、三六二、八八七 円	三〇・七	一、五〇六、三七九、一四〇 円	二九・二	一、三六七、九五三、〇〇〇 円	二四・九
固定資産税	一、〇〇八、三六、八九二	四九・九	一、二九〇、七四八、三九二	四九・二	一、六二八、七六一、七四五	四九・四	二、五三二、七九八、五七七	四八・九	三、一四、五〇三、〇〇〇	五五・九
軽自動車税	一四、四七一、三七六	〇・七	一六、九七六、〇九四	〇・六	一八、四八、五七〇	〇・五	一八、七三、四四〇	〇・四	一九、二一八、〇〇〇	〇・三
市タバコ消費税	一八三、一三、五三〇	九・一	三三、五七六、三一〇	八・一	二五六、六五八、四九〇	七・八	二六八、一九七、五九〇	五・六	三五二、八六六、〇〇〇	六・三
電気ガス税	一三三、三六二、三〇五	六・五	一四八、七八一、三三一	五・七	一七二、五〇二、三六七	五・二	一九一、六一〇、七七九	四・〇	一八三、九九一、〇〇〇	三・三
木材引取税	一、二六〇、七一七	〇・一	一、四四七、二四四	〇・一	一、四三、四三	〇・一	八六九、三〇六	〇・一	五五三、〇〇〇	—

入湯税	三五七、五七〇	円	—										
都市計画税	三一〇、四五五、三九一		五・九	一、三四五、五五〇	円	〇・一	一、一〇九、〇四〇	円	〇・一	一、三五六、六七〇	円	〇・一	一、六七八、〇〇〇	〇・一
特別土地保有税	—		—	一六八、六三三、六九八		六・四	二〇四、三九〇、六五五		六・二	二九一、三五三、四四〇		五・六	一四一、五〇〇、〇〇〇	二・七
合計	二、〇三二、四七七、九四		一〇〇・〇	二、六四一、四〇七、七九三		一〇〇・〇	三、二九七、二九八、八六		一〇〇・〇	五、一六八、三五九、〇八一		一〇〇・〇	五、五三二、八六〇、〇〇〇	一〇〇・〇

（『苫小牧市歳入歳出決算書』『同予算書』各年　苫小牧市）

次に、歳入では国庫支出金の一五％前後、市債は昭和三十五年度と同四十六年度が一八％で最高であったが、同三十六年度、同四十二年度、同四十五年度において一〇％を越えたが、その他の年度は七～八％であったからまず健全財政であったといえるのである。

歳出では市役所費の一五％、一時高額を占めていた教育費も二三％程度に、公債費は一〇％前後であったが、昭和三十七年以降七～八％にとどまっている。

昭和三十九年、同四十四年には歳出の款項に変更があって、同四十四年には市職員関係の給与などは職員費としてまとめられ、歳出中首位となったが、二二％前後にとどまっている。教育費も人口増加にともなう新設校などにより大幅に伸びを示しているし、福祉行政の充実から民生費も大きくなっているのが特長である。

本市の財政事情をみると、その苦境にあった年は、昭和三年度、同七年度、同二十七年度、同三十三年度でこれはいずれも経済界の不況、あるいは王子ストによる王子製紙苫小牧工場の生産低下にその原因があった。だが、この苦境時を除けば本市財政は極めて安定していて、他市町村に比べ優位であり、長い間地方交付税の不交付団体ともなっていたし、同四十七年度における北海道都市財政力指数においても室蘭市に次いで八一・一の高い財政力指数を示したのである。

次の決算書をみてもわかるように、本市の財政は年々膨張し、その規模はますます大型化しつつある。昭和四十九年度の当初予算では一般会計一四一億円、特別会計二五億円、企業会計一三三億円にのぼり、昭和四十九年現在にお

ける市債総額もまた一般会計二九億円、特別会計一億六、〇〇〇万円、企業会計五八億円と増加しているのである。予算額も大きくなっていると同時に借金もまた大きくなっているのが現状である。

北海道都市財政力指数表

市名	財政力指数	市名	財政力指数	市名	財政力指数	市名	財政力指数	市名	財政力指数	市名	財政力指数
札幌	五七・〇	帯広	四三・〇	苫小牧	八一・一	紋別	二六・八	滝川	三六・一	恵庭	三六・三
函館	四九・二	北見	四四・五	稚内	三六・一	士別	二一・〇	砂川	三八・〇	亀田	三五・九
小樽	四九・五	夕張	三〇・一	美唄	二四・五	名寄	二八・四	歌志内	一六・三	伊達	三二・八
旭川	五二・一	岩見沢	四四・五	芦別	二八・四	三笠	二二・三	深川	二五・三		
室蘭	八三・三	網走	三二・二	江別	四四・四	根室	三四・八	富良野	二二・六		
釧路	六二・九	留萌	三四・七	赤平	二四・九	千歳	四四・九	登別	四二・二	全道平均	四九・〇

（『市勢要覧』昭和四十八年　千歳市）

苫小牧市一般会計歳入歳出決算書一覧表

年度	昭和三五年度		三六年度		三七年度		三八年度		三九年度	
区分	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
歳入	八七、六三〇、三九円	一〇〇・〇	九三、〇七一、八三円	一〇〇・〇	一、〇五九、三六八、六五五円	一〇〇・〇	一、一〇八、三五、一四円	一〇〇・〇	一、七四九、六五八、二六円	一〇〇・〇
市税	四七、二七一、九九	五四・二	五三、五六、七六六	五七・五	五六、九六、八九	五・二	六四、六四七、四九	五・二	七五、二六四、二四	四・二
地方交付税	一、六五九、〇〇〇	一・二	一、五四、〇〇〇	一・二	二六、三四、〇〇〇	二・七	一〇、八七一、〇〇〇	九・二	一三八、九五、〇〇〇	七・四
分担金及び負担金	四、二六七、〇六	〇・五	二、六三、四五五	〇・三	九、二三、五七五	〇・九	四、五七七、三九八	〇・三	二三、二八、二四	〇・七

使用料及び手数料	一九、九七八、七二八	円	二・三
国庫支出金	二六三、五六六、三六〇		一八・七
道支出金	一〇、七六六、〇六九		一・三
財産収入	八、四四四、〇九四		〇・九
寄付金	四、三二一、九二三		〇・五
繰入金	一三、〇〇〇、〇〇〇		一・五
諸収入	四八、三五六、一五二		五・五
市債	一五七、九〇〇、〇〇〇		一八・二
繰越金	二、一〇八、〇二八		〇・二
歳出	八六八、〇一三、九二五	円	一〇〇・〇
議会費	一九、九二〇、八五一		二・三
市役所費	一一三、二七五、二一七		一三・三
消防費	四七、二七五、七五五		五・四
土木費	一七七、九六〇、〇三三		二〇・五
教育費	一九五、二五九、九一〇		三・五
社会及び労働施設費	九五、一二五、一七七		一〇・九
保健衛生費	一九、九三一、七六六		二・三
産業経済費	五五、〇〇五、〇〇三		六・三
財産費	三三、五四九、六二七		二・五
統計調査費	一、三八一、二四五		〇・一

使用料及び手数料	一五、一七〇、三六五	円	一・六
国庫支出金	一四四、二四四、六二一		一五・七
道支出金	一七、四四九、六二七		一・八
財産収入	一六、三三〇、八五〇		一・七
寄付金	一五、九四〇、八五一		一・七
繰入金	二六、五〇〇、〇〇〇		二・八
諸収入	四八、二六一、八九八		五・二
市債	一〇六、〇〇〇、〇〇〇		一一・二
繰越金	二、六〇七、三四		〇・三
歳出	八九八、九八八、二七七	円	一〇〇・〇
議会費	二四、五四一、〇〇七		二・七
市役所費	一四三、五三一、二五〇		一六・〇
消防費	五七、九〇〇、九〇三		六・五
土木費	二三六、一五一、七八九		一五・二
教育費	二〇四、二四一、九〇六		二三・九
社会及び労働施設費	一〇五、一〇三、〇一八		一一・八
保健衛生費	一八、三六六、六〇〇		二・〇
産業経済費	四七、三九〇、〇七八		五・三
財産費	二六、四九九、三三		四・〇
統計調査費	二六五、六〇		—

使用料及び手数料	一八、九七四、三五九	円	一・八
国庫支出金	一二五、二五三、五五〇		一四・九
道支出金	三八、五二八、一〇三		三・六
財産収入	一四、七九九、八一四		一・四
寄付金	七、七六一、三三		〇・八
繰入金	二一、五〇〇、〇〇〇		二・〇
諸収入	六〇、三六四、五三		五・七
市債	七三、二六五、〇〇〇		六・九
繰越金	四三、六三三、五六〇		四・一
歳出	一、〇五一、二九九、三九	円	一〇〇・〇
議会費	三一、三四四、二三五		三・〇
市役所費	一六〇、四〇一、五九九		一五・三
消防費	五八、八三三、六三		五・六
土木費	一五五、三九五、七五五		一四・八
教育費	二四一、五五三、七六一		二三・〇
社会及び労働施設費	一三〇、三〇六、二七〇		一一・四
保健衛生費	三五、〇四〇、〇一一		三・三
産業経済費	八五、七一九、七四		八・二
財産費	三四、二四三、二三二		三・二
統計調査費	八五七、二八〇		〇・一

使用料及び手数料	二、〇三一、七四〇	円	一・八
国庫支出金	一六八、四四九、一二〇		一三・九
道支出金	三九、七二五、三七七		三・三
財産収入	一七、六九一、六二〇		一・四
寄付金	一、九三三、四八〇		〇・二
繰入金	四一、五〇〇、〇〇〇		三・四
諸収入	六三、三九二、四四四		五・二
市債	八九、四一五、〇〇〇		七・四
繰越金	八、〇六七、四二六		〇・七
歳出	一、一九五、三九三、三〇一	円	一〇〇・〇
議会費	二四、一〇九、〇一七		二・八
市役所費	一八三、三六二、四三五		一五・三
消防費	九四、〇六六、二四四		七・九
土木費	一三三、七八八、〇九九		一一・一
教育費	二七七、八三二、七八六		二三・三
社会及び労働施設費	一四五、〇四四、四六九		一三・一
保健衛生費	三三、三三三、八三五		二・七
産業経済費	九三、五三二、〇八五		七・八
財産費	三六、六三二、四六九		三・一
統計調査費	八六九、七四〇		〇・一

使用料及び手数料	三八、七四四、九一六	円	二・二
国庫支出金	二八五、五九五、二六〇		一六・三
道支出金	三六、四九八、〇六六		二・一
財産収入	八二、九九八、〇八八		四・八
寄付金	四、五三三、八三三		〇・二
繰入金	一四〇、五〇〇、〇〇〇		八・〇
諸収入	一〇三、六六八、九一九		五・八
市債	一五一、〇一五、〇〇〇		八・六
繰越金	三三、九三三、八八三		一・九
歳出	一、七四〇、二四四、六二四	円	一〇〇・〇
議会費	四一、〇三〇、七四一		二・四
市役所費	—		—
消防費	九二、三八、九一八		五・三
土木費	二八、五七七、三〇〇		七四
教育費	五七二、五五五、七〇三		三二・九
社会及び労働施設費	—		—
保健衛生費	—		—
産業経済費	—		—
財産費	—		—
統計調査費	—		—

年度	昭和四〇年度		四一年度		四二年度		四三年度		四四年度	
区分	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
歳入	一、八九六、一五八、六二九円	一〇〇・〇	二、〇七四、三〇四円	一〇〇・〇	二、四四〇、三六七円	一〇〇・〇	三、〇九七、三五、三〇九円	一〇〇・〇	四、〇〇四、五八、八三円	一〇〇・〇
市税	九三〇、八三一、〇八九	四九・二	一、〇三七、七五、一四六	五〇・一	一、一六八、九二一、五八五	四七・〇	一、三〇〇、七二一、九二四	四二・〇	一、五四七、九七七、一四三	三八・七
地方交付税	七一、九七八、〇〇〇	三・八	二四、三四二、〇〇〇	一・一	一八、一〇六、〇〇〇	〇・七	三四五、四〇五、〇〇〇	一・二	四五八、八三八、〇〇〇	一一・四
分担金及び負担金	四三、九〇三、三七五	二・三	五三、六六、六三三	二・六	七〇、八〇五、二四四	二・四	三六、四四五、六六六	一・一	一五八、四四四、五三五	四・〇
使用料及び手数料	二四五、五八二、四九六	一二・九	三三一、一〇五、五七〇	一六・二	四八八、四六八、九六六	一六・八	四八四、四五五、七七一	一三・一	五〇一、四四一、三四四	一三・六
国庫支出金	五八、三六六、六七七	三・一	四四、一五二、一四〇	二・二	一〇三、九七七、三五六	三・六	一四五、六五二、一五六	三・七	八〇、五八一、一〇七	二・〇
道支出金										

年度	選挙費	公債費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農林水産業費	商工費	災害復旧費	諸支出金	差引残額（繰越金など）
昭和四〇年度	二、四四〇、三六七円	一〇四、〇一八、四七三	—	—	—	—	—	—	—	一五、〇五五、三九一	二、六〇七、三〇四
	〇・二	一三・〇	—	—	—	—	—	—	—	一・七	歳入に対し〇・三
四一年度	一、九六、九八円	公五、四八六、二六五	—	—	—	—	—	—	—	三五、七〇、三九〇	三、三、六一〇
	〇・二	九・五	—	—	—	—	—	—	—	三・九	歳入に対し四・一
四二年度	四、〇三、〇三一円	公五、五四三、五〇九	—	—	—	—	—	—	—	三八、一三八、三三九	八、〇六七、四三六
	〇・四	八・一	—	—	—	—	—	—	—	三・六	歳入に対し〇・八
四三年度	六、三四三、一四七円	九四、一八二、四四一	—	—	—	—	—	—	—	六五、四九八、〇二四	三、九三、八六二
	〇・五	七・九	—	—	—	—	—	—	—	五・四	歳入に対し一・一
四四年度	—	一〇五、一〇九、三八	二八、一五八、一七三	三三、一〇六、一五二	五八、二九一、二〇一	四七、四四二、四七八	六四、三五七、六一一	七一、八五八、八一〇	二六、八〇、三九一	一八、一〇三、八三五	八〇、五八一、一〇七
	—	六・〇	一・六二	二・八	三・三	二・八	三・七	四・一	一・五	一・〇	歳入に対し〇・五

	歳出	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農林水産業費	商工費	土木費
財産収入	一、八三三、七八一、五五八 円	四一、七七〇、五三一	三九、七六四、七五八	二七三、八一七、九五五	六九、一六七、六四九	五七、八三三、四〇六	七四、〇〇四、三五七	九一、六四六、〇四一	一四〇、六一八、九二五
	一〇〇・〇	二・三	一七・五	一四・九	三・八	三・二	四・〇	五・〇	七・六
寄付金	一〇四、六六、七五五 円	九、八三、四三一	一五三、五〇〇、〇〇〇	二三五、〇八三、二四四	二四、三九、〇〇〇	九、五三、六二四	〇・四	八・一	五・五
	五・五	〇・五	八・一	六・六	六・六	〇・四	—	—	—
繰入金	七九、四六、五八 円	四、五三、七一〇	三、五〇〇、〇〇〇	一五八、一六、八〇七	一五三、五〇〇、〇〇〇	六三、三七七、〇四一	二、一三一、七二一	二、五九一、〇〇〇	一七一、二八七、七八八
	三・八	〇・二	〇・一	七・七	七・四	三・〇	〇・一	〇・一	八・六
諸収入	六二、二四七、六六六 円	一四、六三、一五三	八、九四一、一五〇	三七一、一五三、五七一	三六、七〇〇、〇〇〇	七、一七七、二四五	二、七五七、〇一六	二、一七七、五五〇	二六二、三三一、三三五
	三・一	〇・七	〇・三	一・七	一・六	〇・四	〇・一	〇・一	九・三
市債	二、〇一五、五五八、〇八八 円	七一、二五九、一三五	一七三、六〇〇、〇〇〇	四七八、四七〇、五四四	一七三、六〇〇、〇〇〇	九五、五四〇、四三九	三、八七八、九四五	二、二五、三五	六一、三五一、四四〇
	九・五	〇・三	一・五	四・六	一・五	〇・五	〇・一	〇・一	二・〇
繰越金	一四、六、三三、一七	二、六三、一八五	一、〇〇〇、〇〇〇	一五、四、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、八〇〇、〇〇〇	三、八〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
	一・二	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一
地方譲与税	七、二五五、〇八八 円	一三、三六九、二〇〇	九、二六八、六〇一	五八、三七、〇一七	九六、三四、三七八	八〇、四〇一、三六八	九六、三四、三七八	一三五、八三三、八八九	一三七、三六七、二〇一
	一・八	〇・二	二・三	一四・六	九・五	二・一	二・四	三・二	三・三
娯楽施設利用交付金	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
	〇・七	〇・一	〇・一	〇・二	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一
臨時地方特別交付金	三、九五五、〇五〇、六三六 円	四八、九七二、〇八〇	二六六、四七二、六一六	四三七、九五〇、二一七	九一、四六八、七八八	八〇、四〇一、三六八	九六、三四、三七八	一三五、八三三、八八九	三三七、三六七、八一〇
	三・四	〇・二	一・一	一・九	〇・四	〇・三	〇・八	〇・五	一・四
特別交付金	二九、五三、〇〇〇	一六、〇三、一八五	一七三、六〇〇、〇〇〇	九五、五四〇、四三九	二、二五、三五	一、六三、八三五	一、六三、八三五	九八、一七八、三三五	二六七、七六六、九五五
	〇・一	〇・一	五・六	二・四	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・八
交通安全対策交付金	三、八七八、〇〇〇	三、八七八、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—
	〇・一	〇・一	—	—	—	—	—	—	—
自動車取得税交付金	一五、四〇一、〇〇〇	一六、〇三、一八五	三、〇九八、〇〇〇	二、二五、三五	二、二五、三五	一、六三、八三五	一、六三、八三五	九八、一七八、三三五	二六七、七六六、九五五
	〇・五	〇・五	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・八

年度	昭和四五年度		四六年度		四七年度		四八年度		四九年度	
区分	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
歳入	五四三、一六二、二三三円	一〇〇・〇	六、六五九、一八七、五五〇円	一〇〇・〇	八、〇九五、六二三、二〇七円	一〇〇・〇	一〇、九四、七九七、一八一円	一〇〇・〇	一二、二九、七八、〇〇〇円	一〇〇・〇
市税	二、〇二三、四七七、九四四	三七・四	二、四〇六、〇四五、七九三	三六・三	二、九五〇、七四九、七八六	三六・四	四、一四一、一九一、三五八	三七・九	四、九四八、一七七、〇〇〇	三九・四
地方譲与税	八四、七一二、一一	一・一	二、四〇八、〇三五	一・一	七、三八七、五五五	一・一	二四、〇九八、三八九	一・一	二六、一二三、四三	一・一
交付金	二八、七一七、〇〇〇	一・〇	三三、五七〇、〇〇〇	一・〇	一五五、九一七、七五	一・〇	一五五、八六一、四三	一・〇	二六、二三、四三	一・〇
自動車取得税交付金	五六、五四一、〇〇〇	一・〇	五四、四六七、〇〇〇	一・〇	三六、一五九、九四一	一・〇	五一、二五九、六五〇	一・〇	五九、八九四、五一七	一・五
地方交付税	三、一九八、〇〇〇	〇・一	五、四六七、〇〇〇	〇・一	二三、八〇、〇〇〇	〇・二	一四、九八二、〇〇〇	〇・一	一四、九八二、〇〇〇	〇・一
交通安全対策特別交付金	二、二六六、九一六	〇・〇四	二七、三四九、四五三	〇・四	三一、一三、五四四	〇・四	三六、一六六、八四〇	〇・三	四七、八六六、〇〇〇	〇・三
負担金及び使用料及び手数料	一五七、五二五、八七一	二・九	一六一、六三九、三三一	二・四	一五一、七六八、八三一	二・五	一六四、〇七六、三九一	一・五	一七五、三〇一、〇〇〇	一・二
国庫支出金	六三〇、九七四、〇〇〇	一一・七	八三一、三一一、六四一	一二・四	一四九、一〇五、六七五	一・八	一三八、九一〇、八三三	一・三	一四四、〇〇〇	一・三
道支出金	八六、七〇一、〇〇八	一・六	一二四、五四八、一一三	一・七	一四九、一〇五、六七五	一・八	一三八、九一〇、八三三	一・三	一四四、〇〇〇	一・三
差引残額（繰越金など）	六一、三七、〇七一	三・三	七一、一七、二四五	三・五	九五、五四〇、四二九	三・三	四九、四八、一七七	一・九	四四、九七、五〇八	一・二
消防費	九九、八一八、三〇一円	五・四	二四、五五五、六二一円	五・七	一三、一二一、九四円	四・六	一四六、二三、八二一円	四・八	四四、九七、五〇八円	一・二
教育費	三七三、四三、三四六	二〇・四	七八、七〇、七八	三・六	七一、〇二六、三三八	二・七	四四、二五五、五四四	一四・〇	六三、七一一、二一	一五・八
災害復旧費	二、六三、四四九	〇・一	三、九〇、七四九	〇・一	六、六一六、〇一一	〇・二	二八、七九、三五六	〇・九	—	—
公債費	一四八、一四一、一九一	八・一	一五五、八六一、七六一	七・八	一五六、九一七、七五	五・六	二三四、九八二、一六八	七・四	二六、二三、四三	六・六
諸支出金	一四一、二一、五二九	七・七	二三六、三七、三〇七	一一・九	三六、一五九、九四一	八・〇	五一〇、二五九、六五〇	一六・八	五九、八九四、五一七	一五・一
職員費	—	—	—	—	—	—	—	—	九五、八六五、三〇〇	二四・一

歳出	五、三三四、二四八、二五六	円	一〇〇・〇	円	六、四九三、一九五、六三二	円	七、九二九、〇九〇、八一一	円	一〇〇・〇	円	三、〇八一、八六七、六七七	円	一〇〇・〇	円	九五八、〇四三、〇〇〇	円	一〇〇・〇	円
議会費	一五三、三一七、三七二		一・〇		六二、九六六、八九九		八〇、六四四、四六〇		一・〇		一五、一五九、〇〇〇		〇・二		二、〇六九、二六〇、六七六		〇・七	
総務費	五五四、一二四、四七四		一〇・四		四〇三、九三一、三七		六、二		一〇・五		一、〇三〇、六三五、三一〇		一三・〇		七七、九六〇、〇〇〇		一三・八	
民生費	五五四、五五五、三七		九・四		六八三、六八一、一〇三		九・五		一〇・五		一、七七、六四三、五六七		二・三		一七、四三八、九一七		一・七	
衛生費	二二五、九〇五、八四		四・一		六六、三一〇、五八一		九・五		一〇・五		一、〇三〇、六三五、三一〇		一三・〇		一七、四三八、九一七		一・七	
労働費	八〇、六九九、六四		一・五		一〇〇、五三三、六五〇		一・六		一〇・五		七八、二六〇、九六三		〇・九		九四、四五一、八四〇		〇・九	
農林水産業費	七〇、八七二、八三九		一・三		八一、二九五、一五六		一・二		一〇・五		五四、五三一、五二一		〇・六		九四、四五一、八四〇		〇・九	
商工費	三八一、五五一、六四〇		七・一		四七〇、三五〇、二〇四		七・二		一〇・五		三三、七五〇、一五七		二・八		三五〇、四六九、三九五		二・三	
土木費	五二五、九四四、三三五		九・七		七九六、〇五一、〇九七		一二・〇		一〇・五		九二五、四四一、三三九		一二・七		一、三三一、三三三、三三九		一二・四	
消防費	四一、六二四、四九五		〇・八		四九九、八四一、九三五		〇・八		一〇・五		五六、六四六、〇八七		〇・六		一〇〇、三七七、六九		〇・九	
教育費	三八九、九八九、九六五		七・三		六二九、一四三、九八二		九・五		一〇・五		一、〇八九、九八九、四〇七		一三・八		一、一三三、五四四、二九三		一〇・五	
公債費	三八、三〇〇、九七七		六・〇		三九〇、六三三、六三三		六・〇		一〇・五		五〇一、七〇四、五五七		六・三		六五七、〇三五、七一七		六・二	
諸支出金	一、〇三三、六〇、三三		一九・四		八三〇、九六三、七七二		一三・八		一〇・五		一、四七三、四六六、六四九		一八・六		二、四五五、八六三、五七二		三・七	
職員費	一、一六六、九六一、一六五		二一・九		一、四四四、一五九、八五八		二一・六		一〇・五		一、七五三、九五三、一六七		二一・二		二、三五、三七三、七五五		二一・六	

災害復旧費	六四五、五六六 円	〇・一 歳入に対し	五、三五二、六七 円	〇・一 歳入に対し	四、八七五、八〇五 円	〇・一 歳入に対し	三六、九五〇、二六一 円	〇・四 歳入に対し	予備費 一〇、〇〇〇、〇〇〇 円	〇・一 歳入に対し
差引残額（繰越金など）	六七、九二七、九七七	一・三	一五九、九二一、八八八	二・五	一六六、五三一、三二六	二・一	一五、一三、六九九	一・五	〇	〇

※昭和四十九年度は当初予算

（『苫小牧市歳入歳出決算書』『同予算書』―各年　苫小牧市）

特別会計と企業会計　太平洋戦争がはげしくなると政府は行政指導によって地方団体の特別会計は廃止されたが、戦後となり再び特別会計が設定された。本市においては、昭和二十二年度に町立病院特別会計と沼ノ端国有地内緊急開拓事業の代行により開拓事業特別会計の二会計が設定されたのをはじめ、次の特別会計が設けられた。そして、これらの会計には現在もなお継続しているもの、新たに設定されたものや廃止となったり、一般会計へ繰入れられたり、企業会計となったりしている。

特別会計については、一般会計とは異なっていて、その初期についてはある程度健全会計のものもあったが、多くは赤字財政で特に市債のない年度には一時借入金による翌年度繰入充用金として収支決算としているものが多く見られた。

特別会計一覧表

特別会計名	設定年度	廃止年度	摘要	主な年度の決算額	
苫小牧市立病院	昭和二二年度	昭和三五年度	昭和三六年度より企業会計	22(入) 二、三九六、四七〇 円	30(入) 六六、六三二、三七五 円
				S(出) 一、九二二、四五〇	S(出) 六六、五五五、〇三〇
開拓事業	二二年度	二二年度	一カ年にて廃止	22(入) 五三〇、八二六	35(入) 一二六、七五四、九七七
				S(出) 四六六、七二四	S(出) 一五九、六六六、八〇五

国民健康保険	昭和二三年度	現在に至る		23(人) 九四六、三〇〇 S(出) 九四三、三四	35(人) 三五、七四二 S(出) 四三、二四〇 四三五	48(人)七五、五八、〇五〇 S(出)七三、六〇〇 九三〇		円
電気工事	二三年度	昭和三〇年度	北海道電力に工事事業引継ぎ廃止	23(人) 一、八三六、七五五 S(出) 一、五九七、四五五	28(人) 四、九八、三三 S(出) 四、九三〇、九四三	30(人) 二、〇五三、〇五五 S(出) 二、〇五三、〇五五		
交通事業	二五年度	三五年度	昭和三六年度より企業会計	25(人) 二、七九、五一〇 S(出) 二、四七九、四三	30(人) 三五、八〇一 S(出) 三、七八、四七	35(人) 七二、九一八、六三〇 S(出) 八、九八、三八		
上水道事業	二五年度	三五年度	〃	25(人) 三六、〇四三、一八七 S(出) 三五、八四八、〇四三	30(人) 三五、八三三、三三 S(出) 四九、七八、二七	35(人) 八三、三六二、六七八 S(出) 九二、五三、九六		
公益質屋	二六年度	二七年度	昭和一八年度より一般会計繰入	26(人) 三、五八、四一一 S(出) 三、五八、四一一	27(人) 九二、六三六 S(出) 九二、六三六	— —		
苫小牧港築設並びに工業地帯造成	三二年度	三四年度	総合開発事業会計により廃止	32(人) 一九、九六六、七一六 S(出) 一六、〇一七、六三六	33(人) 八六、八〇三、六四五 S(出) 七、二四七、四〇五	38(人) 一、七五〇、一一八 S(出) 八、七九一、五〇三	44(人) 三、七八〇、二六三 S(出) 一九、八五八、九一七	
と畜場	三三年度	四四年度	昭和三六年度より食肉処理場と改めるも、累積赤字のため千歳処理場への委託により廃止	33(人) 一〇、九三一、九四三 S(出) 二、三六、五二九	38(人) 一、七五〇、一一八 S(出) 八、七九一、五〇三	43(人) 六七、九九九、五六八 S(出) 五九、八五九、四五三		
自動車学校	三四年度	四三年度	昭和四四年度より企業会計	34(人) 九、八七八、六九九 S(出) 三、〇五八、四九九	39(人) 四九、四六九、三三四 S(出) 四五、三七、九二九	43(人) 六七、九九九、五六八 S(出) 五九、八五九、四五三		
総合開発事業	三五年度	三六年度	昭和三五年港築設会計より独立するも三七年度港湾事業会計設定により廃止	— —	35(人) 九八、五六八、二六五 S(出) 九六、二九三、四七	36(人)三〇五、四一〇、〇三一 S(出)三〇三、五八六、九三一		
土地区画整理事業	三五年度	現在に至る		35(人) 三、五一四 S(出) 四六、九四四、六八〇	42(人) 八七、七三、三九 S(出) 一八六、三六八、七九九	48(人) 五四〇、七六六、三八 S(出) 四六七、六四一、一四七		
市営住宅	三五年度	昭和四〇年度	昭和四一年度より企業会計	35(人) 六七、六五四、〇五五 S(出) 五六、二六四、九八	38(人) 一七三、九九六、〇五九 S(出) 一〇一、四四四、七一六	40(人) 二四五、二四五、四五三 S(出) 一四七、三六一、四四三		
港湾事業	三七年度	三九年度	苫小牧港管理組合組織により廃止	37(人) 一八〇、八六八、四五五 S(出) 三六、五四四、五六六	38(人) 三三〇、一七〇、三四五 S(出) 四五七、六五一、一〇三	39(人) 三、九四一、九〇〇 S(出) 五〇八、九四八、六三六		

土地造成事業	昭和三七年度	昭和四〇年度	昭和四一年度より企業会計		
退職手当基金	三九年度	現在に至る			
市民会館建設	四一年度	昭和四四年度			
駅前土地区画整理事業	四六年度	現在に至る			
開基百年記念事業	四七年度	〃			
			37(八)六、九九〇、二一〇 S(出)八四、三五六、五五六	39(八)四七、三一、〇六六 S(出)四四六、一八四、〇五二	40(八)五四、三五六、八八〇 S(出)九七〇、九六六、五五七
			39(八)一八、五四九、四一五 S(出)一八、五四一、〇〇〇	44(八)四三、〇三、四四九 S(出)四一、六七一、一五六	48(八)九一、〇四〇、六六一 S(出)九一、〇四〇、五五一
			41(八)三一、〇一〇、五一六 S(出)三一、〇〇六、〇〇〇	42(八)一八〇、八六、四二四 S(出)一六九、八〇〇、八三四	43(八)一八六、四二六、一四〇 S(出)一八六、三四四、七四一
			46(八)一五三、五八四、三八〇 S(出)一五三、五八四、三八〇	47(八)三四四、三六九、一八三 S(出)三四四、三六九、一八三	48(八)七四三、〇一八、八一〇 S(出)七四三、〇一八、八一〇
			47(八)八五、一九九、七〇三 S(出)一七九、九〇七、五〇六	48(八)八二三、一六五、三六六 S(出)七六九、八六四、四六〇	— —

（『苫小牧市歳入歳出決算書』各年　苫小牧市）

企業会計については、昭和三十六年四月に地方公営企業法の全面適用をうけ、これまで特別会計であった上水道事業会計が水道事業と下水道事業に分かれたのをはじめ、自動車運送事業、市立総合病院事業が新たに企業会計として再出発することになった。だが、当時の各会計の決算状況をみると、水道事業において一、三一四万円の累積赤字があり一時借入金二、〇〇〇万円をもって補てんし、自動車運送事業においても一、六〇二万円の赤字のため一、七〇〇万円の一時借入金をもって補てんし、市立総合病院会計では実に三、九九四万円の赤字のため四、〇〇〇万円の一時借入金をもって補てんする状態であった。

その後、昭和四十一年度には土地造成事業、市営住宅事業、同四十四年度には市立自動車学校事業、同四十六年度には公設地方卸売市場事業が企業会計となったが、水道、自動車学校の二会計を除いては収益的収支において累積欠損額を生じている。

なお、特別会計、企業会計各年の決算状況などについては苫小牧市史下巻各関係編において述べることとし、ここでは近年の収益的収支決算にとどめることにする。

苫小牧市企業会計収益的収支決算一覧表

会計名	年度	収益的収支 収入	収益的収支 支出	収益的収支 差引	累積欠損金 剰余金
		円	円		円
水道	四八	五一一、七七三、七二四	四二〇、七六六、四三九	九一、〇〇七、二八五	△ 三八、四八四、七九八
	四七	四四二、四二六、一八四	三六四、四〇五、〇七八	七八、〇二一、一〇六	△ 四〇、二二〇、一三二
	差引	六九、三四七、五四〇	五六、三六一、三六一		
下水道	四八	四〇八、六六一、六二〇	四〇六、九二六、二八六	△ 一、七二五、三三四	△ 七一、一二二、七五九
	四七	三二三、四四一、八二二	二九八、四〇七、四八五	△ 二五、〇二四、三三七	△ 四六、八五四、五二一
	差引	八五、二一九、七九八	一〇八、五一八、八〇一		
自動車運送	四八	六五四、七三八、九一一	六三八、三七六、四八二	△ 一六、三六二、四二九	△ 六三、一七、〇一七
	四七	四八一、六九七、七六四	五〇二、九六六、四七九	△ 二一、二六八、七一五	△ 八三九、三四九、二八〇
	差引	一七三、〇四一、一四七	一三五、四一〇、〇〇三		
病院	四八	一、一八六、五五〇、三九一	一、四〇九、九九四、四七二	△ 二三三、四四四、〇八一	△ 四六五、八五四、五二一
	四七	一、〇五八、九三九、〇六二	一、一三二、七六四、九八二	△ 六三、八二五、九二〇	△ 二四二、四一〇、四四〇
	差引	一二七、六一一、三一九	二八七、二二九、四九〇		
土地造成	四八	一二五、六六八、一三〇	四五二、五九七、五二九	△ 三二六、九二九、三〇九	△ 六三二、七二二、〇一七
	四七	五一三、八三八、一四一	八一七、五三〇、八三二	△ 三〇三、六九二、六九一	△ 八三九、三四九、二八〇
	差引	△ 三八八、一六九、九一一	△ 三六四、九三三、二九三		

住宅	四八 四七 差引	一三二、六四二、〇二三 一七六、一八九、五三九 五五、四五二、四八四	円	二五三、四八七、五四〇 一九〇、四〇七、〇二〇 六三、〇八〇、五二〇	円	△ 二二、八四五、五一七 △ 一四、二一七、四八一	円	△ 三七、一二八、二三五 △ 一五、二八二、七一八	円
自動車学校	四八 四七 差引	一二二、八七六、〇一〇 九三、一六六、一九一 二八、七〇九、八一九		一一四、八五、六四一 九二、九四四、二五一 二一、九四一、二九〇		六、九九〇、三六九 二一、八四〇		一七、一九七、三一九 一〇、二〇六、九五〇	
市場	四八 四七 差引	三九、二一一、五〇一 三一、七三一、六五九 七、四七九、八四二		七〇、四四八、七六五 六四、三四五、五一七 六、一〇三、二四八		△ 三一、一三七、二六四 △ 三一、六一三、八五八		△ 七三、二六九、三七九 △ 四二、〇三一、一一五	
合計	四八 四七 差引	三、二八〇、一三、四一〇 三、一二一、四三〇、三六二 一五八、六九二、〇四八		三、七六七、四八三、一六四 三、四五三、七七一、七四四 三二三、七一一、四二〇		△ 四八七、三六〇、七五四 △ 三三一、三四一、三八二		△ 一、〇四四、一三一、一〇二 △ 一、〇八七、〇一七、五三九	

（『苫小牧市各公営企業会計決算書』―各年　苫小牧市）

納税貯蓄組合　戦前の納税奨励は、講話会、映画会、納税表彰、納税奨励規定による奨励金の交付などが行われていたが、組織的な活動を行うまでには至らなかった。

昭和二十六年四月、租税を容易に確実に納付するための団体育成の目的をもって納税貯蓄組合法が施行され、本町においても同二十七年までに市内中心部に錦栄、第一区、商業協同組合および専門店会、鈴蘭、理誠、錦町、大町、本町、錦町二条通りの九納税貯蓄組合、三三八会員の設立をみた。

昭和三十五年十二月には「苫小牧市納税貯蓄組合補助金交付規則」が公布され、連合会も設けられ下部に各組合を置き組織化されていった。この組合は市税の納税義務者一〇名以上をもって組合とし、補助金は会員数によっての設

立補助金、組合員一人につき三〇円の事務補助金、納入率による納税奨励金がある。

なお、昭和四十九年度における各納税組合およびその補助金は次のとおりであるが、これは連合会への負担金としての一〇％を差引いた額である。

昭和四十九年度納税組合別補助金交付状況

組合名	交付額	組合名	交付額	組合名	交付額	組合名	交付額
駅前一区	二二、〇五〇	大町中央	一一、〇三四	勇払商工	八、三三四	苫小牧漁協糸井	五六、三〇四
駅前広小路	二、一八七	本町	一三、四三七	苫郵	一一、七三六	〃汐見町	四六、二六九
駅前通第二区	一三、一四〇	昭和	四二、五六一	理容	一、八〇九	〃元町・浜町	三、一七七
錦町二・三条通	四、〇五〇	苫小牧中央通	一三一、〇六七	苫小牧時計商	六、四一七	〃勇払	一四〇、〇五八
錦町一丁目会	五、四二七	糸井開拓	一〇四、一六六	苫小牧料飲店	二二八、二一三	韓国人	三、八七九
錦町二丁目会	四九、九九五	美沢	四〇、四八二	丸苫魚菜商協	一三、〇〇五	市関係職員	七六、九七七
錦町三丁目会	二八、七六四	苫小牧開業医会	二三二、九四七	苫小牧専門店会	八、九一〇	朝鮮人・胆振・日高	五六、七九〇
錦町大通	二四、六二四	上田税理士	六、〇六六	苫小牧鮨商協	四、五七二	苫小牧環衛協会	一〇八、二二五
栄町	四、三七四	伊藤税理士	一一、一六九	苫小牧社交事業協会	一二五、四〇六		
大町二・三条通	七、二八一	中野会計事務所	一〇八、五九四	苫小牧漁協錦岡樽前	二〇、七五四		

※　交付額の単位は円

（『とまこまい納貯連だより』―第七号　昭和四十九年　苫小牧納税貯蓄組合連合会）

注（1）『早来町史』昭和四十八年　早来町

(2)『市勢要覧』昭和二十七年・二十八年　苫小牧市
(3)『議決書』昭和二十五年　苫小牧市議会
(4)『市勢要覧』昭和二十六年　苫小牧市
(5)『苫小牧市歳入歳出決算書』昭和二十七年　苫小牧市
(6)『苫小牧市例規類集』昭和四十九年六月加除整理　苫小牧市

第二節　選挙と議会

一、戦前における各種選挙結果

選挙制度の変遷　明治十一年七月二十二日、太政官布告により府県会規則と選挙手続を定めた郡区町村編成法が発布された。しかし、北海道においては府県会規則は施行されず郡区町村編成法のみで、まだ自治制はみとめられなかった。そしてまた、全国的には国会開設を要求し、民主々義のための自由民権運動が起り、政府の集会、言論に対する大弾圧にもかかわらず、この運動は農民や商工業者の熱烈な支持を得て全国に燃えさかった。

明治十四年、大隈重信の『立憲政治に関する意見書』と「開拓使官有物払下問題」が動機となってこの年の十月十二日、明治二十三年を期して国会開設の勅諭が下り、同二十二年二月十一日、帝国憲法が発布された。

こうして、明治二十三年七月には、はじめて衆議院議員選挙が行われたが、本道は拓殖途上にあるため「将来一般ノ地方制度ヲ準行スルノ時ニ至ルマデ、此ノ法律ヲ施行セズ」（法律第二号）と除外されたのである。このため、函館、

小樽、札幌などの都市を中心に北海道会設置に対する各種運動が展開され、過去二度にわたり国会において「北海道会法律案」が提出されたが立消えとなった。

しかしながら、明治三十年五月二十六日に北海道の地方自治の根幹となる北海道区制、一級町村制および二級町村制が発布され、ついで、同三十四年三月二十八日には政府自ら地方議会の必要性を認め、「北海道会法」および「北海道地方費法」が発布され、北海道庁は自治団体となった。そしてまた、ようやく本道にも中央から地方に至る選挙体係が形成されたのである。こうして道民の熱望が認められ、同三十五年八月十日の第七回衆議院選挙に際し、はじめて本道から代議士を送ることができるようになった。

だが、その当初は札幌、小樽、函館の三区の都市部のみに実施されただけであったから、当地方住民には衆議院議員選挙権はなかったのである。ところが、明治三十七年の第九回総選挙から本道全域にわたって選挙権が認められ、当地方においても衆議院議員、道会議員、村会議員の各種選挙が行われたが、当初は納税の制限などもあって、人口の一割弱の人たちだけが選挙権を有するものであったが、大正十四年五月改正の普通選挙法、さらに昭和二年の一、二級町村制の大改正によって納税についての制限が撤廃され、選挙資格者は一挙に一〇倍となり、町村議会には大幅な自治権の拡大があった。

村会議員選挙　明治三十五年四月一日、苫小牧は二級町村制を実施し、関係七カ村を合併し、新しく『苫小牧村』を形成した。そして、これまでの苫小牧外六カ村戸長役場は苫小牧村役場となり、戸長は村長となった。さらに、総代人制度に変わり、新たに村会議員制度が設けられることになった。

その選挙資格は「帝国臣民にして公権を有する独立男子（満二十五歳以上にして一戸を構え、かつ治産の禁を受けない者）であって、一年以来町村内に住居し町村の負担を分任し、町村内に地租年額拾銭以上を納め、又は直接国税、北海道水

産税および両者の合計において年五拾銭以上を納め、又は耕地一町歩、若しくは宅地百坪以上を所有し、又は総納税人の町村税平均額以上の町村税を納むる者」[1]に制限していたので、苫小牧村での選挙資格者はわずか九〇名で、総人口の四・四%にしかすぎなかった。

議員定数については、明治三十五年四月一日次のように定められた。

北海道廳令第四十六號

北海道二級町村制第十九條ニ依リ町村會議員定員左ノ通定ム

本會ハ発布ノ日ヨリ施行ス

明治三十五年四月一日

北海道廳長官　男爵　園田　安賢

第一條　町村會議員ノ定員ヲ定ムルコト左ノ如シ

一、人口千未満ノ町村ニ於テハ議員四人

一、人口千以上二千未満ノ町村ニ於テハ議員六人

一、人口二千以上三千未満ノ町村ニ於テハ議員八人

一、人口三千以上五千未満ノ町村ニ於テハ議員十人

一、人口五千以上ノ町村ニ於テハ議員十二人

前項ノ定員ハ町村ノ状況ニ依リ四人以上十二人以下ノ範囲内ニ於テ之ヲ増減スルコトアルヘシ

第二條　町村ノ人口ハ現役軍人ヲ除キ毎年十二月末日調査ノ現在数ニ依リ之ヲ告示ス、但シ告示ノ後町村ヲ廃置分合シ又ハ其ノ境界ヲ変更スルトキハ次回ノ告示ヲ為ス迄ノ間其ノ処分ヲ為シタル当時ノ調査ニヨルモノトス

（『殖民公報』明治三十五年　北海道庁）

苫小牧の人口は明治三十四年十二月末で二、〇四一名と二、〇〇〇人を超えていたからこの道庁令からすれば議員定員は八名であった。しかし、苫小牧には選挙資格者が極めて少ないことから定員六名となった。(2) かくして、同年五月二十一日には初の村会議員選挙が行われ、次の六名が当選した。

●第一回村会議員選挙（定員六名　任期二年）

明治三十五年五月三十一日選挙執行

当選名　土居栄十郎　　原　直次郎　　柄沢　鶴吉
　　村山壬子郎　　青塚徳次郎　　渋川平八郎

第二回の村会議員選挙は明治三十七年に行われたが、定員は八名となった。この期には王子製紙の進出問題があり議員も多忙を極めた。

●第二回村会議員選挙（定員八名、任期二年）

明治三十七年五月三十一日選挙執行

当選者　原　直次郎　　青塚徳次郎　　渋川平八郎　　藤本良之助
　　高橋久太郎　　西川　健助　　谷川　鶴治　　宮腰　武

第三回の村会議員選挙は明治三十九年に行われ、定員は前期と同じ八名であった。

●第三回村会議員選挙（定員八名、任期二年）

明治三十九年五月三十一日選挙執行

当選者　土居栄十郎　　原　直次郎　　柄沢　鶴吉　　三宅　健吉
　　青塚徳次郎　　渋川平八郎　　笠松　立太　　古森　道夫

第四回の村会議員選挙は明治四十一年に行われ、定員は一〇名となった。また、同四十二年には笠松立太が死亡したため、八月に補欠選挙が行われ、小保方卯市が当選した。

・第四回村会議員選挙（定員一〇名）

明治四十一年五月三十一日選挙執行

当選者　土居栄十郎　青塚徳次郎　栗賀　直市　笠松　立太（明治四十二年死亡）
川村　嘉市　大窪晴次郎　工藤栄太郎　森　甚兵衛　木村茂三郎　三宅　健吉

明治四十二年八月補選　小保方卯市

第五回村会議員選挙は明治四十三年に執行されたが、一部の議員を除き不明である。また、この期には王子製紙が操業を開始、そして廃液問題が再度村会に提出され、胆振支庁長より再審調査の諮問があり、村会は諮問委員会を設置するなど、村会はじまって以来の活発な活動があった。

・第五回村会議員選挙（定員一二名）

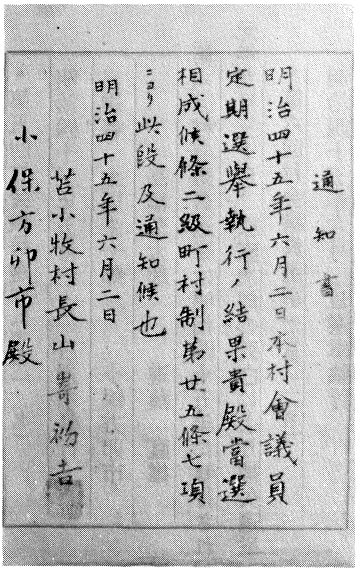
明治四十三年五月三十一日選挙執行

当選者　土居栄十郎　小保方卯市　工藤栄太郎　伊藤　四郎
高橋久太郎　進藤　直雄　川村　嘉市　原　直次郎（以下不明）

第六回村会議員選挙は明治四十五年に執行され、定員は一二名で王子製紙より細田粂雄が初参加した。また、大正元年九月三十日、原直次郎の死亡により補欠選挙が行われ、古田財一が当選した。

・第六回村会議員選挙（定員一二名）

明治四十五年六月二日選挙執行


通知書
明治四十五年六月二日本村会議員
定期選挙執行ノ結果貴殿當選
相成候條二級町村制第廿五條七項
ニヨリ此段及通知候也
明治四十五年六月二日
苫小牧村長山崎祐吉
小保方卯市殿

小保方卯市の村会議員当選通知
（明治45年）〔小保方一雄氏蔵〕

当選者　土居栄十郎　原　直次郎（大正元年死亡）
　　高橋久太郎　宮腰　武　川村　嘉市
　　工藤栄太郎　細田　粂雄　進藤　直雄
　　前田健之助　板倉喜代松　伊藤　四郎
小保方卯市
大正元年十二月補選　古田　財一

第七回村会議員選挙は大正三年に執行され定員は一二名であったが、この期には退職・死亡者が多く（ただし、二名については退職者は不明）、同三年三名、同四年一名の欠員があり、それぞれ補欠選挙が行われた。

• 第七回村会議員選挙（定員一二名）

大正三年五月二十一日選挙執行
当選者　土居栄十郎　宮腰　武　高橋久太郎　進藤　直雄（大正三年退職）　工藤栄太郎
　　板倉喜代松　小保方卯市　古田　財一　伊藤　四郎（大正四年退職）　川村　嘉市
　　細田　粂雄　前田健之助
大正三年補選　森　甚兵衛　関　義一　門脇亀次郎
大正四年補選　佐藤　安平

第八回村会議員選挙は大正五年に執行され定員は一二名で次の人たちが当選した。

• 第八回村会議員選挙（定員一二名）

大正五年五月三十一日選挙執行

当選者　星野　藤七　　相武吉治郎　　宮腰　武　　高橋久太郎　　川村　嘉市　　小保方卯市
　　森　甚兵衛　　古田　財一　　前田健之助　　石垣彦三郎　　板倉喜代松　　門脇亀次郎

苫小牧は大正七年一月一日より二級町村制のまま町制を施行し、村会議員も町会議員となったが、同年五月には町会議員の改選、つまり、二級町村制における第一回町会議員選挙が行われた。ただ、明治四十二年以来連続当選の小保方卯市は、この選挙では今回は休むのだといって、自分の票を他の同志に回し、落選した。

●第一回町会議員（二級町村制）選挙（定員一二名）

大正七年五月三十一日選挙執行

当選者　星野　藤七　　相武吉治郎　　岡田　重吉　　川上力之助　　川村　嘉市　　森　甚兵衛
　　前田健之助　　古田　財一　　関　義一　　門脇亀次郎　　松村　幸作　　宮腰　武

二級町村制時代の町村会議員をみると漁場の親方、事業主、商業、元官吏などで、ほとんどが苫小牧村における実力者であった。漁業関係では土居栄十郎、青塚徳次郎、渋川平八郎、川村嘉市、木村茂三郎、進藤直雄、前田健之助石垣彦三郎、西川健助、岡田重吉らで当時の漁場、市場、海産商の代表的人物であった。事業主ではマッチ工場の村山壬子郎、木材の柄沢鶴吉、運送店の小保方卯市、工藤栄太郎、印刷業の相武吉治郎、商店の板倉喜代松、高橋久太郎、門脇亀次郎、星野藤七、旅館の伊藤四郎、元戸長の原直次郎、元郵便局長の古田財一、森甚兵衛、元役場書記の三宅健吉、代書の笠松立太などであった。

町会議員選挙　苫小牧は大正八年四月一日、二級町村制を施行したが、これまでの町長、町会議員、町名誉職員はすべて同年三月三十一日をもって解任となり、新しい町長、町会議員、町名誉職員が選出されることになっ

た。

町長はこれまでの官選から町会議員による選挙によって選出されることになった。町会議員については「北海道一級町村制」に次のように定められていた。

第三十七條　町村会議員ハ町村ノ選挙人其ノ被選挙権アル者ヨリ之ヲ選挙ス、其ノ定員下記ノ如シ

一、人口千五百人未満ノ町村ニ於テハ議員八人
一、人口千五百人以上五千人未満ノ町村ニ於テハ議員十二人
一、人口五千人以上一萬人未満ノ町村ニ於テハ議員十六人
一、人口一萬人以上二萬人未満ノ町村ニ於テハ議員二十人
一、人口二萬人以上ノ町村ニ於テハ議員二十四人

前項ノ定員ハ町村規則ヲ以テ之ヲ減ズルコトヲ得

第三十九條　選挙人ハ分ケテ二級トス、選挙人中、直接町村税ノ納額多キ者ヲ合ワセテ選挙人総員ノ納ムル総額ノ半ニワタルベキ者ヲ一級トシ、爾余ノ選挙人ヲ二級トス、各級ノ間納税額両級ニ跨ルトキハ上級ニ入ルベシ、又両級ノ間ニ同額ノ納税者二名以上アルトキハ、町村内ニ居住スル年数多キ者ヲ以テ上級ニ入ル、若シ居住年数ニ依リ難キトキハ年長者ヲ以テシ、年齢ニモ依リ難キトキハ町村長自ラ抽籤シテ之ヲ定ムベシ、選挙人毎級各別ニ議員ノ半数ヲ選挙ス其ノ被選挙人ハ同級内ノ者ニ限ラザルモノトス、直接ハ村税ヲ賦課セザル町村ニ於テハ本条ノ選挙等級ヲ設ケズ

第四十一條　抄

選挙人ハ其ノ選挙区内ノ者ニ限ラザルモノトス

次ニ揚グル者ハ被選挙権ヲ有セズ

一、北海道庁ノ官吏
二、其ノ町村ノ有給吏員
三、検事、警察官吏及収税官吏
四、神官、僧侶其ノ他諸宗教師
五、小学校教員

第四十三條　町村会議員ハ名誉職トス、其ノ任期ハ六年トシ毎三年各級ニ於テ其ノ半数ヲ改選ス、若シ各級ノ議員二分シ難キトキハ

初回ニ於テ退職セシムベキ者ハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第四十四條　町村議員中欠員アルトキハ、毎三年定期改選ノ時ニ至リ同時ニ補欠選挙ヲ行フベシ

（『一級町村制』―官報）

町会議員選挙までの暫定期間中、胆振支庁第一課長大橋千次郎が苫小牧町長事務取扱となったが、町会議員選挙掛長には大橋町長事務取扱が、工藤謙次など三名が選挙掛、役場職員が事務担当者となって、大正八年五月三十一日に二級、六月一日には一級の選挙が苫小牧尋常高等小学校において行われた。

第一回の町会議員選挙（一級町村制）時の苫小牧の人口は一万三、六四七人であったので、議員定員は二〇名であった。当時の選挙方法は選挙人全員の納める直接町税総額の半分以上を納める者を一級とし、それ以下は二級として、それぞれ一〇名ずつを選出したが、一級の選挙人は三七人、二級は二〇二人であった。一級では三七人中より一〇人の議員を選出できたのに対し、二級は五倍以上の二〇二人中より一〇名だけしか選ぶことができなかった。当時の選挙は多額納税者には絶対有利になっていたのである。しかし、残念ながらこの期の資料は大火で焼却し、三名の退職した議員が不明であり、等級についてもはっきりしない。

●第一回町会議員選挙（一級町村制、定員二〇名、任期六年または三年）

大正八年五月三十一日二級選挙執行

同　六月一日一級選挙執行

会場　苫小牧尋常高等小学校

当選者　星野　藤七(六)　岡田　重吉(三)　伊東　祐啓(六)　小保方卯市(六)　佐藤　安平(六)

宮本六太郎(六)　伊藤徳太郎(六)　角　義道(六)　前田健之助(三)　関　義一(三)

門脇亀次郎(六)　相武吉治郎(六)　川上力之助(三)　森　甚兵衛（退職）　大黒　新助(六)
関　信止（退職）　古田　財一（退職）

（注、（）内の数字は最初の半数改選にあたり大正十一年四月二十六日の町会で抽選によって決められた議員の任期で、(六)は六年議員、(三)は三年議員で、三年議員は大正十一年五月退職、六年議員は同十四年五月退職）

第二回の町会議員選挙は、半数改選である大正十一年五月三十一日に二級、六月一日には一級の選挙が町議事堂で行われたが、これより先の四月二十六日の町会では現員一四名中各級二名の四名だけを三年議員とした。

町會議員半数改選

北海道一級町村制第四十三条ニ依リ五月三十一日二級、六月一日一級各半数改選ハ當町議事堂ニ於テ之ヲ行フ選挙掛長鈴木善治、選挙掛高橋久太郎、工藤謙次、泉山吉郎、谷本勇造ノ四名、事務ニ従事シタル者助役、村田正澄、書記米良與市、仝熊谷賢次郎、仝清水九十郎、仝窪田四郎、書記補真部義久、仝井川宇左衛門、仝永井義男、給仕格地正都、使丁成田峯治ノ十名、

二級選挙有権者総数二百四十九名棄権者十九名、一級選挙有権者総数四十一名棄権者三名

各採点ノ結果左ノ如シ

二級當選者				一級當選者			
得票数	氏名	得票数	氏名	得票数	氏名	得票数	氏名
一五四	野口孝太郎	一二二	中原伊勢蔵	三七	長良　敏郎	三六	前田健之助
一四二	山崎　初吉	一一一	川村　嘉市	三七	加藤藤太郎	二六	川瀬　佐七
一三一	岡田　重吉			三六	石田　良澄		

（『事務報告』大正十一年　苫小牧町）

この半数改選によって町会議員の定員二〇名となったが、大正十一年六月現在の議員は次のとおりであった。

• 第二回町会議員選挙（半数改選、定員二〇名中一〇名改選）

大正十一年五月三十一日二級選挙執行

同　六月一日一級選挙執行

会所　苫小牧町議事堂

当選者	野口孝太郎(六)	山崎　初吉(六)	岡田　重吉(六)	中原伊勢蔵(六)	前田健之助(六)
	川村　嘉市(六)	長良　敏郎(六)	加藤藤太郎(六)	石田　良澄(六)	川瀬　佐七(六)
前期よ	宮本六太郎(三)	角　義道(三)	星野　藤七(三)	大黒　新助(三)	小保方卯市(三)
りの議員	佐藤　安平(三)	相武吉治郎(三)	伊藤徳太郎(三)	伊東　祐啓(三)	門脇亀次郎(三)

この議員の顔ぶれをみると王子社員の加藤藤太郎、石田良澄、伊東祐啓、伊藤徳太郎、電気化学工場長の長良敏郎は一級で、町の大商店、事業家が一級、医者、元村長、漁場関係者、小企業の人たちは二級であることがわかる。

当時の投票は各級定員の連記投票で、選挙運動は極めて活発であったが、この様子を相武吉治郎名誉市民は次のように記している。

選挙運動は〝戸別訪問勝手たるべし〟であったから、王子会社や市街側の立候補者は、いずれもモーニングや紋付・袴の禮服をシカツメらしく着こんで、同志たちの名前を連記した大型名刺を、有権者にうやうやしく捧呈して〝どうぞ宜しく〟と毎日入り乱れての戸別訪問という訳で……

（『小保方卯市翁の回顧』昭和二十八年　小保方卯市翁伝記刊行会）

第三回の町会議員選挙、半数改選は大正十四年に行われ、定員は引き続き二〇名であった。

• 第三回町会議員選挙（半数改選、定員二〇名中一〇名改選）

大正十四年五月三十一日二級選挙執行
同　　六月一日一級選挙執行
会場　苫小牧町議事堂
当選者　小保方卯市(六)　山形　武夫(六)　相武吉治郎(六)　伊東　祐啓(六)　工藤栄太郎(六)
伊藤徳太郎(六)　杉本　福松(六)　谷本　勇造(六)（大正十五年退職）　後藤　国晴(六)（大正十五年退職）
宮本六太郎(六)
前期より　川瀬　佐七(三)（昭和二年退職）　長良　敏郎(三)（大正十五年退職）　前田健之助(三)　加藤藤太郎(三)
の議員　石田　良澄(三)　岡田　重吉(三)　野口孝太郎(三)　川村　嘉市(三)　中原伊勢蔵(三)
山崎　初吉(三)（昭和二年死亡）

大正十五年には谷本勇造、後藤国晴、長良敏郎の退職、昭和二年には山崎初吉死亡、川瀬佐七退職により町会議員は五名減となったため同二年四月に補欠選挙が行われ、次の者が当選した。

・昭和二年四月町会議員補欠選挙
当選者　高松　信三　　丸　武之助　　小林準一郎　　阪　豊吉　　山下　萬平

大正十五年の普通選挙　大正十五年二月、政府は市町村制の大改革を行い、衆議院議員選挙法においても選挙権の拡張その他制度全般にわたる大改正が行われた。これは第一次世界大戦後の自由民権思想が選挙制度にも大きく影響を与える結果となったのである。

政府としても、時勢の進展により国民の政治思想も著しく発達した時点で、これに対処するため地方議会、選挙権および被選挙権の拡張、選挙法の改善、自治機関の整備、地方自治権の拡張に踏み切ったのである。

これによって、大正十五年六月からいわゆる男子普通選挙が実施され、従来の納税要件が撤廃されるとともに等級選挙制度が廃止された。議員の任期は六年(三年毎に半数改選)から四年に改められた。この結果、苫小牧の選挙人は一挙に一〇倍の三、三七九人(町会議員選挙人)にはね上がったのである。

選挙有権者数（昭和二年）

種別	調整期日	登録者数
衆議院議員選挙有権者	九月十五日	三、五八二
北海道会議員選挙有権者	〃	三、三七四
町会議員選挙有権者	〃	三、三七五

（『事務報告』昭和三年　苫小牧町）

普選による町会議員選挙　苫小牧町における普通選挙による第一回目の総選挙、通算第四回町会議員選挙は昭和三年五月、東尋常小学校を会場に行われたが、議員定員は二四名となり、有権者数は三、一七六人であった。

選挙人異動調査（昭和三年五月二十六日現在）

名簿登録者数	失格者数					有権者数
	転出者	住居中断	死亡者	名簿にない者	本籍・調査不明	計	
三、三七五	一四一	二	四七	七	二	一九九	三、一七六

（『事務報告』昭和三年　苫小牧町）

- 第四回町会議員選挙（定員二四名）

昭和三年五月三十一日選挙執行

会場　苫小牧東尋常高等小学校
有権者数三、一七六人
投票総数二、九二二票（九二・〇％）
有効投票二、九〇一票（無効投票二一票）
当選者　高田　良作　岡田　重吉　山形　武夫　加藤藤太郎（昭和六年退職）
　山田　健（昭和六年退職）　中島　誠次　長谷川源六　工藤栄太郎　山田佐右衛門　石田良澄
　阪　豊吉　小林準一郎　野口孝太郎　仁科　一　杉本　福松　川上力之介（昭和五年死亡）
　丸　武之助　菊地　善吾　黒津　静　相武吉治郎　高松　信三　田辺末太郎
　井上　清次　佐々木善太郎
昭和五年七月川上力之介は死亡、同六年には山田健、加藤藤太郎が退職し二一名となった。
第五回町会議員選挙は昭和七年五月に行われ、有権者数三、四六六人、議員定員は三〇名となった。

名簿登録者数	失格者						有権者数
	転出者	住居中断	死亡者	名簿にない者	本籍・調査不明	計	
三、七四六	二二九	三	四四	二	二	二八〇	三、四六六

（『事務報告』昭和七年　苫小牧町）

• 第五回町会議員選挙（定員三〇名）
昭和七年五月三十一日選挙執行
会場　苫小牧東尋常高等小学校

有権者数三、四六六人
投票総数三、一七九票（九一・七％）
有効投票三、一五二票（無効投票二七票）
当選者　星野　藤七　相武吉治郎　岡田　重吉（昭和八年死亡）　阿部金兵衛　阪　豊吉
菊地　善吾　石川栄太郎（昭和十一年退職）　石田　良澄（昭和十年退職）　高野　久次　川村　嘉市
杉本　福松　宮本　邦男　坂本芳兵衛　瀬戸　亮　金子　裕（昭和十年退職）
清水　長吉　黒津　静（昭和十年死亡）　小宮　良吉　高橋喜右衛門　山田佐右衛門
勝山　甚蔵　伊東　祐啓　渡辺　喜蔵（昭和九年死亡）　伊藤　信次　村尾　能夫（昭和九年死亡）
林　理作（昭和九年死亡）　末広　耕三（昭和十年退職）　高田　良作　武　米吉　高木鎌五郎

昭和八年七月岡田重吉は死亡、同九年八月林理作、同年十二月渡辺喜蔵、村尾能夫が死亡、同十年五月末広耕三、同八月石田良澄、同九月金子裕の退職、同年八月黒津静の死亡、さらに同十一年四月には石川栄太郎の退職があった。このため、昭和十年十一月には補欠選挙が行われ、次の人たちが当選した。

・昭和十年補欠選挙（八名）
昭和十年十月十五日選挙執行
会場　苫小牧東尋常高等小学校
有権者数三、五八八人
失格者　二五三人
当選者　高橋亀太郎　高松　信三　丸　武之助　吉村　義一　沢野　信　中道　徳蔵

鳥嶋清八郎　　太田　武雄

第六回町会議員選挙は昭和十一年五月に行われたが、先に行われた衆議院選挙では第一投票分会（沼ノ端、植苗、勇払地区）、第二投票分会（錦多峰、覚生、樽前地区）の二投票分会を設け、苫小牧地区と合わせ、三会場において投票が行われたが、町会議員選挙にあたっても一般の便宜をはかり、棄権防止の方法として投票分会を設けることにし、同十一年五月五日の町会に提出され、満場一致をもって議決し、今後は三会場において投票が行われることになった。

議案第十一號

投票分會設置ノ件

町村制第十四條ニ依リ本町會議員選挙ノ為左記区画ニ依リ投票分會ヲ設ケ次ノ総選挙ヨリ施行スルモノトス

昭和十一年五月五日提出

苫小牧町長　飯田　誠一

記

名称	区画
第一投票分會	大字勇拂村ノ内苫小牧駅起点ヲ去ル日高線六粁ノ起点ヨリ直線ニ南ハ太平洋沿岸ニ北ハ室蘭線一本松踏切ニ達シ夫ヨリ国道辿リ日高街道分岐点ニ至リ更ニ植苗村ノ大字界ヲ西北方勇拂川ヲ界トシテ夕振澤ニ至リ夫ヨリ植苗御料地ノ界トシテ勇拂川支流ヲ遡リ千歳村界ニ達シタル線ノ以西南ヲ除キタル大字苫小牧町、大字勇拂村、大字植苗村一円
第二投票分會	大字錦多峰村、大字樽前村、大字覚生村一円

昭和拾壱年五月五日原案可決

（『議決書』昭和十一年　苫小牧町会）

●第六回町会議員選挙（定員三〇名、任期四年）

昭和十一年五月三十一日選挙執行

会場　三カ所

選挙会場	名簿登載者数	有権者数	投票者数	投票率
苫小牧東小学校	三、三五三人	三、一八四人	二、六九四人	八四・六%
沼ノ端小学校	三二六	三〇六	二五八	八四・三
錦多峰小学校	二七九	二六五	二一六	八一・五
計	三、九五八	三、七五五	三、一六八	八四・三

（『事務報告』昭和十一年　苫小牧町）

当選者　染野巳之吉（昭和十三年死亡）　栗田　正巳　高坂　永松　鳥越兼次郎　渡辺　喜吉
高野　久次（昭和十三年退職）　吉村　義一　柴田丈次郎　茂呂　年　杉本　福松
曽我部文三　武　米吉　阿部　豊吉（昭和十一年失格）　瀬戸　亮　高木鎌五郎
高橋亀太郎　近藤　武雄　太田　武雄（昭和十四年退職）　長尾　信一　北野　市蔵
坂本芳兵衛　沢野　信　野中　豊作　小宮　良吉　山田佐右衛門
相武吉治郎　丸　武之助　中島　誠次　横田　一義（昭和十四年死亡）　中道　徳蔵

当初はこの三〇名であったが、昭和十一年二月に行われた衆議院選挙において阿部豊吉に選挙違反があり、同十二月にその刑が確定し失格となった[3]。このため、町村制の定めるところにより選挙期日より一年以内に欠員を生じた場合には法定得票者にして当選しなかった者より繰上げ当選することになっており、翌十二年一月十二日に補欠選挙会

が開催され、次点の百井右仲の繰上げ当選が決定した。

また、昭和十三年四月には高野久次が退職、同年十一月には染野巳之吉が死亡し、同十四年一月には横田一義死亡太田武雄が退職し、議員現員は二六名となった。

補欠選挙会による繰上げ当選者

百井右仲（昭和十二年一月十二日）

第七回町会議員選挙は昭和十五年に行われたが、定員三〇名で次の者が当選した。

・第七回町会議員選挙（定員三〇名、任期四年）

昭和十五年五月三十一日選挙執行

会場　三カ所

苫小牧東小学校、沼ノ端小学校、錦多峰小学校

当選者　茂呂　年　山本藤治郎　武　米吉　遠藤　資郎（昭和十五年退職）　柴田丈次郎
高橋亀太郎　渡辺　喜吉（昭和十九年召集、同年復職）　栗田　正巳　相武吉治郎　中島　誠次
田辺末太郎　山田　信治（昭和十六年召集、十八年復職）　高坂　永松　野中　豊作（昭和十七年退職）
沢野　信　小宮　良吉　高木鎌五郎（昭和十七年退職）　高柳　武夫　阿部金兵衛
鳥越兼次郎　北野　市蔵（昭和十七年退職）　瓜生　保治（昭和十六年退職）　斉藤　昇平　深沢　正男
中道　徳蔵（昭和十八年退職）　菊地　善吾　格地　正都（昭和十八年退職）　近藤　武雄
杉本　福松（昭和十六年死亡）　長井　弘六（昭和十六年退職）

当初はこの三〇名であったが、遠藤資郎は昭和十五年十二月二十日退職したため、町村制により選挙期日より一年

以内に欠員を生じたので、補欠選挙会により井上清次が繰上げ当選した。また、瓜生保治が同十六年一月に、長井弘六が同年二月にそれぞれ退職したため、曽我部文三、瀬戸亮が法定得票者として補欠選挙会において繰上げ当選した。

十六年七月には杉本福松の死亡、同年九月には井上清次が退職した。また、同年七月十五日には山田信治が召集となり町村制第九条により町会議員の被選挙権を失い、代わって川村勘三郎が山田信治の議席番号を得て同年十月より町会議員となった。山田信治の町会議員失職については町村制第三五條第二項により町会の決定が必要だったので、同年九月十四日の町会に「議案第六號・町會議員失職決定ノ件」として提出され山田議員の失職は正式に決定した。

山田信治は昭和十八年一月、召集解除となり再び被選挙権を得たので、同年一月二十二日の町会で山田信治の町会議員復職がとりあげられ、勅令の定めるところにより町会の議決を経て復職が決定した。また、渡辺喜吉についても同十九年八月、召集となり町会議員の職を失ったが、同年九月には召集解除となり復職した。



召集による山田信治議員の失職
議決書（昭和16年）〔苫小牧市議会蔵〕

昭和十七年五月には北野市蔵、同年十月に高木鎌五郎、野中豊作、同十八年一月中道徳蔵、同年十月には格地正都がそれぞれ退職し、同十九年初頭には議員定員三〇名が二四名となり、同二月一日に補欠選挙が行われ六名が当選し定員の三〇名となった。

補欠選挙会による繰上げ当選者
井上清次（昭和十五年十二月）
曽我部文三　瀬戸　亮（同十六年二月）
召集による当選者
川村勘三郎（昭和十六年十月）
補欠選挙（昭和十九年二月一日執行）

当選者　渡辺　広継　　鳥嶋清八郎　　渡部　慶治　　林　吉夫　　先田　秀吉　　竹本　清八

町会議員の任期は四年であったから、本来ならば昭和十九年五月に町会議員選挙を行うところであったが、戦争がはげしさを加え非常時体制となり選挙どころではなく、本町においては同年二月に補欠選挙を執行しており、現に定員の三〇名であったため、同年の町会議員選挙は行われず、これらの議員は任期延長となり引き続き町会議員をつとめた。

●昭和十九年五月の町会議員名

茂呂　年　山本藤治郎　武　米吉　高橋亀太郎　渡辺　広継　鳥嶋清八郎
渡辺　喜吉　栗田　正已　相武吉治郎　鳥越兼次郎　渡部　慶治　林　吉夫（昭和二十年退職）
曽我部文三　斉藤　昇平　菊地　善吾　阿部金兵衛　小宮　良吉　高柳　武夫（昭和二十一年退職）
深沢　正男　瀬戸　亮　近藤　武雄　田辺末太郎（昭和二十年退職）　中島　誠次　柴田丈次郎
川村勘三郎　高坂　永松　山田　信治　沢野　信　先田　秀吉（昭和二十一年退職）　竹本　清八

道会議員

選　挙　認められ、同年八月十日、第一期道会総選挙が三区一八支庁管内において施行され、三五名の道会議員が誕生した。

当初の道会法では選挙権は帝国臣民たる二五歳以上の男子で、道内に三年以来住所を有し、三年以来直接国税年額三円以上納める者若しくは道内に土地四町歩以上を所有する者であった。被選挙権は帝国臣民たる二五歳以上の男子で、道内三年以来直接国税年額一〇円以上納める者若しくは道内に土地一五町歩以上を所有する者であった。また、道庁の官吏、検事、警察官、神官、僧侶その他宗教師、小学校教員には被選挙権は与えられなかった。(4)

その後、道会法は幾多の改正が行われ、大正五年には議員任期三年を四年に改め、同十五年の改正では納税、財産

等の条件が撤廃され、神職、僧侶、小学校教員にも被選挙権が与えられたのである。

当地方は室蘭支庁管内に所属したが、当初の選挙資格者は一〇〇名程度で、被選挙者は非常に少ないものであった。したがって、本町から道会議員を選出したのはずっと後のことで、大正九年の第七期道会選挙からであった。

この年、小保方卯市は室蘭支庁管内の道会議員選挙に初出馬し、見事首位で当選した。

なお、苫小牧から道会議員を選出する前の室蘭支庁管内からは、谷朝雄、田村顕允、栗林五朔、下村武充、相沢勇治、斉藤良三、中村俊清、沼崎啓司、田中義高、岡部福太郎、楢崎平太郎が選ばれていた。

・第七期道会議員選挙（室蘭支庁管内定員二名）

選挙日　大正九年八月十日

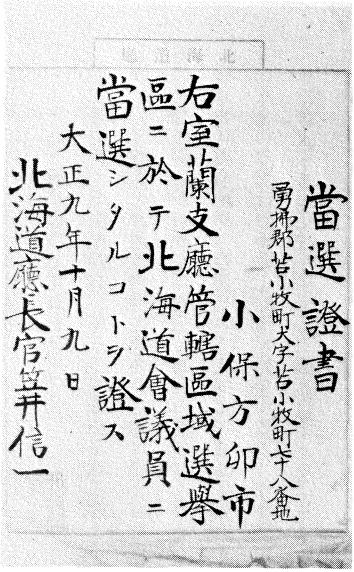
有権者数　一、九九四人

当選　小保方卯市（政友会）　四六二票　　当選　酒井　外吉（政友会）　三八四票

当選　表　和平（憲政会）　四一七票

落選　斉藤　主計（憲政会）　三二九票

（『北海道議会史』―第二巻　昭和三十年）



第７期道会議員選挙における
小保方卯市の当選証書（大正９年）
〔小保方一雄氏蔵〕

小保方の当選によって苫小牧にとってはじめて道会に議員を送り込むことになり、道政に対し大きな発言力を持ち、苫小牧にとって誠に有利なことであった。小保方の立候補当時のことが「小保方卯市翁の回顧」に次のようにある。

大正九年八月の道会議員選挙に、町民の要望は、なんとか地元から道議を道会に送り込まねば、苫小牧町の将来に大きな損失をもたらすという声になって現れた。

前村長であった山崎初吉、王子工場細田粂雄氏等を中心に町内の有志が一本になって、小保方立候補のお膳立てができあがった。しかし、翁個人の身辺は糟糠の妻キンさんに逝かれた直後で、精神的打撃が大きく、悲しみのいまだ癒えやらぬ時であっただけに、翁は立起の決心がつかず、再三、再四の懇望にもかかわらず、立ちあがり兼ねるものがあった。

翁は當時の心境を「自分という人間は、政治というものに対して全く無定見で、たかだか村會や町會に人より少し長く首を突込んでいたというだけだから、町民が要望するような手腕力量の持主ではないことを知っていた。私を擔ぎ上げるという動機は、私というものが人さまに比較して少しく眞面目で、ねばり濃い努力を傾ける男だということが高くかわれたのだろう」と率直に自己分析されている。

翁の立候補辞退も、町を挙げての要望には辞しつづけることができず、ついに立起を承諾して、抱負も、政治の旗印も、ともに物静かに中原の鹿を追うこととなった。

実行型で、人間性が純情であるという点が票田の人気を呼んで、初陣ながら見事に金的を射止めた。この結果、苫小牧は一人の道會議員を持つことになり、道議會に強く発言を求める政治的地歩を得るに至った。

（『小保方卯市翁の回顧』昭和二十八年　小保方卯市翁伝記刊行会）

大正十三年の第八期道会議員選挙は室蘭市が独立したため、胆振管内の定員は二名となり、本町から小保方卯市、町議の岡田重吉の二名が立起した。小保方はゆうゆう首位で再選したが、岡田はおしくも落選となった。

- 第八期道会議員選挙（胆振支庁管内定員二名）

選挙日　大正十三年八月十日

有権者数　三、九一一人

当選　小保方卯市（政友会）　一、三一二票　　落選　岡田　重吉（憲政会）　八五五票

〃　斉藤　主計（中　立）　一、一二九票

（『北海道議会史』第二巻　昭和三十年　北海道議会事務局）

第九期道会議員選挙は、昭和三年に行われたが、この選挙からいわゆる普通選挙により、管内有権者数も一万五、〇〇〇人を超え、定員は二名であった。

選挙人異動調査（苫小牧町分）

名簿登録者数	失格者数					有権者数
	転出者	死亡者	名簿にない者	選挙違反者	本籍・調査不明	計	
三、三七四	一五七	五八	七	八	二	二三二	三、一四二

選挙執行の結果

投票の日時	投票の場所	選挙人名簿に登録されている者の総数	投票をした選挙人の総数	棄権した者の総数	点字投票をした者
八月十日 自午前七時 至午后六時	尋常高等小学校 東	三、三七四	二、六四八	四九四	一

棄権者率

選挙人数		投票をしなかった者				同上選挙人総数に対する割合
旧	新	旧	新			
			従来よりの選挙人	新たな選挙人	計	
五一九	三、一四二	二九	五七	四三七	四九四	旧　〇、〇〇五五八 新　〇、一三九〇

（『事務報告』昭和三年　苫小牧町）

この選挙には本町から三選をめざす小保方卯市と、新人で町医・町議の野口孝太郎の二名が出馬した。選挙の結果新人野口が大差で首位を占め、次いで小保方の三選となった。すなわち、昭和三年の胆振支庁管内道会議員選挙において、苫小牧は定員二名の道会議員を独占したのであった。

●第九期道会議員選挙（胆振支庁管内定員二名）

選挙日　昭和三年八月十日

有権者数　一五、六五八人

当選　野口孝太郎（民政党）　三、五四五票　落選　伊藤政治郎（中立）　二、五一五票

〃　小保方卯市（政友会）　二、八四七票　〃　斉藤　主計（中立）　二、三七一票

（『北海道議会史』―第三巻　昭和三十七年　北海道議会事務局）

第一〇期道会議員選挙は昭和七年に行われたが、前期において本町から野口、小保方の両議員が当選し、今期においても二人の出馬を要請する声が高かったが、二人とも立起を堅く辞退したため、苫小牧からは全く立候補者はなかった。

選挙人異動調査

名簿登録者数	失格者数					有権者数
	転出者	死亡者	名簿にない者	本籍・調査不明	その他	計	
三、七四六	二六三	五二	二	六	六	三二九	三、四一七

選挙執行の結果

投票の日時	投票の場所	選挙人名簿に登録している総数	投票をした選挙人の総数	棄権した者の総数	同上率	点字投票をした者
八月十日 自午前七時 至午后六時	尋常高等小学校東	三、七四六	二、四〇五	一、〇一二	四・二一	一

（『事務報告』昭和七年　苫小牧町）

この結果、胆振支庁管内の道会議員には伊達の伊藤政治郎と安平の志賀智の二名が当選した。

第一一期道会議員選挙は昭和十一年に行われたが、本町からは僧侶の出雲路薫と町議工藤栄太郎の二名が出馬し、特に出雲路は真宗大谷派の僧侶で、国民協同党というプロレタリヤ系に所属し得意のお説教調の演説をもって善戦したが、わずかに力およばず次点となり、工藤もまた最下位となり落選した。また、この年から本町においては錦多峰と沼ノ端に投票分会を設け三カ所において行われた。

選挙結果

選挙会場	名簿登載者数	有権者数	投票者数	投票率
苫小牧東小学校	三、三五三	三、一四一	二、二九五	七三・〇
沼ノ端小学校	三二六	三〇五	二〇九	六八・五
錦多峰小学校	二九九	二六二	一二五	四七・七
計	三、九七八	三、七〇八	二、六二九	七〇・八

（『事務報告』昭和十一年　苫小牧町）

●第一一期道会議員選挙（胆振支庁管内定員二名）

選挙日　昭和十一年八月十日

有権者数　一八、一九六人

当選　伊藤政治郎（民政党）　三、六七九票　落選　志賀　智（政友会）　二、二四〇票

〃　斉藤　主計（中　立）　二、九八七票　〃　工藤栄太郎（政友会）　一、三〇〇票

落選　出雲路　薫（国協党）　二、七三二票

（『北海道議会史』―第四巻　昭和三十八年　北海道議会事務局）

第一二期道会議員選挙は昭和十五年に行われたが、本町から前期に引き続き僧侶の出雲路薫、それに町議の相武吉治郎、菊地善吾の三名が立起した。しかし、いずれも当選票に達せず落選となり、戦前における苫小牧からの道会議員は小保方卯市、野口孝太郎の二名にとどまったのである。

●第一二期道会議員選挙（胆振支庁管内定員二名）

選挙日　昭和十五年八月十日

有権者数　一九、二五七人

当選　伊東　軍治（政友会）　二、九二一票　落選　菊地　善吾（民政系）　二、〇〇一票

〃　正源　次作（中　立）　二、三一八票　〃　出雲路　薫（国協党）　一、八四〇票

落選　伊藤政治郎（民政系）　二、二五〇票　〃　相武吉治郎（政友系）　六三九票

〃　斉藤　主計（政友系）　二、〇一〇票

（『北海道議会史』―第四巻　昭和三十八年　北海道議会事務局）

衆議院議員選挙

明治三十四年三月「北海道会法」「北海道地方費法」が発布され、本道においても自治制度が生まれ、翌三十五年八月十日の第七回衆議院選挙から国会に代議士を送ることになった。しかしながら、当初においては札幌・小樽・函館の三区から一名ずつの代議士選出が認められただけで、郡部の住民はこの選挙から除外されていた。したがって、苫小牧地方の住民には衆議院議員の選挙権がなかったのである。

ところが、明治三十七年の第九回総選挙から、郡部の住民にも選挙法が適用され、旧三県管内からも一名ずつ代議士を送ることになって、当地方においてもはじめての国会議員の選挙が行われ、札幌、小樽、岩内、増毛、上川、宗谷、空知、室蘭、浦河の各支庁管内からは政友会の中西六三郎が当選した。同四十一年には政友会の東　武、大正四年には立憲同志会の五十嵐佐市、同六年には再び政友会の東　武が当選した。(5)

大正八年には選挙法の改正によって、本道を一二区に区分し議員定員も十六名となり、区は各一名、郡部は一名ないし二名となった。当地方は「第一〇区室蘭支庁管内・浦河支庁管内」に属し一名の代議士を選出することになり、翌九年五月の選挙では政友会栗林五朔が当選した。大正十三年には憲政会の手代木隆吉が当選した。(6)

昭和三年には普選第一回の選挙が行われたが、選挙区も大幅に改正され五区に分け、定員も二〇名となった。当地方は第四区に属し「室蘭市、空知支庁、胆振支庁、日高支庁」の一市三支庁から五名の議員を選出することになった。苫小牧町における同年の選挙結果は次のとおりであった。

第一六回衆議院議員選挙（苫小牧町分）

選挙日	選挙会場	名簿登載者数	有権者数	投票者数	投票率
昭和三年二月二十日	東尋常高等小学校	三、五八二	三、五七五	二、九五四	八二・四

（『事務報告』昭和三年　苫小牧町）

この結果第四区では板谷順助、松実喜代太、岡本幹輔、檀野礼助、神部為蔵の五名が当選した。

第一七回総選挙は、昭和五年に行われたが、苫小牧町における選挙結果は次のとおりであった。

第一七回衆議院議員選挙（苫小牧町分）

選挙日	選挙会場	名簿登載者数	有権者数	投票者数	投票率
昭和五年二月二十日	東尋常高等小学校	三、八二三	三、七七七	三、三二四	八八・〇

（『事務報告』昭和五年　苫小牧町）

四区では手代木隆吉、板谷順助、神部為蔵、松実喜代太、岡田春夫の五名が当選した。

第一八回総選挙は、昭和七年に行われ、苫小牧町の選挙人登録者は三、九九八人となった。

第一八回衆議院議員選挙（苫小牧町分）

選挙日	選挙会場	名簿登載者数	有権者数	投票者数	投票率
昭和七年二月二十日	東尋常高等小学校	三、九九八	三、九六四	三、四二九	八六・五

（『事務報告』昭和七年　苫小牧町）

この結果四区では板谷順助、松実喜代太、山本市英、松尾孝之、手代木隆吉の五名が当選した。

第十九回総選挙は、昭和十一年一月二十一日、岡田啓介内閣が政友会から不信任案を提出されて議会を解散し、二月十日に総選挙が行われた。

第一九回衆議院議員選挙（苫小牧町分）

選挙会場	名簿登載者数	有権者数	投票者数	投票率
東尋常高等小学校	三、五九六	三、五五〇	三、〇三四	八五・四
沼ノ端小学校	三五七	三五四	二六二	七四・〇
錦多峰小学校	二九〇	二八八	二一九	七六・〇
計	四、二四三	四、一九二	三、五一五	八三・八

（『事務報告』昭和十一年　苫小牧町）

この選挙では、四区では手代木隆吉、岡田春夫、南条徳男、深沢吉平、北勝太郎が当選した。

第二〇回総選挙は、昭和十二年三月三十一日、林銑十郎内閣によって議会が解散され、四月二十九日に総選挙が執行された。今期当選の議員は太平洋戦争ぼつ発のため任期が一ヵ年延長された。

第二〇回衆議院議員選挙（苫小牧町分）

選挙場所	名簿登載者数	有権者数	投票者数	投票率
東尋常高等小学校	三、六三五	三、五九〇	二、八八三	八〇・三
沼ノ端小学校	三六九	三六四	二五〇	六八・六
錦多峰小学校	二八〇	二七九	一八二	六五・二
計	四、二八四	四、二三三	三、三一五	七四・三

（『事務報告』昭和十二年　苫小牧町）

この選挙では、赤松克麿、手代木隆吉、北勝太郎、南条徳男、岡田春夫が四区の当選者であった。

第二一回総選挙は、東条英機内閣のもとで解散が行われ、昭和十七年四月三十日執行されたが、いわゆる『翼賛選

挙』であった。当時の苫小牧町関係の資料がなく投票者数などは不明であるが、四区では手代木隆吉、北勝太郎、南条徳男、深沢吉平、星野靖之助の五名が当選した。

苫小牧町選挙人名簿（各年九月十五日調製）

年次	町村会議員	道会議員	衆議院議員	年次	町村会議員	道会議員	衆議院議員
大正一一年	一級 四一		三七四	昭和一一年	三、九三八	三、九三七	四、二八五
一二年	二級 二四九	二五五		一二年	三、九一三	三、九一三	四、二九一
昭和 二年	三、三七九	三、三七四	三、五八二	一三年	三、九三八	三、九三六	四、二六七
三年	三、四七六	三、四七五	三、七一一	一四年	三、九三六	三、九三四	四、三〇八
四年	三、五七七	三、五六一	三、八一三	一五年	三、九七八	三、九七八	四、三七九
五年	三、六八八	三、六八七	三、九二一	一七年	四、〇七〇	四、〇七〇	四、五三九
六年	三、七四六	三、七四六	三、九九八	一八年	四、二七四	四、二七四	四、八四九
七年	三、七三一	三、七三一	三、九四六	一九年	四、一四九	四、一四九	四、六五一
八年	三、七八七	三、七八七	三、九九〇	二〇年	四、二四二	四、二四二	五、〇九三
九年	三、八四一	三、八四一	四、〇四九				
一〇年	三、九五八	三、九五八	四、二四三				

（『事務報告』―各年、『苫小牧町勢一班』―各年、『町勢要覧』―各年より作成）

注（1）『二級町村制』　明治三十五年　殖民公報

（2）堀江敏夫　『苫小牧百年あれこれ』　昭和四十八年　苫小牧民報

（3）『苫小牧町会議録』　昭和十一年　苫小牧町

（4）『北海道議会史』第一巻　昭和二十九年　北海道議会事務局
（5）（6）『衆議院選挙の実績』昭和四十三年　財団法人公明選挙連盟

二　戦後における各種選挙結果

新選挙制度と選挙管理委員会の設立　昭和二十年十二月、衆議院議員選挙法が改正公布され、大選挙区、連記制をとり、婦人参政権が与えられた。そして、翌年九月には地方自治法の本旨の実現を期すため、地方制度の改正が行われ、地方住民の直接自治参与の範囲を拡充して道知事、道会議員、市町村長、市町村会議員の選挙権・被選挙権を衆議院議員選挙法に準じて、六カ月以上の居住期間をもって満二〇歳以上の男女に対し、ひとしく選挙権が与えられることになった。

この改正法による戦後第一回の町長選挙は昭和二十二年四月中の新憲法施行前に全国一斉に行われることになったため、公職追放による西田信一町長退職後直ちに町長選挙は行われず、収入役鹿毛奥太郎が町長臨時代理者に任命された。(1)

さて、この一連の選挙法改正のもと、本市においても、昭和二十一年四月十日の衆議院議員選挙をかわきりに、翌二十二年には四月五日の知事、町長、十六日には知事決戦投票、二十日には参議院議員、二十五日には衆議院議員、三十日には道議会議員、町議会議員の各種選挙が、東小学校、娯楽場、王子青年学校、中学校、公民館、西小学校、糸井、錦岡、樽前、沼ノ端、勇払、柏原、静川、植苗、大学演習林、丸山の一六会場において行われた。

四月には画期的なる選挙が行われ、道知事、市町村長選挙、知事の決戦投票、衆議院議員選挙、参議院議員選挙、道会議員、町会議員の選挙が相次いで施行され、特に道知事、市町村長選挙は我が国初めての試みであり地方分権の確立と自治体の民主化に寄与する

ものとして重大なる意義があり、当町としても公選による町長が四月七日に就任民主的自治体の第一歩を印した次第であります。

（『事務報告』昭和二十二年　苫小牧町）

また、地方制度の改正は選挙に関する事務を選挙管理委員会において管理することに改めたが、本市においても昭和二十一年十月八日、八巻耕三を委員長とする『苫小牧町会議員選挙管理委員会』が設置され、翌二十二年には田中正太郎が二代目委員長となり、翌二十三年市制施行とともに『苫小牧市選挙管理委員会』と改められた。

昭和二十五年四月十五日に「公職選挙法」が公布され、これまでの選挙制度は選挙の種別ごとに別個の法体系によって規定されていたが、これらがこの公職選挙法によって統一された。同二十六年には選挙管理委員会事務局が設置され、書記長一名、書記二名を置き独立して事務を行うことになった。本市選挙管理委員会は昭和二十七年四月～三十二年七月まで全国市区選挙管理委連合会道支部理事、同三十六年七月～三十八年七月と同四十年八月～四十三年二月まで全国市区選管委連合会理事、同四十五年二月からは全国連合会道副支部長にあり、数多くの表彰をうけている。

選挙管理委員会委員および補充員名簿

順位	年次	委員	補充員
一次	昭和二一年	○八巻耕三、宮崎英夫、山本茂郎	工藤政治、井上次郎、後藤基光、大木祐三
二次	二二年	○田中正太郎、工藤政治、大木祐三	井上次郎、吉村義一、吉井一行
三次	二三年	○工藤政治、井上次郎、吉村義一	吉井一行
四次	二三年	○工藤政治、万谷直吉、荒沢哲翁、藤原博弥	藤田隆一、中井武雄、大頭一三、中原伊勢蔵
五次	二六年	○工藤政治、万谷直吉、荒沢哲翁、中井武雄	藤田隆一、大頭一三、中原伊勢蔵、藤原博弥
六次	二九年	○工藤政治、万谷直吉、荒沢哲翁	藤田隆一、中原伊勢蔵、藤原博弥

七次	三二年	○工藤政治、万谷直吉、荒沢哲翁、井上光枝	藤田隆一、中原伊勢蔵、藤原博弥
八次	三五年	○万谷直吉、荒沢哲翁、市岡吉男、井上光枝	加藤虎雄、吉井一行、沖幸一、藤田富美
九次	三八年	○荒沢哲翁、井上光枝、加藤虎雄、吉井一行	沖幸一、藤田富美
一〇次	三九年	○荒沢哲翁、井上光枝、加藤虎雄、吉井一行	沖幸一、藤田富美、小池トヨ
一一次	四三年	○荒沢哲翁、井上光枝、加藤虎雄、沖幸一	荻野大五郎、柴田正三、藤田富美、小池トヨ
一二次	四四年	○荒沢哲翁、加藤虎雄、沖幸一、柴田正三	小池トヨ、黒沢みつゑ、君島糾三
一三次	四六年	○荒沢哲翁、●沖幸一、柴田正三、君島糾三	中原伊勢蔵、広田まさい、黒沢みつゑ
一四次	四七年	○荒沢哲翁、●沖幸一、君島糾三、黒沢みつゑ	中原伊勢蔵、広田まさい、吉川忠利、沼田千都子
一五次	四八年	○荒沢哲翁、●沖幸一、君島糾三、中原伊勢蔵	広田まさい、吉川忠利、沼田千都子

※○印委員長　●印委員長職務代理者　（『選挙管理委員会委員、補充員原簿』より作成　苫小牧市選挙管理委員会）

町長・市長選挙　従前まで町長は町会議員のみによる選挙によって選出されてきたが、町村制の改正によって直接住民に選挙によって選ばれることになった。

公選による第一回の町長選挙は昭和二十二年四月五日に行われたが、有権者数一万四、〇六三人、投票者数一万一、二二九人で七九・八％で、男の方が六％ほど上回っていた。

この選挙には前東小学校長田中正太郎、町会議員相武吉治郎、同菊地善吾の三名が立候補したが、田中正太郎が大差で二候補をやぶり初代公選町長となった。なお、田中町長は同二十三年四月一日の市制施行により初代苫小牧市長となった。

第二回市長選挙は昭和二十六年四月二十三日に、第三回市長選挙は同三十年四月三十日に、第四回市長選挙は同三

十四年四月三十日にそれぞれ行われる予定であったが、対立候補者がなく現市長田中正太郎の無投票による再選、三選、四選が決定した。田中市長は四期一六年間町長、市長を勤めたが、同三十八年四月をもって退職した。

昭和三十八年四月三十日の市長選挙は、これまでにない激戦でありはなはだしい運動が展開されたが、革新系無所属の前市助役大泉源郎が保守系・民社党の推す稲垣是成をやぶり当選した。大泉市長は同四十二年、同四十六年の選挙にはそれぞれ大差で対立候補をやぶり三選され現在に至っている。

公選による町長・市長選挙

選挙期日	候補者 氏名	得票数	当落	党派別	備考
昭和三・四・五	田中正太郎	六、六七六	当	ナシ	前東小学校長
	相武吉治郎	二、二〇一	落	ナシ	町会議員
	菊地善吾	二、一〇五	落	ナシ	町会議員
二六・四・三	無投票				
三〇・四・三〇	無投票				
三四・四・三〇	無投票				
三八・四・三〇	大泉源郎	一七、八九七	当	無所属	前市助役
	稲垣是成	一五、九六〇	落	無所属	元道衛生部長、藤短大教授
	豊間根吉明	四一八	落	日本共産党	政党役員
四二・四・二六	大泉源郎	三一、七〇二	当	無所属	市長
	豊間根吉明	六、七六三	落	日本共産党	建設業



投票風景　（昭和46年）〔苫小牧市史編さん室蔵〕

昭和四六・四・二六	大泉　源郎	三六、一八〇	当	無所属	市長
	山口　照和	一七、〇〇五	落	日本共産党	政党役員

（『選挙管理の既要』昭和三十九年刊　苫小牧市選挙管理委員会）

町議会・市議会

昭和十九年、戦争激化のため任期の延長となった町会議員の選挙は、町村制改正のもとで、昭和二十二年四月三十日に行われた。当初定員は三〇名であったが、同三十八年四月の選挙から有権者数が三万八、四九〇人となり定員は三六名となった。

議員選挙

● 第一期　町（市）議会議員選挙（定員三〇名）（昭和二十二年四月三十日執行）

当落	得票数	立候補者名	党派別	当落	得票数	立候補者名	党派別
当	三〇六	鳥越兼次郎	無所属	当	二一七	西尾和夫	無所属
〃	二九三	菊地善吾	〃	〃	二一一	岡本三男	日本社会党
〃	二八九	佐々木瞭司	〃	〃	二一一	田中正経	無所属
〃	二五五	亀谷治三郎	〃	〃	二一〇	格地正都	〃
〃	二四九	中村重信	〃	〃	二一〇	山田信治	〃
〃	二四八	相武吉治郎	〃	〃	二一五	後藤末勝	〃
〃	二四七	遠山五十二	〃	〃	二一四	蠣崎蔵治	〃
〃	二四四	高柳武夫	〃	〃	二一四	出雲路靖哉	〃
〃	二四四	遠藤福雄	〃	〃	二一二	木村寿荘	〃
〃	二四二	今野　博	〃	〃	二〇九	池田脇治	〃
〃	二二九	近藤武雄	〃	〃	二〇三	浜谷文輔	〃

当選	二〇二	塚田　重	無所属	一五九	奥野　登	無所属
〃	二〇二	東　盛三郎	〃	一四七	渡辺喜吉	〃
〃	二〇〇	渡辺広継	〃	一四四	岩本三郎衛	日本社会党
〃	一九六	深沢正男	〃	一二五	岩崎松太郎	無所属
〃	一九五	五十嵐泰	〃	一二二	伊藤仙太郎	〃
〃	一九二	松原沢光	〃	一一四	杉原興利一	〃
〃	一八九	丹羽秀雄	〃	一一三	内海菊之助	〃
〃	一八九	鷲津吉雄	〃	一一二	渡部慶治	〃
落選	一八六	須佐惣太郎	無所属	一一〇	杉本寛一	〃
〃	一八一	中原伊勢蔵	〃	一〇九	近藤太郎	〃
〃	一八〇	葛西勘次郎	〃	一〇八	伊東健二	〃
〃	一七九	中島誠次	〃	一〇六	青木　集	日本社会党
〃	一七七	星野藤二郎	〃	一〇五	荒木元吉	無所属
〃	一七六	高橋捷吾	〃	一〇三	岩井真三郎	〃
〃	一七三	高坂永松	〃	九六	川村彦右エ門	〃
〃	一六九	鳥嶋清八郎	〃	九〇	山崎市郎	〃
〃	一六三	山本藤治郎	〃	八八	畠山　誠	〃
〃	一六一	合坪正三	〃	八八	網谷幸一	〃
〃	一六一	中村繁雄	〃	八八	竹本清八	〃
〃	一六〇	藤井伊勢太	〃	八八	相沢一雄	日本共産党

落	七九	武　米吉	日本民主党	五五	真部義勝	無所属
〃	七一	柴田丈次郎	無所属	五一	阿部金兵衛	〃

● 第二期　市議会議員選挙（定員三〇名）（昭和二十六年四月二十三日執行）

当落	得票数	立候補者名	党派別	当落	得票数	立候補者名	党派別
当	八四九	保利啓吉	なし	当	三八九	宮本義勝	無所属
〃	七一一	本田勲男	〃	〃	三八九	須佐惣太郎	なし
〃	六一一	小川長	〃	〃	三七八	松原沢光	〃
〃	五七三	五十嵐泰	〃	〃	三七七	五藤義正	日本社会党
〃	五七〇	田中浜吉	〃	〃	三七七	近藤武雄	なし
〃	五三六	塚田重	〃	〃	三七一	中村重信	〃
〃	四九七	片貝重吉	〃	〃	三六〇	中村繁雄	自由党
〃	四八八	菊地善吾	〃	〃	三五八	永山正男	なし
〃	四五九	渡辺広継	〃	〃	三五二	亀谷治三郎	自由党
〃	四四九	遠山五十二	無所属	〃	三五一	青木集	日本社会党
〃	四四三	佐々木瞭司	〃	〃	三五〇	丹羽秀雄	なし
〃	四四一	田中正経	〃	〃	三二六	深沢正男	自由党
〃	四二八	蠣崎蔵治	〃	〃	三二二	格地正都	なし
〃	四二二	名畑健次	なし	〃	三一三	鳥越兼次郎	自由党
〃	四〇八	田中創吉	無所属	落	三一一	池田脇治	〃
〃	四〇〇	瀬戸藤市	〃	〃	三〇一	西尾和夫	〃

〃	二九九	染野　一	無所属	落	二二四	中公喜一郎	な　し
〃	二九八	片山金雄	自由党	〃	二〇三	相武吉治郎	自由党
〃	二九五	村山保雄	な　し	〃	二〇〇	上田孫七	な　し
〃	二七〇	伊藤仙太郎	無所属	〃	一九九	柴田丈次郎	自由党
〃	二六七	竹本清八	自由党	〃	一八七	尾崎良介	な　し
〃	二四八	今野　博	〃	〃	一八三	温井　修	日本社会党
〃	二三六	岩本三郎衛	な　し	〃	一六〇	土田富夫	〃
〃	二三四	高坂永松	〃	〃	一五〇	岩井真三郎	自由党
〃	二三二	小泉敏雄	〃	〃	一三九	畠山　誠	無所属
落	二二七	本間敏幸	〃	〃	一三八	大滝義雄	日本共産党
〃	二二六	小野寺長吉	〃	〃	一二一	大植梅吉	無所属

● **第三期　市議会議員選挙**（定員三〇名）（昭和三十年四月三十日執行）

当落	得票数	立候補者名	党派別	当落	得票数	立候補者名	党派別
当	八六五	菊地善吾	無所属	当	六八一・三	中村重信	な　し
〃	七六三	藤原博彌	〃	〃	六七八	遠山五十二	〃
〃	七六二	海堀つとむ	〃	〃	六七六	渡辺広継	無所属
〃	七四二	竹田鉄夫	〃	〃	六四四	船水平四郎	な　し
〃	七二七	田村　繁	日本社会党右派	〃	六二六	五十嵐　泰	〃
〃	六九六	佐藤二男	な　し	〃	五九二・七	中村繁雄	自由党
〃	六八五	塚田重	無所属	〃	五九〇	丹羽秀雄	無所属

当	五七七	中橋隆平	無所属	当	四六七	山崎勝雄	無所属
〃	五七四	格地正都	〃	〃	四四八	相武吉治郎	自由党
〃	五六三	深沢正男	〃	落	四三七	西武雄	日本社会党左派
〃	五五九	合坪正三	なし	〃	四〇七	鷲津吉雄	無所属
〃	五四六	市岡吉男	無所属	〃	三九九	荒正	〃
〃	五三六	岩本三郎衛	〃	〃	二八二	山内義衛	〃 日本社会党右派
〃	五三六	田中創吉	〃	〃	二七〇	青木集	日本共産党
〃	五二九	蠣崎蔵治	〃	〃	二六〇	赤塚明	無所属
〃	五一二	佐々木瞭司	〃	〃	二三八	上田孫七	〃
〃	五一二	本間敏幸	〃	〃	二二七	大石鉄雄	〃
〃	四九八	須佐惣太郎	〃	〃	二一五	後藤勝広	〃
〃	四九五	高坂永松	〃	〃	二一三	畠山誠	〃
〃	四八四	松原沢光	なし	〃	一四九	宮崎源吉	〃
〃	四七八	鳥越兼次郎	無所属				

● **第四期　市議会議員選挙**（定員三〇名）（昭和三十四年四月三十日執行）

当落	得票数	立候補者名	党派別	当落	得票数	立候補者名	党派別
当	一、二七五	藤原博彌	無所属	当	九四五	山崎勝雄	無所属
〃	一、二〇七	五十嵐泰	日本社会党	〃	八九五	渡辺広継	〃
〃	一、〇四六	高西哲郎	無所属	〃	八四八	瀬田石信男	〃
〃	九五五	荒正	日本社会党	〃	七六三	中林信一	〃

| | | |

●第五期　市議会議員選挙（定員三六名）（昭和三十八年四月三十日執行）

当落	得票数	立候補者名	党派別	当落	得票数	立候補者名	党派別
当	一、一二四	五十嵐　泰	日本社会党	当	七五一	田中創吉	日本社会党
〃	一、〇八二	本間敏幸	自由民主党	〃	七五一	桜庭一二	民主社会党
〃	一、〇八二	橋　浪蔵	〃	〃	七四四	荒　正	日本社会党
〃	一、〇七七	合坪正三	日本社会党	〃	七一四	丹羽秀雄	民主社会党
〃	一、〇二二	平野賢吉	無所属	〃	七〇八・二四八	中村重信	自由民主党
〃	一、〇一〇	藤原博弥	〃	〃	六八三	平井　義	無所属
〃	一、〇〇五	中林信一	公明政治連盟	〃	六七六	古戸政信	自由民主党
〃	九九六	今野　豊	な　し	〃	六七四	小田芳太郎	〃
〃	九三九	三浦英一	〃	〃	六五二・〇七〇	田村　繁	民主社会党
〃	九二七・二五三	中村芳衛	自由民主党	〃	六四六・九二八	田村茂雄	な　し
〃	九一一	深沢正男	〃	〃	六三六	山崎勝雄	〃
〃	九〇四	笹谷　博	公明政治連盟	〃	六三六	高西哲郎	〃
〃	八九三	田原賢蔵	無所属	〃	六二七	格地正都	自由民主党
〃	八八三	本波　博	〃	〃	六二六	布施与作	無所属
〃	八五五	中嶋義則	自由民主党	〃	六一七	菊地善吾	自由民主党
〃	八五二	竹田鉄夫	日本社会党	〃	六一三	山口照和	日本共産党
〃	八四七	松原沢光	無所属	〃	五八三	須崎岩尾	無所属
〃	八一六	今田勝義	な　し	〃	五七〇	岸浪公華	日本社会党

落	五四八	高野丈夫	日本社会党	落	三一八	赤塚　明	日本共産党
〃	五四四・四九七	中村繁雄	自由民主党	〃	二七二	山内平治郎	自由民主党
〃	五〇四	渋谷春雄	無所属	〃	二二二	千葉喜三郎	な　し
〃	五〇四	西　武雄	日本社会党	〃	二〇七	岩本三郎衛	〃
〃	四四八	高橋寅吉	無所属	〃	一六八	阪本貞雄	無所属
〃	四一六	酒井　武	〃	〃	一六八	杉本　勲	〃
〃	三八〇	水野四郎	〃	〃	九七	見上米吉	〃
〃	三五〇	蠣崎蔵治	〃				

●第六期　市議会議員選挙（定員三六名）（昭和四十二年四月二十八日執行）

当落	得票数	立候補者名	党派別	当落	得票数	立候補者名	党派別
当	一、九四一	大平盛雄	日本社会党	当	一、〇三三	藤原博弥	無所属
〃	一、三一八	戸部卯吉	民主社会党	〃	一、〇二三	本間敏幸	自由民主党
〃	一、二六九	三海静夫	無所属	〃	一、〇一八	笹谷　博	公明党
〃	一、二〇三	本波　博	〃	〃	一、〇〇六	今野　豊	無所属
〃	一、一八六・九一五	中村重信	自由民主党	〃	九九〇	常野広昭	日本共産党
〃	一、一八五	橋　浪蔵	〃	〃	九八七	木村寿治郎	自由民主党
〃	一、一四九	高西哲郎	無所属	〃	九七五・五〇五	中村芳衛	〃
〃	一、〇七〇	今田勝義	〃	〃	九六九	竹田鉄夫	日本社会党
〃	一、〇六七	酒井　武	〃	〃	九六三	松原沢光	自由民主党
〃	一、〇三七	鎌田久義	公明党	〃	九六〇	桜庭一二	民主社会党

当	九一一	山下隆雄	日本社会党	当	七八四	山口照和	日本共産党
〃	九〇一	平野賢吉	自由民主党	〃	七七二	山崎勝雄	無所属
〃	九〇一	格地正都	自由民主党	〃	七四二・八七六	田村繁	民主社会党
〃	八五五・一二三	田村茂雄	〃	〃	七三五	須崎岩尾	日本社会党
〃	八四八	高橋清孝	公明党	落	六一一	菊地善吾	自由民主党
〃	八四六	高野丈夫	日本社会党	〃	六〇二	渋谷春雄	無所属
〃	八四四	田原賢蔵	無所属	〃	五九五	宇佐吉雄	日本社会党
〃	八三六・五七九	中村繁雄	自由民主党	〃	五七六	丹羽秀雄	民主社会党
〃	八二二	三浦英一	無所属	〃	五七二	布施与作	無所属
〃	八〇八	荒正	日本社会党	〃	五四五	五十嵐泰	日本社会党
〃	七九三	反保武雄	〃	〃	四一四	平田米男	無所属
〃	七八五	田中創吉	〃	〃	四〇二	岩本三郎衛	〃

● **第七期　市議会議員選挙**（定員三六名）（昭和四十六年四月二十五日執行）

当落	得票数	立候補者名	党派別	当落	得票数	立候補者名	党派別
当	二、〇九四	望月昭七	無所属	当	一、四八七	戸部卯吉	民主社会党
〃	一、七二三	須藤圭造	〃	〃	一、四三八	笹谷博	公明党
〃	一、五五〇	大平盛雄	日本社会党	〃	一、三五二	鎌田久義	公明党
〃	一、五四一	森田勇	無所属	〃	一、二八六	田原賢蔵	日本社会党
〃	一、五三九	橋浪蔵	自由民主党	〃	一、二八三・一四六	中村芳衛	自由民主党
〃	一、四九一	加藤啓子	無所属	〃	一、二八二	本波博	無所属

当	一、二八〇・九〇四	中村重信	自由民主党	当	九六六	角野　毅	無所属
〃	一、二七四	本間敏幸	〃	〃	九三二	須崎岩尾	日本社会党
〃	一、二六八	五十嵐　泰	日本社会党	〃	九二八	荒　　正	〃
〃	一、二三九・二三六	高橋清孝	公明党	〃	八七九	反保武雄	〃
〃	一、二三二・二四一	田村茂雄	自由民主党	落	八五四・九四七	中村繁雄	自由民主党
〃	一、二三三	三浦英一	無所属	〃	八四七	木村寿治郎	〃
〃	一、二一〇	今田勝義	〃	〃	八〇七	格地正都	〃
〃	一、二〇六・六一一	青野春夫	自由民主党	〃	七六六・三八八	小寺野春夫	無所属
〃	一、二〇一	常野広昭	日本共産党	〃	七四四	高野丈夫	日本社会党
〃	一、一七九	藤瀬　愿	〃	〃	七四三	吉住秀雄	日本共産党
〃	一、一五一	畑　宣佳	日本社会党	〃	七三二	酒井　武	無所属
〃	一、〇九二	桜庭一二	民主社会党	〃	七〇二	吉木碩雄	〃
〃	一、〇八八・六五八	田村　繁	〃	〃	六七六	山崎勝雄	自由民主党
〃	一、〇八三	今野　豊	無所属	〃	六四七	山下隆雄	日本社会党
〃	一、〇七二	西浦清輝	無所属	〃	五九五	平田米男	無所属
〃	一、〇一四	平野賢吉	自由民主党	〃	四六二	松岡一敏	〃
〃	一、〇〇八	宇佐吉雄	日本社会党	〃	四一七・七七三	高橋俊一郎	無所属
〃	九九八	竹田鉄夫	〃	〃	三六八	児玉鋭之助	自由民主党
〃	九九四	三海静夫	自由民主党	〃	二七三	岩本三郎衛	無所属
〃	九七四	松原沢光	〃				

（『選挙開票状況資料』苫小牧市選挙管理委員会より作成）

知事・道議会議員選挙　地方制度の改正により都・道の長官および各府県知事は、住民の公選によることになった。道庁職員組合の推した当時、林務課の一係長であった道庁職員組合執行委員長田中敏文(三八歳)が候補にあげられ、社会党および革新勢力は一致してこれを支持、これに対し民主党は北大病院長有馬英二、日本自由党の推す元小樽高商校長苫米地英俊その他が立候補し、昭和二十二年四月五日の選挙では激戦の結果、いずれも法定得票数に達せず、上位の田中敏文と有馬英二との間に同月十六日に決戦投票が行われ、田中敏文が当選し初の民選道長官となった。

田中長官は、昭和二十二年五月三日の地方自治法の施行によって初代北海道知事となったが、同二十六年には酪農学園長黒沢西蔵、同三十年には前副知事西川三次をやぶって三選された。

昭和三十四年の知事選挙では、初代北海道知事に当選以来三期十二年間、道政をあずかった社会党知事田中敏文が引退したため、三期連続苦杯をなめた自民党は衆議院議員町村金五を推し、田中知事引退後も革新道政を守るべく、社会党も衆議院議員横路節雄を立起させ、激しい攻防戦を展開したが、町村金五が当選し保守道政へと転換した。町村知事は同三十八年前道議会議長荒哲夫を、同四十二年には道議会副議長塚田庄平の社会党候補、その他を大差でやぶって二選、三選された。

昭和四十六年には町村知事の後継者として前北海道開発庁事務次官の堂垣内尚弘を、社会党は再び塚田庄平を推し、無所属一名も立起したが、事実上保守・革新の二大勢力の対決として行われ、接戦の末堂垣内が当選し第七代北海道知事となった。

知事選における苫小牧市の票をみると、昭和三十四年の横路節雄と同四十六年の塚田庄平のいずれもやぶれた候補

者への票が多かったのが一つの特色である。

北海道知事選挙における苫小牧市の得票数

選挙期日	立候補者名および得票数									
	氏名	得票数	氏名	得票数	氏名	得票数	氏名	得票数	氏名	得票数
昭和二六・四・三〇	田中　敏文	一〇、六八七	黒沢　酉蔵	五、八〇七						
三〇・四・二三	田中　敏文	一四、二一〇	西川　三次	五、六〇六						
三四・四・二三	横路　節雄	一三、六一八	町村　金五	一一、二九四	小田　俊与	七六				
三八・四・一七	町村　金五	一九、三一〇	荒　哲夫	一二、一〇九	西舘　仁	四九五	前川　一水	九七		
四二・四・一五	町村　金五	二一、五四九	塚田　庄平	一七、二四三	佐藤　剛二	五六二				
四六・四・一一	塚田　庄平	二七、六三六	堂垣内尚弘	二三、一五〇	坂本　和	四九三				

（『選挙開票状況資料』　苫小牧市選挙管理委員会）

戦後初の道議会議員選挙は、昭和二十二年四月三十日に行われたが、公職追放の関係で立候補者については資格審査があって、胆振支庁管内では定員三名に対し八名の立候補者があり、苫小牧からは無所属で前町長西田信一と、共産党の元国策パルプ社員木南貫一が立起し、西田信一が当選した。

昭和二十六年の道議会議員選挙からは、本市の市制により定員一名を得て行われ、自由党の現西田信一が社会党の佐瀬定一をわずかの差でやぶり二選されたが、同三十年の選挙では王子労組の推す社会党五藤義正にやぶれた。

五藤は昭和三十四年の選挙で王子新労および保守系の推す遠山五十二をやぶったが、同三十八年には保守、同盟系の推す宮本義勝にやぶれている。

昭和四十二年には定員二名となり、自民党宮本義勝、社会党合坪正三、民社党佐藤玄一、それに社会党の公認を得

られなかった五藤義正が無所属として出馬したが、宮本と合坪が当選し、同四十六年の選挙でも同一名が当選した。

道議会議員選挙

選挙期日	候補者 氏名	得票数	当落	党派別	備考
昭和二二・四・三〇 定員三名	川原正幸	一二、三六九（一二、九六四）	当	無所属	室蘭市　北農畜産技師
	岡　蕃	一〇、四九一（八三）	〃	〃	伊達町　前伊達町長
	西田信一	九、八六五（五、三六四）	〃	〃	苫小牧町　前苫小牧町長
	正源次作	九、〇八六（五四七）	落	日本自由党	豊浦村　農業
	菊地婆太雄	七、五四一（三、四五〇五）	〃	日本社会党	安平村　国民学校訓導
	菊地藤之助	一、〇二四（三九六）	〃	民主党	伊達町　農業
	木南貫一	二〇六（三五）	〃	日本共産党	苫小牧町　日胆タイムス主筆
	河野高慧		〃	無所属	安平村　機械技術員
二六・四・三〇 定員一名	西田信一	八、三八〇	当	日本自由党	道会議員、会社社長
	佐瀬定一	八、一〇七	落	日本社会党	王子製紙社員
三〇・四・二三 定員一名	五藤義正	一〇、五四〇	当	日本社会党	王子製紙社員
	西田信一	九、三六〇	落	日本自由党	道会議員、会社社長
三四・四・二三 定員一員	五藤義正	一三、三五六	当	日本社会党	道会議員
	遠山五十二	一一、七一七	落	無所属	王子製紙社員
三八・四・一七 定員一名	宮本義勝	一八、一四四	当	無所属	会社社長、商工会議所副会頭
	五藤義正	一四、〇六〇	落	日本社会党	道会議員

昭和四二・四・一五定員二名	宮本　義勝	一二、四四七	当	自由民主党	道会議員、会社社長
	合坪　正三	一一、七七三	〃	日本社会党	公社社員
	佐藤　玄一	一〇、二八九	落	民主社会党	病院院長
	五藤　義正	四、九二四	〃	無所属	会社員
四六・四・一二定員二名	合坪　正三	一三、二六九	当	日本社会党	道会議員、団体役員
	宮本　義勝	一二、六四八	〃	自由民主党	道会議員、会社社長
	さかい　実	四、〇九七	落	日本共産党	政党役員

※昭和二十二年の（　）中の得票数は苫小牧での得票数を示す

（『選挙開票状況資料』　苫小牧市選挙管理委員会より作成）

衆議院議員選挙　昭和二十年十一月、日本民主化を前進させるため衆議院議員選挙が改正されて、婦人参政権が認められ、本道は一、二区の二選挙区とした。苫小牧は胆振支庁管内であったから、札幌、小樽、函館、室蘭、夕張、岩見沢の六市と石狩、渡島、檜山、後志、胆振、空知、日高の七支庁管内の第一区に属し、同二十一年四月十日に行われた。第一区は定員一四名に対し実に、七一名が立候補して五倍の競争率となったが、次の一四名が当選した。

有馬英二（無所属）、北勝太郎（協同党）、新妻イト（社会党）、苫米地英俊（自由党）、平塚常次郎（自由党）、岡田春夫（社会党）、正木清（社会党）、椎熊三郎（道政連）、地崎宇三郎（道政連）、東隆（協同党）、柄沢とし子（共産党）、北正清（協同党）、小川原正信（自由党）、香川兼吉（協同党）

（『選挙管理の概要』　昭和三十八年刊　苫小牧市選挙管理委員会）

昭和二十二年四月二十五日には、吉田茂内閣のもとに総選挙が行われたが、この回から再び中選挙区単記制となっ

た。

苫小牧は北海道第四区（定員五名）に所属したが、苫小牧からの立候補者はなく、苫小牧での得票数をみると、白老村の三好竹勇が一番多く、続いて岡田春夫であった。

昭和二十四年一月二十三日の総選挙は、新憲法下における最初の選挙として行われたが、札幌市から移住しすでに衆議院議員選挙立候補の経験のあった篠田弘作が、苫小牧市を母体として立候補して当選、本市からはじめて代議士を送ることになった。しかし、苫小牧での得票数は二、二七八票の第二位にとどまった。また、苫小牧からは農業関係をバックに無所属の川原正幸が立起し、苫小牧での票は四、九五四票と最高票をとったが落選した。

昭和二十七年十月一日の総選挙は、追放解除者の進出が目立ち、鳩山一郎が全国最高点で当選し、共産党の低調が目立った。本市からは篠田弘作が立起し当選したが、苫小牧での得票は五、六二九票と前回に比べ伸びを示したものの、社会党山中日露史にはわずかにおよばなかった。



篠田弘作の入閣した第二次池田内閣の認証式（昭和37年）〔篠田弘作所収より〕

昭和二十八年、同三十年、同三十三年、同三十五年の総選挙にも篠田弘作は当選したが、苫小牧での得票数はわずかながらいずれも山中日露史におよばなかった。また、同三十五年からは社会党から分離した民社党が小平忠を当選させている。

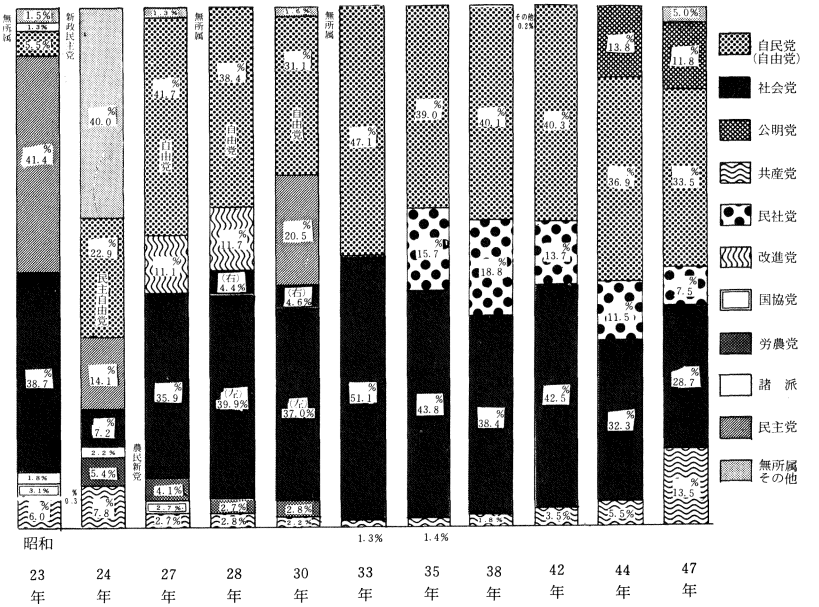
篠田弘作は、昭和三十七年池田勇人内閣の自治大臣として入閣し、本市からはじめて大臣が誕生した。篠田は翌三十八年の総選挙で首位で当選し苫小牧での得票数も一万〇、

七一二票を得てはじめて首位となった。篠田はその後も連続当選し、苫小牧での得票数も首位を守り続けた。

この間、公明党が新しく誕生し、四区では同四十四年十二月二十七日の総選挙に相沢武彦が当選した。相沢は四十七年の総選挙では落選したが、居を苫小牧に移し、同四十九年の参議院議員選挙（地方区）で雪辱した。

さらにまた、共産党の進出もめざましく苫小牧での政党色も接近し、昭和四十七年の総選挙では自由民主党、日本社会党、日本共産党、公明党、民主社会党の順となっている。(2)

衆議院議員選挙における苫小牧市の政党別得票率　（選挙管理の概要より作成）



衆議院議員選挙（北海道第四区定員五名）

選挙期日	候補者氏名	得票数 総数	得票数 苦小牧	当落	党派別
昭和二二・四・二五 定員五名	岡田　春夫	四二、二二八	二、〇一三	当	日本社会党
	北　二郎	三四、九一〇	一八一	〃	日本農民党
	三好　竹勇	二六、九一三	三、九四四	〃	民主党
	山中日露史	二一、七六八	九二一	〃	日本社会党
	松浦　栄	一九、八九三	二三九	〃	日本自由党
	香川　兼吉	一九、〇六七	一〇〇	落	国民協同党
	落合　誠治	一六、七九四	六五九	〃	日本社会党
	海内　要道	一六、二三四	一四	〃	〃
	小平　忠	一三、八四二	二〇七	〃	国民協同党
	太田　信吉	一三、〇一三	一四五	〃	日本社会党
二四・一・二三 定員五名	岡田　春夫	三九、九二五	六四六	当	労農党
	北　二郎	三七、四四八	一九〇	〃	農民新党
	小平　忠	三三、四六〇	九八	〃	〃
	柄沢とし子	二八、二五九	九七八	〃	日本共産党
	篠田　弘作	二七、八七八	二、二七八	〃	民主自由党
	徳中　祐満	二三、九一七	三三四	落	〃
	三好　竹勇	二〇、七八八	一、六七七	〃	民主党
	松浦　栄	二〇、三〇三	三三	〃	民主自由党
	津々良　渉	一〇、六二五	五六二	落	日本共産党
	池戸　芳一	一〇、三三〇	一七	〃	無所属
	西部　利恵	六、四三〇	四六	〃	〃
	佐茂　菊蔵	六、二九七	八六	〃	〃
	芳賀　栄造	五、二三三	一二八	〃	新政民主党
	水谷　孝	三、四四五	五五	〃	民主党
	橘　富士松	三、一六六	三〇一	〃	日本自由党
	竹島由太郎	一、四六一	一三	〃	民主党
	当摩　憲三	一、一三四	二一	〃	日本共産党
	笠松　功一	五九六	二九	〃	勤労民主党
	山中日露史	一八、三〇三	七〇九	落	日本社会党
	香川　兼吉	一八、〇一九	四八	〃	民主自由党
	海内　要道	一六、九五二	六〇	〃	無所属
	池戸　芳一	一四、四三四	三八	〃	労農党
	川原　正幸	一四、一七二	四、九五四	〃	無所属
	太田　信吉	九、九三三	六八	〃	日本社会党
	西田　正一	六、九一五	八八	〃	民主党
	喜多　幸章	六、三六四	一三八	〃	日本社会党

岡田　春夫	六六、七七五	落	二三三	労農党	当	六八四	協同党
渡辺　惣蔵	五九、四七一	〃	二三〇	社会党(左)	〃	二四九	〃
篠田　弘作	五六、四四六	〃	一、八四〇	自由党	〃	五、六二九	改進党
山中日露史	四五、九二四	〃	二六六	社会党(左)	〃	五、六八七	無所属
南条　徳男	四四、五七六	〃	四六〇	自由党	〃	一、二六三	日本共産党
小平　忠	七四、四八六	当	一、〇八二	自由党	当	七四九	民主党
岡田　春夫	七一、七三三	〃	三〇三	社会党(左)	落	四七五	〃
篠田　弘作	六八、九五一	〃	一、九七五	改進党	〃	五、四六七	無所属
山中日露史	五六、四五〇	〃	四七九	日本共産党	〃	六、三二九	日本共産党
渡辺　惣蔵	八八、〇二八	当	四九〇	社会党(左)	手代木隆吉	三九、五二七	落	二、四七九	民主党
小平　忠	六八、七四六	〃	八八九	社会党(右)	若原　譲	一四、五六二	〃	六七	無所属
南条　徳男	六七、八三〇	〃	一、四七一	民主党	村上　由	一一、八五八	〃	四二五	日本共産党
岡田　春夫	六三、四三二	〃	五五二	労農党	須合武四郎	四、七〇五	〃	七三	無所属
篠田　弘作	六〇、七八二	〃	五、九九四	自由党	小名　孝雄	三、八八一	〃	一〇四	〃
山中日露史	五九、二六〇	落	六、六四〇	社会党(左)	瀬賀　恭夫	一、七九九	〃	六七	〃
篠田　弘作	一〇一、一四〇	当	九、五五八	自由民主党	小平　忠	七〇、四四八	当	六三八	日本社会党
岡田　春夫	八七、四五八	〃	四七八	日本社会党	渡辺　惣蔵	六八、七五七	落	三一	〃
南条　徳男	八三、〇三二	〃	一、一八六	自由民主党	村上　由	九、二九三	〃	三〇五	日本共産党
山中日露史	七七、三一八	〃	一〇、三〇八	日本社会党	小名　孝雄	三、三九四	〃	一〇七	無所属
南条　徳男	九三、六八四	当	九〇三	自由民主党	渡辺　惣蔵	八五、四一四	当	三六二	日本社会党
岡田　春夫	八九、二〇九	〃	五五〇	日本社会党	篠田　弘作	八一、六〇六	〃	八、五九一	自由民主党

昭和二七・一〇・一一定員五名

昭和二八・四・一九定員五名

昭和三〇・二・二七定員五名

昭和三三・五・二二定員五名

昭和三五・一一・二〇

定員　五名	山中日露史	七五、〇六四	九一、三九五	篠田　弘作	南条　徳男	一〇一、五五九	二、一五六	当	自由民主党	小平　忠	八一、四八七	一、三五四	当	日本共産党
	小平　忠	七三、六四二	九一、〇五八	小平　忠	岡田　春夫	九三、二三三	三、〇九四	〃	日本社会党	井野　正揮	七九、一〇〇	一一、三五九	落	日本共産党
三八・一一・三 定員　五名														
	篠田　弘作	九一、三九五	一〇、七一三	当	自由民主党	山中日露史	七三、三七〇	一、三六一	当	日本社会党				
	小平　忠	九一、〇五八	五、四九四	〃	民主社会党	渡辺　惣蔵	七一、八三〇	〃	落	〃				
	岡田　春夫	八六、二六四	一、〇九〇	〃	日本社会党	豊島　俊男	一〇、九一五	五四五	〃	日本共産党				
	南条　徳男	七六、〇四八	九九一	〃	自由民主党	加納　勝美	二、三六一	六〇	〃	無所属				
四二・一・二九 定員　五名														
	南条　徳男	一〇一、五五九	二、一五六	当	自由民主党	小平　忠	八一、四八七	五、九九二	当	公明党				
	岡田　春夫	九三、二三三	三、〇九四	〃	日本社会党	井野　正揮	七九、一〇〇	一一、三五九	落	日本社会党				
	篠田　弘作	八五、九二九	二三、八六三	〃	自由民主党	豊島　俊男	一八、三四九	一、二八六	〃	日本共産党				
	渡辺　惣蔵	八五、六七四	一、三八五	〃	日本社会党									
四四・一二・二七 定員　五名														
	小平　忠	九一、六四八	五、〇一三	当	民主社会党	相沢　武彦	六六、三五四	五、九九二	当	公明党				
	篠田　弘作	八七、九四三	一四、七一六	〃	自由民主党	渡辺　惣蔵	六四、七三三	九三三	落	日本社会党				
	南条　徳男	七二、五八九	一、三五五	〃	〃	岡田　春夫	五八、四三一	二、四五一	〃	〃				
	井上野正揮	六九、五八一	一〇、六六六	〃	日本社会党	後藤　鉄治	二四、八六三	二、三九九	〃	日本共産党				
四七・一二・一〇 定員　五名														
	三枝　三郎	一〇四、四九一	二、六三一	当	自由民主党	小平　忠	六九、二六一	四、三一七	当	民主社会党				
	岡田　春夫	九九、六六一	一四、六四〇	〃	日本社会党	ほかお静子	六六、〇七三	七、七四三	落	日本共産党				
	篠田　弘作	八一、七六七	一六、六一〇	〃	自由民主党	相沢　武彦	五八、八八三	六、七九八	〃	公明党				
	渡辺　惣蔵	六九、三六八	一、八六九	〃	日本社会党	竹田　厳道	三二、五一一	二、八七三	〃	無所属				

（『選挙管理の概要』昭和三十八年刊、『選挙開票状況資料』より作成　苫小牧市選挙管理委員会）

参議院議員選挙　日本国憲法の制定にともない、従来の貴族院に代わって参議院議員選挙法は、昭和二十二年法律第十一号により公布され、第一回の選挙は同年四月二十日に行われた。

参議院議員の定数は二五〇人で、このうち一五〇人を地方区選出、一〇〇人を全国区選出とし、任期は六年で、最初の選挙では六年議員（上位当選者）と三年議員（下位当選者）を選び、その後は三年ごとに半数を改選することになっている。

参議院の権限は衆議院に劣るが、解散制度はなく、被選挙権は三〇歳以上で、全国区は、立候補者がそれぞれの支持団体や組織を通じての縦割りの選挙運動や、全国的な知名度を有することが必要で、一般の選挙と異なり、その初期には政党感にとらわれない傾向にあったが、最近では無所属議員の著しい減少があり、労働組合、各種団体とからむ政党支持が多くなっている。

なお、全国区の選挙結果については立候補者が多く、また本市よりの立候補者もないのでこれを割愛し、党派別得票数にとどめることにする。

参議院議員選挙全国区における苫小牧市の党派別得票数

党派別＼年月日	昭和二五・六・四	二八・四・二四	三一・七・八	三四・六・二	三七・七・一	四〇・七・四	四三・七・七	四六・六・二七	四九・七・七
自由党	二、二四一	二、五五三	—	—	—	—	—	—	—
日本社会党	一、九五〇	四、三五一	七、九一七	八、五三二	九、〇二六	九、九六三	一一、六四六	一一、二二八	一四、〇五五
日本共産党	三一九	一四〇	二三九	二二〇	七一〇	九三五	一、六八二	三、〇五七	七、〇八一
緑風会	九五六	一、二九八	七〇二	七九四	—	—	—	—	—
国民民主党	三九七	—	—	—	—	—	—	—	—

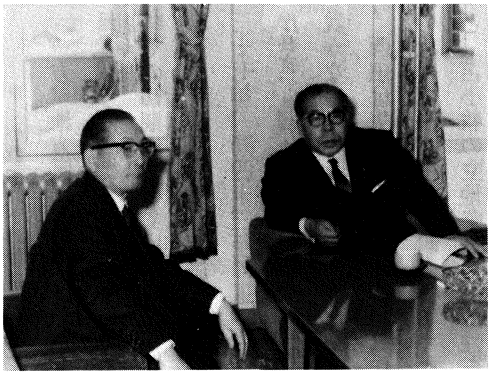
労働者農民党												
改進党	九五七		四二三									
自由民主党		六三〇		五、一九八	五、七一六	九、〇一〇	八、九六二	一一、九一三	一六、二一一	二二、四一二		
民主社会党						三、四二八	二、六二五	二、八〇八	一、三九四	三、六一七		
公明党	四九四						三、四七九	四、七九八	四、四七二	六、八五五		
諸派		二六一	二四〇		一七三	四六〇	一〇〇	一一八	三〇	一三七		
無所属	四、〇四七	三、四四九	二、二六三	二、〇四四	三、二一六	九二一	一、九二一	九八七	七、九五七			

※　小数点以下の数字は切捨て　（『選挙開票状況資料』　苫小牧市選挙管理委員会調より作成）

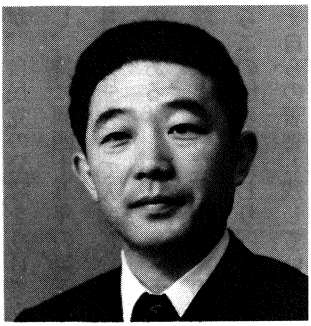
一方、地方区については北海道は一区のみで、定員は八名であったから、最初の選挙で上位当選者の四名を六年議員、残り四名は三年議員となった。

その初期においては、本市から参議院議員に立候補する者はなかったが、昭和三十一年にいたって、元町長で前年の道議会議員選挙で落選した西田信一が、自民党の公認をうけて立起し、見事当選して中央政界入りした。西田は同三十七年、同四十三年の選挙でも当選し、特に同四十五年の第三次佐藤内閣では国務大臣（北海道開発庁長官、科学技術庁長官、札幌オリンピック担当相、原子力委員長兼任）として入閣し、これまで北海道出身の議員は北海道開発庁長官の職に就かないという政界の不文律を破ったのである。

西田は先輩大臣である篠田弘作衆議院議員とともに苫小牧港の建設に情熱を燃やしてきたが、特に西田は苫小牧町の土木課長、助役、町長として戦前からこの仕事に携わり、昭和十四年ころから北海道工業地帯の造成がさけばれると、苫小牧の立地条件の優位性をとなえ自らの著書も残している。



国務大臣当時市役所を訪れ大泉市長と会談する西田信一（昭和45年）〔苫小牧市史編さん室蔵〕



相沢武彦参議院議員（昭和49年）〔笹谷博氏蔵〕

西田の立起により苫小牧での票は、昭和三十一年四五・三%、同三十七年四七・四%、同四十三年四三・五%と西田が圧倒的な強みを見せていて、この点衆議院選挙とは異なるものであることがわかる。

昭和四十九年七月七日の選挙では、苫小牧市から自民党西田信一と、前回の衆議院議員選挙で落選しその雪辱を期して苫小牧市に居を移した公明党相沢武彦の二名が立候補した。この選挙では自民党の公認を得れなかった前道議会議員の高橋辰夫が無所属で出馬したが、結果として自民党票の共食いとなり、自民党二名と保守系無所属一名が落選し、本道地方区からは全員革新系議員の当選となった。このため、その責任をとって自民党道連の篠田弘作会長以下役員の総辞任となった。

西田は苫小牧市において一万八、八四七票という首位の票を集めたものの、率では二九・六%にとどまって落選となり、公明党の相沢は九、九五三票と票を伸ばし当選した。また、この選挙では共産党の小笠原貞子が第一位で当選し、苫小牧市においても一万票を超えるという活躍ぶりであった。

参議院議員選挙（北海道地方区）

選挙期日	候補者氏名	得票数 総数	得票数 苫小牧	当落	党派別	候補者氏名	得票数 総数	得票数 苫小牧	当落	党派別
昭和二二・四・二〇	板谷　順助	七七、〇〇四	一、三六九	当	日本自由党	幡野　直次	三八、一四一	一〇〇	落	国民協同党
定員　八名	堀　末治	七四、五八七	一〇五	〃	〃	半田　芳男	三四、〇三五	一五五	〃	無所属
六年議員四名	千葉　信	七四、五一一	一、二一九	〃	日本社会党	岡林　歓喜	三三、六九七	三〇	〃	〃
三年議員四名	加賀　操	七一、八三一	九三	〃	無所属	地崎喜太郎	二四、〇三〇	二三八	〃	民主党
	若木　勝蔵	六八、三九一	六三八	〃	〃	林　甚之丞	二〇、二七五	六五	〃	日本自由党
	木下　源吾	五八、三六七	五四三	〃	日本社会党	三浦　義覚	一九、五四四	二一	〃	〃
	町村　敬貴	五四、九五四	三六七	〃	無所属	木田　茂晴	一七、四七二	二〇七	〃	日本共産党
	小林米三郎	五二、一一七	一、五五五	〃	〃	本間　国雄	一三、三八〇	二四	〃	無所属
	安藤　孝俊	四三、〇一九	七八五	落	日本社会党	宮川　寅雄	一〇、六四三	三四三	〃	日本共産党
	中島　武市	四二、一二三	二三	〃	日本自由党					
二五・六・四	木下　源吾	一八、一五四	一、八三三	当	日本社会党	塚田　庄平	六三、四七三	四〇四	落	労農党
定員　四名	東　隆	一七五、七二八	九二一	〃	国民協同党	杉之原舜一	六〇、二六八	八二三	〃	日本共産党
補欠　一名	若木　勝蔵	一七二、五六二	一、八二三	〃	日本社会党	中保　恭一	五六、四六二	六九	〃	日本自由党
	松浦　定義	一四一、一〇三	一九	〃	国民協同党	清水　源作	三九、八三三	一五	〃	無所属
	有馬　英二	一三七、五一八	一、四七三	〃	民主党	杉本　健	二四、九二一	四四六	〃	緑風会
	岩田　留吉	一〇〇、七〇七	九八	落	日本自由党	長谷　長次	二一、一三一	一五七	〃	無所属
	小林米三郎	九七、六〇六	三、六三	〃	〃	高橋　吉男	七、二〇〇	二九	〃	立憲養正会
	松川嘉太郎	六六、一九九	一六三	〃	〃					

昭和二八・四・二四定員四名							
千葉　信	二八四、一四三	四、九八一	当	日本社会党	岩田　留吉	一七四、一五七	
北　勝太郎	三二九、〇三三	一、一九二	〃	無所属	塚田　庄平	一四一、五三三	
堀　末治	二一九、五四三	一、九〇〇	〃	日本自由党	岩沢　誠	四一、四三四	
有馬　英二	一八九、六二六	二、一三九	〃	改進党			
苫米地英俊	二六四、八三一	三六〇	当	自由民主党	米田　勲	一七七、七三〇	
大矢　正	二五二、〇一三	一、四七五	〃	日本社会党	手代木隆吉	五九、三〇九	
東　隆	二四八、三一一	四五六	〃	〃	村上　由	三四、六三〇	
西田　信一	二〇三、三三九	八、二六四	〃	自由民主党	藤本　国夫	二九、一三〇	
木下　源吾	一八七、六〇三	四、七六一	落	日本社会党	前谷　宏	一八、八二九	
米田　勲	三一五、〇六八	一、三七二	当	日本社会党	藤本　国夫	三二、四〇三	一七四、一五七
堀　末治	二七一、六三〇	一、九〇三	〃	自由民主党	村上　由	三〇、二一六	一四一、五三三
井川　伊平	二六九、二一〇	四、一五三	〃	〃	西田　正一	二七、四一三	四一、四三四
千葉　信	二四〇、一八七	七、九〇七	〃	日本社会党	前谷　宏	一五、三〇七	
宮北三七郎	一三三、二三〇	九八八	落	〃	佐々木俊郎	八、四二六	
大矢　正	三九〇、三五四	七、五一六	当	日本社会党	岩田　留吉	二七〇、七六六	一、三四九
小林　篤一	三六二、三一八	二、五九八	〃	無所属	村上　由	六〇、八三五	八六七
吉田忠三郎	三三八、〇九一	二、三七六	〃	日本社会党	前谷　宏	二四、七三四	六四四
西田　信一	三〇二、六一三	二三、四七三	〃	自由民主党			
川村　清一	四二三、三三五	四、七九六	当	日本社会党	竹田　現照	三八、六四三	八、四一五
井川　伊平	四〇一、八六三	六、四八五	〃	自由民主党	村上　由	二六、五一九	二、〇〇一
高橋雄之助	三三七、〇四七	二、五二六	〃	自由民主党	前谷　宏	四七、七九五	七三三

昭和二八・四・二四定員四名							
千葉　信	二八四、一四三	四、九八一	当	日本社会党	岩田　留吉	一七四、一五七	
北　勝太郎	三二九、〇三三	一、一九二	〃	無所属	塚田　庄平	一四一、五三三	
堀　末治	二一九、五四三	一、九〇〇	〃	日本自由党	岩沢　誠	四一、四三四	
有馬　英二	一八九、六二六	二、一三九	〃	改進党			
苫米地英俊	二六四、八三一	三六〇	当	自由民主党	米田　勲	一七七、七三〇	
大矢　正	二五二、〇一三	一、四七五	〃	日本社会党	手代木隆吉	五九、三〇九	
東　隆	二四八、三一一	四五六	〃	〃	村上　由	三四、六三〇	
西田　信一	二〇三、三三九	八、二六四	〃	自由民主党	藤本　国夫	二九、一三〇	
木下　源吾	一八七、六〇三	四、七六一	落	日本社会党	前谷　宏	一八、八二九	
米田　勲	三一五、〇六八	一、三七二	当	日本社会党	藤本　国夫	三二、四〇三	一七四、一五七
堀　末治	二七一、六三〇	一、九〇三	〃	自由民主党	村上　由	三〇、二一六	一四一、五三三
井川　伊平	二六九、二一〇	四、一五三	〃	〃	西田　正一	二七、四一三	四一、四三四
千葉　信	二四〇、一八七	七、九〇七	〃	日本社会党	前谷　宏	一五、三〇七	
宮北三七郎	一三三、二三〇	九八八	落	〃	佐々木俊郎	八、四二六	
大矢　正	三九〇、三五四	七、五一六	当	日本社会党	岩田　留吉	二七〇、七六六	一、三四九
小林　篤一	三六二、三一八	二、五九八	〃	無所属	村上　由	六〇、八三五	八六七
吉田忠三郎	三三八、〇九一	二、三七六	〃	日本社会党	前谷　宏	二四、七三四	六四四
西田　信一	三〇二、六一三	二三、四七三	〃	自由民主党			
川村　清一	四二三、三三五	四、七九六	当	日本社会党	竹田　現照	三八、六四三	八、四一五
井川　伊平	四〇一、八六三	六、四八五	〃	自由民主党	村上　由	二六、五一九	二、〇〇一
高橋雄之助	三三七、〇四七	二、五二六	〃	自由民主党	前谷　宏	四七、七九五	七三三

三一・七・八定員四名							
苫米地英俊	二六四、八三一	三六〇	当	自由民主党	米田　勲	一七七、七三〇	
大矢　正	二五二、〇一三	一、四七五	〃	日本社会党	手代木隆吉	五九、三〇九	
東　隆	二四八、三一一	四五六	〃	〃	村上　由	三四、六三〇	
西田　信一	二〇三、三三九	八、二六四	〃	自由民主党	藤本　国夫	二九、一三〇	
木下　源吾	一八七、六〇三	四、七六一	落	日本社会党	前谷　宏	一八、八二九	
米田　勲	三一五、〇六八	一、三七二	当	日本社会党	藤本　国夫	三二、四〇三	一七四、一五七
堀　末治	二七一、六三〇	一、九〇三	〃	自由民主党	村上　由	三〇、二一六	一四一、五三三
井川　伊平	二六九、二一〇	四、一五三	〃	〃	西田　正一	二七、四一三	四一、四三四
千葉　信	二四〇、一八七	七、九〇七	〃	日本社会党	前谷　宏	一五、三〇七	
宮北三七郎	一三三、二三〇	九八八	落	〃	佐々木俊郎	八、四二六	
大矢　正	三九〇、三五四	七、五一六	当	日本社会党	岩田　留吉	二七〇、七六六	一、三四九
小林　篤一	三六二、三一八	二、五九八	〃	無所属	村上　由	六〇、八三五	八六七
吉田忠三郎	三三八、〇九一	二、三七六	〃	日本社会党	前谷　宏	二四、七三四	六四四
西田　信一	三〇二、六一三	二三、四七三	〃	自由民主党			
川村　清一	四二三、三三五	四、七九六	当	日本社会党	竹田　現照	三八、六四三	八、四一五
井川　伊平	四〇一、八六三	六、四八五	〃	自由民主党	村上　由	二六、五一九	二、〇〇一
高橋雄之助	三三七、〇四七	二、五二六	〃	自由民主党	前谷　宏	四七、七九五	七三三

三四・六・二定員四名							
米田　勲	三一五、〇六八	一、三七二	当	日本社会党	藤本　国夫	三二、四〇三	一七四、一五七
堀　末治	二七一、六三〇	一、九〇三	〃	自由民主党	村上　由	三〇、二一六	一四一、五三三
井川　伊平	二六九、二一〇	四、一五三	〃	〃	西田　正一	二七、四一三	四一、四三四
千葉　信	二四〇、一八七	七、九〇七	〃	日本社会党	前谷　宏	一五、三〇七	
宮北三七郎	一三三、二三〇	九八八	落	〃	佐々木俊郎	八、四二六	
大矢　正	三九〇、三五四	七、五一六	当	日本社会党	岩田　留吉	二七〇、七六六	一、三四九
小林　篤一	三六二、三一八	二、五九八	〃	無所属	村上　由	六〇、八三五	八六七
吉田忠三郎	三三八、〇九一	二、三七六	〃	日本社会党	前谷　宏	二四、七三四	六四四
西田　信一	三〇二、六一三	二三、四七三	〃	自由民主党			
川村　清一	四二三、三三五	四、七九六	当	日本社会党	竹田　現照	三八、六四三	八、四一五
井川　伊平	四〇一、八六三	六、四八五	〃	自由民主党	村上　由	二六、五一九	二、〇〇一
高橋雄之助	三三七、〇四七	二、五二六	〃	自由民主党	前谷　宏	四七、七九五	七三三

四〇・七・四定員四名							
米田　勲	三一五、〇六八	一、三七二	当	日本社会党	藤本　国夫	三二、四〇三	一七四、一五七
堀　末治	二七一、六三〇	一、九〇三	〃	自由民主党	村上　由	三〇、二一六	一四一、五三三
井川　伊平	二六九、二一〇	四、一五三	〃	〃	西田　正一	二七、四一三	四一、四三四
千葉　信	二四〇、一八七	七、九〇七	〃	日本社会党	前谷　宏	一五、三〇七	
宮北三七郎	一三三、二三〇	九八八	落	〃	佐々木俊郎	八、四二六	
大矢　正	三九〇、三五四	七、五一六	当	日本社会党	岩田　留吉	二七〇、七六六	一、三四九
小林　篤一	三六二、三一八	二、五九八	〃	無所属	村上　由	六〇、八三五	八六七
吉田忠三郎	三三八、〇九一	二、三七六	〃	日本社会党	前谷　宏	二四、七三四	六四四
西田　信一	三〇二、六一三	二三、四七三	〃	自由民主党			
川村　清一	四二三、三三五	四、七九六	当	日本社会党	竹田　現照	三八、六四三	八、四一五
井川　伊平	四〇一、八六三	六、四八五	〃	自由民主党	村上　由	二六、五一九	二、〇〇一
高橋雄之助	三三七、〇四七	二、五二六	〃	自由民主党	前谷　宏	四七、七九五	七三三

	藤本　国夫	二八、五七三	三四三	落	世界党		
昭和四三・七・七定員四名	大矢　正	四四一、九八六	一〇、三〇九	当	日本社会党	もちづき武義	一三五、八一六
	河口　陽一	四三一、七八一	八〇八	〃	自由民主党	五十嵐久弥	一三五、七九一
	西田　信一	四二八、四三八	一五、〇九五	〃	〃	藤本　国夫	四一、二六二
	吉田忠三郎	三六九、〇七七	二、六四八	〃	日本社会党	前谷　宏	三九、七〇三
四六・六・二七定員四名	高橋雄之助	三九四、九三一	四、〇八二	当	自由民主党	井川　伊平	二五六、六九四
	川村　清一	三七八、六一九	六、一〇五	〃	日本社会党	五十嵐久弥	二三、二七一
	竹田　現照	三四五、七六九	八、九六〇	〃	〃	藤本　国夫	六〇、三五九
	岩本　政一	三〇〇、〇五五	七、四五三	〃	自由民主党		
四九・七・七定員四名	小笠原貞子	四一六、九五〇	一〇、三三七	当	日本共産党	河口　陽一	三六六、七八八
	吉田忠三郎	四三一、七四六	四、二九〇	〃	日本社会党	西田　信一	三六〇、四三八
	つしま孝且	四〇四、一三六	二三、五三三	〃	〃	高橋　辰夫	三一三、五二一
	相沢　武彦	三七五、二七八	九、九五三	〃	公明党		

	三、三八四	落	民主社会党
	二、〇八三	〃	日本共産党
	一四四	〃	世界党
	二一八	〃	無所属
	四、二六〇	落	自由民主党
	四、八三六	〃	日本共産党
	五七六	〃	世界党
	一、二四八	落	自由民主党
	一八、八四七	〃	〃
	六、三八一	〃	無所属

（『選挙開票状況資料』　苫小牧市選挙管理委員会より作成）

各種選挙と有権者　本市においては前記各種選挙のほか戦後において、苫小牧町農地委員、北海道教育委員、苫小牧市教育委員、胆振東部海区漁業調整委員、勇払海区漁業調整委員、苫小牧市農業委員、苫小牧市農業調査委員、苫小牧市農地委員、勇払海区漁業調整委員、苫小牧市農業委員、苫小牧市史の各編において述べることとし省略する。

次に、各選挙における有権者数、投票者数、投票率などについてみると、有権者数については苫小牧の発展による

人口増から順調な伸びを示し、昭和二十二年に比し、同三十三年には二倍、同四十年に三倍、同四十四年に四倍、同四十七年に五倍となっている。投票者数では、市長、市議会議員という直接市民生活に関係のある選挙に関心が集まり、したがって投票率も高くなっていた。過去の選挙において最も投票率の高いのは、同三十八年に行われた市長選挙で男九〇・一八%、女八九・三四%で、計八九・七五%を示したが、これは過去の三回の市長選挙がいずれも無投票であったことと、保守系、革新系候補の激突選挙であったため市民の関心を高めたことによるもので、同時に行われた市議会議員選挙も高率を示したのである。

その逆なのは、教育委員の選挙は別として、昭和二十二年と同三十四年の参議院議員選挙でいずれも五九%台にとどまった。概して参議院議員選挙には関心の薄いことがわかる。

本市における選挙の関心度は①市長、②市議会議員、③知事、④道議会議員、⑤衆議院議員、⑥参議院議員（地方区）、⑦参議院議員（全国区）という順になっている。(3)

各種選挙における有権者・投票者数・投票率一覧表

選挙期日	選挙の種類	投票会場数	有権者数 男	有権者数 女	有権者数 計	投票者数 男	投票者数 女	投票者数 計	投票率 男	投票率 女	投票率 計
昭和二二・四・五	北海道知事	一六	六、九七二	六、九一五	一三、八八七	五、三七八	四、七〇四	一〇、〇八二	七七・一	六八・〇	七二・六
〃 二二・四・二〇	苫小牧町長	一六	七、一一三	六、九五〇	一四、〇六三	五、八九八	五、三二一	一一、二一九	八二・八	七六・七	七九・八
二二・四・二五	参議院議員（全国）	一六	七、五六二	七、三一〇	一四、八八二	四、八一〇	三、七五九	八、五六九	六三・四	五一・八	五七・九
二二・四・二五	参議院議員（地方）	一六	七、五六二	七、三一九	一四、八八〇	五、三七三	四、四六八	九、八四一	七一・一	六一・〇	六六・一
二二・四・三〇	衆議院議員	一六	七、〇一一	六、九三五	一三、九三六	六、〇〇三	五、五九二	一一、五九四	八五・六	八〇・八	八三・二
〃	北海道議会議員	一六	七、〇一一	六、九三五	一三、九三六	六、〇〇三	五、五九二	一一、五九四	八五・六	八〇・八	八三・二
	苫小牧町議会議員	一六	七、〇一一	六、九三五	一三、九三六	六、〇〇三	五、五九二	一一、五九四	八五・六	八〇・八	八三・二

| | | |

| | | |

四六・四・一二	北海道知事	二九	三二、八三九	三三、六一七	六六、四五六	二五、二三五	二五、六四九	五〇、八八四	七六・八	七六・三	七六・六
〃	北海道議会議員	二九	三二、八三九	三三、六一七	六六、四五六	二五、二三〇	二五、六二一	五〇、八三一	七六・七	七六・二	七六・五
四六・四・二五	苫小牧市長	二九	三三、〇三八	三三、七六三	六六、七九一	二六、五八八	二七、八八七	五四、四七五	八〇・五	八二・六	八一・六
〃	苫小牧市議会議員	二九	三三、〇三八	三三、七六三	六六、七九一	二六、五八九	二七、八八七	五四、四七六	八〇・五	八二・六	八一・六
四七・一二・一〇	衆議院議員	二九	三八、〇一七	三八、三八三	七六、四〇〇	二八、六七七	二九、一九七	五七、八七四	七五・四	七六・一	七五・七
四九・七・七	参議院議員（全国）	三一	四二、六四一	四二、一七八	八三、八一九	三一、九三〇	三三、四三一	六四、三六一	七六・七	七六・九	七六・八
	（地方）										

（『選挙開票状況資料』　苫小牧市選挙管理委員会より作成）

注　（1）『辞令原簿』―第五号　苫小牧市

（2）（3）『選挙開票状況』苫小牧市選挙管理委員会

三　苫小牧の村町会と市議会

苫小牧村会　苫小牧は、明治三十五年四月一日、二級町村制を施行し、同年五月三十一日に初の村会議員選挙が執行され、村会議員六名を選出した。そして、六月十一日には第一回の村会が開会されたが、議長には村長があたるべく、町村制に定められており山崎初吉村長が議長となった。ただ、村長に事故ある時には臨時に仮議長を議員中より選出し議事を進めることができた。

第一回の村会では、山崎村長が開会式のあいさつを行い、議員を代表して原直次郎が答辞を述べた。つづいて議員の席順を抽選にて定め、明治三十五年度苫小牧村予算ならびに苫小牧村公告式規則などを審議し、村長提出議案を原案どおり議決した。

当初の村会は軽易な事項については書面議決の方法があったので、年二回ないし、三回程度の開会であったが、王子製紙の進出直後と操業開始時には、諮問委員会、臨時委員会が設置されるなど、村会も活発を極めたが、残念ながら、当時の資料は大正十年の大火で失い詳細についてはわからない。

大正時代に入ると村営電気事業、神社問題、東小学校新設、米価騰貴問題が村会で論議され、村長提出議案の撤回をせまったり、建議案の提出などもあり、[1]議員数の増加とともに自治機関として成長していった。

苫小牧　大正八年四月一日、苫小牧は一級町村制を施行し、大幅な自治権を得た。一級町村制の町村会においては

町　会　次の事件につき議決すべき旨定められていた。

①町村条例及町村規則を設定する事
②町村費を以て支弁すべき事業、但し国及北海道地方費の行政事務に属するものはこの限りにあらず
③歳入出予算を定むる事
④法律命令に定むるものを除く外、使用料、加入金、手数料、町村税及夫役現品の賦課徴収の法を定むる事
⑤町村有不動産に関する権利の得喪を目的とする行為を為す事
⑥基本財産及積立金穀等の処分を為す事
⑦歳入出予算を以て定むるものを除く外、新に義務の負担を為し及権利の棄却を為す事
⑧町村有財産及町村の営造物の管理方法を定むる事
⑨町村吏員の身元保証を徴し並其の額を定むる事
⑩町村に係る訟務及和解に関する事
其の他町村会の職権は法律命令の定むる所による

（『北海道一級町村制』第五十九条より）

苫小牧町では、大正八年六月十日、北海道庁長官の許可を得て、「規則第一號・町會々議規則」「規則第二號・町會傍聽人取締規則」を同日付発布制定した。

第一回の町会は大正八年六月十日に開会されたが、議長は町長事務取扱の胆振支庁第一課長の大橋千次郎がつとめ、町長をはじめ各種選挙が行われたほか、条例、規則の審議を行いそれぞれ発布された。

また、この町会で前二級町村制町長の鈴木善治が満場一致をもって町長に選出されたほか、常設委員、学務委員のほか臨時委員の選挙が行われた。

一級町村制の町会においても議長は町長がつとめたが、町長事故あるときはあらかじめ議員中より議長代理者一名を選挙して決めたが、本町会では小保方卯市が議長代理者に選出された。しかし、これは昭和二年より町村制の改正によって、町長代理助役が議長にあたることになった。

昭和四年には、市町村会については議員の発案権を認め、意見書提出権の範囲を拡張し市町村長の原案執行権の制限を強化するなど、議決機関の拡充をはかり、自治権の強化をねらったものであった。しかしながら、この改革を最後に準戦時体制、さらに戦時体制を迎えるにつれ地方自治は漸次衰退し、中央政府の強い統制下に置かれていった。そして、同十八年には国策の地方に対する浸透徹底と国民生活の確保、安定を期することを改正の主眼とした、地方自治に対する中央統制が実施され、町会の議決事項を制限列挙主義に改めた。さらに、町村制の改正後町会議員の選挙のみにて選出していた町長は、町村制実施当初の監督官（知事）の認可を得ることに復したのである。

次に主要年次の町会会議録の一部をあげ、参考とする。

町會會議録（第二十四回）

開會　大正十年七月一日午后一時三十分

閉會　大正十年七月一日午后四時

議　件

議案第一號　一時借入金之件
議案第二號　工事請負ニ関スル件
議案第三號　議決取消之件
追加議案第一號　起債之件

議長　苫小牧町會議長代理
苫小牧町會議員　小保方卯市

出席議員十二人　欠席議員三人

町長（町長代理助役）開會ヲ宣ス
議長代理者（以下議長ト記ス）議事ニ先チ本町會會議録署名者ヲ十番佐藤安平君、十二番伊藤徳太郎君ニ指名致シマス
議長　本日ノ議事日程ハ茲ニ掲示シテアル通議案第一乃至第三号及追加議案第一号デアリマス
議長　直ニ議案第一号ノ第一読會ヲ開キマス

第一読會

書記　朗読
番外　災害復旧費ニ充当ノ為起債ノ義曩ニ本町會ノ議決ヲ経マシテ目下夫ノ取運ビ中デアリマスガ、然シ起債認可ノ上現金交付アルマデハ相当ノ月日ヲ要スルコトト思ヒマスノデ其ノ間本案ノ如ク一時借入ヲ為サムトスル次第デアリマス
十二番　三十萬円ノ起債ノ現金交付ニナリマシタ上ハ夫レヲ以テ此ノ一時借入金ヲ弁済スルノデスカ
番外　左様デアリマス
議長　外ニ御質議ガナケレバ第二読會ヲ開キ度ヒト思ヒマス

全員賛成ト呼ブ

議長　全員ノ御賛成デアルノデ直ニ二読會ヲ開キマス

第二読會

議長　御異議ガナケレバ読會ノ順序ヲ省略シテ直ニ原案通決シ度ヒト思ヒマスガ如何デス

全員賛成ト呼ブ

議長　夫レデハ直ニ原案通決シマス

議長　次ハ議案第二号ノ一読會ヲ開キマス

第一読會

書記　朗読

番外　本工事ハ進捗上相当資格ヲ有スル請負人ヲ選定シ之ニ競争入札ノ方法ヲ以テ工事ヲ請負ハシムルヲ最モ適当ナル措置ト認メ本案ヲ提出シタ次第デアリマス

議長　御質議ガナケレバ第二読會ヲ開キ度ヒト思ヒマスガ如何デス

全員賛成ト呼ブ

議長　全員ノ御賛成アルヲ認メマスカラ直ニ第二読會ヲ開キマス

第二読會

議長　外ニ御異議ガナケレバ読會ノ順序ヲ省略シテ原案通決シ度ヒト思ヒマスガ如何デス

全員異議ナシト呼ブ

議長　全員異議ナキヲ認メマスカラ二読會ノ順序ヲ省略シテ原案通決シマス

議長　次ハ議案第三号ノ第一読會ヲ開キマス

第一読會

書記　朗読

番外　公法上ノ収入徴収ニ関スル條例ハ曩ニ市町村税徴収ニ関スル件ノ法律ヲ以テ発布セラレタル結果不要トナリタルノ見地ヨリ之カ廃止條例ヲ設定セムント茲ニ議決致シマシタガ、町村税以外ノ公法上ノ収入ハ依然右條例ニ依ルヲ要シマスノデ之ガ議決取消ヲナサムトスルノデアリマス

議長　外ニ御異議ガナケレバ二、三読會ノ順序ヲ省略シテ原案通決シ度ヒト思ヒマスガ如何デス

全員賛成ト呼ブ

議長　全員ノ御賛成アルヲ認メマスカラ読會ヲ省略シテ原案通直ニ決シマス

議長　次ハ追加議案第一号ノ第一読會ヲ開キマス

第一読會

書記　朗読

番外　本町ハ元来住宅ノ拂底ヲ告ゲツツアリマシタガ、先般ノ火災ニ依リ一層其ノ度ヲ強ムルニ至リマシタノデ茲ニ町営住宅五十戸ヲ建設シ其調和ヲ図ラムトシ其ノ資材ヲ起債ニ依ルノ考ヘカラ本案ヲ提出シタ次第デアリマス

議長　小會議ヲ開キマス　午后三時

小　會　議

議長　引続キ一読會ヲ開キマス午后三時四十五分

議長　外ニ御質議ガナケレバ第二読會ヲ開キ度ヒト思ヒマス

全員賛成ト呼ブ

議長　直ニ第二読會ヲ開キマス

第二読會

議長　外ニ御異議ガナケレバ読會ノ順序ヲ省略シテ原案通決シ度ヒト思ヒマス

全員異議ナシト呼ブ

議長　全員ノ御賛成アルヲ認メマスカラ読會ノ順序ヲ省略シテ原案通決シマス

議長　本日ノ議事ハ全部議了致シマシタ

町長（町長代理助役）閉會ヲ宣ス

右會議ノ顛末ヲ録シ其ノ正確ナルヲ証スル為左ニ署名捺印ス

大正十年七月一日

苫小牧町會議長代理者

苫小牧町會議員　小保方卯市㊞

苫小牧町會議員

十　番　佐藤　安平㊞

十二番　伊藤徳太郎㊞

（『苫小牧町会会議録』大正十年　苫小牧町会）

本町会は、苫小牧の大火二カ月後の七月一日に開かれたもので、災害復旧作業も軌道に乗ってきたところで、災害復旧に関する議案が三件で、東小学校にて行われた。

この町会では、町長に事故があったため、開閉会は町長代理助役が宣し、議長には議長代理者小保方卯市があたっていた。番外とは助役田村正澄であり、町会書記は清水庶務主任があたったが、書記はその都度町長が任命していた[2]。

議案内容をみると、第一号では災害復旧起債三〇万円が政府において認可、現金になるまでの間、銀行より一時借入金として急場をしのぎたいというもの、第二号では復旧工事の請負人選定の件、第三号は条例の議決取り消しで、

ここまではすらすらと議事が進んでいる。次の追加議案第一号では第一読会開会中に小会議に移し、審議しているが当時の会議録をみると、重要問題はすべてこの小会議に移しここで審議されていることである。本会議での議論をさけ、気軽な雰囲気の中で、十分審議した後、本会議で議決しているのが、このころの町会の特質であった。したがって本会議における議員の発言が極めて少ないのも一つの特長といえるものである。会議録には小会議での発言、説明などは記されないので、その内容を知ることができないのは誠に残念である。

大正十年は大火のため、町会もひんぱんに開かれ、特に大火直後は、翌日の五月二日に第二五回、五日に第二六回十一日に第二七回、十四日に第二八回、五月十六日に第二九回、二十一日に第三〇回、二十三日に第三一回と実に一カ月に七回の町会を開会しているのである。年間では二一回で、翌十一年の苫小牧工業学校問題のあった二四回に次ぐものであった。

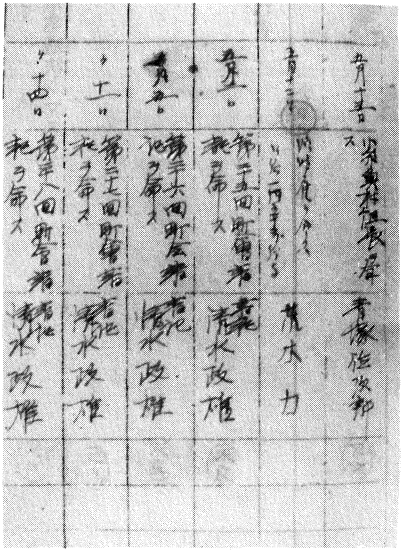
町會會議録（第四十六回）

開會　大正十一年一月三十日午后二時十三分
閉會　大正十一年一月三十日午后五時

議件

議案第一號　部長及部長代理者規則中改正議決変更之件
議案第二號　名誉職吏員実費辨償額及其ノ支給方法中改正議決変更之件
諮問案第一號　住宅組合資金貸付條件之件
諮問案第二號　神社敷地トシテ町有地寄付之件

議長　苫小牧町長　鈴木善治



町会書記発令の辞令簿
（大正10年）〔苫小牧市総務部蔵〕

出席議員十一人　　欠席議員四人

町長　開會ヲ宣ス

議長　議事ニ先チ會議録署名議員ヲ十四番川上力之介君、十六番宮本六太郎君ニ指名致シマス

議長　本日ノ議事日程ハ茲ニ掲ケテアリマス通議案第一号及第二号諮問案第一号及第二号デアリマス

議長　議案第一號及第二號ヲ一括議題ニ供シ直ニ其ノ第一読會ヲ開キマス

第一読會

書記　朗読

番外　現行部長及部長代理者規則ハ改正ノ必要ヲ生シマシタノデ過般通常町會ニ於テ改正ノ議決ヲ経マシタガ従前遠浅ハ一区域トシテ部長ヲ設ケテアリマシタガ近来戸口著シク減少シ爲ニ遠浅特別教授場ノ如キモ先般廃止致シマシタ次第デ現在ニ於テハ之ヲ一ノ部長区域トシテ存スルノ必要ナキニ至リマシタノデ寧ロ部長区域ヲ変更シテ沼ノ端ニ所属セシムルヲ適当ナリト認メ議決変更ヲナサムトシ、第一案ヲ当該区域ヲ変更シタル結果自然沼ノ端部長ノ区域広大トナリ実費ヲ要スルコトガ多クナリマスノデ従来九円ノ実費弁償額ヲ十三円ニ改メムトシ第二案ヲ提出シタ次第デアリマス

議長　外ニ御異議ガナケレバ読會ノ順序ヲ省略シ一読會ニ於テ原案通決シ度ヒト思ヒマスガ如何デス

全員賛成ト呼ブ

議長　夫デハ全員ノ御賛成アルヲ認メマスカラ直ニ原案通可決確定ト致シマス

議長　次ハ諮問案第一号ノ一読會ヲ開キマス

第一読會

書記　朗読

番外　現ニ申込中ノ当町住宅組合資金ハ近ク配付セラルル筈デアリマスガ貸付ヲ受ケマジタ上ハ之ヲ各組合ニ対シ貸付スルコトニナリマスノデ予メ周到注意ヲ払ヒ審査ノ上相当條件ヲ定メ置クヲ適当ト認メマスノデ本案ヲ提出シタ次第デアリマス

三番　本案ノ意見トシテハ住宅組合資金貸付條件第一中「五十坪以下トシ構造堅牢ニシテ」トアルヲ「五十坪以下トシ屋上ハ不燃質物トシ構造堅牢ニシテ」ト改メ第四ノ次ニ「五住宅組合ノ家屋ニ対シテハ貸付金ノ担保トシテ抵当権ヲ設定スルコト」ノ一項ヲ加フルヲ適当ト認メマス

全員賛成ト呼ブ

議長　本案ニ就キ外ニ御意見ガナケレバ只今ノ三番説ノ如ク読會ヲ省略シ決シ度ヒト思ヒマスガ如何デス

全員賛成ト呼ブ

議長　全員ノ御異議ナキヲ認メマスカラ直ニ只今申上ゲマシタ如ク決シマス

議長　次ハ諮問案第二号ノ一読會ヲ開キマス

第一読會

議長　只今午后四時ニナリマシタガ會議ヲ続行致シマス

書記　議案朗読

番外　本月二十三日ノ通常町會ニ於テ本件諮問致シマシタル所、実地視察ヲ要スルヲ以テ適当ノ機會ニ於テ再ヒ諮問方答申ヲ得マシタノデ先日各位ニ実地視察ヲ煩シマシタカラ本日更ニ本案ヲ提出シタ次第デアリマス

一番　先般実地視察ノ結果神社敷地トシテハ其ノ位置適当デアリ且財産処分上何等支障ナシト存シマスノデ該地ヲ寄付スルハ適当ナリト認メマス

五番　私ハ先般実地視察ノ際参加シマセンデシタガ本町有地三百八十九番地並其ノ附近ハ將来益々発展スル余地ヲ有シテ居リマスカラ其ノ際ニ於テ更ニ神社ヲ他ニ転スルカ如キ支障ヲ来ス虞ガアルノデ寧ロ坊主山ノ町有地ヲ其ノ敷地トシテ寄付スルヲ適当ト考ヘマス

三番　敷地ノ選定ニ付テハ氏子総代人會ハ本地ヲ適当ナリトシ確定的ノ議決ヲ経テ出願シタル由デアリマスカラ、其ノ選定ノ議決ヲ覆スガ如キコトハ余程考慮ヲ要スル問題ト考ヘマスカラ郷社敷地ニ充当スルヲ地積ニ限リ御諮問ノ通寄付スルヲ適当ト認メマ

ス、然シ神社敷地トシテハ坊主山ノ町有地ヲ適当ト思ヒマス

議長　本案ニ対シ外ニ御意見ガナケレバ只今ノ三番説ヲ最モ妥当ナリト認メマスノデ読會ノ順序ヲ省略シテ此ノ旨答申スルコトニ決シ度ヒト思ヒマスガ如何デス

全員賛成ト呼ブ

議長　全員異議ナキヲ認メマスカラ只今ノ通答申スルコトニ決シマス

議長　本日ノ議事ハ之デ議了致シマシタカラ會議ヲ閉ツルコトニ致シマス

町長　閉會ヲ宣ス

右會議ノ顛末ヲ録シ其ノ正確ナル爲ニ署名捺印ス

大正十一年一月三十日

苫小牧町會議長

苫小牧町長　鈴木　善治㊞

苫小牧町會議員

十四番　川上力之介㊞

十六番　宮本六太郎㊞

（『苫小牧町会会議録』大正十一年　苫小牧町会）

この町会では、諮問案として樽前山神社の敷地問題が議論され、現在同神社の移転問題がある中で小保方議員は坊主山への移転を発案している点非常に興味深いものがある。この問題は伊東祐啓議員の神社敷地に充当するのではなく、地積のみを基本財産として寄付することとし神社敷地は坊主山の町有地が最も適当であるとの意見により答申書を提出することになった。

このように、当初は樽前山神社の坊主山移転が望ましいというものであったが、いろいろな理由から氏子総代会議において現在地に新殿を再築することになり、町もこれを認めこの地を神社境内地として寄付した。(3)

また、諮問案第一号では伊東議員の発議により修正議決されたのである。

苫小牧町會會議録

昭和二年六月七日　午後二時　開會
午後三時　閉會

議件

一、町長選挙之件

議長　苫小牧町會議長代理者

議員　小保方卯市

出席議員十八人　欠席議員二人

町長代理田原助役　之ヨリ開會致シマス、本日ノ町會ハ町長選挙ノ件ニ付議員四分ノ一以上ノ請求ニ依リ招集セラレタル町會デアリマス、本日町長故障アルニ依リ議長代理者議長席ニ着席ヲ望ミマス

議長代理者　私ハ暫時議長席ヲ濱シマス、之ヨリ會議ヲ開キマス、議事ニ先チ本日ノ會議録署名者ヲ第十五番、第十六番ニ指名致シマス

本日ノ議件ハ町長選挙之件デアリマス

第六番　町長ノ選挙ハ當町ノ重大案件デアリマス、依テ五名若ハ七名ノ銓衡委員ヲ挙ケ慎重ニ銓衡致シタイト思ヒマス

第十八番　町長ノ選挙ハ重大案ナルヲ以テ銓衡委員ハ議員全員トシテ審議致シタイト思ヒマス

第五番　全員ヲ委員トスルトキハ町會ヲ延長シテ休會ノ如キ形式トナシ妥協苟合ノ誤解ヲ受クル虞アルヲ以テ委員ノ数ハ七名トシ銓衡委員ヲ挙ケタイト思ヒマス

議長代理者　暫時休憩ヲ致シマス

休　憩

議長代理者　休憩前ニ引続キ會議ヲ開キマス

第十八番　町長ノ選挙ハ九名ノ銓衡委員ヲ挙ケ之ニ銓衡ヲ一任セムコトノ動議ヲ提出致シマス

全員賛成ト呼フ

議長代理者　只今第十八番ノ動議ニ制規ノ賛成者アリト認メマスカラ之ヲ議題ニ供シマス九名ノ銓衡委員ヲ挙ケ之ニ銓衡ヲ一任スルコトニ御異議アリマセムカ

全員異議ナシト呼フ

議長代理者　夫レテハ其ノ通決シマシタ

議長代理者　之ヨリ銓衡委員ノ選挙ニ移リマス

選挙ハ無記名連名投票ニ依リ行ヒマス

書記投票用紙ヲ配付シ開票ノ結果左ノ如シ

十六点　野口孝太郎　十五点　岡田　重吉　十五点　小保方卯市　十三点　山形　武夫　十二点　加藤藤太郎

十一点　杉本　福松　十一点　伊藤徳太郎　十一点　相武吉治郎　十点　工藤栄太郎　九点　阪　豊吉

七点　伊東　祐啓　七点　山下　萬平　六点　川村　嘉市　五点　小林準一郎　三点　石田　良澄

三点　宮本六太郎　三点　高松　信三　二点　中原伊勢蔵　一点　前田健之助

議長代理者　開票ノ結果野口孝太郎、岡田重吉、小保方卯市、山形武夫、加藤藤太郎、杉本福松、伊藤徳太郎、相武吉治郎、工藤栄太郎以上九名最多数ニ依リ当選致シマシタ

町長代理助役　閉會ヲ宣ス

右會議ノ顛末ヲ記録シ其ノ正当ナルヲ證スル爲左ニ署名捺印ス

苫小牧町會會議録

苫小牧町會議長代理者
議員　小保方卯市　㊞
第十五番　加藤藤太郎　㊞
第十六番　前田健之助　㊞

昭和二年六月十四日　午後三時二十分開會
午後三時五十分閉會

苫小牧町會議長
苫小牧町長　鈴木　善治

出席議員十六人　欠席議員四人

議件
一、議案第一號　収入役推薦之件
一、町長選挙之件

町長　開會ヲ宣ス
議長　之ヨリ會議ヲ開キマス、議事ニ先チ本日ノ會議録署名者ヲ第十七番、第十八番ニ指名致シマス
本日ノ議事日程ハ収入役推薦之件デアリマス
議案第一号　収入役推薦之件
議長　本町収入役ハ本月十六日ヲ以テ任期満了トナリマスガ、本町ハ一日モ曠欠ヲ許ササルヲ以テ此ノ際選定ヲ行フヲ適当ト認メ本案ヲ提出致シマシタ、現収入役川村銀太郎氏ハ永年本町収入役ヲ奉職シ未タ曽テ欠点トシテ認ムヘキモノナク其ノ性格上ヨリ本町ノ複雑ナル出納事務ヲ取扱ハシムルニ最モ適任ト認メ後任トシテ推薦シタル次第デアリマス、依テ選定ヲ求メマス
第五番　理事者ノ推薦セラレタル川村氏ハ最モ適任ト認メマシテ賛成致シマス

議長　収入役選定ハ投票ニ依リ決シタイト思ヒマスカ御異議アリマセンカ

全員異議ナク之ニ決ス

書記投票用紙ヲ配付シ投票終了、開票ノ結果左ノ如シ

十六点　川村銀太郎

議長　投票ノ結果川村銀太郎全會一致収入役ニ選定ニナリマシタ

町長選挙ノ件

議長　町長選挙ノ件ニ付議員岡田重吉氏ヨリ制規ノ賛成ヲ得テ建議案ノ提出カアリマス、只今之ヲ朗読致シマス

建議書

一、本日ノ町會ニ於テ町長ノ選挙ヲ行フコトヲ建議致也

理由

現町長ノ任期切迫ニ付此ノ際選挙ヲ行フヲ適当ト認ムルニ依ル

昭和二年六月十四日

建議者

苫小牧町會議員　岡田　重吉

賛成者

苫小牧町會議員　石田　良澄

同　前田健之助

苫小牧町會議長

苫小牧町長　鈴木　善治殿

以上ノ通テアリマス依テ日程ヲ追加シ之ヲ議題ニ供スルコトニ御異議アリマセンカ

当町民大會決議実行委員石川栄太郎外十名ヨリ請願書ノ提出アリトテ議長之ヲ朗読シ議場ニ報告ス

第五番　本日ノ本町會ニ於テ本件ヲ審議スルハ良心ニ問ヒ当ヲ得サルモノト考ヘマスカ総テ大勢ニ順応シ町平和ヲ考慮致シマシテ賛成致シマス

議　長　他ニ御異議アリマセムカ

全員異議ナシト呼フ

議　長　全員ノ賛成カアリマスカラ日程ヲ追加シ之ヲ議題ニ供シマス

第十八番　本件ハ議長ノ一身上ニ関スル事件ト認メマスカラ議長代理者欠席ニ付仮議長ヲ臨時ニ選挙スルコトトシ選挙ハ投票ヲ省略シ指名推薦ニ依リ議員川村嘉市氏ヲ仮議長トスルコトノ動議ヲ提出致シマス

第一番、第十六番賛成ト呼フ

議　長　只今第十八番ノ動議ニ制規ノ賛成カアリマスカラ之ヲ議題ニ供シマス、御異議アリマセムカ

全員異議ナク議員川村嘉市仮議長ニ当選、議長退席シ仮議長議長席ニ就ク

仮議長　之ヨリ町長ノ選挙ヲ行ヒマス

書記投票用紙ヲ配付シ投票終了開票ノ結果左ノ如シ

十四票　鈴木善治　白票　二票

仮議長　投票ノ結果鈴木善治氏過半数以上ノ得票デアリマスカラ当選ト決定致シマシタ

町長仮議長ニ代リ議長席ニ就ク

議　長　本町ノ議事ハ之ニテ終了致シマシタ

町　長　閉會ヲ宣ス

右會議ノ顛末ヲ記録シ其ノ正当ナルヲ證スル爲左ニ署名捺印ス

昭和二年六月十四日

苫小牧町會議長

苫小牧町長　鈴木　善治　印

議　員

第十七番　宮本六太郎　印

第十八番　岡田　重吉　印

（『苫小牧町会会議録』昭和二年　苫小牧町会）

この町会記録では町長選挙、収入役選定が議題となっていた。特に、町長選挙問題は二日間にわたって行われ、第一日目の昭和二年六月七日の町会は町長選挙だけの議題で、議員四分ノ一以上の請求によって開会されたものである。だが、選考委員問題で委員数を何名にするかで対立するところがあり、議長代理者はこの激論をさけるため暫時休憩を宣し、この間に議員間の調整をはかり、これを九名とし無記名連名投票により九名を選出、町長問題は委員に一任することにした

第二日目は同十四日に開会されたが、この一週間の間に町長選挙選考委員会が持たれたが、あくまでも現町長三選に反対する議員もあったが、賛成多数で次回町会に町長選挙の建議案を提出することになった(4)。

十四日の町会では、「建議案町長選挙の件」が文書で提出され、収入役選定後追加議案となった。建議者は選考委員長の岡田重吉であったが、賛成者には委員外の者がなっている点、町長問題は委員に一任されたとはいえ、町会全体の問題として取扱っていることがわかるのである。

実際の町長選挙問題に入ると、町長の議長をさけ、議長代理者欠席のため仮議長を選出してその選挙が進められた。

しかしながら、現町長には土地問題にからむ不祥事もあって、同町会には町長選挙は厳正に行ってほしいという町民大会決議文の提出もあり、あくまでも現町長三選に反対した議員は白票を投じ、鈴木町長の三選は過半数以上の票を得ての当選であった。苫小牧の町長選挙において満場一致の当選でなかったのはこの一回だけであった。

苫小牧町會會議録

昭和三年五月二十二日　午後二時開會
午後二時十五分閉會

議件

議案第一号　昭和三年度苫小牧町歳入歳出追加予算（第一回）
議案第二号　町有地賃貸ニ関スル件
議案第三号　道路敷地寄付採納ノ件
議案第四号　土地交換ノ件
議案第五号　區長退職理由認定ノ件
議案第六号　區長選定ノ件

苫小牧町會議長代理
苫小牧町長代理助役　田原　善吉

出席議員十五人　欠席議員四人

町長代理　之ヨリ開會致シマス
議長代理　之ヨリ會議ヲ開キマス、議事ニ先チ本日ノ会議録署名議員第十七番第十八番ニ指名致スコトニ御異議アリマセムカ
全員異議ナシト呼フ
夫レテハ第十七番第十八番ニ決シマシタ

本日ノ議事日程ハ議案第一号乃至同第六号確定議迄ト致シマス

町会書記ハ書記永井義男デアリマス

議案第一号昭和三年度苫小牧町歳入歳出追加予算（第一回）

議長代理　議案第一号ヲ議題ニ供シ本案ノ第一読會ヲ開キマス、本案ハ朗読ヲ省略致シマス

番外（田原助役）歳出経常部役場費六九〇円ノ追加ハ元町長退隠料ノ追加デアリマス、雑支出五、二三六円ノ追加ハ高等女学校寄宿舎建築請負代金残額デアリマシテ該残額ニ就テハ本町ト小西民治トノ間ニ係争中デアリマシテ年度内支拂ノ見込ガアリマセムカラ之ヲ繰越シ過年度支出ト爲サムトスル次第デアリマス

議長代理　本案ハ二、三読會ヲ省略シテ原案通可決スルコトニ御異議アリマセムカ

全員異議ナシト呼フ

議長代理　夫レテハ二、三読會省略原案通可決確定致シマシタ

議案第二号　町有地賃貸ニ関スル件

議案第三号　道路敷地寄付採納ノ件

議案第四号　土地交換ノ件

議長代理　次ハ議案第二号、同第三号、同第四号一括議題ニ供シ各案ノ第一読會ヲ開キマス、本案ハ朗読ヲ省略致シマス

番外（田原助役）議案第二号ヲ提出シマシタ所以ハ現在坂仁太ノ住居シ居ル町有地錦町五十五番地ニハ仝人カ尠カラサル投資ヲ爲シ利用価値ヲ増加シタル爲デアリマス、議案第三号ハ東五丁目ヨリ遊廓敷地ニ通スル道路敷地ノ寄附採納デアリマス、議案第四号ハ遊廓敷地整理ノ爲交換セムトスル次第デアリマス

第一番　先回ノ町會ニ提案セラレタル内容ト大分隔アリ先方ハ承認スル見込アリヤ

番外（田原助役）此ノ程度ニ於テ解決シ得ル見込デアリマス

第五番　私ハ先方ガ承認スレバ本案ニ対シ異議ハアリマセン、理事者ハ此ノ問題ニ就テ再三提案サレ其ノ都度撤回サレタノデアル

カ、將来ハ斯ル問題ハ充分調査ニ調査ヲ重ネ提出セラレムコトヲ望ミマス

第十二番　之ガ纏マラヌ様デハ遺憾ニ付理事者ハ充分折衝シテ此ノ解決ニ努力セラレタイ

第十五番　議案第二号町有地錦町五十五番地ニ対シ特種ノ條件ヲ付スルノハ坂仁太ガ仝土地ニ住居シテ居ル期間ニ限ルコトヲ明瞭ニシテ置キタイト思ヒマス

此ノ点ハ全員一致會議録ニ記録スルコトニ決ス

議長代理　本案ニ対シ別段御異議ナケレハ二、三読會省略原案通可決スルコトニ御異議アリマセンカ

全員異議ナシト呼フ

議長代理　夫レテハ二、三読會省略原案通可決確定致シマシタ

議案第五号　區長退職理由認定ノ件

議案第六号　區長選定ノ件

議長代理　次ハ議案第五号及同第六号ヲ一括議題ニ供シ本案ノ第一読會ヲ開キマス

書　記　朗読

番外（田原助役）議案第五号ハ美々區長大島五郎松退職理由ノ認定ヲ求ムル爲提案シ議案第六号ハ美々區長トシテ長谷川友蔵ヲ適任ト認メ選定ヲ求ムル爲推薦シタ次第デアリマス

議長代理　別段御異議ナケレハ大島五郎松ノ退職理由ハ正当ト認定シ長谷川友蔵ヲ美々區長ニ選定スルコトニ決シタイト思ヒマス

尚本案ハ二、三読會省略致シタイト思ヒマス御異議アリマセンカ

全員異議ナシト呼フ

議長代理　夫レデハ二、三読會省略只今申シマシタ通確定致シマシタ

議長代理　本日ノ議事ハ之ニテ終了致シマシタ

町長代理　之ニテ閉會致シマス

右会議ノ顛末ヲ記録シ其ノ正当ナルヲ証スル爲左ニ署名ス

昭和三年五月二十二日

苫小牧町會議長代理

苫小牧町長代理助役　田原　善吉

苫小牧町會議員

第十七番　宮本六太郎

第十八番　岡田　重吉

（『苫小牧町会会議録』昭和三年　苫小牧町会）

昭和二年に北海道一、二級町村制の改正によって町会の議決権限が増大するなど、町会運営面でも大きな変化があった。まず、町会議長については町長に事故あるときは、町長代理助役が、議長代理としてこれをつとめることになった。署名議員についてはこれまで署名捺印とあったのが、署名だけになったことである。各種選挙において連記であったものが単記投票となった。

本町会では、理事者の議案提出に対して充分調査をして提出するようするどい注文をつけている点、前年以前の町会のごとく、ともすれば議長（町長）の一人舞台に終る町会からみるとかなりの前進であった。

この町会は、重要議案もなかったのでわずか一五分という短いものであったが、当時の町会は時間に対して非常にルーズであったことが、同年六月十八日の町会で中島誠次議員が時間の励行問題にふれていることからわかるのである。「私ハ時間励行ニ関シ希望致シタイコトガアリマス、本日ノ町會ハ定刻ヲ過クル四十五分ニシテ開會セラレタ有様デ従来当町ニ於ケル諸會合ノ時間ハ多クノ場合不励行デアルノハ遺憾デアリマス、従テ本町會ハ率先シテ範ヲ示ス爲ニ會議時間ノ励行ヲ申合セ置キタイト思ヒマス」[5]。町では文書のほか町会開会時間前に電話にて各議員に通告していた

ので、この責任は議員側の方にあったようである。

苫小牧町會會議録

昭和四年十一月十一日　午後一時三十分開會
午後三時二十五分閉會

議件

一　議案第一号　昭和四年度第二期地方税段別賦課率決定ノ件
一　議案第二号　苫小牧共同放牧場ノ管理方法ノ件
一　諮問第一号　路線認定ノ件
一　報告第一号　昭和四年度予算ノ件
一　追加議案第一号　町有原野寄付ノ件

苫小牧町　議長
苫小牧町長　飯田誠一

出席議員十五人　欠席議員九人

町　長　之ヨリ開會致シマス

議　長　之ヨリ會議ヲ開キマス、議事ニ先チ本日ノ會議録署名議員ヲ第十五番第十八番ニ決スルコトニ御異議アリマセンカ

全員異議ナシ

夫レテハ只今申シマシタ通決シマシタ

本日ノ議事日程ハ議案第一号乃至議案第三号諮問案第一号報告第一号ノ確定議迄ト致シマス、本日ノ議事参与員ハ田原助役、町會書記ハ永井君デアリマス

議案第一号　昭和四年度第二期地方税段別割賦課率決定ノ件

議　長　議案第一号ヲ議題ニ供シ本案ノ第一読會ヲ開キマス、本案ハ朗読ヲ省略致シマス

番外（田原助役）本案ハ無租地ニ対スル地方税段別割ノ賦課議案デアリマス、本期ノ総額ハ二四二円九七銭之ヲ前記ニ比較致シマスルト十円程多クナツテ居リマス内容ニ於キマシテハ宅地田畑山林原野等ノ坪数ニ異動ヲ来シテ居リマスカ課率ニ於テハ殆ムト異動ハアリマセン

議　長　二、三読會ヲ省略シテ原案通決スルコトニ御異議アリマセンカ

全員異議ナシ

議　長　夫レテハ二、三読會省略原案通可決確定致シマシタ

議案第二号會苫小牧共同放牧場管理方法ノ件

議　長　次ハ議案第二号ヲ議題ニ供シ本案ノ第一読會ヲ開キマス

本案ハ朗読ヲ省略致シマス

番外（田原助役）本案ハ本年取致シマシタ工業学校附近ノ共同放牧地ノ管理方法ニ関スル議案デアリマス

各條項ニ付理由ヲ説明ス

第十五番　此ノ放牧地ハ直接管理経営スルモノデアリマスカ

番　外　左様デアリマス

第十五番　左様デアルナラハ至得策デナイカト思ヒマス、先年樽前共同放牧地ヲ直接管理経営シタコトカアリマスカ結果ハ面白クナカツタノデアリマス斯様ナ次第デアリマスカラ一定ノ地域ヲ区劃シ委託経営スルヲ萬全ト思料スルモノデアリマス此ノ上述ヘマスト意見ニ亘リマスカラ二読會ニ於テ開陳致シタイト思ヒマス

第六番　私ハ本案ノ趣旨ヲ至当ト認メマス委託経営ハ将来ニ禍根ヲ残シ放牧料ニ就テモ面白クナイ結果ヲ招クノデハナイカト思フ殊ニ畜産奨励組合ノ問題カ横ハツテ居ル今日大ニ考慮ヲ要スルコトデナイカト思ハレル

第十番　町政ノ内容ニ就テ調査スル責任カアルカラ理事者ニ質問致シタイ、此ノ土地ニ就テハ問題カ相当アル此ノ土地カ町有ニナ

ル前ハ権利者ノ関係ハ如何デアルカ

第二ニ以前当町ニ畜産奨励組合カアツテ種馬ヲ置キ種付ヲシテ居タノデアルカ今デハ有名無実ニナツテ組合員一個人ノ経営トナツテヲルサウデアリマスカ其ノ事実如何

該組合ハ法規ニ根據ヲ有スルモノナルヤ或ハ然ラスシテ自然的ノ組合ナルヤ

町長ハ該組合ニ対シ監督関渉等ノ関係ハ如何

畜舎其ノ他ノ建造物ノ所有者

此ノ土地ハ買受ケテカラ半年以上モ経テ居リマスカ理事者執ラレタ処置ヲ伺ヒマス

番外（田原助役）町有以前ハ国有未開地デアリマス、以前胆振畜産組合ニ於テ無償使用ノ許可ヲ得テ本土地ヲ管理シタコトカアリマスカラ正式ノ借受ケデハナカツタ様ニ思ヒマス、奨励組合ハ私設的ノ組合デアツテ町長ハ胆振畜産組合ノ委託ヲ受ケテ事務ノ一部ヲ処理スルコトガアリマスカ該組合ニ対シテハ勿論監督権ト云フ様ナモノハアリマセン、畜舎其ノ他ノ建物ノ所有者ニ就キマシテハ支庁ノ書類モ調査シ又財産原簿ニモ登録サレテ居リ又既往関係者ノ言ニ依ルモ町ハ当時二百円ヲ支出シテ買得シタト云フコトデ町有デアルコトニ間違ハナイノデアリマス此ノ土地ハ八月五日ニ登記完了後管理ノ方法従来ノ関係等調査ノ爲今日迄時日ヲ経過シタ次第デアリマス

第二番　私モ此ノ土地ニ対スル沿革ヲ記憶ニ依テ申上ケテ見タイト思ヒマス、古イ時産牛馬組合ト云フモノカアツテ村山壬子郎君カ組合長ヲシテ該土地ヲ使用シテ居タコトカアリマシタガ、其ノ後胆振畜産組合ニ変ツタ様ニ思ヒマス、当時該土地ハ官有地デアリ当町畜産ノ発展上団体ニ使用権ヲ有セラルルコトハ諸種ノ不便ガアリ適当デナイト云フコトデ此ノ土地ハ当町ノ畜産家ニ必要ナ土地デアルカラ町有トシテ願フコトニナツタト記憶シテ居リマス斯様ナ趣旨デアリマスカラ原案ハ至当ノ様ニ思ハレマス

第十五番　土地ノ沿革ニ就テ番外、議員ヨリ述ヘラレマシタカ事実ト違フ点モアル様ニ思ヒマス、此ノ土地ハ明治三十九年苫小牧村ガ十ケ年ノ無償貸付ヲ受ケタモノデアリマス、当時直接経営デアツタガ結果ハ面白クナカツタ其ノ後産牛馬畜産組合カ借

受ケテ経営シタノデアリマス、廐舎、事務所等モ村費ヲ以テ作ツタモノデアツテ町有ニハ相違カナイ、私ハ委任経営ヲ可トスルト云ツタノハ現在ノ様ナ奨励組合ニ使用セシムルト云フ意味デハナイノデアリマス、樽前共同放牧場ノ経験モアルノデ直営絶対ニ不可ナイソレデドウシテモ健実ナ組合ヲ組織セシメテ之ニ管理ヲ委託スルヨリ外ニ良法ハナイト思フノデアリマス

番外（飯田町長）本案ハ重要ナ事案デアリマス多少疑問カ残ツテ居タノデ今日迄提出ニ到ラナカツタ次第デアリマス、ソレハ畜産奨励組合ノ占有ト云フヨリモ川上氏ノ占有ト云フコトカ適当デアル事デアリマス、川上氏ハ胆振畜産組合ヨリ個人名義ヲ以テ種馬ノ貸付ヲ受ケテ該土地ヲ占有シテ居リマス勿論此ノ事ハ奨励組合トハ関係ハナイノデアリマスガ事実川上氏カ畜舎建物ヲ占有シテ居リマスノデ一応同氏ノ考ヘヲ聞クヲ穏当ト認メ貸付願出ヲ慫慂致シタノデアリマス、所ガ畜産奨励組合ノ名義ヲ以テ願出テマシタノデ、該組合ハ大正十三年ニ最後ノ総會ヲ開イタノミデ其ノ後一回モ開カヌ役員モ亦任期満了シテ居ルノデ機関ヲ認ムルコトカ出来ナイ要之該組合ノ存在ヲ認ムコトカ出来ナイノデ川上氏一個ノ名義ヲ以テ願書ノ提出ヲ促シ書類ハ却下致シタノデアリマス、結果最近ノ返事デハ土地建物ハ拝借致サヌト云フコトヲ言明サレタノデアリマス、ソレデ川上氏ハ他ノ土地ニ畜舎等ノ設備ヲ爲スト云フノデアリマス、ソコデ如何ニセバ収支相償フ様ナ方法ニナルカ固ヨリ之ハ望ム所デアリマス、而シテ現行ノ使用條例ノ根本ハ町カ直接管理スルト云フコトガ立前ニナツテ居リマス、而シ牧柵ヲ築造スルモノトセバ多大ノ経費ヲ要シ之ハ町財政カ之ヲ許サヌノデアリマス、幸ニ賣払ノ條件カ単ニ牧草三十町歩七箇年ニ播種セバ宜シイノデ牧柵ノ條件ガナイノデアリマス斯様ナ次第デアリマスカラ完全ナ設備ヲシテ馬匹ヲ扱フコトカ出来ナイ條例ノ規定ニハ使用者ニ於テ之ヲ監守シ町ハ責任ヲ負ハナイト云フコトニナツテ居リマスカラ無牧柵ノ儘使用セシメムトスル所以デアリマス

第十五番　條例ノ規定ノ上ヨリスレバ只今町長ノ云ハレル通デアロウケレトモ之ヲ経営方法トシテ考ヘテ見ルトキニ條例ヲ改正シテモ差支ナイコトデアル又此ノ牧場ヲ有効ナラシムルトセバ種付ノ事業モヤツテ行カナケレバナラヌト思ヒマス、又料金カ安イト云フモノノ責任ヲ放棄スルコトハ出来ナイト思ヒマス

第二十三番　冬夏ノ放牧頭数ニ変化ハナイデセウカ

第十五番　此ノ牧場ハ六月ヨリ十月迄ノ放牧ニ適スルニ過ギナイ

第二番　此ノ際休憩シテハ如何デスカ

議　長　之ヨリ暫時休憩致シマス

休憩　自午後一時十分
至午後二時四十五分

議　長　休憩前ニ引続キ會議ヲ開キマス

番外（飯田町長）本案ハ更ニ研究致スコトトシ一時撤回致シマス

議案第三号　一時借入議決変更ノ件

議　長　次ハ議案第三号ヲ議題ニ供シ本案ノ第一読會ヲ開キマス

本案ハ朗読ヲ省略致シマス

番外（田原助役）本案ハ本年五月十三日議決ヲ経マシタ一時借入金六萬円ニ対スル償還期限ノ延長議案デアリマス、即チ王子会社ニ対スル営業収益税附加税ノ分割カ予定ヨリ遅延スルガ爲デアリマス

議　長　二、三読會ヲ省略シテ原案通決定スルコトニ御異議アリマセンカ

全員異議ナシ

議　長　夫レデハ二、三読會省略原案通可決確定致シマシタ

諮問第一号　路線認定ノ件

議　長　次ハ諮問第一号ヲ議題ニ供シマス、本案答申ニ致ル迄ノ議事ハ読會ヲ省略シ一審議確定ノ法ニ依リ決シタイト思ヒマス、御異議アリマセンカ

全員異議ナク之ニ決ス

本案ハ朗読ヲ省略致シマス

番外（田原助役）勇払駅ノ位置変更致シマシタ結果国道ニ通ズル新道路ヲ開鑿スルコトニナッテ土木事務所ガ拓殖費支弁デ施行スル爲町道トシテ認定ヲ要スル次第デアリマス

第十五番　維持費ハ如何ニナリマスカ

番外（田原助役）十ヵ年間拓殖費支弁デアリマス

第二番　本案ハ適当ト認ムルコト尚答申書ハ議長ニ於テ起草ヲ一任セムコトヲ発議致シマス

第五番六番賛成ト呼フ

議　長　第二番ノ発議ニ対シ制規ノ賛成カアリマスカラ之ヲ議題ニ供シマス御異議アリマセンカ

全員異議ナシ

議　長　夫レデハ第二番発議ノ通答申スルコトニ決シマシタ

報告第一号　昭和四年度予算ノ件

議　長　次ハ報告第一号ヲ議題ト致シマス

番外（飯田町長）本案ハ中止繰延ヲシナイ範囲ニ於キマシテ予算金額ヲ節約致シタノデアリマス、節減額経常費ニ於テ四、九六四円臨時費ニ於テ一、五〇五円計六、四六九円予算ニ対シ約二分ニ当ツテ居リマス

議　長　暫時休憩致シマス

議　長　之ヨリ會議ヲ開キマス

議　長　只今岡田、丸、菊地議員ヨリ町村制第五十三條ノ二ニ依リ議案提出ガアリマシタ、町有原野寄附ノ件デアリマス

書記議案ヲ各議員ニ配付ス

議　長　日程ヲ追加シ本案ヲ審議スルコトニ御異議アリマセンカ

全員異議ナシ

議　長　夫レデハ本案ヲ議題ニ供シ第一読會ヲ開キマス

本案ハ朗読ヲ省略致シマス

第二番　提案ノ理由ヲ説明致シマス、聞ク所ニ依ルト北海道製酪販売組合聯合会ニ於テ製酪工場ヲ設置ノ計画アリ、敷地五千坪ヲ要スルトノ趣デアリマス依テ当町ニ仝工場設置ヲ要望セムガ爲五百三十七番地ノ内一町六反二十歩ヲ寄付セムトスルモノデアリマス

議　長　別段御異議ナキモノト認メマス二、三読會ヲ省略シ原案通決スルコトニ御異議アリマセンカ

全員異議ナシ

議　長　本日ノ議事ハ之ニテ終了致シマシタ

町　長　閉會致シマス

右會議ノ顛末ヲ記録シ其ノ正当ナルヲ證スル爲左ニ署名ス

昭和四年十一月十一日

苫小牧町會議長

苫小牧町長　飯田誠一

苫小牧町會議員

第十五番　杉本福松

第十八番　山田佐右衛門

（『苫小牧町会会議録』昭和四年　苫小牧町会）

本町会で注目されることは、最後の追加議案第一号で、本年度より町村制の改正により議員にも発案権が認められることになったが、これは本町町会において議員側から出された最初の議案であった。しかも内容は工場誘致ともいうべき、工場敷地の寄付の件で、王子製紙誘致以来の伝統ともいうべきものであった。議案説明は発案者である岡田議

員があたったが、工場を設置すると聞いただけで五、〇〇〇坪の原野を寄付する点、まことにのんびりした時代であったのだろう。

議案第二号の共同放牧場問題では、この沿革について、余所者である町長、助役より古参議員が詳しく、町会で沿革論をぶつなど痛決である。同第三号は、王子製紙に対する税金の分割納入が決まらず、この金額を一時補てんするため銀行から一時金を借入れたもので、この納期が予定よりもさらに遅れたため償還期限の延長を行ったものであった。この税は同年度には入らず翌五年に入っている。苫小牧町の財政が王子製紙の税に頼り、これに依存していた例であり、一時借入金によるやり繰りであった。

この年あたりから町村会の権限が極めて大きくなり、本町会においても議員の活発な発言があり、理事者の姿勢をするどく追求したり、議案撤回、修正議決も多く、中には欠席の多い議員の除名をせまる一幕もあった。(6) この傾向は昭和十三、四年ころまで続いたが、その後は戦時下体制となり地方自治は衰退の一途をたどり、中央政府の統制下に置かれていくことになった。

苫小牧町會會議録（昭和十二年第二回其ノ二）

昭和十二年二月十八日苫小牧町會議事堂ニ招集ス

町長午後一時三十分開會ヲ宣ス

一、議事ニ参与スル者左ノ如シ

助役　田原　善吉

一、本会ノ書記左ノ如シ

書記　高野　政吉

議　長　之ヨリ會議ヲ開キマス

議　長　本日ノ會議録署名議員ハ第十九番第二十一番ニ決スルコトニ御異議アリマセンカ

議　長　御異議ナイト認メマスカラ御両名ニ決シマス

本日ノ議事日程ハ一昨日御報告申上ゲマシタ如クデアリマシテ引続キ一読會ヲ開キマス

第九番　私ハ五、六件質問シタイト思フ

第一ハ漁港問題デアルガ、我町前途ノ発展策トシテ漁港ノ築設促進ヲ力説シ我町民挙ツテ本問題ニ邁進シ度キ旨ヲ述ベ理事者ノ考ヘヲ問フ第二ハ文化ノ進展ニ伴フテ国民ノ保健ヲ第一義トスルコトハ謂フ迄モナイ、我町ハ日高ニ通ズル胆振樞要ノ地位ヲ占メテ居ルノデ町立病院ノ必要ヲ説キ王子會社ノ病院ヲ町ヘ移管シテ貰フコトガ出来ヌカ、勿論会社従業員ニハ入院ノ優先権ヲ与フルコトニシ町民保健ノ上ヨリ考究シテ欲シイ第三ニハ緑ヶ丘公園ハ未ダ具体化サレヌガ之モ出来ル限リ公園トシテノ面目ヲ施シ町民ノ逍遙地トスル計画ヲ進メテ貰ヒタイ

第四ハ緑町鉄道踏切ハ列車入替ノ都度相当長イ間交通ヲ遮断セラレ殊ニ火葬場ノ所在デアツテ霊柩車ヲ待タセラルルハ其ノ尊厳上ヨリモ甚ダ宜シクナイ、モウ少シ上ノ方ヘ移転セシムル様取計ツテ貰ヒタイ

第五ハ我町現在ノ競馬場ヲ室蘭ニ移転スル問題ガ相当喧伝セラレテ居ルガ躍進途上ニアル我町ノ爲ニ甚ダ遺憾トスル旨ヲ述ベ本問題解決ニ就テモ能フ限リノ善処ヲ望ム

次ニ吏員諸君ノ給料問題デアルガ相当永イ間昇給ガナイ様聞エテ居ルガ最高五円位迄ノ昇給ヲ認メテ欲シイ

町　長　御質問ノ事項ハ何レモ大切ナルモノデアリマシテ御同感デアリマスガ財政ノ都合デ思フ様ニ行カヌ

第一ノ問題ハ町ノ生命デアリ如何ナル犠牲ヲ払ツテモ実現致シタイト思ヒ昭和五年以来努力シテ居ル様ナ訳デ当局ニ於テモ一昨年ト昨年ニ於テ試験工事ヲ施行シテ居リマスコトハ御覧ノ通デァリマシテ、此ノ問題ニ就テハ昨年十二月ニモ御話申上テ置キマシタ如ク道庁当局モ慎重ニ考慮ヲ払ツテ居リ其ノ方針モ変ルモノデナイト思フ、只今ノ処新タナル事項トシテハ申上ルコトハアリマセンガ運動ハ弛ミナク致サネバナラヌト思ヒマス

当局モ只今ハ相当ノ認識ヲ持ツテ居リマスカラ暫ク此ノ程度デ進ミタイ

病院ノ問題ハ町財政ノ許ス限リ設立スルコトハ同感デアリマスガ地方病院ノ状況ヲ見マシテモ収支ガ伴ハナイデ一般會計ヨリ繰入シテ居ルノデナカナカ容易デナイ

公営論ハ賛成デスガ移管譲渡ハ會社ノ御都合モアルコトデスカラ何レ會社トモ打合セテ見タイ

第三ノ公園ニ就テノ御質問モ財政ノ関係デ設備ガ出来ナイデ居リマスガ道庁都市計画課ニ此ノ方ノ専門技師モ居リマスカラ本年中ニ実地ヲ検分シテ貰ヒ設計ヲ依頼シタイト思フ

踏切ノ問題モ御同感デスガ鉄道ハ必ズシモ我々ノ主張ヲ入レルカドウカ疑問デアリ又経費負担ノ事モ考ヘナケレバナラヌノデ適当ナ時期ニ於テ考慮シタイ競馬場移転ノ事ハ其ノ執行ノ主体ハ胆振畜産組合デアリマシテ、先般ノ會議ニ於テ移転ノ決議ヲ爲シタルモ一方ガ承諾シナケレバ成立シナイ旨ヲ述ベ競馬條件、移転手続其ノ他移転許可権等ニ就キ詳細説明ス

吏員ニ対スル問題ハ私ガ代表シテ感謝ノ意ヲ表シマス、只今ノ処他町村ニ比シテモ決シテ其ノ待遇ハ劣ッテ居リマセンガ予算ノ範囲ニ於テ勤務ノ状況等ヨリ見マシテ適当ニ考慮致シタイト思ヒマス

以上御質問ニ対シテ此ノ程度デ置キタイト思ヒマス

第十番

新年度予算ヲ一瞥スルニ歳入ハ其ノ見積方ガ過大ノ様ニ思ハル又電気事業ノ一萬円増加モ大過ギハシナイカ

漁港ハ熱烈ナル町民ノ要望デアル四、五十万円位ノ起債ニ依リ徐々自力デ進ンデハドウカ

隔離病舎営繕費ヲ相当計上シテ居ルガ現在地ハ将来発展上ヨリ将又小学校女学校ノ教育機関アリ適当デナイコトハ屢々主張シテ居ルガ此ノ機会ニ理事者ハ移転ノ意志ナキヤ

町ハ産業組合ニ於ケル畜牛購入資金ノ借入保証ヲ爲サントシテ居ル際組合ニ於テハ最近忌ハシキ問題ヲ惹起シテ居ル様聞エテ居ルガ町ハ之ニ対シ如何ナル方法ヲ講ジテ居ラルルヤ

襲衣焼却ヲ産婆会ニヤラセテ貰ヒタイト云フ話モアルガ理事者ハ如何ニ考ヘテ居ラルルカ

町　長　歳入ノ問題ハ番外ヨリ御答ヒシマス

漁港問題ハ町民ノ焦燥シテ居ラルルコトハ充分承知シテ居リマスガ、国費予算ノ関係モアルノデ容易ニ決定スルモノデナ

イ、町村ガ自立自営デハ認メヌト思フ而シ補助ヲ受ケズニ出来ヌコトハナイト思フガ水面等ノ問題ガ伴フノデ容易デナイ

既ニ拾年調査ニモ加ヘラレ道庁モ進メツツアルノデスカラ暫ク推移ヲ見タイト思フ

隔離病舎改修ハ永久的ニ置ク考デハナイ、移転スルニシテモ容易ニ適地ガ見当ラヌ、將来移転スル場合ハ少クトモ二萬円位ハ要スル只今ノ処腐朽カ甚ダシイノデ此ノ程度ノ改修ハ止ムヲ得ナイト思フ

襲衣焼却ハ元来公共団体ガ直接経営スベキモノデアツテ只今ノ料金ガ高ケレバ安クシテモヨイト思ツテ居ル、産婆会ガ如何ナル社會事業ニ如何ナル方法ヲ以テ経営スルカ其ノ点モ調査シナケレバナラヌノデ直チニ認ムル訳ニハ行カヌ

番外（助役）一般會計ニ於ケル使用料手数料ハ寧ロ内輪ニ見タル点及町税中営業収益税附加税ニ於ケル昭和九年度以降同十一年度迄ノ調定額ヲ説明シ最近ノ状勢ニ於テハ七万三千円（王子半期分）以上ハ確実ニ得ラルル旨ヲ論述スルト共ニ電気会計ニ於テハ一般電燈ハ勿論電熱ノ需用増加ノ状態並ニ繰越金ハ前年度三千二百余円ニ対シテ新年度計上額ハ最早決算期モ近ヅキ八千円ハ確実デアル、歳入ノ景況ガ大分良クナツテ来タノデ積立金モ一萬余円ヲ計上シ基金ノ留保ヲ爲シ得ル旨ヲ述ブ

第二十三番　本年度予算編成ニ就テ一昨日ノ理事者ノ説明モアリ議案内容モ検討シテ如何ナル点ニ重点ヲ置イテ居ルカト云フコトヲ見マシタガ各方面ニ相当積極的ニ按配サレテ居リ常ニ理事者ノ穩健ナル態度ニ感謝スルモノデアル、就中中学校設立ニ関スル重大問題ヲ起債ニ依ラズシテ立案セラレタルコトハ敬意ヲ払フ旨述ベ根本方針ニ大体ノ賛意ヲ表シ左ノ質問アリ

一、我苫小牧町ヲ発展セシムル爲其ノ特殊的事情及環境ヨリシテ理事者ハ如何ナル所信ヲ有スルカ

二、我町財政將来ノ上ニ如何ナル抱負ヲ有セラルルヤ財源涵養ニ就テ質問

三、財政計画ノ見透シニ就テ

少クトモ五ヶ年間位ノ見透シハ付イテ居ラナケレバナラヌト共ニ町民トシテモ当然知ツテ居ラネバナラヌ重要ナコトト思フ

四、蓄積金ノ過去数年間ニ於ケル状勢

五、観光道路即チ支笏湖ニ至ル道路開鑿促進

六、前年度繰越金ヲ相当多額ニ見積ツテ居ルガ繰越金ヲ多ク見ルコトハ健全ナル財政トハ云エナイ、前年度ニ対比シテ四千円モ増加シテ居ルガ十年度決算ニ於テ事実何程ノ剰余ヲ得タカ

七、戸数割ハ前年度ヨリ、二割強増加シテ居ルガ如何ナル理由ノ下ニ増加セルヤ

町長　只今冒頭ニ於テ御褒メノ御言葉ヲ預リマシタガ斯ク順調ニ進ンデ参リマシタノモ皆様ノ御指導宜シキニ依ルモノデアリマシテ寔ニ御同慶ニ堪エマセヌ

御質問ノ各事項ハ何レモ重要ナ而モ大キナ問題デアリマスガ、大体御答エ致シマス

先ヅ我町ハ道内ノ中心地タラシムルコトデ運輸、交通、行政ノ中心地トシタイ又ソウシタ使命ヲ持ツテ居ル事、海洋方面ノ門戸開発並ニ製造場、工場等ノ発達促進ニ関シ説明スルト共ニ斯ル点ヨリシテ水道計画モ既ニ七年前ニ完成シタル点将来船舶来往ニ伴ヒ水ノ必要ヲ説キ小樽市ニ於ケル水道純益ノ例ヲ述ベ機会ガ至レバ実現致シタイ旨ヲ答フ財政計画モ只今ノ処確タル計画ハ樹テテナイガ抽象的ニ申上レバ町債ノ漸減デアル然シ新タニ起債モアリマスガ四萬円近クノ公債償還ガナクナルコトハ御同慶デアリマス

支笏湖道路ハ速ニ完成ヲ望ンデ居ル昨年ハ大演習関係デ国費地方費ノ方モ其ノ余力ヲ持タナカツタ事ト思フガ本年ハ工事ハナラヌガ測量設計丈ハ必ズ致シタイト思フ、観光道路ト云フヨリハ産業道路ト云フコトガ宜シイト思フ

繰越金ハ自然増収等ノ税源モアリ之レ位ノ繰越金ハ都合ガヨイ

戸数割ハ戸数増加且ツ一般所得増加等ニ依リ大部分ハ自然増収デ実際ノ賦課ニ当ツテハ其ノ課率ハ前年度ト大差ナイ

番外（助役）　大火災当時及其ノ後小学校等ノ増改築ニ支消シタルモノヲ一括補填計画ヲ樹テ実行シ来リタル点現在ニ於ケル各財産預金基金積立金ノ状況ヲ説明シ補填ハ尚今後数年間ハ続クガ不況時代町民ガ忍ンデ負担ヲ為シタル賜デアル　ト述ブ、財政ノ見透シニ就テノ御質問ハ予算審議ノ真髄ニ触レテ居リ敬意ヲ表シ十三年度以降ニ於ケル財政ニ就テ十二年度予算数字ヲ基礎ニ自然減少費目及小学校増改築工事費予定起債其ノ他既往公債ノ漸減等ヲ説明更ニ相当考慮ヲ払フ旨ヲ述ブ

第三番　昨年議員全員ヲ以テ町内視察ノ際実地調査シタル勇払ニナルカ間、ニナルカ松田山間ニ於ケル道路改修及勇払川切替工事

促進ニ付意見ヲ述ブ

先程十番議員ヨリ御話アリマシタ産業組合不祥事件ハ只今ノ処調査中デアルガ町ヨリノ保証ニハ何等懸念ナキコトヲ力説シ了解ヲ求ム

町　長　勇払川切替ハ相当多額ナル経費ヲ要スルノデ工事モ長年月ヲ要シマスノデ早急ニ実現スルハ容易デナイニナルカ松田山間ニ於ケル道路改修ハ本年度予算ニモ計上致シマシタ、勇払ニナルカ間ハ更ニ善処致ス旨ヲ答フ

第二十二番　東西両校ニ於ケル一学級当児童数ハ多スギル殊ニ七十人以上モ収容シテ居ル状態デハ教育上甚ダ遺憾デアル五十人以上デハ各児童ノ個性ヲ見ルコトハ出来ナイ計リデナク現在ノ学級数カラ見テ統一モ容易デナイト思フ

番外（助役）小学校管理計画ノ事ハ昨年以来学務委員、常設委員會ヲ開キ種々考慮ヲ払ヒ其ノ計画ヲ進メテ居ルガ要ハ多学級デ行クカ、校令ノ示ス程度デ行クカ其ノ根本ヲ定メル必要ガアル三十五、六学級位ハ財政上其ノ他ノ点ヨリシテサシタル支障ガナイト思フノデ学務委員會ニ於テモ此ノ方針デ行ク意志デアル、両者ヲ三十五学級トスレバ本年四学級増加シテモ尚十学級ノ増加ヲ爲スコトガ出来ルノデ一年一学級位ノ増ト見レバ数年間ハ学校管理ニ支障ナキ旨ヲ詳述ス

町　長　学級ハ現在ノ制度デハ七十人止ムヲ得ザル場合ハ八十人迄収容スルコトヲ認メラレルガ中学校ガ出来レバ相当緩和出来ルト思フ

第二十二番　將来ノ計画モ七十人程度ナルヤ

番外（助役）六十五、六人程度デアル、従来ノ学級当リハ七十六、七人デアツタガ本年四学級増加ニ依リ非常ニ緩和セラルル事トナリ六十四、五人トナル

第二十五番　漁港ハ拓殖費国費ヲ以テ実施スルトシテモ町ハ何等ノ準備ナクシテハ従来ノ例カラ見マシテ寔ニ望洋ノ観ガアル、期成同盟會ノ活動ヲ促スト共ニ真ニ二萬町民ノ叫ビデアルナラバ今日ヨリ積極的準備ガ必要デアル、国費ノミニ頼ラズ電気會計及基本財産會計ヨリ一般會計ニ繰入レズシテ之等ハ準備金ニシテ欲シイ、理事者ハ如何ニ考ヘラルルヤ

町　長　私ハ国費ノミニ依ルト云フノデハナイ、道庁ノ関係ニ依ラズシテ単独デ町村ガ仕事ヲ進メテ行フト云フコトハ出来ヌ、基

本財産ノ蓄積方針モ既ニ本年度カラ此ノ一部ヲ実行シテ電気事業基金モ七千余円ヲ減ジテ居ル

第二十四番　納税組合奨励金ハ相当計上セラレテ居ルガ税務事務ノ緩和、産業、土木関係委員即チ諮問機関ヲ設ケル意志ナキヤ

住宅組合ヨリ町ニ於テ損害ヲ蒙リタル数字ヲ承知致シタイ

植樹及防火線奨励金ハ町民ニ徹底セルヤ

通学区域ノ変更ハ父兄児童ノ最モ苦痛トスル所デ之ニ対スル善処ノ方法ナキヤ

汚物運搬夫ノ冬期間ニ於ケル運搬不可能ナル場合ハ如何ニシテ居ルカ、斯ル場合ハ運搬夫ヲシテ道路ノ除雪ニ当ラシムル様ニシテ欲シイ

勧業費補助費奨励費ハ産業団体ニ対シテハ余リニ小額デハナイカ

議　長　定刻ニ付時間延長ヲ諮ル

異議ナク延長ニ決ス

町　長　二十四番ニ御答エシマス

納税奨励金ニ就テハ徴税事務ニハ相当緩和セラレテ居ル、植樹ノ方ハ主トシテ部落ニ対スルモノデ区長等ヲ通ジテ徹底ヲ期シテ居ル

勧業費ハ財政問題モ伴フノデ此ノ程度デ認メテ貰ヒタイ、汚物運搬夫ハ御説ノ通命ジテ居ルガ監督ヲ充分ニシテ御期待ニ副フ様致シマス

以上ノ外ハ番外ヨリ御答エ致シマス

番外（助役）住宅組合ノ存立期間ガ未ダアルノデスガ此ノ期間後多少ノ猶予ヲ与フレバサシタル損害ハナイト思フ、何レ数字ヲ調査致シマシテ機會ニ申上マス

通学区域ノ問題ハ特殊ナ事情アルモノハ能フ限リ保護者ノ希望ヲ入レテ居リマスカラ余リ困ル様ナコトハナイ

汚物運搬夫ノ事ハ町長ヨリ御答エ致シマシタ通今後モ御注意ノ方針ニ依ツテ進ミタイト思フ

議　長　二読會ニ移シ明日続行スルコトニ致シマシテ本日ハ之ヲ以テ閉議致シタイト思ヒマスガ如何デスカ

全員異議ナシ

議　長　御異議ナイト認メマスカラ二読會ニ移シ本日ハ之ヲ以テ閉議致シマス、明日ハ午後一時ヨリ続行致シマスカラ御承知下サイ

町　長　午後四時十五分散會ヲ宣ス

右會議ノ顛末ヲ記載シ其ノ相違ナキコトヲ証スル爲茲ニ署名ス

昭和十二年二月十八日

苫小牧町會議長

苫小牧町長　飯田　誠一

苫小牧町會議員

第二十一番　相武吉治郎

第十九番　野中　豊作

（『苫小牧町会会議録』昭和十二年　苫小牧町会）

本町会は、昭和十二年度苫小牧町一般会計歳入歳出予算審議の第二日目で、各議員が本町の懸案問題について理事者の考えを伺っているもので、非常にめずらしいものである。当時は予算町会は三日間程度であったが、予算委員会、小会議において具体的な問題、今後の方針、対策などが討議されたため本会議の記録としては出てきていなかったからである。

まず、最も大きな問題として漁港の築設があり、昭和十年以来築港試験工事が行われてきたが、この成果に歯がゆさを感じた議員は国費、地方費とはいわず四、五〇万円の起債による町費をもって自力で進めてはどうかという質問があり、町長も自力でできない訳ではないといっている点面白い。

そのほか、王子病院の町立移管、緑ケ丘公園の設定、木場町の踏切移転問題、隔離病舎の新築移転、町財政計画と長期見通し、支笏湖観光道路の開発促進、勇払川の切替え問題、一学級あたりの児童数が増加したため個性を生かした教育ができないなど相当広範囲にわたる質問であった。町長は財政的な問題をとりあげながらも善処すべく答弁し、前向きの姿勢を示している点、町財政も豊かになってきたことを意味するものである。

苫小牧町會會議録（昭和十四年第六回）

昭和十四年七月四日苫小牧町會ヲ町會議事堂ニ招集ス

一、応招議員左ノ如シ

二十四名別紙ノ通

一、會議ノ事件左ノ如シ

議案第一号　昭和十四年度勇払郡苫小牧町歳入歳出追加更正予算

仝　二号　昭和十四年度勇払郡苫小牧町電気事業特別會計歳入歳出追加予算

仝　三号　寄附採納ノ件

仝　四号　共同放牧地貸付ノ件

仝　五号　警防団員定数増加ノ件

仝　六号　町葬執行ノ件

諮問第一号　警防団員給与額ノ件

町　長　開會宣告午后一時半

一、議事ニ参与スルモノ左ノ如シ

助役久保正信、主事川代秀雄、主事高野政吉、技師西田信一

一、本會ノ書記　大泉源郎

議　長　會議ヲ宣ス

一、出席議員応招議員ニ仝ジ

會議録署名議員ヲ第二十六番、第二十九番ノ二名トナス事ヲ諮リ異議無ク決定ス

本日ノ議事日程ハ議案第一号ヨリ第五号迄及諮問第一号ナルコトヲ報告ス

議案第一号　昭和十四年度勇払郡苫小牧町歳入歳出追加予算

諮問第一号　警防団員給与額ノ件

議　長　議案第一号及諮問第一号ハ互ニ関連セルニ付一括シテ議題ニ供シ第一読会ヲ開ク旨ヲ告グ

番外（助役）提案理由説明

審議ノ都合上諮問第一号ヨリ説明シ本案ハ過般常設委員會ニ於テ本町トシテノ具体案及関係予算ノ承認ヲ経又他町村ノ均衡ヲ得ル爲胆振町村長會議ニ於テ苫小牧警察署長ノ参加ノ上協議済ナルコト議案第一号ハ警防団設立ニ伴ヒ又前記ノ事項ニ関連シテ予算ノ編成替ヲ必要トシ従前ノ防空費、警備費ヲ廃欵シテ防空警備費ヲ設ケタル事等追加更正ノ理由ヲ各欵項ニ亘リ説明ヲ了ス

第九番　警防団組織中本部長ニ付質問

番外（助役）本部長ナル職制ノ設アル事各市ニハ置カレテ居ル旨ヲ答フ

第十四番　警防団ノ費用ニ付一々町長ニ稟議ヲ要スルハ煩雑ニシテ又分団長ハ自弁ヲナス傾向ヲ生ズルヲ以テ省略セラレタシ

番外（助役）渡ち経費ニセザル限リ支出伺ヲ省略シ能ハザル旨答フ

町　長　団長ト協議ノ上善処セラレ度旨述ブ

第二十一番　町史編纂ハ何ノ程度マデ進行シ居ルヤ

第二十五番　収拾不能ニナツテ居ルノデハナイカ、果シテ本年度完成スルヤ

番外（助役）担当者ヨリ本年度中完成ノ予定ニシテ昨年度予算残額ノ復活方ヲ特ニ申出アリタル旨ヲ答フ

議　長　議案第一号ハ原案通決スル事及諮問第一号ハ別紙ノ通答申スルコトニ異議無キヤヲ諮ル

全員異議無シト呼ブ

議　長　議案第一号ヲ原案通決シ諮問第一号ハ別紙答申書（略）ヲ可決スル旨ヲ告グ

議案第二号　勇払郡苫小牧町電気事業特別會計歳入歳出追加更正予算

議　長　本案ヲ議題ニ供シ第一読會ヲ開ク旨ヲ告グ

番外（助役）提案理由説明

議　長　第二、第三読會ヲ省略スル事ヲ諮リ異議ナク決定ス

議　長　本案ヲ原案通決スル事ニ異議無キヤヲ諮ル

全員異議無シト呼ブ

議　長　原案通決スル旨ヲ告グ

議案第三号　寄附採納ノ件

議　長　本案ヲ議題ニ供シ第一読會ヲ開ク旨ヲ告グ

番外（助役）提案理由説明

議　長　読會省略ヲ諮リ異議無ク決定ス

議　長　原案通決スル事ニ異議無キヤヲ諮ル

全員異議無シト呼ブ

議　長　原案通決スル旨ヲ告グ

議案第四号　小糸魚放牧地貸付ノ件

議　長　本案ヲ議題ニ供シ第一読會ヲ開ク旨ヲ告グ

番外（助役）提案理由説明

議　長　第二、第三読會ヲ省略スルコトヲ諮リ異議無ク決定ス

議　長　原案通決定スル事ニ異議無キヤヲ諮ル

全員異議無シト呼ブ

議　長　原案通決スル旨ヲ告グ

議案第五号　警防団員定数増加ノ件

議　長　本案ヲ議題ニ供シ第一読會ヲ開ク旨ヲ告グ

番外（助役）提案理由説明

議　長　読會省略ヲ諮リ異議無ク決定ス

議　長　原案ニ決スル事ニ異議無キヤヲ諮ル

全員異議無シト呼ブ

議　長　原案通決スル旨ヲ告グ

議案第六号會町葬執行ノ件

議　長　本案ヲ議題ニ供シ第一読會ヲ開ク旨ヲ告グ

番　外　故千葉伍長、故吉田上等兵ノ戦歴ヲ述ベ提案理由ヲ説明ス

第九番　町葬ニ於ケル弔詞ノ順序ニ付質問

第二十三番　順序ヲ町會デ定メテハ如何

町　長　理事者ニ於テ考究スル旨ヲ答フ

議　長　戦死者ニ敬弔ノ意ヲ表スル爲賛成者ニ起立ヲ命ズ

全員起立ス

議　長　起立者全員ニ付原案ニ決スル旨ヲ告グ

議　長　閉議ヲ宣ス

町　長　閉會宣告午后三時二十分

右會議ノ顛末ヲ記録シ其ノ正当ナルヲ證スル爲茲ニ署名ス

昭和十四年七月四日

苫小牧町會議長

苫小牧町長　八巻　耕三

苫小牧町會議員

第二十六番　北野　市蔵

第二十九番　渡辺　喜吉

（『苫小牧町会会議録』　昭和十四年　苫小牧町会）

このころから町会は戦時体制の影響をうけ非常に簡素化され、議事録もまた同様である。ただ、重要問題などは本会議前一応協議される場合が多く、それほど問題とならずすらすらと議決していた。

本町会では大正七年以来、一度は中断があったが、こつこつと進められてきた町史編纂問題がとりあげられ、いよいよその発刊のきざしが見えはじめたことなど興味深いものがある。

また、このころの町会から毎回のように戦死兵士の町葬執行がとりあげられてきたが、このような町会形式は終戦直前まで続けられていた。なお、町会書記は現市長の大泉源郎がつとめている。

昭和十九年には町会議員選挙期であったが、戦争を理由に議員年数の延長が行われ、本町においても同年の補欠選挙にとどまった。

苫小牧町会開催日数一覧表

年次	議員定員	現員	議会開催回数	議会開催日数	出席延人員	議件数
大正一〇年	二〇	一五	二一	二一	二〇三	八二
一一年	二〇	二〇	二三	二三	三四八	八四
昭和三年	二四	二四	一六	二三	三八九	一〇一
四年	二四	二四	六	一二	一六八	五七
五年	二四	二三	七	一一	二〇四	四四
六年	二四	二一	六	一〇	一六九	五七
七年	三〇	三〇	七	一三	二八八	七五
八年	三〇	二九	八	一二	二九二	六六
九年	三〇	二六	六	一〇	二一八	五八
一〇年	三〇	三〇	五	九	一六六	六四
一一年	三〇	二九	五	九	一六六	七五
一二年	三〇	二九	九	一三	三一六	七八
一三年	三〇	二八	一二	一四	三〇一	六一
一四年	三〇	二五	一〇	一三	二九九	九一
一五年	三〇	三〇	九	一一	二〇五	九六
一八年	三〇	二四	八	九	一八二	五八

昭和一九年	三〇	三〇		五	五	一一八	三五
二〇年	三〇	二七		七	七	一五四	二四

（『苫小牧町会会議録』苫小牧町会、『事務報告』苫小牧町各年より作成）

苫小牧市議会　昭和二十二年四月三十日には前年の法律改正により女子に選挙権、被選挙権が与えられ、年齢も選挙権が満二〇歳以上、被選挙権も満二五歳とそれぞれ引き下げられて、第一回目の苫小牧町会議員選挙が行われた。そして、この選挙で当選した三〇名の議員は、地方自治法の施行により『町議会議員』となり、翌二十三年四月一日の苫小牧の市制施行により自動的に『苫小牧市議会議員』となった。

終戦後の日本民主化の波は、逸速く末端地方議会にもおよび、その主なものは①議長の議員より選出と定例会の会期設定②選挙法の改正、③常任委員会および特別委員会の設定による審査の細分化・専門化などにより、地方議会が住民の代表者による議決機関として完全に確立していった。

地方議会の正副議長については、都道府県会・市会においては議員中より選出することになっていたが、町村会では町村長が議長の職務を行うこととされていた。ところが、町村会の民主化から昭和二十一年十月には正副議長を議員中より選出することに改められたのである。

苫小牧においては、昭和二十一年十一月二十三日の第一〇回町会に西田町長は町会議長および副議長選挙の件を提出し、議長に相武吉治郎、副議長に遠藤福雄が選出された。

選挙第一号

議長及副議長選挙の件

本町会の議長及副議長の選挙を求める

昭和二十一年十一月二十三日提出

苫小牧町長　西田信一

昭和廿壱年十一月廿参日

選挙　印

議長　相武吉治郎
副議長　遠藤福雄

（『議決書』昭和二十一年　苫小牧町会）

この正副議長は昭和二十二年四月三十日に、法律改正によって行われる町議会議員選出までの暫定的な正副議長ではあったが、本町会における初の選挙によって選出された正副議長であった。

昭和二十二年四月三十日の町議会議員選挙によって新たな三〇名の議員が誕生したが、同年五月十四日の最初の町議会で議長に菊地善吾、副議長に遠藤福雄が選出され、翌二十三年四月一日の市制施行により苫小牧市議会議長、同副議長となった。

なお、歴代議長および副議長をあげれば次のとおりである。

苫小牧町議会・市議会正副議長一覧表

区分	議長				副議長			
	代	氏名	就任年月日	退任年月日	代	氏名	就任年月日	退任年月日
町(議)会	初	相武吉治郎	昭和二一・一一・二三	昭和二二・四・二九	初	遠藤　福雄	昭和二一・一一・二三	昭和二二・四・二九
	二	菊地　善吾	二二・五・一四	二三・三・三一	二	遠藤　福雄	二二・五・一四	二三・三・三一
市議会	初	菊地　善吾	二三・四・一	二六・四・二九	初	遠藤　福雄	二三・四・一	二三・九・一五
	二	菊地　善吾	二六・五・七	三〇・四・三〇	二	佐々木瞭司	二三・九・一六	二六・四・二九
					三	塚田　重	二六・五・七	三〇・四・三〇

| 市議会 | | |

苫小牧町会定例会條例

苫小牧町会の定例会は毎年二月、四月、六月、八月、十月及び十二月にそれを開く

附　則

この條例は発布の日からこれを施行する。

昭和廿壱年十一月廿参日

苫小牧町長　西田信一

原案可決　印

（『議決書』昭和二十一年　苫小牧町会）

この定例会条例は、昭和三十一年九月一日改正され「苫小牧市議会の定例会は、年四回招集する」[7]とし、前年公布の『苫小牧市議会定例会規則』により二月、六月、九月、十二月と定められた。

また、同町会においては議員中より選挙した議長によって議事が進められることになったため、大正八年に設定した『町会会議規則』では支障をきたすこととなり、次のように全文改正された。

苫小牧町会会議規則

第一章　町会成立及び開会

第一條　議員は招集の告示に指定された期日において議事堂に集合しなければならない

第二條　町会が成立したときは議長が開会を宣告するものとする

第二章　会期及びその延長

第三條　定例会の会期は二日以内とし議長がこれを定める

但し二月の定例会についてはこれを五日以内とする

議長は開会の際議員に会期を告知しなければならない

第四條　臨時会の会期は議長がこれを定め開会の際議員に告知しなければならない

第五條　会期内に議案の審議を終了することができないとき又は臨時急施を要する事件があるときその他特別の必要があるときは議長は三日以内において会期を延長することができる

前項の場合においては議長は直ちにこれを議員に告示しなければならない

第六條　第三條及び第四條の規定により会期を定めたとき又は第五條の規定により会期を延長したときは議長は直ちにこれを町長に通知しなければならない

第三章　閉　会

第七條　町会閉会の場合において議案又は建議で議決に至らないものは後会に継続しない

第八條　閉会は議長がこれを宣告する

附　則

この條例は発布の日からこれを施行する

（『議決書』　昭和二十一年　苫小牧町会）

この規則はその後何回か改正され、昭和三十四年には議会規則第一号『苫小牧市議会会議規則』として新たに公布されたが、さらに同四十二年三月十七日に全文改正され、現在は三章一六三条から成る新市議会会議規則が制定されており、本市市議会の議席、議案および動議、議事日程、議事、発言、表決などの諸事項はこの規則によって進められている。また、大正八年に制定された傍聴規則は、昭和二十七年三月六日に『苫小牧市議会傍聴規則』と改められた。

戦前に公布された町会会議規則には委員会、小会議の制度があったが、昭和二十一年改正された規則中にはこれが

なかったため、同二十二年六月二十七日の町議会において、田中正太郎町長は常任委員会および特別委員会からなる「常任委員会条例設定の件」を提出して原案可決となったが、これをうけて菊地善吾議長は①庶務財政委員（七名）、②教育委員（七名）、③経済委員（六名）、④産業委員（六名）、⑤土木委員（七名）、⑥厚生委員（六名）の六常任委員会と、庶務財政菊地善吾、教育池田脇治、経済木村寿壮、産業近藤武雄、土木遠藤福雄、厚生田中正経の各委員長選任を議会に求め、原案可決をもってこれらを決定し、ここに常任委員会の発足となった。

常任委員会は関係課の所管に属する事務に関する調査、議案、請願、陳情などの審査を行い、特別委員会は特定事件を審査するために必要な場合、議会の議決によりこれを置くことができた。委員定数、常任・特別委員は議長が議会に諮って選任し、委員長は常任委員会においては議会にて選任、特別委員会においては特別委員が互選して決めることになった。また、議員は少なくとも一つ以上の常任委員会に属し、同時に二つを超える常任委員にはなれなかった。

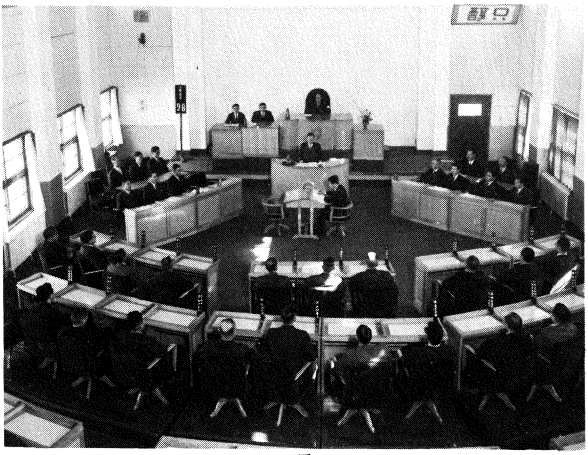
この常任委員会にはしばしば変更があって、昭和二十四年には①総務（七名）、②教育（七名）、③社会（七名）、④保健（七名）、⑤産業（七名）、⑥経済（七名）、⑦施設（七名）、⑧保安（七名）となり、同二十六年には社会、保健、経済、保安の四委員会がなくなり、新たに厚生、公営事業の二委員会が加わり六委員会となった。同二十七年には教育を文教と改め、二年の交替制をとることになった。同三十四年三月二十六日には委員会の編成替えが行われ、①総務、②文教厚生、③産業経済、④施設工営（四十一年に建設）の四委員会となった。この委員会条例は、同四十二年三月十日には全文改正が行われ、現在では①総務委員会（九名）、②厚生委員会（九名）、③文教経済委員会（九名）、④建設委員会（九名）、となっている。

一方特別委員会は臨時的なものであるが、予算（一般・特別）、決算のほかこれまでに災害対策、港湾促進、工場誘致

契約条例、冷害対策、港湾、工業用地造成、市営住宅不均衡家賃、二条通り舗装審査、苫小牧沿岸地区公害調査、予算委員会発言調査、総合開発、市病職員雇用審査などの特別委員会が設置されている。

なお、昭和四十二年に全文改正された委員会条例では、常任・特別委員は議長が議会にはかって指名し、任期は二年、正副委員長は委員会において互選することになった。

昭和二十六年八月十三日には市議会の事務を市部局から分離して処理するため「苫小牧市議会事務局設置条例」を設定し、局長、書記、その他の職員を置くことを定め、翌二十七年三月六日には「事務局規程」を設け事務処理、分掌を明らかにした。



市議会本会議風景（昭和27年）
〔苫小牧市史編さん室蔵〕

議会の円満かつ積極的な運営をはかるため、昭和二十六年六月九日には「苫小牧市議会運営委員」が設置された。委員は一二名で、任期二年、議長が議会にはかって選任し、正副委員長は委員の互選によって選出するが、次の事項を審議することになっている。

(一)、会期に関すること
(二)、議事日程に関すること
(三)、会議における議事進行に関すること
(四)、決議案、意見書案等の提出に関すること
(五)、請願書及び陳情書の取扱いに関すること
(六)、議会費の予算に関すること
(七)、議会関係諸規定に関すること

(八)、議員協議会に関すること

(九)、その他議会運営上必要とする事項に関すること

（『苫小牧市例規類集』　昭和四十九年加除整理　苫小牧市）

市議会議員の政党色についてみると、その初期にはほとんどが無所属議員であったが、昭和二十六年の第二回選挙から、日本自由党、日本社会党の議員六名があらわれ、次第に政党派議員が多くなり、同三十八年の選挙では政党に所属する議員の方が多くなり、同四十九年十二月現在では自民党一〇名、社会党九名、民社党三名、公明党三名、共産党二名、無所属その他九名となった。

市議会議員政党別人員一覧表

政党名＼年月	昭和二二・五	二六・五	三〇・五	三四・五	三八・五	四一・五	四二・五	四六・五	四九・一二
日本自由党	一	四	二	一	一	一	一	一	一
日本社会党	一	二	一	八	三	七	八	一〇	九
自由民主党	一	一	一	一	一〇	一一	一三	一〇	一〇
民主社会党	一	一	一	一	六	四	三	三	三
公明党	一	一	一	一	二	一	三	三	三
日本共産党	一	一	一	一	一	一	二	二	二
その他	一	一	一	一	一	一	一	一	一
無所属	二九	二四	二七	二一	一四	九	七	八	八
計	三〇	三〇	三〇	三〇	三六	三三	三六	三六	三六

（『市勢要覧』－各年　苫小牧市、『選挙開票状況資料』　苫小牧市選挙管理委員会より作成）



市議会本会議風景（昭和38年）〔苫小牧市史編さん室蔵〕

また、政党集団とは別に市議会では会派が結成されているが、昭和三十七年には公友クラブ（保守系一二名）、公正クラブ（革新系九名）、市政研究会（中立四名）、市政同志会（中立三名）、その他があったが、翌三十八年には市政クラブ（二三名）、地区労議員団（一〇名）、その他として公明会二名、共産党（一名）となった。そして、この年五月十六日には議会内における交渉会派の人員三名以上と正式に決定した。

昭和四十六年四月に行われた選挙で新議員三六名が決定したが、市政クラブ（自民党一〇名）、社会党クラブ（社会党一〇名）、民社クラブ（民社党、同盟系九名）、公明党クラブ（公明党三名）、共産党クラブ（共産党二名）、無所属クラブ（無所属二名）の会派がつくられ、政党、支持団体による会派となっていった。さらに、同四十九年には一部の会派に変更があって、同年十二月現在では自民党（一〇名）、社会党議員団（九名）、民社クラブ（九名）、公明党（三名）、共産党（二名）、市政クラブ（無所属二名）、諸派（一名）となっている。

当初議会議員は名誉職であり、昭和二十一年十二月の議員報酬は議長年額四二〇円、副議長年額三六〇円、議員年額三〇〇円であったが、地方自治法の施行により名誉職がはずされ特別職となり、報酬も同二十三年十月から議長年額二万円、副議長一万五、〇〇〇円、議員年額一万二、〇〇〇円と改められ、同二十六年二月二十一日には議員報酬の年額を改め、これを月額とし議長四、〇〇〇円、副議長三、五〇〇円、議員二、五〇〇円とし一月一日から適用したが、これは同年十月に改正され、議長五、五〇〇円、副議長四、二〇〇円、議員三、五〇〇円となった。その後市議会議員は専門職・職業化されていったが、これにともない議員報酬も年々アップし、現在では議長一八万円、副議長一六万円、議員一四万四、〇〇〇円と三月、六月、十二月にはそれぞれ期末手当が支給されている。

一方、議会審議においても東部開発問題が登場して以来、極めて活発的であり、意見の対立もはげしく、これまでにも採決時における反対議員の一斉議場退場、意見調整のつかないまま自然閉会、議事運営委員会で結論がでず、議長裁定による会期の決定など市議会はじまって以来という事件が続いた。

なお、市議会における主な議決内容などについては、苫小牧市史各編においてふれているところであり、今後発刊が望まれる『苫小牧市議会史』(仮称)に譲ることとし、本編においては各年の議会運営状況にとどめることにする。

苫小牧市(町)議会運営状況　その1

年度	議員定員	現員	会議日数	出場平均	議決件数	原案可決	修正可決	否決	撤回その他
昭和二一年	三〇	二三	一九	二〇	五九	五九	—	—	—

| | | |

苫小牧市議会運営状況　その2

年度・区分	招集回数	会期日数	本会議日数	付議事件状況 原案可決	否決	修正可決	その他	計	請願	陳情	その他の案件	総計
昭和39年定例会	四	五一	二六	九一	一	一	五	九六	三	二一	四四	一六四
臨時会	六	一八	一五	一六	一	一	四	二〇	一	一四	一五	四九
計	一〇	六九	四一	一〇七	一	一	九	一一六	三	三五	五九	二一三
40年定例会	四	五三	二七	七四	一	一	八	八二	一	二〇	三二	一三五
臨時会	四	一八	一二	一四	一	一	四	一八	一	一七	二六	六一
計	八	七一	三九	八八	一	一	一二	一〇〇	一	三一	五八	一九六
41年定例会	四	三三	二三	九〇	一	一	五	九五	三	一八	三六	一五二
臨時会	六	二〇	一〇	二〇	一	一	七	二七	一	一四	三二	七三
計	一〇	五三	三三	一一〇	一	一	一二	一二二	三	三二	六八	二二五
42年定例会	四	五五	三二	七三	一	一	九	八二	三	二三	三五	一四三
臨時会	五	八	七	一五	一	一	八	二三	五	一七	二六	七一
計	九	六三	三九	八八	一	一	一七	一〇五	八	四〇	六一	二一四
43年定例会	四	四一	二二	七四	一	一	六	八〇	二	二三	四〇	一四五
臨時会	五	一九	一五	二四	一	二	五	三一	一	一七	三五	八三
計	九	六〇	三七	九八	一	二	一一	一一一	二	四〇	七五	二二八
44年定例会	四	五〇	二二	八六	一	一	九	九六	一	二四	四六	一六六
臨時会	二	四	四	一一	一	一	一	一二	一	五	一六	三三
計	六	五四	二六	九七	一	一	一〇	一〇八	一	二九	六二	一九九

| | | |

第三章　人口と町名地番

第一節　戸数と人口

一　分村以前の戸数と人口

高知藩の調査　苫小牧地方はイワシ漁場として栄えたところであったが、ここに集まる人は漁期だけで、漁が終れば引き揚げてしまう人たちがほとんどであった。いわゆる出稼人であったから、明治初期における当地方の戸数・人口は極めて少ないものであった。高知藩は、明治四年に勇払郡の永住人調査を行っているが、それによるとわずか一九戸、八二人で、このうち一戸二名は勇払会所に籍を持つ千歳扱所詰であった。また、永住人が雇っている者は男九人、女四人の一三人、そのほかに漁場の留守番役として出稼人一二人の合計一〇七人が郡内およびその関係地で生活しているだけであった。

明治四年勇払郡永住人、雇人、出稼人一覧表（高知藩調査）

地域	戸口主氏名	人員	備考	地域	戸口主氏名	人員	備考
樽前村永住人	池田　菊松	四		樽前村永住人	永山　市之助	五	

樽前村永住人	立花　小藤治	二		トマコマイ村永住人	立花　栄吉	四	
〃	笹木　徳松	二		〃	白沢　亥之松	五	
ヲホフ村永住人	水島彦右衛門	三		〃	片谷　萬次郎	五	同居人二名あり
〃	稲藤　清之助	三		〃	相馬善右衛門	四	
ニシタップ村永住人	川村善右衛門	一二	息子夫婦と二世帯	会所元	野口　禎蔵	三	
〃	中山　栄蔵	三		千歳会所扱所詰	山内　三郎	三	
〃	二国　忠兵衛 鈴木　勝次郎	四 三		小計	（一九戸）	八二	永住人のみ
コエト井村永住人	菊地　定吉	四		永住人雇人		一三	南部人八人、津軽人一人、函館山越内等四人
〃	白島　萬吉	九	息子夫婦と二世帯	出稼人		一二	越年者（留守番人）
トマコマイ村永住人	新沼　平三郎	四		合計		一〇七	

（『勇払千年両郡引継書類』明治五年）

明治五年、開拓使が行った『勇払郡各村畑反別調帳』では居住和人一八戸、六六名となっている。当時はほとんどが海岸線に沿っての居住であり、自給用の野菜を耕作するため多少の畑地を持っていたので、この人員をもって勇払郡の住人とみて間違いないが、このほか開拓使役人、漁場持関係者などを加えるともっと多くなるが、ここではもっぱら永住を目的としている者だけである。

明治五年勇払郡住人

居住位置	戸口主氏名	家族、同居人氏名、年齢	人員
マコマイ村第一番　屋敷居住	相馬善右衛門（四〇才）	妻毛与（三〇才）、娘毛登（九才）、弟善八（六才）	四
トマコマイ村　〃　〃	中山　平三郎（三三才）	妻登美（三〇才）、娘美佐（四才）、弟平作（二才）	四
〃　第二番　〃	立花　永　吉（六三才）	妻波留（五三才）、倅周泊（二五才）、二男由蔵（一三才）	四
〃　第三番　〃	白沢　亥之松（五九才）	妻慈由舞（五七才）、倅栄作（二七才）、妻登美（十七才） 娘加舞（三才）	五
〃　第四番　〃	片谷　萬治郎（五四才）	倅兵太郎（一二才）、妹美南（九才） 同居与助（五二才）、妻登世（三〇才）	五
コエト井村第一番　〃	橋本　勝　蔵（五四才）	妻喜与（四五才）	二
〃　第二番　〃	白島　萬　吉（五九才）	妻波留（五四才）、二男鉄蔵（二五才）、妻登勢（二三才） 鉄蔵妹宗免（一六才）	五
〃　第三番　〃	榊　瑞　枝（三〇才）	妻千代（二九才）	二
ヲホフ村第一番	笹木　徳　松（四八才）	妻美弥（四九才）	二
〃　第二番　〃	水嶋彦右衛門（三八才）	娘麻喜（八才）	二

ヲホフ村第三番屋敷居住	稲荷　清之助（六二才）	妻登与（六三才）、倅末吉（二六才）、妻佐登（一八才）	四	
ニシタフ村第一番　〃	川村善右衛門（六九才）	妻晋津（六三才）、倅国松（四一才）、妻伊佐（二七才） 娘素尾（九才）、二男藤吉（七才）、娘孝登（四才）	七	
〃　第一番　〃	中山　栄　蔵（四二才）	妻喜津（三一才）、長男栄吉（一二才）	三	
〃　第三番　〃	三国　忠兵衛（四二才）	妻波津（四二才）、倅為吉（一一才）	三	
〃　第四番　〃	鈴木勝次郎留守居 寄留　吉太郎（二五才）	妻伊和（二二才）、倅市太郎（三才）	三	
タルマイ村第一番　〃	池田　菊　松（二七才）	母毛与（五五才）、菊松妹志賀（一五才）、養男直松（二三才）	四	
〃　第二番　〃	永山　市之助（三九才）	妻喜久（三一才）、娘嘉根（一三才）、妹寿美（十四才） 二女晋美（七才）	五	
〃　第三番　〃	竹花　小藤治（三一才）	妻喜恕（二八才）	二	
計	一八戸		六六	

（『勇払郡各村畑反別調帳』明治五年　開拓使）

勇払郡開拓使出張所の調査　明治六年六月、勇払郡開拓使出張所は札幌本庁の命をうけ、勇払郡内の戸数、人口調査を行い『地誌提要』を提出したが、特に鵡川上流はアイヌコタンが多く、勇払郡の村数は実に三四カ村で現苫小牧地区は植苗地区が細分化されていて一〇カ村であった。しかし、このアイヌコタンがあまりにも複雑であるため、同年九月には勇払詰黒沢正吉大主典はアイヌ部落を統合整理し、勇払郡の村数を減じ、簡素化することを札幌本庁に上申し、同年九月より勇払郡の村数は一六カ村となった。(1)

この調査は、勇払郡開拓使出張所が苫小牧（苫細）村に移る前のものであり、六月の調査であったからイワシ漁の最盛期であった。しかも、この調査では永住人、寄留人、出稼人をとわず、現にこの時点で勇払郡にいた者すべてをあげており、当地方におけるイワシ漁期の人口を知る極めて貴重なものである。つまり、イワシ漁期には、現苫小牧地区にはそれ以外の時の約六・五倍の人口となり、浜は大いににぎわいをみせて、五〇〇人以上の人たちが南部、函館方面から樽前浜に出稼ぎに来ていたのである。

出稼人たちは各漁場の番屋にて集団生活をしていたので、人口の割に戸数の少ないのはそのためであった。その他の村では鵡川村（鵡川フト村）に一戸三人の和人がいるだけで、あとの村はすべてアイヌ人の人家であった。

明治六年六月現在勇払郡戸数・人口現数

村名	戸数 和人	戸数 土人	戸数 計	人口 和人	人口 土人	人口 計	村名	戸数 和人	戸数 土人	戸数 計	人口 和人	人口 土人	人口 計
苫細（トマコマイ）村	六	一	六	一三五	一	一三五	覚生村	二	一	二	一四三	一	一四三
小糸魚村	三	一	三	二三	一	二五	樽前村	五	一	五	八四	一	八四
錦多峰村	四	一	四	八七	一	八七	勇払村	四	三	七	五四	八	六二

ウエンナイ村	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
ヒヒ村	一	一五	六	二	一六	一八	四一	四一	一〇	一〇	一	三三	三三
タフコフ村	一	一	一	一	一	一	九	九	二	二	一	一九	一九
ユウフリ村	一	一	一	一	一	一	一九	一九	五	五	一	四八	四八
小計十ケ村	二八	八	三六	六二	二四	六四五	四八	四八	一〇	一〇	一	四八	四八
厚真フト村	一	一	一	一	二	二	二三	二三	四	四	一	二三	二三
シュフン村	一	八	八	一	三四	三四	五二	五二	一〇	九	一	五二	五二
ツケヘ村	一	六	六	一	三二	三二	四八	四八	九	九	一	四八	四八
トニカ村	一	一二	一二	一	四〇	四〇	二四	二四	五	五	一	二四	二四
鵡川フト村	一	二	三	三	七	一〇	二八	二八	五	五	一	二八	二八
チン村	一	一四	一四	一	七一	七一	五三	五三	一三	一三	一	五三	五三
イモクヘ村	一	九	九	一	三四	三四	四三	四三	八	八	一	四三	四三
ケナショロ村	一	六	六	一	一六	一六	五二	五二	一三	一三	一	五二	五二
シュフンナイ村	一	一三	一三	一	一六	一六	五二	五二	一三	一三	一	五二	五二
カエクマ村	一	八	八	一	三四	三四	四三	四三	八	八	一	四三	四三
ルヘシヘ村	一	一三	一三	一	七一	七一	五三	五三	一三	一三	一	五三	五三
上キナウシ村	一	五	五	一	七	一〇	二八	二八	五	五	一	二八	二八
イナユフ村	一	五	五	一	四〇	四〇	二四	二四	五	五	一	二四	二四
カエカウシ村	一	九	九	一	三二	三二	四八	四八	九	九	一	四八	四八
ニワン村	一	一〇	一〇	一	三四	三四	五二	五二	一〇	一〇	一	五二	五二
下キナウシ村	一	四	四	一	二	二	二三	二三	四	四	一	二三	二三
ユクヘツ村	一	一〇	一〇	一	二四	六四五	四八	四八	一〇	一〇	一	四八	四八
キリカツ村	一	五	五	一	一	一	一九	一九	五	五	一	一九	一九
ヲサン子フ村	一	二	二	一	一	一	九	九	二	二	一	九	九
モエヘツ村	一	一二	一二	一	一六	一八	四一	四一	一二	一二	一	四一	四一
カナエ村	一	一〇	一〇	一	一	一	三三	三三	一三	一三	一	三三	三三

ホヘツフト村	一	一六	一六	一	六〇	六〇	ニナツミフ村	一	六	六	一	三	三
ヘトナ井村	一	一三	一三	一	五三	五三	合計三十四ケ村	二九	二〇四	二三三	六二四	八七八	一、五〇二

（『地誌提要』明治六年　勇払郡開拓使出張所調）

明治十三年開拓使札幌本庁は郡区町村編制法の実施にあたり、同年一月一日現在の町村別人口調査を行ったが、これによると苫小牧地方は本籍人四七戸、一六二人で、苫小牧村だけでは一八戸、七〇人であった。寄留人は四一二人で、計一一一戸、五七四人の現住人であった。この表をみてもわかるように本籍人の一戸平均人員が三・四人であったのに対し、寄留人の方は六・四人、苫小牧村では一一・七人と相当多いところからして、漁場関係の人たちが入っていることがわかる。苫小牧の漁には春漁としてイワシ、小ニシン、夏漁としてのマイワシ、秋漁としての七ツ星、小ニシンがあったので、この時点では相当数の人たちが越年するようになっていたし、これらの人びとも年々永住する傾向があった。ただ、当地方の漁は何といってもイワシ漁だったので、この時期に比べると現住人口はかなり下回っていた。なお、この数字にはアイヌ人口が含まれている。

勇払郡村別戸口表　（明治十三年一月一日現在）

村名	永住 戸数	永住 人口	永住 男女別	寄留 戸数	寄留 人口	寄留 男女別	村名	永住 戸数	永住 人口	永住 男女別	寄留 戸数	寄留 人口	寄留 男女別
樽前村	二	五	男 二 女 三	四	三〇	男 三〇 女 一	錦多峰村	二	六	男 三 女 三	八	四	男 三 女 一
覚生村	三	一七	〃 七 〃 一〇	七	八	〃 五 三	小糸魚村	二	九	〃 〃 六	三	八	〃 二 六

苫小牧村	一八	七〇	男 三一	二四	二六二	男 一九〇	蔀別村	三	二〇四	男 四四
			女 三九			女 九二				女 六〇
植苗村	一三	四一	〃 〃 三三	五	四六	〃 〃 二五	生鼈村	一九	一七四	〃 〃 八八
			〃 一八			〃 二				〃 八六
勇払村	七	一四	〃 〃 八	三	二四	〃 〃 一三	似湾村	四三	一八六	〃 〃 九四
			〃 六			〃 一				〃 九二
小計	四七	一六二	〃 〃 七七	六四	四〇二	〃 〃 二六八	累標村	三	一二三	〃 〃 五二
			〃 八五			〃 一三四				〃 六〇
厚真村	三四	一二三	〃 〃 五四	一	五	〃 〃 三	穂別村	七	四五	〃 〃 三三
			〃 五九			〃 二				〃 三三
鵡川村	一七	八七	〃 〃 五八	五	一三	〃 〃 八	辺富内村	四〇	一九七	〃 〃 八九
			〃 二九			〃 五				〃 二〇八
井目戸村	一八	七三	〃 〃 四〇	一	一	〃 〃	合計	二六九	一、二五三	〃 〃 六八
			〃 三三			〃 一				〃 六三五

（『開拓使札幌本庁管内村別戸口表』　明治十三年）

戸長役場と戸籍調査　明治十二年七月に開拓使は戸長職務概目を規定し戸籍事務は正式に戸長の職務として統一された。そして、同十七年四月一日には札幌県はさらに次の布達をもって帳簿と実際との一致をはかったのである。

自今戸籍簿ヲ備ヘ取扱方左ノ通可心得此旨相達候也

第一條　各町村戸長ヨリ例規ニヨリ出生死亡就籍結婚離婚送入籍等ノ移動ヲ備付ノ帳簿ニ記載シ異動書ヲ検印県庁ニ差出スベシ

第二條　郡区役所戸籍科員ハ戸籍簿ヲ携帯シテ毎年一回同郡各町村役場ヲ巡回シテ役場帳簿ヲ打合スルコト

第三條　巡回員ハ各町村戸長戸籍取扱方景況ヲ調査シ郡区長ハ之ヲ県庁ニ具申スルコト

（『苫小牧町史』昭和十五年　苫小牧町）

こうして戸籍事務は完全に確立し、戸長役場において記帳され、郡役所がその指導と照合を行い、開拓使・札幌県へ報告された。だが、その初期のものは資料が少なく、村別による詳しい戸数、人口を知ることができない。明治十六年になって、廃使置県による『北海道旧郡役所取調書』が札幌県に提出されたが、これは勇払郡各村戸長役場（佐藤辰之助戸長）によって調査集計されたもので、さらに勇払外五郡郡役所において整理された。この統計表によると、苫小牧村の本籍は二三戸となっておりすでに勇払郡での中心地となっていることがわかる。寄留人については漁民がほとんどで相変らず苫小牧村、覚生村が多く年によって相当の差があった。井目戸など鵡川上流の各村にはまだ和人が入植していないこともわかる。

なお、本表における勇払郡各村戸長役場の管轄区は勇払郡全体を指すもので、現在の行政区画のほか鵡川村とその上流の各村、厚真村、安平村などを含むもので、和人人口が二九六人であったのに対し、一、〇三九人がアイヌ人口で、勇払郡の人口のうち約七八%を占めるものであった。

札幌県勇払、白老、千歳、沙流、新冠、静内郡役所管轄村別戸口表　明治十六年一月一日調

郡名	戸長役場所在	村名	戸数		人口			アイヌ戸数	アイヌ人口	
									男	女
	樽前村	樽前村	七戸	本籍	三戸	七人	男 三人	○	○	○
				寄留	四戸		女 四人			
	覚生村	覚生村	十戸	本籍	三戸	十五人	男 七人	○	○	○
				寄留	七戸		女 八人			

郡	勇払																							
	苫小牧村																							
	厚真村				小計				勇払村				植苗村				苫小牧村				小糸魚村				錦多峰村			
	三戸				八十二戸				八戸				七戸				三十九戸				三戸				八戸			
	本籍		寄留		本籍		寄留		本籍		寄留		本籍		寄留		本籍		寄留		本籍		寄留		本籍		寄留	
	一戸		二戸		四十三戸		三十九戸		五戸		三戸		四戸		三戸		二十三戸		十六戸		三戸		○		二戸		六戸	
	十三人				二百六十五人				二十八人				三十三人				百六十九人				七人				六人			
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
	八人				百四拾四人		百二拾一人		十六人				二十一人				八拾六人		八拾三人		六人				五人		老人	
	十二人		○																									
	六人		○																									
	十七戸		○		六戸				○				六戸				○				○				○			
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
	五十人		○		十二人		九人		○		○		十二人		九人		○		○		○		○		○			

郡	井目戸村				鵡川村				厚真村				小計				勇払村				植苗村				苫小牧村				小糸魚村				錦多峰村			
	井目戸村				鵡川村				厚真村				小計				勇払村				植苗村				苫小牧村				小糸魚村				錦多峰村			
	○				五戸				三戸				八十二戸				八戸				七戸				三十九戸				三戸				八戸			
	本籍		寄留		本籍		寄留		本籍		寄留		本籍		寄留		本籍		寄留		本籍		寄留		本籍		寄留		本籍		寄留		本籍		寄留	
	○		○		○		○		一戸		二戸		四十三戸		三十九戸		五戸		三戸		四戸		二戸		二十二戸		十六戸		三戸		○		二戸		六戸	
	○		○		十八人				十三人				二百六十五人				二十八人				三十三人				百六十九人				七人				六人			
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
	○		○		十二人		六人		八人		五人		百二拾一人				十六人		十二人		二十一人		十二人		八拾六人		八拾三人		六人		壱人		老人		五人	
	○		○																																	
	十八戸				十七戸				二十八戸				六戸				○				六戸				○				○				○			
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
	五十一人		三十五人		三十五人		五十人		五十七人		五十八人		九人		十二人		○		○		九人		十二人		○		○		○		○		○		○	

	合計				辺富内村		穂別村		累標村		似湾村		生鼈村	
	九十戸				○		○		○		○		○	
	本籍 四十五戸	寄留 四十五戸	本籍	寄留	本籍	寄留	本籍	寄留	本籍	寄留	本籍	寄留	本籍	寄留
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	二百九十六人		○		○		○		○		○		○	
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
百六十四人	百三十二人	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
二百二十六戸		四十戸		七戸		二十三戸		四十九戸		二十戸				
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女			
五百二十八人	五百十九人	百七人	百六人	二十二人	十八人	五十二人	五十五人	九十六人	九十五人	五十三人	三十六人			

（『北海道旧郡役所取調書』明治十六年）

明治十七年三月十五日に勇払郡各村戸長役場の行った「戸口及事務報告」のうち現在の行政区画（ただし安平、追分を含む）によって当時の職業別人口をみると、当地方の戸数は八八戸、人口三五四人となっている。職業別にみると商業の三七戸が一番多く、しかも苫小牧村に集中していることである。当時の商業とは店舗をはっているわけではなく、商品を仕入れたり、自家製のものを漁場にくる出稼人などに売っていたもので、大勢の漁夫が入る樽前浜では結構商売になったのである。(2) ついで雑業の二五戸であるが、これはいろいろな職業を兼ねている者が多く、漁業、商業、土木業などの兼業で、勇払郡ではこの種の者に郡内の実力者が多かった。漁業専業者は少なく、樽前浜での漁は出

稼人によっていたことを示すものである。農業はわずか七戸で、当地方は農耕に適さなかったことがわかる。また、男女別では男一八六人、女一六八人と男の方が多く、アイヌは七戸、三三人であった。

明治十七年勇払郡職業別戸数・人口数

村名	区分	職業	戸数 本籍	戸数 寄留	戸数 計	人口 本籍	人口 寄留	人口 男女別計	人口 計
苫小牧		農業	二	一	二	男五 女三	男一 女一	男五 女三	八
		商業	一二	一二	二四	男二八 女二三	男二五 女一八	男五三 女五〇	一〇三
		漁業	二	四	六	男五 女五	男一〇 女一一	男一五 女一六	三一
		雑業	六	一四	二〇	男八 女一一	男二三 女一四	男三一 女二五	五六
		計	二二	三〇	五二	男四六 女五一	男五八 女四三	男一〇四 女九四	一九八
樽前		農業	一	一	一	男四 女二	男一 女一	男四 女二	六
		漁業	一	一	二	男一 女二	男四 女三	男五 女五	一〇
		計	二	一	三	男五 女四	男四 女三	男九 女七	一六

植苗					小糸魚	錦多峰	覚生			
アイヌ										
	雑業	農業	漁業	商業	雑業	農業	計	漁業	商業	農業
六	一	一	一	二	一	二	三	一	二	一
一	一	一	二	二	一	一	二	二	一	一
六	一	一	二	四	一	二	五	二	二	一
女 男 一三 一七	女 男 三 二	女 男 一 一	女 男 一 一	女 男 五 六	女 男 一 一	女 男 二 三	女 男 一一 一八	女 男 一 一	女 男 八 六	女 男 三 二
女 男 一 一	女 男 一 一	女 男 一 二	女 男 三 六	女 男 三 四	女 男 一 一	女 男 一 一	女 男 三 一	女 男 三 一	女 男 一 一	女 男 一 一
女 男 一三 一七	女 男 三 二	女 男 一 二	女 男 三 六	女 男 八〇 一	女 男 一 一	女 男 二 三	女 男 一四 九	女 男 三 一	女 男 八 六	女 男 三 二
三〇	五	二	九	一八	二	五	二三	四	一四	五

	勇払					合計					
	商業	雑業	アイヌ	計	農業	商業	漁業	雑業	アイヌ	合計
計	四	三	一	七	六	二〇	三	一一	六	四六
男 二五 女 二一	男 六 女 一〇	男 七 女 五	男 一 女 一	男 一三 女 一五	男 一四 女 一〇	男 四六 女 五五	男 六 女 七	男 一八 女 二〇	男 一七 女 一三	男 一〇一 女 一〇五
男 一二 女 六	男 九 女 六	男 一 女 一	男 一 女 一	男 一〇 女 八	男 二 女 一	男 三八 女 二七	男 二一 女 二〇	男 二三 女 一四	男 一 女 二	男 八五 女 六三
男 三七 女 二七	男 一五 女 一六	男 七 女 五	男 一 女 二	男 二三 女 二三	男 一六 女 一〇	男 八四 女 八二	男 二七 女 二七	男 四一 女 三四	男 一八 女 一五	男 一八六 女 一六八
六四	三一	一二	三	四六	二六	一六六	五四	七五	三三	三五四

（『苫小牧町史』『苫小牧町史資料』により作成）

廃県置庁時の戸数と人口　明治十五年　設置された本道の三県（札幌県、函館県、根室県）はいろいろな事情から同十九年に再び統合され北海道庁となったが、この廃県置庁の際の『勇払郡戸口引継目録』では、戸数三二八戸、人口一、四〇一人と、同十六年、十七年のものに比べるとかなりの増加である。これには、アイヌ人口が加えられている。

一方、村別についてみると、苫小牧村の著しい増加で、同十六年のそれからみるとほぼ倍にちかい発展ぶりであった。勇払村、植苗村が若干増加したほかは、樽前村五戸、覚生村五戸、錦多峰村七戸、小糸魚村二戸、植苗村二戸の減少であって、和人人口の数ではあまり変化のないところからして、他郡への転出ではなく苫小牧村への転出であり、つまり発展地への人口集中化を示すものであった。

明治十八年勇払郡各村戸数・人口表（同年一月一日現在）

村名	戸数 本籍	戸数 寄留	戸数 計	人口 本籍	人口 寄留	人口 男女別計	人口 計	明治一六年 戸数	明治一六年 人口
樽前村	二	—	二	男五 女四	男一 女—	男五 女四	九	七	七
覚生村	三	二	五	男八 女八	男二 女三	男一〇 女一一	二一	一〇	一五
錦多峰村	一	—	一	男二 女—	男一 女—	男二 女—	二	八	六
小糸魚村	一	—	一	男一 女一	男一 女—	男一 女一	二	三	七
苫小牧村	三三	二九	六二	男四六 女四七	男七八 女四〇	男一二四 女八七	二一一	三九	一六九

植苗村	勇払村	小計	厚真村	鵡川村	井目戸村	萌別村	生鼈村	似湾村	累標村	穂別村
一〇	七	五七	二八	一七	一七	二三	二八	四一	一八	八
五	二	三八	二	九	—	—	—	—	—	—
一五	九	九五	三〇	二六	一七	二三	二八	四一	一八	八
男 二四 女 二二	男 一六 女 一七	男 一〇二 女 九九	男 六三 女 五三	男 五二 女 三九	男 三八 女 三二	男 四三 女 五二	男 三五 女 五五	男 九三 女 九六	男 四六 女 六四	男 一九 女 一八
男 一〇 女 七	男 一六 女 一二	男 一〇六 女 六二	男 二 女 四	男 一五 女 一六	男 — 女 —	男 — 女 —	男 — 女 —	男 — 女 —	男 — 女 —	男 — 女 —
男 三四 女 二九	男 三二 女 二九	男 二〇八 女 一六一	男 六五 女 五七	男 六七 女 五五	男 三八 女 三二	男 四三 女 五二	男 三五 女 五五	男 九三 女 九六	男 四六 女 六四	男 一九 女 一八
六三	六一	三六九	一二二	一二二	七〇	九五	九〇	一八九	一一〇	三七
一三	八	八八	三一	二二	一八	二四	二〇	四九	二三	七
五四	二八	二八六	一四八	一〇三	七一	一〇七	八九	一九一	一〇七	四〇

辺富内村	四一	—	四一	男　九六 女　一〇一	男　— 女　—	男　九六 女　一〇一	一九七	四〇	一一三
合計	二七八	四九	三二七	男　五八七 女　六〇九	男　一二三 女　八二	男　七一〇 女　六九一	一、四〇一	三二二	一、二五五

※　明治十六年の数はその比較のためアイヌ人口を加えて計上した
（『元札幌県勇払外五郡郡役所引継目録』『北海道旧郡役所取調書』より作成）

北海道　明治十九月北海道庁が設置されると、毎年十二月三十一日現在の北海道戸口数を発表したが、苫小牧村**戸口表**　は順調な発展を示し現住人口で二十年には九〇戸・三三七人、二十一年一一二戸・六四八人、二十四年一四二戸・一、一〇一人、二十五年一四九戸・一、一九人となっていた。

明治二十年苫小牧村外の人口（同年十二月三十一日現在）

区分 / 村名	本籍人口 男	本籍人口 女	本籍人口 計	戸数 本籍	戸数 寄留	現住人
樽前村	六	三	九	二	—	九
覚生村	八	八	一六	一	二	一六
錦多峰村	二	—	二	一	—	二
小糸魚村	一	一	二	—	—	二
苫小牧村	七	七	一五	三	六	三三七
植苗村	二五	二五	五〇	一〇	一	五三
勇払村	二五	三四	五九	一二	一	六三
小計	一四五	一四九	二九四	五五	六四	四八二
厚真村	六三	五六	一一九	二九	一	一三三
鵡川外七ケ村	四三一	四六三	八九五	三一一	六	九三三
合計	六四〇	六六八	一、三〇八	二九五	七一	一、五二七

（『北海道戸口表』明治二十年）

苫小牧村の本籍人口は二年前の明治十八年に比べ六三名の増加で、植苗村、勇払村の多くはアイヌ人口であった。

明治二十一年北海道戸口表（同年十二月三十一日現在）

区分 / 村名	本籍人			現住人			現住戸数	
	男	女	計	男	女	計	本籍	寄留
樽前村	六	四	一〇	一六	七	二三	二	二
覚生村	三	二	五	六一	八	六九	一	四
錦多峰村	五	四	九	一〇	六	一六	二	一
小糸魚村	一	一	二	二	二	四	一	一
苫小牧村	九八	九七	一九五	四三〇	二一八	六四八	四二	七〇
植苗村	二四	二二	四六	三六	二七	六三	九	三
勇払村	二六	三四	六〇	五八	四〇	九八	一一	五
小計	一六三	一六四	三二七	六一三	三〇八	九二一	六八	八五
厚真村	六七	六一	一二八	八八	六九	一五七	三一	五
鵡川外七ケ村	四四七	四七三	九二〇	五三七	五三一	一、〇六八	二〇一	三五
合計	六七七	六九八	一、三七五	一、二三八	九〇八	二、一四六	三〇〇	一二五

（『北海道戸口表』明治二十一年）

前年に比べ苫小牧村の本籍人口は三九人の増加、覚生村の寄留人の増加が目立つもので、これは漁業者の集団であった。

明治二十四年～二十七年苫小牧村外人口（各年十二月三十一日現在）

村名＼年次	明治二四年			二五年			二六年			二七年		
	本籍人	現住人	現住戸数	本籍人	現住人	現住戸数	本籍人	現住人	現住戸数	本籍人	現住人	現住戸数
樽前村	一一	四五	三	一三	五七	三	二八	一〇七	二〇	三一	八二	二一
覚生村	七	八四	六	七	五六	六	一〇	九四	一六	一〇	六二	一八
錦多峰村	一一	五三	四	一一	七三	四	一〇	五八	一四	一九	六七	二三
小糸魚村	二	三	一	二	七三	一	一	八六	七	一	二四	五
苫小牧村	二七一	一、一〇一	一四二	三〇九	一、二一九	一四九	三七七	八八九	二八三	四三〇	一、一一七	二九五
植苗村	五四	九二	一八	六四	二一〇	三九	八四	三〇四	六八	一一六	四〇四	八五
勇払村	六八	九八	一九	七〇	一五一	一九	七九	二〇〇	二七	九四	一三七	二九
小計	四二四	一、四九六	一九三	四七五	一、七二九	二三一	五八八	一、七三八	四三五	七〇〇	一、八九三	四七六
厚真村	一三九	一八〇	三九	一五九	二八〇	四三	三三	四一七	一一三	三九五	六一三	一三一
鵡川外七ケ村	九六九	一、一四〇	二四八	一、〇一九	一、二八二	二五八	一、〇四八	一、五〇八	三三七	一、二一四	一、六六九	四〇九
合計	一、五三三	二、八一六	四八〇	一、六五三	三、三〇一	五二一	一、八五八	三、六六三	八八五	二、三〇九	四、一七五	一、〇一六

（『北海道戸口表』各年より作成）

この時期において目立つことは、苫小牧村の順調な発展は相変らずであるが、明治二十五年八月の北海道炭砿鉄道の開通によって植苗村の追分地区と勇払村の安平村の著しい発展である。厚真村の農耕適地を得て相当数の人口増加となり、鵡川村は漁業地として発展目ざましく、これらの村はやがて分村して独立していくことになった。

一方、寄留人についてみると漁業地においては年によってかなりの変動があり、苫小牧村では現住人のうち六割から七割は寄留人口であったし、小糸魚村では明治二十七年以降しばらくの間寄留人のみであった。

寄留人口の変動　漁業の村の多い勇払郡での人口の特質は寄留人口の多いことで、しかも農業と違って一漁期を目標としての寄留であったため極めて不安定で、年によって（不漁豊漁）相当はげしい変化があった。苫小牧村の例をみても、明治二十四年、二十五年、三十年が八〇〇名台であるのに対し、三十一年以降は三〇〇ないし四〇〇名台にとどまっている。本籍人の順調な増加からみて、これらの人びとの中には苫小牧村を永住の地として居をかまえるものがかなりあったし、他方からみた場合、樽前浜の漁も次第に不振となってきたことを示すものであった。

各村別寄留人一覧表　そのI

村名＼年次	明治二一四年		二一五年		二一六年		二一七年	
	現住人	出寄留	入寄留	現住人	出寄留	入寄留	現住人	出寄留	入寄留	現住人	出寄留	入寄留
樽前村	四五	一	三五	五七	一	四六	一〇七	一	七九	八三	一	五一
覚生村	八四	一	七七	五六	一	四九	九四	一	八四	六三	一	五三
錦多峰村	五三	一	四三	七三	一	六三	五八	一	四八	六七	一	四八
小糸魚村	三三	一	三	七三	一	七一	八六	一	八六	二四	一	二四
苫小牧村	一、一〇一	八	八三八	一、一一九	一一	八三一	八八九	一九	五三一	一、一一七	三三	七〇九
植苗村	九三	一	三八	二一〇	七	一五三	三〇四	八	二三八	四〇四	八	二九六
勇払村	九八	四	三四	一五一	三	八四	二〇〇	八	一二九	一三七	六	四九
計	一、四九六	一三	一、〇八五	一、七三九	三一	一、二八六	一、七三八	三五	一、一八五	一、八九三	三六	一、二三九

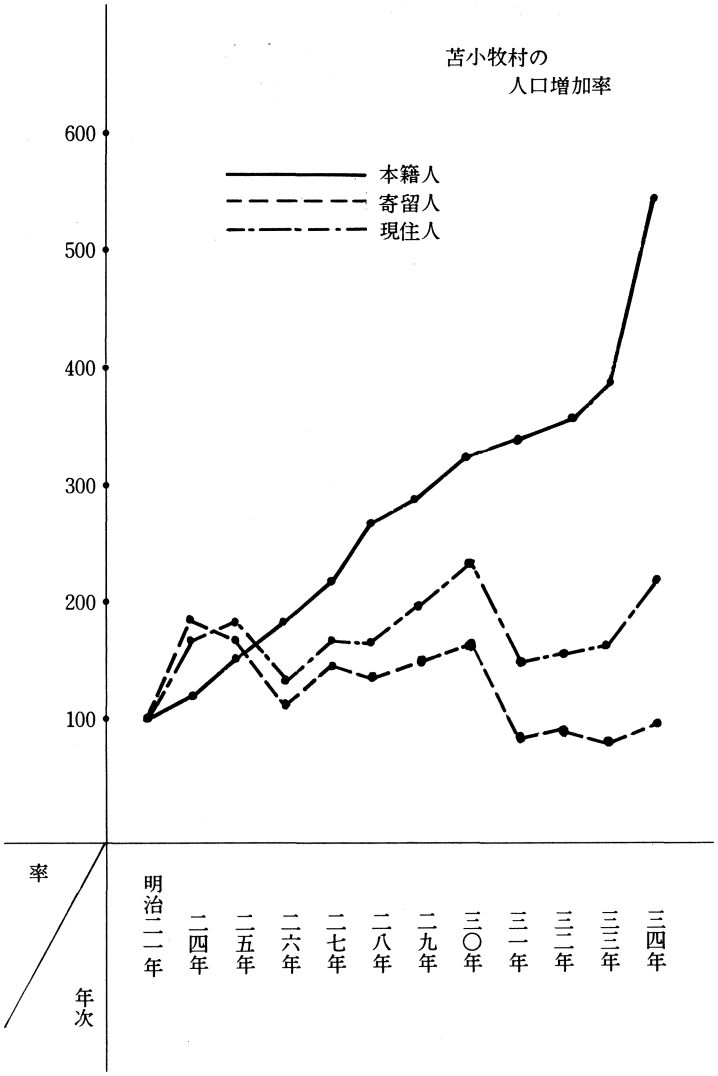
各村別寄留人一覧表　そのⅡ

村名＼年次	明治一一八年			一一九年			二二〇年			二二一年		
	現住人	出寄留	入寄留	現住人	出寄留	入寄留	現住人	出寄留	入寄留	現住人	出寄留	入寄留
樽前村	九六	一	四七	九五	一	四九	一八	三	五九	八五	三	一三
覚生村	五六	一	四五	四八	一	四五	五三	一	五〇	一六	一	一三
錦多峰村	八八	一	五一	一〇七	一	六六	一一八	一	七四	七一	九	二七
小糸魚村	二七	一	一七	三三	一	二一	三六	一	二六	一四	六	五
苫小牧村	一、一一四	三	六一三	一、二七七	一六	七二三	一、五三七	四六	九三七	一、〇一一	五〇	三八九
植苗村	四九一	七	二九八	六二五	一五	三八三	九四二	一八	五六三	七二七	三一	二八三
勇払村	二一五	一	五〇	三一四	五	九八	四一五	二九	一四一	四五八	二六	一七四
計	二、〇八七	二九	一、一三一	二、四九八	三八	一、三六四	三、二九	九六	一、八五〇	二、三八二	一三六	九〇四

（『北海道戸口表』各年十二月三十一日現在より作成）

苫小牧村の寄留人は、明治二十年代には八〇〇名前後と漁村を象徴していたが、三十年代にはその不振から三〇〇名台まで減少し、その後もこの程度の寄留人であった。しかし、王子製紙の進出後は再び寄留人口が増えはじめ、現住人口の半分を占めるに至った。この両方の特徴をみると男が断然多く、仕事のために苫小牧に来ていることがわかるし、これが当市人口の最大の特徴で、現在もこの傾向が続いている。

明治二十一年を一〇〇として苫小牧村の本籍人、寄留人、現住人をグラフに示すと次のとおりで、本籍人の順調な増加に対し、寄留人にはかなりの変化があり、これがそのまま現住人にも影響を及ぼしていた。



分村による人口の変化　明治二十年ころより鵡川村は漁業、井目戸・萌別村などは農耕地として発展、厚真もまた農耕適地として集団移住者があって発展を続けた。勇払村の早来地区、植苗村の追分地区は北海道炭砿鉄道の開通後急速な発展をとげ、これらの村は新しい戸長役場を設けて分村独立していった。

鵡川外七ケ村分村時の人口（明治二十八年）

郡名	戸長役場所在町村名	村名	本籍人	出寄留	入寄留	現住人	現住戸数
勇払	苫小牧村	樽前村	四九	—	四七	九六	一〇
		覚生村	一一	—	四五	五六	三
		錦多峰村	三七	—	五一	八八	八
		小糸魚村	一〇	—	一七	二七	二
		苫小牧村	五二三	二二	六一三	一、一一四	一三九
		勇払村	一六五	—	五〇	二一五	三九
		植苗村	二〇〇	七	二九八	四九一	六三
		厚真村	六三〇	—	三二〇	九五〇	一六三
		計	一、六二五	二九	一、四四一	三、〇三七	四二七
鵡	鵡川村	鵡川村	三八二	五	一五五	五三二	一一七
	井目戸村	井目戸村	二一八	六	二九	二四一	五四
	萌別村	萌別村	二〇七	—	五〇	二五七	五五

厚真村分村時の人口（明治三十年）

戸長役場所在町村名	村名	本籍人	出寄留	入寄留	現住人	現住戸数
苫小牧村	樽前村	六二	三	五九	一一八	一九
	覚生村	三	—	五〇	五三	五
	錦多峰村	四四	—	七四	一一八	一八
	小糸魚村	一〇	—	二六	三六	四
	苫小牧村	六四六	四六	九三七	一、五三七	二六九
	勇払村	三〇三	二九	一四一	四一五	一一一
	植苗村	三九七	一八	五六三	九四二	一八九

（『北海道戸口表』明治二十八年）

川村					
生鬱村	二〇二	三三九	二三八	一	五三
似湾村	三三九	六	五八	三九一	九一
累標村	二三八	一	三六	二六三	五七
穂別村	—	—	三	三	—
辺富内村	—	—	—	—	—
計	一、五七六	二二	三七九	一、九三三	四二七

計	一、四六五	九六	一、八五〇	三、二一九	六一五
厚真村	厚真村	一、二八八	三一	六〇二	一、八五九	二七一

（『北海道戸口表』明治三十年）

安平村分村時の人口（明治三十三年）

戸長役場所在地	村名	本籍人	出寄留	入寄留	現住人	現住戸数
苫小牧村	樽前村	九六	六	一九	一〇九	二七
	覚生村	三	一	八	一一	四
	錦多峰村	九九	一〇	六〇	一四九	三三
	小糸魚村	二四	一三	一九	三〇	一三
	苫小牧村	八一九	九〇	四〇三	一、一三二	三〇三
	植苗村	一〇九	二三	六五	一五一	三七
	勇払村	一〇五	一九	四九	一三五	三二
	小計	一、二五五	一六一	六二三	一、七一七	四四九
早来	安平村	一、〇一三	一〇七	四二六	一、三三二	三一五

（『北海道戸口表』各年より作成）

安平村の分村は、苫小牧戸長役場管内の植苗村、勇払村を分かち、安平村として分村したもので、この両村の苫小牧地区と安平地区の人口を分けると次のとおりであった。

植苗村・勇払村の人口区分（明治三十三年）

村名	区分	戸数	人口	備考
植苗村	苫小牧に属する者	三七	一五一	現植苗地区
	安平に属する者	二〇五	一、〇六八	追分地区
勇払村	苫小牧に属する者	三二	一三五	現勇払地区
	安平に属する者	一一〇	二六七	早来地区
計	苫小牧に属する者	六八	二八六	植苗村、勇払村
	安平に属する者	三一五	一、三三五	安平村

（『北海道戸口表』明治三十三年より作成）

注（1）『勇払往復』　明治六年　開拓使札幌本庁庶務局
（2）堀江敏夫『苫小牧百年あれこれ』昭和四十八年　苫小牧民報

二　村制以降の人口の変化

戦前における苫小牧の人口の推移　苫小牧は、明治三十五年四月一日苫小牧戸長役場管内七ケ村を合併し、二級町村制を施行して新たに苫小牧村としたが、当時の戸数・人口は六四七戸・一、八七四人であった。このうち本籍を有する者は一、五四一人であったから、すっかり安定をみていた。その後若干の増加はあったが、あまり変化はなかった。ところが、同三十九年になって王子製紙が苫小牧に工場を建設することになると、急激な人口の増加を

示し、その人口の形態もこれまでとは全く変っていくものがあった。漁業人口から、給料者、日雇などの勤め人が多くなっていった。

明治三十九年まで本籍人口が多かった苫小牧村も四十年には五分五分となり、それ以降は寄留人の方が多くなっていった。

大正四年苫小牧村は待望の一万人を突破し、同八年には一級町村制を実施したが、この時には三、五三一戸・一万三、六四七人であった。この年には本籍人が五二%を占め、若干寄留人より上回っていた。

大正十五年、昭和二年と経済界の不況を迎え人口の落込みがあったが、苫小牧の場合王子製紙に不況が押寄せたのが、経済不況よりも数年後にズレており、同四年には二万人を越えている。しかし、同六年、七年には不況によって王子製紙は三〇〇名の職工を解雇したが[1]、この影響が直ちに人口面にも現れている。この点は景気、不景気によって左右される下級労働者層の移動で、極めて不安定な層であり、工業都市の類型といえるものである。

しかしながら、その後において、苫小牧の人口は伸び悩みとなり、二万五、〇〇〇人に到達するまで一二年間を要した。苫小牧は王子製紙という大企業の中にあって数年を除けば、極めて安定した町行財政を進めてきたが、その当時一企業が負担し得る人口は昭和初期においては二万人であり、中期には二万五、〇〇〇人であったともいえるのである。

昭和十六年になって、前年より、二、八七八人の増加で、二万六、八〇一人と飛躍的な増加を示したが、この年の人口増の原因としては大日本再生製紙（山陽国策パルプ前身）の工場建設開始などである。

太平洋戦争がはげしさを加えてくると男子の召集が相次ぎ、昭和十九年には現在人口において苫小牧の開基以来はじめて女性の方が多くなった。しかしながら、戦時下体制は産業の再編成と生活必需物資各般の統制、施設の運営な

どの基礎資料として統計事務を重要視したが、これは戦争のためばかりに使われることになり、人口統計など九件の調査を実施しながら、一般には公表されなかったのは誠に遺憾である。

苫小牧における年次別人口をあげれば次のとおりであるが、明治初期における人口はすべてを知ることができず、前述の人口表などを参考にされたい。なお、昭和に入ってから人口統計の方法が変り、本籍、寄留別の集計でないため二本立とした。

苫小牧の人口推移一覧表（戦前その1）

区分 / 年次	本籍人口			寄留人口			現住戸数	現住人口	一戸平均人員	備考
	男	女	計	男	女	計				
明治四年	一	一	一	一	一	一	一九	一〇七	五・七	高知藩引継調書 和人、永住人のみ
一三年	七七	八五	一六二	二五八	二三四	三八二	一二	五四四	四・九	開拓使戸口表（一月一日現在） 鵡川外七ケ村厚眞村含まず
一七年	一〇一	一〇五	二〇六	八五	六三	一四八	八八	三五四	四・〇	苫小牧町史 〃
一八年	一〇三	九九	二〇二	一〇六	六二	一六八	九五	三六九	三・九	勇払郡役所引継目録 〃
二〇年	一四五	一四九	二九四	一	一	一八六	一一九	四八〇	四・〇	北海道戸口表（十二月三十一日現在） 〃
二一年	一六三	一六四	三三七	四五〇	一四四	五九四	一五三	九二一	六・〇	北海道戸口表（十二月三十一日現在） 〃

明治二四年	一	一	四二四	一	一、〇七二	一九三	一、四九六	七・八	北海道戸口表（十二月三十一日現在）	
二五年	一	一	四七五	一	一、二六四	二三一	一、七三九	七・九	鵡川外七ケ村、厚真村含まず	
二六年	一	一	五八八	一	一、一五〇	四三五	一、七三八	四・〇	北海道戸口表（十二月三十一日現在）	〃
二七年	一	一	七〇〇	一	一、一九三	四七六	一、八九三	四・〇	北海道戸口表（十二月三十一日現在）	〃
二八年	一	一	九九五	一	一、〇九二	二六四	二、〇八七	七・九	北海道戸口表（十二月三十一日現在）	鵡川外七ケ村分村
二九年	一	一	一、一五三	一	一、三四六	四六五	二、四九八	五・四	北海道戸口表（十二月三十一日現在）	厚真村含まず
三〇年	一	一、四六五	一、七五四	一	一、七七八	六一五	三、二一九	五・二	北海道戸口表（十二月三十一日現在）	厚真村分村
三一年	八三九	七六五	一、六〇四	四三六	三四三	七七八	二、三八二	四・〇	北海道戸口表（十二月三十一日現在）	
三二年	九一一	八六五	一、七七六	九二八	三四三	一、二七一	三、〇四七	三・七	北海道戸口表（十二月三十一日現在）	
三三年	六五四	六〇一	一、二五五	二九二	一七〇	四六二	一、七一七	三・八	北海道戸口表（十二月三十一日現在）	勇払村のうち早来地区、植苗村のうち追分地区分村安平村となる
三四年	八八二	七〇四	一、五八六	四九三	二九六	七八九	二、三七五	三・八	北海道戸口表（十二月三十一日現在）	

明治三五年	七九七	七四四	一、五四一	二一六	一一七	三三三	六四七	一、八七四	二・九	北海道戸口表(十二月三十一日現在) 苫小牧二級町村制実施
三八年	八六七	八九三	一、七六〇	八一五	三九一	一、二〇六	六三六	二、九六六	四・七	北海道戸口表（　〃　）
三九年	九八二	九七〇	一、九五二	九四一	四二三	一、三六四	八〇九	三、三一六	四・一	北海道戸口表（　〃　）
四〇年	一、一一七	一、一一〇	二、二三七	一、四三三	七五五	二、一八七	一、一二六	四、四一四	三・九	北海道戸口表（　〃　）
四一年	一、二三五	一、二〇六	二、四四一	一、五〇一	八五三	二、三五四	一、〇八八	四、七九五	四・四	北海道戸口表（　〃　）
四二年	一、三五六	一、三三七	二、六九三	二、三〇七	一、三九五	三、七〇三	一、五四一	六、三九五	四・一	北海道戸口表（　〃　）
四三年	一、四九八	一、四五三	二、九五一	二、五八七	一、六七二	四、二五九	一、七二八	七、二一〇	四・二	北海道戸口表（　〃　）
四四年	一、六〇四	一、五三九	三、一四三	二、四三三	一、六三七	四、〇五九	一、六五〇	七、二〇三	四・四	北海道戸口表（　〃　）
四五年	一、七四四	一、六〇〇	三、三四四	二、六三六	一、九〇二	四、五三八	一、七九八	七、八八二	四・四	北海道戸口表（　〃　）
大正　二年	一、八〇六	一、七六八	三、五七四	三、四二三	二、三四四	五、七六六	一、九六〇	九、三四〇	四・八	北海道戸口表（　〃　）
三年	二、〇九〇	一、八九七	三、九八七	三、三三六	二、三八一	五、七一七	二、三三三	九、七〇四	四・二	北海道戸口表（　〃　）

大正											
四年	二、三九二	二、一八六	四、五七八	三、九四四	二、七九二	六、七三六	二、九六一	一一、三一四	三・八	北海道戸口表（〃）	
五年	二、五七六	二、二一四	四、七九〇	三、九四八	三、七三八	七、六八六	三、一〇〇	一二、四七六	四・〇	北海道戸口表（〃）	
六年	二、九三二	二、四一七	五、三五九	四、四五一	四、一六三	八、六一四	三、一〇五	一三、九七三	四・五	北海道戸口表（〃）	
七年	三、三八九	三、一四〇	六、五一九	三、三三六	二、九五五	六、二八一	三、三九三	一二、八一〇	三・八	北海道戸口表（〃）	
八年	三、七一二	三、三九九	七、一一一	三、三八一	三、一五五	六、五三六	三、五三一	一三、六四七	三・九	北海道戸口表（〃）	
九年	五、〇四〇	三、八四二	八、八八二	四、七四八	四、〇七六	八、八二四	三、七六一	一七、七〇六	四・七	北海道戸口表（〃）	
一〇年	三、二三九	四、〇五二	七、二九一	五、七三〇	四、二六四	九、九九四	三、八九七	一七、二八五	四・四	北海道戸口表（〃）	
一一年	三、三八九	四、一五二	七、五四一	五、七二六	四、三一二	一〇、〇三八	三、八一五	一七、五七九	四・六	北海道戸口表（〃）	
一二年	四、一〇六	四、五三二	八、六三八	五、三〇七	四、六一二	九、九一九	三、九四五	一八、五五七	四・七	北海道戸口表（〃）	
一三年	四、一二六	四、五四五	八、六七一	五、三四二	四、五八五	九、九二七	四、〇七一	一八、五九八	四・六	北海道戸口表（〃）	
一四年	四、一三三	四、三八一	八、五〇四	六、七四四	四、六八〇	一一、四二四	四、〇一〇	一九、九二八	五・〇	町勢一班（昭和三年版）（十月一日現在）	

大正一五年	四、二二七	四、三五二	八、五六八	六、五一四	四、五九九	一二、一三	三、九六〇	一九、六八一	五・〇	町勢一班（昭和三年版）（十二月三十一日現在）
昭和　二年	四、二二五	四、二二〇	八、三三五	六、三九七	四、七三〇	一二、一二七	三、九一六	一九、四六二	五・〇	町勢一班（昭和三年版）（〃）

苫小牧の人口推移一覧表（戦前その2）

区分 / 年次	戸数	人口 男	人口 女	人口 計	一戸平均人員	備考
昭和　三年	四、〇二〇	一〇、八九四	九、〇八五	一九、九七九	五・〇	町勢一班（昭和五年版）（十二月三十一日現在）
四年	四、一二五	一一、一七八	九、三二二	二〇、五〇〇	五・〇	町勢一班（昭和五年版）（〃）
五年	四、一七九	一一、一一〇	九、八七七	二〇、九八七	五・〇	苫小牧町事務報告（十月一日現在）
六年	四、〇七〇	一〇、五六五	九、八六六	二〇、四七三	五・〇	苫小牧町事務報告（十二月三十一日現在）
七年	四、〇六〇	一〇、五三七	九、八四三	二〇、三八〇	五・〇	苫小牧町事務報告（〃）
八年	四、三一七	一〇、八九五	一〇、七七五	二一、六七〇	五・〇	苫小牧町事務報告（〃）
九年	四、三五〇	一一、〇六二	一〇、七七七	二一、八三九	五・〇	苫小牧町事務報告（〃）

昭和一〇年	四、二〇九	一一、二五五	一〇、六九一	二一、九四六	五・二	苫小牧町事務報告（十月一日現在）
一一年	四、二八八	一一、四六八	一〇、八八九	二二、三五七	五・二	苫小牧町事務報告（十二月三十一日現在）
一二年	四、三三六	一一、五九六	一一、〇一〇	二二、六〇六	五・二	苫小牧町事務報告（〃　）
一三年	四、三九一	一一、七四三	一一、一四九	二二、八九二	五・二	苫小牧町事務報告（〃　）
一四年	四、三八二	一一、七八五	一一、五七〇	二三、三五五	五・三	苫小牧町事務報告（〃　）
一五年	四、四四〇	一二、一九一	一一、七三二	二三、九二三	五・四	苫小牧町事務報告（十月一日現在）
一六年	四、五八二	一四、六五七	一二、一四四	二六、八〇一	五・八	苫小牧町事務報告（〃　）
一七年	四、八七二	一三、四七四	一二、四六七	二五、九四一	五・三	苫小牧町事務報告（十月一日現在）
一八年	五、〇二三	一三、一〇九	一二、九六七	二六、〇七六	五・二	苫小牧町事務報告（〃　）
一九年	五、三〇九	一二、八九一	一三、四二二	二六、三一三	五・〇	苫小牧町事務報告（〃　）
二〇年	五、三四三	一三、四九二	一三、三四〇	二六、八三二	五・〇	苫小牧町事務報告（〃　）

本籍・寄留の世帯主調査　苫小牧町は、昭和十四年より戸口調査とは別に本籍・寄留世帯の世帯主調査を実施したが、工業都市である苫小牧にとって極めてユニークな調査である。本調査はあくまでも世帯主の調査であり戸数ではないので、先の人口表とは異なるものである。単身者の比較的多い寄留者は同十八年まで多かったが、戦争が激化する同十九年から本籍人が圧倒的に多くなっている。なお、昭和四十八年における本籍人口は約三万一、〇〇〇戸籍であり、これは全人口からみると約七三%にあたり、残りの二七%は戸籍を苫小牧に持たない人たちである。(2)

本籍・寄留者世帯主調査

区分 / 年次	本籍	寄留	計	備考
昭和一四年	三、四四二	四、二〇九	七、六五一	十二月三十一日現在
一五年	三、五一一	四、二八八	七、七九九	〃
一八年	四、一四九	四、二四五	八、三九四	〃
一九年	四、二五六	二、五六二	六、八一八	〃
二〇年	四、三五七	二、五七三	六、九三〇	〃

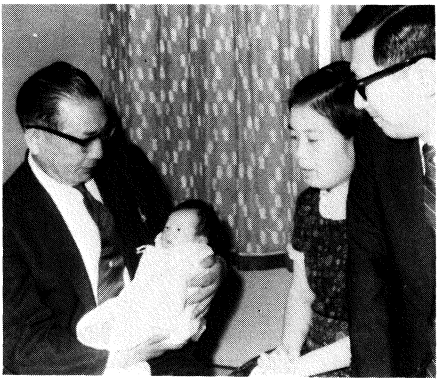
（『事務報告』各年　苫小牧町）

戦後の人口増加　終戦を迎えた時の苫小牧の人口は戸数五、三四三戸、人口二六、八三二人あった。ところが、戦争によって樺太、満州などの外地を失ったが、特に苫小牧には王子製紙関係の工場、鉄道などに勤める人が多かったので、この人たちがどっと引き揚げてきて、みるみるうちに人口が増加していった。駅前は海外同胞復帰促進の塔が立てられ、バラックの引揚者住宅も建てられて曲がりなりにもその歓迎、受入れにあたったのである。

この結果、昭和二十一年には人口二九、〇九一人となり、その後においても増加する一方であったから、苫小牧の

市制施行問題もおき、田中正太郎町長も同二十二年十月一日の臨時国勢調査の結果いかんによって市制を申請することを町議会で述べたのである。かくして、同二十二年の臨時国勢調査では戸数六、三七二戸、人口三〇、七六八人となり、翌二十三年二月には北海道知事に対し『苫小牧町を市とすることの申請について』が提出され、同年四月一日をもって市制を実施した。

昭和二十六年には苫小牧港の起工が行われ次第に人口も増加、三十年には五万人を突破、同三十八年苫小牧港の一部が使用開始となり、臨海工業地帯の整備も進み大手企業の進出もあって、苫小牧の人口の伸び率は道内において札幌市、江別市とともに常に上位を占め、同四十四年には待望の一〇万都市への仲間入りをなし、さらに増加の一途をたどっており、臨海工業地帯完備、東部工業基地の造成により将来三〇万都市をめざしている。



10万人目の市民となった都ちゃんを抱く
大泉市長（昭和44年）〔苫小牧市史編さん室蔵〕

次に、人口増加の内容についてみてみると、いわゆる社会増において昭和二十八年から二、〇〇〇人以上の転入者があり、同三十一年から四、〇〇〇人台、同三十五年から五、〇〇〇人台に、同四十四年には一万人以上の転入者があったが、反面転出者も多く、五、〇〇〇人から六、〇〇〇人が本市の増加人口であった。また、転入者の八割は道内からであり、そのほかは道外からの転入者であるが、同四十四年以降、道外転入者数が増えており、これは日軽金、出光興産など本州企業の進出によるものであった。

これらの転入・転出者を道内都市、本州の区域別にみると、転入・転出とも札幌市が最も多くその割合はほぼ同数である。転入では昭和三十五年ころから炭鉱地帯の不振にともない、夕張、芦別、美唄、赤平、三笠など

から、また、同三十八年の苫小牧港開港後は室蘭、小樽、函館市などの港湾都市から転入者が多いのが注目される。本州方面では東北、関東が多い。

転出者では札幌市に次いで関東、中部、室蘭市となっている。

苫小牧の人口推移一覧表（戦後）

区分／年次	世帯数又は戸数	人口 総数	人口 男	人口 女	備考
昭和二一年	五、九六七	二九、〇九一	一四、八二〇	一四、二七一	苫小牧町住民調査（九・三〇）
二二年	六、三七二	三〇、七六八	一五、五七七	一五、一九一	臨時国勢調査（一〇・一）
二三年	六、六〇六	三三、一三一	一六、九一五	一六、二一六	市制施行、苫小牧市住民調査（九・三〇）
二四年	七、二六七	三六、五二九	一八、六八七	一七、八四二	苫小牧市住民調査（九・三〇）
二五年	七、六八二	三九、二二六	一九、九二八	一九、二九八	第七回国勢調査（一〇・一）
二六年	八、〇〇〇	四一、二九四	二〇、八九九	二〇、三九五	苫小牧市住民調査（九・三〇）
二七年	八、二二九	四三、〇九〇	二一、七四七	二一、三四三	住民登録人口（九・三〇）
二八年	八、九三八	四五、一五五	二二、七六〇	二二、三九五	〃
二九年	九、三五一	四七、五五八	二三、八九七	二三、六六一	〃
三〇年	九、七六一	五〇、二三三	二五、一八五	二五、〇四八	〃
三一年	一〇、四八五	五三、六五一	二六、九〇九	二六、七四二	〃
三二年	一一、四〇〇	五七、〇〇四	二八、五九九	二八、四〇五	〃
三三年	一二、〇八六	五八、二二〇	二九、四六四	二八、七五六	〃

昭和三四年	一二、六二六	六〇、五四〇	三〇、七三七	二九、八〇三	住民登録人口（九・三〇）
三五年	一三、三八一	六三、五五八	三二、三二四	三一、二三四	〃
三六年	一四、四二三	六七、二四七	三四、二六八	三二、九七九	〃
三七年	一五、三五七	七〇、六五六	三五、九〇八	三四、七四八	〃
三八年	一七、〇三二	七七、〇二二	三九、二〇三	三七、八一九	〃
三九年	一八、八二七	八二、七〇六	四二、二〇四	四〇、五〇二	〃
四〇年	二〇、六三八	八七、一三一	四四、六〇三	四二、五二八	〃
四一年	二一、九七四	八九、三七八	四五、六九〇	四三、六八八	〃
四二年	二三、四三三	九二、〇六四	四六、九一四	四五、一五〇	〃
四三年	二五、〇三八	九五、八九八	四八、八八二	四七、〇一六	〃
四四年	二七、五三九	一〇一、六一三	五一、九四八	四九、六六五	〃
四五年	二九、四九八	一〇五、九四八	五四、一三〇	五一、八一八	〃
四六年	三一、八六九	一一一、三七六	五六、八五七	五四、五一九	〃
四七年	三五、八一六	一一七、二七七	五九、八二〇	五七、四五七	〃
四八年	四〇、四六五	一二三、三九九	六二、八〇〇	六〇、五九九	〃
四九年	四三、四〇七	一二八、八八二	六五、五六五	六三、三一七	〃

（『市勢統計書』昭和四十七年版　苫小牧市　『人口速報』苫小牧市）

苫小牧市における道内主要都市および本州地域別転出・転入状況

都市地域名	区分	昭和三八年	三九年	四〇年	四一年	四二年	四三年	四四年	四五年	四六年	四七年	四八年
札幌	転入	七八八	一、〇三四	一、〇三一	一、〇三一	一、一三一	一、三七四	一、六三六	一、七七五	二、〇一三	二、〇六四	二、二八九
	転出	八一五	一、〇四三	一、〇一九	一、二五〇	一、二一〇	一、二五〇	一、五六五	一、七一六	一、八七二	二、二八二	二、四七三
室蘭	転入	六一六	四九四	四六〇	五二六	四八二	六二六	六六七	六六二	七七五	一、〇四〇	九二〇
	転出	二〇〇	二七一	三〇〇	三三七	三六四	二七八	三九六	四一二	四四四	三四六	五〇三
夕張	転入	五五一	二八四	二〇五	一六五	一五四	三五四	三六〇	三九五	二九二	三七八	五一八
	転出	六〇	五二	八四	六五	五九	四二	八六	八四	八二	八三	六〇
芦別	転入	四八三	二三三	一三四	八一	七五	六五	—	—	—	—	—
	転出	二七	六〇	五四	二八	四四	二五	—	—	—	—	—
美唄	転入	四〇六	一三三	一二六	一二一	八〇	一〇三	—	—	—	—	—
	転出	三	二八	五七	三八	三一	二七	—	—	—	—	—
小樽	転入	二六七	三二六	一四七	二〇〇	一九二	二二五	二六二	二九四	二七六	三四三	三二一
	転出	六三	七一	八四	一三三	一一五	九二	一一七	一四三	一三七	一二三	一八五
千歳	転入	二四四	二六一	二三六	二一八	一七三	一七四	一九五	二七六	三〇六	三三六	四七六
	転出	三九	一四〇	一三七	一八〇	一四七	一六〇	一五三	一六〇	二六二	二七一	二九七
赤平	転入	一七二	八四	二七	六七	四三	四六	—	—	—	—	—
	転出	九	二四	三三	五〇	三	三三	—	—	—	—	—
三笠	転入	一七一	七八	五一	五九	七〇	七〇	—	—	—	—	—
	転出	二六	四七	三四	四四	三三	二五	—	—	—	—	—
函館	転入	—	—	—	一四三	一五五	一七三	一三〇	二三三	二三九	二六八	二六七
	転出	—	—	—	九九	二九	二五	一四一	一一〇	一四四	一七三	一七四

	旭川	岩見沢	江別	道内その他	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州
転入	一	一	一	一、三七二	三六五	三三五	一一六	五〇	三三	一五	二六
転出	一	一	一	五三三	一四七	四九七	一三一	五一	一三	七	一三
転入	一	一	一	一、一二〇	三三五	三六二	八二	六四	三三	一九	一六
転出	一	一	一	五三六	一八〇	六八一	一五四	五〇	一五	二〇	九
転入	一	一	一	九五三	三〇四	三五〇	一一三	五〇	一八	一三	二八
転出	一	一	一	五九六	一八二	六〇九	一〇九	七七	一四	一四	七
転入	一三六	一〇四	四七	八九一	二四一	三八四	一一七	三五	三三	一二	一六
転出	一〇九	九六	二五	六九七	一八四	六〇五	一六一	五九	三三	一〇	一四
転入	一八〇	九三	五三	一、一二〇	二三五	四五四	一一七	四四	一八	一三	二〇
転出	一三一	五三	三六	六九五	二一九	七八八	一四三	一〇九	八	一八	四〇
転入	二三五	九七	七三	一、一九三	二〇〇	五九六	二八四	一三七	一五	一六	二七
転出	一四五	七五	四六	七〇二	一九六	八八五	二八三	一一〇	一九	一三一	一三
	二二八	二三四	一四六	五、六八七				二、〇五五			
	一二六	九〇	九七	二、一五二				一、六三三			
	二九五	一七一	一九四	六、二六八				一、五六五			
	一七四	八六	一〇一	二、五二二				二、三六三			
	三八二	二〇七	一六七	六、四〇八				二、二一五			
	一六四	九三	一〇二	二、六八二				二、四三三			
	四五〇	一九〇	一六一	六、七〇六				二、二九六			
	一六八	九二	一〇一	二、八〇二				二、二五七			
	三九九	一六七	二一〇	六、四二七				二、三五九			
	二一五	一一〇	一三三	二、七八四				二、六三三			

	外国										
	転入	一	一	一	一	一	一				
	転出	-	-	-	-	-	-				
計	転入	九、七六三	八、八六〇	七、九二〇	七、四九一	七、六一三	八、九五九	一二、六九一	一三、一八九	一三、二七〇	一四、三三三	一四、二五三
	転出	三、九一三	四、六四五	四、九六四	五、五五七	五、五八一	五、九三四	六、六四五	七、九三三	八、四一五	八、六九八	七、一六七

（『市勢要覧』各年、『市勢統計』各年より作成）

※　道内都市において数字がないのは転出入者がなかったのではなく、少なかったため道内その他に計上したためである。

注（1）堀江敏夫『苫小牧百年あれこれ』昭和四十八年　苫小牧民報

（2）苫小牧市市民部住民課調による

三　国勢調査と職業別人口

国勢調査　国勢調査はわが国最大の調査であり、国民生活上あらゆる参考データーとなる極めて重要なるものであるが、これに関する法律は、明治三十五年に公布されたが、その後施行令細則や訓令が出され、その完備が進められていった。そして、大正九年に至って国費四〇〇万円を投じ、第一回国勢調査は十月一日午前零時現在をもって開始された。

大正九年の国勢調査は第一回目ということもあって、長期にわたる訓練と宣伝が繰り返され、その徹底を期したのである。まず、同年六月には町役場において関係者による第一回目の会議が開かれ、調査区の設定と調査員、予備調査員の選定を行い胆振支庁に提出された。(1) これは同月三十日認可となり七月二十日には四三人の調査員などが任命された。なお、当時の区画なども知り得るので、各調査員の担当区を次にあげる。

第一回国勢調査の担当区と調査員

番号	担当区域	氏名
一	第一区オテーネ道路以北一円	南甚平
二	〃　停車場通以西一円	西田為行
三	〃　停車場通以東一円	福原庸之助
四	第二区大通以北東十丁目以東	佐々木善太郎
五	〃　一条通以北東八丁目ヨリ東十一丁目	小林仁作
六	〃　大通以北一条通迄東八丁目十丁目内大通以南裏通迄	正木才次郎
七	〃　停車場通以東大通以南及停車場通以西及浜通以南	田中正太郎
八	第三区二条通以西東六丁目ヨリ東八丁目迄	川瀬佐七
九	〃　一条通二条通間東六丁目ヨリ八丁目迄	加藤作三
一〇	〃　大通一条通間東七丁目八丁目迄及大通以南教会前小路東八丁目	松尾森太郎
一一	〃　大通一条通間東六丁目東七丁目迄及大通以南春日病院横道教会前小路迄	杵田吉右衛門
一二	〃　大通以南東五丁目春日医院横道路迄	原竹次郎
一三	〃　大通以北東五丁目東六丁目迄	尾谷祐丸
一四	第四区大通一条通山下横小路ヨリ東五丁目迄	田口仲次郎
一五	〃　一条通二条通間東二丁目ヨリ東五丁目迄	伊藤栄吉

一六	第四区二条通以北東二丁目ヨリ東五丁目迄	佐藤季近
一七	〃　遊廓通東二丁目以西一円	大西源治
一八	〃　大通以北遊廓通山下横小路間及大通以南	太田清市
一九	第五区大通以北電化道路以東	養口五三郎
二〇	〃　大通以北電化道路以西	谷川鶴次
二一	〃　大通以南	大野清太郎
二二	王子構内王子正門通以北	安原周三郎
二三	〃　王子正門通以南娯楽場前通迄職工浴場	工藤謙次
二四	〃　正門通以内娯楽場前通迄職工浴場通以東	山本武
二五	〃　娯楽場前通以南職工浴場前通以東	広瀬喜作
二六	〃　職工浴場前通以西軽便線以南	市川一二
二七	〃　坊主山社宅	長田徳太郎
二八	電化構内社宅通以北	野村与曽市
二九	〃　〃　以南	佐藤慶信
三〇	坊主山	野口孝太郎
三一	オテーネ	長岡浅吉
三二	小糸魚	大沼広

三三	錦多峰覚生国道以北	岡崎長吉
三四	〃　以南	川村嘉市
三五	樽前	皆川春治
三六	植苗南部	石山幸蔵
三七	〃北部	中島義三郎
三八	〃共有地	長谷川幸之助
三九	美々	渡辺吉次郎
四〇	沼ノ端	星権七郎
四一	勇払	片岡三吾
四二	ニナルカ	田中庄太郎
四三	遠浅	宮城繁次

予備調査員

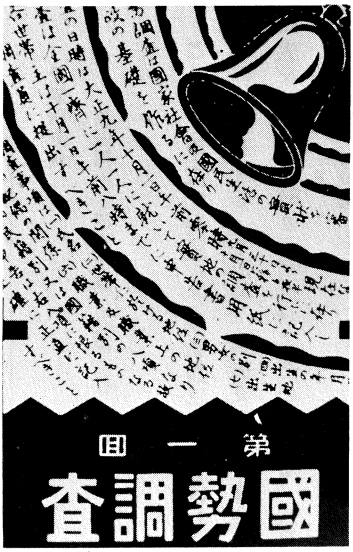
新保福治、清水政雄、三浦吉松、井沢正石、土田茂助、北沢慶助、山下熙、米良与市、真部義久

（『苫小牧町史資料』「人口及び土地編」）

こうして正式に発足した調査員は、誰もはじめての事業のため、この事務に精通することこそが調査の完全を期するものであるとし、その後、胆振支庁の研修会（三日間）に出席したのをはじめ、毎週土曜日には午後一時から相互研究を行うなど研さんにはげんだのである。八月三十日には道庁の係官を招いて訓練会を実施し、その万全を期した。

一方、住民に対する宣伝は、はやくも六月一日から行われており、宣伝スタンプを作製して各種書類に押し一般に周知したのをはじめ、宣伝掲示場を役場前に設け一般の注意をうながした。国勢調査をテーマとした都々逸を作詞して各戸に配布したり、八月三日には講演会を開き、部落には吏員を派遣して宣伝し、区長を通じ宣伝ビラ、印刷物の配布を行うなどこれまた万全を期すものであった。

九月に入ってからは、三日に現在員をもっての実際調査を行い、二十一日から二十三日には準備調査を行った。そして、九月三十日には一斉に本調査票が配布され、これは十月五日までに全部を回収し、一件書類は役場に提出され、その集計が行われたが、大正九年十月一日現在における苫小牧町は戸数三、六九九戸、人口一万七、五六四人であった。



第一回国勢調査宣伝ポスター
（大正9年）〔栗山町史より転写〕

第一回国勢調査集計一覧表（大正九年十月一日現在）

区分	戸数	人口		
		男	女	計
一	五八	一四八	一〇九	二五七
二	八〇	二二九	一七九	四〇八
三	一七四	四六一	四〇九	八七〇
四	一〇〇	二八五	二一〇	四九五
五	一二五	二八五	二四〇	五二五
六	九二	二一一	二〇三	四一四
七	三八	一〇九	一〇二	二一一
八	九五	二一六	二〇六	四二二
九	九八	二二五	一九九	四二四
一〇	一二一	二七一	二一八	四八九

一一	九四	二三二	二〇六	四三八	二八	一二六	二九〇	二二七	五一七		
一二	八二	二三三	一九五	四二八	二九	七〇	一八〇	一四一	三二一		
一三	九三	二三〇	二〇六	四三六	三〇	六〇	一三三	一〇二	二三五		
一四	一三三	三二三	二六七	五九〇	三一	一四〇	三四四	二九九	六四三		
一五	八六	一七九	一六八	三四七	三二	三〇	一九六	九二	二八八		
一六	七五	一六一	一四五	三〇六	三三	七七	一九五	一六八	三六三		
一七	八二	一八二	一八九	三七一	三四	六五	二七二	一三四	四〇六		
一八	一一七	二七一	二七七	五四八	三五	七六	二四五	一三五	三八〇		
一九	七五	二七三	一九四	四六七	三六	七九	一七五	一四四	三一九		
二〇	九一	三一六	二二九	五四五	三七	三九	一〇二	八六	一八八		
二一	一二一	三四〇	三一三	六五三	三八	二三	六三	五九	一二二		
二二	六九	一二三	一七一	二九四	三九	四九	一二八	九五	二二三		
二三	一四九	四九三	二五九	七五二	四〇	八〇	一九八	一五五	三五三		
二四	九四	二五三	二五三	五〇六	四一	四七	二九九	一〇六	四〇五		
二五	七一	一五九	一四五	三〇四	四二	三七	七九	九一	一七〇		
二六	一二八	二七九	二四五	五二四	四三	五五	一七九	九五	二七四		
二七	一〇五	二二九	二〇四	四三三	合計	三、六九九	九、六九四 △三四	七、八七〇 △三〇	一七、五六四 △六四		

備考　△ハアイヌ人数ヲ示ス

（『苫小牧町史資料』「戸口及び土地編」）

第二回国勢調査は、大正十四年十月一日現在において実施され、苫小牧町は四、〇一〇戸、一万九、九二八人と前回の調査に比べ二、三六四人の増加であった。

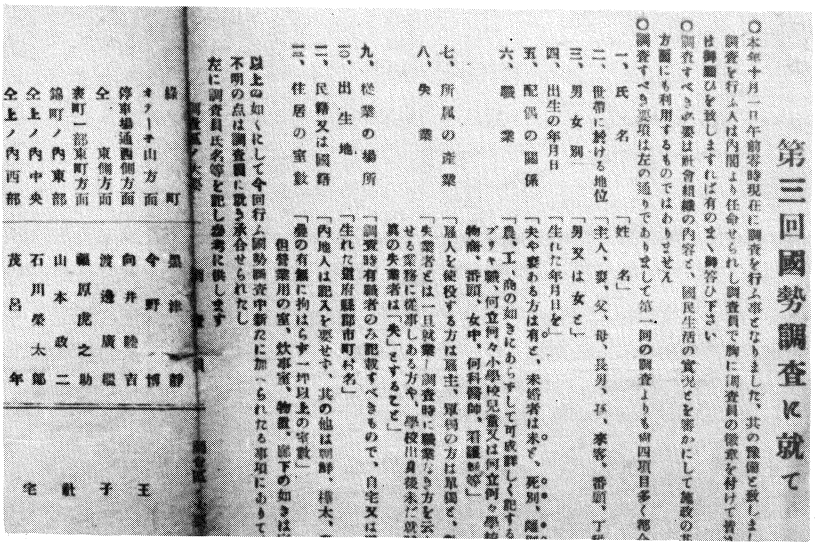
第三回の国勢調査は、昭和五年十月一日現在において行われたが、苫小牧町は同三年より町名地番改正により市街地に一五町を設定したが、人口も町別、部落別に集計された。役場では臨時国勢調査係を設置し、吏員八名をこの係員として兼務発令を行い、調査員四四名を任命して行われた。なお、調査完了後には各調査員にそれぞれ記念品が贈られ感謝の意を表したのである。

第三回国勢調査集計一覧表　（昭和五年十月一日現在）

町区名	戸数	人口 男	人口 女	人口 計	町区名	戸数	人口 男	人口 女	人口 計
緑町	一八四	四五七	四五一	九〇八	元町	一九二	四六一	四二四	八八五
オテーネ勇振沢	二八	九三	五六	一四九	浜町	七八	一九三	二一三	四〇六
錦町	三四七	八九七	八一三	一、七一〇	王子町社宅	五二九	一、二九八	一、四一五	二、七一三
旭本松町	三九	二二〇	八六	三〇六	表町社宅	一四三	三四一	三四五	六八六
栄町	二八九	六五〇	六五一	一、三〇一	西町社宅	一七三	三九九	三六八	七六七
大町	三四九	九一四	八一四	一、七二八	山手町社宅	一一六	二七四	二八四	五五八
本町	二三八	六八〇	五六三	一、二四三	表町 旭町	二三九	六五〇	五六五	一、二一五
幸町	三四一	七四八	七三九	一、四八七	王子町（社宅を除く）	八二	二四三	一八七	四三〇
弥生町	四七	一三七	一七六	三一三	山手町 坊主山町	五七	一三二	一三二	二六四

小糸魚村	四三	二二四	九七	三二一	
錦多峰村覚生村	一八二	五六九	四二二	九九一	
樽前村	六三	二一九	一四八	三六七	
勇払村勇払	六〇	二六三	一七一	四三四	
沼ノ端勇払トアサ	一五八	五七九	三五三	九三二	
勇払村ニナルカ	二八	八五	七五	一六〇	
植苗南	五七	一三四	一一〇	二四四	
植苗北	三四	八二	七九	一六一	
植苗美々トアサ	四六	九四	七八	一七二	
植苗御料地	三五	七四	五八	一三二	
計	四、一七九	一一、一一〇	九、八七七	二〇、九八七	
大正十四年調査	四、〇一〇	一〇、八六七	九、〇六一	一九、九二八	

（『事務報告』昭和五年　苫小牧町）



第三回國勢調査ニ就テ

○本年十月一日午前零時現在に調査を行ふ事となりました、其の際個と致しま
調査を行ふ人は内閣より任命せられし調査員で胸に調査員の徽章を付けて居
は御願ひを致しますれば有のまゝ御答ひ下さい
○調査すべき事項は社會組織の内容と、國民生活の實況とを審かにして施政の
方面にも利用するものではありませぬ
○調査すべき事項は左の通りでありまして第一回の調査よりも四項目多く
一、氏名
「姓　名」
二、世帯に於ける地位
「主人、妻、父、母、長男、孫、寄客、番頭、丁
三、男女別
「男又は女と」
四、出生の年月日
「生れた年月日を」
五、配偶の關係
「夫や妻ある方は有と、未婚者は未と、死別、離
六、職業
「農、工、商の如きにあらずして可成詳しく記する
ブラス職、何立何々小學校兒童又は何立何々學
物商、番頭、女中、何科醫師、看護婦等」
七、所属の産業
「雇入を使役する方は雇主、單獨の方は單獨と、
八、失業
「失業者とは一旦就業し調査時に職業なき方を云
せる業務に從事しある方や、學校出身後未だ就
業の失業者は「失」とすること」
九、從業の場所
「調査時有職者のみ記載すべきもので、自宅又は
一〇、出生地
「生れた道府縣郡市町名」
一一、民籍又は國籍
「内地人は記入を要せず、其の他は朝鮮、樺太、
一二、住居の室數
「疊の有無に拘はらず一坪以上の室數」
但營業用の室、飲料室、物置、臨下の如きは

以上の如くにして今回行ふ國勢調査中前記に加へられたる事項にあつて
不明の点は調査員に説き承合せられたし
左に調査員氏名等と記し參考に供します

町
オフーキ山方面　令野　博
停車場通西側方面　向井　睦吉
仝　東側方面　渡邊　廣
襟裳一部東町方面　襟原虎之助
鵡川ノ内東部　山本　政二
仝上ノ内中央　石川榮太郎
仝上ノ内西部　茂呂　年

第三回国勢調査実施要項
（昭和5年）　〔苫小牧市史編さん室蔵〕

第四回国勢調査は、昭和十年十月一日現在において執行され、前回よりも五区多い四九名の調査員によって行われ苫小牧町は四、二〇九戸、二万一、九四六人であった。

第四回国勢調査集計一覧表（昭和十年十月一日現在）

町区名	世帯数	人口		
		男	女	計
緑町	一六四	四五〇	四五五	九〇五
表町（社宅を除く）	二一七	五九一	五五四	一、一四五
表町（社宅のみ）	一九二	四八〇	五五〇	一、〇三〇
錦町	三〇四	八四一	七九二	一、六三三
栄町	三〇五	七六〇	七五二	一、五一二
旭町	一九	四三	四五	八八
大町	三六四	九二七	九〇二	一、八二九
本町	二四五	六五六	六一七	一、二七三
幸町	三〇八	六七九	七〇七	一、三八六
元町	一九四	四八四	四八一	九六五
浜町	七八	二〇五	二二三	四二八
弥生町及西町（社宅を除く）	三五	一〇〇	一六一	二六一
山手町（〃）	六七	一七二	一七一	三四三
王子町（社宅を除く）	七六	二三七	二一七	四五四
王子町（社宅のみ）	四六九	一、一七八	一、二八九	二、四六七
西町（〃）	一八一	四四〇	四四〇	八八〇
山手町（〃）	一一三	二八六	二八九	五七五
オテーネ及演習林方面	五〇	一七〇	九三	二六三
中野部落	五一	一九二	一〇七	二九九
山線	五〇	六九	六一	一三〇
小糸魚村	七四	二七〇	一七五	四四五
錦多峰村	一四三	四五八	三七五	八三三
覚生村	二九	一三一	八〇	二一一
樽前村	九五	三〇三	二四八	五五一
勇払村	六八	三四三	一九〇	五三三
ニナルカ	一九	五五	五二	一〇七

勇払トアサ	三〇	七三	七〇	一四三	美々	一九	四三	五四	九七
沼ノ端	一一八	二八〇	二六九	五四九	植苗村トアサ	四八	一一九	一〇〇	二一九
植苗村	八四	二二〇	一七二	三九二	計	四、二〇九	一一、二五五	一〇、六九一	二一、九四六

（『昭和十年度国勢調査表』苫小牧町）

戦前における国勢調査は、昭和十五年に四九名の調査員によって第五回目が行われたが、苫小牧町は同年十月一日現在において四、四四〇戸、二万三、九二三人であった。

昭和二十二年十月一日には混乱した社会、さらに召集軍人、海外同胞の帰還が相ついだため、これらにともなうわが国の戸口などを正確にとらえるため、臨時国勢調査が実施された。その後、同二十五年に第七回国勢調査が行われてから、五年ごとに実施され、わが国の調査では最高のものであり、市町村にとっても住民登録人口、住民基本台帳人口の調整資料として極めて重要なものである。この調査には、多くの市民が調査員となって協力している。

国勢調査においては町別人口調査も行っているが、苫小牧は年々新興住宅地が拡張され、新町名が誕生している。次に、町別人口を国勢調査と住民基本台帳人口によってあげる。

町別・部落別人口一覧表

年次	昭和二五年		三二年		三五年		四〇年		四五年		四七年		四九年	
町名	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口
表町	二九七	一、四五四	三一四	一、六三三	七九三	三、五八七	五七二	二、四七九	三一七	一、四三六	六〇四	一、三九四	四四七	一、一二四
東町	一三一	五八六	一三一	六三四	五一五	二、五七二	三九一	一、七七二	四一八	一、六七二	—	—	—	—

鉄道区	九七	六一三	—	一、八七九	—	—	—	—	—	—	—	—	—
錦町	四一九	二、〇二五	二七二	一、八三六	三八八	一、八三六	三三〇	一、四二八	—	—	—	—	—
栄町	四二〇	一、八六二	五二一	二、三〇三	六九二	二、四三九	八〇一	二、四一七	七七一	一、九八一	六七五	一、八八五	—
旭町	二六八	一、二三五	七四四	三、二六六	五二三	一、九〇八	五八三	二、〇四八	六〇〇	一、九〇六	五八一	一、八七九	—
中野	一〇五	六一五	一九	六〇三	四三三	一、七五〇	九八七	三、五四四	一、八〇一	五、九八三	二、〇〇一	六、〇八一	二、三九八
東京開拓	一九	九一	二〇	九九	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大町	五三七	二、四三一	四八六	二、三八八	四三九	二、五九六	六六七	二、八〇三	三八六	一、〇五一	三一三	一、〇〇七	六、八二六
本町	三八四	一、八〇八	三七三	一、六八五	四二五	一、八〇三	四〇三	一、五八六	三二一	一、〇〇七	二八三	九二一	二、二六七
幸町	三九〇	一、八〇八	四一〇	一、八三七	四四一	一、七四九	四九四	一、八一〇	四五九	一、四二七	四五七	一、四七二	二、二六七
元町	三〇四	一、五八〇	三四一	一、五六八	五三四	二、二一二	八四五	三、三四五	九二六	三、一六九	六四九	二、二六七	二、三九八
浜町	一九六	九二一	三三八	一、四〇八	五四五	二、〇五三	七三三	二、四一九	四五三	一、三〇五	四四六	一、三七六	一、三七〇
西弥生町	一五八	七三八	三三四	一、五七五	三六九	一、六二八	四三五	一、五三一	五二一	一、七二八	—	—	—
緑町	二一三	一、〇八八	八〇二	三、六〇四	一、七二五	六、九五八	六〇五	二、二九八	八一三	二、八一四	八四〇	二、八六六	九三一
木場町	一九八	一、〇〇八	二六二	一、一七五	四八二	一、九五五	七一三	二、五三九	一、一〇九	三、五一四	一、二一五	四、〇一八	一、三七〇
王子東部	六一七	三、五七三	七六八	四、二三五	—	—	—	—	—	—	—	—	—
山林土場	三九	一九五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
王子西部	七〇〇	四、〇七〇	九四五	五、四五四	—	—	—	—	—	—	—	—	—
王子中部	五八一	三、一三三	四九七	二、五四九	—	—	—	—	—	—	—	—	—

山手町	樽前	錦岡	糸井	沼ノ端	明野	勇拂	辨天	柏原	静川	植苗	高丘	丸山	矢代町	王子町	弥生町	汐見町	港町
一五一	一三三	二三九	七六	一四六	九	五一〇	五七	六九	一五	一三三	三	五〇	—	—	—	—	—
七六三	七七三	一、三一〇	四五一	六七八	五三	二、六二七	三四三	三三四	八三	六九七	一一五	一九九	—	—	—	—	—
二一三	一四一	二五七	一一	一七三	—	八五九	八六	七八	二七	一七四	六五	九九	一六六	一一	二八	—	—
一、〇六九	八一七	一、五二三	六一八	八二九	—	四、一六六	五二九	三九八	一二九	八六六	三一三	七一三	六九九	五五八	一四六	—	—
八三一	一二六	二八四	一四四	二〇九	—	一、〇一四	九一	七二	三二	一六一	六六	六六	三〇一	六六七	二三六	三六七	一〇
四、〇一五	六七二	一、三五二	七三八	九五五	—	四、四七二	五〇五	三八一	一三二	七九一	二八七	二九五	一、二八〇	三、二一九	一、三七七	一、四九六	三六
一、八二一	一〇九	五二四	三六三	四一四	一三三	一、一四九	九五	八六	二九	一四七	八五	五三	二九四	七七〇	二三七	五九九	三三
七、四〇一	五三〇	二、二四六	一、五五五	一、六一六	五七〇	四、八六一	四三七	四八七	一二六	六一八	三三三	二四九	一、一六三	一、一二四	二、〇二〇	六六七	一二四
一二〇	九七	一、二二六	一、二二一	六六八	四〇三	一、一九二	八三	七三	一四	一五七	一〇五	三五	三三〇	七一五	一八六	六六七	五六
四五〇	四二七	四、六九五	四、八三七	二、四一四	一、四六〇	四、六二六	三五三	三七七	五三	六〇九	三七八	一二六	一、一八六	二、九四五	七五八	二、二一〇	一七三
一六一	一四一	一、七九二	三、四三六	八一五	八八八	一、五一〇	四七	一一	二	二七四	一二八	二七	五七〇	六六六	六七八	六七三	六六
六一六	五二八	五、六九六	一〇、九〇四	二、九五四	二、六九二	四、九七九	二〇六	四九	九	六七二	四四〇	八九	二、〇〇六	二、二七九	二、三八七	二、一五一	一五一
—	三一八	二、二三八	六、二五六	一、〇〇七	一、三一九	一、六九五	二五	五	一	三九六	二四四	二八	二、〇〇六	七一五	—	七二	四八
—	六九六	六、五六九	一九、六三四	三、二三三	三、八一二	五、〇四五	一〇六	一九	五	八四四	四六二	八一	—	二、二八七	—	二、一三八	一〇二

末広町	白金町	西町	清水町	春日町	美園町	住吉町	双葉町	音羽町	三光町	美沢	北光町	花園町	見山町	松風町	啓北町	高砂町	本幸町
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	三九八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	一、六六三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三三五	二四七	六七四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一、二九一	一、三六六	二、六六八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
五四四	四一六	一、〇四九	一七	二一三	三一〇	八九四	八六三	八七六	四五四	四三	—	—	—	—	—	—	—
一、九二七	一、七〇四	四、〇一九	八三	七六〇	七〇三	三、五四四	三、一一五	三、二九一	一、七二一	一九四	—	—	—	—	—	—	—
七五一	三六八	一、二三六	一五	五六〇	八八七	一、一五六	一、三五七	九七九	一、一九九	四〇	一、〇九八	七四七	六四六	五三	四七七	五〇六	一五七
二、三八五	一、二九九	四、三三八	六一	一、九二一	三、〇七〇	四、一五六	四、三七一	三、二四二	三、九七二	一六二	四、三〇二	二、六六二	二、四一六	二三四	一、七一六	一、四三一	六三三
八五一	三九六	—	一四	七七四	一、〇五三	一、一〇六	一、四五四	九八三	一、三三八	四三	一、二八一	八九九	七七二	一九一	八〇三	五〇〇	二三一
二、四五九	一、三五一	—	五一	二、五三〇	三、五九一	四、四〇九	四、七九四	三、二七三	四、三五三	一八四	四、四三二	三、一九八	二、九三七	四六四四	二、九九四	一、四二四	五七六
—	—	—	一六	九二一	—	—	—	—	七一九	四六	—	—	—	二一九	—	—	—
—	—	—	四七	二、六二六	—	—	—	—	二、〇六一	一六三	—	—	—	五七四	—	—	—

寿町	若草町	大成町	青葉町	新富町	青葉町	青葉町	旭町一丁目	旭町二丁目	旭町三丁目	旭町四丁目	泉町一丁目	泉町二丁目	大町一丁目	大町二丁目	音羽町一丁目	音羽町二丁目	啓北町一丁目
三三五																	
一、〇六九																	
三八六	七一四	五九八	二四九	四三六													
一、〇二二	二、四九一	二、二〇四	九二四	一、四四二													
四二七	五二一	四七八	一、三五八	一、五六三	三七九	四八六	四二一	一、二七一	五六〇	五七	一、〇二五	三一九	一八三	七四〇			
一、三七四																	

大成町一丁目	住吉町二丁目	住吉町一丁目	末広町三丁目	末広町二丁目	末広町一丁目	新富町二丁目	新富町一丁目	白金町二丁目	白金町一丁目	栄町三丁目	栄町二丁目	栄町一丁目	幸町二丁目	幸町一丁目	寿町二丁目	寿町一丁目	北町二丁目

北光二丁目町	北光一丁目町	双葉二丁目町	双葉一丁目町	双葉一丁目町	日の出二丁目町	日の出一丁目町	浜二丁目町	浜一丁目町	花園四丁目町	花園三丁目町	花園二丁目町	花園一丁目町	錦二丁目町	錦一丁目町	高砂二丁目町	高砂一丁目町	大成二丁目町
二五一	二六二	五九二	五〇五	五五三	二五九	七六	二七八	一七三	五一七	三三三	一三四	一六〇	一五一	一五七	二八一	三三九	一四三
八六五	七八	一、六六七	一、四九四	一、五八〇	八一二	二三八	七九六	四九八	一、五三六	九三五	五一一	四八二	四六七	四四八	七六八	六三九	四四九

矢代町一丁目	元町三丁目	元町二丁目	元町一丁目	見山町四丁目	見山町三丁目	見山町二丁目	見山町一丁目	美園町四丁目	美園町三丁目	美園町二丁目	美園町一丁目	本幸町二丁目	本幸町一丁目	本町二丁目	本町一丁目	北光町四丁目	北光町三丁目
二九二	一二〇	二二六	三九七	一六二	三三九	三四五	一七五	二六八	三九五	五三四	二五一	一〇一	一一六	一三六	一六五	四九五	三七一
八八二	三五五	六四七	一、一九八	五三七	一、〇五九	一、一〇五	五二三	八六六	一、二五〇	一、五五七	六五九	三一三	一八八	三五五	四六一	一、四七二	一、一九五

	矢代町二丁目	矢代町三丁目	山手町一丁目	山手町二丁目	弥生町一丁目	弥生町二丁目	若草町一丁目	若草町二丁目	若草町三丁目	若草町四丁目	若草町五丁目	合計
昭和三十二年												七、六八二
												三九、二三六
												一〇、七四二
												五三、九二六
												一四、四三七
												六二、三八三
												二一、〇七四
												八一、八一一
												二九、〇七四
												一〇一、五七二
												三五、四八〇
												二六、七六四
昭和四十四年	二三五	一四八	四六	一九九	一五〇	九〇七	一八二	四四	一三五	二七六	一七〇	四三、二三一
	六四六	四〇二	一三七	六一〇	五二七	二、八八〇	四八六	一四一	四八二	八三〇	五〇〇	二六、五三

（『市勢要覧』各年『市勢年鑑』昭和三十二年『議会要覧』昭和四十四年『苫小牧市町別住民基本台帳』各年より作成）

この表をみて明らかなように、発展地区とそうでない地区がはっきりしている。例えば、東京開拓は戦後直後の勇払原野の開拓地となったところであったが、この地は苫小牧港の中心地となって姿を消し、この例は東部工業基地による弁天、静川、柏原にも見られるのである。こうした地名はやがては苫小牧人から忘れられるかもしれない。また、発展地では緑町、木場町、明野、中野などでこれらはいずれも分割されて新町名が誕生している。さらに、糸井、錦岡は郊外住宅地としての地位を得てめざましい発展ぶりである。

職業別人口の変化　王子製紙が操業を開始する前の苫小牧の職業別人口は、雑業その他が四五％で、あとは商業、農業、漁業、工業がほぼ同じような割を占めていた。ところが王子製紙の操業とともにこの色わけは一変し、農業の減少が目立ち、漁業は横ばいとなり、商業、その他としての人夫、労働者、サービス業の著しい増加となった。苫小牧工業都市としての要素を持ちはじめ、労働者と商業の町へと変ぼうしていった。次の表の大正七年以降の数字は工業、その他のとらえ方が若干異なり、前年との比較にはならないが、役所、工場などの俸給者、労働者はすべてその他に入れて集計されている。これをみてもわかるように苫小牧はサラリーマン、労働者の町となったのである。

王子製紙操業前後の職業別人口

年次＼職種	農業 戸数	農業 %	漁業 戸数	漁業 %	商業 戸数	商業 %	工業 戸数	工業 %	雑業 戸数	雑業 %	その他 戸数	その他 %	計 戸数	計 %
明治三九年	一一一	一三・八	一〇七	一三・二	一三〇	一六・〇	一〇五	一三・〇	—	—	三五六	四四・〇	八〇九	一〇〇・〇
四一年	一五二	一四・〇	一三六	一二・五	一六四	一五・一	三一三	二八・七	—	—	三三三	二九・七	一、〇八八	一〇〇・〇
四三年	八五	四・九	一四五	八・四	三七二	二一・五	四六〇	二六・六	—	—	六六六	三八・六	一、七二八	一〇〇・〇
大正 七年	一一一	三・三	一二八	三・八	三六四	一〇・七	一二八	三・八	六四八	一九・一	二、〇一四	五九・三	三、三九三	一〇〇・〇
十年	一三〇	三・三	一一二	二・九	三五七	九・二	一四〇	三・六	六七九	一七・四	二、四七九	六三・六	三、八九七	一〇〇・〇

（『苫小牧村勢』明治四十四年『町勢一班』各年より作成）

昭和に入ると苫小牧の職業別人口は安定をみせ、そう大きな変化はなく、人口の増加にともなって若干増加の傾向をたどっているが、この中にあって、給料者の戸数が増えているのに対し、労働者の戸数は減少しているが、これは労働条件の改善ともいうべきもので、これまでは常日雇労働者であった者が、給料制に変っていったことを示し、こ

れらは特に王子の下請業者に多かった。この表をみてもわかるように苫小牧は給料者と労働者の世帯を合わせると、実に六〇％以上を占め、完全なる工業都市、勤め人の町であった。

昭和期の職業別戸数一覧表

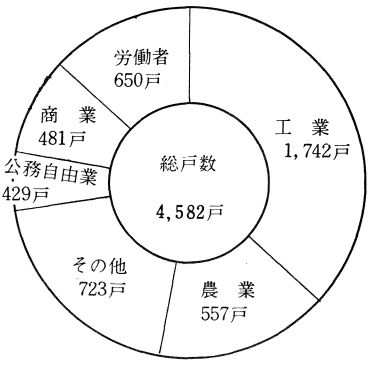
区分／年次	商業		工業		農畜業		林業		水産業		給料者		労働者		その他		合計	
	戸数	%	戸数	%	戸数	%	戸数	%	戸数	%	戸数	%	戸数	%	戸数	%	戸数	%
昭和八年	四六一	一〇・七	二二七	五・三	三〇一	七・〇	一〇九	二・五	一三五	三・一	一、二一〇	三七・五	一、〇七七	二四・九	三八七	九・〇	四、三一七	一〇〇・〇
九年	四九五	一一・六	一二一	二・八	三一七	七・四	一〇四	二・四	一四〇	三・三	一、六三四	三八・一	一、〇八四	二五・三	三八九	九・一	四、二八四	一〇〇・〇
十年	五〇〇	一一・九	一二一	二・九	三二一	七・六	一〇四	二・五	一二〇	二・八	一、八二八	四三・四	八四二	二〇・〇	三七三	八・九	四、二〇九	一〇〇・〇
一二年	五三一	一二・四	一〇四	二・四	二七三	六・四	一〇三	二・四	一六六	三・九	一、九一一	四四・五	八三七	一九・五	三六三	八・五	四、二八八	一〇〇・〇
一三年	五八七	一三・五	一一六	二・七	二七五	六・三	一〇三	二・四	一六六	三・八	二、〇四六	四七・二	七三七	一七・〇	三〇六	七・一	四、三六	一〇〇・〇
一五年	五九二	一三・五	一一三	二・六	四一三	九・四	一一八	二・七	一五二	三・五	二、〇八一	四七・五	七七二	一七・六	一四一	三・二	四、三八二	一〇〇・〇
一六年	五五一	一二・四	一五六	三・五	三七八	八・五	一三三	三・〇	一九二	四・三	二、〇六三	四六・五	八一七	一八・四	一五〇	三・四	四、四四〇	一〇〇・〇

（『苫小牧町要覧』各年より作成）

次のグラフは昭和十六年のその世帯主の職業を示したもので、王子製紙などに勤める工業関係の世帯が第一、三八％、次いで王子の下請業者などに勤める労働者が一四％で、この二つを合わせると五二％を占めるものである。

戦後における苫小牧の産業別人口の特長は北海道総合開発計画に基づく苫小牧港の築設、そして臨海工業地帯の造成に代表され、着工以前の比率では製造業が最も多く四〇・七％を占め、紙パルプによる単一産業の特色を強く持っていたが、着工後にはこの比率が次第に変化し、建設業、卸売・小売業、サービス業の増加が目立つようになった。

各職業別世帯割合（昭和16年）



（『苫小牧町要覧』より作成）

昭和三十年ころまでは第一次産業も安定した数字を示していたが、それ以後において漁業、農業の減少があらわれはじめた。そして、同三十五年には製造業の減少をよそに、建設業では二十五年の三・七倍、卸売・小売業では三・八倍、サービス業では三・二倍となり産業構成比率において大きな変化があった。

苫小牧は建設途上都市として流入人口が多く、製造業は一二年間にわずか一・八倍にとどまったのに対し、建設業は一〇倍、卸売・小売業一二・八倍、金融・不動産業一四・九倍、サービス業七・五倍、運輸・通信・公益業五倍という増加ぶりであり、逆に第一次産業は〇・二〇倍という減少であった。

苫小牧は人口の増加によって、郊外へ新興住宅街が伸びていったが、これにともなって新しい商店街も形成され、商店数の増加は著しく、生産都市であると同時に消費都市でもあり、流通関係の発展もあった。

しかし、昭和四十九年ころからある業種に落着きがみられるようになった。これは現苫（苫小牧西港）を中心とする臨海工業地帯の企業はり付もほぼ決定し、その着工も急がなくなったためと、東港（東部大規模工業地帯）の着工の遅れにより建設業が減少しはじめたのである。建設業の渋滞は各業種にも影響を及ぼし、これは苫小牧の現苫臨海工業地帯造成の完成期を迎えたともみられ、今後は製造業、さらに商業・サービス業など第三次産業を中心に工業都市的な性格を強く持って発展するものと思われる。ただし、東部工業基地の本格的工事がはじまった時点では、再び変化があるものと思われるのである。

産業別就業人口一覧表

年次	昭和二五年		二一年		二五年		四〇年		四四年		四五年		四七年	
区分	人口	%	人口	%	人口	%	人口	%	人口	%	人口	%	人口	%
農業	一、二七五	九・七	一、三三三	七・五	一、二一四	五・一	九五九	二・九			七五四	一・六		
林業・狩猟業	四五七	三・五	一、五三七	八・七	八六五	三・七	六三三	一・九	四三九		四九〇	一・一	五〇二	〇・九
漁業・水産養殖業	七〇二	五・三	三八四	二・一	三〇八	一・三	二八六	〇・九			二六〇	〇・六		
鉱業	三〇	〇・二	四一	〇・二	八八	〇・四	一〇九	〇・三	八八		八二	〇・二	二一	〇・一
建設業	九五三	七・二	二、二一一	一二・五	三、五五七	一五・一	一、五八九	四・八	一、〇一七	二・六	八三三	一・八	一、二三二	二・三
製造業	五、三六一	四〇・七	五、二九三	二九・九	六、二六四	二六・五	七、二九六	二一・八	七、五八一	一九・二	八、三四九	一八・一	九、六六四	一八・二
卸売・小売業	一、〇九八	八・三	二、四二八	一三・七	四、一七五	一七・七	二、一三六	六・三	二、一三一	七・三	二、八七四	六・〇	二、〇七七	四・〇
金融・保険業	一四三	一・一	二五八	一・五	三五〇	一・五	八六二	二・六	四六六	一・二	五〇五	一・一	九〇六	一・七
不動産業														
運輸・通信業	一、三四二	一〇・二	一、五四七	八・八	一、一三三	九・〇	三、八六一	一一・六	四、四九三	一一・四	六、〇一三	一三・〇	九、五七五	一八・二
電気・ガス・水道業					一九	〇・五	一六五	〇・五	二〇四	〇・五	三四六	〇・七	三六九	〇・四
サービス業	一、二三〇	九・三	二、一五二	一二・二	三、八八九	一六・四	五、七一六	一七・一	七、八三二	一九・八	八、六四八	一八・八	九、一五〇	一七・二
公務	五八九	四・五	五〇六	二・九	六七五	二・八	九〇九	二・七			一、二四六	二・八	一、一六七	二・〇
分類不能	—	—	—	—	四	—	五	—	—	—	三〇	—	—	—
計	一三、一七〇	一〇〇・〇	一七、六九〇	一〇〇・〇	二三、六三〇	一〇〇・〇	三三、四二六	一〇〇・〇	三九、五二一	一〇〇・〇	四六、〇四二	一〇〇・〇	五三、二一七	一〇〇・〇

（『苫小牧市勢要覧各年』『市勢統計』各年より作成）

※　各年とも十月一日現在、一五歳以上の人口である。昭和四十五年は苫小牧市独自によるものである。

注（1）『苫小牧町国勢調査関係資料』苫小牧市

第二節　町名地番の改正

一　市街地の設定

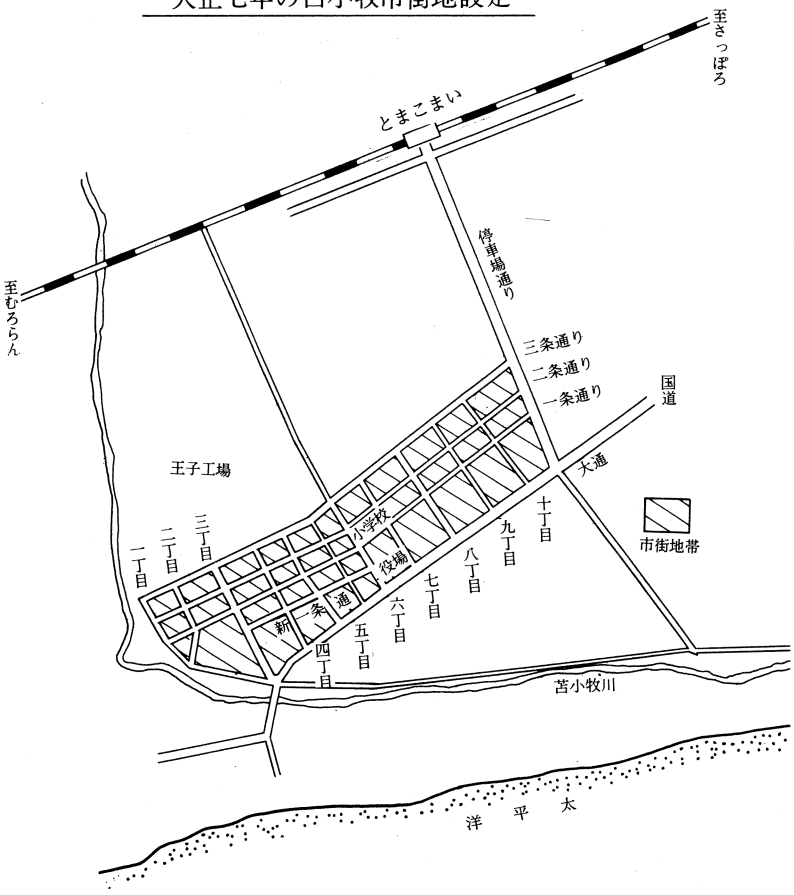
町制施行と市街地帯　苫小牧は王子製紙の操業によって、特に市街地の急速な発展があり、これは東へとのびていった。しかし、その反面家屋の濫立によって、交通上、防火上、衛生上などからみて支障をきたすこととなった。

そこで、大正七年の町制施行を機会に苫小牧川以東、札幌国道以北、王子製紙敷地までの間を正式に市街地帯として設定し、この市街地を大通り（国道）、一条通り、二条通り、三条通りと区画することを、大正六年十二月二十八日の臨時村会で議決し、道庁に申請しその許可を得て、同七年一月一日より実施することになった。

この何条通りという縦の区画に対し、横の区画は苫小牧川より停車場までを一〇区に分け、これを何丁目と称した。また、大通りと一条通りの小路を新一条通りと称した。東西の区画は西（苫小牧川）より一丁目とし、東に行くにしたがい二丁目、三丁目とし、新川通りは六丁目、停車場通りは一一丁目にあたったが、これは停車場通りと称した。

こうして、苫小牧の市街地は区画され面目を一新した。しかしながら、広範な市街地の発展もあって、さらに町名地番を改正しなければならなくなったのである。

大正七年の苫小牧市街地設定



二　町名地番の設定と改正

町名地番の設定

大正十年の大火後、苫小牧町は根本的な市区改正を行ったが、その後においても市街地の発展は著しく、市街地区の拡大が余儀なくされた。そのうえ、無秩序な発展、家屋の濫立によって宅地の番地も不整頓となった。このため住民の不便はもちろんのこと、行政上においても幾多の支障を来たすこととなった。

そこで町は、この矛盾と不整頓を根本的に解決するため、町名設定と同時に番地の更正を行うことにし、大正十一年十月二日の町会では町名地番改正臨時委員会を設けるべくこれに係わる規則を設け、「町名地番改正臨時委員選挙ノ件」を提出し、町会議員中より九名、町公民中選挙権を有する者のうちより九名を選ぶことにした。

同町会では、本選挙は慎重に行う必要があるということから、出席議員全員を委員とする委員会に付託して行うことになった。

〈町会議員中より〉

野口孝太郎　山崎初吉　伊東祐啓　宮本六太郎　門脇亀次郎　長良敏郎　中原伊勢蔵　前田健之助　相武吉治郎

〈町公民中選挙権を有する者より〉

杉本福松　加藤作三　石垣彦三郎　関　義一　坂口正利　工藤謙次　田中吉太郎　林　理作　伊藤光太郎

この一八名が委員会によって選出され、これは委員長より本会議にて報告され、町名地番改正臨時委員として正式に選出決定したのである。(1)

大正十一年十月二十一日には第一回の委員会を開催し、調査上の大体の方針を定めた。その後、この委員、役場吏員を中心に町名、番地の基本調査が行われ、町名設定にあたっては地元民の願出などもあったが、昭和二年八月にはそ

の大綱をまとめあげ、同年九月三日の町会に諮問案第一号「町名設定及地番改正ノ件」として最終案が提出された。

議長　諮問案第一号ヲ議題ニ供シマス

番外（田原助役）町名地番ノ改正ニ関シテハ兼テ調査委員会ニ於テ調査中ナリシガ、今回調査終了ヲ告ゲタルニ依リ茲ニ提案ス、新ニ設定シタル町名十五、地番ハ原則トシテ此ヨリ順次南ヘ進行付番シ之ニ依リ難キモノハ適当ニ定ム

番外（町長）　委員会ニテハ第二区第三区ノ大部分ヲ合シテ錦町ヲ設定シタルモ、委員会ノ決定後ニ於テ第三区住民ヨリ同区ニ別個ノ町名ヲ設定セラレタキ旨願出アリタルニ付報告ス

第二十番　停車場以西東八丁目以東三条通以南苫小牧川迄ノ区域ヲ錦町トシテ諮問セラレタルモ右ハ一町ノ区域トシテ広キニ過グル嫌アルヲ以テ之ヲ二分シ大通以北ヲ錦町トシ以南ヲ栄町ト定メ之ニ伴フ地番ノ改正ハ町長ニ一任ス、其ノ他ハ御諮問ノ通適当ト認ムト答申スルノ建議ヲ提出致シマス

第一番、第六番賛成ト呼ブ



大正末期の苫小牧市街（大正14年）〔苫小牧市史編さん室蔵〕

議長　第二十番建議ヲ議題ニ供シマス、御異議アリマセムカ

全員賛成ト呼ブ

議長　夫レデハ第二十番建議ノ通答申スルコトニ決シマシタ

（『苫小牧町会会議録』昭和二年　苫小牧町会）

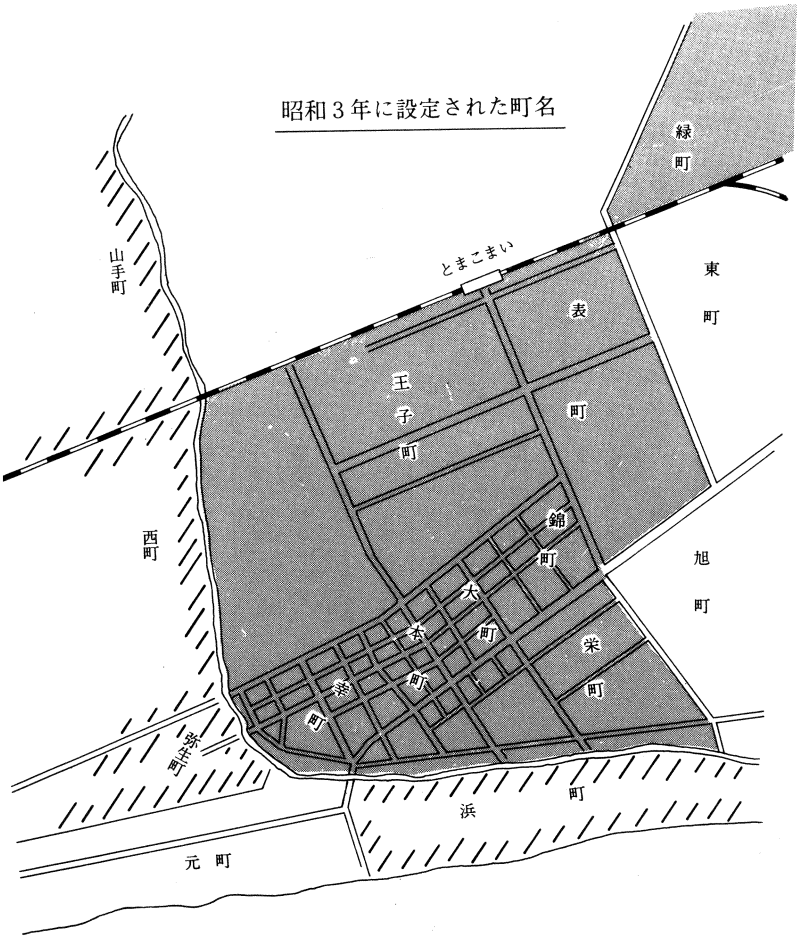
当初委員会の決定では、錦町と栄町が合併されていてこれは錦町となっていて町名は一四であった。しかし、その後において三区（栄町地区）住民より、同区を錦町地区より分離し栄町とするよう出願があり、町長においてもこれを認め、新設町名を一五とし、その区画、町名は町会に諮問して定めることにした。町会では高松信三議員の建議により国道をもって錦町と栄町を区画することに決定した。

こうして苫小牧市街地の町名は設定され、大町、錦町、本町、表町、栄町、王子町、幸町、元町、西町、旭町、東町、弥生町、浜町、山手町、緑町の一五町が設定された。地番は原則として南へ進行して付番された。

大正十一年以来五カ年をついやして行われた町名地番調査も一切の手続きを終え、昭和三年一月一日より新しい町名地番が実施されたのである。

字名改正と地番整理　苫小牧は、昭和三年に設定した市街地の一五町名と樽前村、覚生村、錦多峰村、小糸魚村、勇払村、植苗村、苫小牧町の大字名を冠する大区域があり、さらにその下に字名の小区画があった。例えば「勇払郡苫小牧町大字苫小牧町字下オテーネ」「勇払郡苫小牧町大字勇払村字マコマイ」「勇払郡苫小牧町大字小糸魚村字ウスの沢」などというもので、大字の下には次のような字名があった。

昭和３年に設定された町名



苫小牧町字名調

大字名	字名
樽前村	別々、ポンタルマイ、キラウシ
覚生村	覚生
錦多峰村	錦多峰、小糸魚川右岸
小糸魚村	小糸魚、ポンコイトイ、コイズミ、ウスノ沢
植苗村	美々、植苗原野、植苗、パンケナイ、トキサタップ、トアサ、トキサタマップ、ペンケナイ、夕振、チライウシュナイ、沼ノ端、アツペナイ、タップコップ、ヲタルマップ、夕振沢
勇払村	川口東方、サタップ、ウチナイ、アビラフト、リヲタトシカ、タナシリ、マコマイ、前浜、トユウブツ、勇払、トアサ、ニナルカ、弁天沼、トアツマ、勇払間、勇払川間、沼ノ端
苫小牧町	ワッカナイ、オテーネ、坊主山麓、沼ノ端、ポンアビラ、苫小牧川尻、下オテーネ、上オテーネ、ノリキノ沢、中野、坊主山、沼ノ端市街予定地、苫小牧、夕振沢、夕振、マチネイウシ、マチネ、マチコイウシ、浜、小糸魚、苫小牧殖民区画地、ウスノ沢、一本松、浜町、旭町、勇払、マチネウシ。

（『苫小牧町名改称地番整理ニ関スル一件書類』）

このように約七〇の字名があり、大字名、字名の多くはアイヌ語をそのまま地名としたものが多く、字の境がはっきりしないなどがあったから、昭和十七年十二月十二日八巻耕三町長は坂千秋道庁長官に対し、次のような字名地番改正に関する申請を行った。

苫土号

北海道廳長官　坂　千秋殿

字及地番改正ニ関スル件申請

本町ニ於ケル地名ハ旧土人ニ依リ呼稱セラレタルモノヲ其ノ儘字名トナシタルモノ多ク語韻奇異不快ナルノミナラズ、種々不便有之、字界モ亦一二天然地物ニ依リ境界スルモノアレドモ多クハ只漫然ト画域セラレテ錯雑シ紛淆甚タシキモノ有之候ニ付、字名及地番改正致度候ニ付御調査ノ上改正相成度別紙事由及図面相添此段及申請候也

昭和十七年十二月十二日

苫小牧町長　八巻耕三㊞

事　由　書

一、字名ノ語韻奇異不快ナルコト

例

大字勇払村　字サタップ、ウチナイ、アビラフト、リヲタトシカ、タナシリ、マコマイ、トユウフツ、ニナルカ

大字苫小牧町　オテーネ、夕振、ワッカナイ

大字植苗村　アッペナイ、タップコップ、ヲタルマップ、トキサタマップ、ペンケナイ

大字小糸魚村　ポンコイトイ、コイズミ

大字樽前村　ベツベツ、ポンタルマイ

一、字界大ニ過ギ錯雑セルコト

例　別紙図面参照(略)

一、地番錯雑紛淆セルコト

例

大字名	仝一字内ニテ仝地番ノモノ	仝一地番ヲ(一ノ二ト)シテ分筆セルモノ　十以上分筆ノモノヲ掲記ス
大字勇払村	一番地―四筆・二番地―二筆 三番地―二筆・四番地―二筆	勇払トアサニナルカ　九三番地―一三八筆 一四七番地―三〇筆
	五番地―三筆・六番地―二筆 八番地―二筆・九番地―三筆	弁天沼　一七八番地―三一筆 弁天沼　一八一番地―一六筆　各分筆
大字植苗村	一番地―三筆・字夕振一番地―二筆 二番地―二筆・四番地―二筆	一〇八番地―五六筆・一一六番地―一〇二筆 トアサ一二四番地―六二筆・美々一三六番地―二七筆
	五番地―二筆	
大字錦多峰村	一番地―二筆・四番地―三筆 五番地―二筆・六番地―二筆	六八番地―一七筆・六九番地―二一筆 八二番地―二〇筆
	七番地―二筆・九番地―二筆 字覺生	字覺生
	二番地―二筆・三番地―二筆 六番地―二筆・八番地―二筆	一五番地―二六筆
大字樽前村		五七番地―四九筆・二八番地―二五筆 五八番地―三三筆・六七番地―一五筆
		六八番地―一六筆

一、本町管内三七方里内ニ大字数二二（市街地一五部落七）筆数四、六三九筆（内市街地一、一七三筆、部落二、四六六筆）ニシテ大正十年以来二千筆以上ノ新地番及分筆アリ

一、本町ハ都市計画法施行セラレ目下土地区画整理組合設立準備中ニシテ字界、地番整理ト共ニ土語発音ニヨル奇異ナル地名改正ヲ心要トス

以上ノ事由ニ依リ速カニ字名地番ノ改正整理ヲ為シ将来紛淆ノ禍因ヲ芟除シ以テ町進展ニ資シ度候條御調査改正相成度候也

（『苫小牧町名改称地番整理ニ関スル一件書類』昭和十八年　苫小牧町）

これにより道庁においても地名の不備、不便を認めることになり、昭和十八年五月十八日には苫小牧町、鵡川村など全道八町村の字名改称地番整理を実施することを決定した。そして、苫小牧町には胆振支庁長名をもって同月二十二日に次のような文書が入った。

實施要領

一、字名改稱ニ関スル事項

イ、大字名廃止ノコト

ロ、字名ハ漢字ニテ一字乃至二字トスルコト

ハ、難解ナル字名ハ廃止スルコト

ニ、隣接町村ノ字名ト類似ノモノハ避クルコト

ホ、歴史的由緒沿革等ハ成ルヘク遵守スルコト

地名ハ道民精神ノ高揚ヲ強調シ郷土愛著心ヲ喚起スル為ニハ極メテ重要性ヲ有スルモノニ付改稱ニ際シテハ此ノ點特ニ留意スルコト

二、字界変更ニ関スル事項

字界ハ道路、河川等成ルヘク明瞭ナル地物ニ依リ判然トスルコト

字ノ区域ハ部落関係ヲ考慮シ一字内ノ土地筆数ハ地理的関係等ニ依リ一定シ難キモ部落ハ五百筆内外市街地ハ二百筆程度ヲ従来ノ実績ニ依リ適当トス

三、地番整理ニ関スル事項

イ、地番ハ字毎ニ起番シ字限リトス

ロ、地番ノ始発點進路終點ヲ定ムルコト

前各項ハ地元ノ実情ニ適合セシムル様当該町村ニ於テ豫メ下協議ヲ為シ成案ヲ得タル上ハ官民綜合協議會ヲ開催シ萬全ヲ期スルコト

但シ同協議會ニハ札幌財務局、所轄税務署、所轄区裁判所、支廳、当廳ヨリ係員出席ス

一、協議會ニ於テ決定ノ上ハ当該町村長ヨリ町村會ニ諮問シ答申ヲ経テ上申ノコト

一、所轄支廳長ハ町村長ノ申請ニ意見ヲ附シ進達ノコト

一、字地番整理調書及図面ハ当廳ニ於テ作製ス

但シ調書ノ印刷費半額町村負擔トス

一、協議會開催ノ日時ハ事務進捗上前記ノ期日前後ニ於テ開催ノコト

一、協議會開催日時決定報告ト共ニ左ノ書類添付ノコト

イ、腹案改稱字名及区域図各字ノ概略土地筆数

ロ、腹案改稱字名ノ起源

ハ、新舊字名ノ對照調書

一、事務指導及下協議會出席ノ為当廳ヨリ係員出張豫定ニ付日時ハ別途通牒ノコト

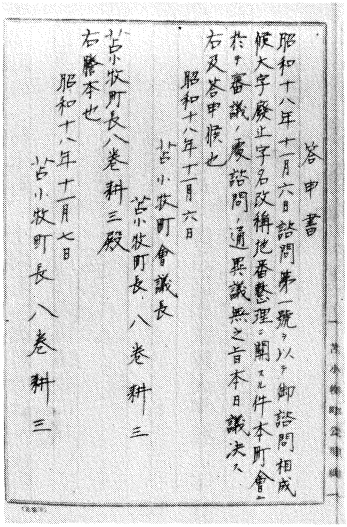
（『苫小牧町土木課文書綴』昭和十年～十九年）

字名改称にあたっては、地元の実情に適合するよう各町村において官民綜合協議会を開催し、十分な意見の交換を行い、官庁側として財務局、税務署、区裁判所、道庁、支庁、町村などの係員の出席が義務づけられ万全を期するものであった。さらに、この協議会で決定したものは、町村会に諮問し答申を得て、道庁長官に上申するものであった。

苫小牧町の字名改称地番整理についての協議会は、昭和十八年十月十五日、二十三日の二日間にわたり町公會堂に関係者二〇余名が集まり開催され、次のような地名とその区域を決定した。

まず、従前の大字名を全廃し、周辺地区では樽前、錦岡、糸井、高丘、植苗、美沢、丸山、明野、中野、勇払、沼ノ端、柏原、弁天、静川の一四字名と市街地の山手町、木場町、緑町、西町、弥生町、元町、浜町、旭町、東町、幸町、本町、大町、錦町、栄町、表町、王子町の一六町名を決定した。

西町地区では錦多峰、小糸魚などアイヌ語が簡易化されたが、これは改正にあたって二字までという字数制限もあった。また、東地区、北地区においてはこれまでの植苗村、勇払村の二大字を細分化し、弁天、勇払、沼ノ端、柏原静川、美沢に分けた。中央、御料林地区では中野、明野、高丘、丸山にそれぞれ区画された。


答申書
昭和十八年十月六日諮問第一號ヲ以テ御諮問相成候大字廃止字名改称地番整理ノ件本町會ニ於テ審議ノ處諮問ノ通異議無之旨本日議決ス
右及答申候也
昭和十八年十月六日
苫小牧町會議長
苫小牧町長　八巻　利三
苫小牧町長八巻利三殿
右謄本也
昭和十八年十月七日
苫小牧町長　八巻　利三

字名廃止町名地番改正の答申書
（昭和18年）〔苫小牧市史編さん室蔵〕

この字名改称地番整理官民協議会において、いろいろと希望地名が出されたが、樽前、錦岡地区では「裾野、峰、峰生」糸井は「小糸、小魚、糸魚」高丘では「高岡」、美沢では「北原、北郷、北村」、中野、明野地区では「一本松、山下、茅野」丸山では「大森、大林」、柏原では「北畑、松田、駒場、広野」、弁天では「豊野、草野」などであった。また、市街地名では

木場町の「材木町、土場町」、表町では「桜町、巴町、曙町」などであった。

柏原については第一回目の協議会において「字松田」と決定したが、第二回目の協議会で地域住民の強い要望により「柏原」と変更された。(2)

この官民協議会においてまとめられた苫小牧の字名改称地番整理案は、昭和十八年十一月六日の町会に諮問案第一号として提出され、「御諮問相成候大字廃止字名改称地番整理ニ関スル件本町会ニ於テ審議ノ處諮問ノ通異議無之旨本日議決ス」と諮問案どおり決定した。

諮問第一號

字名改稱地番整理ニ関スル件

昭和十八年度ニ於テ左記ノ通本町ノ大字ヲ廃止シ字名ヲ改稱シ其ノ地番ヲ整理セントス

依テ本會ノ意ヲ諮フ

記

一、従来ノ各大字名ハ之ヲ廃止ス

一、改稱字名及其ノ区域ハ別紙調書及図面ノ通トス

一、地番整理ノ方法ハ北海道廳ニ一任スルモノトス

昭和十八年十一月六日提出

苫小牧町長　八巻耕三

（『議決書』昭和十八年　苫小牧町会）

改稱字名及其ノ区域調書

番号	字名	字界	起原又ハ語源
1	字樽前（タルマエ）	北西ハ白老村ニ界シ東方海岸ヨリ覺生川ヲ遡リ御料地界ニ至リ之ヲ東進シ旧大字覺生村及大字錦多峰村界即チ樽前岳陵線ヲ辿リテ北西ニ進ミ樽前岳円錐山ノ中腹ニ至ル一圓	舊土人語タル、オマイノ轉訛、堀リ上ゲテ高クナリタル所ノ義恐ラク噴火ニヨリ山容隆起シタルニ依リ名付ケラレタルナラン旧大字樽前村ノ全部及大字覺生村ノ一部ヲ合セ一字トナス
2	字錦岡（ニシキガオカ）	西ハ字樽前ニ隣リ北東ハ小糸魚川ヲ遡リ口無沼附近ニ至リ西ニ進ミ樽前岳麓ニ於テ千歳町ト界スル一圓	舊大字錦多峰村ノ全部及大字覺生村ノ一部ヲ合併シテ錦岡ト稱ス　錦多峰旧土人語ニシタツパ樹木ノ損スル所ノ義ニシテ風ノ強ク吹キ当ツルコトヲ意味スルナランカ覺生旧土人語、オポップ川尻ニ水湧キ出ツル義等ヲ考覈シ錦岡ト名ツク
3	字糸井（イトイ）	西ハ字錦岡ニ界シ東ハ有珠川河谷ヲ遡リ口無沼附近ニ終ル一圓地	大字小糸魚村ヲ改稱シタルモノニシテコイトイハ浪ノ越ス義ナリ土地低平ニシテ砂嘴ヲ常ニ浪ノ打越ユルニ依リ名付ケタルナランカ又糸井ト改稱シタルハコイトイノコヲ省キ将来小糸魚信號所ノ驛昇格等ト併セ類語ナキモノヲ撰ミタリ
4	字高丘（タカオカ）	西ハ字糸井ニ界シ南ハ丘陵麓ニ於テ他字ニ接シ東北ハ夕振川ヲ以テ字植苗ト界シ北西部ハ御料地ト境界スル一圓地	旧大字苫小牧町ノ一部ニシテ火山タル樽前岳ノ標本的ナル裾野擴カリテ高丘ヲナセルニ依リ名付ケタリ
5	字植苗（ウエナエ）	西ハ字高丘ニ接シ東南夕振川ヲ下リ國道第二十八號線ヲ北進シテウトナイ沼ニ至リ其ノ縁辺ヲ南下ニシテ鉄道宝蘭本線ニ出デ之ニ沿ヒ安平村界ニ至ル　北道路ヲ西ニ進ミ美々川ヲ横断シテ更ニ北一號道路ヲ西進御料地ニ至リテ右折千歳町界ニ至ル一圓地	舊土人語ウエンナイヨリ起ル即チ悪シキ川ノ義ナリ

6	7	8	9	10	11
字美澤（ミサハ）	字丸山（マルヤマ）	字明野（アケノ）	字中野（ナカノ）	字勇拂（ユウフツ）	字沼ノ端（ヌマノハタ）
南ハ字植苗ニ接シ西ハ字丸山ニ隣シ北ハ千歳町ニ界シ東ハ安平村ニ至ル区域	東南ハ字高丘、字植苗、字美澤ニ界シ西南ハ字糸井及字錦岡西ハ白老村ニ接シ北千歳町ニ接スル地域	西第二幹線排水路ヲ以テ緑町ニ界シ南鉄道室蘭本線ニ沿ヒ東第一幹線排水溝ニ依リ字沼ノ端ニ接シ北ハ字高丘ニ界スル一團地	南ハ旭町西ハ緑町及字明野ニ接シ東ハ旧苫小牧川河口附近ヨリ北進國道第二十八號線ト鉄道室蘭本線ノ交會點附近ニ至ル一團地	西ハ字中野ニ接シ南太平洋ニ面シ勇拂河口ニ近ク其ノ徒走部分ヲ匡シテ之ヲ遡リ第一幹線排水溝延長線上ニ於テ西進同排水溝ヲ遡リテ鉄道室蘭本線ニ出デ左字明野ニ接シテ國道第二十八號線踏切附近ニ至ル一圓	南第一幹線排水溝ヲ以テ字明野及字勇拂ニ接シ東勇拂川ニ依リテ字柏原ト隣リ鉄道ヲ越ヘテウトナイト沼縁辺ヲ辿リ國道第二十八號線ニ出テ字植苗ニ接スル一圓
本字一圓ハ旧字美々ノ全部及大字植苗村ノ一部ヲ以テ成レリ美々ハベツトベツトノ舊土人語ヨリ起リ川々ノ集リ流ルルノ義ニシテ附近ノ小川ノ多キニ因レルモノカ又附近ハ所謂浸蝕谷深ク丘陵帶ニ嵌入シ雜木密生シ四季ノ眺メ美シキヲ以テ斯ク名付ク	本字ノ北西ニ丸山ト稱スル標高三二七米四ノ山アリテ樽前ノ裾野ニ異彩ヲ添フル所ヨリ名付ク	本字地内ハ土地平坦茫々タル草原ニシテ長草馬首ヲ没シ其ノ景趣草ヨリ明ケテ草ニ暮ルルカ如キモノナルニ因リ斯ク名付ケタリ　又本字内ニ明治天皇御駐蹕ノ碑石アリ未開拓セラレサリシ当時御巡幸アリシコトヲ偲ヒ奉リ明野トナシタリ	附近一帯ハ中野ナル小名ヲ以テ呼ハルルニ依リ其ノ小名ヲ字名トナシタリ	日本書記ニ見エタル所謂膽振鉏（イブリサヒ）ニシテ又膽振國ノ語源ヲナシタル地古キ歴史ヲ有ス	舊小名沼端ヲ其ノ発音ニ従テ沼ノ端トナシタリ附近ニウトナイトウト呼ブ沼アリ其ノ一端ニ聚落発達セルニ因ミ沼ノ端ト稱スルニ至ル

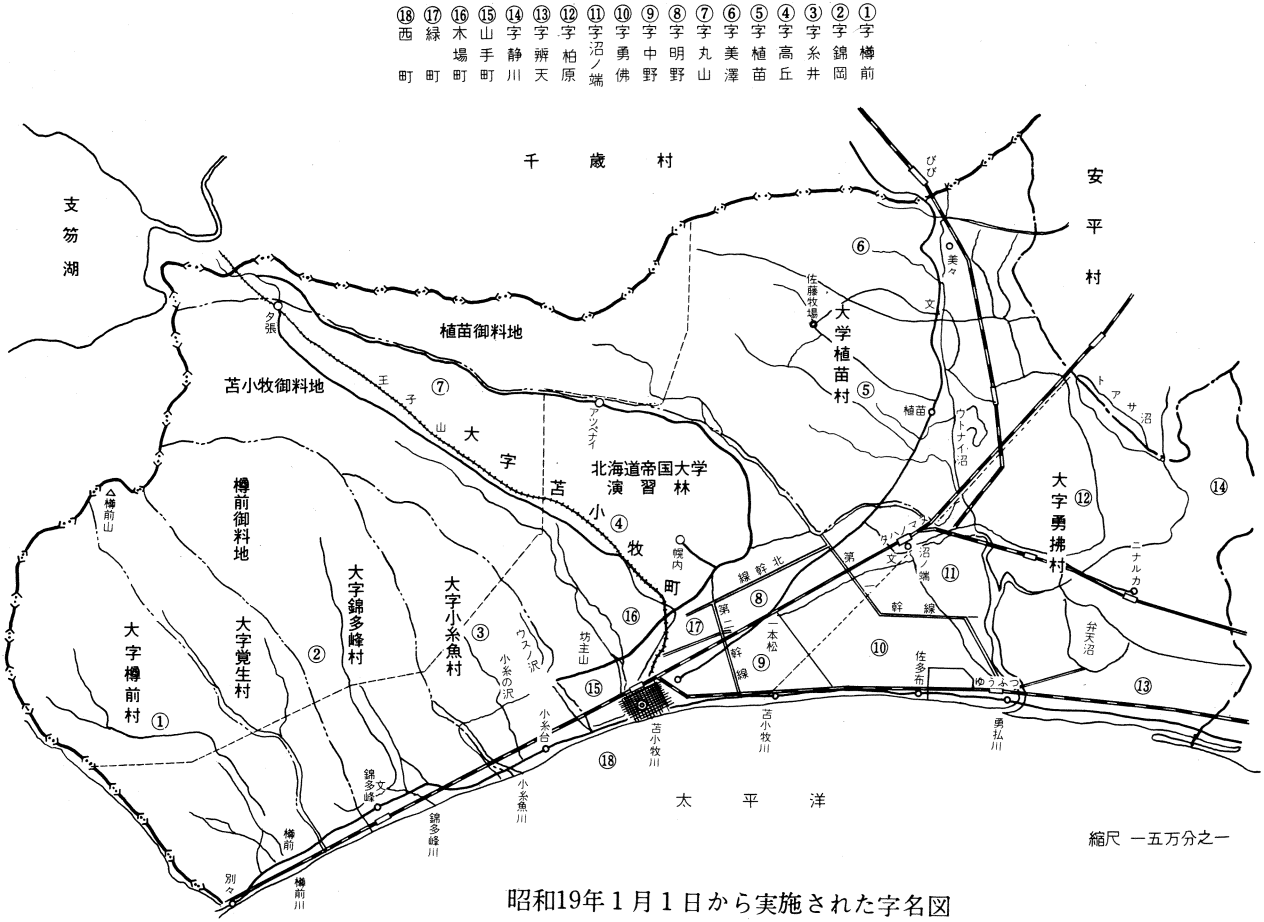
12	13	14	15	16	17	18
字柏原（カシハバラ）	字辨天（ベンテン）	字静川（シヅカワ）	山手町（ヤマテマチ）	木場町（キバマチ）	緑町（ミドリマチ）	西町（ニシマチ）
南東及東北ハ安平川ヲ以テ字辨天及字静川及安平村ニ接シ西勇拂川ヲ隔テテ字沼ノ端ニ隣リ北西ハ室蘭本線ニ依リ字植苗ニ界スル一團地	南ハ太平洋モ臨ミ東ハ厚真村ニ界シ北ハ道路ニヨリ静川丘陵地ニ接シ辨天沼ノ北縁ヲ過キテ安平川ヲ下リ勇拂川ニ出デテ之ヲ下リ河口附近ニ至ル一團地	南ハ字辨天ニ接シ北及東ハ厚真村ニ界シ西安平川ヲ以テ字柏原ニ隣ル一團地 以上ノ字名ニ對シテハ字ノ文字ヲ冠ス	南ハ室蘭本線ニ依リテ西町ニ接シ西ハ有珠川ヲ隔テテ字糸井ニ界シ北丘陵麓ニ依リ字高丘ニ接シ東苫小牧川及道路ヲ以テ木場町ニ隣ル一劃	西ハ山手町ニ接シ南ハ室蘭本線ニ隣リ緑町トハ町村道支笏湖線ヲ以テ界シ北ハ丘陵麓道路ヲ西進苫小牧川ヲ横切リテ山手町ニ接スル一圓	西ハ町村道支笏湖道路ヲ以テ木場町ニ隣リ南ハ室蘭本線ニ依リ字中野ニ隣リ東ハ第二幹線排水溝及アツペナイ川ヲ以テ字明野ト界シ北ハ字高丘丘陵麓ニ於テ道路ヲ以テ之ト界スル一圓	南太平洋ニ面シ西有珠川ヲ以テ字糸井ニ接シ北室蘭
本字一帯ハ元柏樹密生シ開墾ニ多大ノ困難ヲ伴ヒシニ依リ所謂開拓者ノ勞苦ヲ偲フ便トモ為サン為之ヲ柏原ト名付ク又青年團カ現制ノ青年學校トナル迄柏原青年團ト稱スル團體アリテ廣ク知ラレタルニ因リ名付ク	本字内ニ辨天沼ト稱スル瀉湖アリテ其ノ縁辺ヲ辨天ナル小名ヲ以テ呼バルルニ付辨天ト名付ク	本字西端ヲ流ルル安平川ノ自然勾配甚ダ緩ニシテ溶々タル河水葦ノ枯葉ヲ浮ベテ流ルル静寂ニ名ヲ取リ静川ト名付ケタリ	本町ノ山手ニ相當ルヲ以テ其ノ名ヲ取ル	王子製紙工場製紙原料タル木材ノ集荷セラレ所狭キマデ山積シ架空線路或ハ送木水路等ニヨリ送木セラルルニ因メリ	舊緑町ノ名ヲ冠ス	現在ノ苫小牧町市街ノ西部地區ニ當ルヲ以テ名付ク

	本線ニ依リテ山手町ト界シ東ハ元町及彌生町ニ隣ル一圓		
19	彌生町（ヤヨヒマチ）	西ハ西町ニ接シ南ハ元町ニ界シ北室蘭本線及東ハ苫小牧川ニ依リ劃サレタル一圓	旧弥生町ト旧西町トヲ合シ一町トナシ之ニ旧町名弥生町ヲ冠ス
20	元町（モトマチ）	西及北ハ夫々西町及弥生町ニ隣リ南ハ太平洋ニ臨ミ東ハ國道ヨリ分岐シタル道路ニヨリ濱町ト界スル一圓	町名及區域共ニ元ノ儘ナリ
21	濱町（ハママチ）	西ハ元町ニ接シ北苫小牧川ニ依リ幸町其ノ他各町ニ隣リ東ハ旭町ニ至リ南太平洋ニ面スル一劃地	町名及區域共ニ元ノ儘ナリ
22	旭町（アサヒマチ）	南ハ太平洋ニ面シ北ハ國道第二十八號線ヲ以テ表町及東町ニ接シ西ハ地方費道室蘭浦河線ニ依リテ榮町ト界シ東方ハ日高線以西ノ一圓地	舊旭町ニ旧大字苫小牧町ノ一部ヲ割キ合併シテ旧町名旭町ヲ以テ呼ブ
23	東町（ヒガシマチ）	南ハ國道第二十八號線ヲ以テ旭町ニ接シ西ハ道路（未成）ヲ以テ表町ニ隣リ北及東ハ室蘭本線及日高線ニ依リ圍マレタル一圓地	其ノ區域ニ小許ノ分合アリタルモ旧町名東町ヲ以テ呼ブ
24	幸町（サイハヒマチ）	西及南ハ苫小牧川ヲ以テ劃サレ北ハ道路ニ依リテ王子町ト界シ東道路ニ依リ本町ト隣ル一圓	町名及區域共ニ従来ノ儘ナリ元ノ町名ヲ以テ呼ブ
25	本町（ホンマチ）	西及東ハ何レモ道路ヲ以テ夫々幸町及大町ニ隣シ北ハ道路ニ依リ王子町ト界シ南苫小牧川ニ至ル一圓	仝
26	大町（オホマチ）	東及西ハ夫々道路ニ依リテ錦町榮町及本町ニ接シ北王子町ニ道路ヲ隔テテ隣リ南苫小牧川ニ至ル一圓	仝
27	錦町（ニシキマチ）	南國道第二十八號線ニ接シ北王子町ニ道路ヲ以テ界シ東地方費道苫小牧停車場通線ニ依リテ表町ト隣リ西道路ヲ以テ王子町ニ界スル一圓	仝

28	榮町（さかえ）	北及東ハ夫々國道第二十八號線地方費道室蘭浦河線ニ依リテ劃サレ西ハ町村道ヲ以テ大町ニ接シ南苫小牧川ニ至ル一圓	仝
29	表町（おもて）	東及南ハ夫々國道第二十八號線地方費道苫小牧停車場通線ヲ以テ劃サレ北ハ鉄道室蘭本線東ハ道路（未成）ヲ以テ東町ト界スル一圓	仝
30	王子町（おうじ）	東地方費道苫小牧停車場通線ヨリ西苫小牧川ニ至リ北鉄道室蘭本線南町村道ヲ以テ錦町其ノ他ト接スル一劃	仝
以上ノ字名ニ對シテハ字ノ文字ヲ冠セザルモノトス			
備考	改称字名中「字柏原」ハ第二回官民綜合協議會ニ於テ「字松田」ト決定シタリシモ後部落ノ要望ニヨリ「字柏原」ト為シタルモノナリ		

（『苫小牧町名改称地番整理ニ関スル一件書類』昭和十八年）

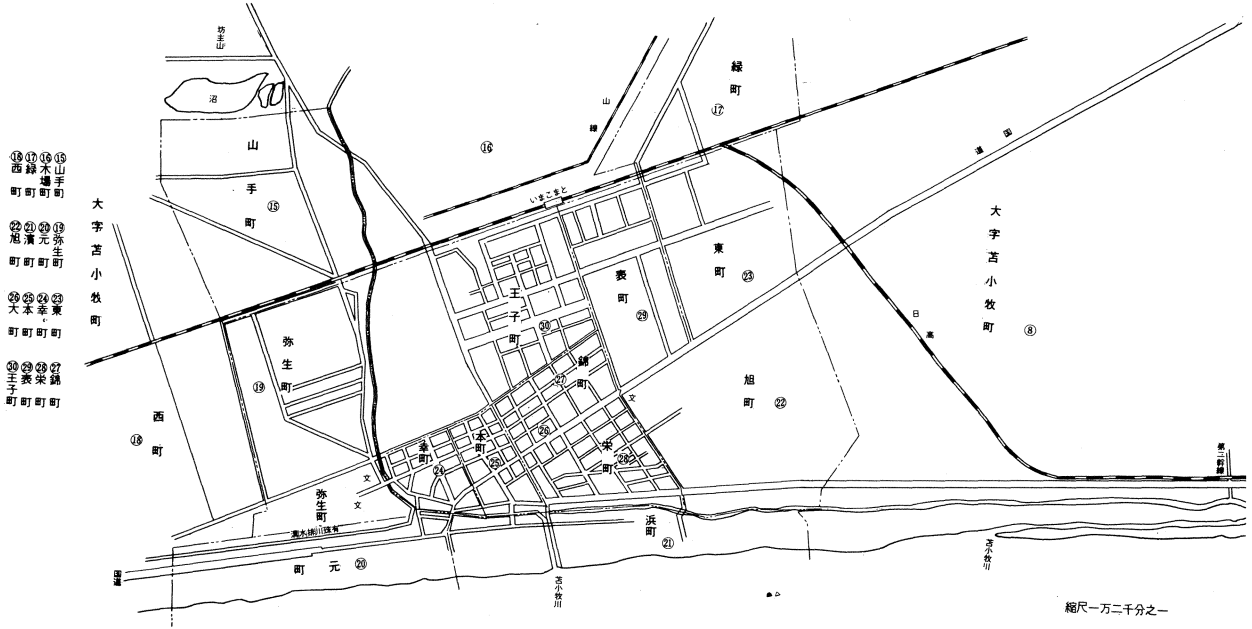
そして、これらの書類は昭和十八年十一月九日八巻町長から坂道庁長官に提出され、苫小牧の字名、町名は同十八年十二月二十五日道庁告示となり、翌十九年一月一日から実施された。



縮尺　一五万分之一

昭和19年１月１日から実施された字名図

昭和19年１月１日から実施された町名図



戦後の町名設定　戦後を迎え苫小牧は市制を施行したが、これにともなって市街地区も次第に発展していった。弥生町地区は、昭和二十八年の第四回観光まつりの主要事業であった住宅博覧会の会場となり、その後は住宅地となり急激に発展した。このため、同二十九年三月にはこの弥生町の区域を四町に分割し、矢代町、弥生町、西弥生町、白金町とし、三つの新しい町名が誕生した。また、旧弥生町の一部は元町に編入され、同時に地番改正も行われた。また、新町名は同三十五年三月三十一日に西部土地区画整理事業により全面的な地番の改正が行われた。

昭和二十七年十一月十五日、本町にあった市役所は旭町に庁舎を新築して移転したが、これを契機として旭町地区が官庁街、文教地区として確立され、さらに公営住宅も建って広範な発展をみせた。このため、同三十三年十月三日には旭町と浜町の一部が四町に分割され、汐見町、旭町、末広町、港町となり三町が新たに設定された。旭町、末広町、港町の三町については旭町土地区画整理によって地番の改正も行われた。

緑町、木場町地区の鉄北地帯は、その昔はオテーネと呼ばれた湿地帯の多いところであったが、苫小牧港の築設にともなう掘込み土砂による埋立てが行われ急激に宅地化され、公営住宅街、商店街、工場とその社宅が建設され、めざましい発展ぶりであった。そこで、緑町の一部、木場町の一部が整理され、緑町、音羽町、双葉町、住吉町、三光町、木場町、春日町となり、旧来からの発展地を中心とする緑町、木場町と、商店街・飲食店の音羽町、商店街と住宅地の双葉町、公営住宅を中心とする住吉町、工場とその住宅地の三光町とそれぞれ特長を持った町が誕生した。さらに、同年十一月十五日には第一および第二土地区画整理外の緑町の一部、木場町の一部が清水町、美園町となり、春日町、木場町にもその一部が編入された。

改正年月日	旧名称	新名称	備考
昭和二九・三・一五	弥生町	元町、矢代町、弥生町、西弥生町、白金町	旧弥生町の一部を元町に編入した部分のみ地番改正
三三・一〇・三	旭町の一部（一番地～五二番地の六） 浜町の一部（一番地～一九番地）	汐見町	旧旭町の部分は地番変更せず
三五・三・三一	旭町（一番地～五二番地の六を除く）	旭町、末広町、港町	旭町土地区画整理による
三九・一〇・一五	矢代町、弥生町、西弥生町、白金町	矢代町、弥生町、西弥生町、白金町（地番のみ改正）	西部土地区画整理による
三九・一一・一五	緑町の一部、木場町の一部、字高丘の一部	緑町、音羽町、双葉町、住吉町、三光町、木場町、春日町	第一、第二土地区画整理による
	緑町の一部、木場町の一部	美園町、清水町、春日町、木場町	土地区画整理以外

（町名地番改正経過、苫小牧市より作成）

住居表示による新町名の設定　昭和三十七年町名や番地の混乱を整備して、〝わかりやすく、さがしやすい合理的〟なマチづくりを目的として「住居表示に関する法律」が公布施行されたが、苫小牧市においてもこの住居表示を実施するため、同四十四年八月には「苫小牧市住居表示整備審議会」が設置され、合理的な住居表示制度を実施することになった。

この法律による新しい住居表示の方法は、町の名称に「街区符号」と「住居番号」を用いる街区方式で、苫小牧では昭和四十五年七月一日から部分的に実施されている。だが、この町名決定にあたってはわかりやすくて合理的ということに終始しすぎる傾向があって、町内会などを通じて要望意見は審議会にも反映されているが、一部の住民からは地名は長い間の人間生活の中から自然的に、あるいはその必要性から生れるもので、審議会では歴史的な由来、由緒、地

理的事情などを十分考慮していないという批判もあり、中野地区の町名設定にあたっては「中野」という町名をなくするということから地元住民の反対をうけ、新中野町、元中野町という形で残すことになった。

この住居表示によって新しい町名が設定されているが、「西町」のように昭和三年にはじめて設けられた古い町名が姿を消しているのである。次に、各年実施されている住居表示による町名変更一覧表をあげれば次のとおりである。

改正年月日	新町名	旧町の区域
昭和四五・七・一	錦町一丁目	錦町の一部
	錦町二丁目	錦町の一部
	栄町一丁目	栄町・大町の一部
	栄町二丁目	栄町の一部
	栄町三丁目	栄町の一部
	大町一丁目	大町の一部
	大町二丁目	大町の一部
	寿町一丁目	大町の一部
	寿町二丁目	大町の一部
	本町一丁目	本町の一部
	本町二丁目	本町の一部
	幸町一丁目	幸町の一部
	幸町二丁目	幸町の一部
	本幸町一丁目	本町・浜町の一部

改正年月日	新町名	旧町の区域
昭和四五・二・二	本幸町二丁目	本町・幸町の一部
	浜町一丁目	浜町の一部
	浜町二丁目	浜町の一部
	高砂町一丁目	浜町・栄町の一部
	高砂町二丁目	浜町・大町・栄町の一部
	山手町一丁目	山手町・字高丘の一部
	山手町二丁目	山手町の一部
	北光町一丁目	山手町の一部
	北光町二丁目	山手町の一部
	北光町三丁目	山手町の一部
	北光町四丁目	山手町の一部
	見山町一丁目	山手町の一部
	見山町二丁目	山手町の一部

改正年月日	新町名	旧町の区域
昭和四六・八・一	見山町三丁目	山手町の一部
	見山町四丁目	山手町の一部
	花園町一丁目	山手町の一部
	花園町二丁目	山手町の一部
	花園町三丁目	山手町の一部
	花園町四丁目	山手町の一部
	啓北町一丁目	山手町・字糸井の一部
	啓北町二丁目	山手町・字糸井の一部
	松風町	山手町・字糸井の一部
	元町一丁目	
	元町二丁目	
	元町三丁目	
	矢代町一丁目	

昭和四六・八・一		昭和四七・八・一	
矢代町二丁目	元町・矢代町・西弥生町の一部	旭町一丁目	旭町の一部
矢代町三丁目	元町・矢代町・西弥生町の一部	旭町二丁目	旭町の一部
弥生町一丁目	弥生町・白金町・西弥生町の一部	旭町三丁目	旭町の一部
弥生町二丁目	西弥生町・白金町・西町の一部	旭町四丁目	旭町の一部
白金町一丁目	白金町の一部	末広町一丁目	末広町の一部
白金町二丁目	西町・白金町の一部	末広町二丁目	末広町の一部
青葉町一丁目	西町の一部	末広町三丁目	末広町・字中野の一部
青葉町二丁目	西町・字糸井の一部		
大成町一丁目	西町の一部		
大成町二丁目	西町・字糸井の一部		
新富町一丁目	西町の一部		
新富町二丁目	西町の一部		

		昭和四六・七・一	
若草町一丁目	東町・字中野の一部	音羽町一丁目	音羽町の一部
若草町二丁目	東町の一部	音羽町二丁目	音羽町の一部
若草町三丁目	東町の一部	双葉町一丁目	双葉町の一部
若草町四丁目	東町の一部	双葉町二丁目	双葉町の一部
若草町五丁目	東町・字中野の一部	双葉町三丁目	双葉町の一部
		住吉町一丁目	住吉町の一部
		住吉町二丁目	住吉町の一部
		泉町一丁目	住吉町・美園町の一部
		泉町二丁目	住吉町・美園町・字高丘の一部
		美園町一丁目	美園町・三光町の一部
		美園町二丁目	美園町・三光町の一部
		美園町三丁目	美園町の一部
		美園町四丁目	美園町の一部

		昭和四九・九・一	
日の出町一丁目	三光町の一部	新中野町一丁目	字中野の一部
日の出町二丁目	三光町の一部	新中野町二丁目	字中野の一部
（未実施地）	三光町の一部	新中野町三丁目	字中野の一部
		元中野町一丁目	字中野の一部
		元中野町二丁目	字中野・港町の一部
		元中野町三丁目	字中野の一部
		元中野町四丁目	字中野の一部
		港町一丁目	港町・字中野の一部
		港町二丁目	港町・字中野の一部
		船見町一丁目	字中野の一部
		船見町二丁目	字中野の一部
		入船町一丁目	字中野の一部
		入船町二丁目	字中野の一部
		入船町三丁目	字中野の一部

（『住居表示新旧対照表』苫小牧市各年より作成）



住居表示による新町名図（昭和49年現在）

注(1)『苫小牧町会会議録』大正十一年　苫小牧町会
(2)『目でみる苫小牧の百年』昭和四十八年　苫小牧市